

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<h2>第7編 河川海岸編</h2> <h3>第1章 堤防・護岸</h3> <h4>第1節 適用</h4> <h5>1. 適用工種</h5> <p>本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <h5>2. 適用規定(1)</h5> <p>海岸土工は第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <h5>3. 適用規定(2)</h5> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <h5>4. 潮位観測</h5> <p>受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <h5>5. 異常気象対策</h5> <p>受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <h5>6. その他</h5> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <h4>第2節 適用すべき諸基準</h4> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月)  土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月)  農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成16年3月)</p>	<h2>第7編 河川海岸編</h2> <h3>第1章 堤防・護岸</h3> <h4>第1節 適用</h4> <h5>1. 適用工種</h5> <p>本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、護岸工、擁壁工、天端被覆工、波返工、裏法被覆工、カルバート工、排水構造物工、付属物設置工、構造物撤去工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <h5>2. 適用規定(1)</h5> <p>海岸土工は第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <h5>3. 適用規定(2)</h5> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <h5>4. 潮位観測</h5> <p>受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <h5>5. 異常気象対策</h5> <p>受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <h5>6. その他</h5> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <h4>第2節 適用すべき諸基準</h4> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針(案) (昭和51年12月)  土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針(案) (平成3年5月)  農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について(平成16年3月)</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第3節 軽量盛土工</b></p> <p><b>1-3-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-3-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2 軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第4節 地盤改良工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b> 本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-4-2 表層安定処理工</b> 表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4 表層安定処理工の規定による。</p> <p><b>1-4-3 パイルネット工</b> パイルネット工の施工については、第3編2-7-5 パイルネット工の規定による。</p> <p><b>1-4-4 パーチカルドレーン工</b> パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7 パーチカルドレーン工の規定による。</p> <p><b>1-4-5 締固め改良工</b> 締固め改良工の施工については、第3編2-7-8 締固め改良工の規定による。</p> <p><b>1-4-6 固結工</b> 固結工の施工については、第3編2-7-9 固結工の規定による。</p> <p><b>第5節 護岸基礎工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. コンクリート施工</b> 受注者は、護岸基礎のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。</p> <p><b>3. 目地の施工位置</b> 受注者は、護岸基礎の目地の施工位置は<b>設計図書</b>に従って施工しなければならない</p>	<p><b>第3節 軽量盛土工</b></p> <p><b>1-3-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-3-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2 軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第4節 地盤改良工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b> 本節は、地盤改良工として、表層安定処理工、パイルネット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-4-2 表層安定処理工</b> 表層安定処理工の施工については、第3編2-7-4 表層安定処理工の規定による。</p> <p><b>1-4-3 パイルネット工</b> パイルネット工の施工については、第3編2-7-5 パイルネット工の規定による。</p> <p><b>1-4-4 パーチカルドレーン工</b> パーチカルドレーン工の施工については、第3編2-7-7 パーチカルドレーン工の規定による。</p> <p><b>1-4-5 締固め改良工</b> 締固め改良工の施工については、第3編2-7-8 締固め改良工の規定による。</p> <p><b>1-4-6 固結工</b> 固結工の施工については、第3編2-7-9 固結工の規定による。</p> <p><b>第5節 護岸基礎工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. コンクリート施工</b> 受注者は、護岸基礎のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。</p> <p><b>3. 目地の施工位置</b> 受注者は、護岸基礎の目地の施工位置は<b>設計図書</b>に従って施工しなければならない</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>い。</p> <p><b>4.基礎の定着</b> 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。</p> <p><b>5.水密性の確保</b> 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、上部構造物との継目から背面土砂の流出を防止するため、水密性を確保するよう施工しなければならない。また、施工に際して遮水シート等を使用する場合は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>6.裏込め材の注入</b> 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。</p> <p><b>1-5-2 材 料</b></p> <p><b>1.一般事項</b> 護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>2.材料の品質</b> 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006 (割ぐり石) に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>3.捨石</b> 護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化または凍壊のおそれのないものとする。</p> <p><b>1-5-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>1-5-4 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>1-5-5 場所打コンクリート工</b></p> <p><b>1.一般事項</b> 受注者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。</p> <p><b>2.コンクリート基礎の施工</b> 受注者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。</p> <p><b>3.潮待作業</b> 受注者は、潮待作業で施工する場合には、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>い。</p> <p><b>4.基礎の定着</b> 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。</p> <p><b>5.水密性の確保</b> 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、上部構造物との継目から背面土砂の流出を防止するため、水密性を確保するよう施工しなければならない。また、施工に際して遮水シート等を使用する場合は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>6.裏込め材の注入</b> 受注者は、護岸基礎の施工にあたっては、裏込め材は締固め機械を用いて施工しなければならない。</p> <p><b>1-5-2 材 料</b></p> <p><b>1.一般事項</b> 護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>2.材料の品質</b> 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006 (割ぐり石) に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>3.捨石</b> 護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化または凍壊のおそれのないものとする。</p> <p><b>1-5-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>1-5-4 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>1-5-5 場所打コンクリート工</b></p> <p><b>1.一般事項</b> 受注者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。</p> <p><b>2.コンクリート基礎の施工</b> 受注者は、場所打コンクリート基礎の施工にあたっては、基礎地盤の締固めを行い平滑に整形しなければならない。</p> <p><b>3.潮待作業</b> 受注者は、潮待作業で施工する場合には、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>なお、これにより難しい場合には<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 水中コンクリートの施工</b> 受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5. コンクリートの打込み</b> 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、<b>設計図書</b>で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。</p> <p><b>6. 養生</b> コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p> <p><b>7. 目地</b> 受注者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。</p> <p><b>8. 継手部の施工</b> 受注者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型としなければならない。</p> <p><b>1-5-6 海岸コンクリートブロック工</b></p> <p><b>1. 型枠の使用</b> 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。</p> <p><b>2. はく離材</b> 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 型枠の組立</b> 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。</p> <p><b>4. コンクリートの打込み</b> 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。</p> <p><b>5. 脱型</b> 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。</p> <p><b>6. 養生</b> 受注者は、コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定によるなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p> <p><b>7. 脱型後の取扱い</b> 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。</p>	<p>なお、これにより難しい場合には<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 水中コンクリートの施工</b> 受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5. コンクリートの打込み</b> 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、<b>設計図書</b>で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。</p> <p><b>6. 養生</b> コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p> <p><b>7. 目地</b> 受注者は、場所打コンクリート基礎の目地は、上部構造物の目地と一致するように施工しなければならない。</p> <p><b>8. 継手部の施工</b> 受注者は、場所打コンクリート基礎と上部構造物との継手部の施工は鍵型としなければならない。</p> <p><b>1-5-6 海岸コンクリートブロック工</b></p> <p><b>1. 型枠の使用</b> 受注者は、製作にあたっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。</p> <p><b>2. はく離材</b> 受注者は、製作にあたっては、はく離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分なはく離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 型枠の組立</b> 受注者は、型枠の組立てにあたっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。</p> <p><b>4. コンクリートの打込み</b> 受注者は、コンクリートの打込みにあたっては、打継目を設けてはならない。</p> <p><b>5. 脱型</b> 受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。</p> <p><b>6. 養生</b> 受注者は、コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定によるなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p> <p><b>7. 脱型後の取扱い</b> 受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>8. 製作番号の表示</b> 受注者は、コンクリートブロック製作完了後、製作番号を表示しなければならない。</p> <p><b>9. 仮置き場所</b> 受注者は、仮置き場所の不陸を均さなければならない。</p> <p><b>10. コンクリートブロックの運搬</b> 受注者は、コンクリートブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p><b>11. コンクリートブロックの据付け</b> 受注者は、コンクリートブロックの据付けにあたっては、コンクリートブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>12. 間詰石の挿入禁止</b> 受注者は、据付けにあたって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。</p> <p><b>13. 噛み合せ石等の禁止</b> 受注者は、据付けにあたって、基礎面とブロックの間または、ブロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。</p> <p><b>14. 貝、海藻等異物の取除き</b> 受注者は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海藻等の異物を取り除き施工しなければならない。</p> <p><b>1-5-7 笠コンクリート工</b> 笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。</p> <p><b>1-5-8 基礎工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 基礎の施工については、第3編2-4-3基礎工（護岸）の規定による。</p> <p><b>2. プレキャスト基礎の運搬</b> 受注者は、プレキャスト基礎の運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p><b>1-5-9 矢板工</b> 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>第6節 護岸工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 本節は、護岸工として石積（張）工、海岸コンクリートブロック工、コンクリート</p>	<p><b>8. 製作番号の表示</b> 受注者は、コンクリートブロック製作完了後、製作番号を表示しなければならない。</p> <p><b>9. 仮置き場所</b> 受注者は、仮置き場所の不陸を均さなければならない。</p> <p><b>10. コンクリートブロックの運搬</b> 受注者は、コンクリートブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p><b>11. コンクリートブロックの据付け</b> 受注者は、コンクリートブロックの据付けにあたっては、コンクリートブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>12. 間詰石の挿入禁止</b> 受注者は、据付けにあたって、ブロック層における自然空隙に、間詰石の挿入をしてはならない。</p> <p><b>13. 噛み合せ石等の禁止</b> 受注者は、据付けにあたって、基礎面とブロックの間または、ブロックとブロックの間に噛み合せ石等をしてはならない。</p> <p><b>14. 貝、海藻等異物の取除き</b> 受注者は、コンクリートブロックを海中に一旦仮置きし据付ける場合は、ブロックの接合面に付着している貝、海藻等の異物を取り除き施工しなければならない。</p> <p><b>1-5-7 笠コンクリート工</b> 笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。</p> <p><b>1-5-8 基礎工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 基礎の施工については、第3編2-4-3基礎工（護岸）の規定による。</p> <p><b>2. プレキャスト基礎の運搬</b> 受注者は、プレキャスト基礎の運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p><b>1-5-9 矢板工</b> 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>第6節 護岸工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 本節は、護岸工として石積（張）工、海岸コンクリートブロック工、コンクリート</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>被覆工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 目地の施工位置</b> 受注者は、護岸の目地の施工位置は<b>設計図書</b>に従って施工しなければならない。</p> <p><b>3. 護岸のコンクリート施工</b> 受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第7編1-5-5場所打コンクリート工の規定による。</p> <p><b>4. コンクリート打込み</b> 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、<b>設計図書</b>で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。</p> <p><b>5. 表法被覆の基層（裏込め）の施工</b> 受注者は、表法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。</p> <p><b>6. 吸出防止材の敷設</b> 受注者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、<b>設計図書</b>によらなければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>1-6-2 材料</b></p> <p><b>1. 吸出し防止材</b> 吸出し防止材として使用する材料は、以下に掲げるものとする。</p> <p>(1) アスファルトマット (2) 合成繊維マット (3) 合成樹脂系マット (4) 帆布</p> <p><b>2. 一般事項</b> アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>3. アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープ</b> アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープは、径6～12mmで脱油処理されたものとし、滑止め金具を取付けるものとする。</p> <p><b>4. 設計図書の監督員の承諾（1）</b> 受注者は、アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5. 設計図書の監督員の承諾（2）</b> 合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用する。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は<b>設計図書</b>によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>被覆工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 目地の施工位置</b> 受注者は、護岸の目地の施工位置は<b>設計図書</b>に従って施工しなければならない。</p> <p><b>3. 護岸のコンクリート施工</b> 受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第7編1-5-5場所打コンクリート工の規定による。</p> <p><b>4. コンクリート打込み</b> 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、<b>設計図書</b>で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。</p> <p><b>5. 表法被覆の基層（裏込め）の施工</b> 受注者は、表法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。</p> <p><b>6. 吸出防止材の敷設</b> 受注者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、<b>設計図書</b>によらなければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>1-6-2 材料</b></p> <p><b>1. 吸出し防止材</b> 吸出し防止材として使用する材料は、以下に掲げるものとする。</p> <p>(1) アスファルトマット (2) 合成繊維マット (3) 合成樹脂系マット (4) 帆布</p> <p><b>2. 一般事項</b> アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>3. アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープ</b> アスファルトマット吊上げ用ワイヤーロープは、径6～12mmで脱油処理されたものとし、滑止め金具を取付けるものとする。</p> <p><b>4. 設計図書の監督員の承諾（1）</b> 受注者は、アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5. 設計図書の監督員の承諾（2）</b> 合成繊維マット及び帆布は、耐腐食性に富むものを使用する。また、マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び縫製部の引張強度は<b>設計図書</b>によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>6. 設計図書の見直し（3）</b> 合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、<b>設計図書</b>によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>7. 目地処理</b> 受注者はアスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。</p> <p><b>8. 止水板の種類及び規格</b> 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>1-6-3 石積（張）工</b> 石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。</p> <p><b>1-6-4 海岸コンクリートブロック工</b> 海岸コンクリートブロック工の施工については、第7編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>1-6-5 コンクリート被覆工</b></p> <p><b>1. 止水板の施工</b> 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p> <p><b>2. ダウエルバーの施工</b> 受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。</p> <p><b>3. コンクリート被覆の施工</b> 受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、<b>設計図書</b>に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず<b>設計図書</b>に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. コンクリート被覆の打継目</b> 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。</p> <p><b>5. 階段式のコンクリート被覆</b> 受注者は、コンクリート被覆が階段式の場合、階段のけあげ部に吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。</p> <p><b>6. 裏込石の施工</b> 受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。</p>	<p><b>6. 設計図書の見直し（3）</b> 合成樹脂系マットの厚さ、伸び、引裂、引張強度及び構造については、<b>設計図書</b>によるものとし、マットの形状寸法については、製作に先立ち<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>7. 目地処理</b> 受注者はアスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。</p> <p><b>8. 止水板の種類及び規格</b> 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>1-6-3 石積（張）工</b> 石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。</p> <p><b>1-6-4 海岸コンクリートブロック工</b> 海岸コンクリートブロック工の施工については、第7編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>1-6-5 コンクリート被覆工</b></p> <p><b>1. 止水板の施工</b> 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p> <p><b>2. ダウエルバーの施工</b> 受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。</p> <p><b>3. コンクリート被覆の施工</b> 受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、<b>設計図書</b>に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず<b>設計図書</b>に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. コンクリート被覆の打継目</b> 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。</p> <p><b>5. 階段式のコンクリート被覆</b> 受注者は、コンクリート被覆が階段式の場合、階段のけあげ部に吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。</p> <p><b>6. 裏込石の施工</b> 受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第7節 擁壁工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-7-3 場所打擁壁工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 堤体が扶壁式の場合の施工</b></p> <p>受注者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。</p> <p><b>3. 現場打擁壁の打継目及び目地の施工</b></p> <p>現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合には、第7編1-6-5コンクリート被覆工の規定による。</p> <p><b>4. 裏込石の施工</b></p> <p>受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割りまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。</p> <p><b>第8節 天端被覆工</b></p> <p><b>1-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>本節は、天端被覆工としてコンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 基礎材（路盤）及び天端被覆の施工</b></p> <p>受注者は、基礎材（路盤）及び天端被覆の施工にあたっては、路床面及び基礎材面（路盤面）に異常を発見した場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-8-2 コンクリート被覆工</b></p> <p><b>1. 車道として供用する場合</b></p> <p>コンクリート被覆を車道として供用する場合には、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p><b>2. 目地の間隔</b></p> <p>受注者は、コンクリート被覆の目地の間隔は、3～5mに1ヶ所とし、1つおきに</p>	<p><b>第7節 擁壁工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-7-3 場所打擁壁工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 堤体が扶壁式の場合の施工</b></p> <p>受注者は、堤体が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。</p> <p><b>3. 現場打擁壁の打継目及び目地の施工</b></p> <p>現場打擁壁に打継目及び目地を施工する場合には、第7編1-6-5コンクリート被覆工の規定による。</p> <p><b>4. 裏込石の施工</b></p> <p>受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割りまたはクラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。</p> <p><b>第8節 天端被覆工</b></p> <p><b>1-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>本節は、天端被覆工としてコンクリート被覆工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 基礎材（路盤）及び天端被覆の施工</b></p> <p>受注者は、基礎材（路盤）及び天端被覆の施工にあたっては、路床面及び基礎材面（路盤面）に異常を発見した場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-8-2 コンクリート被覆工</b></p> <p><b>1. 車道として供用する場合</b></p> <p>コンクリート被覆を車道として供用する場合には、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p><b>2. 目地の間隔</b></p> <p>受注者は、コンクリート被覆の目地の間隔は、3～5mに1ヶ所とし、1つおきに</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>表法被覆の目地と一致させなければならない。</p> <p><b>第9節 波返工</b></p> <p><b>1-9-1 一般事項</b></p> <p>本節は、波返工として波返工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-9-2 材 料</b></p> <p><b>1. 波返工に使用する止水板</b></p> <p>波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>2. 海岸堤防等の止水板</b></p> <p>受注者は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニル製止水板を用いるものとするが、変位が5cm以上の場合はゴム製止水板としなければならない。</p> <p><b>1-9-3 波返工</b></p> <p><b>1. 波返の施工</b></p> <p>受注者は、波返と護岸が一体となるように施工しなければならない。また、波返と堤体(表法被覆)との接続部分は滑らかな曲線となるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 止水板の施工</b></p> <p>受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないよう設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p> <p><b>3. ダウエルバーの施工</b></p> <p>受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。</p> <p><b>4. コンクリート被覆の施工</b></p> <p>受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、<b>設計図書</b>に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず<b>設計図書</b>に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 打継目</b></p> <p>受注者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。</p> <p><b>第10節 裏法被覆工</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>本節は、裏法被覆工として石積(張)工、コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、法枠工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 目地の施工位置</b></p> <p>受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は<b>設計図書</b>に従って施工しなければなら</p>	<p>表法被覆の目地と一致させなければならない。</p> <p><b>第9節 波返工</b></p> <p><b>1-9-1 一般事項</b></p> <p>本節は、波返工として波返工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-9-2 材 料</b></p> <p><b>1. 波返工に使用する止水板</b></p> <p>波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>2. 海岸堤防等の止水板</b></p> <p>受注者は、海岸堤防等の止水板については、塩化ビニル製止水板を用いるものとするが、変位が5cm以上の場合はゴム製止水板としなければならない。<b>なお、種管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。止水板の構造は、第6編第3章第5節種門・種管本体工の図3-1を参照。</b></p> <p><b>1-9-3 波返工</b></p> <p><b>1. 波返の施工</b></p> <p>受注者は、波返と護岸が一体となるように施工しなければならない。また、波返と堤体(表法被覆)との接続部分は滑らかな曲線となるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 止水板の施工</b></p> <p>受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないよう設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p> <p><b>3. ダウエルバーの施工</b></p> <p>受注者は、ダウエルバーを施工するにあたっては、ダウエルバーの機能を損なわないよう施工しなければならない。</p> <p><b>4. コンクリート被覆の施工</b></p> <p>受注者は、コンクリート被覆の施工にあたっては、<b>設計図書</b>に示す位置以外の場所に打継目を設けてはならない。やむを得ず<b>設計図書</b>に示す以外の場所に打継目を設ける場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 打継目</b></p> <p>受注者は、波返と護岸との打継目は法面に対して直角になるように施工しなければならない。</p> <p><b>第10節 裏法被覆工</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>本節は、裏法被覆工として石積(張)工、コンクリートブロック工、コンクリート被覆工、法枠工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 目地の施工位置</b></p> <p>受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は<b>設計図書</b>に従って施工しなければなら</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>い。</p> <p>なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させるものとする。</p> <p><b>3.コンクリート打込み</b> 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、<b>設計図書</b>で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。</p> <p><b>4.裏法被覆の基層（裏込め）の施工</b> 受注者は、裏法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。</p> <p><b>5.基礎材の施工</b> 受注者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-10-2 石積（張）工</b> 石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。</p> <p><b>1-10-3 コンクリートブロック工</b> コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>1-10-4 コンクリート被覆工</b> 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。</p> <p><b>1-10-5 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>第11節 カルバート工</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1.一般事項（1）</b> 本節は、カルバート工としてプレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.一般事項（2）</b> 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「<b>道路土工—カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工</b>の規定」（日本道路協会、平成22年3月）によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3.一般事項（3）</b> 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</p>	<p>い。</p> <p>なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させるものとする。</p> <p><b>3.コンクリート打込み</b> 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、<b>設計図書</b>で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。</p> <p><b>4.裏法被覆の基層（裏込め）の施工</b> 受注者は、裏法被覆の基層（裏込め）の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。</p> <p><b>5.基礎材の施工</b> 受注者は、基礎材の施工にあたっては、裏法面及び基礎材面に異常を発見した場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-10-2 石積（張）工</b> 石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。</p> <p><b>1-10-3 コンクリートブロック工</b> コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>1-10-4 コンクリート被覆工</b> 受注者は、コンクリート被覆に打継目を設ける場合は、法面に対して直角になるように施工しなければならない。</p> <p><b>1-10-5 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>第11節 カルバート工</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1.一般事項（1）</b> 本節は、カルバート工としてプレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.一般事項（2）</b> 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「<b>道路土工—カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要綱 2-7 排水施設の施工</b>の規定」（日本道路協会、平成22年3月）によらなければならない。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3.一般事項（3）</b> 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>1-11-2 材 料</b></p> <p>受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるが記載なき場合、「<b>道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b>」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-11-3 プレキャストカルバート工</b></p> <p>プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>第12節 排水構造物工</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b></p> <p>本節は、排水構造物工として作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、集水樹工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-12-3 側溝工</b></p> <p>受注者は、側溝及び側溝蓋の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p><b>1-12-4 集水樹工</b></p> <p>集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。</p> <p><b>1-12-5 管渠工</b></p> <p><b>1. 管渠工の施工</b></p> <p>受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. コンクリート管 コルゲートパイプ管の施工</b></p> <p>受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。</p> <p><b>3. 管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工</b></p> <p>受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工にあたっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。</p>	<p><b>1-11-2 材 料</b></p> <p>受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるが記載なき場合、「<b>道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b>」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-11-3 プレキャストカルバート工</b></p> <p>プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>第12節 排水構造物工</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b></p> <p>本節は、排水構造物工として作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、集水樹工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-12-3 側溝工</b></p> <p>受注者は、側溝及び側溝蓋の据付けにあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p><b>1-12-4 集水樹工</b></p> <p>集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。</p> <p><b>1-12-5 管渠工</b></p> <p><b>1. 管渠工の施工</b></p> <p>受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. コンクリート管 コルゲートパイプ管の施工</b></p> <p>受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管の施工にあたっては、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。</p> <p><b>3. 管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工</b></p> <p>受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工にあたっては、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように左右均等に層状に締固めなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>4. ソケット付の管の布設</b> 受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。</p> <p><b>5. 管の据付け</b> 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>6. 管の切断</b> 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は取換えなければならない。</p> <p><b>7. コルゲートパイプの布設</b> 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。</p> <p>(2) 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については<b>設計図書</b>によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合においては、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>8. ダクタイル鋳鉄管の布設</b> 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について以下の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）及び JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、<b>設計図書</b>に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したU型またはU F型の継手を用いなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、継手接合部に受口表示マークの管種を<b>確認</b>し、<b>設計図書</b>と照合しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを<b>確認</b>した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、鋳鉄管の塗装にあたって使用材料は<b>設計図書</b>に明示したのとし、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去した後に施工しなければならない。</p>	<p><b>4. ソケット付の管の布設</b> 受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。</p> <p><b>5. 管の据付け</b> 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>6. 管の切断</b> 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は取換えなければならない。</p> <p><b>7. コルゲートパイプの布設</b> 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。</p> <p>(2) 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については<b>設計図書</b>によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合においては、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>8. ダクタイル鋳鉄管の布設</b> 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について以下の事項により施工しなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）及び JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、<b>設計図書</b>に明示した場合を除き、伸縮性と可撓性を持つメカニカルタイプで離脱防止を具備したU型またはU F型の継手を用いなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、継手接合部に受口表示マークの管種を<b>確認</b>し、<b>設計図書</b>と照合しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを<b>確認</b>した上で、メーカーの表示マークの中心部分を管頂にして据付けなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、継手接合に従事する配管工にダクタイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、鋳鉄管の塗装にあたって使用材料は<b>設計図書</b>に明示したのとし、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去した後に施工しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>(8) 受注者は、現場で切断した管の切断面や塗装面に傷、はがれが生じた場合は、さびやその他の付着物、水分を除去した後に塗装しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、現場塗装した箇所が乾燥するまで铸铁管を移動させてはならない。</p> <p><b>1-12-6 場所打水路工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 場所打水路工の施工にあたっては、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 潮待作業</b> 受注者は、潮待作業で施工する場合には、<b>設計図書</b>の施工条件明示による。なお、これにより難い場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 水中コンクリートの施工</b> 受注者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. コンクリート打込み</b> 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、<b>設計図書</b>で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。</p> <p><b>5. 水の流動防止</b> 受注者は、コンクリート打設後、<b>設計図書</b>に示す期間、水の流動を防がなければならない。</p> <p><b>6. 止水板の施工</b> 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p> <p><b>第13節 付属物設置工</b></p> <p><b>1-13-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-13-3 防止柵工</b> 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>1-13-4 境界工</b></p> <p><b>1. 境界杭の設置位置</b> 受注者は、境界杭の設置位置については、監督員の<b>指示</b>によらなければならない。</p>	<p>(8) 受注者は、現場で切断した管の切断面や塗装面に傷、はがれが生じた場合は、さびやその他の付着物、水分を除去した後に塗装しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、現場塗装した箇所が乾燥するまで铸铁管を移動させてはならない。</p> <p><b>1-12-6 場所打水路工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 場所打水路工の施工にあたっては、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 潮待作業</b> 受注者は、潮待作業で施工する場合には、<b>設計図書</b>の施工条件明示による。なお、これにより難い場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 水中コンクリートの施工</b> 受注者は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. コンクリート打込み</b> 受注者は、コンクリート打込みにあたっては、<b>設計図書</b>で指定のある箇所を除き打継目を設けてはならない。</p> <p><b>5. 水の流動防止</b> 受注者は、コンクリート打設後、<b>設計図書</b>に示す期間、水の流動を防がなければならない。</p> <p><b>6. 止水板の施工</b> 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように設置しなければならない。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p> <p><b>第13節 付属物設置工</b></p> <p><b>1-13-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り、埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-13-3 防止柵工</b> 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>1-13-4 境界工</b></p> <p><b>1. 境界杭の設置位置</b> 受注者は、境界杭の設置位置については、監督員の<b>指示</b>によらなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 境界杭の設置が困難な場合</b> 受注者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 杭（鉋）の設置</b> 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」「県」「市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p> <p><b>1-13-5 銘板工</b> 銘板工の施工については、第6編3-8-5銘板工の規定による。</p> <p><b>1-13-6 階段工</b> 階段工の施工については、第3編2-3-22階段工の規定による。</p> <p><b>第14節 付帯道路工</b></p> <p><b>1-14-1 一般事項</b> 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-14-3 路側防護柵工</b> 防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>1-14-4 舗装準備工</b> 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。</p> <p><b>1-14-5 アスファルト舗装工</b> アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>1-14-6 コンクリート舗装工</b> コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p>	<p>また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 境界杭の設置が困難な場合</b> 受注者は、埋設箇所が岩盤等で境界杭の設置が困難な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 杭（鉋）の設置</b> 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」「県」「市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p> <p><b>1-13-5 銘板工</b> 銘板工の施工については、第6編3-8-5銘板工の規定による。</p> <p><b>1-13-6 階段工</b> 階段工の施工については、第3編2-3-22階段工の規定による。</p> <p><b>第14節 付帯道路工</b></p> <p><b>1-14-1 一般事項</b> 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-14-3 路側防護柵工</b> 防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>1-14-4 舗装準備工</b> 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。</p> <p><b>1-14-5 アスファルト舗装工</b> アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>1-14-6 コンクリート舗装工</b> コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>1-14-7 薄層カラー舗装工</b> 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p> <p><b>1-14-8 側溝工</b> 側溝工の施工については、第7編1-12-3側溝工の規定による。</p> <p><b>1-14-9 集水樹工</b> 集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。</p> <p><b>1-14-10 縁石工</b> 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。</p> <p><b>1-14-11 区画線工</b> 区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。</p>	<p><b>1-14-7 薄層カラー舗装工</b> 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p> <p><b>1-14-8 側溝工</b> 側溝工の施工については、第7編1-12-3側溝工の規定による。</p> <p><b>1-14-9 集水樹工</b> 集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。</p> <p><b>1-14-10 縁石工</b> 縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。</p> <p><b>1-14-11 区画線工</b> 区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。</p>
<p><b>第15節 付帯道路施設工</b></p> <p><b>1-15-1 一般事項</b> 本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-15-2 境界工</b> 境界工の施工については、第7編1-13-4境界工の規定による。</p> <p><b>1-15-3 道路付属物工</b> 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p> <p><b>1-15-4 小型標識工</b> 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p>	<p><b>第15節 付帯道路施設工</b></p> <p><b>1-15-1 一般事項</b> 本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-15-2 境界工</b> 境界工の施工については、第7編1-13-4境界工の規定による。</p> <p><b>1-15-3 道路付属物工</b> 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p> <p><b>1-15-4 小型標識工</b> 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<h2>第2章 突堤・人工岬</h2>	<h2>第2章 突堤・人工岬</h2>
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b></p> <p>海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. 潮位観測の記録</b></p> <p>受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p><b>5. 避難場所の確保</b></p> <p>受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p><b>6. その他</b></p> <p>受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）  土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）  農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）</p> <p><b>第3節 軽量盛土工</b></p> <p><b>2-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-3-2 軽量盛土工</b></p> <p>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、突堤基礎工、突堤本体工、根固め工、消波工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b></p> <p>海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. 潮位観測の記録</b></p> <p>受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p><b>5. 避難場所の確保</b></p> <p>受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p><b>6. その他</b></p> <p>受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月）  土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月）  農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年3月）</p> <p><b>第3節 軽量盛土工</b></p> <p><b>2-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-3-2 軽量盛土工</b></p> <p>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第4節 突堤基礎工</b></p> <p><b>2-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、突堤基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 不陸修正の施工</b> 受注者は、不陸修正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。</p> <p><b>3. 突堤基礎の施工</b> 受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。</p> <p><b>2-4-2 材 料</b></p> <p><b>1. 突堤基礎工に使用する捨石</b> 突堤基礎工に使用する捨石は、第7編1-5-2材料の規定による。</p> <p><b>2. 中埋用栗石</b> 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。</p> <p><b>3. アスファルトマット、合成繊維マットの使用</b> 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、第7編1-6-2材料の規定による。</p> <p><b>2-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2-4-4 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>2-4-5 吸出し防止工</b></p> <p><b>1. 粗朶沈床工</b> 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴縮金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。</p> <p><b>2. 梢の向き</b> 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を海岸に平行と沖合に向けて組立てなければならない。</p> <p><b>3. 連柴の結束</b> 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て完了後、完全に結束しなければ</p>	<p><b>第4節 突堤基礎工</b></p> <p><b>2-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、突堤基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 不陸修正の施工</b> 受注者は、不陸修正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。</p> <p><b>3. 突堤基礎の施工</b> 受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。</p> <p><b>2-4-2 材 料</b></p> <p><b>1. 突堤基礎工に使用する捨石</b> 突堤基礎工に使用する捨石は、第7編1-5-2材料の規定による。</p> <p><b>2. 中埋用栗石</b> 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。</p> <p><b>3. アスファルトマット、合成繊維マットの使用</b> 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マットを使用する場合は、第7編1-6-2材料の規定による。</p> <p><b>2-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2-4-4 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>2-4-5 吸出し防止工</b></p> <p><b>1. 粗朶沈床工</b> 受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm毎に連柴縮金を用いて締付け、亜鉛引鉄線または、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。</p> <p><b>2. 梢の向き</b> 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を海岸に平行と沖合に向けて組立てなければならない。</p> <p><b>3. 連柴の結束</b> 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て完了後、完全に結束しなければ</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ならない。</p> <p><b>4. 沈設開始位置</b> 受注者は、粗朶沈床の設置にあたって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。</p> <p><b>5. 沈石の施工</b> 受注者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。</p> <p><b>6. 粗朶沈床の設置</b> 受注者は、粗朶沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の<b>確認</b>をしなければ上層沈設を行ってはならない。</p> <p><b>7. ふとんかごの詰石</b> 受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。</p> <p><b>8. ふとんかごの連結</b> 受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。</p> <p><b>9. ふとんかごの開口部の緊結</b> 受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。</p> <p><b>10. アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理</b> 受注者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。</p> <p><b>第5節 突堤本体工</b> <b>2-5-1 一般事項</b> <b>1. 適用工程</b> 本節は、突堤本体工として捨石工、被覆石工、被覆ブロック工、海岸コンクリートブロック工、既製杭工、詰杭工、矢板工、石枠工、場所打コンクリート工、ケーソン工、セルラー工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 受注者は、突堤本体のコンクリート施工にあたっては、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>3. コンクリート打込み</b> 受注者は、堤体工が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。</p> <p><b>4. コンクリート打設</b> 受注者は、堤体工が階段式の場合、階段のけ込み部の型枠は吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。</p> <p><b>5. 中詰の施工</b> 受注者は、中詰について、本体施工後速やかに施工しなければならない。</p>	<p>ならない。</p> <p><b>4. 沈設開始位置</b> 受注者は、粗朶沈床の設置にあたって、潮流による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。</p> <p><b>5. 沈石の施工</b> 受注者は、沈石の施工にあたって、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。</p> <p><b>6. 粗朶沈床の設置</b> 受注者は、粗朶沈床の設置にあたっては、多層の場合、下層の作業完了の<b>確認</b>をしなければ上層沈設を行ってはならない。</p> <p><b>7. ふとんかごの詰石</b> 受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。</p> <p><b>8. ふとんかごの連結</b> 受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。</p> <p><b>9. ふとんかごの開口部の緊結</b> 受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。</p> <p><b>10. アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理</b> 受注者は、アスファルトマット、合成繊維マットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。</p> <p><b>第5節 突堤本体工</b> <b>2-5-1 一般事項</b> <b>1. 適用工程</b> 本節は、突堤本体工として捨石工、被覆石工、被覆ブロック工、海岸コンクリートブロック工、既製杭工、詰杭工、矢板工、石枠工、場所打コンクリート工、ケーソン工、セルラー工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 受注者は、突堤本体のコンクリート施工にあたっては、第1編<b>第3</b>章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>3. コンクリート打込み</b> 受注者は、堤体工が扶壁式の場合、扶壁と表法被覆工は一体としてコンクリートを打込み、打継目を設けてはならない。</p> <p><b>4. コンクリート打設</b> 受注者は、堤体工が階段式の場合、階段のけ込み部の型枠は吊り型枠を用いて、天端までコンクリートを打設しなければならない。</p> <p><b>5. 中詰の施工</b> 受注者は、中詰について、本体施工後速やかに施工しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>6. 中詰の施工方法</b> 受注者は、中詰の施工方法について、ケーソン及びセルラーの各室の中詰量の差が極力生じないように行わなければならない。</p> <p><b>2-5-2 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>2-5-3 被覆石工</b> 受注者は、被覆石の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2-5-4 被覆ブロック工</b></p> <p><b>1. 施工上の注意</b> 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止につとめなければならない。</p> <p><b>2. 被覆ブロックの運搬</b> 受注者は、被覆ブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p><b>3. 被覆ブロックの据付け</b> 受注者は、被覆ブロックの据付けにあたっては、被覆ブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>2-5-5 海岸コンクリートブロック工</b> 海岸コンクリートブロック工の施工については、第7編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>2-5-6 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>2-5-7 詰杭工</b></p> <p><b>1. コンクリート杭の施工</b> コンクリート杭の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>2. コンクリートパネルの設置</b> 受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。</p> <p><b>3. かみ合せ石等の禁止</b> 受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合せ石等をしてはならない。</p> <p><b>4. 不陸整正</b> 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。</p>	<p><b>6. 中詰の施工方法</b> 受注者は、中詰の施工方法について、ケーソン及びセルラーの各室の中詰量の差が極力生じないように行わなければならない。</p> <p><b>2-5-2 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>2-5-3 被覆石工</b> 受注者は、被覆石の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2-5-4 被覆ブロック工</b></p> <p><b>1. 施工上の注意</b> 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止につとめなければならない。</p> <p><b>2. 被覆ブロックの運搬</b> 受注者は、被覆ブロックの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないように施工しなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。</p> <p><b>3. 被覆ブロックの据付け</b> 受注者は、被覆ブロックの据付けにあたっては、被覆ブロック相互の接合部において段差が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>2-5-5 海岸コンクリートブロック工</b> 海岸コンクリートブロック工の施工については、第7編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>2-5-6 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>2-5-7 詰杭工</b></p> <p><b>1. コンクリート杭の施工</b> コンクリート杭の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>2. コンクリートパネルの設置</b> 受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。</p> <p><b>3. かみ合せ石等の禁止</b> 受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合せ石等をしてはならない。</p> <p><b>4. 不陸整正</b> 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2-5-8 矢板工</b> 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>2-5-9 石枠工</b></p> <p><b>1. 型枠</b> 受注者は、コンクリート枠の製作に使用する型枠は、所定の形状のものとし、変形、破損等のないもので整備されたものを使用しなければならない。</p> <p><b>2. 製作番号の表示</b> 受注者は、コンクリート枠製作完了後、製作番号を表示しなければならない。</p> <p><b>3. 仮置き場所</b> コンクリート枠の仮置き場所は、突起等の不陸は均すものとする。</p> <p><b>4. コンクリートパネルの設置</b> 受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。</p> <p><b>5. かみ合わせ石等の禁止</b> 受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。</p> <p><b>6. 不陸整正</b> 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。</p> <p><b>2-5-10 場所打コンクリート工</b> 受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2-5-11 ケーソン工</b></p> <p><b>1. ケーソンと函台の絶縁</b> ケーソンと函台は、絶縁するものとする。</p> <p><b>2. 海上コンクリート打設</b> 受注者は、海上コンクリート打設については、打継面が、海水に洗われることのない状態において施工しなければならない。</p> <p><b>3. ケーソン製作時の配置</b> 受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合は、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置しなければならない。</p> <p><b>4. フローティングドックの調整</b> 受注者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち水平かつ平坦になるよう調整しなければならない。</p> <p><b>5. 製作完了後の表示</b> 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の<b>指示</b>によらなければならない。</p>	<p><b>2-5-8 矢板工</b> 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>2-5-9 石枠工</b></p> <p><b>1. 型枠</b> 受注者は、コンクリート枠の製作に使用する型枠は、所定の形状のものとし、変形、破損等のないもので整備されたものを使用しなければならない。</p> <p><b>2. 製作番号の表示</b> 受注者は、コンクリート枠製作完了後、製作番号を表示しなければならない。</p> <p><b>3. 仮置き場所</b> コンクリート枠の仮置き場所は、突起等の不陸は均すものとする。</p> <p><b>4. コンクリートパネルの設置</b> 受注者は、コンクリートパネルの設置については、パネル相互間に中詰石の挿入や転落石のはまり込みがないよう施工しなければならない。</p> <p><b>5. かみ合わせ石等の禁止</b> 受注者は、基礎面とブロックの間またはブロック相互の間に、かみ合わせ石等をしてはならない。</p> <p><b>6. 不陸整正</b> 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。</p> <p><b>2-5-10 場所打コンクリート工</b> 受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2-5-11 ケーソン工</b></p> <p><b>1. ケーソンと函台の絶縁</b> ケーソンと函台は、絶縁するものとする。</p> <p><b>2. 海上コンクリート打設</b> 受注者は、海上コンクリート打設については、打継面が、海水に洗われることのない状態において施工しなければならない。</p> <p><b>3. ケーソン製作時の配置</b> 受注者は、2函以上のケーソンを同一函台で製作する場合は、ケーソン相互間に支障が生じないよう配置しなければならない。</p> <p><b>4. フローティングドックの調整</b> 受注者は、フローティングドックの作業面を施工に先立ち水平かつ平坦になるよう調整しなければならない。</p> <p><b>5. 製作完了後の表示</b> 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督員の<b>指示</b>によらなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>6. ケーソン進水</b> 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを<b>確認</b>しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 進水方法及び進水時期</b> 受注者は、進水方法及び進水時期については、<b>設計図書</b>によらなければならない。これにより難い場合は<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>8. 斜路によるケーソン進水</b> 受注者は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業におけるケーソンの保身に努めなければならない。</p> <p><b>9. ジャッキアップ</b> 受注者は、製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、ケーソンの保身に努めなければならない。</p> <p><b>10. ドライドックによるケーソン進水</b> 受注者は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業におけるケーソンの保身に努めなければならない。</p> <p><b>11. ゲート浮上作業</b> 受注者は、ゲート浮上作業中、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、すりへりを与えないようにしなければならない。</p> <p><b>12. ゲート閉鎖</b> 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護につとめなければならない。</p> <p><b>13. 波浪、うねりが大きい場合のゲート閉鎖作業</b> 受注者は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。</p> <p><b>14. 吊り降し進水</b> 受注者は、吊り降し進水を行う場合は、施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保身に努めなければならない。</p> <p><b>15. 吊具の品質・形状寸法等</b> 吊具の品質・形状寸法等については、<b>設計図書</b>によるものとし、これより難い場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>16. 引き出し</b> ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。</p> <p><b>17. 進水完了後の異常確認</b> 受注者は、ケーソン進水完了後は、ケーソンに異常がないことを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>18. ケーソン仮置き</b> 受注者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p><b>6. ケーソン進水</b> 受注者は、ケーソン進水に先立ち、ケーソンに異常のないことを<b>確認</b>しなければならない。また、異常を発見した場合は、直ちに処置を行い、監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 進水方法及び進水時期</b> 受注者は、進水方法及び進水時期については、<b>設計図書</b>によらなければならない。これにより難い場合は<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>8. 斜路によるケーソン進水</b> 受注者は、斜路によるケーソン進水を行う場合、進水に先立ち斜路を詳細に調査し、進水作業におけるケーソンの保身に努めなければならない。</p> <p><b>9. ジャッキアップ</b> 受注者は、製作場及び斜路ジャッキ台でのジャッキアップは、偏心荷重とならないようジャッキを配置し、ケーソンの保身に努めなければならない。</p> <p><b>10. ドライドックによるケーソン進水</b> 受注者は、ドライドックによるケーソン進水を行う場合、進水に先立ちゲート前面を詳細に調査し、ゲート浮上及び進水作業におけるケーソンの保身に努めなければならない。</p> <p><b>11. ゲート浮上作業</b> 受注者は、ゲート浮上作業中、ゲート本体の側面及び底面への衝撃、すりへりを与えないようにしなければならない。</p> <p><b>12. ゲート閉鎖</b> 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護につとめなければならない。</p> <p><b>13. 波浪、うねりが大きい場合のゲート閉鎖作業</b> 受注者は、波浪、うねりが大きい場合の、ゲート閉鎖作業は極力避け、戸当たり面の損傷を避けなければならない。</p> <p><b>14. 吊り降し進水</b> 受注者は、吊り降し進水を行う場合は、施工ヤードを総合的に調査し、作業にともなうケーソンの保身に努めなければならない。</p> <p><b>15. 吊具の品質・形状寸法等</b> 吊具の品質・形状寸法等については、<b>設計図書</b>によるものとし、これより難い場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>16. 引き出し</b> ケーソンが自力で浮上するまでは、曳船等で引き出さないものとする。</p> <p><b>17. 進水完了後の異常確認</b> 受注者は、ケーソン進水完了後は、ケーソンに異常がないことを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>18. ケーソン仮置き</b> 受注者は、ケーソン仮置きに先立ち、ケーソンに異常のないことを<b>確認</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>19. ケーソン製作一般</b>            受注者は、ケーソンの仮置き及び据付け方法、曳航方法、寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>20. 各室の水位差</b>            受注者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1 m以内としなければならない。</p> <p><b>21. ケーソン仮置き後の異常確認</b>            受注者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>22. ケーソンの管理</b>            受注者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分注意し管理しなければならない。</p> <p><b>23. 曳航、回航</b>            受注者は、曳航、回航に先立ち監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>24. 曳航 回航に当たっての事故防止</b>            受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。</p> <p><b>25. ケーソンの安定</b>            受注者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。            また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。</p> <p><b>26. 曳航、回航完了後の異常確認</b>            受注者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>27. 回航中の寄港又は避難</b>            受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督員に<b>報告</b>しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>28. アスファルトマット使用の場合の目地</b>            アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とするものとする。</p> <p><b>29. 気象及び海象の調査</b>            受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けをしなければならない。</p> <p><b>30. 付着している貝 海藻等の除去</b>            受注者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海藻等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。</p>	<p><b>19. ケーソン製作一般</b>            受注者は、ケーソンの仮置き及び据付け方法、曳航方法、寄港地、避難場所、回航経路、連絡体制等については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>20. 各室の水位差</b>            受注者は、ケーソン仮置き及び据付けの際、注水時に各室の水位差は、1 m以内としなければならない。</p> <p><b>21. ケーソン仮置き後の異常確認</b>            受注者は、ケーソン仮置き完了後、ケーソンが所定の位置に異常なく仮置きされたことを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>22. ケーソンの管理</b>            受注者は、ケーソンの仮置き期間中、気象及び海象に十分注意し管理しなければならない。</p> <p><b>23. 曳航、回航</b>            受注者は、曳航、回航に先立ち監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>24. 曳航 回航に当たっての事故防止</b>            受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止につとめなければならない。</p> <p><b>25. ケーソンの安定</b>            受注者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。            また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。</p> <p><b>26. 曳航、回航完了後の異常確認</b>            受注者は、曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>27. 回航中の寄港又は避難</b>            受注者は、回航中、寄港または避難した場合は、ただちにケーソンの異常の有無を監督員に<b>連絡</b>しなければならない。また、目的地に到着時も同様にしなければならない。また、回航計画に定める地点を通過したときは、通過時刻及び異常の有無を同様に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>28. アスファルトマット使用の場合の目地</b>            アスファルトマットを摩擦増大マットとして使用する場合は突合せ目地とするものとする。</p> <p><b>29. 気象及び海象の調査</b>            受注者は、ケーソン据付けに先立ち気象及び海象をあらかじめ調査し、据付けに適切な時期を選定しケーソン据付けをしなければならない。</p> <p><b>30. 付着している貝 海藻等の除去</b>            受注者は、海中に仮置きされたケーソンを据付ける場合は、ケーソンの接触面に付着している貝、海藻等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>31. ケーソン据付け完了後の異常確認</b> 受注者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>2-5-12 セルラー工</b> <b>1. 製作番号の表示</b> 受注者は、セルラー製作完了後は、製作番号を表示しなければならない。</p> <p><b>2. セルラー仮置き場所</b> セルラー仮置き場所については、突起等の不陸は、均さなければならない。</p> <p><b>3. 海中に仮置きされたセルラーを据付け</b> 受注者は、海中に仮置きされたセルラーを据付ける場合は、セルラーの接触面に付着している貝、海藻等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。</p> <p><b>第6節 根固め工</b> <b>2-6-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、根固め工として捨石工、根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b> 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。</p> <p><b>2-6-2 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>2-6-3 根固めブロック工</b> 根固めブロック工の施工については、第7編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>第7節 消波工</b> <b>2-7-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、消波工として捨石工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b> 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。</p> <p><b>2-7-2 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p>	<p><b>31. ケーソン据付け完了後の異常確認</b> 受注者は、ケーソン据付け完了後は、ケーソンに異常のないことを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>2-5-12 セルラー工</b> <b>1. 製作番号の表示</b> 受注者は、セルラー製作完了後は、製作番号を表示しなければならない。</p> <p><b>2. セルラー仮置き場所</b> セルラー仮置き場所については、突起等の不陸は、均さなければならない。</p> <p><b>3. 海中に仮置きされたセルラーを据付け</b> 受注者は、海中に仮置きされたセルラーを据付ける場合は、セルラーの接触面に付着している貝、海藻等を据付けに支障がない程度に取り除かなければならない。</p> <p><b>第6節 根固め工</b> <b>2-6-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、根固め工として捨石工、根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b> 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。</p> <p><b>2-6-2 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>2-6-3 根固めブロック工</b> 根固めブロック工の施工については、第7編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>第7節 消波工</b> <b>2-7-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、消波工として捨石工、消波ブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b> 受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。</p> <p><b>2-7-2 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2-7-3 消波ブロック工</b></p> <p>消波ブロック工の施工については、第7編1-5-6 海岸コンクリートブロック工の規定による。</p>	<p><b>2-7-3 消波ブロック工</b></p> <p>消波ブロック工の施工については、第7編1-5-6 海岸コンクリートブロック工の規定による。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<h3>第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）</h3>	<h3>第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）</h3>
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、海岸工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. 潮位観測の記録</b> 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p><b>5. 避難場所確保及び退避設備</b> 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p><b>6. その他</b> 受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、海岸工事における海域堤基礎工、海域堤本体工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. 潮位観測の記録</b> 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p><b>5. 避難場所確保及び退避設備</b> 受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p><b>6. その他</b> 受注者は、特に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p>
<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月） 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月） 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年4月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。 土木学会 海洋コンクリート構造物設計施工指針（案）（昭和51年12月） 土木学会 水中不分離性コンクリート設計施工指針（案）（平成3年5月） 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について（平成16年4月）</p>
<p><b>第3節 海域堤基礎工</b></p> <p><b>3-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、海域堤基礎工として捨石工、吸出し防止工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 不陸整正</b> 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。</p>	<p><b>第3節 海域堤基礎工</b></p> <p><b>3-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、海域堤基礎工として捨石工、吸出し防止工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 不陸整正</b> 受注者は、不陸整正の施工にあたっては、表面を平坦に仕上げなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3. 突堤基礎</b> 受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。</p> <p><b>3-3-2 材 料</b></p> <p><b>1. 捨石</b> 海城堤基礎工に使用する捨石は、第7編1-5-2材料の規定による。</p> <p><b>2. 中埋用栗石</b> 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。</p> <p><b>3. 適用規定</b> 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、第7編1-6-2材料の規定による。</p> <p><b>3-3-3 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>3-3-4 吸出し防止工</b></p> <p><b>1. ふとんかごの詰石</b> 受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。</p> <p><b>2. ふとんかごの連結</b> 受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。</p> <p><b>3. ふとんかごの開口部の緊結</b> 受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。</p> <p><b>4. アスファルトマットの目地処理</b> 受注者は、アスファルトマットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。</p> <p><b>第4節 海城堤本体工</b></p> <p><b>3-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、海城堤本体工として捨石工、海岸コンクリートブロック工、ケーソン工、セルラー工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 海城堤本体工の施工</b> 海城堤本体工の施工については、第7編2-5-1一般事項の規定による。</p>	<p><b>3. 突堤基礎</b> 受注者は、突堤基礎の施工にあたっては、基礎地盤上に確実に定着させなければならない。</p> <p><b>3-3-2 材 料</b></p> <p><b>1. 捨石</b> 海城堤基礎工に使用する捨石は、第7編1-5-2材料の規定による。</p> <p><b>2. 中埋用栗石</b> 吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石はおおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用するものとする。</p> <p><b>3. 適用規定</b> 吸出し防止工にアスファルトマット、合成繊維マット、合成樹脂系マット、帆布を使用する場合は、第7編1-6-2材料の規定による。</p> <p><b>3-3-3 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>3-3-4 吸出し防止工</b></p> <p><b>1. ふとんかごの詰石</b> 受注者は、ふとんかごの詰石にあたっては、ふとんかごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。</p> <p><b>2. ふとんかごの連結</b> 受注者は、ふとんかごの連結にあたっては、ふとんかご用鉄線と同一の規格の鉄線で緊結しなければならない。</p> <p><b>3. ふとんかごの開口部の緊結</b> 受注者は、ふとんかごの開口部を詰石後、かごを形成するものと同一の規格の鉄線をもって緊結しなければならない。</p> <p><b>4. アスファルトマットの目地処理</b> 受注者は、アスファルトマットの目地処理は重ね合わせとし、重ね合わせ幅は50cm以上としなければならない。</p> <p><b>第4節 海城堤本体工</b></p> <p><b>3-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、海城堤本体工として捨石工、海岸コンクリートブロック工、ケーソン工、セルラー工、場所打コンクリート工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 海城堤本体工の施工</b> 海城堤本体工の施工については、第7編2-5-1一般事項の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3-4-2 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>3-4-3 海岸コンクリートブロック工</b> 海岸コンクリートブロック工の施工については、第7編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>3-4-4 ケーソン工</b> ケーソン工の施工については、第7編2-5-11ケーソン工の規定による。</p> <p><b>3-4-5 セルラー工</b> セルラー工の施工については、第7編2-5-12セルラー工の規定による。</p> <p><b>3-4-6 場所打コンクリート工</b> 受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p>	<p><b>3-4-2 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>3-4-3 海岸コンクリートブロック工</b> 海岸コンクリートブロック工の施工については、第7編1-5-6海岸コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>3-4-4 ケーソン工</b> ケーソン工の施工については、第7編2-5-11ケーソン工の規定による。</p> <p><b>3-4-5 セルラー工</b> セルラー工の施工については、第7編2-5-12セルラー工の規定による。</p> <p><b>3-4-6 場所打コンクリート工</b> 受注者は、場所打コンクリート工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<h2>第4章 浚渫（海岸）</h2>	<h2>第4章 浚渫（海岸）</h2>
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工事</b> 本章は、海岸工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫土処理工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 仮設工</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. 潮位観測の記録</b> 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工事</b> 本章は、海岸工事における浚渫工（ポンプ浚渫船）、浚渫工（グラブ船）、浚渫土処理工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 仮設工</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. 潮位観測の記録</b> 受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p>
<p><b>第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）</b></p> <p><b>4-2-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工、作業船及び機械運転工、配土工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 浚渫作業</b> 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3. 避難場所の確保及び退避設備</b> 受注者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p><b>4. 支障物件の落下</b> 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に<b>報告</b>するとともに、速やかに取り除かなければならない。</p> <p><b>5. 標識及び量水標の設置</b> 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。</p> <p><b>第3節 浚渫工（ポンプ浚渫船）</b></p> <p><b>4-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船）として浚渫船運転工、作業船及び機械運転工、配土工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 浚渫作業</b> 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3. 避難場所の確保及び退避設備</b> 受注者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p><b>4. 支障物件の落下</b> 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に<b>連絡</b>するとともに、速やかに取り除かなければならない。</p> <p><b>5. 標識及び量水標の設置</b> 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>6. 海象・気象の調査</b> 受注者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。</p> <p><b>7. 船の固定、海水汚濁等防止対策</b> 受注者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。</p> <p><b>4-2-2 浚渫船運転工</b> 浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3 浚渫船運転工の規定による。</p> <p><b>4-2-3 作業船及び機械運転工</b> 作業船及び機械運転工の施工については、第6編2-2-3 作業船及び機械運転工の規定による。</p> <p><b>4-2-4 配土工</b></p> <p><b>1. 配土工の施工</b> 配土工の施工については、第3編2-16-2 配土工の規定による。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b> 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければならない。</p> <p><b>第3節 浚渫工（グラブ船）</b></p> <p><b>4-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、浚渫工（グラブ船）として浚渫船運転工、作業船運転工、配土工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 浚渫仕様</b> 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3. 避難場所の確保及び退避設備の対策</b> 受注者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p><b>4. 支障物件の落下</b> 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に<b>報告</b>するとともに、速やかに取り除かなければならない。</p> <p><b>5. 標識及び量水標の設置</b> 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。</p>	<p><b>6. 海象・気象の調査</b> 受注者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。</p> <p><b>7. 船の固定、海水汚濁等防止対策</b> 受注者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。</p> <p><b>4-3-2 浚渫船運転工</b> 浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3 浚渫船運転工の規定による。</p> <p><b>4-3-3 作業船及び機械運転工</b> 作業船及び機械運転工の施工については、第6編2-3-3 作業船及び機械運転工の規定による。</p> <p><b>4-3-4 配土工</b></p> <p><b>1. 配土工の施工</b> 配土工の施工については、第3編2-16-2 配土工の規定による。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b> 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければならない。</p> <p><b>第4節 浚渫工（グラブ船）</b></p> <p><b>4-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、浚渫工（グラブ船）として浚渫船運転工、作業船運転工、配土工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 浚渫仕様</b> 受注者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3. 避難場所の確保及び退避設備の対策</b> 受注者は、浚渫工の施工については、施工前に台風等の異常気象に備えて作業船及び作業に使用する機械の避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p><b>4. 支障物件の落下</b> 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督員に<b>報告</b>するとともに、速やかに取り除かなければならない。</p> <p><b>5. 標識及び量水標の設置</b> 受注者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>6. 気象・海象の調査</b>            受注者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。</p> <p><b>7. 船の固定、海水汚濁等防止対策</b>            受注者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。</p> <p><b>4-3-2 浚渫船運転工</b>            浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3 浚渫船運転工の規定による。</p> <p><b>4-3-3 作業船運転工</b>            作業船運転工の施工については、第6編2-3-3 作業船運転工の規定による。</p> <p><b>4-3-4 配土工</b>            配土工の施工については、第3編2-16-2 配土工の規定による。</p> <p><b>第4節 浚渫土処理工</b></p> <p><b>4-4-1 一般事項</b>            本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-4-2 浚渫土処理工</b>            受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編2-5-2 浚渫土処理工の規定による。</p>	<p><b>6. 気象・海象の調査</b>            受注者は浚渫工の施工において、潮位及び潮流、波浪、風浪等の海象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査しなければならない。</p> <p><b>7. 船の固定、海水汚濁等防止対策</b>            受注者は、浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の海水汚濁等についての対策を講じなければならない。</p> <p><b>4-4-2 浚渫船運転工</b>            浚渫船運転工の施工については、第3編2-16-3 浚渫船運転工の規定による。</p> <p><b>4-4-3 作業船運転工</b>            作業船運転工の施工については、第6編2-4-3 作業船運転工の規定による。</p> <p><b>4-4-4 配土工</b>            配土工の施工については、第3編2-16-2 配土工の規定による。</p> <p><b>第5節 浚渫土処理工</b></p> <p><b>4-5-1 一般事項</b>            本節は、浚渫土処理工として浚渫土処理工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-5-2 浚渫土処理工</b>            受注者は、浚渫土処理工にあたっては、第6編2-6-2 浚渫土処理工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<h2 style="margin: 0;">第5章 養 浜</h2>	<h2 style="margin: 0;">第5章 養 浜</h2>
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b>                      本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b>                      海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b>                      本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. 潮位観測の記録</b>                      受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p><b>5. 避難場所の確保及び退避設備の対策</b>                      受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p><b>6. 局所的な波浪 洗掘等の回避</b>                      受注者は、<b>設計図書</b>に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <p><b>7. 養浜の数量</b>                      受注者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。</p> <p><b>8. 浸食部分の再施工</b>                      受注者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。</p> <p><b>第2節 軽量盛土工</b></p> <p><b>5-2-1 一般事項</b>                      本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>5-2-2 軽量盛土工</b>                      軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b>                      本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂止工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b>                      海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b>                      本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. 潮位観測の記録</b>                      受注者は、工事期間中、1日1回は潮位観測を行い記録しておかなければならない。</p> <p><b>5. 避難場所の確保及び退避設備の対策</b>                      受注者は、台風等の異常気象に備えて施工前に、避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。</p> <p><b>6. 局所的な波浪 洗掘等の回避</b>                      受注者は、<b>設計図書</b>に指定のない限り、堤防・護岸工の仮締切等において海岸・港湾管理施設、許可工作物等に対する局所的な波浪、洗掘等を避けるような施工をしなければならない。</p> <p><b>7. 養浜の数量</b>                      受注者は養浜の数量においては、養浜施工断面の実測結果によらなければならない。</p> <p><b>8. 浸食部分の再施工</b>                      受注者は養浜済みの箇所に浸食があった場合は、監督員の出来高確認済みの部分を除き、再施工しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。</p> <p><b>第3節 軽量盛土工</b></p> <p><b>5-3-1 一般事項</b>                      本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>5-3-2 軽量盛土工</b>                      軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第3節 砂止工</b></p> <p><b>5-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b></p> <p>本節は、砂止工として根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.施工上の注意</b></p> <p>受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。</p> <p><b>5-3-2 根固めブロック工</b></p> <p>根固めブロック工の施工については、第7編1-5-6 海岸コンクリートブロック工の規定による。</p>	<p><b>第4節 砂止工</b></p> <p><b>5-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b></p> <p>本節は、砂止工として根固めブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.施工上の注意</b></p> <p>受注者は、投入にあたっては、濁り防止に十分注意しなければならない。</p> <p><b>5-4-2 根固めブロック工</b></p> <p>根固めブロック工の施工については、第7編1-5-6 海岸コンクリートブロック工の規定による。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）																														
<h2>第8編 砂防編</h2> <h3>第1章 砂防堰堤</h3> <h4>第1節 適用</h4> <h5>1. 適用工種</h5> <p>本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <h5>2. 適用規定（1）</h5> <p>砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p> <h5>3. 適用規定（2）</h5> <p>仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <h5>4. 適用規定（3）</h5> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <h5>5. 水位の観測</h5> <p>受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <h4>第2節 適用すべき諸基準</h4> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）</td> <td>（平成20年3月）</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（施工編）</td> <td>（平成25年3月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）</td> <td>（平成24年3月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋<b>塗装</b>・防食便覧</td> <td>（平成17年12月）</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（維持管理編）</td> <td>（平成21年3月）</td> </tr> </table> <h4>第3節 工場製作工</h4> <h5>1-3-1 一般事項</h5> <h5>1. 適用工種</h5> <p>本節は、工場製作工として鋼製堰堤製作工、鋼製堰堤仮設材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p>	土木学会	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	（平成20年3月）	土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成25年3月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）	（平成24年3月）	日本道路協会	鋼道路橋 <b>塗装</b> ・防食便覧	（平成17年12月）	土木学会	コンクリート標準示方書（維持管理編）	（平成21年3月）	<h2>第8編 砂防編</h2> <h3>第1章 砂防堰堤</h3> <h4>第1節 適用</h4> <h5>1. 適用工種</h5> <p>本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <h5>2. 適用規定（1）</h5> <p>砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p> <h5>3. 適用規定（2）</h5> <p>仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <h5>4. 適用規定（3）</h5> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <h5>5. 水位の観測</h5> <p>受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <h4>第2節 適用すべき諸基準</h4> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）</td> <td>（平成25年10月）</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（施工編）</td> <td>（平成25年3月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）</td> <td>（平成24年3月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋防食便覧</td> <td>（平成26年3月）</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（維持管理編）</td> <td>（平成21年3月）</td> </tr> </table> <h4>第3節 工場製作工</h4> <h5>1-3-1 一般事項</h5> <h5>1. 適用工種</h5> <p>本節は、工場製作工として鋼製堰堤製作工、鋼製堰堤仮設材製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p>	土木学会	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	（平成25年10月）	土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成25年3月）	日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）	（平成24年3月）	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）	土木学会	コンクリート標準示方書（維持管理編）	（平成21年3月）
土木学会	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	（平成20年3月）																													
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成25年3月）																													
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）	（平成24年3月）																													
日本道路協会	鋼道路橋 <b>塗装</b> ・防食便覧	（平成17年12月）																													
土木学会	コンクリート標準示方書（維持管理編）	（平成21年3月）																													
土木学会	コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）	（平成25年10月）																													
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	（平成25年3月）																													
日本道路協会	道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）	（平成24年3月）																													
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）																													
土木学会	コンクリート標準示方書（維持管理編）	（平成21年3月）																													

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> <p><b>3. 材料の品質</b> 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、<b>設計図書</b>に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。</p> <p><b>1-3-2 材 料</b> 工場製作工の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>1-3-3 鋼製堰堤製作工</b> 鋼製堰堤製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工</b> 製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>1-3-5 工場塗装工</b> 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b> 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-4-2 輸送工</b> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 軽量盛土工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-5-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第6節 法面工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> <p><b>3. 材料の品質</b> 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、<b>設計図書</b>に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。</p> <p><b>1-3-2 材 料</b> 工場製作工の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>1-3-3 鋼製堰堤製作工</b> 鋼製堰堤製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工</b> 製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>1-3-5 工場塗装工</b> 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b> 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-4-2 輸送工</b> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 軽量盛土工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-5-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第6節 法面工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2. 適用規定</b></p> <p>受注者は、法面の施工にあたって、「<b>道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3 設計と施工</b>」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）、「<b>のり枠工の設計・施工指針第 5 章施工</b>」（全国特定法面保護協会、平成 18 年 11 月）、「<b>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章施工</b>」（地盤工学会、平成 24 年 5 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-6-2 植生工</b></p> <p>植生工の施工については、第 3 編 2-14-2 植生工の規定による。</p> <p><b>1-6-3 法面吹付工</b></p> <p>法面吹付工の施工については、第 3 編 2-14-3 吹付工の規定による。</p> <p><b>1-6-4 法枠工</b></p> <p>法枠工の施工については、第 3 編 2-14-4 法枠工の規定による。</p> <p><b>1-6-5 法面施肥工</b></p> <p>法面施肥工の施工については、第 3 編 2-14-5 法面施肥工の規定による。</p> <p><b>1-6-6 アンカー工</b></p> <p>アンカー工の施工については、第 3 編 2-14-6 アンカー工の規定による。</p> <p><b>1-6-7 かご工</b></p> <p>かご工の施工については、第 3 編 2-14-7 かご工の規定による。</p> <p><b>第 7 節 仮締切工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、仮締切工として土砂・土のう締切工、コンクリート締切工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-7-2 土砂・土のう締切工</b></p> <p>土砂・土のう締切工の施工については、第 3 編 2-10-6 砂防仮締切工の規定による。</p> <p><b>1-7-3 コンクリート締切工</b></p> <p>コンクリート締切工の施工については、第 3 編 2-10-6 砂防仮締切工の規定による。</p>	<p><b>2. 適用規定</b></p> <p>受注者は、法面の施工にあたって、「<b>道路土工—のり面工・斜面安定工指針 3 設計と施工</b>」（日本道路協会、平成 21 年 6 月）、「<b>のり枠工の設計・施工指針第 8 章吹付枠工、第 9 章プレキャスト枠工、第 10 章現場打ちコンクリート枠工、第 11 章中詰工</b>」（全国特定法面保護協会、平成 25 年 10 月）、「<b>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第 7 章施工</b>」（地盤工学会、平成 24 年 5 月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-6-2 植生工</b></p> <p>植生工の施工については、第 3 編 2-14-2 植生工の規定による。</p> <p><b>1-6-3 法面吹付工</b></p> <p>法面吹付工の施工については、第 3 編 2-14-3 吹付工の規定による。</p> <p><b>1-6-4 法枠工</b></p> <p>法枠工の施工については、第 3 編 2-14-4 法枠工の規定による。</p> <p><b>1-6-5 法面施肥工</b></p> <p>法面施肥工の施工については、第 3 編 2-14-5 法面施肥工の規定による。</p> <p><b>1-6-6 アンカー工</b></p> <p>アンカー工の施工については、第 3 編 2-14-6 アンカー工の規定による。</p> <p><b>1-6-7 かご工</b></p> <p>かご工の施工については、第 3 編 2-14-7 かご工の規定による。</p> <p><b>第 7 節 仮締切工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、仮締切工として土砂・土のう締切工、コンクリート締切工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-7-2 土砂・土のう締切工</b></p> <p>土砂・土のう締切工の施工については、第 3 編 2-10-6 砂防仮締切工の規定による。</p> <p><b>1-7-3 コンクリート締切工</b></p> <p>コンクリート締切工の施工については、第 3 編 2-10-6 砂防仮締切工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第8節 コンクリート堰堤工</b></p> <p><b>1-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、コンクリート堰堤本體工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 不良岩の処理</b></p> <p>受注者は、破砕帯、断層及び局所的な不良岩の処理について、監督員に<b>報告し、指示</b>によらなければならない。</p> <p><b>3. 湧水の処理</b></p> <p>受注者は、基礎面における湧水の処理について、コンクリートの施工前までに<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 打継ぎ目の結合の処置</b></p> <p>受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継ぎ目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5. 新コンクリートの打継</b></p> <p>受注者は、旧コンクリートの材齢が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日（中2日）、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日（中3日）1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日（中4日）に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>6. コンクリートの打込み</b></p> <p>受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。</p> <p>なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>7. 養生についての承諾</b></p> <p>受注者は、本条6項の場合は、養生の方法及び期間について、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p><b>1. 作業土工の施工</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2. 大規模な発破</b></p> <p>受注者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。</p>	<p><b>第8節 コンクリート堰堤工</b></p> <p><b>1-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、コンクリート堰堤工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、コンクリート堰堤本體工、コンクリート側壁工、コンクリート副堰堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 不良岩の処理</b></p> <p>受注者は、破砕帯、断層及び局所的な不良岩の処理について、監督員に<b>報告し、指示</b>によらなければならない。</p> <p><b>3. 湧水の処理</b></p> <p>受注者は、基礎面における湧水の処理について、コンクリートの施工前までに<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 打継ぎ目の結合の処置</b></p> <p>受注者は、機械の故障、天候の変化その他の理由で、やむを得ず打継ぎ目を設けなければならない場合には、打継ぎ目の完全な結合を図るため、その処置について施工前に、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5. 新コンクリートの打継</b></p> <p>受注者は、旧コンクリートの材齢が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日（中2日）、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日（中3日）1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日（中4日）に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>6. コンクリートの打込み</b></p> <p>受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。</p> <p>なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>7. 養生についての承諾</b></p> <p>受注者は、本条6項の場合は、養生の方法及び期間について、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p><b>1. 作業土工の施工</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2. 大規模な発破</b></p> <p>受注者は、岩盤掘削等において、基礎岩盤をゆるめるような大規模な発破を行ってはならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3. 掘削作業</b> 受注者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。</p> <p><b>4. 基礎面の整形</b> 受注者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。</p> <p><b>5. 建設発生土受入れ地の排水、法面処理</b> 受注者は、<b>設計図書</b>により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。</p> <p><b>1-8-3 埋戻し工</b></p> <p><b>1. 承諾を得ない掘削土量</b> 受注者は、監督員の<b>承諾</b>を得ないで掘削した掘削土量の増加分は処理しなければならない。</p> <p><b>2. 埋戻し</b> 受注者は、本条1項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。</p> <p><b>1-8-4 コンクリート堰堤本体工</b></p> <p><b>1. 圧力水等による清掃</b> 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。</p> <p><b>2. 基礎岩盤及び水平打継目のコンクリート</b> 受注者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならない。</p> <p><b>3. モルタルの配合</b> モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。</p> <p><b>4. 水平打継目の処理</b> 受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除く<b>と共に</b>清掃しなければならない。</p> <p><b>5. 打込み高さ</b> 受注者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上1m以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くに、コンクリートを排出しなければならない。</p> <p><b>6. 振動機による締固め</b> 受注者は、コンクリートを、打込み箇所に運搬後、ただちに振動機で締固めなければならない。</p>	<p><b>3. 掘削作業</b> 受注者は、掘削にあたって、基礎面をゆるめないように施工するものとし、浮石などは除去しなければならない。</p> <p><b>4. 基礎面の整形</b> 受注者は、基礎面を著しい凹凸のないように整形しなければならない。</p> <p><b>5. 建設発生土受入れ地の排水、法面処理</b> 受注者は、<b>設計図書</b>により、建設発生土を指定された建設発生土受入れ地に運搬し、流出、崩壊が生じないように排水、法面処理を行わなければならない。</p> <p><b>1-8-3 埋戻し工</b></p> <p><b>1. 承諾を得ない掘削土量</b> 受注者は、監督員の<b>承諾</b>を得ないで掘削した掘削土量の増加分は処理しなければならない。</p> <p><b>2. 埋戻し</b> 受注者は、本条1項の埋戻しをコンクリートで行わなければならない。</p> <p><b>1-8-4 コンクリート堰堤本体工</b></p> <p><b>1. 圧力水等による清掃</b> 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ基礎岩盤面の浮石、堆積物、油及び岩片等を除去したうえで、圧力水等により清掃し、溜水、砂等を除去しなければならない。</p> <p><b>2. 基礎岩盤及び水平打継目のコンクリート</b> 受注者は、コンクリートを打込む基礎岩盤及び水平打継目のコンクリートについては、あらかじめ吸水させ、湿潤状態にしたうえで、モルタルを塗り込むように敷均さなければならない。</p> <p><b>3. モルタルの配合</b> モルタルの配合は本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。また、敷き込むモルタルの厚さは平均厚で、岩盤では2cm程度、水平打継目では1.5cm程度とするものとする。</p> <p><b>4. 水平打継目の処理</b> 受注者は、水平打継目の処理については、圧力水等により、レイタンス、雑物を取り除き、<b>コンクリート表面を粗にし</b>、清掃しなければならない。</p> <p><b>5. 打込み高さ</b> 受注者は、コンクリート打込み用バケットを、その下端が打込み面上1m以下に達するまで降ろし、打込み箇所のできるだけ近くに、コンクリートを排出しなければならない。</p> <p><b>6. 振動機による締固め</b> 受注者は、コンクリートを、打込み箇所に運搬後、ただちに振動機で締固めなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>7. 1層の厚さ</b> 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。</p> <p><b>8. 1リフトの高さ</b> 1リフトの高さは0.75m以上2.0m以下とし、同一区画内は、連続して打込むものとする。</p> <p><b>9. コンクリートの養生</b> 受注者は、コンクリートの養生を散水等により行わなければならない。コンクリートの養生方法については、外気温、配合、構造物の大きさを考慮して適切に行わなければならない。</p> <p><b>10. 止水板の接合</b> 受注者は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合としなければならない。</p> <p><b>11. 接合部の止水性の確認</b> 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p><b>12. 吸出し防止材の施工</b> 受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。</p> <p><b>13. 残存型枠工法の品質検査</b> 残存型枠工法を採用する際の品質検査については、コンクリートハンマーにより構造物の強度を判定するものとし、硬度測定箇所は本体工天端部とする。</p> <p><b>15. コンクリート打込み前</b> 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートが回り込むように締固めなければならない。</p> <p><b>1-8-5 コンクリート副堰堤工</b> コンクリート副堰堤工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>1-8-6 コンクリート側壁工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 植石張り</b> 受注者は、植石張りを、堤体と分離しないように施工しなければならない。</p> <p><b>3. 植石</b> 受注者は、植石を、その長手を流水方向に平行におこななければならない。</p>	<p><b>7. 1層の厚さ</b> 受注者は、1リフトを数層に分けて打込むときには、締固めた後の1層の厚さが、40～50cm以下を標準となるように打込まなければならない。</p> <p><b>8. 1リフトの高さ</b> 1リフトの高さは0.75m以上2.0m以下とし、同一区画内は、連続して打込むものとする。</p> <p><b>9. コンクリートの養生</b> 受注者は、コンクリートを一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定にあたっては、その効果を確かめ、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。</p> <p><b>10. 止水板の接合</b> 受注者は、止水板の接合において合成樹脂製の止水板を使用する場合は、突合わせ接合としなければならない。</p> <p><b>11. 接合部の止水性の確認</b> 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、監督員の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p><b>12. 吸出し防止材の施工</b> 受注者は、吸出し防止材の施工については、吸出し防止材を施工面に平滑に設置しなければならない。</p> <p><b>13. 残存型枠工法の品質検査</b> 残存型枠工法を採用する際の品質検査については、コンクリートハンマーにより構造物の強度を判定するものとし、硬度測定箇所は本体工天端部とする。</p> <p><b>14. コンクリート打込み前</b> 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートが回り込むように締固めなければならない。</p> <p><b>1-8-5 コンクリート副堰堤工</b> コンクリート副堰堤工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>1-8-6 コンクリート側壁工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 植石張り</b> 受注者は、植石張りを、堤体と分離しないように施工しなければならない。</p> <p><b>3. 植石</b> 受注者は、植石を、その長手を流水方向に平行におこななければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>4. 植石張りの目地モルタル</b></p> <p>受注者は、植石張りの目地モルタルについては、植石張り付け後ただちに施工するものとし、目地は押目地仕上げとしなければならない。</p> <p><b>1-8-7 間詰工</b></p> <p>間詰工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。なお、これにより難い場合は<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-8-8 水叩工</b></p> <p><b>1. コンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これにより難い場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難い場合は事前の試験を行い<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>第9節 鋼製堰堤工</b></p> <p><b>1-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 鋼製堰堤工の種類</b></p> <p>本節は、鋼製堰堤工として作業土工(床掘り、埋戻し)、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 現場塗装工</b></p> <p>受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p><b>1-9-2 材 料</b></p> <p>現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>1-9-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b></p> <p>作業土工の施工については、第8編1-8-2作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>1-9-4 埋戻し工</b></p> <p>埋戻し工の施工については、第8編1-8-3埋戻し工の規定による。</p>	<p><b>4. 植石張りの目地モルタル</b></p> <p>受注者は、植石張りの目地モルタルについては、植石張り付け後ただちに施工するものとし、目地は押目地仕上げとしなければならない。</p> <p><b>1-8-7 間詰工</b></p> <p>間詰工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。なお、これにより難い場合は<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-8-8 水叩工</b></p> <p><b>1. コンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、コンクリートの施工については、水平打継ぎをしてはならない。これにより難い場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難い場合は事前の試験を行い<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>第9節 鋼製堰堤工</b></p> <p><b>1-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 鋼製堰堤工の種類</b></p> <p>本節は、鋼製堰堤工として作業土工(床掘り、埋戻し)、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 現場塗装工</b></p> <p>受注者は、現場塗装工については、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p><b>1-9-2 材 料</b></p> <p>現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>1-9-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b></p> <p>作業土工の施工については、第8編1-8-2作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>1-9-4 埋戻し工</b></p> <p>埋戻し工の施工については、第8編1-8-3埋戻し工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>1-9-5 鋼製堰堤本体工</b></p> <p><b>1. 鋼製枠の吊り込み</b> 受注者は、鋼製枠の吊り込みにあたっては、塗装面に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>3. 倒れ防止</b> 受注者は、枠内中詰材施工前の倒れ防止については、堤長方向に切梁等によるおさえ等を施工しなければならない。</p> <p><b>4. 枠内中詰材投入</b> 受注者は、枠内中詰材投入の際には、鋼製枠に直接詰石、建設機械等が衝突しないようにしなければならない。</p> <p><b>5. 作業土工（埋戻し）</b> 受注者は、作業土工（埋戻し）の際に、鋼製枠に敷均しまたは締めめ機械が直接乗らないようにしなければならない。</p> <p><b>1-9-6 鋼製側壁工</b> 鋼製側壁工の施工については、第8編1-9-5鋼製堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>1-9-7 コンクリート側壁工</b> コンクリート側壁工の施工については、第8編1-8-6コンクリート側壁工の規定による。</p> <p><b>1-9-8 間詰工</b> 間詰工の施工については、第8編1-8-7間詰工の規定による。</p> <p><b>1-9-9 水叩工</b> 水叩工の施工については、第8編1-8-8水叩工の規定による。</p> <p><b>1-9-10 現場塗装工</b> 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。</p> <p><b>第10節 護床工・根固め工</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b> 本節は、護床工・根固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>1-9-5 鋼製堰堤本体工</b></p> <p><b>1. 鋼製枠の吊り込み</b> 受注者は、鋼製枠の吊り込みにあたっては、塗装面に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>3. 倒れ防止</b> 受注者は、枠内中詰材施工前の倒れ防止については、堤長方向に切梁等によるおさえ等を施工しなければならない。</p> <p><b>4. 枠内中詰材投入</b> 受注者は、枠内中詰材投入の際には、鋼製枠に直接詰石、建設機械等が衝突しないようにしなければならない。</p> <p><b>5. 作業土工（埋戻し）</b> 受注者は、作業土工（埋戻し）の際に、鋼製枠に敷均しまたは締めめ機械が直接乗らないようにしなければならない。</p> <p><b>1-9-6 鋼製側壁工</b> 鋼製側壁工の施工については、第8編1-9-5鋼製堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>1-9-7 コンクリート側壁工</b> コンクリート側壁工の施工については、第8編1-8-6コンクリート側壁工の規定による。</p> <p><b>1-9-8 間詰工</b> 間詰工の施工については、第8編1-8-7間詰工の規定による。</p> <p><b>1-9-9 水叩工</b> 水叩工の施工については、第8編1-8-8水叩工の規定による。</p> <p><b>1-9-10 現場塗装工</b> 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。</p> <p><b>第10節 護床工・根固め工</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b> 本節は、護床工・根固め工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>1-10-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第8編1-8-2作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>1-10-3 埋戻し工</b> 埋戻し工の施工については、第8編1-8-3埋戻し工の規定による。</p> <p><b>1-10-4 根固めブロック工</b> 根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。</p> <p><b>1-10-5 間詰工</b> 間詰工の施工については、第8編1-8-7間詰工の規定による。</p> <p><b>1-10-6 沈床工</b> 沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。</p> <p><b>1-10-7 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>1-10-8 元付工</b> 元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>第11節 砂防堰堤付属物設置工</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b> 本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-11-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>1-11-3 防止柵工</b> 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>1-11-4 境界工</b></p> <p><b>1.境界杭 (鉄) の設置位置</b> 受注者は、境界杭 (鉄) の設置位置については、監督員の<b>確認</b>を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に<b>連絡</b>しなければなら</p>	<p><b>1-10-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第8編1-8-2作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>1-10-3 埋戻し工</b> 埋戻し工の施工については、第8編1-8-3埋戻し工の規定による。</p> <p><b>1-10-4 根固めブロック工</b> 根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。</p> <p><b>1-10-5 間詰工</b> 間詰工の施工については、第8編1-8-7間詰工の規定による。</p> <p><b>1-10-6 沈床工</b> 沈床工の施工については、第3編2-3-18沈床工の規定による。</p> <p><b>1-10-7 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>1-10-8 元付工</b> 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>第11節 砂防堰堤付属物設置工</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b> 本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-11-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>1-11-3 防止柵工</b> 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>1-11-4 境界工</b></p> <p><b>1.境界杭 (鉄) の設置位置</b> 受注者は、境界杭 (鉄) の設置位置については、監督員の<b>確認</b>を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に<b>連絡</b>しなければなら</p>

改正前 (27年版)												
<p>ない。</p> <p><b>2. 掘削困難な場合の処置</b> 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、<b>設計図書</b>に示す深さまで掘削することが困難な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 杭（鉄）の設置</b> 受注者は、杭（鉄）の設置にあたっては、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」「県」「市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p> <p><b>4. 境界ブロックの施工</b> 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。</p> <p><b>5. 境界ブロックの目地間隙</b> 受注者は、境界ブロックの目地間隙を 10mm 以下程度として施工しなければならない。</p> <p><b>1-11-5 堤名板工</b></p> <p><b>1. 堤名板の寸法及び記載事項</b> 堤名板の寸法及び記載事項は図1のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">砂防えん堤・単独床固工</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 砂 防 事 業</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 川    ○ ○ ○ えん堤</p> <p style="text-align: center;">施工年度 平成○○～○○年</p> <p style="text-align: center;">高さ ○○    長さ ○○</p> <p style="text-align: center;">静 岡 市</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">（</td> <td style="border: none;">堤名板寸法</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">10m 以上のえん堤</td> <td style="border: none;">50cm×75cm×3cm</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">10m 以下のえん堤</td> <td style="border: none;">40cm×55cm×3cm</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">床固工</td> <td style="border: none;">50cm×75cm×3cm</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;"><b>図 1 堤名板</b></p> <p><b>2. 材質</b> 材質は黒御影石</p> <p><b>3. 堤名板取り付け位置</b> 堤名板取り付け位置は、工事終了後も見やすい場所とし監督員の<b>指示</b>に基づき設置しなければならない。</p> <p><b>1-11-6 点検施設工</b> 受注者は、点検施設を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	（	堤名板寸法	）	10m 以上のえん堤	50cm×75cm×3cm	）	10m 以下のえん堤	40cm×55cm×3cm	）	床固工	50cm×75cm×3cm	）
（	堤名板寸法	）										
10m 以上のえん堤	50cm×75cm×3cm	）										
10m 以下のえん堤	40cm×55cm×3cm	）										
床固工	50cm×75cm×3cm	）										

改正後 (29年版)												
<p>ない。</p> <p><b>2. 掘削困難な場合の処置</b> 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、<b>設計図書</b>に示す深さまで掘削することが困難な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 杭（鉄）の設置</b> 受注者は、杭（鉄）の設置にあたっては、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「国」「県」「市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。</p> <p><b>4. 境界ブロックの施工</b> 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。</p> <p><b>5. 境界ブロックの目地間隙</b> 受注者は、境界ブロックの目地間隙を 10mm 以下程度として施工しなければならない。</p> <p><b>1-11-5 堤名板工</b></p> <p><b>1. 堤名板の寸法及び記載事項</b> 堤名板の寸法及び記載事項は図1のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">砂防えん堤・単独床固工</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 砂 防 事 業</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 川    ○ ○ ○ えん堤</p> <p style="text-align: center;">施工年度 平成○○～○○年</p> <p style="text-align: center;">高さ ○○    長さ ○○</p> <p style="text-align: center;">静 岡 市</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">（</td> <td style="border: none;">堤名板寸法</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">10m 以上のえん堤</td> <td style="border: none;">50cm×75cm×3cm</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">10m 未満のえん堤</td> <td style="border: none;">40cm×55cm×3cm</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">床固工</td> <td style="border: none;">25cm×35cm×3cm</td> <td style="border: none;">）</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;"><b>図 1 堤名板</b></p> <p><b>2. 材質</b> 材質は黒御影石</p> <p><b>3. 堤名板取り付け位置</b> 堤名板取り付け位置は、工事終了後も見やすい場所とし監督員の<b>指示</b>に基づき設置しなければならない。</p> <p><b>1-11-6 点検施設工</b> 受注者は、点検施設を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	（	堤名板寸法	）	10m 以上のえん堤	50cm×75cm×3cm	）	10m 未満のえん堤	40cm×55cm×3cm	）	床固工	25cm×35cm×3cm	）
（	堤名板寸法	）										
10m 以上のえん堤	50cm×75cm×3cm	）										
10m 未満のえん堤	40cm×55cm×3cm	）										
床固工	25cm×35cm×3cm	）										

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第12節 付帯道路工</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-12-3 路側防護柵工</b></p> <p>路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>1-12-4 舗装準備工</b></p> <p>舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。</p> <p><b>1-12-5 アスファルト舗装工</b></p> <p>アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>1-12-6 コンクリート舗装工</b></p> <p>コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p><b>1-12-7 薄層カラー舗装工</b></p> <p>薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p> <p><b>1-12-8 側溝工</b></p> <p>側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。</p> <p><b>1-12-9 集水樹工</b></p> <p>集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。</p> <p><b>1-12-10 縁石工</b></p> <p>縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。</p> <p><b>1-12-11 区画線工</b></p> <p>区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。</p>	<p><b>第12節 付帯道路工</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-12-3 路側防護柵工</b></p> <p>路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>1-12-4 舗装準備工</b></p> <p>舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。</p> <p><b>1-12-5 アスファルト舗装工</b></p> <p>アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>1-12-6 コンクリート舗装工</b></p> <p>コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p><b>1-12-7 薄層カラー舗装工</b></p> <p>薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p> <p><b>1-12-8 側溝工</b></p> <p>側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。</p> <p><b>1-12-9 集水樹工</b></p> <p>集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。</p> <p><b>1-12-10 縁石工</b></p> <p>縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。</p> <p><b>1-12-11 区画線工</b></p> <p>区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第13節 付帯道路施設工</b></p> <p><b>1-13-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-13-2 境界工</b></p> <p>境界工の施工については、第8編1-11-4境界工の規定による。</p> <p><b>1-13-3 道路付属物工</b></p> <p>道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p> <p><b>1-13-4 小型標識工</b></p> <p>小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p>	<p><b>第13節 付帯道路施設工</b></p> <p><b>1-13-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、小型標識工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-13-2 境界工</b></p> <p>境界工の施工については、第8編1-11-4境界工の規定による。</p> <p><b>1-13-3 道路付属物工</b></p> <p>道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p> <p><b>1-13-4 小型標識工</b></p> <p>小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)												
<h2>第2章 流路</h2>	<h2>第2章 流路</h2>												
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b> 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>4. 適用規定(3)</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>5. 水位の観測</b> 受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td> <td style="text-align: right;">(平成24年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td> <td style="text-align: right;">(平成22年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針</td> <td style="text-align: right;">(平成11年3月)</td> </tr> </table> <p><b>第3節 軽量盛土工</b></p> <p><b>2-3-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-3-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第4節 流路護岸工</b></p> <p><b>2-4-1 一般事項</b> 本節は、流路護岸工として作業土工(床掘り、埋戻し)、埋戻し工、基礎工(護岸)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。</p>	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	(平成11年3月)	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、流路護岸工、床固め工、根固め・水制工、流路付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b> 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>4. 適用規定(3)</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>5. 水位の観測</b> 受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td> <td style="text-align: right;">(平成24年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td> <td style="text-align: right;">(平成22年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針</td> <td style="text-align: right;">(平成11年3月)</td> </tr> </table> <p><b>第3節 軽量盛土工</b></p> <p><b>2-3-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-3-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第4節 流路護岸工</b></p> <p><b>2-4-1 一般事項</b> 本節は、流路護岸工として作業土工(床掘り、埋戻し)、埋戻し工、基礎工(護岸)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。</p>	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成24年7月)												
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成22年3月)												
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	(平成11年3月)												
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成24年7月)												
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成22年3月)												
日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針	(平成11年3月)												

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2-4-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第8編1-8-2作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>2-4-3 埋戻し工</b> 埋戻し工の施工については、第8編1-8-3埋戻し工の規定による。</p> <p><b>2-4-4 基礎工 (護岸)</b> 基礎工 (護岸) の施工については、第3編2-4-3基礎工 (護岸) の規定による。</p> <p><b>2-4-5 コンクリート擁壁工</b> コンクリート擁壁工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>2-4-6 ブロック積擁壁工</b> ブロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>2-4-7 石積擁壁工</b> 石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積 (張) 工の規定による。</p> <p><b>2-4-8 護岸付属物工</b> <b>1. 適用規定</b> 横帯コンクリートの施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。 <b>2. コンクリートの施工</b> プレキャスト横帯コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p><b>2-4-9 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>第5節 床固め工</b> <b>2-5-1 一般事項</b> 本節は、床固め工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-5-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第8編1-8-2作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p>	<p><b>2-4-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第8編1-8-2作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>2-4-3 埋戻し工</b> 埋戻し工の施工については、第8編1-8-3埋戻し工の規定による。</p> <p><b>2-4-4 基礎工 (護岸)</b> 基礎工 (護岸) の施工については、第3編2-4-3基礎工 (護岸) の規定による。</p> <p><b>2-4-5 コンクリート擁壁工</b> コンクリート擁壁工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>2-4-6 ブロック積擁壁工</b> ブロック積擁壁工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>2-4-7 石積擁壁工</b> 石積擁壁工の施工については、第3編2-5-5石積 (張) 工の規定による。</p> <p><b>2-4-8 護岸付属物工</b> <b>1. 適用規定</b> 横帯コンクリートの施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。 <b>2. コンクリートの施工</b> プレキャスト横帯コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p><b>2-4-9 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>第5節 床固め工</b> <b>2-5-1 一般事項</b> 本節は、床固め工として作業土工 (床掘り、埋戻し)、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-5-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第8編1-8-2作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2-5-3 埋戻し工</b> 埋戻し工の施工については、第8編1-8-3埋戻し工の規定による。</p> <p><b>2-5-4 床固め本体工</b> 床固め本体工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>2-5-5 垂直壁工</b> 垂直壁工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>2-5-6 側壁工</b> 側壁工の施工については、第8編1-8-6コンクリート側壁工の規定による。</p> <p><b>2-5-7 水叩工</b> 水叩工の施工については、第8編1-8-8水叩工の規定による。</p> <p><b>2-5-8 魚道工</b> 魚道工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p>	<p><b>2-5-3 埋戻し工</b> 埋戻し工の施工については、第8編1-8-3埋戻し工の規定による。</p> <p><b>2-5-4 床固め本体工</b> 床固め本体工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>2-5-5 垂直壁工</b> 垂直壁工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p> <p><b>2-5-6 側壁工</b> 側壁工の施工については、第8編1-8-6コンクリート側壁工の規定による。</p> <p><b>2-5-7 水叩工</b> 水叩工の施工については、第8編1-8-8水叩工の規定による。</p> <p><b>2-5-8 魚道工</b> 魚道工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。</p>
<p><b>第6節 根固め・水制工</b></p> <p><b>2-6-1 一般事項</b> 本節は、根固め・水制工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第8編1-8-2作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2-6-3 埋戻し工</b> 埋戻し工の施工については、第8編1-8-3埋戻し工の規定による。</p> <p><b>2-6-4 根固めブロック工</b> 根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。</p> <p><b>2-6-5 間詰工</b> 間詰コンクリートの施工については、第8編1-8-7間詰工の規定による。</p>	<p><b>第6節 根固め・水制工</b></p> <p><b>2-6-1 一般事項</b> 本節は、根固め・水制工として作業土工（床掘り、埋戻し）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第8編1-8-2作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2-6-3 埋戻し工</b> 埋戻し工の施工については、第8編1-8-3埋戻し工の規定による。</p> <p><b>2-6-4 根固めブロック工</b> 根固めブロック工の施工については、第3編2-3-17根固めブロック工の規定による。</p> <p><b>2-6-5 間詰工</b> 間詰コンクリートの施工については、第8編1-8-7間詰工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2-6-6 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>2-6-7 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>2-6-8 元付工</b> 元付工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>第7節 流路付属物設置工</b></p> <p><b>2-7-1 一般事項</b> 本節は、流路付属物設置工として階段工、防止柵工、境界工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-7-2 階段工</b> 階段工の施工については、第3編2-3-22階段工の規定による。</p> <p><b>2-7-3 防止柵工</b> 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>2-7-4 境界工</b> 境界工の施工については、第8編1-11-4境界工の規定による。</p>	<p><b>2-6-6 捨石工</b> 捨石工の施工については、第3編2-3-19捨石工の規定による。</p> <p><b>2-6-7 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>2-6-8 元付工</b> 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>第7節 流路付属物設置工</b></p> <p><b>2-7-1 一般事項</b> 本節は、流路付属物設置工として階段工、防止柵工、境界工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-7-2 階段工</b> 階段工の施工については、第3編2-3-22階段工の規定による。</p> <p><b>2-7-3 防止柵工</b> 防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>2-7-4 境界工</b> 境界工の施工については、第8編1-11-4境界工の規定による。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)																																								
<h2>第3章 斜面对策</h2>	<h2>第3章 斜面对策</h2>																																								
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭工、斜面对策付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b> 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>4. 適用規定(3)</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例</td> <td>(平成19年9月)</td> </tr> <tr> <td>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針</td> <td>(平成18年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td> <td>(平成24年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td> <td>(平成22年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針</td> <td>(平成11年3月)</td> </tr> <tr> <td>土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル</td> <td>(平成15年11月)</td> </tr> <tr> <td>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説</td> <td>(平成24年5月)</td> </tr> <tr> <td>PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き</td> <td>(平成22年9月)</td> </tr> <tr> <td>斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領</td> <td>(平成20年5月)</td> </tr> <tr> <td>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領</td> <td>(平成19年12月)</td> </tr> </table> <p><b>第3節 軽量盛土工</b></p> <p><b>3-3-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-3-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p>	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(平成19年9月)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	(平成18年11月)	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	(平成11年3月)	土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル	(平成15年11月)	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成24年5月)	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き	(平成22年9月)	斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領	(平成20年5月)	斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領	(平成19年12月)	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、砂防工事における砂防土工、軽量盛土工、法面工、擁壁工、山腹水路工、地下水排除工、地下水遮断工、抑止杭工、斜面对策付属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b> 砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>4. 適用規定(3)</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例</td> <td>(平成19年9月)</td> </tr> <tr> <td>全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針</td> <td>(平成25年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針</td> <td>(平成24年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針</td> <td>(平成22年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針</td> <td>(平成11年3月)</td> </tr> <tr> <td>土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル</td> <td>(平成26年8月)</td> </tr> <tr> <td>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説</td> <td>(平成24年5月)</td> </tr> <tr> <td>PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き</td> <td>(平成24年9月)</td> </tr> <tr> <td>斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領</td> <td>(平成20年5月)</td> </tr> <tr> <td>斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領</td> <td>(平成19年12月)</td> </tr> </table> <p><b>第3節 軽量盛土工</b></p> <p><b>3-3-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-3-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p>	全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(平成19年9月)	全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	(平成25年10月)	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成24年7月)	日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成22年3月)	日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	(平成11年3月)	土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成24年5月)	PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き	(平成24年9月)	斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領	(平成20年5月)	斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領	(平成19年12月)
全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(平成19年9月)																																								
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	(平成18年11月)																																								
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成24年7月)																																								
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成22年3月)																																								
日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																								
土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル	(平成15年11月)																																								
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成24年5月)																																								
PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き	(平成22年9月)																																								
斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領	(平成20年5月)																																								
斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領	(平成19年12月)																																								
全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例	(平成19年9月)																																								
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	(平成25年10月)																																								
日本道路協会 道路土工－擁壁工指針	(平成24年7月)																																								
日本道路協会 道路土工－カルバート工指針	(平成22年3月)																																								
日本道路協会 道路土工指針－仮設構造物工指針	(平成11年3月)																																								
土木研究センター 補強土(テールアルメ) 壁工法設計・施工マニュアル	(平成26年8月)																																								
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	(平成24年5月)																																								
PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き	(平成24年9月)																																								
斜面防災対策技術協会 地すべり鋼管杭設計要領	(平成20年5月)																																								
斜面防災対策技術協会 地すべり対策技術設計実施要領	(平成19年12月)																																								

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第4節 法面工</b></p> <p><b>3-4-1 一般事項</b> 本節は、法面工として植生工、吹付工、法枠工、かご工、アンカー工、抑止アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-4-2 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>3-4-3 吹付工</b> 吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。</p> <p><b>3-4-4 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>3-4-5 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>3-4-6 アンカー工（プレキャストコンクリート板）</b></p> <p><b>1. PC法枠工の施工</b> 受注者は、PC法枠工の施工については施工計画書に施工順序を記載しなければならない。</p> <p><b>2. PC法枠工の掘削面の施工</b> 受注者は、PC法枠工を掘削面に施工するにあたり、切土面を平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には、整形しなければならない。</p> <p><b>3. PC法枠工の基面処理の施工</b> 受注者は、PC法枠工の基面処理の施工において、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 裏込工の施工</b> 受注者は、基面とPC法枠の間の不陸を整えるために裏込工を施工する場合には、PC法枠にがたつきがないように施工しなければならない。</p> <p><b>5. アンカーの施工</b> アンカーの施工については、第8編3-4-7抑止アンカー工の規定による。</p> <p><b>6. 防食処理</b> 受注者は、PCフレーム板の中に納まるアンカー頭部は、錆や腐食に対して十分な防食処理をしなければならない。</p> <p><b>7. アンカーの施工</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き、アンカー頭部が露出しないように施工しなければならない。</p>	<p><b>第4節 法面工</b></p> <p><b>3-4-1 一般事項</b> 本節は、法面工として植生工、吹付工、法枠工、かご工、アンカー工、抑止アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-4-2 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>3-4-3 吹付工</b> 吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。</p> <p><b>3-4-4 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>3-4-5 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>3-4-6 グラウンドアンカー工</b></p> <p><b>1. 材料の保管管理</b> 受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨にあたらぬようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。</p> <p><b>2. 施工前の調査</b> 受注者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。</p> <p><b>3. 異常時の処置</b> 受注者は、本条2項の調査を行った結果、異常を発見した場合には状況を監督員に<b>報告</b>し、その処理対策については監督員の<b>指示</b>によらなければならない。</p> <p><b>4. アンカーの削孔</b> 受注者は、アンカーの削孔に際して、<b>設計図書</b>に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。</p> <p><b>5. 地質資料による検討</b> 受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握しておき、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、<b>設計図書</b>に示された削孔長さに変化が生じた場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6. アンカー定着部の確認</b> 受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が<b>設計図書</b>に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により<b>確認</b>するとともに、確認結果を監督員に<b>提出</b></p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>らない。</p> <p><b>4. 削孔が不能となった場合</b>            受注者は、<b>設計図書</b>に示された延長に達する前に削孔が不能となった場合は、原因を調査するとともに、<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. アンカー定着部の確認</b>            受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が<b>設計図書</b>に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により<b>確認</b>するとともに、確認結果を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 孔内洗浄</b>            受注者は、削孔が終了した場合は、原則として孔内を清水により十分洗浄し、スライム等を除去しなければならない。</p> <p><b>7. 付着の防止</b>            受注者は、テンドンにグラウトとの付着を害するさび、油、泥等が付着しないよう注意して取扱うものとし、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。</p> <p><b>8. グラウト注入</b>            受注者は、グラウト注入にあたり、削孔内の排水、排気を円滑に行うため、アンカーの最低部より開始する。なお、グラウトが孔口から排出されるまで注入作業を中断してはならない。</p> <p><b>9. テンドンの挿入</b>            受注者は、グラウト注入終了後、テンドンの挿入について有害な損傷や変形を与えない方法を用いて所定の位置に正確に行い、グラウトが硬化するまでテンドンが動かないように保持しなければならない。</p> <p><b>10. 初期緊張力</b>            受注者は、注入されたグラウトが<b>設計図書</b>に示された強度に達した後、<b>設計図書</b>に示された残存引張り力が得られるよう初期緊張力を与えなければならない。</p>	<p>ものとし、<b>設計図書</b>に示された削孔長さに変化が生じた場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 孔壁の崩壊</b>            受注者は、削孔中または削孔後に孔壁が崩壊した場合には、状況を監督員に<b>報告</b>し、その処理対策について監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 削孔水</b>            受注者は、削孔水の使用について清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。</p> <p><b>6. 削孔スライムの除去</b>            受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し洗浄しなければならない。</p> <p><b>7. 材料の保管管理</b>            受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接触しないように角材等を敷き、降雨にあたらぬようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。</p> <p><b>8. 付着防止</b>            受注者は、鉄筋（ロックボルト）に注入材との付着を害する錆、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから挿入するようしなければならない。</p> <p><b>9. 孔内グラウト</b>            受注者は、孔内グラウトに際しては、<b>設計図書</b>に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実にを行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。</p> <p><b>10. 鉄筋の挿入</b>            受注者は、鉄筋（ロックボルト）の挿入は、所定の位置に正確に行い、注入材が硬化するまで動かさないように保持しなければならない。</p> <p><b>11. 引抜試験</b>            受注者は、グラウトが所定の強度に達したのち鉄筋（ロックボルト）の引張り耐力が設計引張り力を満足するものであるか確認するため、引抜試験を実施しなければならない。</p>
<p><b>第5節 擁壁工</b></p> <p><b>3-5-1 一般事項</b>            本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p><b>1. 適用規定</b>            作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>	<p><b>第5節 擁壁工</b></p> <p><b>3-5-1 一般事項</b>            本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p><b>1. 適用規定</b>            作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2. 擁壁工の作業土工</b></p> <p>受注者は、擁壁工の作業土工にあたっては、地山の変動に注意し、地すべりを誘発させないよう施工しなければならない。</p> <p><b>3-5-3 既製杭工</b></p> <p>既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>3-5-4 場所打擁壁工</b></p> <p>現場打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>3-5-5 プレキャスト擁壁工</b></p> <p>プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p><b>3-5-6 補強土壁工</b></p> <p>補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。</p> <p><b>3-5-7 井桁ブロック工</b></p> <p>井桁ブロック工の施工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定による。</p> <p><b>3-5-8 落石防護工</b></p> <p><b>1. 落石防護工の支柱基礎</b></p> <p>受注者は、落石防護工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着させなければならない。</p> <p><b>2. ケーブル金網式の設置</b></p> <p>受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p> <p><b>3. H鋼式の緩衝材設置</b></p> <p>受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければならない。</p> <p><b>第6節 山腹水路工</b></p> <p><b>3-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水樹工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常の発生</b></p> <p>受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督員に連絡しなければならない。</p>	<p><b>2. 擁壁工の作業土工</b></p> <p>受注者は、擁壁工の作業土工にあたっては、地山の変動に注意し、地すべりを誘発させないよう施工しなければならない。</p> <p><b>3-5-3 既製杭工</b></p> <p>既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>3-5-4 場所打擁壁工</b></p> <p>現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>3-5-5 プレキャスト擁壁工</b></p> <p>プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p><b>3-5-6 補強土壁工</b></p> <p>補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。</p> <p><b>3-5-7 井桁ブロック工</b></p> <p>井桁ブロック工の施工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定による。</p> <p><b>3-5-8 落石防護工</b></p> <p><b>1. 落石防護工の支柱基礎</b></p> <p>受注者は、落石防護工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着させなければならない。</p> <p><b>2. ケーブル金網式の設置</b></p> <p>受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p> <p><b>3. H鋼式の緩衝材設置</b></p> <p>受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければならない。</p> <p><b>第6節 山腹水路工</b></p> <p><b>3-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水樹工、現場打水路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常の発生</b></p> <p>受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督員に連絡しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-6-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>3-6-3 山腹集水路・排水路工</b></p> <p><b>1. 水路工の施工</b>                      受注者は、水路工の施工において、法面より浮き上がらないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 野面石水路</b>                      受注者は、野面石水路においては、石材は長手を流路方向に置き、中央部及び両端部には大石を使用しなければならない。</p> <p><b>3. コルゲートフリュームの組立</b>                      受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを、下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p> <p><b>3-6-4 山腹明暗渠工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b>                      山腹明暗渠工の施工については、第8編3-6-3山腹集水路・排水路工の規定による。</p> <p><b>2. 排水水路の施工</b>                      受注者は、排水路の両側を良質な土砂で埋戻し、水路工に損傷を与えないよう締固め、排水路に表流水が流れ込むようにしなければならない。</p> <p><b>3. 水路の肩及び切取法面</b>                      受注者は、水路の肩及び切取法面が、流出または崩壊しないよう、保護しなければならない。</p> <p><b>4. 暗渠の施工</b>                      受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。</p> <p><b>3-6-5 山腹暗渠工</b>                      受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p><b>3-6-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>3-6-3 山腹集水路・排水路工</b></p> <p><b>1. 水路工の施工</b>                      受注者は、水路工の施工において、法面より浮き上がらないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 野面石水路</b>                      受注者は、野面石水路においては、石材は長手を流路方向に置き、中央部及び両端部には大石を使用しなければならない。</p> <p><b>3. コルゲートフリュームの組立</b>                      受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを、下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p> <p><b>3-6-4 山腹明暗渠工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b>                      山腹明暗渠工の施工については、第8編3-6-3山腹集水路・排水路工の規定による。</p> <p><b>2. 排水水路の施工</b>                      受注者は、排水路の両側を良質な土砂で埋戻し、水路工に損傷を与えないよう締固め、排水路に表流水が流れ込むようにしなければならない。</p> <p><b>3. 水路の肩及び切取法面</b>                      受注者は、水路の肩及び切取法面が、流出または崩壊しないよう、保護しなければならない。</p> <p><b>4. 暗渠の施工</b>                      受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。</p> <p><b>3-6-5 山腹暗渠工</b>                      受注者は、地下水排除のための暗渠の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-6-6 現場打水路工</b></p> <p><b>1. 水路勾配</b></p> <p>受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 橋渠の施工</b></p> <p>受注者は、橋渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。</p> <p><b>3-6-7 集水樹工</b></p> <p>集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。</p> <p><b>第7節 地下水排除工</b></p> <p><b>3-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、地下水排除工として作業土工（床掘り、埋戻し）、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 多量の湧水</b></p> <p>受注者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、速やかに監督員に<b>報告</b>し、<b>設計図書</b>に関して<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. せん孔中の変化</b></p> <p>受注者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を認めた場合、直ちに監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p>受注者は、せん孔にあたって、ベントナイト使用は避け、崩壊が著しい場合には、ケーシングパイプを使用するものとする。</p> <p>受注者は、せん孔にあたって、ノンコアビットを使用しても差し支えないが、監督員が必要に応じてコアボーリングを実施させることがある。この場合は、監督員の<b>指示</b>する孔についてコアを採取し、所定のコア箱に整理しなければならない。また、その地質状況をボーリング柱状図に整理して監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>受注者は、工事施工中、せん孔状況並びに地質状況等を作業日報に記入しなければならない。</p> <p><b>4. 検尺</b></p> <p>受注者は、検尺を受ける場合は、監督員<b>立会</b>のうえでロッドの引拔を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督員が、受注者に<b>指示</b>した場合にはこの限りではない。</p> <p>受注者は、集排水ボーリング工の施工に先立ち、集水井内の酸素濃度測定を行い、ガス噴出・酸欠等の恐れのある場合は換気等について、施工前に監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p><b>3-6-6 現場打水路工</b></p> <p><b>1. 水路勾配</b></p> <p>受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 橋渠の施工</b></p> <p>受注者は、橋渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。</p> <p><b>3-6-7 集水樹工</b></p> <p>集水樹工の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。</p> <p><b>第7節 地下水排除工</b></p> <p><b>3-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、地下水排除工として作業土工（床掘り、埋戻し）、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 多量の湧水</b></p> <p>受注者は、せん孔中、多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘進した後においても排水の目的を達しない場合には、速やかに監督員に<b>報告</b>し、<b>設計図書</b>に関して<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. せん孔中の変化</b></p> <p>受注者は、せん孔中、断層、き裂により、湧水等に変化を認めた場合、直ちに監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p>受注者は、せん孔にあたって、ベントナイト使用は避け、崩壊が著しい場合には、ケーシングパイプを使用するものとする。</p> <p>受注者は、せん孔にあたって、ノンコアビットを使用しても差し支えないが、監督員が必要に応じてコアボーリングを実施させることがある。この場合は、監督員の<b>指示</b>する孔についてコアを採取し、所定のコア箱に整理しなければならない。また、その地質状況をボーリング柱状図に整理して監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>受注者は、工事施工中、せん孔状況並びに地質状況等を作業日報に記入しなければならない。</p> <p><b>4. 検尺</b></p> <p>受注者は、検尺を受ける場合は、監督員<b>立会</b>のうえでロッドの引拔を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督員が、受注者に<b>指示</b>した場合にはこの限りではない。</p> <p>受注者は、集排水ボーリング工の施工に先立ち、集水井内の酸素濃度測定を行い、ガス噴出・酸欠等の恐れのある場合は換気等について、施工前に監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>5. 集水井の掘削</b>            受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督員に<b>報告</b>し、<b>設計図書</b>に関して<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>6. 集水井の施工</b>            受注者は、集水井の施工にあたっては、常に観測（監視）計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、異常（数値の変化等）が<b>確認</b>された場合は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b>            作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-7-3 井戸中詰工</b>            井戸中詰工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p> <p><b>3-7-4 集排水ボーリング工</b>  <b>1. ボーリングの施工</b>            受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 保孔管</b>            保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、<b>設計図書</b>に指定するものを除き、硬質塩化ビニル管とするものとする。</p> <p><b>3. ストレーナー加工</b>            保孔管のストレーナー加工は、<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>4. せん孔完了後の標識板</b>            受注者は、せん孔完了後、箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。</p> <p><b>3-7-5 集水井工</b>            受注者は、集水井の設置位置及び深度について、現地の状況により<b>設計図書</b>に定めた設置位置及び深度に支障のある場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。            また、集水井施工終了後、集水井に番号、完了年月日、井戸の深さ、集排水ボーリングの孔径及び延長並びに施工業者名を記入した表示板を設置しなければならない。</p> <p><b>3-7-6 排水トンネル工</b>            掘削に際して予想される地質は<b>設計図書</b>によるものとする。なお、湧水、破砕帯等により掘進が困難となった場合には、受注者は、監督員と<b>協議</b>のうえ工法を決めるものと</p>	<p><b>5. 集水井の掘削</b>            受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、速やかに監督員に<b>報告</b>し、<b>設計図書</b>に関して<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>6. 集水井の施工</b>            受注者は、集水井の施工にあたっては、常に観測（監視）計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、異常（数値の変化等）が<b>確認</b>された場合は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b>            作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-7-3 井戸中詰工</b>            井戸中詰工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p> <p><b>3-7-4 集排水ボーリング工</b>  <b>1. ボーリングの施工</b>            受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 保孔管</b>            保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、<b>設計図書</b>に指定するものを除き、硬質塩化ビニル管とするものとする。</p> <p><b>3. ストレーナー加工</b>            保孔管のストレーナー加工は、<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>4. せん孔完了後の標識板</b>            受注者は、せん孔完了後、箇所ごとに、せん孔地点の脇に、番号、完了年月日、孔径、延長、施工業者名を記入した標示板を立てなければならない。</p> <p><b>3-7-5 集水井工</b>            受注者は、集水井の設置位置及び深度について、現地の状況により<b>設計図書</b>に定めた設置位置及び深度に支障のある場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。            また、集水井施工終了後、集水井に番号、完了年月日、井戸の深さ、集排水ボーリングの孔径及び延長並びに施工業者名を記入した表示板を設置しなければならない。</p> <p><b>3-7-6 排水トンネル工</b>            掘削に際して予想される地質は<b>設計図書</b>によるものとする。なお、湧水、破砕帯等により掘進が困難となった場合には、受注者は、監督員と<b>協議</b>のうえ工法を決めるものと</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>する。</p> <p>受注者は、施工に当たっては、湛水箇所を作らないように施工しなければならない。</p> <p>受注者は、掘削中に進捗、地質、湧水、掘進状況等を記録して地質図を作成し監督員に報告しなければならない。</p> <p>受注者は、トンネル工終了後、坑口に銘板及表示板を設置しなければならない。</p> <p><b>第8節 地下水遮断工</b></p> <p><b>3-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、地下水遮断工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-8-3 場所打擁壁工</b></p> <p>現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>3-8-4 固結工</b></p> <p>固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。</p> <p><b>3-8-5 矢板工</b></p> <p>矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>第9節 抑止杭工</b></p> <p><b>3-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、抑止杭工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、シャフト工（深礎工）、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、杭の施工については施工計画書に杭の施工順序について記載しなければならない。</p> <p><b>3. 杭建て込みのための削孔</b></p> <p>受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。</p> <p><b>4. 地質の状況の記録と確認</b></p> <p>受注者は、杭建て込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を<b>確認</b>のうえ、施工しなければならない。</p>	<p>する。</p> <p>受注者は、施工に当たっては、湛水箇所を作らないように施工しなければならない。</p> <p>受注者は、掘削中に進捗、地質、湧水、掘進状況等を記録して地質図を作成し監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>受注者は、トンネル工終了後、坑口に銘板及表示板を設置しなければならない。</p> <p><b>第8節 地下水遮断工</b></p> <p><b>3-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、地下水遮断工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-8-3 場所打擁壁工</b></p> <p>現場打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>3-8-4 固結工</b></p> <p>固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。</p> <p><b>3-8-5 矢板工</b></p> <p>矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>第9節 抑止杭工</b></p> <p><b>3-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、抑止杭工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、シャフト工（深礎工）、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、杭の施工については施工計画書に杭の施工順序について記載しなければならない。</p> <p><b>3. 杭建て込みのための削孔</b></p> <p>受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。</p> <p><b>4. 地質の状況の記録と確認</b></p> <p>受注者は、杭建て込みのための削孔作業においては、排出土及び削孔時間等から地質の状況を記録し、基岩または固定地盤面の深度を<b>確認</b>のうえ、施工しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-9-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>3-9-3 既製杭工</b>  <b>1. 適用規定</b>                      既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>2. 鋼管杭材の接合</b>                      受注者は、鋼管杭材について機械的な方法で接合する場合は、確実に接合しなければならない。</p> <p><b>3. 人工泥水</b>                      受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。</p> <p><b>4. 杭挿入孔の施工</b>                      受注者は、杭挿入孔の掘削の施工については、削孔用水の地中への漏水は極力抑えるように施工しなければならない。</p> <p><b>5. 杭の建て込み</b>                      受注者は、杭の建て込みにあたっては、各削孔完了後にただちに挿入しなければならない。</p> <p><b>6. 既製杭工の施工</b>                      受注者は、既製杭工の施工にあたっては、掘進用刃先、拡孔錐等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるよう配慮しておかなければならない。</p> <p><b>3-9-4 場所打杭工</b>                      場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>3-9-5 シャフト工 (深礎工)</b>                      シャフト工 (深礎工) の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>3-9-6 合成杭工</b>                      合成杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>第10節 斜面对策付属物設置工</b>  <b>3-10-1 一般事項</b>                      本節は、斜面对策付属物設置工として点検施設工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-10-2 点検施設工</b>                      点検施設工の施工については、第8編1-11-6点検施設工の規定による。</p>	<p><b>3-9-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>3-9-3 既製杭工</b>  <b>1. 適用規定</b>                      既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>2. 鋼管杭材の接合</b>                      受注者は、鋼管杭材について機械的な方法で接合する場合は、確実に接合しなければならない。</p> <p><b>3. 人工泥水</b>                      受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。</p> <p><b>4. 杭挿入孔の施工</b>                      受注者は、杭挿入孔の掘削の施工については、削孔用水の地中への漏水は極力抑えるように施工しなければならない。</p> <p><b>5. 杭の建て込み</b>                      受注者は、杭の建て込みにあたっては、各削孔完了後にただちに挿入しなければならない。</p> <p><b>6. 既製杭工の施工</b>                      受注者は、既製杭工の施工にあたっては、掘進用刃先、拡孔錐等の数を十分用意し、地質の変化等にも直ちに即応できるよう配慮しておかなければならない。</p> <p><b>3-9-4 場所打杭工</b>                      場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>3-9-5 シャフト工 (深礎工)</b>                      シャフト工 (深礎工) の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>3-9-6 合成杭工</b>                      合成杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>第10節 斜面对策付属物設置工</b>  <b>3-10-1 一般事項</b>                      本節は、斜面对策付属物設置工として点検施設工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-10-2 点検施設工</b>                      点検施設工の施工については、第8編1-11-6点検施設工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	
<b>第10編 道路編</b>	
<b>第1章 道路改良</b>	
<b>第1節 適用</b>	
<b>1. 適用工種</b>	
<p>本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p>	
<b>2. 適用規定（1）</b>	
<p>道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。</p>	
<b>3. 適用規定（2）</b>	
<p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	
<p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)
日本道路協会	道路土工要綱 (平成21年6月)
日本道路協会	道路土工—切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)
日本道路協会	道路土工—盛土工指針 (平成22年4月)
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針 (平成24年7月)
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針 (平成22年3月)
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針 (平成11年3月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針 (平成18年11月)
日本道路協会	落石対策便覧 (平成12年6月)
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧 (平成17年12月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)
土木研究センター	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)

改正後 (29年版)	
<b>第10編 道路編</b>	
<b>第1章 道路改良</b>	
<b>第1節 適用</b>	
<b>1. 適用工種</b>	
<p>本章は、道路工事における道路土工、工場製作工、地盤改良工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工（小型水路工）、落石雪害防止工、遮音壁工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p>	
<b>2. 適用規定（1）</b>	
<p>道路土工、構造物撤去工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。</p>	
<b>3. 適用規定（2）</b>	
<p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p>	
<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	
<p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (平成24年5月)
日本道路協会	道路土工要綱 (平成21年6月)
日本道路協会	道路土工—切土工・斜面安定工指針 (平成21年6月)
日本道路協会	道路土工—盛土工指針 (平成22年4月)
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針 (平成24年7月)
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針 (平成22年3月)
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針 (平成11年3月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻 (平成12年9月)
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針 (平成25年10月)
日本道路協会	落石対策便覧 (平成12年6月)
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧 (平成26年3月)
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル (平成25年12月)
土木研究センター	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編） (平成16年12月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月)</p> <p><b>建設省 道路遮音壁設置基準 (昭和49年10月)</b></p> <p>国土開発技術研究センター PCボックスカルバート道路埋設指針</p> <p>国土開発技術研究センター 鉄筋コンクリート製フレキャストボックスカルバート道路埋設指針</p>	<p>土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル (平成26年8月)</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧 (平成2年5月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編） (平成16年12月)</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編） (平成16年12月)</p>
<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>1-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工程</b></p> <p>本節は、工場製作工として遮音壁支柱製作工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.適用規定</b></p> <p>工場製作については、第3編第2章第12節工場製作工（共通）の規定による。</p> <p><b>1-3-2 遮音壁支柱製作工</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、支柱の製作加工にあたっては、<b>設計図書</b>によるが、特に製作加工図を必要とする場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2.部材の切断</b></p> <p>受注者は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3.孔あけ</b></p> <p>受注者は、孔あけについては、<b>設計図書</b>に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。</p> <p>なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取らなければならない。</p> <p><b>4.適用規定</b></p> <p>工場塗装工の施工については、第3編2-12-11 工場塗装工の規定による。</p>	<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>1-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工程</b></p> <p>本節は、工場製作工として遮音壁支柱製作工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.適用規定</b></p> <p>工場製作については、第3編第2章第12節工場製作工（共通）の規定による。</p> <p><b>1-3-2 遮音壁支柱製作工</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、支柱の製作加工にあたっては、<b>設計図書</b>によるが、特に製作加工図を必要とする場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2.部材の切断</b></p> <p>受注者は、部材の切断をガス切断により行うものとするが、これ以外の切断の場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3.孔あけ</b></p> <p>受注者は、孔あけについては、<b>設計図書</b>に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。</p> <p>なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは、削り取らなければならない。</p> <p><b>4.適用規定</b></p> <p>工場塗装工の施工については、第3編2-12-11 工場塗装工の規定による。</p>
<p><b>第4節 地盤改良工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-4-2 路床安定処理工</b></p> <p>路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2 路床安定処理工の規定による。</p>	<p><b>第4節 地盤改良工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-4-2 路床安定処理工</b></p> <p>路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2 路床安定処理工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>1-4-3 置換工</b> 置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</p> <p><b>1-4-4 サンドマット工</b> サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。</p> <p><b>1-4-5 パーチカールドレーン工</b> パーチカールドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカールドレーン工の規定による。</p> <p><b>1-4-6 締固め改良工</b> 締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。</p> <p><b>1-4-7 固結工</b> 固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。</p> <p><b>第5節 法面工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b> 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.適用規定</b> 受注者は法面の施工にあたって、「<del>道路土工一切土工・斜面安定工指針</del> のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「<del>道路土工盛土工指針</del> 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「<del>のり枠工の設計・施工指針第5章施工</del>」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)及び「<del>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工</del>」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>1-5-2 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>1-5-3 法面吹付工</b> 法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。</p> <p><b>1-5-4 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p>	<p><b>1-4-3 置換工</b> 置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</p> <p><b>1-4-4 サンドマット工</b> サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。</p> <p><b>1-4-5 パーチカールドレーン工</b> パーチカールドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカールドレーン工の規定による。</p> <p><b>1-4-6 締固め改良工</b> 締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。</p> <p><b>1-4-7 固結工</b> 固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。</p> <p><b>第5節 法面工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b> 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.適用規定</b> 受注者は法面の施工にあたって、「<del>道路土工一切土工・斜面安定工指針</del> のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「<del>道路土工盛土工指針</del> 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「<del>のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工</del>」(全国特定法面保護協会、平成25年10月)及び「<del>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工</del>」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>1-5-2 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>1-5-3 法面吹付工</b> 法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。</p> <p><b>1-5-4 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>1-5-5 法面施肥工</b> 法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。</p> <p><b>1-5-6 アンカー工</b> アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。</p> <p><b>1-5-7 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>第6節 軽量盛土工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-6-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第7節 擁壁工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b> 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.適用規定</b> 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「<del>道路土工</del>擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-7-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>1-7-4 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p>	<p><b>1-5-5 法面施肥工</b> 法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。</p> <p><b>1-5-6 アンカー工</b> アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。</p> <p><b>1-5-7 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>第6節 軽量盛土工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-6-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第7節 擁壁工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b> 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.適用規定</b> 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「<del>道路土工</del>擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書 4.3施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>1-7-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>1-7-4 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>1-7-5 場所打擁壁工</b> 場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>1-7-6 プレキャスト擁壁工</b> プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p><b>1-7-7 補強土壁工</b> 補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。</p> <p><b>1-7-8 井桁ブロック工</b> 井桁ブロック工の施工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定による。</p>	<p><b>1-7-5 場所打擁壁工</b> 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>1-7-6 プレキャスト擁壁工</b> プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p><b>1-7-7 補強土壁工</b> 補強土壁工の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。</p> <p><b>1-7-8 井桁ブロック工</b> 井桁ブロック工の施工については、第3編2-15-4井桁ブロック工の規定による。</p>
<p><b>第8節 石・ブロック積(張)工</b></p> <p><b>1-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b> 本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.一般事項</b> 一般事項については、第3編2-5-1一般事項による。</p> <p><b>1-8-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>1-8-3 コンクリートブロック工</b> コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>1-8-4 石積(張)工</b> 石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。</p>	<p><b>第8節 石・ブロック積(張)工</b></p> <p><b>1-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b> 本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.一般事項</b> 一般事項については、第3編2-5-1一般事項による。</p> <p><b>1-8-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>1-8-3 コンクリートブロック工</b> コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>1-8-4 石積(張)工</b> 石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。</p>
<p><b>第9節 カルバート工</b></p> <p><b>1-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b> 本節は、カルバート工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第9節 カルバート工</b></p> <p><b>1-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b> 本節は、カルバート工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2. 適用規定</b> 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「<b>道路土工—カルバート工指針7-1 基本方針</b>」(日本道路協会、平成22年3月)及び「<b>道路土工要綱 2-7 排水施設の施工</b>」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. カルバート</b> 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。</p> <p><b>4. コンクリート構造物非破壊試験</b> コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。 (1) 受注者は、<b>設計図書</b>において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月)(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-9-2 材 料</b> 受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるが記載なき場合、「<b>道路土工—カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b>」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-9-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>1-9-4 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>1-9-5 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>1-9-6 場所打囲渠工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリート</b> 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じない</p>	<p><b>2. 適用規定</b> 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「<b>道路土工—カルバート工指針7-1 基本方針</b>」(日本道路協会、平成22年3月)及び「<b>道路土工要綱 2-7 排水施設の施工</b>」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. カルバート</b> 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。</p> <p><b>4. コンクリート構造物非破壊試験</b> コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。 (1) 受注者は、<b>設計図書</b>において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月)(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-9-2 材 料</b> 受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるが記載なき場合、「<b>道路土工—カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b>」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-9-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>1-9-4 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>1-9-5 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>1-9-6 場所打囲渠工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリート</b> 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じない</p>



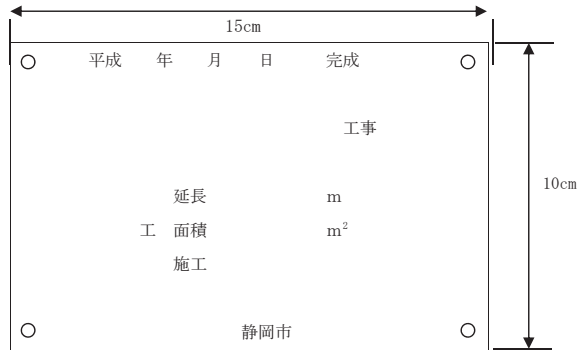
改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b> 受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項により施工しなければならない。</p> <p><b>4. 目地材及び止水板</b> 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</p> <p><b>1-9-7 プレキャストカルバート工</b> プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>1-9-8 防水工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 破損防止</b> 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。</p> <p><b>第10節 排水構造物工（小型水路工）</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 受注者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、「<b>道路土工要綱 2-7 排水施設の施工</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. 地表水・地下水の排出</b> 受注者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。</p>	<p>ようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b> 受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項により施工しなければならない。</p> <p><b>4. 目地材及び止水板</b> 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</p> <p><b>1-9-7 プレキャストカルバート工</b> プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>1-9-8 防水工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 破損防止</b> 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。</p> <p><b>第10節 排水構造物工（小型水路工）</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 受注者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、「<b>道路土工要綱 2-7 排水施設の施工</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. 地表水・地下水の排出</b> 受注者は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から道路に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び、地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>1-10-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>1-10-3 側溝工</b></p> <p><b>1. 水路勾配</b>                      受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 継目部の施工</b>                      受注者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないよう注意して施工しなければならない。</p> <p><b>3. コルゲートフリュームの布設</b>                      受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. コルゲートフリュームの組立</b>                      受注者は、コルゲートフリュームの組立にあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。                      また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p> <p><b>5. 上げ越し</b>                      受注者は、コルゲートフリュームの布設条件 (地盤条件・出来形等) については<b>設計図書</b>によるものとし、上げ越しが必要な場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 自由勾配側溝の底版コンクリート打設</b>                      受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、<b>設計図書</b>に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 側溝蓋</b>                      受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。</p> <p><b>1-10-4 管渠工</b></p> <p><b>1. 水路勾配</b>                      受注者は、現地の状況により<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに</p>	<p><b>1-10-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>1-10-3 側溝工</b></p> <p><b>1. 水路勾配</b>                      受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 継目部の施工</b>                      受注者は、プレキャストU型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないよう注意して施工しなければならない。</p> <p><b>3. コルゲートフリュームの布設</b>                      受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. コルゲートフリュームの組立</b>                      受注者は、コルゲートフリュームの組立にあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。                      また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p> <p><b>5. 上げ越し</b>                      受注者は、コルゲートフリュームの布設条件 (地盤条件・出来形等) については<b>設計図書</b>によるものとし、上げ越しが必要な場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 自由勾配側溝の底版コンクリート打設</b>                      受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、<b>設計図書</b>に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 側溝蓋</b>                      受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。</p> <p><b>1-10-4 管渠工</b></p> <p><b>1. 水路勾配</b>                      受注者は、現地の状況により<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>に、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 管渠工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>3. 継目部の施工</b> 受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。</p> <p><b>1-10-5 集水樹・マンホール工</b></p> <p><b>1. 基礎</b> 受注者は、集水樹及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 接続部の漏水防止</b> 受注者は、集水樹及びマンホール工の施工については、小型水路工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>3. 路面との高さ調整</b> 受注者は、集水樹及びマンホール工の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. 蓋の設置</b> 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。</p> <p><b>1-10-6 地下排水工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、地下排水工の施工については、<b>設計図書</b>で示された位置に施工しなければならない。 なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、その対策について監督員の<b>指示</b>によらなければならない。</p> <p><b>2. 埋戻し時の注意</b> 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、<b>設計図書</b>による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p><b>1-10-7 場所排水路工</b></p> <p><b>1. 水路勾配</b> 受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 側溝蓋の設置</b> 受注者は、側溝蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないよう施工しなければならない。</p>	<p>に、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 管渠工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>3. 継目部の施工</b> 受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。</p> <p><b>1-10-5 集水樹・マンホール工</b></p> <p><b>1. 基礎</b> 受注者は、集水樹及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 接続部の漏水防止</b> 受注者は、集水樹及びマンホール工の施工については、小型水路工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>3. 路面との高さ調整</b> 受注者は、集水樹及びマンホール工の施工について、路面との高さ調整が必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. 蓋の設置</b> 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。</p> <p><b>1-10-6 地下排水工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、地下排水工の施工については、<b>設計図書</b>で示された位置に施工しなければならない。 なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、その対策について監督員の<b>指示</b>によらなければならない。</p> <p><b>2. 埋戻し時の注意</b> 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、<b>設計図書</b>による材料を用いて施工するものとし、目づまり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p><b>1-10-7 場所排水路工</b></p> <p><b>1. 水路勾配</b> 受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 側溝蓋の設置</b> 受注者は、側溝蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないよう施工しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3. 橋梁の施工</b></p> <p>受注者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。</p> <p><b>1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）</b></p> <p><b>1. 水路勾配</b></p> <p>受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. U型側溝の縦目地の施工</b></p> <p>受注者は、U型側溝の縦目地の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。</p> <p><b>第11節 落石雪害防止工</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、落石雪害防止工として作業土工（床掘り・埋戻し）、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 落石雪害防止工の施工</b></p> <p>受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちに監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 新たな落石箇所発見の処置</b></p> <p>受注者は、工事着手前及び工事中に<b>設計図書</b>に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>4. 工事名板</b></p> <p>受注者は、施工後の維持管理のため図1-1の工事名板を起点側の見やすい位置に設置しなければならない。</p>	<p><b>3. 橋梁の施工</b></p> <p>受注者は、柵渠の施工については、くい、板、かさ石及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。</p> <p><b>1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）</b></p> <p><b>1. 水路勾配</b></p> <p>受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. U型側溝の縦目地の施工</b></p> <p>受注者は、U型側溝の縦目地の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。</p> <p><b>第11節 落石雪害防止工</b></p> <p><b>1-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、落石雪害防止工として作業土工（床掘り・埋戻し）、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 落石雪害防止工の施工</b></p> <p>受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちに監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 新たな落石箇所発見の処置</b></p> <p>受注者は、工事着手前及び工事中に<b>設計図書</b>に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見したときは、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>4. 工事名板</b></p> <p>受注者は、施工後の維持管理のため図1-1の工事名板を起点側の見やすい位置に設置しなければならない。</p>

改正前 (27年版)



材質：プラスチック t=3mm 地色：白色  
文字：黒色文字（掘込） 固定：四隅を鉄線で繋結する。

図 1-1

1-11-2 材料

1. 一般事項

受注者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、**設計図書**に記載のないものについては、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

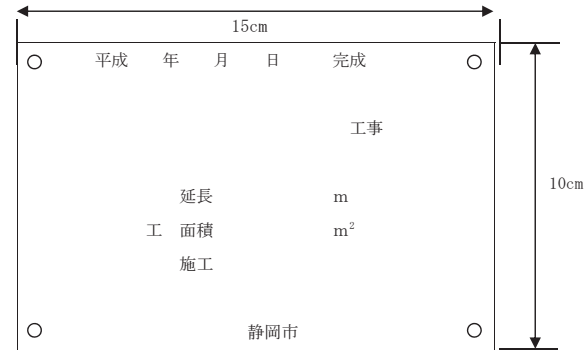
2. 落石防止網工に用いる材料

受注者は、落石防止網工に用いる材料は表 1-1 に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表 1-1 落石防止網の規格

名称	規格	標準		
金網	4φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552 の規格に適合したもの	亜鉛めっき品 (Z-GS4、Z-GH4)	
	3.2φ×50×50		注) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき (Z-GS7) 仕上げとする。	
ワイヤー ロープ	3×7G/0φ18	JISG3525 の規格に準ずる。ただし、索線は JIS G 3506 とする。	破壊力 16t 以上	亜鉛めっき付着量
	3×7G/0φ16		破壊力 14t 以上	125g/m <sup>2</sup> 以上
	3×7G/0φ14		破壊力 11t 以上	亜鉛めっき付着
	3×7G/0φ12		破壊力 8t 以上	110g/m <sup>2</sup> 以上
ワイヤー クリップ	φ18 用 (鋳造)	JIS B 2809 の規格に適合したもの	亜鉛めっき品 (350g/m <sup>2</sup> 以上)	
	φ16 用 (鋳造)			
	φ14 用 (鋳造)			
	φ12 用 (鋳造)			
クロス リップ	φ18 用 (鋳造)	亜鉛めっき品 (350g/m <sup>2</sup> 以上)		
	φ16 用 (鋳造)			

改正後 (29年版)



材質：プラスチック t=3mm 地色：白色  
文字：黒色文字（掘込） 固定：四隅を鉄線で繋結する。

図 1-1

1-11-2 材料

1. 一般事項

受注者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、**設計図書**に記載のないものについては、**設計図書**に関して監督員の**承諾**を得なければならない。

2. 落石防止網工に用いる材料

受注者は、落石防止網工に用いる材料は表 1-1 に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

表 1-1 落石防止網の規格

名称	規格	標準		
金網	4φ×50×50	JIS G 3547・JIS G 3552 の 4~9 の規格に適合したもの	亜鉛めっき品 (Z-GS3、Z-GH4)	
	3.2φ×50×50		注) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき (Z-GS7) 仕上げとする。	
ワイヤー ロープ	3×7G/0φ18	JISG3525 の規格に準ずる。ただし、索線は JIS G 3506 とする。	破壊力 16t 以上	亜鉛めっき付着量
	3×7G/0φ16		破壊力 14t 以上	230g/m <sup>2</sup> 以上
	3×7G/0φ14		破壊力 11t 以上	亜鉛めっき付着量
	3×7G/0φ12		破壊力 8t 以上	190g/m <sup>2</sup> 以上
ワイヤー クリップ	φ18 用 (鋳造)	JIS B 2809 の規格に適合したもの	亜鉛めっき品 (350g/m <sup>2</sup> 以上)	
	φ16 用 (鋳造)			
	φ14 用 (鋳造)			
	φ12 用 (鋳造)			

改正前 (27年版)			
	φ14用(鋳造)		
	φ12用(鋳造)		
結合コイル	4φ ×300 3.2φ	JIS G 3537(第1種A)の規格に準ずる。	亜鉛めっき付着量は250g/㎡以上、又は230g/㎡以上とし、径は金網に合わせる。

**3. ポケット式支柱工**

受注者は、ポケット式支柱工は表1-2に示す規格とする。

**表1-2 ポケット式支柱工の規格**

支柱全長	支柱断面形状(H形用)	根入長	材質
3 m	H-125×125×6.5×9	1m	SS-400
3.5m	H- "	"	"
4 m	H- "	"	"
4.5m	H- "	"	"
5 m	H- "	"	"

**4. ポケット式支柱工の仕上げ**

ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき(JIS H 8641・2種HDZ55:付着量550g/㎡以上)仕上げとする。

**5. メインアンカー及びサブアンカー**

メインアンカー及びサブアンカーは、亜鉛めっき製品とする。

**6. 落石防護柵工に用いる材料**

受注者は、落石防護柵工に用いる材料は表1-3に示す規格のものとし最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

改正後 (29年版)			
クロス リップ	φ18用(鋳造)	一般構造用圧延鋼材 JIS G3101 SS400	亜鉛めっき品(350g/㎡以上)
	φ16用(鋳造)		
	φ14用(鋳造)		
	φ12用(鋳造)		
結合コイル	4φ ×300 3.2φ	JIS G 3537(第1種A)の規格に準ずる。	亜鉛めっき付着量は250g/㎡以上、又は230g/㎡以上とし、径は金網に合わせる。

**3. ポケット式支柱工**

受注者は、ポケット式支柱工は表1-2-1及び表1-2-2に示す規格とする。

**表1-2-1 ポケット式支柱工の規格**

支柱全長	支柱断面形状(H形用)	根入長	材質
3 m	H-150×150×7.0×10	1m	SS-400
3.5m	H- "	"	"
4 m	H- "	"	"
4.5m	H- "	"	"
5 m	H- "	"	"

**表1-2-2 ポケット式支柱工(ヒンジ式)の規格**

支柱全長	支柱断面形状(H形用)(標準)	材質
3 m	H-100×100×6×8	SS-400
3.5m	H- "	"
4 m	H- "	"
4.5m	H- "	"
5 m	H- "	"

**4. ポケット式支柱工の仕上げ**

ポケット式支柱工は、溶融亜鉛めっき(JIS H 8641・2種HDZ55:付着量550g/㎡以上)仕上げとする。

**5. メインアンカー及びサブアンカー**

メインアンカー及びサブアンカーは、亜鉛めっき製品とする。

**6. 落石防護柵工に用いる材料**

受注者は、落石防護柵工に用いる材料は表1-3に示す規格のものとし、最低一区画に用いる材料については、同じメーカーの製品を使用しなければならない。

改正前 (27年版)			
表 1-3 落石防護柵の規格			
名称	規格	準 拠	
支 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の(STKR400)又はJIS H 8641 2種 HDZ55以上仕上げ	
		JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」(SS400)に適合するものとする。	
索端金具	25φ×500mm	調整ボルトの材質はJIS G 3101(SS400)に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき(350g/㎡以上)仕上げ
柱 その 他の 部品		JIS G 3101(SS400)と同等とする。	
ロープ	3×7G/0φ18	JIS G 3525の規格に準ずる。	破壊力16t以上 亜鉛めっき品 (350g/㎡以上)
金網	3.2φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552の4～9の規格に適合したもの	亜鉛めっき品 (Z-GS4, Z-GH4) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。
上下の張り線	4φ	JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-3)に適合するもの	

**7. 端末支柱・中間支柱の塗装**  
 落石防護柵の端末支柱・中間支柱の塗装については、第3編2-3-31現場塗装工に準じるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各1回とする。  
 なお、色調については色見本を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

**1-11-3 作業土工(床掘り・埋戻し)**  
 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

**1-11-4 落石防止網工**  
**1. 一般事項**  
 受注者は、落石防止網工の施工については、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

改正後 (29年版)			
表 1-3 落石防護柵の規格			
名称	規格	準 拠	
支 ・ 斜材 ・ 中間		JIS G 3466「一般構造用角形鋼管」の(STKR400)又はJIS H 8641 2種 HDZ55以上仕上げ	
		JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」(SS400)に適合するものとする。	
索端金具	25φ×500mm	調整ボルトの材質はJIS G 3101(SS400)に適合するものとする。	溶融亜鉛めっき(350g/㎡以上)仕上げ
柱 その 他の 部品		JIS G 3101(SS400)と同等とする。	
ロープ	3×7G/0φ18	JIS G 3525の規格に準ずる。	破壊力16t以上 亜鉛めっき品 (350g/㎡以上)
金網	3.2φ×50×50	JIS G 3505・JIS G 3552の4～9の規格に適合したもの	亜鉛めっき品 (Z-GS4, Z-GH4) ただし、塩害等で腐食の著しい箇所については、亜鉛めっき(Z-GS7)仕上げとする。
上下の張り線	4φ	JIS G 3532「鉄線」の(SWM-G-3)に適合するもの	

**7. 端末支柱・中間支柱の塗装**  
 落石防護柵の端末支柱・中間支柱の塗装については、第3編2-3-31現場塗装工に準じ、「鋼道路橋防食便覧」(日本道路協会、平成26年3月)の塗料の外面用Aによるものとし、工場下塗り、現場中塗り、上塗り各1回とする。  
 なお、色調については色見本を提出し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。

**1-11-3 作業土工(床掘り・埋戻し)**  
 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

**1-11-4 落石防止網工**  
**1. 一般事項**  
 受注者は、落石防止網工の施工については、アンカーピンの打込みが岩盤で不可能な場合は設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2. 監督員との協議</b> 受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された設置方法により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 縦ロープ、横ロープと金網の接合</b> 受注者は縦ロープ、横ロープと金網を結合コイルで接合しなければならない。ただし、最上段横ロープについては、金網を20cm折り曲げて接合<b>しなければならない</b>。また、金網を折り曲げ箇所は亜鉛めっき鉄線(φ1.6mm)で30cm間隔にて緊結しなければならない。</p> <p><b>4. ポケット式支柱工の建込み角度</b> 受注者は、ポケット式支柱工の建込み角度について、上側45度を目標として建て込まなければならない。</p> <p><b>5. 支柱間隔</b> 受注者は、支柱間隔については<b>設計図書</b>によるものとするが、取り合い等によりこれによりがたい場合は、<b>施工方法等</b>について監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6. ポケット式の支柱の長さ</b> 受注者は、ポケット式の支柱の長さは、あらかじめ各施工箇所を調査し、ロックネット(ポケット式)張の計画及び各支柱の建て込みについて、<b>施工方法</b>、施工範囲を定め、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7. メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所</b> 受注者は、メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所<b>については</b>、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-11-5 落石防護柵工</b></p> <p><b>1. 支柱基礎の施工</b> 受注者は、落石防護柵工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。</p> <p><b>2. ケーブル金網式の設置</b> 受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p> <p><b>3. H鋼式の緩衝材設置</b> 受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、<b>設計図書</b>に基づき設置しなければならない。</p> <p><b>4. 落石防護用のロープと金網の緊結</b> 受注者は、落石防護用のロープと金網を亜鉛めっき鉄線(φ1.6mm)<b>または</b>、亜鉛めっき燃線(2.3φ1×7G/0)で、1.0m間隔以下に緊結しなければならない。</p> <p><b>5. 支柱間隔</b> 受注者は、支柱間隔について<b>設計図書</b>によるものとするが、取り合い等により、これによりがたい場合には、<b>施工方法等</b>について監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p><b>2. 監督員との協議</b> 受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された設置方法により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 縦ロープ、横ロープと金網の接合</b> 受注者は縦ロープ、横ロープと金網を結合コイルで接合しなければならない。ただし、最上段横ロープについては、金網を20cm折り曲げて接合<b>させる</b>。また、金網を折り曲げ箇所は亜鉛めっき鉄線(φ1.6mm)で30cm間隔にて緊結しなければならない。</p> <p><b>4. ポケット式支柱工の建込み角度</b> 受注者は、ポケット式支柱工の建込み角度について、上側45度を目標として建て込まなければならない。</p> <p><b>5. 支柱間隔</b> 受注者は、支柱間隔については<b>設計図書</b>によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>6. ポケット式の支柱の長さ</b> 受注者は、ポケット式の支柱の長さは、あらかじめ各施工箇所を調査し、ロックネット(ポケット式)張の計画及び各支柱の建て込みについて、施工範囲を定め、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>7. メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所</b> 受注者は、メインアンカー及びサブアンカーの設置箇所は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-11-5 落石防護柵工</b></p> <p><b>1. 支柱基礎の施工</b> 受注者は、落石防護柵工の支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。</p> <p><b>2. ケーブル金網式の設置</b> 受注者は、ケーブル金網式の設置にあたっては、初期張力を与えたワイヤロープにゆるみがないように施工し、金網を設置しなければならない。</p> <p><b>3. H鋼式の緩衝材設置</b> 受注者は、H鋼式の緩衝材設置にあたっては、<b>設計図書</b>に基づき設置しなければならない。</p> <p><b>4. 落石防護用のロープと金網の緊結</b> 受注者は、落石防護用のロープと金網を亜鉛めっき鉄線(φ1.6mm)<b>又は</b>、亜鉛めっき燃線(2.3φ1×7G/0)で、1.0m間隔以下に緊結しなければならない。</p> <p><b>5. 支柱間隔</b> 受注者は、支柱間隔について<b>設計図書</b>によるものとするが、取合せ等により、これによりがたい場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>1-11-6 防雪柵工</b></p> <p><b>1. アンカー及び支柱基礎</b>                      受注者は、防雪柵のアンカー及び支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。</p> <p><b>2. 吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵（仮設式）</b>                      受注者は、吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵（仮設式）の施工については、控ワイヤロープは支柱及びアンカーと連結し、固定しなければならない。</p> <p><b>3. 吹払式防雪柵（固定式）</b>                      受注者は、吹払式防雪柵（固定式）の施工については、コンクリート基礎と支柱及び控柱は転倒しないよう固定しなければならない。</p> <p><b>4. 雪崩予防柵のバーの設置</b>                      受注者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければならない。</p> <p><b>1-11-7 雪崩予防柵工</b></p> <p><b>1. 固定アンカー及びコンクリート基礎</b>                      受注者は、雪崩予防柵の固定アンカー及びコンクリート基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。</p> <p><b>2. 雪崩予防柵とコンクリート基礎との固定</b>                      受注者は、雪崩予防柵とコンクリート基礎との固定は、雪崩による衝撃に耐えるよう堅固にしなければならない。</p> <p><b>3. 雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結</b>                      受注者は、雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結を行う場合は、雪崩による変形を生じないように緊張し施工しなければならない。</p> <p><b>4. 雪崩予防柵のバーの設置</b>                      受注者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければならない。</p> <p><b>1-11-8 谷止め工</b></p> <p><b>1. 鋼材の規格</b>                      谷止め工に使用する鋼材(H鋼、山形鋼)は、SS400同等品とする。</p> <p><b>2. 材料の仕上げ</b>                      谷止め工に使用する材料は、めっき仕上げとし、その仕様は第10編 1-11-2 材料によるものとする。</p> <p><b>3. 床掘り</b>                      受注者は、谷止め工の床掘りについて余掘りをできるだけ小さくするよう施工しなければならない。</p> <p><b>4. 袖部分等の処理</b>                      谷止め工は、袖部分等で構造機能上支障のない場合のほかは、岩着とする。</p>	<p><b>1-11-6 防雪柵工</b></p> <p><b>1. アンカー及び支柱基礎</b>                      受注者は、防雪柵のアンカー及び支柱基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。</p> <p><b>2. 吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵（仮設式）</b>                      受注者は、吹溜式防雪柵及び吹払式防雪柵（仮設式）の施工については、控ワイヤロープは支柱及びアンカーと連結し、固定しなければならない。</p> <p><b>3. 吹払式防雪柵（固定式）</b>                      受注者は、吹払式防雪柵（固定式）の施工については、コンクリート基礎と支柱及び控柱は転倒しないよう固定しなければならない。</p> <p><b>4. 雪崩予防柵のバーの設置</b>                      受注者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければならない。</p> <p><b>1-11-7 雪崩予防柵工</b></p> <p><b>1. 固定アンカー及びコンクリート基礎</b>                      受注者は、雪崩予防柵の固定アンカー及びコンクリート基礎の施工については、周辺の地盤をゆるめることなく、かつ、滑動しないよう固定しなければならない。</p> <p><b>2. 雪崩予防柵とコンクリート基礎との固定</b>                      受注者は、雪崩予防柵とコンクリート基礎との固定は、雪崩による衝撃に耐えるよう堅固にしなければならない。</p> <p><b>3. 雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結</b>                      受注者は、雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結を行う場合は、雪崩による変形を生じないように緊張し施工しなければならない。</p> <p><b>4. 雪崩予防柵のバーの設置</b>                      受注者は、雪崩予防柵のバーの設置にあたっては、バーの間隙から雪が抜け落ちないようにバーを設置しなければならない。</p> <p><b>1-11-8 谷止め工</b></p> <p><b>1. 鋼材の規格</b>                      谷止め工に使用する鋼材(H鋼、山形鋼)は、SS400同等品とする。</p> <p><b>2. 材料の仕上げ</b>                      谷止め工に使用する材料は、めっき仕上げとし、その仕様は第10編 1-11-2 材料によるものとする。</p> <p><b>3. 床掘り</b>                      受注者は、谷止め工の床掘りについて余掘りをできるだけ小さくするよう施工しなければならない。</p> <p><b>4. 袖部分等の処理</b>                      谷止め工は、袖部分等で構造機能上支障のない場合のほかは、岩着とする。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>5. 堤体の底面及び袖部分の地山取り合わせ</b>            受注者は、堤体の底面及び袖部分の地山取り合わせを慎重に施工しなければならない。</p> <p><b>6. 施工管理</b>            施工管理については、「土木工事施工管理基準等」砂防コンクリートえん堤本工事に準ずるものとする。</p> <p><b>第12節 遮音壁工</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b>            本節は、遮音壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、遮音壁基礎工、遮音壁本工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 遮音壁工の設置</b>            受注者は、遮音壁工の設置にあたっては、遮音効果が図れるように設置しなければならない。</p> <p><b>1-12-2 材 料</b></p> <p><b>1. 吸音パネル</b>            遮音壁に使用する吸音パネルは、<b>設計図書</b>に明示したものを除き、本条によるものとする。</p> <p><b>2. 前面板（音源側）の材料</b>            前面板（音源側）の材料は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム合金 A5052P または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p><b>3. 背面板（受音板）の材料</b>            背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p><b>4. 吸音材の材料</b>            吸音材の材料は、JIS A 6301（吸音材料）に規定するグラスウール吸音ボード2号32K または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p><b>5. 遮音壁付属物に使用する材料</b>            受注者は、遮音壁付属物に使用する材料は、<b>設計図書</b>に明示したものとし、これ以外については<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議し承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>6. 背面板(受音側の板)の材質</b>            背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302「亜鉛鉄板」に規定する亜鉛鉄板(SGH400又はSGC400 Z27)又はこれと同等品以上とする。</p> <p><b>7. 吸音板内部の吸音材料</b>            吸音板内部の吸音材料は、JIS A 6303(ロックウール吸音材)に準ずるもので、かさ比重0.15厚さ50mmのもの、あるいはJIS6306「グラスウール吸音材」に規定するグラスウール吸音ボードで2号32号(かさ比重0.032)厚さ50mmのもの<b>または</b>、これと同等品</p>	<p><b>5. 施工管理</b>            施工管理については、「土木工事施工管理基準等」砂防コンクリートえん堤本工事に準ずる。</p> <p><b>第12節 遮音壁工</b></p> <p><b>1-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b>            本節は、遮音壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、遮音壁基礎工、遮音壁本工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 遮音壁工の設置</b>            受注者は、遮音壁工の設置にあたっては、遮音効果が図れるように設置しなければならない。</p> <p><b>1-12-2 材 料</b></p> <p><b>1. 吸音パネル</b>            遮音壁に使用する吸音パネルは、<b>設計図書</b>に明示したものを除き、本条によるものとする。</p> <p><b>2. 前面板（音源側）の材料</b>            前面板（音源側）の材料は、JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）に規定するアルミニウム合金 A5052P または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p><b>3. 背面板（受音板）の材料</b>            背面板（受音板）の材料は、JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）に規定する溶融亜鉛めっき鋼板 SPG 3S または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p><b>4. 吸音材の材料</b>            吸音材の材料は、JIS A 6301（吸音材料）に規定するグラスウール吸音ボード2号32K または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p><b>5. 遮音壁付属物に使用する材料</b>            受注者は、遮音壁付属物に使用する材料は、<b>設計図書</b>に明示したものとし、これ以外については<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議し承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>6. 背面板(受音側の板)の材質</b>            背面板(受音側の板)の材質は、JIS G 3302「亜鉛鉄板」に規定する亜鉛鉄板(SGH400又はSGC400 Z27)又はこれと同等品以上とする。</p> <p><b>7. 吸音板内部の吸音材料</b>            吸音板内部の吸音材料は、JIS A 6301(ロックウール吸音材)に準ずるもので、かさ比重0.15厚さ50mmのもの、あるいはJIS6301「グラスウール吸音材」に規定するグラスウール吸音ボードで2号32K(かさ比重0.032)厚さ50mmのもの<b>又は</b>、これと同等品以</p>

改正前 (27年版)			
<p>以上とする。なお、耐久性の向上のため吸音材は、PVF(ポリフッ化ビニール樹脂フィルム)厚さ21<math>\mu</math>m又はこれと同等以上の強度・耐候性のあるもので、かつ吸音性を劣化させないフィルムで皮膜しなければならない</p>			
<p><b>8. 吸音板の寸法の精度</b></p> <p>吸音板の寸法の精度は表1-4のとおりとし、支柱間に容易に収まり、また、脱落しない精度を有するものとする。</p>			
<p><b>表1-4 吸音板の寸法の精度</b></p>			
支柱間用	長さ	高さ	厚さ
4 m	±10mm 以内	±5mm 以内	±5mm 以内
<p><b>9. 吸音板の固定金具(バネ)</b></p> <p>吸音板の固定金具(バネ)については、JIS G 4801「バネ鋼」の(SUP6)または、これと同等品以上のものを使用することとする。</p>			
<p><b>10. 吸音板の固定金具の性能</b></p> <p>吸音板の固定金具は、下記の性能を満足するものとする。</p> <p>(1) 支柱及び吸音板の寸法許容誤差を考慮した空隙に対して、固定金具として有効に働くこと。</p> <p>(2) 空隙が12mmのとき、バネ反力が150kg以上であること。</p> <p>(3) 最小高さの保証値は、8.5mm以下とすること。</p> <p>(4) 最小高さにおいて450kg以上の荷重に耐え、かつ割れを生じないこと。</p>			
<p><b>11. 遮音板の音響性能及び試験方法</b></p> <p>遮音板の音響性能及び試験方法は下記によらなければならない。</p> <p>(1) 透過損失</p> <p style="padding-left: 20px;">400Hzに対して25dB以上</p> <p style="padding-left: 20px;">1000Hzに対して30dB以上</p> <p style="padding-left: 20px;">試験方法はJIS A 1416「実験室における音響透過損失測定方法」によらなければならない。</p> <p>(2) 吸音率</p> <p style="padding-left: 20px;">400Hzに対して70%以上</p> <p style="padding-left: 20px;">1000Hzに対して80%以上</p> <p style="padding-left: 20px;">試験方法はJIS A 1409「残響質吸音率の測定方法」によらなければならない。</p>			
<p><b>1-12-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p>			
<p><b>1-12-4 遮音壁基礎工</b></p> <p>受注者は、支柱アンカーボルトの設置について、<b>設計図書</b>によるものとし、これ以外</p>			

改正後 (29年版)			
<p>上とする。なお、耐久性の向上のため吸音材は、PVF(ポリフッ化ビニール樹脂フィルム)厚さ21<math>\mu</math>m又はこれと同等以上の強度・耐候性のあるもので、かつ吸音性を劣化させないフィルムで皮膜しなければならない。</p>			
<p><b>8. 吸音板の寸法の精度</b></p> <p>吸音板の寸法の精度は表1-4のとおりとし、支柱間に容易に収まり、また脱落しない精度を有するものとする。</p>			
<p><b>表1-4 吸音板の寸法の精度</b></p>			
支柱間用	長さ	高さ	厚さ
4 m	±10mm 以内	±5mm 以内	±5mm 以内
<p><b>9. 吸音板の固定金具(バネ)</b></p> <p>吸音板の固定金具(バネ)については、JIS G 4801「バネ鋼」の(SUP6)又は、これと同等品以上のものを使用することとする。</p>			
<p><b>10. 吸音板の固定金具の性能</b></p> <p>吸音板の固定金具は、以下の性能を満足するものとする。</p> <p>(1) 支柱及び吸音板の寸法許容誤差を考慮した空隙に対して、固定金具として有効に働くこと。</p> <p>(2) 空隙が12mmのとき、バネ反力が150kg以上であること。</p> <p>(3) 最小高さの保証値は、8.5mm以下とすること。</p> <p>(4) 最小高さにおいて450kg以上の荷重に耐え、かつ割れを生じないこと。</p>			
<p><b>11. 遮音板の音響性能及び試験方法</b></p> <p>遮音板の音響性能及び試験方法は以下によらなければならない。</p> <p>(1) 透過損失</p> <p style="padding-left: 20px;">400Hzに対して25dB以上</p> <p style="padding-left: 20px;">1000Hzに対して30dB以上</p> <p style="padding-left: 20px;">試験方法はJIS A 1416「実験室における音響透過損失測定方法」によらなければならない。</p> <p>(2) 吸音率</p> <p style="padding-left: 20px;">400Hzに対して70%以上</p> <p style="padding-left: 20px;">1000Hzに対して80%以上</p> <p style="padding-left: 20px;">試験方法はJIS A 1409「残響質吸音率の測定方法」によらなければならない。</p>			
<p><b>1-12-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p>			
<p><b>1-12-4 遮音壁基礎工</b></p> <p>受注者は、支柱アンカーボルトの設置について、<b>設計図書</b>によるものとし、これ以外</p>			

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-12-5 遮音壁本体工</b></p> <p><b>1. 遮音壁本体の支柱の施工</b></p> <p>遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、<b>設計図書</b>によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不揃いがないように設置しなければならない。<b>支柱立込の精度は道路遮音壁設置基準6 施工によるものとする。</b></p> <p><b>2. 遮音壁付属物の施工</b></p> <p>受注者は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止策、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないよう注意して施工しなければならない。</p> <p><b>3. 吸音板の建て込みの施工</b></p> <p>吸音板の建て込みの施工については、吸音板相互、吸音板と地際及び吸音板と支柱の接合部については、コンクリート、モルタル、アスファルト又は金属板等で密封しなければならない。</p> <p><b>4. 吸音板の建て込みの状態</b></p> <p>吸音板の建て込みの状態については、その都度<b>確認</b>を<b>しなければならない。</b></p> <p><b>5. 吸音板の固定金具(パネ)</b></p> <p>吸音板の固定金具(パネ)については、両端の2箇所(吸音板1枚当たり)に、使用しなければならない。</p>	<p>による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-12-5 遮音壁本体工</b></p> <p><b>1. 遮音壁本体の支柱の施工</b></p> <p>遮音壁本体の支柱の施工については、支柱間隔について、<b>設計図書</b>によるものとし、ずれ、ねじれ、倒れ、天端の不揃いがないように設置しなければならない。</p> <p><b>2. 遮音壁付属物の施工</b></p> <p>受注者は、遮音壁付属物の施工については、水切板、クッションゴム、落下防止策、下段パネル、外装板の各部材は、ずれが生じないよう注意して施工しなければならない。</p> <p><b>3. 吸音板の建て込みの施工</b></p> <p>吸音板の建て込みの施工については、吸音板相互、吸音板と地際及び吸音板と支柱の接合部については、コンクリート、モルタル、アスファルト又は金属板等で密封しなければならない。</p> <p><b>4. 吸音板の建て込みの状態</b></p> <p>吸音板の建て込みの状態については、その都度<b>確認</b>を<b>するものとする。</b></p> <p><b>5. 吸音板の固定金具(パネ)</b></p> <p>吸音板の固定金具(パネ)については、両端の2箇所(吸音板1枚当たり)に、使用しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)																																																																																																												
<b>第2章 舗装</b>	<b>第2章 舗装</b>																																																																																																												
<b>第1節 適用</b>	<b>第1節 適用</b>																																																																																																												
<b>1. 適用工種</b>	<b>1. 適用工種</b>																																																																																																												
本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。	本章は、道路工事における道路土工、地盤改良工、舗装工、排水構造物工、縁石工、踏掛版工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、橋梁付属物工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。																																																																																																												
<b>2. 適用規定(1)</b>	<b>2. 適用規定(1)</b>																																																																																																												
道路土工、地盤改良工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第7節地盤改良工及び第10節仮設工の規定による。	道路土工、地盤改良工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第7節地盤改良工及び第10節仮設工の規定による。																																																																																																												
<b>3. 適用規定(2)</b>	<b>3. 適用規定(2)</b>																																																																																																												
本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。																																																																																																												
<b>第2節 適用すべき諸基準</b>	<b>第2節 適用すべき諸基準</b>																																																																																																												
受注者は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。	受注者は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の <b>承諾</b> を得なければならない。																																																																																																												
なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と <b>協議</b> しなければならない。	なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と <b>協議</b> しなければならない。																																																																																																												
<table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>アスファルト舗装工事共通仕様書解説</td> <td>(平成4年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工要綱</td> <td>(平成21年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工－排水工指針</td> <td>(昭和62年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路緑化技術基準・同解説</td> <td>(昭和63年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装再生便覧</td> <td>(平成22年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路照明施設設置基準・同解説</td> <td>(平成19年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>視線誘導標設置基準・同解説</td> <td>(昭和59年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路反射鏡設置指針</td> <td>(昭和55年12月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>防護柵の設置基準の<b>改正</b>について</td> <td>(平成16年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>防護柵の設置基準・同解説</td> <td>(平成20年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路標識設置基準・同解説</td> <td>(昭和62年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説</td> <td>(昭和60年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋床版防水便覧</td> <td>(平成19年3月)</td> </tr> <tr> <td>建設省</td> <td>道路附属物の基礎について</td> <td>(昭和50年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装試験法便覧別冊</td> <td>(平成8年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>アスファルト混合所便覧(平成8年度版)</td> <td>(平成8年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装施工便覧(平成18年版)</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>(平成13年9月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)	日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工－排水工指針	(昭和62年6月)	日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)	日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)	日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)	日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)	国土交通省	防護柵の設置基準の <b>改正</b> について	(平成16年3月)	日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年1月)	日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)	日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)	日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)	建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)	日本道路協会	舗装試験法便覧別冊	(平成8年10月)	日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年度版)	(平成8年10月)	日本道路協会	舗装施工便覧(平成18年版)	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	<table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>アスファルト舗装工事共通仕様書解説</td> <td>(平成4年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工要綱</td> <td>(平成21年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路緑化技術基準・同解説</td> <td>(昭和63年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装再生便覧</td> <td>(平成22年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路照明施設設置基準・同解説</td> <td>(平成19年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>視線誘導標設置基準・同解説</td> <td>(昭和59年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路反射鏡設置指針</td> <td>(昭和55年12月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>防護柵の設置基準の<b>改定</b>について</td> <td>(平成16年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>防護柵の設置基準・同解説</td> <td>(平成28年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路標識設置基準・同解説</td> <td>(昭和62年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説</td> <td>(昭和60年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋床版防水便覧</td> <td>(平成19年3月)</td> </tr> <tr> <td>建設省</td> <td>道路附属物の基礎について</td> <td>(昭和50年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>アスファルト混合所便覧(平成8年度版)</td> <td>(平成8年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装施工便覧(平成18年版)</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>(平成13年9月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)	日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)	日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)	日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)	日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)	日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)	国土交通省	防護柵の設置基準の <b>改定</b> について	(平成16年3月)	日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)	日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)	日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)	日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)	建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)	日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年度版)	(平成8年10月)	日本道路協会	舗装施工便覧(平成18年版)	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)																																																																																																											
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																																																											
日本道路協会	道路土工－排水工指針	(昭和62年6月)																																																																																																											
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)																																																																																																											
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)																																																																																																											
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)																																																																																																											
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)																																																																																																											
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)																																																																																																											
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)																																																																																																											
国土交通省	防護柵の設置基準の <b>改正</b> について	(平成16年3月)																																																																																																											
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年1月)																																																																																																											
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)																																																																																																											
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)																																																																																																											
日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)																																																																																																											
建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)																																																																																																											
日本道路協会	舗装試験法便覧別冊	(平成8年10月)																																																																																																											
日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年度版)	(平成8年10月)																																																																																																											
日本道路協会	舗装施工便覧(平成18年版)	(平成18年2月)																																																																																																											
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																																																																																											
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成4年12月)																																																																																																											
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年6月)																																																																																																											
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)																																																																																																											
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)																																																																																																											
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)																																																																																																											
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)																																																																																																											
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)																																																																																																											
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)																																																																																																											
国土交通省	防護柵の設置基準の <b>改定</b> について	(平成16年3月)																																																																																																											
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)																																																																																																											
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年1月)																																																																																																											
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年9月)																																																																																																											
日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)																																																																																																											
建設省	道路附属物の基礎について	(昭和50年7月)																																																																																																											
日本道路協会	アスファルト混合所便覧(平成8年度版)	(平成8年10月)																																																																																																											
日本道路協会	舗装施工便覧(平成18年版)	(平成18年2月)																																																																																																											
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																																																																																											

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年版）（平成18年2月）</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）</p> <p>土木学会 舗装標準示方書（平成19年3月）</p>	<p>日本道路協会 舗装設計施工指針（平成18年版）（平成18年2月）</p> <p>日本道路協会 舗装設計便覧（平成18年2月）</p> <p>土木学会 舗装標準示方書（平成19年3月）</p>
<p><b>第3節 地盤改良工</b></p> <p><b>2-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-3-2 路床安定処理工</b></p> <p>路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。</p> <p><b>2-3-3 置換工</b></p> <p>置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</p> <p><b>第4節 舗装工</b></p> <p><b>2-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「<b>舗装調査・試験法便覧</b>」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 浮石、有害物の除去</b></p> <p>受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。</p> <p><b>2-4-2 材料</b></p> <p>舗装工の材料については、第3編2-6-2材料の規定による。</p> <p><b>2-4-3 舗装準備工</b></p> <p>舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。</p> <p><b>2-4-4 橋面防水工</b></p> <p>橋面防水工の施工については、第3編2-6-6橋面防水工の規定による。</p>	<p><b>第3節 地盤改良工</b></p> <p><b>2-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2-3-2 路床安定処理工</b></p> <p>路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。</p> <p><b>2-3-3 置換工</b></p> <p>置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</p> <p><b>第4節 舗装工</b></p> <p><b>2-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「<b>舗装調査・試験法便覧</b>」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 浮石、有害物の除去</b></p> <p>受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。</p> <p><b>2-4-2 材料</b></p> <p>舗装工の材料については、第3編2-6-2材料の規定による。</p> <p><b>2-4-3 舗装準備工</b></p> <p>舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。</p> <p><b>2-4-4 橋面防水工</b></p> <p>橋面防水工の施工については、第3編2-6-6橋面防水工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2-4-5 アスファルト舗装工</b> アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>2-4-6 半たわみ性舗装工</b> 半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半たわみ性舗装工の規定による。</p> <p><b>2-4-7 排水性舗装工</b> 排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。</p> <p><b>2-4-8 透水性舗装工</b> 透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。</p> <p><b>2-4-9 グースアスファルト舗装工</b> グースアスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-11グースアスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>2-4-10 コンクリート舗装工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12 コンクリート舗装工の規定による。</p> <p><b>2. 配合</b> 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. 粗面仕上げ</b> 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。</p> <p><b>4. 初期養生</b> 初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m<sup>2</sup>程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。</p> <p><b>5. 目地注入材</b> 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用する。</p> <p><b>6. 横収縮目地及び縦目地</b> 横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。 縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。</p>	<p><b>2-4-5 アスファルト舗装工</b> アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>2-4-6 半たわみ性舗装工</b> 半たわみ性舗装工の施工については、第3編2-6-8半たわみ性舗装工の規定による。</p> <p><b>2-4-7 排水性舗装工</b> 排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。</p> <p><b>2-4-8 透水性舗装工</b> 透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。</p> <p><b>2-4-9 グースアスファルト舗装工</b> グースアスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-11グースアスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>2-4-10 コンクリート舗装工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> コンクリート舗装工の施工については、第3編2-6-12 コンクリート舗装工の規定による。</p> <p><b>2. 配合</b> 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. 粗面仕上げ</b> 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。</p> <p><b>4. 初期養生</b> 初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m<sup>2</sup>程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。</p> <p><b>5. 目地注入材</b> 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用する。</p> <p><b>6. 横収縮目地及び縦目地</b> 横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。 縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。</p>

改正前 (27年版)		
<b>表 2-1 横収縮目地間隔の標準値</b>		
版の構造	版厚	間隔
鉄網および縁部補強鉄筋を省略	25cm未満	5m
	25cm以上	6m
鉄網および縁部補強鉄筋を使用	25cm未満	8m
	25cm以上	10m
<p><b>2-4-11 薄層カラー舗装工</b></p> <p>薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p>		
<p><b>2-4-12 ブロック舗装工</b></p> <p>ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブロック舗装工の規定による。</p>		
<p><b>2-4-13 道路舗装管理台帳</b></p> <p>受注者は、工事完了後、道路舗装管理台帳(カルテ)を作成し、監督員経由で道路保全課に速やかに<b>提出</b>すること。対象工事及び作成要領等については、監督員の指示による。</p>		
<p><b>第5節 排水構造物工（路面排水工）</b></p>		
<p><b>2-5-1 一般事項</b></p>		
<p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、排水構造物工（路面排水工）として、作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、管渠工、集水樹（街渠樹）・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。</p>		
<p><b>2. 適用規定</b></p> <p>排水構造物工（路面排水工）の施工については、「<b>道路土工要綱 第2章2-7排水施設の施工</b>」（日本道路協会平成21年6月）の規定及び第10編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>		
<p><b>2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>		
<p><b>2-5-3 側溝工</b></p>		
<p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、L型側溝またはLO型側溝、プレキャストU型側溝の設置については、<b>設計図書</b>に示す勾配で下流側または、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで</p>		

改正後 (29年版)		
<b>表 2-1 横収縮目地間隔の標準値</b>		
版の構造	版厚	間隔
鉄網および縁部補強鉄筋を省略	25cm未満	5m
	25cm以上	6m
鉄網および縁部補強鉄筋を使用	25cm未満	8m
	25cm以上	10m
<p><b>2-4-11 薄層カラー舗装工</b></p> <p>薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p>		
<p><b>2-4-12 ブロック舗装工</b></p> <p>ブロック舗装工の施工については、第3編2-6-14ブロック舗装工の規定による。</p>		
<p><b>2-4-13 道路舗装管理台帳</b></p> <p>受注者は、工事完了後、道路舗装管理台帳(カルテ)を作成し、監督員経由で道路保全課に速やかに<b>提出</b>すること。対象工事及び作成要領等については、監督員の指示による。</p>		
<p><b>第5節 排水構造物工（路面排水工）</b></p>		
<p><b>2-5-1 一般事項</b></p>		
<p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、排水構造物工（路面排水工）として、作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、管渠工、集水樹（街渠樹）・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。</p>		
<p><b>2. 適用規定</b></p> <p>排水構造物工（路面排水工）の施工については、「<b>道路土工要綱 第2章2-7排水施設の施工</b>」（日本道路協会平成21年6月）の規定及び第10編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>		
<p><b>2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>		
<p><b>2-5-3 側溝工</b></p>		
<p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、L型側溝またはLO型側溝、プレキャストU型側溝の設置については、<b>設計図書</b>に示す勾配で下流側または、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで</p>		



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 接合部の施工</b>                      受注者は、L型側溝及びLO型側溝、プレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。</p> <p><b>3. 材料の破損防止</b>                      受注者は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。</p> <p><b>2-5-4 管渠工</b>  <b>1. 適用規定（1）</b>                      管渠の設置については、第10編2-5-3側溝工の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定（2）</b>                      受注者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、第10編2-5-3側溝工の規定による。</p> <p><b>3. 管の切断</b>                      受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。</p> <p><b>2-5-5 集水枿（街渠枿）・マンホール工</b>  <b>1. 街渠枿の基礎</b>                      受注者は、街渠枿の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 接合部のモルタル配合</b>                      受注者は、街渠枿及びマンホール工の施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用いて漏水の生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>3. マンホール工の基礎</b>                      受注者は、マンホール工の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>4. 蓋の施工</b>                      受注者は、蓋の施工にあたっては、蓋のずれ、跳ね上がり、浮き上がり等のないようにしなければならない。</p> <p><b>2-5-6 地下排水工</b>                      地下排水工の施工については、第10編1-10-6地下排水工の規定による。</p> <p><b>2-5-7 場所打水路工</b>                      場所打水路工の施工については、第10編1-10-7場所打水路工の規定による。</p>	<p>一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 接合部の施工</b>                      受注者は、L型側溝及びLO型側溝、プレキャストU型側溝のコンクリート製品の接合部について、取付部は、特に指定しない限り、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用い、漏水のないように入念に施工しなければならない。</p> <p><b>3. 材料の破損防止</b>                      受注者は、側溝蓋の施工にあたって材料が破損しないよう丁寧に施工しなければならない。</p> <p><b>2-5-4 管渠工</b>  <b>1. 適用規定（1）</b>                      管渠の設置については、第10編2-5-3側溝工の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定（2）</b>                      受注者は、管渠のコンクリート製品の接合部については、第10編2-5-3側溝工の規定による。</p> <p><b>3. 管の切断</b>                      受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。</p> <p><b>2-5-5 集水枿（街渠枿）・マンホール工</b>  <b>1. 街渠枿の基礎</b>                      受注者は、街渠枿の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 接合部のモルタル配合</b>                      受注者は、街渠枿及びマンホール工の施工にあたっては、管渠等との接合部において、特に指定しない限りセメントと砂の比が1：3の配合のモルタル等を用いて漏水の生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>3. マンホール工の基礎</b>                      受注者は、マンホール工の施工にあたっては、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>4. 蓋の施工</b>                      受注者は、蓋の施工にあたっては、蓋のずれ、跳ね上がり、浮き上がり等のないようにしなければならない。</p> <p><b>2-5-6 地下排水工</b>                      地下排水工の施工については、第10編1-10-6地下排水工の規定による。</p> <p><b>2-5-7 場所打水路工</b>                      場所打水路工の施工については、第10編1-10-7場所打水路工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2-5-8 排水工（小段排水・縦排水）</b> 排水工（小段排水・縦排水）の施工については、第10編 1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）の規定による。</p> <p><b>2-5-9 排水性舗装用路肩排水工</b> <b>1. 排水性舗装用路肩排水工の施工</b> 受注者は、排水性舗装用路肩排水工の施工にあたって底面は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。 <b>2. 排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工</b> 受注者は、排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工にあたっては浮き上がり防止措置を講ずるものとする。</p> <p><b>第6節 縁石工</b> <b>2-6-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、縁石工として作業土工（床掘り、埋戻し）、縁石工その他これらに類する工種について定める。 <b>2. 障害物がある場合の処置</b> 受注者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 <b>3. 適用規定</b> 受注者は、縁石工の施工にあたって、「<del>道路土工</del>—<del>盛土工</del>指針」（日本道路協会、平成22年4月）の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2-6-3 縁石工</b> 縁石工の施工については、第3編 2-3-5 縁石工の規定による。</p> <p><b>第7節 踏掛版工</b> <b>2-7-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、踏掛版工として作業土工（床掘り、埋戻し）、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。 <b>2. 障害物がある場合の処置</b> 受注者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に</p>	<p><b>2-5-8 排水工（小段排水・縦排水）</b> 排水工（小段排水・縦排水）の施工については、第10編 1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）の規定による。</p> <p><b>2-5-9 排水性舗装用路肩排水工</b> <b>1. 排水性舗装用路肩排水工の施工</b> 受注者は、排水性舗装用路肩排水工の施工にあたって底面は滑らかで不陸を生じないように施工するものとする。 <b>2. 排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工</b> 受注者は、排水性舗装用路肩排水工の集水管の施工にあたっては浮き上がり防止措置を講ずるものとする。</p> <p><b>第6節 縁石工</b> <b>2-6-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、縁石工として作業土工（床掘り、埋戻し）、縁石工その他これらに類する工種について定める。 <b>2. 障害物がある場合の処置</b> 受注者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 <b>3. 適用規定</b> 受注者は、縁石工の施工にあたって、「<del>道路土工</del>—<del>盛土工</del>指針」（日本道路協会、平成22年4月）の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>2-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2-6-3 縁石工</b> 縁石工の施工については、第3編 2-3-5 縁石工の規定による。</p> <p><b>第7節 踏掛版工</b> <b>2-7-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、踏掛版工として作業土工（床掘り、埋戻し）、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。 <b>2. 障害物がある場合の処置</b> 受注者は、踏掛版工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>連絡し、設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b> 受注者は、踏掛版工の施工については、「<b>道路土工—盛土工指針</b>」（日本道路協会、平成22年4月）の踏掛版及び施工の規定、第10編2-7-4踏掛版工の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-7-2 材 料</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。</p> <p><b>2. ラバーシューの品質規格</b> 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2-7-4 踏掛版工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b> 作業土工（床掘り・埋戻し）を行う場合は、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定（2）</b> 踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>3. ラバーシューの設置</b> 受注者は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。</p> <p><b>4. アンカーボルトの設置</b> 受注者は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。</p> <p><b>第8節 防護柵工</b></p> <p><b>2-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り、埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 障害物がある場合処置</b> 受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督員に<b>連</b></p>	<p><b>連絡し、設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b> 受注者は、踏掛版工の施工については、「<b>道路土工—盛土工指針</b>」（日本道路協会、平成22年4月）の踏掛版及び施工の規定、第10編2-7-4踏掛版工の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-7-2 材 料</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。</p> <p><b>2. ラバーシューの品質規格</b> 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2-7-4 踏掛版工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b> 作業土工（床掘り・埋戻し）を行う場合は、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定（2）</b> 踏掛版の施工にあたり、縦目地及び横目地の設置については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定によるものとする。</p> <p><b>3. ラバーシューの設置</b> 受注者は、ラバーシューの設置にあたり、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。</p> <p><b>4. アンカーボルトの設置</b> 受注者は、アンカーボルトの設置にあたり、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。</p> <p><b>第8節 防護柵工</b></p> <p><b>2-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り、埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 障害物がある場合処置</b> 受注者は、防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、速やかに監督員に<b>連</b></p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>絡し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b></p> <p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「<b>防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定</b>」(日本道路協会、平成<b>20年1月</b>改訂)、「<b>道路土工要綱 第5章施工計画</b>」(日本道路協会、平成<b>21年6月</b>)の規定及び第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-8-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>2-8-3 路側防護柵工</b></p> <p><b>1. 適用規定 (1)</b></p> <p>路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定 (2)</b></p> <p>受注者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「<b>視線誘導標設置基準・同解説</b>」(日本道路協会、<b>昭和59年10月</b>)により取付ける。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。防護柵の規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2-8-4 防止柵工</b></p> <p>防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>2-8-5 ボックスビーム工</b></p> <p><b>1. 機械施工</b></p> <p>受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 支柱設置穴を掘削して設置する場合</b></p> <p>受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。</p> <p><b>3. コンクリートの中に支柱を設置する場合</b></p> <p>受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、<b>設計図書</b>に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. ボックスビームの取付け</b></p> <p>受注者は、ボックスビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。</p>	<p>絡し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b></p> <p>受注者は、防護柵工の施工にあたって、「<b>防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定</b>」(日本道路協会、平成<b>28年12月</b>改訂)、「<b>道路土工要綱 第5章施工計画</b>」(日本道路協会、平成<b>21年6月</b>)の規定及び第3編2-3-8路側防護柵工、2-3-7防止柵工の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-8-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>2-8-3 路側防護柵工</b></p> <p><b>1. 適用規定 (1)</b></p> <p>路側防護柵工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定 (2)</b></p> <p>受注者は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「<b>視線誘導標設置基準・同解説</b>」(日本道路協会、<b>昭和59年10月</b>)により取付ける。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。防護柵の規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2-8-4 防止柵工</b></p> <p>防止柵工の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>2-8-5 ボックスビーム工</b></p> <p><b>1. 機械施工</b></p> <p>受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 支柱設置穴を掘削して設置する場合</b></p> <p>受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。</p> <p><b>3. コンクリートの中に支柱を設置する場合</b></p> <p>受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中にボックスビームを設置する場合、<b>設計図書</b>に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. ボックスビームの取付け</b></p> <p>受注者は、ボックスビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2-8-6 車止めポスト工</b></p> <p><b>1. 車止めポストの設置</b></p> <p>受注者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b></p> <p>受注者は、車止めポストの施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2-8-7 防護柵基礎工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p>防護柵基礎工の施工については、第1編3章の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 防護柵基礎工の施工</b></p> <p>受注者は、防護柵基礎工の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>第9節 標識工</b></p> <p><b>2-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b></p> <p>受注者は、標識工の施工にあたって、「<b>道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工</b>」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「<b>道路土工要綱 第5章施工計画</b>」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「<b>道路標識ハンドブック</b>」(全国道路標識・標示業協会、平成16年8月)による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. 道路案内標識台帳の作成</b></p> <p>受注者は、道路標識の新設、取り替え、撤去(以下「新設等」という。)に際しては、道路案内標識管理台帳を作成し、「完成届出書」(規則様式第19号)と合わせて提出しなければならない。ただし、台帳は「道路案内標識管理台帳作成マニュアル(静岡県建設局道路部道路保全課 平成22年4月)」に基づき作成するものとする。</p>	<p><b>2-8-6 車止めポスト工</b></p> <p><b>1. 車止めポストの設置</b></p> <p>受注者は、車止めポストを設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b></p> <p>受注者は、車止めポストの施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2-8-7 防護柵基礎工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p>防護柵基礎工の施工については、第1編<b>第3</b>章の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 防護柵基礎工の施工</b></p> <p>受注者は、防護柵基礎工の施工にあたっては、支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>第9節 標識工</b></p> <p><b>2-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>により標識を設置しなければならないが、障害物がある場合などは、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b></p> <p>受注者は、標識工の施工にあたって、「<b>道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工</b>」(日本道路協会、昭和62年1月)の規定、「<b>道路土工要綱 第5章施工計画</b>」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編2-3-6小型標識工、2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「<b>道路標識ハンドブック</b>」(全国道路標識・標示業協会、平成<b>25</b>年<b>2</b>月)による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. 道路案内標識台帳の作成</b></p> <p>受注者は、道路標識の新設、取り替え、撤去(以下「新設等」という。)に際しては、道路案内標識管理台帳を作成し、「完成届出書」(規則様式第19号)と合わせて提出しなければならない。ただし、台帳は「道路案内標識管理台帳作成マニュアル(静岡県建設局道路部道路保全課 平成22年4月)」に基づき作成するものとする。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>(1) 対象となる標識種別は、以下のとおりとする。</p> <p>101 (市町村)</p> <p>102-A (都道府県)</p> <p>103-A、B、C (方面、方向及び距離)</p> <p>106-A (方面及び距離)</p> <p>108-A、B (方面及び方向の予告)</p> <p>108の2-A、B (方面及び方向)</p> <p>108の3 (方面、方向及び道路の通称名の予告)</p> <p>108の4 (方面、方向及び道路の通称名)</p> <p>114-A、B (著名地点)</p> <p>114の2-A、B、 (主要地点)</p> <p>118-A、B、C (国道番号)</p> <p>118の2-A、B、C (都道府県番号)</p> <p>118の3-A、B (総重量制限緩和指定道路)</p> <p>119-A、B、C (道路の通称名)</p> <p>(2) 受注者は、標識の新設等により、台帳の作成を行った時は、作成した台帳を監督員経由で道路保全課に提出するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、標識の撤去（または更新）により、台帳の削除（または差し替え）を行った時は、削除した台帳を監督員経由で道路保全課に提出するものとする。</p> <p><b>5. 道路保全課との協議</b></p> <p>監督員は、設置について事前に道路保全課と協議すること。</p> <p><b>2-9-2 材 料</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p>標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定による。</p> <p><b>2. 錆止めペイント</b></p> <p>標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いる。</p> <p><b>3. 基礎杭</b></p> <p>標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。</p> <p><b>4. リブの取付</b></p> <p>受注者は、標識板には<b>設計図書</b>に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p>	<p>(1) 対象となる標識種別は、以下のとおりとする。</p> <p>101 (市町村)</p> <p>102-A (都道府県)</p> <p>103-A、B (入り口の方向)</p> <p>104 (入り口の予告)</p> <p>105-A、B、C (方面、方向及び距離)</p> <p>106-A (方面及び距離)</p> <p>108-A、B (方面及び方向の予告)</p> <p>108の2-A、B (方面及び方向)</p> <p>108の3 (方面、方向及び道路の通称名の予告)</p> <p>108の4 (方面、方向及び道路の通称名)</p> <p>114-A、B (著名地点)</p> <p>114の2-A、B、 (主要地点)</p> <p>118-A、B、C (国道番号)</p> <p>118の2-A、B、C (都道府県番号)</p> <p>118の3-A、B (総重量制限緩和指定道路)</p> <p>118の4-A (高さ限度緩和指定道路)</p> <p>119-A、B、C (道路の通称名)</p> <p>(2) 受注者は、標識の新設等により、台帳の作成を行った時は、作成した台帳を監督員経由で道路保全課に提出するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、標識の撤去（または更新）により、台帳の削除（または差し替え）を行った時は、削除した台帳を監督員経由で道路保全課に提出するものとする。</p> <p><b>5. 道路保全課との協議</b></p> <p>監督員は、設置について事前に道路保全課と協議すること。</p> <p><b>2-9-2 材 料</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p>標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定による。</p> <p><b>2. 錆止めペイント</b></p> <p>標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いる。</p> <p><b>3. 基礎杭</b></p> <p>標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。</p> <p><b>4. リブの取付</b></p> <p>受注者は、標識板には<b>設計図書</b>に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p>

改正前 (27年版)

改正後 (29年版)

5. 下地処理

受注者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。

6. 反射材料等の使用区分及び色彩

反射板等の使用区分及び色彩は表2-2のとおりとする。

表2-2 反射材等の使用区分及び色彩

標識の種類	番号	反射材料等の使用区分及び色彩										備考
		漢字・平仮名 片仮名	英字	英字	数字	km	英印	記号	枠	英字	地	
由野村	1.0.1	青B	青B					青B(注1)	青B	白B		(注1) 都府県、支庁村等は青色表示とする。
都道府県	1.0.2-A	青B	青B					青B(注1)	青B	白B		(注2) 主要地点のレンジャーマークは、青地に白表示とする。
方面、方向及び距離	1.0.5-A, B, C	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	青B		国道路番号(118-A, B, C) 都道府県道番号 (118D-E, B, C)
方面及び距離	1.0.6-A	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	青B		
方面及び方向の予告	1.0.8-A, B	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B	
方面及び方向	1.0.8の2-A, B	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B	
方面、方向及び道路の 通称名の予告	1.0.8の3	白B	白B	白B	白B	白B	白B		白B	緑B	青B	
方面、方向及び道路の通称名	1.0.8の4	白B	白B	白B			白B		白B	緑B	青B	
主要地点	1.1.4-A, B	青B	青B				青B(注2)	青B	白B	白B		
主要地点	1.1.4の2-A, B	青B	青B					青B	白B	白B		
インターチェンジ名	附 図	白B	白B						白B	青B		
非常電話	1.1.6の2	白B					黒D			青B		
特設田	1.1.6の3	白B					白B	白B		青B		
非常駐車帯	1.1.6の4	白B					白B			緑B		
駐車場	1.1.7-A		白B						白B	青B		(注1)(注2)をアール組合時に併用し (注3)(青色)で「道路」「施設」 (黒D)で「枠」を印刷し、 (注4)(注5)で国道路番号を表示する。
駐短車場	1.1.7の2-A	白B	白B				白B			青B		
国道番号	1.1.8-A, B, C											右 図 に よ る
都道府県道番号	1.1.8の2-A, B											右 図 に よ る
指定量強硬物積定道路	1.1.8の3-A, B											備 考 欄 に よ る
道路の通称名	1.1.9-A, B, C	青B	青B						白B 白B 白B	白B		(注1)(注2)をアール組合時に併用し (注3)(青色)で「道路」「施設」 (黒D)で「枠」を印刷し、 (注4)(注5)で国道路番号を表示する。
まわり道	1.2.0-A	青B					黒D			白B		
*	1.2.0-B	白B	白B				黒D			青B		
警戒標識	2.0.1~2.1.5									*黒D	黒D	青B
規制標識	3.2.6-A, Bを参照											B
指示標識	4.0.9-A, B											指示表示及び記号はA
補助標識	501, 506, 509D, 509D, 509D, 509D, 509D, 509D, 510, 511	黒D					黒D	黒D				白B
*	5.1.1									赤B		白B
*	5.1.2									赤B		白B
*	5.1.3, 5.1.4									黒D		白B
チェーン取着場	附 図	白B							青B	黒D		注1: 118 注2: 青B
標準表示板 (トンネルの出口)	*								B			指定量強硬物積定道路(118Dの A, B) (注1)(注2)をアール組合時に併用し、 (注3)で白抜き印刷をする。
通行規制区間		白B								白B	青B	
側面標識												西 部 照 明 可 変 式
メイス表示	附 図	黒D										白B
電報区間表示	*	黒D										白B
工事事務所及び出張所	*	青B	青B					青B	青B	青B		白B
標識誘導表示板 (注意喚起の黒矢印)	*	黒D										黄B

- A : 封入レンズ型反射シート (#2200タイプ同等品以上)
- B : カプセルレンズ型反射シート (#2800タイプ同等品以上)
- C : 広角プリズムレンズ型反射シート (#2990タイプ同等品以上)
- D : カプセルレンズ型反射シート用透明プロセスカラー印刷 (#2800タイプ同等品以上)
- E : 広角プリズムレンズ型反射シート用透明プロセスカラー印刷 (#2990タイプ同等品以上)

7. 文字・記号等

受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」による色彩と寸法で、標示する。これによ

5. 下地処理

受注者は、標識板の下地処理にあつては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。

6. 反射材料等の使用区分及び色彩

反射板等の使用区分及び色彩は表2-2のとおりとする。

7. 文字・記号等

受注者は、標識板の文字・記号等を「静岡市道路標識の寸法を定める条例」(静岡市条例第89号)、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>り難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-9-3 小型標識工</b> 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p> <p><b>2-9-4 大型標識工</b> 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板と支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>1. 支柱建て込み</b> 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板と支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>2. 支柱建て込み及び標識の取り付け</b> 受注者は、支柱建て込み及び標識の取り付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>2-9-5 標識基礎工</b> 受注者は、基礎杭の施工において、杭の打込み中、極度の偏心、傾斜、破壊または、割れ目が生じた場合は、速やかに原因を調査し、その処理について監督員と<b>協議</b>を行わなければならない。 受注者は、基礎杭の施工において、設計深度に達する前に打込み不能となった場合、速やかに原因を調査し、その処理について監督員と<b>協議</b>を行わなければならない。 標識の基礎工の施工については、碎石、ぐり石を施工する場合は、第1編3-4-1一般事項の規定によるものとする。 受注者は、標識の基礎工の施工にあたり、標識柱を基礎工にボルトで取り付けるものについては、<b>設計図書</b>に従いアンカーボルト及びその付属金具を設置しなければならない。</p> <p><b>2-9-6 標識柱工</b> 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板と支柱の<b>通り</b>、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。 受注者は、支柱建て込みについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>2-9-7 標識板工</b> 受注者は、標識板の取付については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>2-9-8 標識着雪防止柵工</b> 受注者は、標識着雪防止板の取付については、付近の構造物、道路交通に特に注意</p>	<p><b>標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）</b>による色彩と寸法で、標示<b>しなければならない</b>。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-9-3 小型標識工</b> 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p> <p><b>2-9-4 大型標識工</b></p> <p><b>1. 支柱建て込み</b> 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板と支柱の通り、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>2. 支柱建て込み及び標識の取り付け</b> 受注者は、支柱建て込み及び標識の取り付けについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>2-9-5 標識基礎工</b> 受注者は、基礎杭の施工において、杭の打込み中、極度の偏心、傾斜、破壊または、割れ目が生じた場合は、速やかに原因を調査し、その処理について監督員と<b>協議</b>を行わなければならない。 受注者は、基礎杭の施工において、設計深度に達する前に打込み不能となった場合、速やかに原因を調査し、その処理について監督員と<b>協議</b>を行わなければならない。 標識の基礎工の施工については、碎石、ぐり石を施工する場合は、第1編3-4-1一般事項の規定によるものとする。 受注者は、標識の基礎工の施工にあたり、標識柱を基礎工にボルトで取り付けるものについては、<b>設計図書</b>に従いアンカーボルト及びその付属金具を設置しなければならない。</p> <p><b>2-9-6 標識柱工</b> 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、角度、標示板と<b>の支柱のとおり</b>、傾斜、支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。 受注者は、支柱建て込みについては、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>2-9-7 標識板工</b> 受注者は、標識板の取付については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>2-9-8 標識着雪防止柵工</b> 受注者は、標識着雪防止板の取付については、付近の構造物、道路交通に特に注意</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>第10節 区画線工</b></p> <p><b>2-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、区画線工として、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、区画線工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に<b>連絡し、設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b></p> <p>受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、「<b>道路土工要綱 第5章施工計画</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、及び第3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-10-2 区画線工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p>区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。</p> <p><b>2. 区画線の指示方法</b></p> <p>区画線の<b>指示方法</b>について<b>設計図書</b>に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。</p> <p><b>3. 路面表示の抹消</b></p> <p>路面表示の抹消にあたっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。</p> <p><b>4. シンナーの使用量</b></p> <p>ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量は10%以下とする。</p> <p><b>第11節 道路植栽工</b></p> <p><b>2-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、道路植栽工として、道路植栽工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>2. 道路植栽工の施工</b></p> <p>受注者は、道路植栽工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に<b>連絡し、設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b></p> <p>受注者は、道路植栽工の施工については、「<b>道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工</b>」（日本道路協会、昭和63年12月）の規定、「<b>道路土工要綱</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第10編2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難</p>	<p>し、支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>第10節 区画線工</b></p> <p><b>2-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、区画線工として、区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、区画線工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に<b>連絡し、設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b></p> <p>受注者は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、「<b>道路土工要綱 第5章施工計画</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、及び第3編2-3-9区画線工の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-10-2 区画線工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p>区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。</p> <p><b>2. 区画線の指示方法</b></p> <p>区画線の<b>指示方法</b>について<b>設計図書</b>に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。</p> <p><b>3. 路面表示の抹消</b></p> <p>路面表示の抹消にあたっては、既設表示を何らかの乳剤で塗りつぶす工法を取ってはならない。</p> <p><b>4. シンナーの使用量</b></p> <p>ペイント式（常温式）に使用するシンナーの使用量は10%以下とする。</p> <p><b>第11節 道路植栽工</b></p> <p><b>2-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、道路植栽工として、道路植栽工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>2. 道路植栽工の施工</b></p> <p>受注者は、道路植栽工の施工にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に<b>連絡し、設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b></p> <p>受注者は、道路植栽工の施工については、「<b>道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工</b>」（日本道路協会、昭和63年12月）の規定、「<b>道路土工要綱</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び第10編2-11-3道路植栽工の規定による。これにより難</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-11-2 材料</b></p> <p><b>1. 客土</b></p> <p>道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とするものとする。</p> <p><b>2. 樹木類</b></p> <p>道路植栽工で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、<b>設計図書</b>に定められた形状寸法を有するものとする。</p> <p><b>3. 樹木類の受入検査</b></p> <p>受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>また、必要に応じ現地（栽培地）において監督員が<b>確認</b>を行うが、この場合監督員が<b>確認</b>してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。</p> <p><b>4. 形状寸法</b></p> <p>樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。</p> <p>なお、ヤシ類の特殊樹にあって「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。</p> <p><b>5. 枝張り幅</b></p> <p>枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部の突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおの幹周の総和の70%をもって幹周とする。</p> <p>なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹長とする。</p> <p><b>6. 肥料、土壌改良材</b></p> <p>道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>なお、施工前に監督員に品質証明等の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p><b>7. 樹名板の規格</b></p> <p>道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2-11-3 道路植栽工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。</p>	<p>い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-11-2 材料</b></p> <p><b>1. 客土</b></p> <p>道路植栽工で使用する客土は、植物の生育に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入していない現場発生土または、購入土とするものとする。</p> <p><b>2. 樹木類</b></p> <p>道路植栽工で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んな栽培品とし、<b>設計図書</b>に定められた形状寸法を有するものとする。</p> <p><b>3. 樹木類の受入検査</b></p> <p>受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督員の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p>また、必要に応じ現地（栽培地）において監督員が<b>確認</b>を行うが、この場合監督員が<b>確認</b>してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。</p> <p><b>4. 形状寸法</b></p> <p>樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。</p> <p>なお、ヤシ類の特殊樹にあって「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。</p> <p><b>5. 枝張り幅</b></p> <p>枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であって、一部の突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおの幹周の総和の70%をもって幹周とする。</p> <p>なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹長とする。</p> <p><b>6. 肥料、土壌改良材</b></p> <p>道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>なお、施工前に監督員に品質証明等の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p><b>7. 樹名板の規格</b></p> <p>道路植栽工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2-11-3 道路植栽工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、はちくずれ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。</p> <p>なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えるかまたは、根部に覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。</p> <p><b>2. 植栽帯盛土の施工</b></p> <p>受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、植栽帯盛土の施工はローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。</p> <p><b>3. 植付け</b></p> <p>受注者は、植樹施工にあたり、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。</p> <p><b>4. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、植栽地の土壤に問題があった場合は監督員に速やかに<b>連絡</b>し、必要に応じて客土・肥料・土壤改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p> <p>また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>5. 植穴の掘削</b></p> <p>受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>6. 適用規定</b></p> <p>受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、植え付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。</p> <p>なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。</p> <p>(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。</p> <p>(3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調節するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。</p> <p>(4) 寄植及び株物植付けは既植樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p><b>7. 水極め</b></p> <p>受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等</p>	<p>また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。</p> <p>なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えるかまたは、根部に覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。</p> <p><b>2. 植栽帯盛土の施工</b></p> <p>受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、植栽帯盛土の施工はローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。</p> <p><b>3. 植付け</b></p> <p>受注者は、植樹施工にあたり、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。</p> <p><b>4. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、植栽地の土壤に問題があった場合は監督員に速やかに<b>連絡</b>し、必要に応じて客土・肥料・土壤改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p> <p>また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>5. 植穴の掘削</b></p> <p>受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>6. 適用規定</b></p> <p>受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、植え付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。</p> <p>なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。</p> <p>(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。</p> <p>(3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調節するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。</p> <p>(4) 寄植及び株物植付けは既植樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p><b>7. 水極め</b></p> <p>受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。</p> <p><b>8. 地均し・灌水</b> 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。</p> <p>なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。</p> <p><b>9. 施工完了後の処置</b> 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p> <p><b>10. 添木の設置</b> 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p><b>11. 樹名板の設置</b> 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</p> <p><b>12. 地質対応</b> 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>13. 幹巻き</b> 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p><b>14. 支柱の設置</b> 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束する。</p> <p><b>15. 施肥、灌水</b> 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するとともに、<b>設計図書</b>に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>16. 除草</b> 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p> <p><b>17. 施肥の施工</b> 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。</p> <p>なお、肥料のための溝堀り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p><b>18. 植栽植樹の植替え</b> 植栽植樹の植替えについては、第11編2-3-1の2.の規定による。</p>	<p>でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。</p> <p><b>8. 地均し・灌水</b> 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。</p> <p>なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。</p> <p><b>9. 施工完了後の処置</b> 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p> <p><b>10. 添木の設置</b> 受注者は、添木の設置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p><b>11. 樹名板の設置</b> 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</p> <p><b>12. 地質対応</b> 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>13. 幹巻き</b> 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p><b>14. 支柱の設置</b> 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束する。</p> <p><b>15. 施肥、灌水</b> 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するとともに、<b>設計図書</b>に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>16. 除草</b> 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p> <p><b>17. 施肥の施工</b> 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。</p> <p>なお、肥料のための溝堀り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p><b>18. 植栽植樹の植替え</b> 植栽植樹の植替えについては、第11編2-3-1の2.の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第12節 道路付属施設工</b></p> <p><b>2-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、道路付属施設工として、境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b></p> <p>受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「<b>視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工</b>」（日本道路協会、昭和59年10月）の規定、「<b>道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工</b>」（日本道路協会、平成19年10月改訂）の規定、「<b>道路土工要綱</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び「<b>道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工</b>」（日本道路協会、昭和55年12月）の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、第10編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工、2-12-3境界工及び2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-12-2 材 料</b></p> <p>境界工で使用する境界杭の材質は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。</p> <p><b>2-12-3 境界工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 不動処置</b></p> <p>受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。</p> <p><b>3. 境界確認</b></p> <p>受注者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の<b>立会</b>による境界確認を行うものとし、その結果を監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 問題が生じた場合の処置</b></p> <p>受注者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、その処置について<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2-12-4 道路付属物工</b></p> <p>道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p>	<p><b>第12節 道路付属施設工</b></p> <p><b>2-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、道路付属施設工として、境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、道路付属施設工の設置にあたり、障害物がある場合などは、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b></p> <p>受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「<b>視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工</b>」（日本道路協会、昭和59年10月）の規定、「<b>道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工</b>」（日本道路協会、平成19年10月改訂）の規定、「<b>道路土工要綱</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定及び「<b>道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工</b>」（日本道路協会、昭和55年12月）の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、第10編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工、2-12-3境界工及び2-12-6照明工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2-12-2 材 料</b></p> <p>境界工で使用する境界杭の材質は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。</p> <p><b>2-12-3 境界工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 不動処置</b></p> <p>受注者は、境界杭及び境界鋸の施工にあたっては、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。</p> <p><b>3. 境界確認</b></p> <p>受注者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の<b>立会</b>による境界確認を行うものとし、その結果を監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 問題が生じた場合の処置</b></p> <p>受注者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、その処置について<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2-12-4 道路付属物工</b></p> <p>道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p>

改正前 (27年版)

改正後 (29年版)

2-12-5 ケーブル配管工

1. 適用規定

ケーブル配管及びハンドホルルの設置については、第10編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。

2. 道路情報伝送用配管路の施工

受注者は、道路情報伝送用配管路の施工にあたっては、電気通信設備工事共通仕様書によるものとする。なお、埋設位置を表示するために使用する埋設表示シート(以下「シート」という。)は下記によりものとする。

(1) 材料

シートは高密度ポリエチレンヤーンを製織したクロスに、印刷面を内側にした低密度ポリエチレンフィルムをラミネートしたものとし、耐薬品性に優れ腐食することなく柔軟性に富むものとする。

(2) 構造

クロスは、1,000デニールのテープを縦方向10本/インチに織込んだものとする。

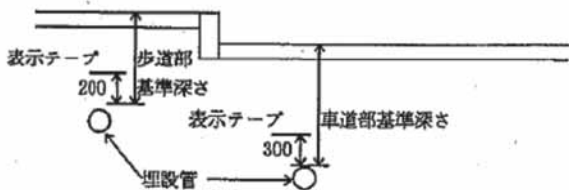
3. 監督員との協議

埋設表示シートの設置について、事前に監督員と協議すること。

4. 道路保全課との協議

監督員は、設置について事前に道路保全課と協議すること。

参考図 埋設深さ



2-12-6 照明工

1. 照明柱基礎

受注者は、照明柱基礎の施工に際し、アースオーガにより掘削する場合は、掘削穴の偏心及び傾斜に注意しながら掘削を行わなければならない。

2. 異常の処置

受注者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急

2-12-5 ケーブル配管工

1. 適用規定

ケーブル配管及びハンドホルルの設置については、第10編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工の規定による。

2. 道路情報伝送用配管路の施工

受注者は、道路情報伝送用配管路の施工にあたっては、電気通信設備工事共通仕様書による。なお、埋設標示は次による。

(1) 埋設標示は、埋設標示紙および埋設標示シート(もしくは廃プラ板)を基本とする。

(2) 多孔陶管、FEP-S管等(VP、PV管)、後工事の掘削による破損の恐れがある管路材を使用する場合は、埋設標示シートの代わりに埋設標示と管防護の機能を兼ねた廃プラ板の設置を行う。

(3) 廃プラ板は、管路部全幅員に布設する。

(4) 埋設標示シートは、路盤と路床の境界面に布設する。

(5) 防護鉄板を布設する場合の埋設標示シート幅は300mmとする。

(6) 埋設標示シート及び廃プラ板には、施設の名称と管理者を明記する。

(7) 特殊部の出入り部及び管理埋設区間にも占用事業者の入溝位置が確認できるように適切な措置を講ずる。

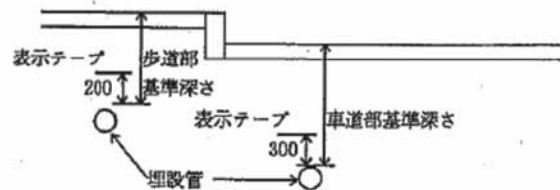
3. 監督員との協議

埋設表示シートの設置について、事前に監督員と協議すること。

4. 道路保全課との協議

監督員は、設置について事前に道路保全課と協議すること。

参考図 埋設深さ



2-12-6 照明工

1. 照明柱基礎

受注者は、照明柱基礎の施工に際し、アースオーガにより掘削する場合は、掘削穴の偏心及び傾斜に注意しながら掘削を行わなければならない。

2. 異常の処置

受注者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急

改正前 (27年版)										
<p>措置を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に<b>連絡指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 照明柱の建込み</b> 受注者は、照明柱の建込みについては、支柱の傾斜の有無に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>4. 照明柱の建込み</b> 受注者は、照明柱の建込みについては、附近の構造物、道路交通に特に支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>5. 道路照明灯台帳の作成</b> 受注者は、工事完了後「道路照明灯台帳」を作成し、「完成届出書」(規則様式第19号)と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 照明灯の新設等</b> 受注者は、照明灯の新設等を行った時は、管理者の名称、連絡先、管理番号及び設置年月日を表示のため、「完成届出書」(規則様式第19号)提出までに、照明灯に図2-1のステッカーを地上高1.5m程度の位置に貼付しなければならない。 なお、管理番号及び貼付位置については、予め監督員に<b>確認</b>するものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">静岡市</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">管理番号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設置年度</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">平成 年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">管理者</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">静岡市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連絡先TEL</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">254-2111</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">※ 管理番号については、道路保全課と<b>協議</b>すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>図2-1</b></p> <p><b>7. 構造物添架式照明灯</b> 構造物添架式照明灯などの新設等を行った場合は、6項(照明灯の新設等)の限りでない。又、監督員は、事前に道路保全課と協議すること。</p> <p><b>第13節 橋梁付属物工</b> <b>2-13-1 一般事項</b> 本節は、橋梁付属物工として、伸縮装置工その他これらに類する工種について定める。</p>	静岡市		管理番号	-	設置年度	平成 年度	管理者	静岡市	連絡先TEL	254-2111
静岡市										
管理番号	-									
設置年度	平成 年度									
管理者	静岡市									
連絡先TEL	254-2111									

改正後 (29年版)										
<p>措置を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 照明柱の建込み</b> 受注者は、照明柱の建込みについては、支柱の傾斜の有無に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>4. 照明柱の建込み</b> 受注者は、照明柱の建込みについては、附近の構造物、道路交通に特に支障にならないようにつとめなければならない。</p> <p><b>5. 道路照明灯台帳の作成</b> 受注者は、工事完了後「道路照明灯台帳」を作成し、「完成届出書」(規則様式第19号)と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 照明灯の新設等</b> 受注者は、照明灯の新設等を行った時は、管理者の名称、連絡先、管理番号及び設置年月日を表示のため、「完成届出書」(規則様式第19号)提出までに、照明灯に図2-1のステッカーを地上高1.5m程度の位置に貼付しなければならない。 なお、管理番号及び貼付位置については、予め監督員に<b>確認</b>するものとする。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">静岡市</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">管理番号</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">設置年度</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">平成 年度</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">管理者</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">静岡市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連絡先TEL</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">254-2111</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">※ 管理番号については、道路保全課と<b>協議</b>すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>図2-3</b></p> <p><b>7. 構造物添架式照明灯</b> 構造物添架式照明灯などの新設等を行った場合は、6項(照明灯の新設等)の限りでない。又、監督員は、事前に道路保全課と協議すること。</p> <p><b>第13節 橋梁付属物工</b> <b>2-13-1 一般事項</b> 本節は、橋梁付属物工として、伸縮装置工その他これらに類する工種について定める。</p>	静岡市		管理番号	-	設置年度	平成 年度	管理者	静岡市	連絡先TEL	254-2111
静岡市										
管理番号	-									
設置年度	平成 年度									
管理者	静岡市									
連絡先TEL	254-2111									

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2-13-2 伸縮装置工</b> 伸縮装置工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。</p>	<p><b>2-13-2 伸縮装置工</b> 伸縮装置工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p style="text-align: center;"><b>第3章 橋梁下部</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b> 道路土工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. コンクリート構造物非破壊試験</b> コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。 (1) 受注者は、<b>設計図書</b>において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月)(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 強度測定</b> コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。 (1) 受注者は、<b>設計図書</b>において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月)((以下、「要領」という。))」に従い行わなければならない。 (3) 受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 橋梁下部</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、軽量盛土工、橋台工、RC橋脚工、鋼製橋脚工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b> 道路土工、仮設工は、第1編第2章第4節道路土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. コンクリート構造物非破壊試験</b> コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。 (1) 受注者は、<b>設計図書</b>において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月)(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備および保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 強度測定</b> コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下による。 (1) 受注者は、<b>設計図書</b>において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月)((以下、「要領」という。))」に従い行わなければならない。 (3) 受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋<b>塗装</b>・防食便覧（平成17年12月）</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>静岡市建設局 静岡市道路橋計画・設計要領（平成26年8月）</p> <p>静岡市建設局 静岡市道路橋補修・補強要領（案）（平成23年3月）</p>	<p>これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年4月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成27年4月）</p> <p>日本道路協会 道路橋補修便覧（昭和54年2月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年4月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>静岡市建設局 静岡市道路橋計画・設計要領（平成26年8月）</p> <p>静岡市建設局 静岡市道路橋補修・補強要領（案）（平成23年3月）</p>
<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>3-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> <p><b>3. 鋼製巻尺の使用</b></p> <p>受注者は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>4. 現場と工場の鋼製巻尺の使用</b></p> <p>受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。</p> <p><b>5. 名簿の整備</b></p> <p>受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合</p>	<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>3-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、工場製作工として、刃口金物製作工、鋼製橋脚製作工、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> <p><b>3. 名簿の整備</b></p> <p>受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 材料使用時の注意（1）</b>                      受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、<b>設計図書</b>に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ及び著しいひずみ並びに内部欠陥がないものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. 材料使用時の注意（2）</b>                      主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとするものとする。</p> <p><b>3-3-2 刃口金物製作工</b>                      刃口金物製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>3-3-3 鋼製橋脚製作工</b>  <b>1. 適用規定（1）</b>                      鋼製橋脚製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>2. 接合部の製作</b>                      受注者は、アンカーフレームと本体部（ベースプレート）との接合部の製作にあたっては、両者の関連を<b>確認</b>して行わなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b>                      製品として購入するボルト・ナットについては、第2編2-5-6ボルト用鋼材の規定による。また、工場にて製作するボルト・ナットの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-3-4 アンカーフレーム製作工</b>                      アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による。</p> <p><b>3-3-5 工場塗装工</b>                      工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b>  <b>3-4-1 一般事項</b>                      本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-4-2 輸送工</b>                      輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 軽量盛土工</b>  <b>3-5-1 一般事項</b>                      本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 材料使用時の注意（1）</b>                      受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、<b>設計図書</b>に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ及び著しいひずみ並びに内部欠陥がないものを使用しなければならない。</p> <p><b>5. 材料使用時の注意（2）</b>                      主要部材とは主構造と床組、二次部材とは主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとするものとする。</p> <p><b>3-3-2 刃口金物製作工</b>                      刃口金物製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>3-3-3 鋼製橋脚製作工</b>  <b>1. 適用規定（1）</b>                      鋼製橋脚製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>2. 接合部の製作</b>                      受注者は、アンカーフレームと本体部（ベースプレート）との接合部の製作にあたっては、両者の関連を<b>確認</b>して行わなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b>                      製品として購入するボルト・ナットについては、第2編2-5-6ボルト用鋼材の規定による。また、工場にて製作するボルト・ナットの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-3-4 アンカーフレーム製作工</b>                      アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による。</p> <p><b>3-3-5 工場塗装工</b>                      工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b>  <b>3-4-1 一般事項</b>                      本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-4-2 輸送工</b>                      輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 軽量盛土工</b>  <b>3-5-1 一般事項</b>                      本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3-5-2 軽量盛土工</b>                      軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第6節 橋台工</b></p> <p><b>3-6-1 一般事項</b>                      本節は、橋台工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-6-3 既製杭工</b>                      既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>3-6-4 場所打杭工</b>                      場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>3-6-5 深礎工</b>                      深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>3-6-6 オープンケーソン基礎工</b>                      オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。</p> <p><b>3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工</b>                      ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。</p> <p><b>3-6-8 橋台躯体工</b></p> <p><b>1.基礎材の施工</b>                      受注者は、基礎材の施工については、<b>設計図書</b>に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p><b>2.均しコンクリートの施工</b>                      受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>3.防錆処置</b>                      受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモル</p>	<p><b>3-5-2 軽量盛土工</b>                      軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第6節 橋台工</b></p> <p><b>3-6-1 一般事項</b>                      本節は、橋台工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-6-3 既製杭工</b>                      既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>3-6-4 場所打杭工</b>                      場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>3-6-5 深礎工</b>                      深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>3-6-6 オープンケーソン基礎工</b>                      オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。</p> <p><b>3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工</b>                      ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。</p> <p><b>3-6-8 橋台躯体工</b></p> <p><b>1.基礎材の施工</b>                      受注者は、基礎材の施工については、<b>設計図書</b>に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p><b>2.均しコンクリートの施工</b>                      受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>3.防錆処置</b>                      受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモル</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>タルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. 適用規定</b> 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「<b>道路橋支保便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5. 塩害対策</b> 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p> <p><b>6. モルタル仕上げ</b> 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 目地材の施工</b> 受注者は、目地材の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>8. 水抜きパイプの施工</b> 受注者は、水抜きパイプの施工については、<b>設計図書</b>に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>9. 吸出し防止材の施工</b> 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。</p> <p><b>10. 有孔管の施工</b> 受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>11. 足場の施工</b> 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手やその緊結方法等に十分注意して組み立てなければならない。なお、足場から工具・資材等が落下する恐れがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。</p> <p><b>3-6-9 地下水位低下工</b> 地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下水位低下工の規定による。</p> <p><b>3-6-10 マイクロフィルム等</b> 受注者は、完成図書および関連図書をマイクロフィルムに収め<b>提出</b>するものとする。</p>	<p>タルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. 適用規定</b> 受注者は、支承部の箱抜き施工については、「<b>道路橋支保便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5. 塩害対策</b> 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p> <p><b>6. モルタル仕上げ</b> 受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 目地材の施工</b> 受注者は、目地材の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>8. 水抜きパイプの施工</b> 受注者は、水抜きパイプの施工については、<b>設計図書</b>に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>9. 吸出し防止材の施工</b> 受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから橋台背面の土が流失しないように施工しなければならない。</p> <p><b>10. 有孔管の施工</b> 受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。有孔管及びフィルター材の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>11. 足場の施工</b> 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手やその緊結方法等に十分注意して組み立てなければならない。なお、足場から工具・資材等が落下する恐れがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。</p> <p><b>3-6-9 地下水位低下工</b> 地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下水位低下工の規定による。</p> <p><b>3-6-10 竣工図面等の提出</b> 1. 受注者は、工事完了時に下記の竣工図面をデータ化し、監督員に<b>提出</b>するものとする。 (竣工図面データ化対象) 平面図・縦断面図・橋梁一般図・構造図・その他保管が必要な図面</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第7節 RC橋脚工</b></p> <p><b>3-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、RC橋脚工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-7-3 既製杭工</b></p> <p>既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>3-7-4 場所打杭工</b></p> <p>場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>3-7-5 深礎工</b></p> <p>深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>3-7-6 オープンケーソン基礎工</b></p> <p>オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。</p> <p><b>3-7-7 ニューマチックケーソン基礎工</b></p> <p>ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。</p> <p><b>3-7-8 鋼管矢板基礎工</b></p> <p>鋼管矢板基礎工の施工については、第3編2-4-9鋼管矢板基礎工の規定による。</p> <p><b>3-7-9 橋脚躯体工</b></p> <p>RC躯体工の施工については、第10編3-6-8橋台躯体工の規定による。</p>	<p>2. 受注者は、工事完了後に下記の設計関連図書をデータ化し、監督員に提出するものとする。</p> <p>（設計関連図書データ化対象図面）</p> <p>設計計算書・材料計算書・契約書・橋梁設計調書・概要書・その他保管が必要な図面</p> <p>3. 図面等をデータ化に要する作成費用は、共通仮設費率に含むものとする。</p> <p>4. 竣工図等データの提出は完成届書類の提出時とし、検査の対象とする。</p> <p><b>第7節 RC橋脚工</b></p> <p><b>3-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、RC橋脚工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-7-3 既製杭工</b></p> <p>既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>3-7-4 場所打杭工</b></p> <p>場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>3-7-5 深礎工</b></p> <p>深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>3-7-6 オープンケーソン基礎工</b></p> <p>オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。</p> <p><b>3-7-7 ニューマチックケーソン基礎工</b></p> <p>ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。</p> <p><b>3-7-8 鋼管矢板基礎工</b></p> <p>鋼管矢板基礎工の施工については、第3編2-4-9鋼管矢板基礎工の規定による。</p> <p><b>3-7-9 橋脚躯体工</b></p> <p>RC躯体工の施工については、第10編3-6-8橋台躯体工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3-7-10 地下水位低下工</b> 地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下水位低下工の規定による。</p> <p><b>3-7-11 マイクロフィルム等</b> 受注者は、完成図書および関連図書を<b>マイクロフィルムに収め提出</b>するものとする。</p> <p><b>第8節 鋼製橋脚工</b></p> <p><b>3-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、鋼製橋脚工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 陸上での鋼製橋脚工</b> 本節は、陸上での鋼製橋脚工について定めるものとし、海上での施工については、<b>設計図書</b>の規定による。</p> <p><b>3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-8-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>3-8-4 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>3-8-5 深礎工</b> 深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>3-8-6 オープンケーソン基礎工</b> オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。</p> <p><b>3-8-7 ニューマチックケーソン基礎工</b> ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。</p>	<p><b>3-7-10 地下水位低下工</b> 地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下水位低下工の規定による。</p> <p><b>3-7-11 竣工図面等の提出</b> 受注者は、完成図書および関連図書を<b>データ化し、提出</b>するものとする。 <b>竣工図面等の作成については、第10編3-6-10竣工図面等の提出の規定による。</b></p> <p><b>第8節 鋼製橋脚工</b></p> <p><b>3-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、鋼製橋脚工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 陸上での鋼製橋脚工</b> 本節は、陸上での鋼製橋脚工について定めるものとし、海上での施工については、<b>設計図書</b>の規定による。</p> <p><b>3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-8-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>3-8-4 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>3-8-5 深礎工</b> 深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>3-8-6 オープンケーソン基礎工</b> オープンケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-7オープンケーソン基礎工の規定による。</p> <p><b>3-8-7 ニューマチックケーソン基礎工</b> ニューマチックケーソン基礎工の施工については、第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3-8-8 鋼管矢板基礎工</b> 鋼管矢板基礎工の施工については、第3編2-4-9鋼管矢板基礎工の規定による。</p> <p><b>3-8-9 橋脚フーチング工</b></p> <p><b>1. 基礎材の施工</b> 受注者は、基礎材の施工については、<b>設計図書</b>に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p><b>2. 均しコンクリートの施工</b> 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 施工計画書</b> 受注者は、アンカーフレームの架設方法を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>4. 適用規定</b> 受注者は、アンカーフレームの架設については、「<b>鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第3章 架設工法</b>」（日本道路協会、<b>昭和60年2月</b>）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p><b>5. アンカーフレーム注入モルタルの施工</b> 受注者は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。 中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>6. フーチングの箱抜き施工</b> 受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「<b>道路橋支保便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、<b>平成16年4月</b>）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>7. 塩害対策</b> 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p> <p><b>8. 足場の施工</b> 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手やその緊結方法等に十分注意して組み立てなければならない。なお、足場から工具・資材等が落下する恐れがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。</p> <p><b>3-8-10 橋脚架設工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）、</p>	<p><b>3-8-8 鋼管矢板基礎工</b> 鋼管矢板基礎工の施工については、第3編2-4-9鋼管矢板基礎工の規定による。</p> <p><b>3-8-9 橋脚フーチング工</b></p> <p><b>1. 基礎材の施工</b> 受注者は、基礎材の施工については、<b>設計図書</b>に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p><b>2. 均しコンクリートの施工</b> 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 施工計画書</b> 受注者は、アンカーフレームの架設方法を施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>4. 適用規定</b> 受注者は、アンカーフレームの架設については、「<b>鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第3章 架設工法</b>」（日本道路協会、<b>平成27年4月</b>）による。コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>また、フーチングのコンクリート打設が終了するまでの間、アンカーボルト・ナットが損傷を受けないように保護しなければならない。</p> <p><b>5. アンカーフレーム注入モルタルの施工</b> 受注者は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。 中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>6. フーチングの箱抜き施工</b> 受注者は、フーチングの箱抜き施工については、「<b>道路橋支保便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、<b>平成16年4月</b>）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>7. 塩害対策</b> 受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p> <p><b>8. 足場の施工</b> 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手やその緊結方法等に十分注意して組み立てなければならない。なお、足場から工具・資材等が落下する恐れがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。</p> <p><b>3-8-10 橋脚架設工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）、</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第17章施工」（日本道路協会、平成24年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 仮締めボルト</b> 受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所 の連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピ ンを用いなければならない。</p> <p><b>3. 異常時の処置</b> 受注者は、組立て中に損傷があった場合、速やかに監督員に<b>連絡</b>した後、取換えま たは補修等の処置を講じなければならない。</p> <p><b>4. 地耐力の確認</b> 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力 を<b>確認</b>しておかなければならない。</p> <p><b>5. 架設用吊金具の処理方法</b> 受注者は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設 用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。 その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものとする。</p> <p><b>6. 水抜孔有効径の確認</b> 受注者は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を<b>確認</b>しなければならない。 受注者は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用 する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は<b>設計図書</b> によるものとする。</p> <p><b>7. 足場の施工</b> 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手や その緊結方法等に十分注意して組み立てなければならない。なお、足場から工具・資 材等が落下する恐れがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。</p> <p><b>3-8-11 現場継手工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b> 現場継手工の施工については、第10編4-5-11 現場継手工の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定（2）</b> 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章 施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」 （日本道路協会、昭和60年2月）の規定による。これ以外による場合は、<b>設計図書</b> に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. 名簿の整備</b> 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合 は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>	<p>「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第17章施工」（日本道路協会、平成24年3月） の規定による。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b> を得なければならない。</p> <p><b>2. 仮締めボルト</b> 受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンの合計をその箇所 の連結ボルト数の1/2以上とし、架設応力に耐えるだけの仮締めボルトとドリフトピ ンを用いなければならない。</p> <p><b>3. 異常時の処置</b> 受注者は、組立て中に損傷があった場合、速やかに監督員に<b>連絡</b>した後、取換えま たは補修等の処置を講じなければならない。</p> <p><b>4. 地耐力の確認</b> 受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力 を<b>確認</b>しておかなければならない。</p> <p><b>5. 架設用吊金具の処理方法</b> 受注者は、架設用吊金具の処理方法として、鋼製橋脚の橋脚梁天端に設置した架設 用吊金具及び外から見える架設用吊金具は切断後、平滑に仕上げなければならない。 その他の橋脚内面等に設置した架設用吊金具はそのまま残すものとする。</p> <p><b>6. 水抜孔有効径の確認</b> 受注者は、中込コンクリート打設後、水抜孔の有効性を<b>確認</b>しなければならない。 受注者は、ベースプレート下面に無収縮モルタルを充填しなければならない。使用 する無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、無収縮モルタルの品質は<b>設計図書</b> によるものとする。</p> <p><b>7. 足場の施工</b> 受注者は、足場の施工については、足場の沈下、滑動を防止するとともに、継手や その緊結方法等に十分注意して組み立てなければならない。なお、足場から工具・資 材等が落下する恐れがある場合は、落下物防護工を設置しなければならない。</p> <p><b>3-8-11 現場継手工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b> 現場継手工の施工については、第10編4-5-11 現場継手工の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定（2）</b> 受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）18章 施工」（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」 （日本道路協会、平成27年4月）の規定による。これ以外による場合は、<b>設計図書</b> に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. 名簿の整備</b> 受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合 は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3-8-12 現場塗装工</b> 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。</p> <p><b>3-8-13 地下水位低下工</b> 地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下水位低下工の規定による。</p> <p><b>3-8-14 マイクロフィルム等</b> 受注者は、完成図書および関連図書を<b>マイクロフィルムに収め提出</b>するものとする。</p> <p><b>第9節 護岸基礎工</b></p> <p><b>3-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 水位、潮位の観測</b> 受注者は、護岸基礎工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p><b>3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-9-3 基礎工</b> 基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工（護岸）の規定による。</p> <p><b>3-9-4 矢板工</b> 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>3-9-5 土台基礎工</b> 土台基礎工の施工については、第3編2-4-2土台基礎工の規定による。</p> <p><b>第10節 矢板護岸工</b></p> <p><b>3-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 水位、潮位の観測</b> 受注者は、矢板護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施し</p>	<p><b>3-8-12 現場塗装工</b> 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。</p> <p><b>3-8-13 地下水位低下工</b> 地下水位低下工の施工については、第3編2-10-8地下水位低下工の規定による。</p> <p><b>3-8-14 竣工図面等の提出</b> 受注者は、完成図書および関連図書を<b>データ化し、提出</b>するものとする。 <b>竣工図面等の作成については、第10編3-6-10竣工図面等の提出の規定による。</b></p> <p><b>第9節 護岸基礎工</b></p> <p><b>3-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り、埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 水位、潮位の観測</b> 受注者は、護岸基礎工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p><b>3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>3-9-3 基礎工</b> 基礎工の施工については、第3編2-4-3基礎工（護岸）の規定による。</p> <p><b>3-9-4 矢板工</b> 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>3-9-5 土台基礎工</b> 土台基礎工の施工については、第3編2-4-2土台基礎工の規定による。</p> <p><b>第10節 矢板護岸工</b></p> <p><b>3-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り、埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 水位、潮位の観測</b> 受注者は、矢板護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施し</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>なければならない。</p> <p><b>3-10-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>3-10-3 笠コンクリート工</b> 笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。</p> <p><b>3-10-4 矢板工</b> 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>第11節 法覆護岸工</b></p> <p><b>3-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積 (張) 工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 水位、潮位の観測</b> 受注者は、法覆護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p><b>3-11-2 コンクリートブロック工</b> コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>3-11-3 護岸付属物工</b></p> <p><b>1. 適用規定 (1)</b> 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 適用規定 (2)</b> 小口止矢板の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>3. 施工上の注意</b> プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p><b>3-11-4 緑化ブロック工</b> 緑化ブロック工の施工については、第3編2-5-4緑化ブロック工の規定による。</p>	<p>なければならない。</p> <p><b>3-10-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>3-10-3 笠コンクリート工</b> 笠コンクリートの施工については、第3編2-3-20笠コンクリート工の規定による。</p> <p><b>3-10-4 矢板工</b> 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>第11節 法覆護岸工</b></p> <p><b>3-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、緑化ブロック工、環境護岸ブロック工、石積 (張) 工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 水位、潮位の観測</b> 受注者は、法覆護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p><b>3-11-2 コンクリートブロック工</b> コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>3-11-3 護岸付属物工</b></p> <p><b>1. 適用規定 (1)</b> 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 適用規定 (2)</b> 小口止矢板の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定による。</p> <p><b>3. 施工上の注意</b> プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p><b>3-11-4 緑化ブロック工</b> 緑化ブロック工の施工については、第3編2-5-4緑化ブロック工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-11-5 環境護岸ブロック工</b> 環境護岸ブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>3-11-6 石積(張)工</b> 石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。</p> <p><b>3-11-7 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>3-11-8 多自然型護岸工</b> 多自然型護岸工については、第3編2-3-26多自然型護岸工の規定による。</p> <p><b>3-11-9 吹付工</b> 吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。</p> <p><b>3-11-10 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>3-11-11 覆土工</b> 覆土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>3-11-12 羽口工</b> 羽口工の施工については、第3編2-3-27羽口工の規定による。</p> <p><b>第12節 擁壁護岸工</b></p> <p><b>3-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、擁壁護岸工として作業土工(床掘り、埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 水位、潮位の観測</b> 受注者は、擁壁護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p><b>3-12-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p>	<p><b>3-11-5 環境護岸ブロック工</b> 環境護岸ブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>3-11-6 石積(張)工</b> 石積(張)工の施工については、第3編2-5-5石積(張)工の規定による。</p> <p><b>3-11-7 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>3-11-8 多自然型護岸工</b> 多自然型護岸工については、第3編2-3-26多自然型護岸工の規定による。</p> <p><b>3-11-9 吹付工</b> 吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。</p> <p><b>3-11-10 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>3-11-11 覆土工</b> 覆土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>3-11-12 羽口工</b> 羽口工の施工については、第3編2-3-27羽口工の規定による。</p> <p><b>第12節 擁壁護岸工</b></p> <p><b>3-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、擁壁護岸工として作業土工(床掘り、埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 水位、潮位の観測</b> 受注者は、擁壁護岸工の施工においては、水位、潮位の観測を必要に応じて実施しなければならない。</p> <p><b>3-12-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3-12-3 場所打擁壁工</b> 場所打擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>3-12-4 プレキャスト擁壁工</b> プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p>	<p><b>3-12-3 場所打擁壁工</b> 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>3-12-4 プレキャスト擁壁工</b> プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)																																																																																										
<h2>第4章 鋼橋上部</h2>	<h2>第4章 鋼橋上部</h2>																																																																																										
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、歩道橋本体工、鋼橋足場等設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b></p> <p>仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編)</td> <td>(平成24年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td> <td>(平成24年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼・合成構造標準示方書 (総則編、構造計画編、設計編)</td> <td>(平成19年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼・合成構造標準示方書 (耐震構造編)</td> <td>(平成20年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋施工便覧</td> <td>(昭和60年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋設計便覧</td> <td>(昭和55年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td>(平成16年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋<b>塗装</b>・防食便覧</td> <td>(平成17年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路照明施設設置基準・同解説</td> <td>(平成19年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>防護柵の設置基準・同解説</td> <td>(平成20年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>立体横断施設技術基準・同解説</td> <td>(昭和54年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋の細部構造に関する資料集</td> <td>(平成3年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋床版防水便覧</td> <td>(平成19年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋の疲労設計指針</td> <td>(平成14年3月)</td> </tr> <tr> <td>静岡市道路橋計画・設計要領 (建設局道路部)</td> <td></td> <td>(平成26年8月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編)	(平成24年3月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成24年3月)	日本道路協会	鋼・合成構造標準示方書 (総則編、構造計画編、設計編)	(平成19年3月)	日本道路協会	鋼・合成構造標準示方書 (耐震構造編)	(平成20年1月)	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)	日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)	日本道路協会	鋼道路橋 <b>塗装</b> ・防食便覧	(平成17年12月)	日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)	日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年1月)	日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)	日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)	日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)	日本道路協会	鋼道路橋の疲労設計指針	(平成14年3月)	静岡市道路橋計画・設計要領 (建設局道路部)		(平成26年8月)	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、歩道橋本体工、鋼橋足場等設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b></p> <p>仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編)</td> <td>(平成24年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)</td> <td>(平成24年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼・合成構造標準示方書 (総則編、構造計画編、設計編)</td> <td>(平成19年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼・合成構造標準示方書 (耐震構造編)</td> <td>(平成20年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋施工便覧</td> <td>(平成27年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋設計便覧</td> <td>(昭和55年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋支承便覧</td> <td>(平成16年4月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋防食便覧</td> <td>(平成26年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路照明施設設置基準・同解説</td> <td>(平成19年10月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>防護柵の設置基準・同解説</td> <td>(平成28年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>立体横断施設技術基準・同解説</td> <td>(昭和54年1月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋の細部構造に関する資料集</td> <td>(平成3年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋床版防水便覧</td> <td>(平成19年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋の疲労設計指針</td> <td>(平成14年3月)</td> </tr> <tr> <td>静岡市道路橋計画・設計要領 (建設局道路部)</td> <td></td> <td>(平成26年8月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編)	(平成24年3月)	日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成24年3月)	日本道路協会	鋼・合成構造標準示方書 (総則編、構造計画編、設計編)	(平成19年3月)	日本道路協会	鋼・合成構造標準示方書 (耐震構造編)	(平成20年1月)	日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(平成27年4月)	日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)	日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)	日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)	日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)	日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)	日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)	日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)	日本道路協会	鋼道路橋の疲労設計指針	(平成14年3月)	静岡市道路橋計画・設計要領 (建設局道路部)		(平成26年8月)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編)	(平成24年3月)																																																																																									
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成24年3月)																																																																																									
日本道路協会	鋼・合成構造標準示方書 (総則編、構造計画編、設計編)	(平成19年3月)																																																																																									
日本道路協会	鋼・合成構造標準示方書 (耐震構造編)	(平成20年1月)																																																																																									
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(昭和60年2月)																																																																																									
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)																																																																																									
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)																																																																																									
日本道路協会	鋼道路橋 <b>塗装</b> ・防食便覧	(平成17年12月)																																																																																									
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)																																																																																									
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年1月)																																																																																									
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)																																																																																									
日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)																																																																																									
日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)																																																																																									
日本道路協会	鋼道路橋の疲労設計指針	(平成14年3月)																																																																																									
静岡市道路橋計画・設計要領 (建設局道路部)		(平成26年8月)																																																																																									
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編)	(平成24年3月)																																																																																									
日本道路協会	道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編)	(平成24年3月)																																																																																									
日本道路協会	鋼・合成構造標準示方書 (総則編、構造計画編、設計編)	(平成19年3月)																																																																																									
日本道路協会	鋼・合成構造標準示方書 (耐震構造編)	(平成20年1月)																																																																																									
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧	(平成27年4月)																																																																																									
日本道路協会	鋼道路橋設計便覧	(昭和55年8月)																																																																																									
日本道路協会	道路橋支承便覧	(平成16年4月)																																																																																									
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧	(平成26年3月)																																																																																									
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)																																																																																									
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成28年12月)																																																																																									
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年1月)																																																																																									
日本道路協会	鋼道路橋の細部構造に関する資料集	(平成3年7月)																																																																																									
日本道路協会	道路橋床版防水便覧	(平成19年3月)																																																																																									
日本道路協会	鋼道路橋の疲労設計指針	(平成14年3月)																																																																																									
静岡市道路橋計画・設計要領 (建設局道路部)		(平成26年8月)																																																																																									

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>4-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、橋梁用高柵製作工、横断歩道橋製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> <p><b>3. 名簿の整備</b></p> <p>受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 使用材料のキズ、ひずみ等</b></p> <p>受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、<b>設計図書</b>に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。</p> <p><b>5. 主要部材</b></p> <p>主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。</p> <p><b>4-3-2 材 料</b></p> <p>材料の施工については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>4-3-3 桁製作工</b></p> <p>桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-4 検査路製作工</b></p> <p>検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-5 鋼製伸縮継手製作工</b></p> <p>鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-6 落橋防止装置製作工</b></p> <p>落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。</p>	<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>4-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、橋梁用高柵製作工、横断歩道橋製作工、鋳造費、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> <p><b>3. 名簿の整備</b></p> <p>受注者は、溶接作業に従事する溶接工の名簿を整備し、監督員の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 使用材料のキズ、ひずみ等</b></p> <p>受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、<b>設計図書</b>に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。</p> <p><b>5. 主要部材</b></p> <p>主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。</p> <p><b>4-3-2 材 料</b></p> <p>材料の施工については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>4-3-3 桁製作工</b></p> <p>桁製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-4 検査路製作工</b></p> <p>検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-5 鋼製伸縮継手製作工</b></p> <p>鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-6 落橋防止装置製作工</b></p> <p>落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>4-3-7 鋼製排水管製作工</b> 鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-8 橋梁用防護柵製作工</b> 橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-9 橋梁用高欄製作工</b> 橋梁用高欄製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-10 横断歩道橋製作工</b> 横断歩道橋製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。 受注者は、工事完了後「立体横断歩道橋台帳」を作成し、完成届書と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>4-3-11 鋳造費</b> 橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。</p> <p><b>4-3-12 アンカーフレーム製作工</b> アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-13 工場塗装工</b> 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>4-4-1 一般事項</b> 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-4-2 工場製品輸送工</b> 工場製品輸送工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p><b>4-4-3 輸送工</b> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p>	<p><b>4-3-7 鋼製排水管製作工</b> 鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-8 橋梁用防護柵製作工</b> 橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-9 橋梁用高欄製作工</b> 橋梁用高欄製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-10 横断歩道橋製作工</b> 横断歩道橋製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。 受注者は、工事完了後「立体横断歩道橋台帳」を作成し、<b>工事</b>完成届書と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>4-3-11 鋳造費</b> 橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。</p> <p><b>4-3-12 アンカーフレーム製作工</b> アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による。</p> <p><b>4-3-13 工場塗装工</b> 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>4-4-1 一般事項</b> 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-4-2 工場製品輸送工</b> 工場製品輸送工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。</p> <p><b>4-4-3 輸送工</b> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第5節 鋼橋架設工</b></p> <p><b>4-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は鋼橋架設工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b></p> <p>受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 上部工への影響確認</b></p> <p>受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを<b>確認</b>しておかなければならない。</p> <p><b>4. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b></p> <p>受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 架設計画書の提出</b></p> <p>受注者は、鋼橋の架設に当って、次に事項を記載した架設計画書を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料 (2) 使用機械 (3) 架設方法 (4) 労務計画 (5) 安全衛生計画</p> <p><b>4-5-2 材料</b></p> <p><b>1. 仮設構造物の材料の選定</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、以下の各項目について調査し、材料の品質・性能を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(1) 仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等） (2) 関係法令 (3) 部材の腐食、変形等の有無に対する条件（既往の使用状態等）</p> <p><b>2. 仮設構造物の点検、調整</b></p> <p>受注者は、仮設構造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。</p>	<p><b>第5節 鋼橋架設工</b></p> <p><b>4-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は鋼橋架設工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、支承工、現場継手工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b></p> <p>受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 上部工への影響確認</b></p> <p>受注者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを<b>確認</b>しておかなければならない。</p> <p><b>4. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b></p> <p>受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 架設計画書の提出</b></p> <p>受注者は、鋼橋の架設に当って、次に事項を記載した架設計画書を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料 (2) 使用機械 (3) 架設方法 (4) 労務計画 (5) 安全衛生計画</p> <p><b>4-5-2 材料</b></p> <p><b>1. 仮設構造物の材料の選定</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、以下の各項目について調査し、材料の品質・性能を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(1) 仮設物の設置条件（設置期間、荷重頻度等） (2) 関係法令 (3) 部材の腐食、変形等の有無に対する条件（既往の使用状態等）</p> <p><b>2. 仮設構造物の点検、調整</b></p> <p>受注者は、仮設構造物の変位が上部構造から決まる許容変位量を超えないように点検し、調整しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>4-5-3 地組工</b> 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。</p> <p><b>4-5-4 架設工（クレーン架設）</b> 架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-5 架設工（ケーブルクレーン架設）</b> 架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-6 架設工（ケーブルエレクション架設）</b> 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-7 架設工（架設桁架設）</b> 架設工（架設桁架設）の施工については、第3編2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-8 架設工（送出し架設）</b> 架設工（送出し架設）の施工については、第3編2-13-7架設工（送出し架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-9 架設工（トラベラークレーン架設）</b> 架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第3編2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-10 支承工</b> 受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>4-5-11 現場継手工</b> 現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。</p> <p><b>第6節 橋梁現場塗装工</b> <b>4-6-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定め</p>	<p><b>4-5-3 地組工</b> 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。</p> <p><b>4-5-4 架設工（クレーン架設）</b> 架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-5 架設工（ケーブルクレーン架設）</b> 架設工（ケーブルクレーン架設）の施工については、第3編2-13-4架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-6 架設工（ケーブルエレクション架設）</b> 架設工（ケーブルエレクション架設）の施工については、第3編2-13-5架設工（ケーブルエレクション架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-7 架設工（架設桁架設）</b> 架設工（架設桁架設）の施工については、第3編2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-8 架設工（送出し架設）</b> 架設工（送出し架設）の施工については、第3編2-13-7架設工（送出し架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-9 架設工（トラベラークレーン架設）</b> 架設工（トラベラークレーン架設）の施工については、第3編2-13-8架設工（トラベラークレーン架設）の規定による。</p> <p><b>4-5-10 支承工</b> 受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。</p> <p><b>4-5-11 現場継手工</b> 現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。</p> <p><b>第6節 橋梁現場塗装工</b> <b>4-6-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、橋梁現場塗装工として現場塗装工その他これらに類する工種について定め</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>る。</p> <p><b>2. 作業者</b> 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p><b>3. 施工上の注意</b> 受注者は、作業中に鉄道・道路・河川等に塗料等が落下しないようにしなければならない。</p> <p><b>4-6-2 材 料</b> 現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>4-6-3 現場塗装工</b> 現場塗装の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。</p> <p><b>第7節 床版工</b></p> <p><b>4-7-1 一般事項</b> 本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-7-2 床版工</b> 床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定による。</p> <p><b>第8節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>4-8-1 一般事項</b> 本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-8-2 伸縮装置工</b> 伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。</p> <p><b>4-8-3 落橋防止装置工</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>4-8-4 排水装置工</b> 受注者は、排水樹の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水樹水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。</p> <p><b>4-8-5 地覆工</b> 受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。</p>	<p>る。</p> <p><b>2. 作業者</b> 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p><b>3. 施工上の注意</b> 受注者は、作業中に鉄道・道路・河川等に塗料等が落下しないようにしなければならない。</p> <p><b>4-6-2 材 料</b> 現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>4-6-3 現場塗装工</b> 現場塗装の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。</p> <p><b>第7節 床版工</b></p> <p><b>4-7-1 一般事項</b> 本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-7-2 床版工</b> 床版工の施工については、第3編2-18-2床版工の規定による。</p> <p><b>第8節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>4-8-1 一般事項</b> 本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、落橋防止装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-8-2 伸縮装置工</b> 伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。</p> <p><b>4-8-3 落橋防止装置工</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>4-8-4 排水装置工</b> 受注者は、排水樹の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水樹水抜き孔と床版上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。</p> <p><b>4-8-5 地覆工</b> 受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>4-8-6 橋梁用防護柵工</b> 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、<b>設計図書</b>に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p><b>4-8-7 橋梁用高欄工</b> 受注者は、鋼製高欄の施工については、<b>設計図書</b>に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。</p> <p><b>4-8-8 検査路工</b> 受注者は、検査路工の施工については、<b>設計図書</b>に従い、正しい位置に設置しなければならない。</p> <p><b>4-8-9 銘板工</b> 銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。</p> <p><b>4-8-10 マイクロフィルム等</b></p> <p><b>1. マイクロフィルムの作成</b> 受注者は、完成図面および関連図書を<b>マイクロフィルムに収め提出</b>するものとする。</p> <p><b>2. 「橋梁台帳」の作成</b> 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、「完成届出書」（規則様式第19号）と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 作成方法</b> 「橋梁台帳」、マイクロフィルムの作成、提出については、「静岡市道路橋計画・設計要領(平成26年8月)」によるものとし、監督員の承諾を受けること。 「橋梁台帳」、マイクロフィルムは検査の対象とする。</p> <p><b>第9節 歩道橋本体工</b></p> <p><b>4-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用範囲</b> 本節は、歩道橋本体工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋（側道橋）架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 台帳の作成</b> 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」又は「横断歩道橋台帳」を作成し、「完成届出書」（規則様式第19号）と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>4-8-6 橋梁用防護柵工</b> 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、<b>設計図書</b>に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p><b>4-8-7 橋梁用高欄工</b> 受注者は、鋼製高欄の施工については、<b>設計図書</b>に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。</p> <p><b>4-8-8 検査路工</b> 受注者は、検査路工の施工については、<b>設計図書</b>に従い、正しい位置に設置しなければならない。</p> <p><b>4-8-9 銘板工</b> 銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。</p> <p><b>4-8-10 竣工図面等の提出</b></p> <p><b>1. 竣工図面等の提出</b> 受注者は、完成図書および関連図書を<b>データ化し、提出</b>するものとする。 竣工図面等の作成については、第10編3-6-10竣工図面等の提出の規定による。</p> <p><b>2. 「橋梁台帳」等の作成</b> 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」又は「横断歩道橋台帳」を作成し、「完成届出書」（規則様式第19号）と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>第9節 歩道橋本体工</b></p> <p><b>4-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用範囲</b> 本節は、歩道橋本体工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋（側道橋）架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 台帳の作成</b> 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」又は「横断歩道橋台帳」を作成し、「完成届出書」（規則様式第19号）と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>4-9-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>4-9-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>4-9-4 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>4-9-5 橋脚フーチング工</b> 橋脚フーチング工の施工については、第10編3-8-9橋脚フーチング工の規定による。</p> <p><b>4-9-6 歩道橋 (側道橋) 架設工</b></p> <p><b>1. 歩道橋の架設</b> 受注者は、歩道橋の架設にあたって、現地架設条件を踏まえ、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、歩道橋本体に悪影響がないことを<b>確認</b>しておかなければならない。</p> <p><b>2. 部材の組立て</b> 受注者は、部材の組立ては組立て記号、所定の組立て順序に従って正確に行わなければならない。</p> <p><b>3. 組立て中の部材</b> 受注者は、組立て中の部材については、入念に取扱って損傷のないように注意しなければならない。</p> <p><b>4. 部材の接触面</b> 受注者は、部材の接触面については、組立てに先立って清掃しなければならない。</p> <p><b>5. 仮締めボルトとドリフトピン</b> 受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンについては、その架設応力に十分耐えるだけの組み合わせ及び数量を用いなければならない。</p> <p><b>6. 本締め前の確認</b> 受注者は、仮締めボルトが終了したときは、本締めに先立って橋の形状が設計に適合するかどうか<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 側道橋の架設</b> 側道橋の架設については、第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定による。</p> <p><b>4-9-7 現場塗装工</b> 受注者は現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。</p>	<p><b>4-9-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。</p> <p><b>4-9-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>4-9-4 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>4-9-5 橋脚フーチング工</b> 橋脚フーチング工の施工については、第10編3-8-9橋脚フーチング工の規定による。</p> <p><b>4-9-6 歩道橋 (側道橋) 架設工</b></p> <p><b>1. 歩道橋の架設</b> 受注者は、歩道橋の架設にあたって、現地架設条件を踏まえ、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、歩道橋本体に悪影響がないことを<b>確認</b>しておかなければならない。</p> <p><b>2. 部材の組立て</b> 受注者は、部材の組立ては組立て記号、所定の組立て順序に従って正確に行わなければならない。</p> <p><b>3. 組立て中の部材</b> 受注者は、組立て中の部材については、入念に取扱って損傷のないように注意しなければならない。</p> <p><b>4. 部材の接触面</b> 受注者は、部材の接触面については、組立てに先立って清掃しなければならない。</p> <p><b>5. 仮締めボルトとドリフトピン</b> 受注者は、部材の組立てに使用する仮締めボルトとドリフトピンについては、その架設応力に十分耐えるだけの組み合わせ及び数量を用いなければならない。</p> <p><b>6. 本締め前の確認</b> 受注者は、仮締めボルトが終了したときは、本締めに先立って橋の形状が設計に適合するかどうか<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 側道橋の架設</b> 側道橋の架設については、第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定による。</p> <p><b>4-9-7 現場塗装工</b> 受注者は現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第10節 鋼橋足場等設置工</b></p> <p><b>4-10-1 一般事項</b></p> <p>本節は、鋼橋足場等設置工として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-10-2 橋梁足場工</b></p> <p>受注者は、足場設備の設置について、<b>設計図書</b>において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。</p> <p><b>4-10-3 橋梁防護工</b></p> <p>受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。</p> <p><b>4-10-4 昇降用設備工</b></p> <p>受注者は、登り栈橋、工用エレベーターの設置について、<b>設計図書</b>において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。</p>	<p><b>第10節 鋼橋足場等設置工</b></p> <p><b>4-10-1 一般事項</b></p> <p>本節は、鋼橋足場等設置工として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>4-10-2 橋梁足場工</b></p> <p>受注者は、足場設備の設置について、<b>設計図書</b>において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。</p> <p><b>4-10-3 橋梁防護工</b></p> <p>受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張防護などを行わなければならない。</p> <p><b>4-10-4 昇降用設備工</b></p> <p>受注者は、登り栈橋、工用エレベーターの設置について、<b>設計図書</b>において特に定めのない場合は、河川や道路等の管理条件を踏まえ、本体工事の品質・性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p style="text-align: center;"><b>第5章 コンクリート橋上部</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、PC 橋工、プレビーム桁橋工、PC ホロースラブ橋工、RC ホロースラブ橋工、PC 版桁橋工、PC 箱桁橋工、PC 片持箱桁橋工、PC 押し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定 (1)</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定 (2)</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. コンクリート構造物非破壊試験</b> コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。 (1) 受注者は、<b>設計図書</b>において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月（以下、「要領」という。））」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 強度測定</b> コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。 (1) 受注者は、<b>設計図書</b>において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月）（以下、「要領」という。））」に従い行わなければならない。 (3) 受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 コンクリート橋上部</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、PC 橋工、プレビーム桁橋工、PC ホロースラブ橋工、RC ホロースラブ橋工、PC 版桁橋工、PC 箱桁橋工、PC 片持箱桁橋工、PC 押し箱桁橋工、橋梁付属物工、コンクリート橋足場等設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定 (1)</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定 (2)</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. コンクリート構造物非破壊試験</b> コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下による。 (1) 受注者は、<b>設計図書</b>において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。 (2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月（以下、「要領」という。））」に従い行わなければならない。 (3) 本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 強度測定</b> コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、以下によるものとする。 (1) 受注者は、<b>設計図書</b>において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。 (2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（国土交通省大臣官房技術調査課 平成24年3月）（以下、「要領」という。））」に従い行わなければならない。 (3) 受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>するとともに工事完成時までに監督員へ<b>提出</b>しなければならない。 (4) 要領により難しい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編） （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 （平成16年4月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 （平成3年3月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 （平成6年2月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 （平成10年1月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 （平成20年1月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 （平成19年10月）</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案） （平成7年12月）</p> <p>国土開発技術研究センター プレブーム合成げた橋設計施工指針（平成9年7月）</p> <p>日本道路協会 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針 （平成4年10月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編） （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編） （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧 （平成16年4月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針 （平成3年3月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧 （平成6年2月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋施工便覧 （平成10年1月）</p> <p>日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 （平成28年12月）</p> <p>日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 （平成19年10月）</p> <p>建設省土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案） （平成7年12月）</p> <p>国土開発技術研究センター プレブーム合成げた橋設計施工指針（平成9年7月）</p> <p>日本道路協会 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計・施工指針 （平成4年10月）</p>
<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>5-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、工場製作工としてプレブーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋼製伸縮継手製作工、検査路製作工、工場塗装工、鋳造費その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができる。</p> <p><b>3. 検測</b></p> <p>受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。</p> <p>なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>について監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>4. 温度補正</b></p> <p>受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。</p>	<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>5-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、工場製作工としてプレブーム用桁製作工、橋梁用防護柵製作工、鋼製伸縮継手製作工、検査路製作工、工場塗装工、鋳造費その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができる。</p> <p><b>3. 検測</b></p> <p>受注者は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。</p> <p>なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>について監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>4. 温度補正</b></p> <p>受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>5-3-2 プレベーム用桁製作工</b>                      プレベーム用桁製作工の施工については、第3編2-12-9プレベーム用桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-3-3 橋梁用防護柵製作工</b>                      橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。</p> <p><b>5-3-4 鋼製伸縮継手製作工</b>                      鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。</p> <p><b>5-3-5 検査路製作工</b>                      検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路製作工の規定による。</p> <p><b>5-3-6 工場塗装工</b>                      工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>5-3-7 鋳造費</b>                      橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>5-4-1 一般事項</b>                      本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>5-4-2 工場製品輸送工</b>                      工場製品輸送工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定によるものとする。</p> <p><b>5-4-3 輸送工</b>                      輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 PC橋工</b></p> <p><b>5-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>                      本節は、PC 橋工としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>5-3-2 プレベーム用桁製作工</b>                      プレベーム用桁製作工の施工については、第3編2-12-9プレベーム用桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-3-3 橋梁用防護柵製作工</b>                      橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。</p> <p><b>5-3-4 鋼製伸縮継手製作工</b>                      鋼製伸縮継手製作工の施工については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。</p> <p><b>5-3-5 検査路製作工</b>                      検査路製作工の施工については、第3編2-12-4検査路製作工の規定による。</p> <p><b>5-3-6 工場塗装工</b>                      工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>5-3-7 鋳造費</b>                      橋歴板は、JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>5-4-1 一般事項</b>                      本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>5-4-2 工場製品輸送工</b>                      工場製品輸送工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定によるものとする。</p> <p><b>5-4-3 輸送工</b>                      輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 PC橋工</b></p> <p><b>5-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>                      本節は、PC 橋工としてプレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント製作工（購入工）、プレキャストセグメント主桁組立工、支承工、架設工（クレーン架設）、架設工（架設桁架設）、床版・横組工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 型枠</p> <p>(5) 労務計画（職種、人員、作業期間、資格等）</p> <p>(6) 安全衛生計画（公害防止策を含む）</p> <p>(7) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>3. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>4. 定着具及び接続具の使用</b></p> <p>受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>5. PC鋼材両端のねじの使用</b></p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 検測</b></p> <p>受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>7. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b></p> <p>受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>5-5-2 プレテンション桁製作工（購入工）</b></p> <p>プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。</p> <p><b>5-5-3 ポストテンション桁製作工</b></p> <p>ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-5-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）</b></p> <p>プレキャストセグメント製作工（購入工）については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。</p>	<p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p><b>3. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>4. 定着具及び接続具の使用</b></p> <p>受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破壊することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>5. PC鋼材両端のねじの使用</b></p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 検測</b></p> <p>受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>7. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b></p> <p>受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>5-5-2 プレテンション桁製作工（購入工）</b></p> <p>プレテンション桁製作工（購入工）の施工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。</p> <p><b>5-5-3 ポストテンション桁製作工</b></p> <p>ポストテンション桁製作工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-5-4 プレキャストセグメント製作工（購入工）</b></p> <p>プレキャストセグメント製作工（購入工）については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工</b>                      プレキャストセグメント主桁組立工の施工については、第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。</p> <p><b>5-5-6 支承工</b>                      受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-5-7 架設工 (クレーン架設)</b>                      架設工 (クレーン架設) の施工については、第3編2-13-3架設工 (クレーン架設) の規定による。</p> <p><b>5-5-8 架設工 (架設桁架設)</b>                      桁架設については、第3編2-13-6架設工 (架設桁架設) の規定による。</p> <p><b>5-5-9 床版・横組工</b>                      横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-5-10 落橋防止装置工</b>                      受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>第6節 プレビーム桁橋工</b></p> <p><b>5-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b>                      本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工 (現場)、支承工、架設工 (クレーン架設)、架設工 (架設桁架設)、床版・横組工、局部 (部分) プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b>                      受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。                      なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 安全性の確認</b>                      受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b>                      受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しな</p>	<p><b>5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工</b>                      プレキャストセグメント主桁組立工の施工については、第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工の規定による。</p> <p><b>5-5-6 支承工</b>                      受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-5-7 架設工 (クレーン架設)</b>                      架設工 (クレーン架設) の施工については、第3編2-13-3架設工 (クレーン架設) の規定による。</p> <p><b>5-5-8 架設工 (架設桁架設)</b>                      桁架設については、第3編2-13-6架設工 (架設桁架設) の規定による。</p> <p><b>5-5-9 床版・横組工</b>                      横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-5-10 落橋防止装置工</b>                      受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>第6節 プレビーム桁橋工</b></p> <p><b>5-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b>                      本節は、プレビーム桁橋工としてプレビーム桁製作工 (現場)、支承工、架設工 (クレーン架設)、架設工 (架設桁架設)、床版・横組工、局部 (部分) プレストレス工、床版・横桁工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b>                      受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。                      なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 安全性の確認</b>                      受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b>                      受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しな</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）																														
<p>ればならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 定着具及び接続具使用</b></p> <p>受注者は、定着具及び接続具伸の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または <b>設計図書</b> に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC鋼材両端のねじの使用</b></p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-6-2 プレブーム桁製作工（現場）</b></p> <p><b>1. プレフレクション（応力導入）の施工</b></p> <p>プレフレクション（応力導入）の施工については、下記の規定による。</p> <p>(1) 鋼桁のプレフレクションにあたっては、鋼桁の鉛直度を測定の上、ねじれが生じないようにするものとする。</p> <p>(2) 鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。</p> <p>なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表 5-1 の値とするものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 5-1</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定点</th> <th>測定方法</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷重計の示度</td> <td></td> <td>マノメーターの読み</td> <td>t</td> <td>± 5 %</td> </tr> <tr> <td>鋼桁のたわみ量</td> <td>支間中央</td> <td>レベル及びスケール</td> <td>mm</td> <td>- 1 ~ + 3 mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 受注者は、プレフレクション管理計画を施工計画書へ記載するとともに、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施しなければならない。</p> <p><b>2. リリース（応力解放）の施工</b></p> <p>リリース（応力解放）の施工については、下記の規定による。</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7 倍以上で、かつ設計基準強度の 90% 以上であることを <b>確認</b> する。</p> <p>なお、圧縮強度の <b>確認</b> は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>	項目	測定点	測定方法	単位	規格値	荷重計の示度		マノメーターの読み	t	± 5 %	鋼桁のたわみ量	支間中央	レベル及びスケール	mm	- 1 ~ + 3 mm	<p>ればならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 定着具及び接続具使用</b></p> <p>受注者は、定着具及び接続具伸の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または <b>設計図書</b> に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC鋼材両端のねじの使用</b></p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-6-2 プレブーム桁製作工（現場）</b></p> <p><b>1. プレフレクション（応力導入）の施工</b></p> <p>プレフレクション（応力導入）の施工については、下記の規定による。</p> <p>(1) 鋼桁のプレフレクションにあたっては、鋼桁の鉛直度を測定の上、ねじれが生じないようにするものとする。</p> <p>(2) 鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。</p> <p>なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表 5-1 の値とするものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>表 5-1</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>測定点</th> <th>測定方法</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷重計の示度</td> <td></td> <td>マノメーターの読み</td> <td>t</td> <td>± 5 %</td> </tr> <tr> <td>鋼桁のたわみ量</td> <td>支間中央</td> <td>レベル及びスケール</td> <td>mm</td> <td>- 1 ~ + 3 mm</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 受注者は、プレフレクション管理計画を施工計画書へ記載するとともに、プレフレクションに先立ち、載荷装置のキャリブレーションを実施しなければならない。</p> <p><b>2. リリース（応力解放）の施工</b></p> <p>リリース（応力解放）の施工については、下記の規定による。</p> <p>(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7 倍以上で、かつ設計基準強度の 90% 以上であることを <b>確認</b> する。</p> <p>なお、圧縮強度の <b>確認</b> は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p>	項目	測定点	測定方法	単位	規格値	荷重計の示度		マノメーターの読み	t	± 5 %	鋼桁のたわみ量	支間中央	レベル及びスケール	mm	- 1 ~ + 3 mm
項目	測定点	測定方法	単位	規格値																											
荷重計の示度		マノメーターの読み	t	± 5 %																											
鋼桁のたわみ量	支間中央	レベル及びスケール	mm	- 1 ~ + 3 mm																											
項目	測定点	測定方法	単位	規格値																											
荷重計の示度		マノメーターの読み	t	± 5 %																											
鋼桁のたわみ量	支間中央	レベル及びスケール	mm	- 1 ~ + 3 mm																											

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>(2) リリース時のコンクリートの材齢は、5日以上とする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、受注者は、その養生方法を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、リリース時導入応力の管理は、プレビーム桁のたわみ量により行わなければならない。</p> <p>なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理するものとする。</p> <p><b>3. ブロック工法</b></p> <p>受注者は、ブロック工法において主桁を解体する場合は、適切な方法で添接部を無応力とした上で行わなければならない。</p> <p><b>4. 地組工の施工</b></p> <p>地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。</p> <p><b>5. 横桁部材の連結に使用する高力ボルト</b></p> <p>横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第3編2-3-23現場継手工の規定による。</p> <p><b>6. 主桁製作設備の施工</b></p> <p>受注者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定による。</p> <p>(1) 主桁製作設備については、<b>設計図書</b>に示された固定点間距離に従って設けるものとする。</p> <p>(2) 支持台の基礎については、ベースコンクリートの設置等により有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。</p> <p><b>5-6-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-6-4 架設工（クレーン架設）</b></p> <p>架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。</p> <p><b>5-6-5 架設工（架設桁架設）</b></p> <p>桁架設については、第3編2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。</p> <p><b>5-6-6 床版・横組工</b></p> <p>横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-6-7 局部（部分）プレストレス工</b></p> <p>部分プレストレスの施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) ブロック工法における部分プレストレスは、<b>設計図書</b>によるが、施工時期が設計</p>	<p>(2) リリース時のコンクリートの材齢は、5日以上とする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、受注者は、その養生方法を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、リリース時導入応力の管理は、プレビーム桁のたわみ量により行わなければならない。</p> <p>なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理するものとする。</p> <p><b>3. ブロック工法</b></p> <p>受注者は、ブロック工法において主桁を解体する場合は、適切な方法で添接部を無応力とした上で行わなければならない。</p> <p><b>4. 地組工の施工</b></p> <p>地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。</p> <p><b>5. 横桁部材の連結に使用する高力ボルト</b></p> <p>横桁部材の連結に使用する高力ボルトについては、第3編2-3-23現場継手工の規定による。</p> <p><b>6. 主桁製作設備の施工</b></p> <p>受注者は、主桁製作設備の施工については、下記の規定による。</p> <p>(1) 主桁製作設備については、<b>設計図書</b>に示された固定点間距離に従って設けるものとする。</p> <p>(2) 支持台の基礎については、ベースコンクリートの設置等により有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。</p> <p><b>5-6-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-6-4 架設工（クレーン架設）</b></p> <p>架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。</p> <p><b>5-6-5 架設工（架設桁架設）</b></p> <p>桁架設については、第3編2-13-6架設工（架設桁架設）の規定による。</p> <p><b>5-6-6 床版・横組工</b></p> <p>横締め鋼材・横締め緊張・横締めグラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-6-7 局部（部分）プレストレス工</b></p> <p>部分プレストレスの施工については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) ブロック工法における部分プレストレスは、<b>設計図書</b>によるが、施工時期が設計</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>と異なる場合は、監督員の<b>指示</b>による。</p> <p>(2) ブロック工法の添接部下フランジコンクリートには、膨張コンクリートを使用しなければならない。また、コンクリート打継面はレイタンス、ごみ、油など、付着に対して有害なものを取り除き施工するものとする。</p> <p><b>5-6-8 床版・横桁工</b></p> <p><b>1. 横桁部材の連結の施工</b></p> <p>受注者は、横桁部材の連結の施工については、高力ボルトを使用することとし、第3編2-3-23 現場継手工の規定による。これ以外による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 床版及び横桁のコンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、床版及び横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。</p> <p><b>5-6-9 落橋防止装置工</b></p> <p>落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6 落橋防止装置工の規定による。</p>	<p>と異なる場合は、監督員の<b>指示</b>による。</p> <p>(2) ブロック工法の添接部下フランジコンクリートには、膨張コンクリートを使用しなければならない。また、コンクリート打継面はレイタンス、ごみ、油など、付着に対して有害なものを取り除き施工するものとする。</p> <p><b>5-6-8 床版・横桁工</b></p> <p><b>1. 横桁部材の連結の施工</b></p> <p>受注者は、横桁部材の連結の施工については、高力ボルトを使用することとし、第3編2-3-23 現場継手工の規定による。これ以外による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 床版及び横桁のコンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、床版及び横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。</p> <p><b>5-6-9 落橋防止装置工</b></p> <p>落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6 落橋防止装置工の規定による。</p>
<p><b>第7節 PCホロースラブ橋工</b></p> <p><b>5-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、PC ホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支保工、PC ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b></p> <p>受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支保間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b></p> <p>受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p>	<p><b>第7節 PCホロースラブ橋工</b></p> <p><b>5-7-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、PC ホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支保工、PC ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b></p> <p>受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支保間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b></p> <p>受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>6. 定着具及び接続具の使用</b>                      受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC鋼材両端のねじの使用</b>                      受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-7-2 架設支保工（固定）</b>                      支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。</p> <p><b>5-7-3 支承工</b>                      受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-7-4 PCホロースラブ製作工</b>                      PCホロースラブ製作工の施工については、第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工の規定による。</p> <p><b>5-7-5 落橋防止装置工</b>                      落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6 落橋防止装置製作工の規定による。</p> <p><b>第8節 RCホロースラブ橋工</b></p> <p><b>5-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>                      本節は、RCホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支承工、RC場所打ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b>                      受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支保間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。                      なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b>                      受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b>                      受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しな</p>	<p><b>6. 定着具及び接続具の使用</b>                      受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続されたPC鋼材がJISまたは<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC鋼材両端のねじの使用</b>                      受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-7-2 架設支保工（固定）</b>                      支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。</p> <p><b>5-7-3 支承工</b>                      受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-7-4 PCホロースラブ製作工</b>                      PCホロースラブ製作工の施工については、第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工の規定による。</p> <p><b>5-7-5 落橋防止装置工</b>                      落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6 落橋防止装置製作工の規定による。</p> <p><b>第8節 RCホロースラブ橋工</b></p> <p><b>5-8-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>                      本節は、RCホロースラブ橋工として架設支保工（固定）、支承工、RC場所打ホロースラブ製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b>                      受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支保間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。                      なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b>                      受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b>                      受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しな</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ればならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 定着具及び接続具の使用</b></p> <p>受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC 鋼材両端のねじの使用</b></p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-8-2 架設支保工（固定）</b></p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。</p> <p><b>5-8-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-8-4 RC場所打ホロースラブ製作工</b></p> <p>円筒型枠の施工については、第3編2-3-15PCホロースラブ製作工の規定による。</p> <p><b>5-8-5 落橋防止装置工</b></p> <p>落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。</p> <p><b>第9節 PC版桁橋工</b></p> <p><b>5-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、PC 版桁橋工として PC 版桁製作工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。</p>	<p>ればならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 定着具及び接続具の使用</b></p> <p>受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC 鋼材両端のねじの使用</b></p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-8-2 架設支保工（固定）</b></p> <p>支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。</p> <p><b>5-8-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-8-4 RC場所打ホロースラブ製作工</b></p> <p>円筒型枠の施工については、第3編2-3-15PCホロースラブ製作工の規定による。</p> <p><b>5-8-5 落橋防止装置工</b></p> <p>落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。</p> <p><b>第9節 PC版桁橋工</b></p> <p><b>5-9-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、PC 版桁橋工として PC 版桁製作工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>3. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>4. 定着具及び接続具の使用</b></p> <p>受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>5. PC 鋼材両端のねじの使用</b></p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-9-2 PC版桁製作工</b></p> <p>PC版桁製作工の施工については、第3編2-3-16PC箱桁製作工の規定による。</p> <p><b>第10節 PC箱桁橋工</b></p> <p><b>5-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、PC 箱桁橋工として架設支保工（固定）、支承工、PC 箱桁製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b></p> <p>受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b></p> <p>受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コン</p>	<p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>3. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>4. 定着具及び接続具の使用</b></p> <p>受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>5. PC 鋼材両端のねじの使用</b></p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-9-2 PC版桁製作工</b></p> <p>PC版桁製作工の施工については、第3編2-3-16PC箱桁製作工の規定による。</p> <p><b>第10節 PC箱桁橋工</b></p> <p><b>5-10-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、PC 箱桁橋工として架設支保工（固定）、支承工、PC 箱桁製作工、落橋防止装置工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b></p> <p>受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b></p> <p>受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コン</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>クリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 定着具及び接続具の使用</b>                      受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC 鋼材両端のねじの使用</b>                      受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-10-2 架設支保工（固定）</b>                      支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。</p> <p><b>5-10-3 支承工</b>                      受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-10-4 PC箱桁製作工</b>                      PC版桁製作工の施工については、第3編2-3-16PC箱桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-10-5 落橋防止装置工</b>                      落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。</p> <p><b>第11節 PC片持箱桁橋工</b></p> <p><b>5-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>                      本節は、PC 片持箱桁橋工として PC 版桁製作工、支承工、架設工（片持架設）その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b>                      受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支保間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。                      なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 架設に用いる仮設備及び架設用機</b>                      受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b>                      受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しな</p>	<p>クリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 定着具及び接続具の使用</b>                      受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC 鋼材両端のねじの使用</b>                      受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-10-2 架設支保工（固定）</b>                      支保工及び支保工基礎の施工については、第1編第3章第8節型枠・支保の規定による。</p> <p><b>5-10-3 支承工</b>                      受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-10-4 PC箱桁製作工</b>                      PC版桁製作工の施工については、第3編2-3-16PC箱桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-10-5 落橋防止装置工</b>                      落橋防止装置工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。</p> <p><b>第11節 PC片持箱桁橋工</b></p> <p><b>5-11-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>                      本節は、PC 片持箱桁橋工として PC 版桁製作工、支承工、架設工（片持架設）その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b>                      受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支保間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。                      なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 架設に用いる仮設備及び架設用機</b>                      受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b>                      受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しな</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ればならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 定着具及び接続具の使用</b></p> <p>受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC鋼材両端のねじの使用</b></p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-11-2 PC片持箱桁製作工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b></p> <p>コンクリート・PC 鋼材・PC 緊張の施工については、第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定（2）</b></p> <p>PC ケーブルの PC 固定・PC 継手の施工については、第3編2-3-15PC ホロースラブ製作工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（3）</b></p> <p>受注者は、PC 鋼棒の PC 固定及び PC 継手（普通継手・緊張端継手）がある場合は「<b>プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工</b>」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。</p> <p><b>4. 適用規定（4）</b></p> <p>横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-11-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-11-4 架設工（片持架設）</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b></p> <p>作業車の移動については、第3編2-13-3 架設工（クレーン架設）の規定による。</p>	<p>ればならない。</p> <p>(1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量）</p> <p>(2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC工、コンクリート工等）</p> <p>(3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等）</p> <p>(4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b></p> <p>受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 定着具及び接続具の使用</b></p> <p>受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC鋼材両端のねじの使用</b></p> <p>受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-11-2 PC片持箱桁製作工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b></p> <p>コンクリート・PC 鋼材・PC 緊張の施工については、第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定（2）</b></p> <p>PC ケーブルの PC 固定・PC 継手の施工については、第3編2-3-15PC ホロースラブ製作工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（3）</b></p> <p>受注者は、PC 鋼棒の PC 固定及び PC 継手（普通継手・緊張端継手）がある場合は「<b>プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工</b>」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。</p> <p><b>4. 適用規定（4）</b></p> <p>横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>5-11-3 支承工</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5-11-4 架設工（片持架設）</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b></p> <p>作業車の移動については、第3編2-13-3 架設工（クレーン架設）の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2. 仮支柱の使用</b> 受注者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b> 支保工基礎の施工については、第1編3-8-2構造の規定による。</p> <p><b>第12節 PC押し出し箱桁橋工</b></p> <p><b>5-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、PC 押し出し箱桁橋工として PC 押し出し箱桁製作工、架設工（押し出し架設）その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b> 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。 なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b> 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b> 受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。 (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量） (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC 工、コンクリート工等） (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等） (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b> 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 定着具及び接続具の使用</b> 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC 鋼材両端のねじの使用</b> 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-12-2 PC押し出し箱桁製作工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b> コンクリート・PC 鋼材・PC 緊張の施工については、第3編2-3-13ポストテン</p>	<p><b>2. 仮支柱の使用</b> 受注者は、仮支柱が必要な場合、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b> 支保工基礎の施工については、第1編3-8-2構造の規定による。</p> <p><b>第12節 PC押し出し箱桁橋工</b></p> <p><b>5-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、PC 押し出し箱桁橋工として PC 押し出し箱桁製作工、架設工（押し出し架設）その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 検測</b> 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。 なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 架設に用いる仮設備及び架設用機材</b> 受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 施工計画書</b> 受注者は、コンクリート橋の製作工について施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。 (1) 使用材料（セメント、骨材、混和材料、鋼材等の品質、数量） (2) 施工方法（鉄筋工、型枠工、PC 工、コンクリート工等） (3) 主桁製作設備（機種、性能、使用期間等） (4) 試験ならびに品質管理計画（作業中の管理、検査等）</p> <p><b>5. シースの施工</b> 受注者は、シースの施工については、セメントペーストの漏れない構造とし、コンクリート打設時の圧力に耐える強度を有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>6. 定着具及び接続具の使用</b> 受注者は、定着具及び接続具の使用については、定着または接続された PC 鋼材が JIS または<b>設計図書</b>に規定された引張荷重値に達する前に有害な変形を生じたり、破損することのないような構造及び強さを有するものを使用しなければならない。</p> <p><b>7. PC 鋼材両端のねじの使用</b> 受注者は、PC 鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205（一般用メートルねじ）に適合する転造ねじを使用しなければならない。</p> <p><b>5-12-2 PC押し出し箱桁製作工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b> コンクリート・PC 鋼材・PC 緊張の施工については、第3編2-3-13ポストテン</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ション桁製作工の規定による。</p> <p><b>2.適用規定（2）</b> PC ケーブルの PC 固定・PC 継手の施工については、第3編 2-3-15PC ホロースラブ製作工の規定による。</p> <p><b>3.適用規定（3）</b> PC 鋼棒の PC 固定及び PC 継手（普通継手・緊張端継手）の施工については、第10編 5-11-2 PC 片持箱桁製作工の規定による。</p> <p><b>4.適用規定（4）</b> 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第3編 2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>5.主桁製作設備の施工</b> 主桁製作設備の施工については、下記の規定による。 (1) 主桁製作台の製作については、円滑な主桁の押出しができるような構造とする。 (2) 主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置する。主桁製作台に対する鋼材組立台の配置については、<b>設計図書</b>によるが、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5-12-3 架設工（押出し架設）</b> <b>1.手延べ桁と主桁との連結部の施工</b> 受注者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、有害な変形等が生じないことを<b>確認</b>しなければならない。 <b>2.仮支柱の使用</b> 受注者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。 <b>3.滑り装置の高さ管理</b> 受注者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。</p> <p><b>第13節 橋梁付属物工</b> <b>5-13-1 一般事項</b> 本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、マイクロフィルム等、その他これらに類する工種として定める<b>ものとする</b>。</p> <p><b>5-13-2 伸縮装置工</b> 伸縮継手据付けについては、第3編 2-3-24伸縮装置工の規定による。</p> <p><b>5-13-3 排水装置工</b> 排水装置工の施工については、第10編 4-8-4 排水装置工の規定による。</p>	<p>ション桁製作工の規定による。</p> <p><b>2.適用規定（2）</b> PC ケーブルの PC 固定・PC 継手の施工については、第3編 2-3-15PC ホロースラブ製作工の規定による。</p> <p><b>3.適用規定（3）</b> PC 鋼棒の PC 固定及び PC 継手（普通継手・緊張端継手）の施工については、第10編 5-11-2 PC 片持箱桁製作工の規定による。</p> <p><b>4.適用規定（4）</b> 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第3編 2-3-13 ポストテンション桁製作工の規定による。</p> <p><b>5.主桁製作設備の施工</b> 主桁製作設備の施工については、下記の規定による。 (1) 主桁製作台の製作については、円滑な主桁の押出しができるような構造とする。 (2) 主桁製作台を効率よく回転するために、主桁製作台の後方に、鋼材組立台を設置する。主桁製作台に対する鋼材組立台の配置については、<b>設計図書</b>によるが、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5-12-3 架設工（押出し架設）</b> <b>1.手延べ桁と主桁との連結部の施工</b> 受注者は、手延べ桁と主桁との連結部の施工については、有害な変形等が生じないことを<b>確認</b>しなければならない。 <b>2.仮支柱の使用</b> 受注者は、仮支柱が必要な場合は、鉛直反力と同時に水平反力が作用する事を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。 <b>3.滑り装置の高さ管理</b> 受注者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。</p> <p><b>第13節 橋梁付属物工</b> <b>5-13-1 一般事項</b> 本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工、マイクロフィルム等、その他これらに類する工種として定める。</p> <p><b>5-13-2 伸縮装置工</b> 伸縮継手据付けについては、第3編 2-3-24伸縮装置工の規定による。</p> <p><b>5-13-3 排水装置工</b> 排水装置工の施工については、第10編 4-8-4 排水装置工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>5-13-4 地覆工</b> 地覆工の施工については、第10編4-8-5地覆工の規定による。</p> <p><b>5-13-5 橋梁用防護柵工</b> 橋梁用防護柵工の施工については、第10編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。</p> <p><b>5-13-6 橋梁用高欄工</b> 橋梁用高欄工の施工については、第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。</p> <p><b>5-13-7 検査路工</b> 検査路工の施工については、第10編4-8-8検査路工の規定による。</p> <p><b>5-13-8 銘板工</b> 銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。</p> <p><b>5-13-9 マイクロフィルム、橋梁台帳</b>  マイクロフィルム等については、第10編4-8-10マイクロフィルム等の規定による。</p> <p><b>第14節 コンクリート橋足場等設置工</b></p> <p><b>5-14-1 一般事項</b> 本節は、コンクリート橋足場等設置工として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>5-14-2 橋梁足場工</b> 橋梁足場工の施工については、第10編4-10-2橋梁足場工の規定による。</p> <p><b>5-14-3 橋梁防護工</b> 橋梁防護工の施工については、第10編4-10-3橋梁防護工の規定による。</p> <p><b>5-14-4 昇降用設備工</b> 昇降用設備工の施工については、第10編4-10-4昇降用設備工の規定による。</p>	<p><b>5-13-4 地覆工</b> 地覆工の施工については、第10編4-8-5地覆工の規定による。</p> <p><b>5-13-5 橋梁用防護柵工</b> 橋梁用防護柵工の施工については、第10編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。</p> <p><b>5-13-6 橋梁用高欄工</b> 橋梁用高欄工の施工については、第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。</p> <p><b>5-13-7 検査路工</b> 検査路工の施工については、第10編4-8-8検査路工の規定による。</p> <p><b>5-13-8 銘板工</b> 銘板工の施工については、第3編2-3-25銘板工の規定による。</p> <p><b>5-13-9 竣工図面等の提出</b> 1. 竣工図面等の提出 受注者は、完成図書および関連図書をデータ化し、<b>提出</b>するものとする。 竣工図面等の作成については、第10編3-6-10竣工図面等の提出の規定による。 2. 「橋梁台帳」等の作成 受注者は、工事完了後「橋梁台帳」を作成し、「完成届出書」(規則様式第19号)と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>第14節 コンクリート橋足場等設置工</b></p> <p><b>5-14-1 一般事項</b> 本節は、コンクリート橋足場等設置工として橋梁足場工、橋梁防護工、昇降用設備工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>5-14-2 橋梁足場工</b> 橋梁足場工の施工については、第10編4-10-2橋梁足場工の規定による。</p> <p><b>5-14-3 橋梁防護工</b> 橋梁防護工の施工については、第10編4-10-3橋梁防護工の規定による。</p> <p><b>5-14-4 昇降用設備工</b> 昇降用設備工の施工については、第10編4-10-4昇降用設備工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<h2>第6章 トンネル (NATM)</h2>	<h2>第6章 トンネル (NATM)</h2>
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>            本章は、道路工事における道路土工、トンネル掘削工、支保工、覆工、インパート工、坑内付帯工、坑門工、掘削補助工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定 (1)</b>            道路土工は、第1編第2章第4節道路土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定 (2)</b>            本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. トンネルの施工</b>            受注者は、トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を<b>確認</b>の上、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。</p> <p><b>5. 測点</b>            受注者は、測点をトンネルの掘削進行に伴って工事中に移動しないよう坑内に測点を設置しなければならない。</p> <p><b>6. 検測</b>            受注者は、坑内に設置された測点のうち、受注者があらかじめ定めた測点において掘削進行に従い、坑外の基準点から検測を行わなければならない。</p> <p><b>7. 状況の観察</b>            受注者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は<b>遅滞なく提示するとともに、検査時に提出</b>しなければならない。</p> <p><b>8. 異常時の処置</b>            受注者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>9. 坑内観察調査</b>            受注者は、<b>設計図書</b>により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。            なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>しな</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>            本章は、道路工事における道路土工、トンネル掘削工、支保工、覆工、インパート工、坑内付帯工、坑門工、掘削補助工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定 (1)</b>            道路土工は、第1編第2章第4節道路土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定 (2)</b>            本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. トンネルの施工</b>            受注者は、トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を<b>確認</b>の上、坑口付近に中心線及び施工面の基準となる基準点を設置しなければならない。</p> <p><b>5. 測点</b>            受注者は、測点をトンネルの掘削進行に伴って工事中に移動しないよう坑内に測点を設置しなければならない。</p> <p><b>6. 検測</b>            受注者は、坑内に設置された測点のうち、受注者があらかじめ定めた測点において掘削進行に従い、坑外の基準点から検測を行わなければならない。</p> <p><b>7. 状況の観察</b>            受注者は、施工中の地質、湧水、その他の自然現象、支保工覆工の変状の有無を観察するとともに、その記録を整備し、監督員の請求があった場合は<b>速やかに提出</b>しなければならない。</p> <p><b>8. 異常時の処置</b>            受注者は、施工中異常を発見した場合及び湧水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、工事を中止し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>9. 坑内観察調査</b>            受注者は、<b>設計図書</b>により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>する。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。            なお、計測記録を整備保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>しな</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ればならない。</p> <p><b>10. 火薬取扱主任者</b></p> <p>受注者は、火薬取扱主任を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書を爆破による掘削の着手前に監督員に<b>提示</b>しなければならない。また、火薬取扱者は、関係法規を遵守しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 (平成15年11月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成18年7月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成18年7月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月)</p> <p>建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月)</p> <p>建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)</p> <p><b>第3節 トンネル掘削工</b></p> <p><b>6-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、トンネル掘削として掘削工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6-3-2 掘削工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、余掘りを少なくするよう施工しなければならない。</p> <p>また、余掘りが生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。</p>	<p>ればならない。</p> <p><b>10. 火薬取扱主任者</b></p> <p>受注者は、火薬取扱主任を定め、火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書を爆破による掘削の着手前に監督員に<b>提示</b>しなければならない。また、火薬取扱者は、関係法規を遵守しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>建設省 道路トンネル技術基準 (平成元年5月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル技術基準（構造編）・同解説 (平成15年11月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 (平成13年10月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成18年7月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成18年7月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル観察・計測指針 (平成21年2月)</p> <p>建設省 道路トンネルにおける非常用施設（警報装置）の標準仕様 (昭和43年12月)</p> <p>建設省 道路トンネル非常用施設設置基準 (昭和56年4月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針 (平成24年7月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針 (平成22年3月)</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針 (平成11年3月)</p> <p>建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定） (平成24年3月)</p> <p>日本道路協会 道路トンネル安全施工技術指針 (平成8年10月)</p> <p>厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン (平成23年3月)</p> <p><b>第3節 トンネル掘削工</b></p> <p><b>6-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、トンネル掘削として掘削工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6-3-2 掘削工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、余掘りを少なくするよう施工しなければならない。</p> <p>また、余掘りが生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2. 爆破後の処置</b> 受注者は、爆破を行った後のトンネル掘削面のゆるんだ部分や浮石を除去しなければならない。</p> <p><b>3. 防護施設</b> 受注者は、爆破に際して、既設構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、防護施設を設けなければならない。</p> <p><b>4. 電気雷管使用の注意</b> 受注者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を調査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。</p> <p><b>5. 振動、騒音の処置</b> 受注者は、発破施工及び建設機械等に起因する騒音、振動によりその処置が必要を生じた場合には監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 断面確保</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付コンクリートの部分的突出（原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限り。）、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。</p> <p><b>7. ずり処理</b> 受注者は、トンネル掘削によって生じたずりを、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>に従い処理しなければならない。</p> <p><b>8. 坑内運搬</b> 受注者は、タイヤ方式による運搬を行う場合、良好な路面が得られるよう排水に注意しなければならない。また、レール方式により運搬を行う場合、随時軌道の保守点検を行い脱線等の事故防止を図るほか、トロ等の逸走防止設備を設けるものとする。</p> <p><b>9. 岩区分の境界確認</b> 受注者は、<b>設計図書</b>における岩区分（支保パターン含む）の境界を<b>確認</b>し、監督員の<b>確認</b>を受けなければならない。また、受注者は、<b>設計図書</b>に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員と<b>協議</b>する。また、受注者は地山状況を<b>確認</b>するための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞無く<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>10. トンネルの保守</b> 受注者は、トンネル施工中における地山変状(断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等)が著しく、以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、監督員と<b>協議</b>しなければならない。 (1) 掘削に伴う地山の補強、地山の改良等 (2) 支保パターンの変更 (3) 内空断面の確保に伴う縫い返し、支保の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業 (4) 肌落ち、崩壊防止に鋼矢板等の使用が必要になった場合 (5) 予測しない湧水、突出水に遭遇し、その排除等が必要になった場合</p>	<p><b>2. 爆破後の処置</b> 受注者は、爆破を行った後のトンネル掘削面のゆるんだ部分や浮石を除去しなければならない。</p> <p><b>3. 防護施設</b> 受注者は、爆破に際して、既設構造物に損傷を与えるおそれがある場合は、防護施設を設けなければならない。</p> <p><b>4. 電気雷管使用の注意</b> 受注者は、電気雷管を使用する場合は、爆破に先立って迷走電流の有無を調査し、迷走電流があるときは、その原因を取り除かねばならない。</p> <p><b>5. 断面確保</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に示された設計断面が確保されるまでトンネル掘削を行わなければならない。ただし、堅固な地山における吹付コンクリートの部分的突出（原則として、覆工の設計巻厚の1/3以内。ただし、変形が収束したものに限り。）、鋼アーチ支保工及びロックボルトの突出に限り、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得て、設計巻厚線内にいれることができるものとする。</p> <p><b>6. ずり処理</b> 受注者は、トンネル掘削によって生じたずりを、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>に従い処理しなければならない。</p> <p><b>7. 坑内運搬</b> 受注者は、タイヤ方式による運搬を行う場合、良好な路面が得られるよう排水に注意しなければならない。また、レール方式により運搬を行う場合、随時軌道の保守点検を行い脱線等の事故防止を図るほか、トロ等の逸走防止設備を設けるものとする。</p> <p><b>8. 岩区分の境界確認</b> 受注者は、<b>設計図書</b>における岩区分（支保パターン含む）の境界を<b>確認</b>し、監督員の<b>確認</b>を受けなければならない。また、受注者は、<b>設計図書</b>に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督員と<b>協議</b>する。また、受注者は地山状況を<b>確認</b>するための資料を整備、保管し、監督員の請求があった場合は遅滞無く<b>提示</b>するとともに、検査時に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>9. トンネルの保守</b> 受注者は、トンネル施工中における地山変状(断層等による異常土圧、突発湧水、崩壊現象等)が著しく、<b>受注者の責に帰さない</b>以下のトンネルの保守に必要な措置が生じた場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。 (1) 掘削に伴う地山の補強、地山の改良等 (2) 支保パターンの変更 (3) 内空断面の確保に伴う縫い返し、支保の盛り替え、切羽の鏡張り等の作業 (4) 肌落ち、崩壊防止に鋼矢板等の使用が必要になった場合 (5) 予測しない湧水、突出水に遭遇し、その排除等が必要になった場合</p>

改正前（27年版）			
(6) 地質確認、湧水確認、水抜き等による先進ボーリングが必要になった場合 (7) 変状に伴い根固めのコンクリート、仮巻、鉄筋補強等が必要になった場合			
<b>第4節 支保工</b>			
<b>6-4-1 一般事項</b>			
<b>1. 適用工種</b>			
本節は、支保工として吹付工、ロックボルト工、鋼製支保工、金網工、その他これらに類する工種について定める。			
<b>2. 地山の安定</b>			
受注者は、鋼製支保工を余吹付コンクリート施工後すみやかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。			
<b>3. 異常時の処置</b>			
受注者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と <b>協議</b> しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に <b>連絡</b> しなければならない。			
<b>4. 支保パターン</b>			
受注者は、支保パターンについては、 <b>設計図書</b> によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難い場合は、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。			
<b>6-4-2 材 料</b>			
<b>1. 吹付コンクリートの配合</b>			
吹付コンクリートの配合は、 <b>設計図書</b> によらなければならない。			
(1) 受注者は、品質を確保するための急結性能を持つ急結材を選ばなければならない。			
(2) 受注者は、大小粒が適度に混合している骨材を使用し、 <b>設計図書</b> に示す強度が得られ、かつ、跳ね返りが少ない等、施工性のよいコンクリートが得られるよう配合を定めなければならない。			
(3) 吹付コンクリートの配合、品質基準は表6-1のとおりとする。			
<b>表6-1 吹付コンクリートの配合（湿式）及び品質基準</b>			
強度	W/C	単位セメント量	粗骨材最大寸法
$\sigma 28=18\text{N}/\text{mm}^2$	(56%)	(普通ポルトランドセメント) 360 kg	(15mm)
急結材	砂	碎石	スランプ

改正後（29年版）			
(6) 地質確認、湧水確認、水抜き等による先進ボーリングが必要になった場合 (7) 変状に伴い根固めのコンクリート、仮巻、鉄筋補強等が必要になった場合			
<b>第4節 支保工</b>			
<b>6-4-1 一般事項</b>			
<b>1. 適用工種</b>			
本節は、支保工として吹付工、ロックボルト工、鋼製支保工、金網工、その他これらに類する工種について定める。			
<b>2. 地山の安定</b>			
受注者は、鋼製支保工を余吹付コンクリート施工後すみやかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。			
<b>3. 異常時の処置</b>			
受注者は、施工中、自然条件の変化等により、支保工に異常が生じた場合は、工事を中止し、監督員と <b>協議</b> しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に <b>連絡</b> しなければならない。			
<b>4. 支保パターン</b>			
受注者は、支保パターンについては、 <b>設計図書</b> によらなければならない。ただし、地山条件により、これにより難い場合は、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。			
<b>6-4-2 材 料</b>			
<b>1. 吹付コンクリートの配合</b>			
吹付コンクリートの配合は、 <b>設計図書</b> によらなければならない。			
(1) 受注者は、品質を確保するための急結性能を持つ急結材を選ばなければならない。			
(2) 受注者は、大小粒が適度に混合している骨材を使用し、 <b>設計図書</b> に示す強度が得られ、かつ、跳ね返りが少ない等、施工性のよいコンクリートが得られるよう配合を定めなければならない。			
(3) 吹付コンクリートの配合、品質基準は表6-1のとおりとする。			
<b>表6-1 吹付コンクリートの配合（湿式）及び品質基準</b>			
強度	W/C	単位セメント量	粗骨材最大寸法
$\sigma 28=18\text{N}/\text{mm}^2$	(56%)	(普通ポルトランドセメント) 360 kg	(15mm)
急結材	砂	碎石	スランプ

改正前 (27年版)				改正後 (29年版)					
セメント量の (5.5%)	(0.80) (1086kg)	(0.47m <sup>3</sup> ) (675 kg)	2.5cm…±1.0 5 cm及び6.5cm…±1.5 8 cm～18cm以下…±2.5 21 cm…±1.5 (cm)	セメント量の (5.5%)	(0.80m <sup>3</sup> ) (1086kg)	(0.47m <sup>3</sup> ) (675 kg)	2.5cm…±1.0 5 cm及び6.5cm…±1.5 8 cm～18cm以下…±2.5 21 cm…±1.5 (cm)		
吹付コンクリートの強度試験材料については、土木学会基準の吹付コンクリートの強度試験用供試体の作り方(案)によるものとする。				吹付コンクリートの強度試験材料については、土木学会基準の吹付コンクリートの強度試験用供試体の作り方(案)によるものとする。					
(4) 受注者は、配合を変更する必要がある場合には、監督員と <b>協議しなければなら</b> <b>ない。</b>				(4) 受注者は、配合を変更する必要がある場合には、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協</b> <b>議するものとする。</b>					
<b>2. ロックボルト</b> ロックボルトの種類、規格は、 <b>設計図書</b> によらなければならない。				<b>2. ロックボルト</b> ロックボルトの種類、規格は、 <b>設計図書</b> によらなければならない。					
<b>3. 定着材の示方配合</b> 定着材の示方配合は表6-2を標準とする。				<b>3. 定着材の示方配合</b> 定着材の示方配合は表6-2を標準とする。					
<b>表6-2 モルタル配合表</b>				<b>表6-2 モルタル配合表</b>					
ボルトの種類	目標強度 N/mm <sup>2</sup>	セメントの種類	水セメント比 (%)	フロー値 (cm) 目標参考	ボルトの種類	目標強度 N/mm <sup>2</sup>	セメントの種類	水セメント比 (%)	フロー値 (cm) 目標参考
定着材先充填型	9.8	普通ボルトランド セメント	35～40	(19.5×19.5)	定着材先充填型	9.8	普通ボルトランド セメント	35～40	(19.5×19.5)
定着材後注入型	9.8	超早強セメント	40	(19.5×19.5)	定着材後注入型	9.8	超早強セメント	40	(19.5×19.5)
<b>4. 鋼製支保工</b> 鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、SS400 材相当品以上のものとする。 なお、鋼材の材質は、JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) または、JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) の規格による。				<b>4. 鋼製支保工</b> 鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、SS400 材相当品以上のものとする。 なお、鋼材の材質は、JIS G 3101 (一般構造用圧延鋼材) または、JIS G 3106 (溶接構造用圧延鋼材) の規格による。					
1) 継ぎ材(タイロッド)の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼1種(SR235)とする。				1) 継ぎ材(タイロッド)の材質はJIS G 3112熱間圧延棒鋼1種(SR235)とする。					
2) 鋼材支保工に使用するさや管はJIS G 3444一般構造用炭素鋼鋼管2種(STK400)とする。				2) 鋼材支保工に使用するさや管はJIS G 3444一般構造用炭素鋼鋼管2種(STK400)とする。					
3) 鋼材支保工及びタイロッドに使用する六角ボルトはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。				3) 鋼材支保工及びタイロッドに使用する六角ボルトはJIS B 1181、座金はJIS B 1256によるものとする。					
<b>5. 金網工に使用する材料</b> 金網工に使用する材料は、JIS G 3551 (溶接金網) で 150mm×150mm×径5mm の規格による。				<b>5. 金網工に使用する材料</b> 金網工に使用する材料は、JIS G 3551 (溶接金網) で 150mm×150mm×径5mm の規格による。					

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>6-4-3 吹付工</b></p> <p><b>1. 吹付コンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、吹付コンクリートの施工については、湿式方式としなければならない。</p> <p><b>2. 地山との密着</b></p> <p>受注者は、吹付コンクリートを浮石等を取り除いた後に、吹付コンクリートと地山が密着するように速やかに一層の厚さが 15cm 以下で施工しなければならない。ただし、坑口部及び地山分類に応じた標準的な組み合わせ以外の支保構造においてはこの限りでないものとする。</p> <p><b>3. 吹付</b></p> <p>受注者は、吹付コンクリートの施工については、はね返りをできるだけ少なくするために、吹付ノズルを吹付面に直角に保ち、ノズルと吹付面との距離及び衝突速度が適正になるように行わなければならない。また、材料の閉塞を生じないように行わなければならない。</p> <p><b>4. 仕上がり面</b></p> <p>受注者は、吹付コンクリートの施工については、仕上がり面が平滑になるように行わなければならない。鋼製支保工がある場合には、吹付コンクリートと鋼製支保工とが一体になるように吹付ける。また、鋼製支保工の背面に空隙が残らないように吹付けるものとする。</p> <p><b>5. 打継ぎ部の吹付</b></p> <p>受注者は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤にして施工しなければならない。</p> <p><b>6-4-4 ロックボルト工</b></p> <p><b>1. ロックボルト挿入</b></p> <p>受注者は、吹付コンクリート完了後、速やかに掘進サイクル毎に削孔し、ボルト挿入前にくり粉が残らないように清掃しロックボルトを挿入しなければならない。</p> <p><b>2. 定着長</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。</p> <p>なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、<b>設計図書</b>に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. ナット緊結</b></p> <p>受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付コンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。</p> <p>プレストレスを導入する場合には、<b>設計図書</b>に示す軸力が導入できるように施工するものとする。</p> <p><b>4. 定着方式</b></p> <p>受注者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材</p>	<p><b>6-4-3 吹付工</b></p> <p><b>1. 吹付コンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、吹付コンクリートの施工については、湿式方式としなければならない。</p> <p><b>2. 地山との密着</b></p> <p>受注者は、吹付コンクリートを浮石等を取り除いた後に、吹付コンクリートと地山が密着するように速やかに一層の厚さが 15cm 以下で施工しなければならない。ただし、坑口部及び地山分類に応じた標準的な組み合わせ以外の支保構造においてはこの限りでないものとする。</p> <p><b>3. 吹付</b></p> <p>受注者は、吹付コンクリートの施工については、はね返りをできるだけ少なくするために、吹付ノズルを吹付面に直角に保ち、ノズルと吹付面との距離及び衝突速度が適正になるように行わなければならない。また、材料の閉塞を生じないように行わなければならない。</p> <p><b>4. 仕上がり面</b></p> <p>受注者は、吹付コンクリートの施工については、仕上がり面が平滑になるように行わなければならない。鋼製支保工がある場合には、吹付コンクリートと鋼製支保工とが一体になるように吹付ける。また、鋼製支保工の背面に空隙が残らないように吹付けるものとする。</p> <p><b>5. 打継ぎ部の吹付</b></p> <p>受注者は、打継ぎ部に吹付ける場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤にして施工しなければならない。</p> <p><b>6-4-4 ロックボルト工</b></p> <p><b>1. ロックボルト挿入</b></p> <p>受注者は、吹付コンクリート完了後、速やかに掘進サイクル毎に削孔し、ボルト挿入前にくり粉が残らないように清掃しロックボルトを挿入しなければならない。</p> <p><b>2. 定着長</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。</p> <p>なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、<b>設計図書</b>に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. ナット緊結</b></p> <p>受注者は、ロックボルトの定着後、ベアリングプレートが掘削面や吹付コンクリート面に密着するようにナットで緊結しなければならない。</p> <p>プレストレスを導入する場合には、<b>設計図書</b>に示す軸力が導入できるように施工するものとする。</p> <p><b>4. 定着方式</b></p> <p>受注者は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>は、ドライモルタルとしなければならない。</p> <p>なお、地山の岩質・地質・窄孔の状態等からこれにより難い場合は、定着方式・定着材について<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 清掃</b></p> <p>受注者は、ロックボルトの使用前に、有害な錆、油その他の異物が残らないように清掃してから使用しなければならない。</p> <p><b>6. 降伏点の算定</b></p> <p>降伏点の算定は次の式による。</p> <p>降伏点耐力=ロックボルト降伏点強度(<math>\sigma_y</math>)×ネジ部等の有効断面積(AS)</p> $AS=(\pi/4) \times (d-0.93829p)^2$ <p>d=おねじの外径(ネジの呼び径)(mm)</p> <p>P=ねじのピッチ(mm)</p> <p><b>7. ロックボルトの削孔深さ</b></p> <p>ロックボルトの削孔深さは-50mm程度を限界(管理目標値とし規格値ではない)とし、受注者は、防水シート施工時に切断等の必要がないよう施工しなければならない。</p> <p><b>8. 異常時の措置</b></p> <p>受注者は、日常の坑内観察時にロックボルトの施工後の状況を観察し、異常(ナット破損、ベアリングプレート変形等)が認められた場合には、すみやかに現場測定を行い、対応を検討し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-4-5 鋼製支保工</b></p> <p><b>1. 鋼製支保工使用時の確認</b></p> <p>受注者は、鋼製支保工を使用する場合は施工前に加工図を作成して<b>設計図書</b>との<b>確認</b>をしなければならない。</p> <p>なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には監督員の<b>承諾</b>を得る。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにする。</p> <p><b>2. 地山の安定</b></p> <p>受注者は、鋼製支保工を余吹吹付コンクリート施工後速やかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。</p> <p><b>3. 鋼製支保工の建込み</b></p> <p>受注者は、鋼製支保工を切羽近くにトンネル掘削後速やかに建て込まなければならない。</p> <p><b>4. 鋼製支保工の転倒防止</b></p> <p>受注者は、鋼製支保工の転倒を防止するために、<b>設計図書</b>に示されたつなぎ材を設け、締付けなければならない。</p> <p><b>5. 鋼製支保部材の継ぎ手ボルト</b></p> <p>受注者は、鋼製支保部材の継ぎ手ボルトについては、その継ぎ手が弱点にならないよう締め付けなければならない。</p>	<p>は、ドライモルタルとしなければならない。</p> <p>なお、地山の岩質・地質・窄孔の状態等からこれにより難い場合は、定着方式・定着材について<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 清掃</b></p> <p>受注者は、ロックボルトの使用前に、有害な錆、油その他の異物が残らないように清掃してから使用しなければならない。</p> <p><b>6. 降伏点の算定</b></p> <p>降伏点<b>耐力</b>の算定は次の式による。</p> <p>降伏点耐力=ロックボルト降伏点強度(<math>\sigma_y</math>)×ネジ部等の有効断面積(As)</p> $As=(\pi/4) \times (d-0.93829p)^2$ <p>d=おねじの外径(<b>ねじ</b>の呼び径)(mm)</p> <p>P=ねじのピッチ(mm)</p> <p><b>7. ロックボルトの削孔深さ</b></p> <p>ロックボルトの削孔深さは-50mm程度を限界(管理目標値とし規格値ではない)とし、受注者は、防水シート施工時に切断等の必要がないよう<b>施工</b>しなければならない。</p> <p><b>8. 異常時の措置</b></p> <p>受注者は、日常の坑内観察時にロックボルトの施工後の状況を観察し、異常(ナット破損、ベアリングプレート変形等)が認められた場合には、すみやかに現場測定を行い、対応を検討し<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>6-4-5 鋼製支保工</b></p> <p><b>1. 鋼製支保工使用時の確認</b></p> <p>受注者は、鋼製支保工を使用する場合は施工前に加工図を作成して<b>設計図書</b>との<b>確認</b>をしなければならない。</p> <p>なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には監督員の<b>承諾</b>を得る。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにする。</p> <p><b>2. 地山の安定</b></p> <p>受注者は、鋼製支保工を余吹吹付コンクリート施工後速やかに所定の位置に建て込み、一体化させ、地山を安定させなければならない。</p> <p><b>3. 鋼製支保工の建込み</b></p> <p>受注者は、鋼製支保工を切羽近くにトンネル掘削後速やかに建て込まなければならない。</p> <p><b>4. 鋼製支保工の転倒防止</b></p> <p>受注者は、鋼製支保工の転倒を防止するために、<b>設計図書</b>に示されたつなぎ材を設け、締付けなければならない。</p> <p><b>5. 鋼製支保部材の継ぎ手ボルト</b></p> <p>受注者は、鋼製支保部材の継ぎ手ボルトについては、その継ぎ手が弱点にならないよう締め付けなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>6. 鋼製支保工相互間</b> 受注者は、鋼製支保工相互間を継ぎボルト、つなぎ材等により確実に締め付けなければならない。</p> <p><b>7. 掘削及び鋼製支保工の建て込み</b> 受注者は、掘削及び鋼製支保工の建て込みにあつて、鋼製支保工脚部の<b>支持</b>地盤を乱さないように施工しなければならない。</p> <p><b>6-4-6 金網工</b> 受注者は、金網を設置する場合は吹付コンクリート第1層の施工後に、吹付コンクリートに定着するように配置し、吹付作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。</p> <p><b>第5節 覆工</b></p> <p><b>6-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、覆工として覆工コンクリート工、側壁コンクリート工、床版コンクリート工、トンネル防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 覆工の施工時期</b> 受注者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督員の請求があつた場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p><b>3. 覆工厚の変化箇所</b> 受注者は、覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側に設置しなければならない。 なお、覆工厚が<b>設計図書</b>に示されていない場合は監督員の<b>指示</b>により設置しなければならない。刻示方法は、図6-1を標準とする。</p> <p><b>4. 覆工厚が同一の場合の刻示</b> 受注者は、覆工厚が同一の場合は、起点及び終点に刻示しなければならない。</p>	<p><b>6. 鋼製支保工相互間</b> 受注者は、鋼製支保工相互間を継ぎボルト、つなぎ材等により確実に締め付けなければならない。</p> <p><b>7. 掘削及び鋼製支保工の建て込み</b> 受注者は、掘削及び鋼製支保工の建て込みにあつて、鋼製支保工脚部の<b>支保</b>地盤を乱さないように施工しなければならない。</p> <p><b>6-4-6 金網工</b> 受注者は、金網を設置する場合は吹付コンクリート第1層の施工後に、吹付コンクリートに定着するように配置し、吹付作業によって移動、振動等が起こらないよう固定しなければならない。また、金網の継目は15cm（一目以上）以上重ね合わせなければならない。</p> <p><b>第5節 覆工</b></p> <p><b>6-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、覆工として覆工コンクリート工、側壁コンクリート工、床版コンクリート工、トンネル防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 覆工の施工時期</b> 受注者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督員の請求があつた場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p><b>3. 覆工厚の変化箇所</b> 受注者は、覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側に設置しなければならない。 なお、覆工厚が<b>設計図書</b>に示されていない場合は監督員の<b>指示</b>により設置しなければならない。刻示方法は、図6-1を標準とする。</p> <p><b>4. 覆工厚が同一の場合の刻示</b> 受注者は、覆工厚が同一の場合は、起点及び終点に刻示しなければならない。</p>

改正前 (27年版)

(覆工厚刻示記号)

(取付け図)

**図 6-1 覆工厚変化箇所の刻示標準図**

**6-5-2 材 料**

**1. 防水工に使用する防水シート**

防水工に使用する防水シートは、**設計図書**によらなければならない。

**2. 防水工に使用する透水性緩衝材**

防水工に使用する透水性緩衝材は、**設計図書**によらなければならない。

**3. 覆工コンクリートに使用するコンクリートの規格**

覆工コンクリートに使用するコンクリートの規格は、**設計図書**によらなければならない。

**6-5-3 覆工コンクリート工**

**1. 運搬機械**

受注者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。

**2. コンクリートの打込み**

受注者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。

**3. コンクリートの締固め**

受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、**内部振動機**を用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。

**4. 新旧コンクリートの密着**

受注者は、レイトンス等を取り除くために覆工コンクリートの打継目を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。

改正後 (29年版)

(覆工厚刻示記号)

(取付け図)

**図 6-1 覆工厚変化箇所の刻示標準図**

**6-5-2 材 料**

**1. 防水工に使用する防水シート**

防水工に使用する防水シートは、**設計図書**によらなければならない。

**2. 防水工に使用する透水性緩衝材**

防水工に使用する透水性緩衝材は、**設計図書**によらなければならない。

**3. 覆工コンクリートに使用するコンクリートの規格**

覆工コンクリートに使用するコンクリートの規格は、**設計図書**によらなければならない。

**6-5-3 覆工コンクリート工**

**1. 運搬機械**

受注者は、トラックミキサーまたはアジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。

**2. コンクリートの打込み**

受注者は、コンクリートの打込みにあたり、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。

**3. コンクリートの締固め**

受注者は、コンクリートの締固めにあたっては、**棒状パイプレータ**を用い、打込み後速やかに締め固めなければならない。**ただし、棒状パイプレータの使用が困難で、かつ型枠に近い場所には型枠パイプレータを使用して確実に締め固めなければならない。**

**4. 新旧コンクリートの密着**

受注者は、レイトンス等を取り除くために覆工コンクリートの打継目を十分清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>5. 妻型枠の施工</b> 受注者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。</p> <p><b>6. 覆工コンクリートの施工</b> 受注者は、覆工コンクリートの施工にあたっては、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p><b>7. 型枠存置期間</b> 受注者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。</p> <p><b>8. 型枠の施工</b> 受注者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。</p> <p><b>9. 鉄筋の施工</b> 受注者は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破損しないように取り付けたとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。</p> <p><b>10. 型枠材料</b> 受注者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。</p> <p><b>11. 打設時期</b> 受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-5-4 側壁コンクリート工</b> 逆巻の場合において、側壁コンクリートの打継目とアーチコンクリートの打継目は同一線上に設けてはならない。</p> <p><b>6-5-5 床版コンクリート工</b> 受注者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者等の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくするようにしなければならない。また、排水に考慮し可能な限り緩い勾配としなければならない。</p> <p><b>6-5-6 トンネル防水工</b></p> <p><b>1. 防水工の材料・規格等</b> 防水工の材料・規格等については、<b>設計図書</b>の規定による。</p> <p><b>2. 止水シート使用時の注意</b> 受注者は、防水工に止水シートを使用する場合には、止水シートが破れないように、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行わなければならない。</p> <p>なお防水工に止水シートを使用する場合の固定は、ピン等により固定させなければ</p>	<p><b>5. 妻型枠の施工</b> 受注者は、妻型枠の施工にあたり、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。</p> <p><b>6. 覆工コンクリートの施工</b> 受注者は、覆工コンクリートの施工にあたっては、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。</p> <p><b>7. 型枠存置期間</b> 受注者は、打込んだコンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取りはずしてはならない。</p> <p><b>8. 型枠の施工</b> 受注者は、型枠の施工にあたり、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。</p> <p><b>9. 鉄筋の施工</b> 受注者は、覆工コンクリートを補強するための鉄筋の施工にあたっては、防水工を破損しないように取り付けたとともに、所定のかぶりを確保し、自重や打ち込まれたコンクリートの圧力により変形しないよう堅固に固定しなければならない。</p> <p><b>10. 型枠材料</b> 受注者は、型枠は、メタルフォームまたはスキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。</p> <p><b>11. 打設時期</b> 受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-5-4 側壁コンクリート工</b> 逆巻の場合において、側壁コンクリートの打継目とアーチコンクリートの打継目は同一線上に設けてはならない。</p> <p><b>6-5-5 床版コンクリート工</b> 受注者は、避難通路等の床版コンクリート工の施工については、非常時における利用者等の進入、脱出に支障のないように、本坑との接続部において段差を小さくするようにしなければならない。また、排水に考慮し可能な限り緩い勾配としなければならない。</p> <p><b>6-5-6 トンネル防水工</b></p> <p><b>1. 防水工の材料・規格等</b> 防水工の材料・規格等については、<b>設計図書</b>の規定による。</p> <p><b>2. 止水シート使用時の注意</b> 受注者は、防水工に止水シートを使用する場合には、止水シートが破れないように、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行わなければならない。</p> <p>なお防水工に止水シートを使用する場合の固定は、ピン等により固定させなければ</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>ならない。また、シートの接合面は、漏水のないように接合させるものとする。</p> <p><b>3. 透水性の確保</b>                      受注者は、吹付コンクリートと防水シートとの間に透水性を確保するようにしなければならない。防水材はビニールシートと透水性緩衝材を組み合わせたものとする。</p> <p><b>4. 漏水の防止</b>                      受注者は防水シートをピン等で固定させ、また、防水シートと防水シートを漏水のないように接合させなければならない。                      ピン等の固定はアーチ部で平均5本/㎡、側壁部で平均3本/㎡程度以上とする。</p> <p><b>第6節 インバート工</b></p> <p><b>6-6-1 一般事項</b>                      本節は、インバート工としてインバート掘削工、インバート本体工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6-6-2 材 料</b>                      インバートコンクリート工に使用するコンクリートの規格は、<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>6-6-3 インバート掘削工</b></p> <p><b>1. インバートの施工</b>                      受注者は、インバートの施工にあたり<b>設計図書</b>に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで充填しなければならない。</p> <p><b>2. 施工時期</b>                      受注者は、インバート掘削の施工時期について<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-6-4 インバート本体工</b></p> <p><b>1. コンクリート打設</b>                      受注者は、インバート部を掘削した後、速やかにインバートコンクリートを打込まなければならない。</p> <p><b>2. 型枠の使用</b>                      受注者は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インバートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分充填されるよう施工するものとする。</p> <p><b>3. 新旧コンクリートの密着</b>                      受注者は、レイトランス等を取り除くためにコンクリートの打継目を清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。</p> <p><b>4. 打継目</b>                      (1) 受注者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、中央部に1</p>	<p>ならない。また、シートの接合面は、漏水のないように接合させるものとする。</p> <p><b>3. 透水性の確保</b>                      受注者は、吹付コンクリートと防水シートとの間に透水性を確保するようにしなければならない。防水材はビニールシートと透水性緩衝材を組み合わせたものとする。</p> <p><b>4. 漏水の防止</b>                      受注者は防水シートを<b>吹付コンクリート</b>にピン等で固定させ、また、防水シートと防水シートを漏水のないように接合させなければならない。                      ピン等の固定はアーチ部で平均5本/㎡、側壁部で平均3本/㎡程度以上とする。</p> <p><b>第6節 インバート工</b></p> <p><b>6-6-1 一般事項</b>                      本節は、インバート工としてインバート掘削工、インバート本体工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6-6-2 材 料</b>                      インバートコンクリート工に使用するコンクリートの規格は、<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>6-6-3 インバート掘削工</b></p> <p><b>1. インバートの施工</b>                      受注者は、インバートの施工にあたり<b>設計図書</b>に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで充填しなければならない。</p> <p><b>2. 施工時期</b>                      受注者は、インバート掘削の施工時期について<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-6-4 インバート本体工</b></p> <p><b>1. コンクリート打設</b>                      受注者は、インバート部を掘削した後、速やかにインバートコンクリートを打込まなければならない。</p> <p><b>2. 型枠の使用</b>                      受注者は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インバートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分充填されるよう施工するものとする。</p> <p><b>3. 新旧コンクリートの密着</b>                      受注者は、レイトランス等を取り除くためにコンクリートの打継目を清掃し、新旧コンクリートの密着を図らなければならない。</p> <p><b>4. 打継目</b>                      (1) 受注者は、インバートコンクリートの縦方向打継目を設ける場合は、中央部に1</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>カ所としなければならない。</p> <p>(2) 受注者はインパートコンクリートに横方向の目地を設けることとし、間隔については監督員の<b>承諾</b>を得て施工しなければならない。</p> <p><b>5. 適用規定</b></p> <p>インパート盛土の締固め度については、第1編1-1-26 施工管理第8項の規定による。</p> <p><b>6. トンネルずり使用時の締め固め</b></p> <p>インパート盛土にトンネルずりを使用する場合は、締め固め密度を路床<b>並</b>とする。受注者は、品質管理基準による現場密度の測定が<b>困難</b>な場合には、監督員に<b>協議</b>シタイヤローラ(8～20t以上)又はブルドーザ(15t以上)で7回以上転圧を行い締め固めなければならない。なお、盛土材として不適当な場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第7節 坑内付帯工</b></p> <p><b>6-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、坑内付帯工として、箱抜工、裏面排水工、地下排水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6-7-2 材 料</b></p> <p>地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)及びJIS K 6922-1 (プラスチック-ポリエチレン (PE) 成形用及び押し出用材料-第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎)に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。</p> <p><b>6-7-3 箱抜工</b></p> <p>受注者は、箱抜工の施工に際して、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-7-4 裏面排水工</b></p> <p><b>1. 裏面排水工の施工</b></p> <p>受注者は、裏面排水工の施工については、覆工背面にフィルター材及び排水管を、土砂等により目詰まりしないように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 裏面排水工の湧水処理</b></p> <p>受注者は、裏面排水工の湧水処理については、湧水をトンネル下部または排水口に導き、湧水をコンクリートにより閉塞することのないように処理しなければならない。</p> <p><b>6-7-5 地下排水工</b></p> <p>受注者は、地下排水工における横断排水の施工については、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>ケ所としなければならない。</p> <p>(2) 受注者はインパートコンクリートに横方向の目地を設けることとし、間隔については<b>設計図書</b>に<b>関して</b>監督員の<b>承諾</b>を得て<b>施工</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 適用規定</b></p> <p>インパート盛土の締固め度については、第1編1-1-26 施工管理第8項の規定による。</p> <p><b>6. トンネルずり使用時の締め固め</b></p> <p>インパート盛土にトンネルずりを使用する場合は、締め固め密度を路床<b>なみ</b>とする。受注者は、品質管理基準による現場密度の測定が<b>不可</b>の場合には、<b>設計図書</b>に<b>関して</b>監督員に<b>協議</b>するものとし、タイヤローラ(8～20t以上)又はブルドーザ(15t以上)で7回以上転圧を行い締め固めなければならない。なお、盛土材として不適当な場合は、<b>設計図書</b>に<b>関して</b>監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>第7節 坑内付帯工</b></p> <p><b>6-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、坑内付帯工として、箱抜工、裏面排水工、地下排水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6-7-2 材 料</b></p> <p>地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)及びJIS K 6922-1 (プラスチック-ポリエチレン (PE) 成形用及び押し出用材料-第1部：呼び方のシステム及び仕様表記の基礎)に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。</p> <p><b>6-7-3 箱抜工</b></p> <p>受注者は、箱抜工の施工に際して、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-7-4 裏面排水工</b></p> <p><b>1. 裏面排水工の施工</b></p> <p>受注者は、裏面排水工の施工については、覆工背面にフィルター材及び排水管を、土砂等により目詰まりしないように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 裏面排水工の湧水処理</b></p> <p>受注者は、裏面排水工の湧水処理については、湧水をトンネル下部または排水口に導き、湧水をコンクリートにより閉塞することのないように処理しなければならない。</p> <p><b>6-7-5 地下排水工</b></p> <p>受注者は、地下排水工における横断排水の施工については、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に<b>関して</b>監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第8節 坑門工</b></p> <p><b>6-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、坑門工として坑口付工、作業土工（床掘り、埋戻し）、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6-8-2 坑口付工</b></p> <p>受注者は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、第1編1-1-3 <b>設計図書</b>の照査等に関する処置を行わなければならない。</p> <p><b>6-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p> <p><b>6-8-4 坑門本体工</b></p> <p><b>1. 一体化</b></p> <p>受注者は、坑門と覆工が一体となるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 坑門の盛土施工</b></p> <p>受注者は、坑門の盛土を施工するにあたって、排水をよくし、できあがった構造物に過大な圧力が作用しないよう注意しなければならない。</p> <p><b>6-8-5 明り巻工</b></p> <p>受注者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-8-6 銘板工</b></p> <p><b>1. 銘板の設置</b></p> <p>受注者は、銘板をトンネル両坑門正面に、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、監督員の<b>指示</b>する位置及び仕様により設置しなければならない。</p> <p><b>2. 銘板の材質</b></p> <p>受注者は、銘板の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とし、両坑口に図6-2を標準として取付けなければならない。</p> <p><b>3. 銘板</b></p> <p>受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p>	<p><b>第8節 坑門工</b></p> <p><b>6-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、坑門工として坑口付工、作業土工（床掘り、埋戻し）、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>6-8-2 坑口付工</b></p> <p>受注者は、坑口周辺工事の施工前及び施工途中において、第1編1-1-3 <b>設計図書</b>の照査等に関する処置を行わなければならない。</p> <p><b>6-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p> <p><b>6-8-4 坑門本体工</b></p> <p><b>1. 一体化</b></p> <p>受注者は、坑門と覆工が一体となるように施工しなければならない。</p> <p><b>2. 坑門の盛土施工</b></p> <p>受注者は、坑門の盛土を施工するにあたって、排水をよくし、できあがった構造物に過大な圧力が作用しないよう注意しなければならない。</p> <p><b>6-8-5 明り巻工</b></p> <p>受注者は、明り巻工の施工については、特に温度変化の激しい冬期・夏期については、施工方法について施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6-8-6 銘板工</b></p> <p><b>1. 管理用銘板</b></p> <p><b>(1) 銘板の設置</b></p> <p>受注者は、銘板をトンネル両坑門正面に、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、監督員の<b>指示</b>する位置及び仕様により設置しなければならない。なお、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。</p> <p><b>(2) 銘板の材質</b></p> <p>銘板は、JIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）の材質で両坑口に図6-2を標準とし、<b>盗難防止対策（溶接によるボルト固定や盗難防止金具の設置等）を施した構造とする。</b></p>

改正前 (27年版)

(銘板)

(取付け図)

**図 6-2 標示板の刻示方法**

**第9節 掘削補助工**

**6-9-1 一般事項**

本節は、トンネル掘削の補助的工法としての掘削補助工として、掘削補助工A、掘削補助工Bその他これらに類する工種について定める。

**6-9-2 材料**

受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとする。

なお、**協議**の結果については、施工計画書に記載しなければならない。

**6-9-3 掘削補助工A**

受注者は、掘削補助工Aの施工については、**設計図書**に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で**確認**して、**設計図書**に関して監督員と**協議**し、必要最小限としなければならない。

**6-9-4 掘削補助工B**

**1. 掘削補助工Bの施工**

受注者は、掘削補助工Bの施工については、**設計図書**に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で**確認**して、**設計図書**に関して監督員と**協議**し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により

改正後 (29年版)

(銘板)

(取付け図)

**図 6-2 標示板の刻示方法**

**第9節 掘削補助工**

**6-9-1 一般事項**

本節は、トンネル掘削の補助的工法としての掘削補助工として、掘削補助工A、掘削補助工Bその他これらに類する工種について定める。

**6-9-2 材料**

受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとする。

なお、**協議**の結果については、施工計画書に記載しなければならない。

**6-9-3 掘削補助工A**

受注者は、掘削補助工Aの施工については、**設計図書**に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で**確認**して、**設計図書**に関して監督員と**協議**し、必要最小限としなければならない。

**6-9-4 掘削補助工B**

**1. 掘削補助工Bの施工**

受注者は、掘削補助工Bの施工については、**設計図書**に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で**確認**して、**設計図書**に関して監督員と**協議**し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b></p> <p>受注者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、速やかに中止し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第10節 その他</b></p> <p><b>1. 施工計画書の作成</b></p> <p>受注者は、施工計画書の作成に当たっては、通常記載すべき項目のほか以下の各項目について不備のないよう作成しなければならない。</p> <p>(1) 当該トンネルの地山評価及び設計(地山分類、支保パターン等)に対する所見とそれらを踏まえた施工上の留意点。</p> <p>(2) 実施する各計測工の内容と、掘削状況に応じて追加を検討する計測工の内容、及びそれらの活用方法。</p> <p>(3) 計測Aにより得られた変位量に対する管理レベルの考え方と、それに対する対応策。</p> <p>(4) 掘削補助工法に用いる薬液等に対する措置、産業廃棄物の処理、濁水処理、振動・騒音対策。</p> <p><b>2. 道路トンネルマイクロフィルムの作成</b></p> <p>受注者は、完成図面、関係資料等について「道路トンネルマイクロフィルム」を作成し、<b>提出</b>するものとする。また、工事完了後監督員から「トンネル台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を<b>提示</b>又は<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b></p> <p>受注者は、周辺環境に悪影響が出ることが予想される場合は、速やかに中止し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第10節 その他</b></p> <p><b>1. トンネル工事の施工</b></p> <p>受注者は、トンネル工事の施工に当たり、監督員の<b>指示</b>によるほか、判断の困難な場合は静岡市トンネル技術検討委員会の判断、指示を求めるため、委員会による検討のための資料作成、及び委員会に対する必要な説明を行わなければならない。</p> <p><b>2. 粉塵</b></p> <p>受注者は、トンネル工事において粉塵が発生しやすいため、「トンネル工事の粉塵発生作業に関する衛生管理マニュアル（平成13年2月 国土交通省）」に基づき必要な対策を行わなければならない。</p> <p><b>3. 施工計画書の作成</b></p> <p>受注者は、施工計画書の作成に当たっては、通常記載すべき項目のほか以下の各項目について不備のないよう作成しなければならない。</p> <p>(1) 当該トンネルの地山評価及び設計(地山分類、支保パターン等)に対する所見とそれらを踏まえた施工上の留意点。</p> <p>(2) 実施する各計測工の内容と、掘削状況に応じて追加を検討する計測工の内容、及びそれらの活用方法。</p> <p>(3) 計測Aにより得られた変位量に対する管理レベルの考え方と、それに対する対応策。</p> <p>(4) 掘削補助工法に用いる薬液等に対する措置、産業廃棄物の処理、濁水処理、振動・騒音対策。</p> <p>(5) 監督員との協議や、静岡市トンネル技術検討委員会の実施計画。</p> <p><b>4. 竣工図面等の提出</b></p> <p>(1) 受注者は、電子納品の対象・非対象に関係なく、竣工図面一式をCADデータ及びPDFデータで工事完了時に<b>提出</b>するものとする。また、工事完了後監督員から「トンネル台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(2) 図面データの作成等に要する費用は、共通仮設費率に含むものとする。</p> <p>(3) 図面データの提出は完成届書類の提出時とし、検査の対象とする。</p> <p><b>5. トンネル名称を示した標識の設置</b></p> <p>受注者は、トンネル名と長さを示した標識をトンネル両坑門付近に、設計図書に示されていない場合は、監督員の指示する位置及び仕様により設置しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<h2>第7章 コンクリートシェッド</h2>	<h2>第7章 コンクリートシェッド</h2>
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>            本章は、道路工事における道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RCシェッド工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b>            道路土工は、第1編第2章第4節道路土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b>            本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>            受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。            なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IIIコンクリート橋編）            （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV下部構造編）            （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）            （平成23年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱            （平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針            （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針            （平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針            （平成11年3月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針            （平成3年4月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧            （平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧            （平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧            （平成6年2月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）            （平成25年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）            （平成25年3月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧            （平成12年6月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）            （平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧            （平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧            （平成2年5月）</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>            本章は、道路工事における道路土工、プレキャストシェッド下部工、プレキャストシェッド上部工、RCシェッド工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b>            道路土工は、第1編第2章第4節道路土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b>            本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>            受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。            なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IIIコンクリート橋編）            （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV下部構造編）            （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V耐震設計編）            （平成23年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱            （平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針            （平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針            （平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針            （平成11年3月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針            （平成3年4月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧            （平成27年4月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧            （平成27年4月）</p> <p>日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧            （平成6年2月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）            （平成25年3月）</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）            （平成25年3月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧            （平成12年6月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）            （平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧            （平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧            （平成2年5月）</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第3節 プレキャストシェッド下部工</b></p> <p><b>7-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>7-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>7-3-3 既製杭工</b></p> <p>既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>7-3-4 場所打杭工</b></p> <p>場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>7-3-5 深礎工</b></p> <p>深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>7-3-6 受台工</b></p> <p><b>1. 基礎材の施工</b></p> <p>受注者は、基礎材の施工については、<b>設計図書</b>に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p><b>2. 均しコンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 防錆処置</b></p> <p>受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。</p> <p>なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. 目地材の施工</b></p> <p>受注者は目地材の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>5. 水抜きパイプの施工</b></p> <p>受注者は、水抜きパイプの施工については、<b>設計図書</b>に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 吸出し防止材の施工</b></p> <p>受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。</p>	<p><b>第3節 プレキャストシェッド下部工</b></p> <p><b>7-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>7-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>7-3-3 既製杭工</b></p> <p>既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>7-3-4 場所打杭工</b></p> <p>場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>7-3-5 深礎工</b></p> <p>深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>7-3-6 受台工</b></p> <p><b>1. 基礎材の施工</b></p> <p>受注者は、基礎材の施工については、<b>設計図書</b>に従って、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p><b>2. 均しコンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 防錆処置</b></p> <p>受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。</p> <p>なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. 目地材の施工</b></p> <p>受注者は目地材の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>5. 水抜きパイプの施工</b></p> <p>受注者は、水抜きパイプの施工については、<b>設計図書</b>に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 吸出し防止材の施工</b></p> <p>受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>7. 有孔管の施工</b></p> <p>受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。</p> <p>有孔管及びフィルター材の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>7-3-7 アンカー工</b></p> <p>アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。</p> <p><b>第4節 プレキャストシェッド上部工</b></p> <p><b>7-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、プレキャストシェッド上部工としてシェッド購入工、架設工、横締め工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>7-4-2 シェッド購入工</b></p> <p>受注者は、プレキャストシェッドを購入する場合は、<b>設計図書</b>に示された品質、規格を満足したものを用いなければならない。</p> <p><b>7-4-3 架設工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b></p> <p>架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定（2）</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>7-4-4 土砂囲工</b></p> <p>土砂囲工のコンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>7-4-5 柱脚コンクリート工</b></p> <p>柱脚コンクリートの施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>7-4-6 横締め工</b></p> <p>PC緊張の施工については、以下の規定による。</p> <p><b>1. 調整及び試験</b></p> <p>プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行うものとする。</p> <p>① <b>引張装置</b>のキャリブレーション</p>	<p><b>7. 有孔管の施工</b></p> <p>受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。</p> <p>有孔管及びフィルター材の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>7-3-7 アンカー工</b></p> <p>アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。</p> <p><b>第4節 プレキャストシェッド上部工</b></p> <p><b>7-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、プレキャストシェッド上部工としてシェッド購入工、架設工、横締め工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>7-4-2 シェッド購入工</b></p> <p>受注者は、プレキャストシェッドを購入する場合は、<b>設計図書</b>に示された品質、規格を満足したものを用いなければならない。</p> <p><b>7-4-3 架設工</b></p> <p><b>1. 適用規定（1）</b></p> <p>架設工（クレーン架設）の施工については、第3編2-13-3架設工（クレーン架設）の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定（2）</b></p> <p>受注者は、支承工の施工については、「<b>道路橋支承便覧 第5章支承部の施工</b>」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>7-4-4 土砂囲工</b></p> <p>土砂囲工のコンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編<b>第3</b>章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>7-4-5 柱脚コンクリート工</b></p> <p>柱脚コンクリートの施工については、第1編<b>第3</b>章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>7-4-6 横締め工</b></p> <p>PC緊張の施工については、以下の規定による。</p> <p><b>1. 調整及び試験</b></p> <p>プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行うものとする。</p> <p>① <b>ジャッキ</b>のキャリブレーション</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>② PC 鋼材のプレストレスングの管理に用いる摩擦係数及び PC 鋼材の見かけのヤング係数を求める試験。</p> <p><b>2. 緊張管理計画書</b> プレストレスの導入に先立ち、1 の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を<b>提出</b>するものとする。</p> <p><b>3. プレストレス導入管理</b> 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。</p> <p><b>4. 許容値</b> 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC 鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>5. プレストレスングの施工</b> プレストレスングの施工については、順序、緊張力、PC 鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督員または<b>検査員</b>から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 端部切断時の注意</b> プレストレスング終了後、PC 鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないようにしなければならない。</p> <p><b>7. 緊張装置の使用</b> 緊張装置の使用については、PC 鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。</p> <p><b>8. PC 鋼材を順次引張る場合</b> PC 鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々の PC 鋼材の引張力を定めなければならない。</p> <p><b>7-4-7 防水工</b></p> <p><b>1. 防水工の施工</b> 受注者は、防水工の施工に用いる材料、品質については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2. 防水工の接合部や隅角部</b> 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が充分密着するよう施工しなければならない。</p> <p><b>第5節 RCシェッド工</b></p> <p><b>7-5-1 一般事項</b> 本節は、RCシェッド工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、基礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>7-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>	<p>② PC 鋼材のプレストレスングの管理に用いる摩擦係数及び PC 鋼材の見かけのヤング係数を求める試験。</p> <p><b>2. 緊張管理計画書</b> プレストレスの導入に先立ち、1 の試験に基づき、監督員に緊張管理計画書を<b>提出</b>するものとする。</p> <p><b>3. プレストレス導入管理</b> 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。</p> <p><b>4. 許容値</b> 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC 鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>5. プレストレスングの施工</b> プレストレスングの施工については、順序、緊張力、PC 鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督員または<b>検査員</b>から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 端部切断時の注意</b> プレストレスング終了後、PC 鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないようにしなければならない。</p> <p><b>7. 緊張装置の使用</b> 緊張装置の使用については、PC 鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。</p> <p><b>8. PC 鋼材を順次引張る場合</b> PC 鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々の PC 鋼材の引張力を定めなければならない。</p> <p><b>7-4-7 防水工</b></p> <p><b>1. 防水工の施工</b> 受注者は、防水工の施工に用いる材料、品質については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2. 防水工の接合部や隅角部</b> 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が充分密着するよう施工しなければならない。</p> <p><b>第5節 RCシェッド工</b></p> <p><b>7-5-1 一般事項</b> 本節は、RCシェッド工として作業土工（床掘り、埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、基礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>7-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>7-5-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>7-5-4 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>7-5-5 深礎工</b> 深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>7-5-6 躯体工</b> 躯体工の施工については、第10編7-3-6受台工の規定による。</p> <p><b>7-5-7 アンカー工</b> アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。</p>	<p><b>7-5-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>7-5-4 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>7-5-5 深礎工</b> 深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>7-5-6 躯体工</b> 躯体工の施工については、第10編7-3-6受台工の規定による。</p> <p><b>7-5-7 アンカー工</b> アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。</p>
<p><b>第6節 シェッド付属物工</b></p> <p><b>7-6-1 一般事項</b> 本節はシェッド付属物工として緩衝工、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>7-6-2 緩衝工</b> 緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上げを標準とするがこれにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>7-6-3 落橋防止装置工</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>7-6-4 排水装置工</b> 受注者は、排水樹の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水樹水抜き孔と梁上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。</p> <p><b>7-6-5 銘板工</b></p> <p><b>1. 銘板の施工</b> 受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、<b>設計図書</b>に基づき施工しなければならない。ただし、<b>設計図書</b>に明示のない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員に<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 銘板の材質</b> 銘板の材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。</p>	<p><b>第6節 シェッド付属物工</b></p> <p><b>7-6-1 一般事項</b> 本節はシェッド付属物工として緩衝工、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>7-6-2 緩衝工</b> 緩衝材の持ち上げ方法は、トラッククレーンによる持ち上げを標準とするがこれにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>7-6-3 落橋防止装置工</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>7-6-4 排水装置工</b> 受注者は、排水樹の設置にあたっては、路面（高さ、勾配）及び排水樹水抜き孔と梁上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなければならない。</p> <p><b>7-6-5 銘板工</b></p> <p><b>1. 銘板の施工</b> 受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、<b>設計図書</b>に基づき施工しなければならない。ただし、<b>設計図書</b>に明示のない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員に<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 銘板の材質</b> 銘板の材質は JIS H 2202（鋳物用銅合金地金）とする。</p>

改正前（27年版）

**3. 銘板**

受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。

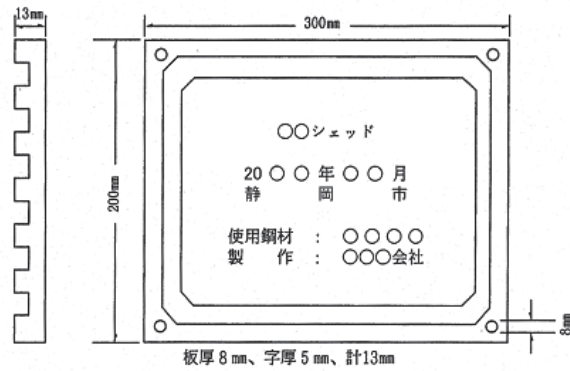


図7-1

**4. 銘板に記載する年月**

受注者は、銘板に記載する年月はコンクリートシェッドの製作年月を記入しなければならない。

改正後（29年版）

**3. 銘板**

受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。

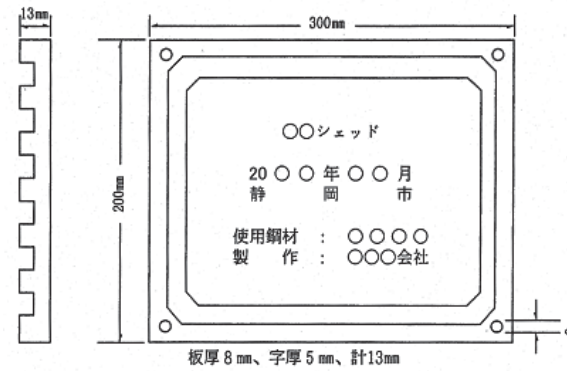


図7-1

**4. 銘板に記載する年月**

受注者は、銘板に記載する年月はコンクリートシェッドの製作年月を記入しなければならない。

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<h2>第8章 鋼製シェッド</h2>	<h2>第8章 鋼製シェッド</h2>
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、鋼製シェッド工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b></p> <p>道路土工は、第1編第2章第4節道路土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋塗装・防食便覧（平成17年12月）</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成19年1月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成19年1月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、鋼製シェッド工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、鋼製シェッド下部工、鋼製シェッド上部工、シェッド付属物工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b></p> <p>道路土工は、第1編第2章第4節道路土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（昭和60年2月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）</p> <p>日本道路協会 道路橋支承便覧（平成16年4月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋防食便覧（平成26年3月）</p> <p>日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説（昭和54年1月）</p> <p>日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集（平成3年7月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎施工便覧（平成27年4月）</p> <p>日本道路協会 杭基礎設計便覧（平成27年4月）</p> <p>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）（平成16年12月）</p> <p>日本道路協会 道路土工要綱（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－カルバート工指針（平成22年3月）</p> <p>日本道路協会 道路土工－仮設構造物工指針（平成11年3月）</p> <p>日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）</p> <p>日本道路協会 道路防雪便覧（平成2年5月）</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)
<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>8-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、工場製作工として、梁（柱）製作工、屋根製作工、鋼製排水管製作工、鋳造費、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> <p><b>3. 鋳鉄品及び鋳鋼品の使用</b> 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、<b>設計図書</b>に示すものを使用しなければならない。</p> <p><b>8-3-2 材 料</b> 材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>8-3-3 梁（柱）製作工</b> 梁（柱）製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>8-3-4 屋根製作工</b> 屋根製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>8-3-5 鋼製排水管製作工</b> 鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。</p> <p><b>8-3-6 鋳造費</b> 鋳造費については、第10編4-3-11鋳造費の規定による。</p> <p><b>8-3-7 工場塗装工</b> 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>8-4-1 一般事項</b> 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>8-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、工場製作工として、梁（柱）製作工、屋根製作工、鋼製排水管製作工、鋳造費、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p> <p><b>3. 鋳鉄品及び鋳鋼品の使用</b> 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、<b>設計図書</b>に示すものを使用しなければならない。</p> <p><b>8-3-2 材 料</b> 材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>8-3-3 梁（柱）製作工</b> 梁（柱）製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>8-3-4 屋根製作工</b> 屋根製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>8-3-5 鋼製排水管製作工</b> 鋼製排水管製作工の施工については、第3編2-12-10鋼製排水管製作工の規定による。</p> <p><b>8-3-6 鋳造費</b> 鋳造費については、第10編4-3-11鋳造費の規定による。</p> <p><b>8-3-7 工場塗装工</b> 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>8-4-1 一般事項</b> 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>8-4-2 輸送工</b> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 鋼製シェッド下部工</b></p> <p><b>8-5-1 一般事項</b> 本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工（床掘り、埋め戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>8-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-5-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>8-5-4 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>8-5-5 深礎工</b> 深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>8-5-6 受台工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 受注者は、コンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 基礎材の施工</b> 受注者は、基礎材の施工については、<b>設計図書</b>に従って、床掘完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p><b>3. 均しコンクリートの施工</b> 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>4. 防錆処置</b> 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5. 支承部の箱抜き施工</b> 受注者は、支承部の箱抜き施工については、<b>道路橋支承便覧第5章支承部の施工</b>の規定による。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>8-4-2 輸送工</b> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 鋼製シェッド下部工</b></p> <p><b>8-5-1 一般事項</b> 本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工（床掘り、埋め戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>8-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>8-5-3 既製杭工</b> 既製杭工の施工については、第3編2-4-4既製杭工の規定による。</p> <p><b>8-5-4 場所打杭工</b> 場所打杭工の施工については、第3編2-4-5場所打杭工の規定による。</p> <p><b>8-5-5 深礎工</b> 深礎工の施工については、第3編2-4-6深礎工の規定による。</p> <p><b>8-5-6 受台工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 受注者は、コンクリート・鉄筋・型枠の施工については、第1編<b>第3</b>章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 基礎材の施工</b> 受注者は、基礎材の施工については、<b>設計図書</b>に従って、床掘完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砕石などの間隙充填材を加え）締固めなければならない。</p> <p><b>3. 均しコンクリートの施工</b> 受注者は、均しコンクリートの施工については、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>4. 防錆処置</b> 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>5. 支承部の箱抜き施工</b> 受注者は、支承部の箱抜き施工については、<b>道路橋支承便覧第5章支承部の施工（平成16年4月）</b>の規定による。これ以外の施工方法による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>6. モルタル仕上げ</b></p> <p>受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 塩害処置</b></p> <p>受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p> <p><b>8. 目地材の施工</b></p> <p>受注者は、目地材の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>9. 止水板の施工</b></p> <p>受注者は、止水板の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>10. 水抜きパイプの施工</b></p> <p>受注者は、水抜きパイプの施工については、<b>設計図書</b>に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>11. 吸出し防止材の施工</b></p> <p>受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。</p> <p><b>12. 有孔管の施工</b></p> <p>受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。</p> <p>有孔管及びフィルター材の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第6節 鋼製シェッド上部工</b></p> <p><b>8-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、鋼製シェッド上部工として架設工、現場継手工、現場塗装工、屋根コンクリート工、防水工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>8-6-2 材 料</b></p> <p>材料については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第2編材料編および第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>8-6-3 架設工</b></p> <p><b>1. 検測</b></p> <p>受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p>	<p><b>6. モルタル仕上げ</b></p> <p>受注者は、支承部を箱抜きにした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れて薄くモルタル仕上げしなければならない。ただし、継続して上部工事を行う予定がある場合やこれ以外による場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 塩害処置</b></p> <p>受注者は、海岸部での施工については、塩害に対して十分注意して施工しなければならない。</p> <p><b>8. 目地材の施工</b></p> <p>受注者は、目地材の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>9. 止水板の施工</b></p> <p>受注者は、止水板の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>10. 水抜きパイプの施工</b></p> <p>受注者は、水抜きパイプの施工については、<b>設計図書</b>に従い施工するものとし、コンクリート打設後、水抜き孔の有効性を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>11. 吸出し防止材の施工</b></p> <p>受注者は、吸出し防止材の施工については、水抜きパイプから受台背面の土が流出しないように施工しなければならない。</p> <p><b>12. 有孔管の施工</b></p> <p>受注者は、有孔管の施工については、溝の底を突き固めた後、有孔管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。</p> <p>有孔管及びフィルター材の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第6節 鋼製シェッド上部工</b></p> <p><b>8-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、鋼製シェッド上部工として架設工、現場継手工、現場塗装工、屋根コンクリート工、防水工、その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>8-6-2 材 料</b></p> <p>材料については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第2編材料編および第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>8-6-3 架設工</b></p> <p><b>1. 検測</b></p> <p>受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督員に<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに<b>提出し指示</b>を受けなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2. 適用規定 (1)</b> 仮設建造物の設計施工については、第10編4-5-2材料の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定 (2)</b> 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。</p> <p><b>4. 適用規定 (3)</b> 鋼製シェッドの架設については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による。</p> <p><b>8-6-4 現場継手工</b> 現場継手の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。</p> <p><b>8-6-5 現場塗装工</b> 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。</p> <p><b>8-6-6 屋根コンクリート工</b></p> <p><b>1. 溶接金網の施工</b> 受注者は、溶接金網の施工にあたっては、以下に留意するものとする。 (1) コンクリートの締固め時に、金網をたわませたり移動させたりしてはならない。 (2) 金網は重ね継手とし、20 cm以上重ね合わせなければならない。 (3) 金網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> コンクリート・型枠の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>3. 目地材の施工</b> 受注者は、目地材の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>8-6-7 防水工</b> 受注者は、防水工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第7節 シェッド付属物工</b></p> <p><b>8-7-1 一般事項</b> 本節は、シェッド付属物工として、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>8-7-2 材料</b> 材料については、第2編材料編、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>8-7-3 排水装置工</b> 受注者は、排水装置の設置にあたっては、水抜き孔と屋根上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなけ</p>	<p><b>2. 適用規定 (1)</b> 仮設建造物の設計施工については、第10編4-5-2材料の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定 (2)</b> 地組工の施工については、第3編2-13-2地組工の規定による。</p> <p><b>4. 適用規定 (3)</b> 鋼製シェッドの架設については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)の規定による。</p> <p><b>8-6-4 現場継手工</b> 現場継手の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。</p> <p><b>8-6-5 現場塗装工</b> 現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。</p> <p><b>8-6-6 屋根コンクリート工</b></p> <p><b>1. 溶接金網の施工</b> 受注者は、溶接金網の施工にあたっては、以下に留意するものとする。 (1) コンクリートの締固め時に、金網をたわませたり移動させたりしてはならない。 (2) 金網は重ね継手とし、20 cm以上重ね合わせなければならない。 (3) 金網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> コンクリート・型枠の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>3. 目地材の施工</b> 受注者は、目地材の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>8-6-7 防水工</b> 受注者は、防水工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第7節 シェッド付属物工</b></p> <p><b>8-7-1 一般事項</b> 本節は、シェッド付属物工として、落橋防止装置工、排水装置工、銘板工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>8-7-2 材料</b> 材料については、第2編材料編、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>8-7-3 排水装置工</b> 受注者は、排水装置の設置にあたっては、水抜き孔と屋根上面との通水性並びに排水管との接合に支障のないよう、所定の位置、高さ、水平、鉛直性を確保して据付けなけ</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ればならない。</p> <p><b>8-7-4 落橋防止装置工</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>8-7-5 銘板工</b> 銘板工については、第10編7-6-5銘板工の規定による。</p> <p><b>8-7-6 マイクロフィルム等</b></p> <p><b>1.一般事項</b> 受注者は、<b>完成図面をマイクロフィルムに収め提出</b>するものとする。</p> <p><b>2.「鋼製シェッド台帳」の作成</b> 受注者は、工事完了後「鋼製シェッド台帳」を作成し、「完成届出書」（規則様式第19号）と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>ればならない。</p> <p><b>8-7-4 落橋防止装置工</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>8-7-5 銘板工</b> 銘板工については、第10編7-6-5銘板工の規定による。</p> <p><b>8-7-6 竣工図面等の提出</b></p> <p><b>1.一般事項</b> 受注者は、<b>電子納品の対象・非対象に関係なく、竣工図面一式をCADデータ及びPDFデータで工事完了時に提出</b>するものとする。</p> <p><b>2.「鋼製シェッド台帳」の作成</b> 受注者は、工事完了後「鋼製シェッド台帳」を作成し、「完成届出書」（規則様式第19号）と併せて<b>提出</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）												
<h2>第9章 地下横断歩道</h2>	<h2>第9章 地下横断歩道</h2>												
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、地下横断歩道工事における仮設工、開削土工、地盤改良工、現場打構築工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b></p> <p>仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p>なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">（昭和54年1月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 杭基礎設計便覧</td> <td style="text-align: right;">（平成19年1月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工—カルバート工指針</td> <td style="text-align: right;">（平成22年3月）</td> </tr> </table> <p><b>第3節 開削土工</b></p> <p><b>9-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、開削土工として掘削工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 埋設管の位置確認</b></p> <p>受注者は、道路管理台帳等及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。</p> <p><b>3. 埋設物の存在の有無</b></p> <p>受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。</p> <p>なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。</p>	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）	日本道路協会 杭基礎設計便覧	（平成19年1月）	日本道路協会 道路土工—カルバート工指針	（平成22年3月）	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、地下横断歩道工事における仮設工、開削土工、地盤改良工、現場打構築工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b></p> <p>仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p>なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説</td> <td style="text-align: right;">（昭和54年1月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 杭基礎設計便覧</td> <td style="text-align: right;">（平成27年4月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路土工—カルバート工指針</td> <td style="text-align: right;">（平成22年3月）</td> </tr> </table> <p><b>第3節 開削土工</b></p> <p><b>9-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、開削土工として掘削工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 埋設管の位置確認</b></p> <p>受注者は、道路管理台帳等及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。</p> <p><b>3. 埋設物の存在の有無</b></p> <p>受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。</p> <p>なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。</p>	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）	日本道路協会 杭基礎設計便覧	（平成27年4月）	日本道路協会 道路土工—カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）												
日本道路協会 杭基礎設計便覧	（平成19年1月）												
日本道路協会 道路土工—カルバート工指針	（平成22年3月）												
日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説	（昭和54年1月）												
日本道路協会 杭基礎設計便覧	（平成27年4月）												
日本道路協会 道路土工—カルバート工指針	（平成22年3月）												

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>4. 占用物件等による協議</b>            受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>9-3-2 掘削工</b>  <b>1. 埋設土留杭等</b>            受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 地盤改良等</b>            受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>9-3-3 残土処理工</b>            残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p> <p><b>第4節 地盤改良工</b>  <b>9-4-1 一般事項</b>            本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチャルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>9-4-2 路床安定処理工</b>            路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。</p> <p><b>9-4-3 置換工</b>            置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</p> <p><b>9-4-4 サンドマット工</b>            サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。</p> <p><b>9-4-5 パーチャルドレーン工</b>            パーチャルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチャルドレーン工の規定による。</p> <p><b>9-4-6 締固め改良工</b>            締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。</p> <p><b>9-4-7 固結工</b>            固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。</p>	<p><b>4. 占用物件等による協議</b>            受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>9-3-2 掘削工</b>  <b>1. 埋設土留杭等</b>            受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 地盤改良等</b>            受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>9-3-3 残土処理工</b>            残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p> <p><b>第4節 地盤改良工</b>  <b>9-4-1 一般事項</b>            本節は、地盤改良工として、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチャルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>9-4-2 路床安定処理工</b>            路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。</p> <p><b>9-4-3 置換工</b>            置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</p> <p><b>9-4-4 サンドマット工</b>            サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。</p> <p><b>9-4-5 パーチャルドレーン工</b>            パーチャルドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチャルドレーン工の規定による。</p> <p><b>9-4-6 締固め改良工</b>            締固め改良工の施工については、第3編2-7-8締固め改良工の規定による。</p> <p><b>9-4-7 固結工</b>            固結工の施工については、第3編2-7-9固結工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第5節 現場打構築工</b></p> <p><b>9-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、現場打構築工として作業土工（床掘り、埋戻し）、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>9-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>9-5-3 現場打躯体工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。</p> <p><b>9-5-4 継手工</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に示す止水板及び目地材で継手を施工し、水密性を保つようにしなければならない。</p> <p><b>9-5-5 カラー継手工</b></p> <p>受注者は、カラー継手工を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>9-5-6 防水工</b></p> <p><b>1. 施工</b></p> <p>受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 養生</b></p> <p>受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。</p>	<p><b>第5節 現場打構築工</b></p> <p><b>9-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、現場打構築工として作業土工（床掘り、埋戻し）、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>9-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>9-5-3 現場打躯体工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリートの施工</b></p> <p>受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。</p> <p><b>9-5-4 継手工</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>に示す止水板及び目地材で継手を施工し、水密性を保つようにしなければならない。</p> <p><b>9-5-5 カラー継手工</b></p> <p>受注者は、カラー継手工を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>9-5-6 防水工</b></p> <p><b>1. 施工</b></p> <p>受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 養生</b></p> <p>受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<h2>第10章 地下駐車場</h2>	<h2>第10章 地下駐車場</h2>
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、地下駐車場工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工、その他これらに類する工程について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p>なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針 同解説 (平成4年11月)                  駐車場整備推進機構 大規模機械式地下駐車場設計・施工技术資料 (平成10年6月)                  日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成16年2月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>10-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工程について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>10-3-2 設備・金物製作工</b></p> <p>設備・金物製作工の施工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。</p> <p><b>10-3-3 工場塗装工</b></p> <p>工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>10-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工程について定める。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、地下駐車場工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、構築工、付属設備工、その他これらに類する工程について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定</b></p> <p>仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p>なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 駐車場設計・施工指針 同解説 (平成4年11月)                  駐車場整備推進機構 大規模機械式地下駐車場設計・施工技术資料 (平成10年6月)                  日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>10-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工程について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>10-3-2 設備・金物製作工</b></p> <p>設備・金物製作工の施工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。</p> <p><b>10-3-3 工場塗装工</b></p> <p>工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>10-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工程について定める。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>10-4-2 輸送工</b> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 開削土工</b></p> <p><b>10-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 埋設管の位置確認</b> 受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。</p> <p><b>3. 埋設物の存在の有無</b> 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。</p> <p><b>4. 占用物件等による協議</b> 受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>10-5-2 掘削工</b></p> <p><b>1. 埋設土留杭等</b> 受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、<b>設計図書</b>に定められていない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 地盤改良等</b> 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>10-5-3 埋戻し工</b></p> <p><b>1. 水締め</b> 受注者は、狭陰部で機械による施工が困難な場所の埋戻しには、砂または砂質土を用いて水締めにより締め固めなければならない。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b> 受注者は、躯体上面の高さ 50 cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締め固めなければならない。</p> <p><b>10-5-4 残土処理工</b> 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p>	<p><b>10-4-2 輸送工</b> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 開削土工</b></p> <p><b>10-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 埋設管の位置確認</b> 受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。</p> <p><b>3. 埋設物の存在の有無</b> 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。</p> <p><b>4. 占用物件等による協議</b> 受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>10-5-2 掘削工</b></p> <p><b>1. 埋設土留杭等</b> 受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、<b>設計図書</b>に定められていない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 地盤改良等</b> 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>10-5-3 埋戻し工</b></p> <p><b>1. 水締め</b> 受注者は、狭陰部で機械による施工が困難な場所の埋戻しには、砂または砂質土を用いて水締めにより締め固めなければならない。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b> 受注者は、躯体上面の高さ 50 cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないように締め固めなければならない。</p> <p><b>10-5-4 残土処理工</b> 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第6節 構築工</b></p> <p><b>10-6-1 一般事項</b> 本節は、構築工として躯体工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>10-6-2 躯体工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリート</b> 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。</p> <p><b>10-6-3 防水工</b></p> <p><b>1. 防水工の接合部</b> 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 防水保護工の施工</b> 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。</p> <p><b>第7節 付属設備工</b></p> <p><b>10-7-1 一般事項</b> 本節は、付属設備工として設備工、付属金物工、情報案内施設工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>10-7-2 設備工</b> 受注者は、設備工を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>10-7-3 付属金物工</b> 付属金物工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。</p> <p><b>10-7-4 情報案内施設工</b></p> <p><b>1. 情報案内施設の施工</b> 受注者は、情報案内施設の施工にあたっては、交通の安全及び他の構造物への影響に留意するものとする。</p> <p><b>2. 支柱建て込み</b> 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、標示板との支柱の通り、傾斜、</p>	<p><b>第6節 構築工</b></p> <p><b>10-6-1 一般事項</b> 本節は、構築工として躯体工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>10-6-2 躯体工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリート</b> 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。</p> <p><b>10-6-3 防水工</b></p> <p><b>1. 防水工の接合部</b> 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 防水保護工の施工</b> 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。</p> <p><b>第7節 付属設備工</b></p> <p><b>10-7-1 一般事項</b> 本節は、付属設備工として設備工、付属金物工、情報案内施設工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>10-7-2 設備工</b> 受注者は、設備工を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>10-7-3 付属金物工</b> 付属金物工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。</p> <p><b>10-7-4 情報案内施設工</b></p> <p><b>1. 情報案内施設の施工</b> 受注者は、情報案内施設の施工にあたっては、交通の安全及び他の構造物への影響に留意するものとする。</p> <p><b>2. 支柱建て込み</b> 受注者は、支柱建て込みについては、標示板の向き、標示板との支柱の通り、傾斜、</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>3. 情報案内施設の設置</b></p> <p>受注者は、情報案内施設を設置する際は、<b>設計図書</b>に定められた位置に設置しなければならないが、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>支柱上端のキャップの有無に注意して施工しなければならない。</p> <p><b>3. 情報案内施設の設置</b></p> <p>受注者は、情報案内施設を設置する際は、<b>設計図書</b>に定められた位置に設置しなければならないが、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<h2>第11章 共同溝</h2>	<h2>第11章 共同溝</h2>
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、共同溝工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、現場打構築工、プレキャスト構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b></p> <p>仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p>なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)</p> <p style="text-align: right;">道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月)</p> <p style="text-align: right;">土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>11-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 工場製作工の種別</b></p> <p>本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>11-3-2 設備・金物製作工</b></p> <p>設備・金物製作工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、共同溝工事における工場製作工、工場製品輸送工、仮設工、開削土工、現場打構築工、プレキャスト構築工、付属設備工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b></p> <p>仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p>なお、当該作業のうち覆工板の設置撤去には、作業に伴う覆工板開閉作業も含むものとする。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">日本道路協会 共同溝設計指針 (昭和61年3月)</p> <p style="text-align: right;">道路保全技術センター プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案) (平成6年3月)</p> <p style="text-align: right;">土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成18年7月)</p> <p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>11-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 工場製作工の種別</b></p> <p>本節は、工場製作工として設備・金物製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>11-3-2 設備・金物製作工</b></p> <p>設備・金物製作工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>11-3-3 工場塗装工</b> 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>11-4-1 一般事項</b> 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>11-4-2 輸送工</b> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 開削土工</b></p> <p><b>11-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 埋設管の位置確認</b> 受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。</p> <p><b>3. 埋設物の存在の有無</b> 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。</p> <p><b>11-5-2 掘削工</b></p> <p><b>1. 埋設土留杭等</b> 受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、<b>設計図書</b>に定められていない場合は<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 地盤改良等</b> 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>11-5-3 埋戻し工</b></p> <p><b>1. 水締め</b> 受注者は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻しには砂または砂質土を用いて水締めにより締固めなければならない。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b> 受注者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないよ</p>	<p><b>11-3-3 工場塗装工</b> 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>11-4-1 一般事項</b> 本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>11-4-2 輸送工</b> 輸送工の施工については、第3編2-8-2輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 開削土工</b></p> <p><b>11-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 埋設管の位置確認</b> 受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。</p> <p><b>3. 埋設物の存在の有無</b> 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。</p> <p><b>11-5-2 掘削工</b></p> <p><b>1. 埋設土留杭等</b> 受注者は、工事完成時埋設となる土留杭等について、<b>設計図書</b>に定められていない場合は<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 地盤改良等</b> 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>11-5-3 埋戻し工</b></p> <p><b>1. 水締め</b> 受注者は、狭隘部で機械による施工が困難な場所の埋戻しには砂または砂質土を用いて水締めにより締固めなければならない。</p> <p><b>2. 施工上の注意</b> 受注者は、躯体上面の高さ50cm部分の埋戻しについては、防水層に影響がでないよ</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>うに締め固めなければならない。</p> <p><b>11-5-4 残土処理工</b> 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p> <p><b>第6節 現場打構築工</b></p> <p><b>11-6-1 一般事項</b> 本節は、現場打構築工として現場打躯体工、歩床工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>11-6-2 現場打躯体工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリートの施工</b> 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。</p> <p><b>11-6-3 歩床工</b></p> <p><b>1. 水はけ</b> 受注者は、歩床部分に水が滞留しないように仕上げなければならない。</p> <p><b>2. 排水溝</b> 受注者は、歩床部の施工に伴い設置する排水溝を滑らかになるように仕上げなければならない。</p> <p><b>11-6-4 カラー継手工</b> 受注者は、カラー継手工を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>11-6-5 防水工</b></p> <p><b>1. 防水材相互の密着</b> 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 防水層の破損防止</b> 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。</p>	<p>うに締め固めなければならない。</p> <p><b>11-5-4 残土処理工</b> 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p> <p><b>第6節 現場打構築工</b></p> <p><b>11-6-1 一般事項</b> 本節は、現場打構築工として現場打躯体工、歩床工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>11-6-2 現場打躯体工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリートの施工</b> 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、躯体コンクリートを打継ぐ場合は、打継ぎ位置を施工計画書に記載しなければならない。また、これを変更する場合は、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。</p> <p><b>11-6-3 歩床工</b></p> <p><b>1. 水はけ</b> 受注者は、歩床部分に水が滞留しないように仕上げなければならない。</p> <p><b>2. 排水溝</b> 受注者は、歩床部の施工に伴い設置する排水溝を滑らかになるように仕上げなければならない。</p> <p><b>11-6-4 カラー継手工</b> 受注者は、カラー継手工を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>11-6-5 防水工</b></p> <p><b>1. 防水材相互の密着</b> 受注者は、防水工の接合部や隅角部における増貼部等において、防水材相互が密着するよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 防水層の破損防止</b> 受注者は、防水保護工の施工にあたり、防水工が破損しないように留意して施工するものとし、十分に養生しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第7節 プレキャスト構築工</b></p> <p><b>11-7-1 一般事項</b>                      本節は、プレキャスト構築工としてプレキャスト躯体工、縦縮工、横縮工、可とう継手工、目地工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>11-7-2 プレキャスト躯体工</b>                      プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)によるものとする。</p> <p><b>11-7-3 縦縮工</b>                      縦縮工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。</p> <p><b>11-7-4 横縮工</b>                      現場で行う横縮工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。</p> <p><b>11-7-5 可とう継手工</b>                      受注者は、可とう継手工を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>11-7-6 目地工</b>                      受注者は、目地の施工にあたって、付着、水密性を保つように施工しなければならない。</p> <p><b>第8節 付属設備工</b></p> <p><b>11-8-1 一般事項</b>                      本節は、付属設備工として設備工、付属金物工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>11-8-2 設備工</b>                      受注者は、設備工を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>11-8-3 付属金物工</b>                      付属金物工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。</p>	<p><b>第7節 プレキャスト構築工</b></p> <p><b>11-7-1 一般事項</b>                      本節は、プレキャスト構築工としてプレキャスト躯体工、縦縮工、横縮工、可とう継手工、目地工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>11-7-2 プレキャスト躯体工</b>                      プレキャスト躯体工については、プレキャストコンクリート共同溝設計・施工要領(案)によるものとする。</p> <p><b>11-7-3 縦縮工</b>                      縦縮工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。</p> <p><b>11-7-4 横縮工</b>                      現場で行う横縮工の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。</p> <p><b>11-7-5 可とう継手工</b>                      受注者は、可とう継手工を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>11-7-6 目地工</b>                      受注者は、目地の施工にあたって、付着、水密性を保つように施工しなければならない。</p> <p><b>第8節 付属設備工</b></p> <p><b>11-8-1 一般事項</b>                      本節は、付属設備工として設備工、付属金物工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>11-8-2 設備工</b>                      受注者は、設備工を<b>設計図書</b>に基づいて施工できない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>11-8-3 付属金物工</b>                      付属金物工については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>11-8-4 換気口上置・仮設証明・仮設階段等</b></p> <p><b>1. 換気口上置の施工</b>                  受注者は、換気口上置の施工については、プレキャスト製品を基準とし、材質については、監督員の<b>承諾を得るものとする。</b></p> <p><b>2. 仮設照明の設置</b>                  受注者は、洞道内及び覆工内部については、作業環境保全のため、仮設照明を設置しなければならない。</p> <p><b>3. 仮設階段の設置</b>                  受注者は、必要に応じて、昇降用の仮設階段を設置<b>するものとする。</b></p> <p><b>4. 水位観測その他対策等</b>                  受注者は、周辺の地下水の利用状況、井戸有無等の調査を行い、水位観測その他対策等が必要な場合は、監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>5. 工事により発生する水処理</b>                  受注者は、工事により発生する水処理において、下水道に排出する必要がある場合は、監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>6. 占用企業者との調整等</b>                  受注者は、占用企業者の取付金具等同時施工が必要な場合は、占用企業者と十分調整を行う<b>ものとする。</b></p> <p><b>7. 覆工部の摺り付け舗装</b>                  受注者は、覆工部の摺り付け舗装については、段差が生じないよう常に良好な維持管理を行わなければならない。</p>	<p><b>11-8-4 換気口上置・仮設証明・仮設階段等</b></p> <p><b>1. 換気口上置の施工</b>                  受注者は、換気口上置の施工については、プレキャスト製品を基準とし、材質については、監督員の<b>承諾を得なければならない。</b></p> <p><b>2. 仮設照明の設置</b>                  受注者は、洞道内及び覆工内部については、作業環境保全のため、仮設照明を設置しなければならない。</p> <p><b>3. 仮設階段の設置</b>                  受注者は、必要に応じて、昇降用の仮設階段を設置<b>しなければならない。</b></p> <p><b>4. 水位観測その他対策等</b>                  受注者は、周辺の地下水の利用状況、井戸有無等の調査を行い、水位観測その他対策等が必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員に<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>5. 工事により発生する水処理</b>                  受注者は、工事により発生する水処理において、下水道に排出する必要がある場合は、監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>6. 占用企業者との調整等</b>                  受注者は、占用企業者の取付金具等同時施工が必要な場合は、占用企業者と十分調整を行わ<b>なければならない。</b></p> <p><b>7. 覆工部の摺り付け舗装</b>                  受注者は、覆工部の摺り付け舗装については、段差が生じないよう常に良好な維持管理を行わなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<h2 style="margin: 0;">第12章 電線共同溝</h2> <p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、道路工事における仮設工、舗装版撤去工、開削土工、電線共同溝工、付帯設備工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b> 開削土工は、第10編第11章第5節開削土工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>4. 適用規定(3)</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)</p> <p><b>第3節 舗装版撤去工</b></p> <p><b>12-3-1 一般事項</b> 本節は、舗装版撤去工として舗装版破砕工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>12-3-2 舗装版破砕工</b> 舗装版破砕工の施工については、第3編2-9-3 構造物取壊し工の規定による。</p> <p><b>第4節 開削土工</b></p> <p><b>12-4-1 一般事項</b> 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>12-4-2 掘削工</b> 掘削工の施工については、第1編2-4-2 掘削工の規定による。</p>	<h2 style="margin: 0;">第12章 電線共同溝</h2> <p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、道路工事における仮設工、舗装版撤去工、開削土工、電線共同溝工、付帯設備工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b> 開削土工は、第10編第11章第5節開削土工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b> 仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>4. 適用規定(3)</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。 道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)</p> <p><b>第3節 舗装版撤去工</b></p> <p><b>12-3-1 一般事項</b> 本節は、舗装版撤去工として舗装版破砕工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>12-3-2 舗装版破砕工</b> 舗装版破砕工の施工については、第3編2-9-3 構造物取壊し工の規定による。</p> <p><b>第4節 開削土工</b></p> <p><b>12-4-1 一般事項</b> 本節は、開削土工として掘削工、埋戻し工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>12-4-2 掘削工</b> 掘削工の施工については、第1編2-4-2 掘削工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>12-4-3 埋戻し工</b> 埋戻し工の施工については、第10編10-5-3埋戻し工の規定による。</p> <p><b>12-4-4 残土処理工</b> 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p> <p><b>第5節 電線共同溝工</b></p> <p><b>12-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、電線共同溝工として管路工（管路部）、プレキャストボックス工（特殊部）、現場打ボックス工（特殊部）その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 電線共同溝設置の位置・線形</b> 受注者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 電線共同溝の施工</b> 受注者は、電線共同溝の施工にあたっては、占用企業者の分岐洞道等に十分配慮し施工しなければならない。</p> <p><b>12-5-2 管路工（管路部）</b></p> <p><b>1. 管路工（管路部）に使用する材料の承諾</b> 受注者は、管路工（管路部）に使用する材料について、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。 なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、テストハンマを用いて行うものをいう。</p> <p><b>2. 単管を用いる場合の施工</b> 受注者は、単管を用いる場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。</p> <p><b>3. 多孔管を用いる場合の施工</b> 受注者は、多孔管を用いる場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないように、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。</p> <p><b>4. 特殊部及び断面変化部等への管路材取付の施工</b> 受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部は電線引込み時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。</p> <p><b>5. 管路工（管路部）の施工</b> 受注者は、管路工（管路部）の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめ</p>	<p><b>12-4-3 埋戻し工</b> 埋戻し工の施工については、第10編10-5-3埋戻し工の規定による。</p> <p><b>12-4-4 残土処理工</b> 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p> <p><b>第5節 電線共同溝工</b></p> <p><b>12-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、電線共同溝工として管路工（管路部）、プレキャストボックス工（特殊部）、現場打ボックス工（特殊部）その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 電線共同溝設置の位置・線形</b> 受注者は、電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い、変更の必要が生じた場合は、<b>設計図書</b>に関して、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 電線共同溝の施工</b> 受注者は、電線共同溝の施工にあたっては、占用企業者の分岐洞道等に十分配慮し施工しなければならない。</p> <p><b>12-5-2 管路工（管路部）</b></p> <p><b>1. 管路工（管路部）に使用する材料の承諾</b> 受注者は、管路工（管路部）に使用する材料について、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。 なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、テストハンマを用いて行うものをいう。</p> <p><b>2. 単管を用いる場合の施工</b> 受注者は、単管を用いる場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。</p> <p><b>3. 多孔管を用いる場合の施工</b> 受注者は、多孔管を用いる場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないように、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。</p> <p><b>4. 特殊部及び断面変化部等への管路材取付の施工</b> 受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部は電線引込み時に電線を傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。</p> <p><b>5. 管路工（管路部）の施工</b> 受注者は、管路工（管路部）の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめ</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>なければならない。</p> <p>なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドレルまたはテストケーブル、電力管については配管用ポピン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。</p> <p><b>12-5-3 プレキャストボックス工 (特殊部)</b></p> <p><b>1. 基礎の施工</b></p> <p>受注者は、プレキャストボックス (特殊部) の施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 隣接ブロックの目違い防止</b></p> <p>受注者は、プレキャストボックス (特殊部) の施工にあたっては、隣接する各ブロックに目違いによる段差、蛇行が生じないように敷設しなければならない。</p> <p><b>3. 蓋の設置</b></p> <p>受注者は、蓋の設置については、ボックス本体及び歩道面と段差が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>12-5-4 現場打ボックス工 (特殊部)</b></p> <p>現場打ボックス工 (特殊部) の施工については、第10編11-6-2 現場打躯体工の規定による。</p> <p><b>第6節 付帯設備工</b></p> <p><b>12-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付帯設備工としてハンドホール工、土留壁工 (継壁) その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>12-6-2 ハンドホール工</b></p> <p>ハンドホールの施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。</p> <p><b>12-6-3 土留壁工 (継壁)</b></p> <p>受注者は、土留壁の施工にあたっては、保護管 (多孔管) の高さ及び位置に留意して施工しなければならない。</p> <p><b>12-6-4 配管布設工</b></p> <p>受け・支持金具の取り付けについては、ゆるみがないように強固に固定しなければならない。</p> <p><b>12-6-5 占用企業者との調整等</b></p> <p>施工に当たっては、占用企業者の分岐洞道等に充分配慮し施工しなければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドレルまたはテストケーブル、電力管については配管用ポピン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。</p> <p><b>12-5-3 プレキャストボックス工 (特殊部)</b></p> <p><b>1. 基礎の施工</b></p> <p>受注者は、プレキャストボックス (特殊部) の施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 隣接ブロックの目違い防止</b></p> <p>受注者は、プレキャストボックス (特殊部) の施工にあたっては、隣接する各ブロックに目違いによる段差、蛇行が生じないように敷設しなければならない。</p> <p><b>3. 蓋の設置</b></p> <p>受注者は、蓋の設置については、ボックス本体及び歩道面と段差が生じないように施工しなければならない。</p> <p><b>12-5-4 現場打ボックス工 (特殊部)</b></p> <p>現場打ボックス工 (特殊部) の施工については、第10編11-6-2 現場打躯体工の規定による。</p> <p><b>第6節 付帯設備工</b></p> <p><b>12-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付帯設備工としてハンドホール工、土留壁工 (継壁) その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>12-6-2 ハンドホール工</b></p> <p>ハンドホールの施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。</p> <p><b>12-6-3 土留壁工 (継壁)</b></p> <p>受注者は、土留壁の施工にあたっては、保護管 (多孔管) の高さ及び位置に留意して施工しなければならない。</p> <p><b>12-6-4 配管布設工</b></p> <p>受け・支持金具の取り付けについては、ゆるみがないように強固に固定しなければならない。</p> <p><b>12-6-5 占用企業者との調整等</b></p> <p>施工に当たっては、占用企業者との調整を図りながら施工しなければならない。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<h2>第13章 情報ボックス工</h2>	<h2>第13章 情報ボックス工</h2>
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>                      本章は、情報ボックス工における情報ボックス工、付帯設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b>                      開削土工は、第10編第11章第5節開削土工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b>                      仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>4. 適用規定(3)</b>                      本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。                      なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。                      道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)</p> <p><b>第3節 情報ボックス工</b></p> <p><b>13-3-1 一般事項</b>                      本節は、情報ボックス工として作業土工(床掘り、埋戻し)、管路工(管路部)その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>13-3-2 舗装版破砕工</b>                      舗装版破砕工の施工については、第3編2-9-3構造物取壊し工の規定による。</p> <p><b>13-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>13-3-4 管路工(管路部)</b>                      管路工(管路部)の施工については、第10編12-5-2管路工(管路部)の規定による。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工種</b>                      本章は、情報ボックス工における情報ボックス工、付帯設備工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定(1)</b>                      開削土工は、第10編第11章第5節開削土工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定(2)</b>                      仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>4. 適用規定(3)</b>                      本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>                      受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。                      なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。                      道路保全技術センター 電線共同溝 (平成7年11月)</p> <p><b>第3節 情報ボックス工</b></p> <p><b>13-3-1 一般事項</b>                      本節は、情報ボックス工として作業土工(床掘り、埋戻し)、管路工(管路部)その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>13-3-2 舗装版破砕工</b>                      舗装版破砕工の施工については、第3編2-9-3構造物取壊し工の規定による。</p> <p><b>13-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。</p> <p><b>13-3-4 管路工(管路部)</b>                      管路工(管路部)の施工については、第10編12-5-2管路工(管路部)の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第4節 付帯設備工</b></p> <p><b>13-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付帯設備工としてハンドホール工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>13-4-2 ハンドホール工</b></p> <p>ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21ハンドホール工の規定による。</p>	<p><b>第4節 付帯設備工</b></p> <p><b>13-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、付帯設備工としてハンドホール工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>13-4-2 ハンドホール工</b></p> <p>ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21 ハンドホール工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）																																																															
<h2>第14章 道路維持</h2>	<h2>第14章 道路維持</h2>																																																															
<h3>第1節 適用</h3> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、道路工事における巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b></p> <p>道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第10編第1章～10章の規定による。</p> <p><b>4. 道路維持の施工</b></p> <p>受注者は、道路維持の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにならなければならない。</p> <p><b>5. 臨機の措置</b></p> <p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編1-1-44 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p> <h3>第2節 適用すべき諸基準</h3> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路維持修繕要綱</td> <td>(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装再生便覧</td> <td>(平成22年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋補修便覧</td> <td>(平成元年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路トンネル維持管理便覧</td> <td>(平成5年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路緑化技術基準・同解説</td> <td>(昭和63年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装施工便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>(平成13年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装設計施工指針</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装設計便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)	日本道路協会	道路トンネル維持管理便覧	(平成5年11月)	日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)	日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)	<h3>第1節 適用</h3> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、道路工事における巡視・巡回工、道路土工、舗装工、排水構造物工、防護柵工、標識工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、橋梁床版工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、現場塗装工、トンネル工、道路付属物復旧工、道路清掃工、植栽維持工、除草工、冬期対策施設工、応急処理工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b></p> <p>道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b></p> <p>本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び第10編第1章～10章の規定による。</p> <p><b>4. 道路維持の施工</b></p> <p>受注者は、道路維持の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにならなければならない。</p> <p><b>5. 臨機の措置</b></p> <p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編1-1-44 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p> <h3>第2節 適用すべき諸基準</h3> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路維持修繕要綱</td> <td>(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装再生便覧</td> <td>(平成22年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋補修便覧</td> <td>(平成元年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路トンネル維持管理便覧 (本土工編)</td> <td>(平成27年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路トンネル維持管理便覧 (付属施設編)</td> <td>(平成28年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路緑化技術基準・同解説</td> <td>(平成28年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装施工便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>(平成13年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装設計施工指針</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装設計便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)	日本道路協会	道路トンネル維持管理便覧 (本土工編)	(平成27年6月)	日本道路協会	道路トンネル維持管理便覧 (付属施設編)	(平成28年11月)	日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)	日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																																																														
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)																																																														
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)																																																														
日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)																																																														
日本道路協会	道路トンネル維持管理便覧	(平成5年11月)																																																														
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(昭和63年12月)																																																														
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)																																																														
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																																														
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)																																																														
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)																																																														
日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																																																														
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)																																																														
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)																																																														
日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)																																																														
日本道路協会	道路トンネル維持管理便覧 (本土工編)	(平成27年6月)																																																														
日本道路協会	道路トンネル維持管理便覧 (付属施設編)	(平成28年11月)																																																														
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説	(平成28年3月)																																																														
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)																																																														
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																																														
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)																																																														
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)																																																														

改正前（27年版）	改正後（29年版）
国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン （平成16年5月）	国土技術研究センター 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン （平成16年5月）
<p><b>第3節 巡視・巡回工</b></p> <p><b>14-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、巡視・巡回工として道路巡回工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-3-2 道路巡回工</b></p> <p><b>1. 通常巡回</b></p> <p>通常巡回は、<b>設計図書</b>に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として以下の事項について情報収集を行うものとする。</p> <p>(1) 道路及び道路の付属物の状況</p> <p>① 路面、路肩、路側、法面及び斜面</p> <p>② 排水施設</p> <p>③ 構造物</p> <p>④ 交通安全施設</p> <p>⑤ 街路樹</p> <p>⑥ 地点標及び境界杭</p> <p>(2) 交通の状況、特に道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況、及び交通処理状況</p> <p>(3) 道路隣接地における工事等が道路におよぼしている影響、及び樹木等の道路構造への支障状況</p> <p>(4) 道路の占用の状況等</p> <p>(5) 降積雪状況及び雪崩危険箇所等の状況</p> <p><b>2. 通常巡回の実施時期</b></p> <p>通常巡回の実施時期は、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>3. 交通異常の場合の処置</b></p> <p>受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ<b>連絡</b>し、その処置について<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>4. 巡回日誌</b></p> <p>受注者は、通常巡回終了後速やかに、<b>設計図書</b>に定める様式により巡回日誌を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 緊急巡回</b></p> <p>緊急巡回は、監督員の<b>指示</b>する実施時期及び箇所について、監督員の<b>指示</b>する内容の情報収集及び<b>連絡</b>を行うものとする。</p> <p><b>6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員</b></p> <p>通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。</p>	<p><b>第3節 巡視・巡回工</b></p> <p><b>14-3-1 一般事項</b></p> <p>本節は、巡視・巡回工として道路巡回工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-3-2 道路巡回工</b></p> <p><b>1. 通常巡回</b></p> <p>通常巡回は、<b>設計図書</b>に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として以下の事項について情報収集を行うものとする。</p> <p>(1) 道路及び道路の付属物の状況</p> <p>① 路面、路肩、路側、法面及び斜面</p> <p>② 排水施設</p> <p>③ 構造物</p> <p>④ 交通安全施設</p> <p>⑤ 街路樹</p> <p>⑥ 地点標及び境界杭</p> <p>(2) 交通の状況、特に道路工事等の施工箇所における保安施設の設置状況、及び交通処理状況</p> <p>(3) 道路隣接地における工事等が道路におよぼしている影響、及び樹木等の道路構造への支障状況</p> <p>(4) 道路の占用の状況等</p> <p>(5) 降積雪状況及び雪崩危険箇所等の状況</p> <p><b>2. 通常巡回の実施時期</b></p> <p>通常巡回の実施時期は、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>3. 交通異常の場合の処置</b></p> <p>受注者は、通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ<b>連絡</b>し、その処置について<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>4. 巡回日誌</b></p> <p>受注者は、通常巡回終了後速やかに、<b>設計図書</b>に定める様式により巡回日誌を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 緊急巡回</b></p> <p>緊急巡回は、監督員の<b>指示</b>する実施時期及び箇所について、監督員の<b>指示</b>する内容の情報収集及び<b>連絡</b>を行うものとする。</p> <p><b>6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員</b></p> <p>通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>なお、緊急の場合などで監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。</p> <p><b>7.その他</b> 詳細については、道路管理者に<b>確認</b>するものとする。</p> <p><b>第4節 舗装工</b></p> <p><b>14-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b> 本節は、舗装工として路面切削工、舗装打換え工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.舗装工の施工</b> 受注者は、舗装工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>3.適用規定</b> 舗装工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-4-2 材 料</b></p> <p><b>1.アスファルト注入に使用する注入材料</b> アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。 なお、ブローンアスファルトの針入度は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2.目地補修に使用するクラック防止シート</b> 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督員に品質を証明する資料の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>14-4-3 路面切削工</b> 路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。</p> <p><b>14-4-4 舗装打換え工</b> 舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定による。</p> <p><b>14-4-5 切削オーバーレイ工</b></p> <p><b>1.適用規定</b> 路面切削工の施工については、第3編2-6-15 路面切削工の規定による。</p> <p><b>2.切削面の整備</b> (1) 受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 (2) 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>なお、緊急の場合などで監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。</p> <p><b>7.その他</b> 詳細については、道路管理者に<b>確認</b>するものとする。</p> <p><b>第4節 舗装工</b></p> <p><b>14-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1.適用工種</b> 本節は、舗装工として路面切削工、舗装打換え工、切削オーバーレイ工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工、コンクリート舗装補修工、アスファルト舗装補修工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2.舗装工の施工</b> 受注者は、舗装工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>3.適用規定</b> 舗装工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-4-2 材 料</b></p> <p><b>1.アスファルト注入に使用する注入材料</b> アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。 なお、ブローンアスファルトの針入度は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2.目地補修に使用するクラック防止シート</b> 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に監督員に品質を証明する資料の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>14-4-3 路面切削工</b> 路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。</p> <p><b>14-4-4 舗装打換え工</b> 舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定による。</p> <p><b>14-4-5 切削オーバーレイ工</b></p> <p><b>1.適用規定</b> 路面切削工の施工については、第3編2-6-15 路面切削工の規定による。</p> <p><b>2.切削面の整備</b> (1) 受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。 (2) 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>

改正前 (27年版)														
<p><b>3. 舗設</b></p> <p>受注者は、施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。ただし交通開放時の舗装表面温度は、監督員の<b>指示</b>による場合を除き 50℃以下としなければならない。</p>														
<p><b>14-4-6 オーバーレイ工</b></p> <p>オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。</p>														
<p><b>14-4-7 路上再生工</b></p> <p><b>1. 路上路盤再生工</b></p> <p>路上路盤再生工については、以下の規定による。</p> <p>(1) 施工面の整備</p> <p>① 受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。</p> <p>② 既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>③ 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(2) 添加材料の使用量</p> <p>① セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>② 受注者は、施工に先立って「<b>舗装調査・試験法便覧</b>」(日本道路協会、平成19年6月)の「<b>5-3再生路盤材料に関する試験</b>」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、<b>設計図書</b>に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が<b>承諾</b>した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p> <p>③ セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き表14-1に示す値とするものとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特性値</th> <th>路上再生セメント安定処理材料</th> <th>路上セメント・アスファルト乳剤安定処理材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一軸圧縮強さ MPa</td> <td>2.5</td> <td>1.5-2.9</td> </tr> <tr> <td>一次変位量 1/100cm</td> <td>-</td> <td>5-30</td> </tr> <tr> <td>残留強度率 %</td> <td>-</td> <td>65以上</td> </tr> </tbody> </table>	特性値	路上再生セメント安定処理材料	路上セメント・アスファルト乳剤安定処理材料	一軸圧縮強さ MPa	2.5	1.5-2.9	一次変位量 1/100cm	-	5-30	残留強度率 %	-	65以上		
特性値	路上再生セメント安定処理材料	路上セメント・アスファルト乳剤安定処理材料												
一軸圧縮強さ MPa	2.5	1.5-2.9												
一次変位量 1/100cm	-	5-30												
残留強度率 %	-	65以上												
<p><b>表14-1 一軸圧縮試験基準値 (養生日数7日)</b></p>														
<p>(3) 最大乾燥密度 (基準密度)</p> <p>受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「<b>舗装調査・試験法</b></p>														

改正後 (29年版)														
<p><b>3. 舗設</b></p> <p>受注者は、施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。ただし交通開放時の舗装表面温度は、監督員の<b>指示</b>による場合を除き 50℃以下としなければならない。</p>														
<p><b>14-4-6 オーバーレイ工</b></p> <p>オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。</p>														
<p><b>14-4-7 路上再生工</b></p> <p><b>1. 路上路盤再生工</b></p> <p>路上路盤再生工については、以下の規定による。</p> <p>(1) 施工面の整備</p> <p>① 受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。</p> <p>② 既設アスファルト混合物の切削除去または予備破砕などの処置は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>③ 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(2) 添加材料の使用量</p> <p>① セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>② 受注者は、施工に先立って「<b>舗装調査・試験法便覧</b>」(日本道路協会、平成19年6月)の「<b>5-3再生路盤材料に関する試験</b>」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、<b>設計図書</b>に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について監督員が<b>承諾</b>した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。</p> <p>③ セメント量決定の基準とする一軸圧縮試験基準値は、<b>設計図書</b>に示す場合を除き表14-1に示す値とするものとする。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特性値</th> <th>路上再生セメント安定処理材料</th> <th>路上セメント・アスファルト乳剤安定処理材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一軸圧縮強さ MPa</td> <td>2.5</td> <td>1.5-2.9</td> </tr> <tr> <td>一次変位量 1/100cm</td> <td>-</td> <td>5-30</td> </tr> <tr> <td>残留強度率 %</td> <td>-</td> <td>65以上</td> </tr> </tbody> </table>	特性値	路上再生セメント安定処理材料	路上セメント・アスファルト乳剤安定処理材料	一軸圧縮強さ MPa	2.5	1.5-2.9	一次変位量 1/100cm	-	5-30	残留強度率 %	-	65以上		
特性値	路上再生セメント安定処理材料	路上セメント・アスファルト乳剤安定処理材料												
一軸圧縮強さ MPa	2.5	1.5-2.9												
一次変位量 1/100cm	-	5-30												
残留強度率 %	-	65以上												
<p><b>表14-1 一軸圧縮試験基準値 (養生日数7日)</b></p>														
<p>(3) 最大乾燥密度 (基準密度)</p> <p>受注者は、施工開始日に採取した破砕混合直後の試料を用い、「<b>舗装調査・試験法</b></p>														

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>便覧</b>（日本道路協会、平成19年6月）に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度（基準密度）を求め、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(4) 気象条件 気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>(5) 材料の準備及び破砕混合</p> <p>① 受注者は、路面の上にセメントや補足材を敷均し、路上破砕混合によって既設アスファルト混合物及び既設粒状路盤材等を破砕すると同時に均一に混合しなければならない。また、路上再生安定処理材料を最適含水比付近に調整するため、破砕混合の際に必要な応じ水を加えなければならない。 路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理の場合は、路上破砕混合作業時にアスファルト乳剤を添加しながら均一に混合しなければならない。</p> <p>② 受注者は、施工中に異常を発見した場合には、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(6) 整形及び締固め</p> <p>① 受注者は、破砕混合した路上再生路盤材を整形した後、締固めなければならない。</p> <p>② 受注者は、路上再生路盤の厚さが20cmを越える場合の締固めは、振動ローラにより施工しなければならない。</p> <p>(7) 養生 養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>2. 路上表層再生工</b> 路上表層再生工については、以下の規定による。</p> <p>(1) 施工面の整備</p> <p>① 受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 縦横断測量の間隔は<b>設計図書</b>による。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p> <p>② 受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。</p> <p>③ 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>④ 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(2) 室内配合</p> <p>① 受注者は、リミックス方式の場合、<b>設計図書</b>に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを<b>確認</b>し、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、<b>設計図書</b>に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が<b>承諾</b>した場合は、マーシャル安定度試験を省略するこ</p>	<p><b>便覧</b>（日本道路協会、平成19年6月）に示される「G021 砂置換法による路床の密度の測定方法」により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度（基準密度）を求め、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(4) 気象条件 気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>(5) 材料の準備及び破砕混合</p> <p>① 受注者は、路面の上にセメントや補足材を敷均し、路上破砕混合によって既設アスファルト混合物及び既設粒状路盤材等を破砕すると同時に均一に混合しなければならない。また、路上再生安定処理材料を最適含水比付近に調整するため、破砕混合の際に必要な応じ水を加えなければならない。 路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理の場合は、路上破砕混合作業時にアスファルト乳剤を添加しながら均一に混合しなければならない。</p> <p>② 受注者は、施工中に異常を発見した場合には、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(6) 整形及び締固め</p> <p>① 受注者は、破砕混合した路上再生路盤材を整形した後、締固めなければならない。</p> <p>② 受注者は、路上再生路盤の厚さが20cmを越える場合の締固めは、振動ローラにより施工しなければならない。</p> <p>(7) 養生 養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>2. 路上表層再生工</b> 路上表層再生工については、以下の規定による。</p> <p>(1) 施工面の整備</p> <p>① 受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 縦横断測量の間隔は<b>設計図書</b>による。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p> <p>② 受注者は、施工に先立ち路面上の有害物を除去しなければならない。</p> <p>③ 既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>④ 受注者は、施工面に異常を発見した時は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(2) 室内配合</p> <p>① 受注者は、リミックス方式の場合、<b>設計図書</b>に示す配合比率で再生表層混合物を作製しマーシャル安定度試験を行い、その品質が第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-23マーシャル安定度試験基準値を満たしていることを<b>確認</b>し、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、<b>設計図書</b>に示す配合比率の再生表層混合物が基準を満足し、施工前に監督員が<b>承諾</b>した場合は、マーシャル安定度試験を省略するこ</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>とができるものとする。</p> <p>② 受注者は、リペーブ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第3編2-6-1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を<b>確認</b>し、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(3) 現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。</p> <p>(4) 基準密度 受注者は、「<b>路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理</b>」（日本道路協会、昭和63年11月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(5) 気象条件 気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>(6) 路上再生 ① 受注者は、再生用路面ヒータにより再生表層混合物の初転圧温度が110℃以上となるように路面を加熱し、路上表層再生機により既設表層混合物を<b>設計図書</b>に示された深さでかきほぐさなければならない。ただし、既設アスファルトの品質に影響を及ぼすような加熱を行ってはならない。 ② 受注者は、リミックス方式の場合は、新設アスファルト混合物などかきほぐした既設表層混合物とを均一に混合し、敷均さなければならない。 リペーブ方式の場合は、かきほぐした既設表層混合物を敷均した直後に、新設アスファルト混合物を<b>設計図書</b>に示された厚さとなるように敷均さなければならない。</p> <p>(7) 締固め 受注者は、敷均した再生表層混合物を、初転圧温度110℃以上で、締固めなければならない。</p> <p>(8) 交通解放温度 交通解放時の舗装表面温度は、監督員の<b>指示</b>による場合を除き50℃以下としなければならない。</p> <p><b>14-4-8 薄層カラー舗装工</b> 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p>	<p>とができるものとする。</p> <p>② 受注者は、リペーブ方式の場合、新規アスファルト混合物の室内配合を第3編2-6-1一般事項により行わなければならない。また、既設表層混合物に再生用添加剤を添加する場合には、リミックス方式と同様にして品質を<b>確認</b>し、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(3) 現場配合 受注者は、リペーブ方式による新設アスファルト混合物を除き、再生表層混合物の最初の1日の舗設状況を観察する一方、その混合物についてマーシャル安定度試験を行い、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、表2-23マーシャル安定度試験基準値に示す基準値と照合しなければならない。もし基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行い、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。リペーブ方式における新規アスファルト混合物の現場配合は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の該当する項により決定しなければならない。</p> <p>(4) 基準密度 受注者は、「<b>路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理</b>」（日本道路協会、昭和63年11月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(5) 気象条件 気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p>(6) 路上再生 ① 受注者は、再生用路面ヒータにより再生表層混合物の初転圧温度が110℃以上となるように路面を加熱し、路上表層再生機により既設表層混合物を<b>設計図書</b>に示された深さでかきほぐさなければならない。ただし、既設アスファルトの品質に影響を及ぼすような加熱を行ってはならない。 ② 受注者は、リミックス方式の場合は、新設アスファルト混合物などかきほぐした既設表層混合物とを均一に混合し、敷均さなければならない。 リペーブ方式の場合は、かきほぐした既設表層混合物を敷均した直後に、新設アスファルト混合物を<b>設計図書</b>に示された厚さとなるように敷均さなければならない。</p> <p>(7) 締固め 受注者は、敷均した再生表層混合物を、初転圧温度110℃以上で、締固めなければならない。</p> <p>(8) 交通解放温度 交通解放時の舗装表面温度は、監督員の<b>指示</b>による場合を除き50℃以下としなければならない。</p> <p><b>14-4-8 薄層カラー舗装工</b> 薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>14-4-9 コンクリート舗装補修工</b>                      コンクリート舗装補修工の施工については、第3編2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。</p> <p><b>14-4-10 アスファルト舗装補修工</b>                      アスファルト舗装補修工の施工については、第3編2-6-18アスファルト舗装補修工の規定による。</p> <p><b>14-4-11 グルーピング工</b>  <b>1. グルーピングの施工</b>                      受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 施工前の有害物の除去</b>                      受注者は、グルーピングの施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。</p> <p><b>3. 不良部分除去等の処置</b>                      グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の修正などの処置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4. グルーピングの施工</b>                      受注者は、グルーピングの施工にあたり施工面に異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して施工前に監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. グルーピングの設置位置</b>                      受注者は、グルーピングの設置位置について、現地の状況により<b>設計図書</b>に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p><b>14-4-9 コンクリート舗装補修工</b>                      コンクリート舗装補修工の施工については、第3編2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。</p> <p><b>14-4-10 アスファルト舗装補修工</b>                      アスファルト舗装補修工の施工については、第3編2-6-18アスファルト舗装補修工の規定による。</p> <p><b>14-4-11 グルーピング工</b>  <b>1. グルーピングの施工</b>                      受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 施工前の有害物の除去</b>                      受注者は、グルーピングの施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。</p> <p><b>3. 不良部分除去等の処置</b>                      グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の修正などの処置は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4. グルーピングの施工</b>                      受注者は、グルーピングの施工にあたり施工面に異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して施工前に監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. グルーピングの設置位置</b>                      受注者は、グルーピングの設置位置について、現地の状況により<b>設計図書</b>に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>
<p><b>第5節 排水構造物工</b>  <b>14-5-1 一般事項</b>                      本節は、排水構造物工として作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>14-5-3 側溝工</b>                      側溝工の施工については、第10編1-10-3側溝工の規定による。</p>	<p><b>第5節 排水構造物工</b>  <b>14-5-1 一般事項</b>                      本節は、排水構造物工として作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>14-5-3 側溝工</b>                      側溝工の施工については、第10編1-10-3側溝工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>14-5-4 管渠工</b> 管渠工の施工については、第10編 1-10-4 管渠工の規定による。</p> <p><b>14-5-5 集水樹・マンホール工</b> 集水樹・マンホール工の施工については、第10編 1-10-5 集水樹・マンホール工の規定による。</p> <p><b>14-5-6 地下排水工</b> 地下排水工の施工については、第10編 1-10-6 地下排水工の規定による。</p> <p><b>14-5-7 場所打水路工</b> 場所打水路工の施工については、第10編 1-10-7 場所打水路工の規定による。</p> <p><b>14-5-8 排水工</b> 排水工の施工については、第10編 1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）の規定による。</p> <p><b>第6節 防護柵工</b></p> <p><b>14-6-1 一般事項</b> 本節は、防護柵工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>14-6-3 路側防護柵工</b> 路側防護柵工の施工については、第3編 2-3-8 路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>14-6-4 防止柵工</b> 防止柵工の施工については、第3編 2-3-7 防止柵工の規定による。</p> <p><b>14-6-5 ボックスビーム工</b> ボックスビーム工の施工については、第10編 2-8-5 ボックスビーム工の規定による。</p> <p><b>14-6-6 車止めポスト工</b> 車止めポスト工の施工については、第10編 2-8-6 車止めポスト工の規定による。</p>	<p><b>14-5-4 管渠工</b> 管渠工の施工については、第10編 1-10-4 管渠工の規定による。</p> <p><b>14-5-5 集水樹・マンホール工</b> 集水樹・マンホール工の施工については、第10編 1-10-5 集水樹・マンホール工の規定による。</p> <p><b>14-5-6 地下排水工</b> 地下排水工の施工については、第10編 1-10-6 地下排水工の規定による。</p> <p><b>14-5-7 場所打水路工</b> 場所打水路工の施工については、第10編 1-10-7 場所打水路工の規定による。</p> <p><b>14-5-8 排水工</b> 排水工の施工については、第10編 1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）の規定による。</p> <p><b>第6節 防護柵工</b></p> <p><b>14-6-1 一般事項</b> 本節は、防護柵工として作業土工（床掘り、埋戻し）、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>14-6-3 路側防護柵工</b> 路側防護柵工の施工については、第3編 2-3-8 路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>14-6-4 防止柵工</b> 防止柵工の施工については、第3編 2-3-7 防止柵工の規定による。</p> <p><b>14-6-5 ボックスビーム工</b> ボックスビーム工の施工については、第10編 2-8-5 ボックスビーム工の規定による。</p> <p><b>14-6-6 車止めポスト工</b> 車止めポスト工の施工については、第10編 2-8-6 車止めポスト工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>14-6-7 防護柵基礎工</b> 防護柵基礎工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>第7節 標識工</b></p> <p><b>14-7-1 一般事項</b> 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。なお、設置にあたっては、道路保全課と事前に<b>協議</b>することとする。</p> <p><b>14-7-2 材 料</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定による。</p> <p><b>2. 錆止めペイント</b> 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものとする。</p> <p><b>3. 基礎杭</b> 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。</p> <p><b>4. 標識板</b> 受注者は、標識板には<b>設計図書</b>に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p> <p><b>5. 標識板の下地処理</b> 受注者は、標識板の下地処理に<b>あたっては</b>脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p><b>6. 標識板の文字・記号等</b> 受注者は、標識板の文字・記号等を「<b>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令</b>」（<b>標識令</b>）及び「<b>道路標識設置基準・同解説</b>」（<b>日本道路協会、昭和62年1月</b>）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>14-7-3 小型標識工</b> 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p> <p><b>14-7-4 大型標識工</b> 大型標識工の施工については、第10編2-9-4大型標識工の規定による。</p>	<p><b>14-6-7 防護柵基礎工</b> 防護柵基礎工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>第7節 標識工</b></p> <p><b>14-7-1 一般事項</b> 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。なお、設置にあたっては、道路保全課と事前に<b>協議</b>することとする。</p> <p><b>14-7-2 材 料</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定による。</p> <p><b>2. 錆止めペイント</b> 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものとする。</p> <p><b>3. 基礎杭</b> 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。</p> <p><b>4. 標識板</b> 受注者は、標識板には<b>設計図書</b>に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p> <p><b>5. 標識板の下地処理</b> 受注者は、標識板の下地処理に<b>あたっては</b>脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p><b>6. 標識板の文字・記号等</b> 受注者は、標識板の文字・記号等を「<b>静岡市道路標識の寸法を定める条例</b>」（<b>静岡市条例第89号</b>）、「<b>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令</b>」（<b>標識令</b>）及び「<b>道路標識設置基準・同解説</b>」（<b>日本道路協会、昭和62年1月</b>）による色彩と寸法で、標示<b>しなければならない</b>。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>14-7-3 小型標識工</b> 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p> <p><b>14-7-4 大型標識工</b> 大型標識工の施工については、第10編2-9-4大型標識工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第8節 道路付属施設工</b></p> <p><b>14-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-8-2 材 料</b></p> <p><b>1. 適用規定 (1)</b></p> <p>境界工で使用する材料については、第10編2-11-2材料の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定 (2)</b></p> <p>踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。</p> <p><b>3. ラバーシューの品質規格</b></p> <p>踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4. 適用規定 (3)</b></p> <p>組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定及び<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>14-8-3 境界工</b></p> <p>境界工の施工については、第10編2-12-3境界工の規定による。</p> <p><b>14-8-4 道路付属物工</b></p> <p>道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p> <p><b>14-8-5 ケーブル配管工</b></p> <p>ケーブル配管及びハンドホルルの設置については、第10編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定による。</p> <p><b>14-8-6 照明工</b></p> <p>照明工の施工については、第10編2-12-6照明工の規定による。</p> <p><b>第9節 軽量盛土工</b></p> <p><b>14-9-1 一般事項</b></p> <p>本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-9-2 軽量盛土工</b></p> <p>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p>	<p><b>第8節 道路付属施設工</b></p> <p><b>14-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-8-2 材 料</b></p> <p><b>1. 適用規定 (1)</b></p> <p>境界工で使用する材料については、第10編2-11-2材料の規定による。</p> <p><b>2. 適用規定 (2)</b></p> <p>踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。</p> <p><b>3. ラバーシューの品質規格</b></p> <p>踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4. 適用規定 (3)</b></p> <p>組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定及び<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>14-8-3 境界工</b></p> <p>境界工の施工については、第10編2-12-3境界工の規定による。</p> <p><b>14-8-4 道路付属物工</b></p> <p>道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p> <p><b>14-8-5 ケーブル配管工</b></p> <p>ケーブル配管及びハンドホルルの設置については、第10編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹（街渠樹）・マンホール工の規定による。</p> <p><b>14-8-6 照明工</b></p> <p>照明工の施工については、第10編2-12-6照明工の規定による。</p> <p><b>第9節 軽量盛土工</b></p> <p><b>14-9-1 一般事項</b></p> <p>本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-9-2 軽量盛土工</b></p> <p>軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第10節 擁壁工</b></p> <p><b>14-10-1 一般事項</b> 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>14-10-3 場所打擁壁工</b> コンクリート擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>14-10-4 プレキャスト擁壁工</b> プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p><b>第11節 石・ブロック積（張）工</b></p> <p><b>14-11-1 一般事項</b> 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>14-11-3 コンクリートブロック工</b> コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>14-11-4 石積（張）工</b> 石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。</p> <p><b>第12節 カルバート工</b></p> <p><b>14-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、カルバート工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p><b>第10節 擁壁工</b></p> <p><b>14-10-1 一般事項</b> 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>14-10-3 場所打擁壁工</b> コンクリート擁壁工の施工については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>14-10-4 プレキャスト擁壁工</b> プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p><b>第11節 石・ブロック積（張）工</b></p> <p><b>14-11-1 一般事項</b> 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>14-11-3 コンクリートブロック工</b> コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>14-11-4 石積（張）工</b> 石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。</p> <p><b>第12節 カルバート工</b></p> <p><b>14-12-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、カルバート工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2. 適用規定</b> カルバートの施工については、「<b>道路土エーカルバート工指針7-1基本方針</b>」（日本道路協会、平成22年3月）及び「<b>道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. カルバート</b> 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</p> <p><b>14-12-2 材 料</b> プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるが記載なき場合、「<b>道路土エーカルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b>」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>14-12-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>14-12-4 場所打函渠工</b> 場所打函渠工の施工については、第10編1-9-6場所打函渠工の規定による。</p> <p><b>14-12-5 プレキャストカルバート工</b> プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>14-12-6 防水工</b> 防水工の施工については、第10編1-9-8防水工の規定による。</p> <p><b>第13節 法面工</b></p> <p><b>14-13-1 一般事項</b> 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-13-2 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>14-13-3 法面吹付工</b> 法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。</p>	<p><b>2. 適用規定</b> カルバートの施工については、「<b>道路土エーカルバート工指針7-1基本方針</b>」（日本道路協会、平成22年3月）及び「<b>道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. カルバート</b> 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</p> <p><b>14-12-2 材 料</b> プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるが記載なき場合、「<b>道路土エーカルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b>」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>14-12-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>14-12-4 場所打函渠工</b> 場所打函渠工の施工については、第10編1-9-6場所打函渠工の規定による。</p> <p><b>14-12-5 プレキャストカルバート工</b> プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>14-12-6 防水工</b> 防水工の施工については、第10編1-9-8防水工の規定による。</p> <p><b>第13節 法面工</b></p> <p><b>14-13-1 一般事項</b> 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-13-2 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>14-13-3 法面吹付工</b> 法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>14-13-4 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>14-13-5 法面施肥工</b> 法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。</p> <p><b>14-13-6 アンカー工</b> アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。</p> <p><b>14-13-7 かが工</b> かが工の施工については、第3編2-14-7かが工の規定による。</p> <p><b>第14節 橋梁床版工</b></p> <p><b>14-14-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）、床版補強工（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常発見時の処置</b> 受注者は、橋梁修繕箇所異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>14-14-2 材 料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）</b></p> <p><b>1. クラック状況の調査</b> 受注者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. クラック処理</b> 受注者は、床版クラック処理については<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3. 接着面の不陸調整</b> 受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、<b>設計図書</b>に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。</p> <p><b>4. 取付位置のマーキング</b> 床版部に、アンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングをするものとする。</p>	<p><b>14-13-4 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>14-13-5 法面施肥工</b> 法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。</p> <p><b>14-13-6 アンカー工</b> アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。</p> <p><b>14-13-7 かが工</b> かが工の施工については、第3編2-14-7かが工の規定による。</p> <p><b>第14節 橋梁床版工</b></p> <p><b>14-14-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）、床版補強工（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常発見時の処置</b> 受注者は、橋梁修繕箇所異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>14-14-2 材 料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）</b></p> <p><b>1. クラック状況の調査</b> 受注者は、施工に先立ち床版のクラック状況を調査し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. クラック処理</b> 受注者は、床版クラック処理については<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3. 接着面の不陸調整</b> 受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、<b>設計図書</b>に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。</p> <p><b>4. 取付位置のマーキング</b> 床版部に、アンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングをするものとする。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>5. 油脂等の除去</b> 受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。</p> <p><b>6. 接着部の養生</b> 受注者は、シールした樹脂の接着力が、注入圧力に十分耐えられるまで養生しなければならない。</p> <p><b>7. 注入材料の充填</b> 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。</p> <p><b>8. 前処理</b> (1) 受注者は、フランジを装着するコンクリート面に、ディスクサンダー等を用いて、表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。また、コンクリート面が濡れている場合には、布等でふき取って乾燥させなければならない。 (2) 受注者は、コンクリート表面に豆板等の不良部品がある場合には取除き、パテ用エポキシ系樹脂で埋めなければならない。</p> <p><b>9. 増桁の設置</b> (1) 受注者は、シール施工前に樹脂の注入厚さを測定し、監督員の<b>確認を受けなければならない</b>。なお、注入厚さは、<b>設計図書</b>によるものとするが、現地の状況により0.1mm単位で変更することができる。ただし、特殊な横断勾配等の箇所については、監督員と<b>協議</b>するものとする。 (2) 受注者は、フランジ周りのシール及び注入パイプ取付に<b>当たっては</b>、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧力に対して十分な強度を有し、かつ、注入樹脂が漏れないようにしなければならない。</p> <p><b>10. 樹脂の注入</b> (1) 受注者は、<b>設計図書</b>に示す配合比で混合しなければならない。1回の混合量は可使用時間内の使用量以下とし、可使用時間を越えた樹脂は使用してはならない。 (2) 受注者は、それぞれの樹脂の主材と硬化剤を、ハンドミキサー等の機械器具を使用して安全に混合しなければならない。 (3) 施工時の気温は5℃～30℃とするが、受注者はこの範囲以外で施工する場合には、気温に対する温度養生等を事前に監督員と<b>協議</b>しなければならない。 (4) 受注者は、フランジ周り、注入パイプ取付部材等のシール材の<b>効果を確認後</b>、注入<b>パイプ</b>にて低い箇所の注入パイプよりゆっくり圧入しなければならない。おのおのの排出パイプから樹脂排出を<b>確認</b>して、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で注入が<b>確認</b>されるまで圧入を続け、最後の排出パイプからの排出樹脂を<b>確認</b>して、パイプを閉じなければならない。 (5) 受注者は注入が完了したフランジについては、仕上げ塗装前にチェックハンマー等で注入の<b>確認</b>を行い、注入後の確認書(チェックリスト)を監督員に<b>提出</b>しなければならない。なお、注入不良箇所が認められたら再注入を行い、監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p>	<p><b>5. 油脂等の除去</b> 受注者は、鋼板及びコンクリートの接合面の油脂及びゴミをアセトン等により除去しなければならない。</p> <p><b>6. 接着部の養生</b> 受注者は、シールした樹脂の接着力が、注入圧力に十分耐えられるまで養生しなければならない。</p> <p><b>7. 注入材料の充填</b> 受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。</p> <p><b>8. 前処理</b> (1) 受注者は、フランジを装着するコンクリート面に、ディスクサンダー等を用いて、表面のレイタンスや付着している汚物等を除去しなければならない。また、コンクリート面が濡れている場合には、布等でふき取って乾燥させなければならない。 (2) 受注者は、コンクリート表面に豆板等の不良部品がある場合には取除き、パテ用エポキシ系樹脂で埋めなければならない。</p> <p><b>9. 増桁の設置</b> (1) 受注者は、シール施工前に樹脂の注入厚さを測定し、監督員の<b>確認を得るものとする</b>。なお、注入厚さは、<b>設計図書</b>によるものとするが、現地の状況により0.1mm単位で変更することができる。ただし、特殊な横断勾配等の箇所については、<b>設計図書</b>に関して、監督員に<b>協議</b>するものとする。 (2) 受注者は、フランジ周りのシール及び注入パイプ取付に<b>あたっては</b>、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧力に対して十分な強度を有し、かつ、注入樹脂が漏れないようにしなければならない。</p> <p><b>10. 樹脂の注入</b> (1) 受注者は、<b>設計図書</b>に示す配合比で混合しなければならない。1回の混合量は可使用時間内の使用量以下とし、可使用時間を越えた樹脂は使用してはならない。 (2) 受注者は、それぞれの樹脂の主材と硬化剤を、ハンドミキサー等の機械器具を使用して安全に混合しなければならない。 (3) 施工時の気温は5℃～30℃とするが、受注者はこの範囲以外で施工する場合には、気温に対する温度養生等を事前に監督員と<b>協議</b>するものとする。 (4) 受注者は、フランジ周り、注入パイプ取付部材等のシール材の<b>硬化を確かめたあと</b>、注入<b>ポンプ</b>にて低い箇所の注入パイプよりゆっくり圧入しなければならない。おのおのの排出パイプから樹脂排出を<b>確かめ</b>、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で注入が<b>確認</b>されるまで圧入を続け、最後の排出パイプからの排出樹脂を<b>確認</b>して、パイプを閉じなければならない。 (5) 受注者は注入が完了したフランジについては、仕上げ塗装前にチェックハンマー等で注入の<b>確認</b>を行い、注入後の確認書(チェックリスト)を監督員に<b>提出</b>するものとする。なお、注入不良箇所が認められたら再注入を行い、監督員に<b>報告</b>するものとする。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>11. 既設材の取り外し・再取付</b></p> <p>(1) 受注者は、縦桁取付に先立ち、取付に支障となる部材を調査し、監督員に<b>報告しなければならぬ</b>。なお、取り外し数量については<b>契約変更の対象</b>とする。</p> <p>(2) 受注者は、取り外し部材の再取付方法について、<b>あらかじめ</b>監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。また、取り外し欠損部の塗装を行わなければならない。</p> <p><b>12. 品質管理</b></p> <p>(1) 受注者は、施工中1日1回注入用エポキシ樹脂を、紙コップ等に採取し硬化状態を観察しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工中1回/月現場採取した供試体で試験を行い、規格値と比較してその性能を<b>確認</b>しなければならない。 試験項目:比重(硬化物)・圧縮降伏強さ・曲げ強さ・引張強さ・圧縮弾性率</p> <p>(3) バックアップ材、シール用エポキシ樹脂については、ミルシートの<b>提出</b>のみとする。</p> <p><b>13. その他</b></p> <p>受注者は、本工事に伴い防護工事が必要となった場合には、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>14-14-4 床版補強工(増桁架設工法)</b></p> <p><b>1. 既設部材撤去</b></p> <p>受注者は、既設部材撤去について周辺部材に悪影響を与えないように撤去しなければならない。</p> <p><b>2. 増桁架設</b></p> <p>増桁架設については、第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定による。</p> <p><b>3. 素地調整</b></p> <p>既設桁の内、増桁と接する部分は<b>設計図書</b>に規定する素地調整を行うものとする。</p> <p><b>4. 清掃</b></p> <p>受注者は、床版部を増桁フランジ接触幅以上の範囲をサンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。</p> <p><b>5. 増桁の取付け</b></p> <p>受注者は、増桁と床版面との間の隙間をできるかぎり小さくするように増桁を取付けなければならない。</p> <p><b>6. スペースの打込み</b></p> <p>受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサーを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。</p> <p><b>7. 注入</b></p> <p>受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。</p> <p><b>8. 注入パイプの撤去</b></p> <p>受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。</p>	<p><b>11. 既設材の取り外し・再取付</b></p> <p>(1) 受注者は、縦桁取付に先立ち、取付に支障となる部材を調査し、監督員に<b>報告するものとする</b>。なお、取り外し数量については<b>監督員と協議</b>するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、取り外し部材の再取付方法について、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。また、取り外し欠損部の塗装を行わなければならない。</p> <p><b>12. 品質管理</b></p> <p>(1) 受注者は、施工中1日1回注入用エポキシ樹脂を、紙コップ等に採取し硬化状態を観察しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工中1回/月現場採取した供試体で試験を行い、規格値と比較してその性能を<b>確認</b>するものとする。 試験項目:比重(硬化物)・圧縮降伏強さ・曲げ強さ・引張強さ・圧縮弾性率</p> <p>(3) バックアップ材、シール用エポキシ樹脂については、ミルシートの<b>提出</b>のみとする。</p> <p><b>13. その他</b></p> <p>受注者は、本工事に伴い防護工事が必要となった場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>14-14-4 床版補強工(増桁架設工法)</b></p> <p><b>1. 既設部材撤去</b></p> <p>受注者は、既設部材撤去について周辺部材に悪影響を与えないように撤去しなければならない。</p> <p><b>2. 増桁架設</b></p> <p>増桁架設については、第10編第4章第5節鋼橋架設工の規定による。</p> <p><b>3. 素地調整</b></p> <p>既設桁の内、増桁と接する部分は<b>設計図書</b>に規定する素地調整を行うものとする。</p> <p><b>4. 清掃</b></p> <p>受注者は、床版部を増桁フランジ接触幅以上の範囲をサンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、シンナー等で清掃しなければならない。</p> <p><b>5. 増桁の取付け</b></p> <p>受注者は、増桁と床版面との間の隙間をできるかぎり小さくするように増桁を取付けなければならない。</p> <p><b>6. スペースの打込み</b></p> <p>受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサーを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。</p> <p><b>7. 注入</b></p> <p>受注者は、注入については、注入材料が隙間に十分ゆきわたるように施工しなければならない。</p> <p><b>8. 注入パイプの撤去</b></p> <p>受注者は、注入材料が硬化後、注入パイプを撤去しグラインダー等で表面仕上げをしなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>9. クラック処理の施工</b>                      クラック処理の施工については、第6編8-6-3クラック補修工の規定による。</p> <p><b>10. クラック処理の注入材・シール材</b>                      クラック処理の施工で使用する注入材・シール材はエポキシ系樹脂とする。</p> <p><b>11. クラック注入延長及び注入量の変更</b>                      受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>14-14-5 床版増厚補強工</b></p> <p><b>1. 路面切削工</b>                      路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。</p> <p><b>2. 床版防水膜 橋面舗装の施工</b>                      床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。</p> <p><b>3. 床版クラック処理</b>                      受注者は、床版クラック処理については<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4. 床版部接着面の不陸調整</b>                      受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、<b>設計図書</b>に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。</p> <p><b>14-14-6 床版取替工</b></p> <p><b>1. 舗装版撤去の施工</b>                      路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。</p> <p><b>2. 増桁架設の施工</b>                      増桁架設の施工については、第10編14-14-4床版補強工（増桁架設工法）の規定による。</p> <p><b>3. 鋼製高欄 既設床版 伸縮継手の撤去作業</b>                      受注者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>4. プレキャスト床版の設置</b>                      受注者は、プレキャスト床版の設置において、支持けたフランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。</p> <p><b>5. 鋼製伸縮装置の製作</b>                      鋼製伸縮装置の製作については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。</p> <p><b>6. 伸縮継手据付け</b>                      伸縮継手据付けについては、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。</p> <p><b>7. 橋梁用高欄付け</b>                      橋梁用高欄付けについては第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。</p>	<p><b>9. クラック処理の施工</b>                      クラック処理の施工については、第6編8-6-3クラック補修工の規定による。</p> <p><b>10. クラック処理の注入材・シール材</b>                      クラック処理の施工で使用する注入材・シール材はエポキシ系樹脂とする。</p> <p><b>11. クラック注入延長及び注入量の変更</b>                      受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>14-14-5 床版増厚補強工</b></p> <p><b>1. 路面切削工</b>                      路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。</p> <p><b>2. 床版防水膜 橋面舗装の施工</b>                      床版防水膜、橋面舗装の施工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。</p> <p><b>3. 床版クラック処理</b>                      受注者は、床版クラック処理については<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4. 床版部接着面の不陸調整</b>                      受注者は、床版部接着面の不陸調整として、サンダー等でレイタンス、遊離石灰を除去した後、清掃しなければならない。また、床版の接合面のはく離部は、<b>設計図書</b>に示す材料を用いて円滑に調整しなければならない。</p> <p><b>14-14-6 床版取替工</b></p> <p><b>1. 舗装版撤去の施工</b>                      路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。</p> <p><b>2. 増桁架設の施工</b>                      増桁架設の施工については、第10編14-14-4床版補強工（増桁架設工法）の規定による。</p> <p><b>3. 鋼製高欄 既設床版 伸縮継手の撤去作業</b>                      受注者は、鋼製高欄、既設床版、伸縮継手の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>4. プレキャスト床版の設置</b>                      受注者は、プレキャスト床版の設置において、支持けたフランジと床版底面の不陸の影響を無くすよう施工しなければならない。</p> <p><b>5. 鋼製伸縮装置の製作</b>                      鋼製伸縮装置の製作については、第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工の規定による。</p> <p><b>6. 伸縮継手据付け</b>                      伸縮継手据付けについては、第3編2-3-24伸縮装置工の規定による。</p> <p><b>7. 橋梁用高欄付け</b>                      橋梁用高欄付けについては第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>8. 床版防水膜 橋面舗装の施工</b> 床版防水膜、橋面舗装の施工については、第 10 編第 2 章第 4 節舗装工の規定による。</p> <p><b>14-14-7 旧橋撤去工</b></p> <p><b>1. 旧橋撤去</b> 受注者は、旧橋撤去にあたり、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 舗装版・床版破砕及び撤去</b> 受注者は、舗装版・床版破砕及び撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。</p> <p><b>3. 突発的な出水対策</b> 受注者は、旧橋撤去工に伴い河川内に足場を設置する場合には、突発的な出水による足場の流出、路盤の沈下が生じないよう対策及び管理を行わなければならない。</p> <p><b>4. 鋼製高欄撤去・桁材撤去</b> 受注者は、鋼製高欄撤去・桁材撤去において、<b>設計図書</b>による処分方法によらなければならない。</p> <p><b>5. 落下物防止対策</b> 受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。</p> <p><b>第15節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>14-15-1 一般事項</b> 本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、排水施設工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-15-2 伸縮継手工</b></p> <p><b>1. 撤去作業</b> 受注者は、既設伸縮継手材の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>2. 伸縮継手据付け</b> 伸縮継手据付けについては、第 3 編 2 - 3 - 24 伸縮装置工の規定による。</p> <p><b>3. 交通解放の時期</b> 受注者は、交通解放の時期について、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. 品質管理試験の基準</b> 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質管理試験の基準は、<b>下記</b>のとおりとする。 (1) 樹脂モルタル及び樹脂の試験回数(圧縮強度試験)については、配合 1 種類ごと 5 m<sup>3</sup>につき 1 回 3 個の割合で圧縮強度試験を行うこととする。</p>	<p><b>8. 床版防水膜 橋面舗装の施工</b> 床版防水膜、橋面舗装の施工については、第 10 編第 2 章第 4 節舗装工の規定による。</p> <p><b>14-14-7 旧橋撤去工</b></p> <p><b>1. 旧橋撤去</b> 受注者は、旧橋撤去にあたり、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 舗装版・床版破砕及び撤去</b> 受注者は、舗装版・床版破砕及び撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。</p> <p><b>3. 突発的な出水対策</b> 受注者は、旧橋撤去工に伴い河川内に足場を設置する場合には、突発的な出水による足場の流出、路盤の沈下が生じないよう対策及び管理を行わなければならない。</p> <p><b>4. 鋼製高欄撤去・桁材撤去</b> 受注者は、鋼製高欄撤去・桁材撤去において、<b>設計図書</b>による処分方法によらなければならない。</p> <p><b>5. 落下物防止対策</b> 受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。</p> <p><b>第15節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>14-15-1 一般事項</b> 本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、排水施設工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-15-2 伸縮継手工</b></p> <p><b>1. 撤去作業</b> 受注者は、既設伸縮継手材の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>2. 伸縮継手据付け</b> 伸縮継手据付けについては、第 3 編 2 - 3 - 24 伸縮装置工の規定による。</p> <p><b>3. 交通解放の時期</b> 受注者は、交通解放の時期について、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4. 品質管理試験の基準</b> 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質管理試験の基準は、<b>以下</b>のとおりとする。 (1) 樹脂モルタル及び樹脂の試験回数(圧縮強度試験)については、配合 1 種類ごと 5 m<sup>3</sup>につき 1 回 3 個の割合で圧縮強度試験を行うこととする。</p>

改正前 (27年版)			
(2) 品質規格(圧縮強度)は、表15-2とする			
種類	供試体	圧縮強度	備考
樹脂モルタル(1:4)	φ5×10cm	49N/mm <sup>2</sup> 以上	7日20℃養生
〃(1:5)	〃	49N/mm <sup>2</sup> 以上	〃
樹脂コンクリート	φ10×20cm	49N/mm <sup>2</sup> 以上	〃
<b>表15-2 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質規格</b>			
<b>14-15-3 排水施設工</b>			
<b>1. 施工上の注意</b>			
受注者は、既設排水施設撤去の作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。			
<b>2. 排水管の設置</b>			
排水管の設置については、第10編4-8-4排水装置工の規定による。			
<b>14-15-4 地覆工</b>			
受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。			
<b>14-15-5 橋梁用防護柵工</b>			
橋梁用防護柵工の施工については、第10編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。			
<b>14-15-6 橋梁用高欄工</b>			
橋梁用高欄工の施工については、第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。			
<b>14-15-7 検査路工</b>			
<b>1. 既設検査路の撤去作業</b>			
受注者は、既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。			
<b>2. 検査路の施工</b>			
検査路の施工については、第10編4-8-8検査路工の規定による。			
<b>第16節 横断歩道橋工</b>			
<b>14-16-1 一般事項</b>			
本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに類する工種について定める。			
<b>14-16-2 材料</b>			
床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、 <b>設計図書</b> によらなければ			

改正後 (29年版)			
(2) 品質規格(圧縮強度)は、表14-2とする			
種類	供試体	圧縮強度	備考
樹脂モルタル(1:4)	φ5×10cm	49N/mm <sup>2</sup> 以上	7日20℃養生
〃(1:5)	〃	49N/mm <sup>2</sup> 以上	〃
樹脂コンクリート	φ10×20cm	49N/mm <sup>2</sup> 以上	〃
<b>表14-2 樹脂モルタル及び樹脂コンクリートの品質規格</b>			
<b>14-15-3 排水施設工</b>			
<b>1. 施工上の注意</b>			
受注者は、既設排水施設撤去の作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。			
<b>2. 排水管の設置</b>			
排水管の設置については、第10編4-8-4排水装置工の規定による。			
<b>14-15-4 地覆工</b>			
受注者は、地覆については、橋の幅員方向最端部に設置しなければならない。			
<b>14-15-5 橋梁用防護柵工</b>			
橋梁用防護柵工の施工については、第10編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。			
<b>14-15-6 橋梁用高欄工</b>			
橋梁用高欄工の施工については、第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。			
<b>14-15-7 検査路工</b>			
<b>1. 既設検査路の撤去作業</b>			
受注者は、既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。			
<b>2. 検査路の施工</b>			
検査路の施工については、第10編4-8-8検査路工の規定による。			
<b>第16節 横断歩道橋工</b>			
<b>14-16-1 一般事項</b>			
本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに類する工種について定める。			
<b>14-16-2 材料</b>			
床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、 <b>設計図書</b> によらなければ			

改正前 (27年版)					改正後 (29年版)				
<p>ばならない。</p> <p><b>14-16-3 横断歩道橋工</b></p> <p><b>1. 既設高欄・手摺・側板の撤去作業</b></p> <p>受注者は、既設高欄・手摺・側板の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>2. 破損物の取替え</b></p> <p>受注者は、高欄・手摺・側板の破損したものの取替えにあたって同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. 高欄・手摺の施工</b></p> <p>高欄・手摺の施工については、第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。</p> <p><b>4. 側板の施工</b></p> <p>受注者は、側板の施工については、ずれが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>第17節 現場塗装工</b></p> <p><b>14-17-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 塗装作業者</b></p> <p>受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p><b>14-17-2 材 料</b></p> <p>現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>14-17-3 橋梁塗装工</b></p> <p><b>1. さび落とし清掃</b></p> <p>受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は<b>設計図書</b>に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。</p>					<p>ばならない。</p> <p><b>14-16-3 横断歩道橋工</b></p> <p><b>1. 既設高欄・手摺・側板の撤去作業</b></p> <p>受注者は、既設高欄・手摺・側板の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>2. 破損物の取替え</b></p> <p>受注者は、高欄・手摺・側板の破損したものの取替えにあたって同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. 高欄・手摺の施工</b></p> <p>高欄・手摺の施工については、第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。</p> <p><b>4. 側板の施工</b></p> <p>受注者は、側板の施工については、ずれが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>第17節 現場塗装工</b></p> <p><b>14-17-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 塗装作業者</b></p> <p>受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p><b>14-17-2 材 料</b></p> <p>現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>14-17-3 橋梁塗装工</b></p> <p><b>1. さび落とし清掃</b></p> <p>受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は<b>設計図書</b>に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。</p>				
素地調整 程度	さび面積	塗膜異常 面積	作業内容	作業方法	素地調整 程度	さび面積	塗膜異常 面積	作業内容	作業方法
1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法	1種	—	—	さび、旧塗膜を完全に除去し鋼材面を露出させる。	ブラスト法
2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工	2種	30%以上	—	旧塗膜、さびを除去し鋼材面を露出させる。 ただし、さび面積30%以下で旧	ディスクサンダー、ワイヤホイールなどの電動工

改正前 (27年版)					改正後 (29年版)				
			塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を前面除去する。	具と手工具との併用、ブラスト法				塗膜がB、b塗装系の場合はジンクプライマーやジンクリッチペイントを残し、他の旧塗膜を前面除去する。	具と手工具との併用、ブラスト法
3種A	15～30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部(さび、割れ、ふくれ)は除去する。	同上	3種A	15～30%	30%以上	活膜は残すが、それ以外の不良部(さび、割れ、ふくれ)は除去する。	同上
3種B	5～15%	15～30%	同上	同上	3種B	5～15%	15～30%	同上	同上
3種C	5%以下	5～15%	同上	同上	3種C	5%以下	5～15%	同上	同上
4種	—	5%以下	紛化物、汚れなどを除去する。	同上	4種	—	5%以下	紛化物、汚れなどを除去する。	同上

<p><b>表15-3 素地調整程度と作業内容</b></p> <p><b>2. 塩分の付着水洗い</b></p> <p>受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など、部材に塩分の付着が懸念された場合、又海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行いNaClが50mg/m<sup>2</sup>以上の時は、水洗いするものとする。</p> <p><b>3. 下塗り</b></p> <p>受注者は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。</p> <p><b>4. 中塗り 上塗りの施工</b></p> <p>中塗り、上塗りの施工については、第3編2-3-31 現場塗装工の規定による。</p> <p><b>5. 施工管理の記録</b></p> <p>施工管理の記録については、第3編2-3-31 現場塗装工の規定による。</p> <p><b>14-17-4 道路付属構造物塗装工</b></p> <p>付属物塗装工の施工については、第10編14-17-3 橋梁塗装工の規定による。</p> <p><b>14-17-5 張紙防止塗装工</b></p> <p><b>1. 素地調整</b></p> <p>素地調整については、第10編14-17-3 橋梁塗装工の規定による。</p> <p><b>2. 使用する塗料の塗装禁止条件</b></p> <p>受注者は、使用する塗料の塗装禁止条件については、設計図書によらなければならない。</p> <p><b>3. 使用する塗料の塗装間隔</b></p> <p>受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。</p>	<p><b>表14-3 素地調整程度と作業内容</b></p> <p><b>2. 塩分の付着水洗い</b></p> <p>受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m<sup>2</sup>以上の時は、水洗いする。</p> <p><b>3. 下塗り</b></p> <p>受注者は、素地調整を終了したときは、被塗膜面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。</p> <p><b>4. 中塗り 上塗りの施工</b></p> <p>中塗り、上塗りの施工については、第3編2-3-31 現場塗装工の規定による。</p> <p><b>5. 施工管理の記録</b></p> <p>施工管理の記録については、第3編2-3-31 現場塗装工の規定による。</p> <p><b>14-17-4 道路付属構造物塗装工</b></p> <p>付属物塗装工の施工については、第10編14-17-3 橋梁塗装工の規定による。</p> <p><b>14-17-5 張紙防止塗装工</b></p> <p><b>1. 素地調整</b></p> <p>素地調整については、第10編14-17-3 橋梁塗装工の規定による。</p> <p><b>2. 使用する塗料の塗装禁止条件</b></p> <p>受注者は、使用する塗料の塗装禁止条件については、設計図書によらなければならない。</p> <p><b>3. 使用する塗料の塗装間隔</b></p> <p>受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、設計図書によらなければならない。</p>
---	--

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>14-17-6 コンクリート面塗装工</b>                      コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3-11コンクリート面塗装工の規定による。</p> <p><b>第18節 トンネル工</b></p> <p><b>14-18-1 一般事項</b>                      本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-18-2 内装板工</b></p> <p><b>1. 既設内装板撤去</b>                      受注者は、既設内装板撤去については、他の部分に損傷を与えないよう行わなければならない。</p> <p><b>2. コンクリートアンカーのせん孔</b>                      受注者は、コンクリートアンカーのせん孔にあたっては、せん孔の位置、角度及び既設構造物への影響に注意し施工しなければならない。</p> <p><b>3. 破損防止</b>                      受注者は、施工に際し既設トンネル施設を破損しないように注意し施工しなければならない。</p> <p><b>4. 内装板の設置</b>                      受注者は、内装板の設置については、所定の位置に確実に固定しなければならない。</p> <p><b>14-18-3 裏込注入工</b></p> <p><b>1. 裏込注入</b>                      受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。                      なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 裏込め注入の施工</b>                      受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。                      なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。</p> <p><b>3. 注入孔の充てん</b>                      受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充填し、丁寧に仕上げなければならない。</p> <p><b>4. グラウトパイプの配置</b>                      受注者は、グラウトパイプの配置については、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>14-17-6 コンクリート面塗装工</b>                      コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3-11コンクリート面塗装工の規定による。</p> <p><b>第18節 トンネル工</b></p> <p><b>14-18-1 一般事項</b>                      本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>14-18-2 内装板工</b></p> <p><b>1. 既設内装板撤去</b>                      受注者は、既設内装板撤去については、他の部分に損傷を与えないよう行わなければならない。</p> <p><b>2. コンクリートアンカーのせん孔</b>                      受注者は、コンクリートアンカーのせん孔にあたっては、せん孔の位置、角度及び既設構造物への影響に注意し施工しなければならない。</p> <p><b>3. 破損防止</b>                      受注者は、施工に際し既設トンネル施設を破損しないように注意し施工しなければならない。</p> <p><b>4. 内装板の設置</b>                      受注者は、内装板の設置については、所定の位置に確実に固定しなければならない。</p> <p><b>14-18-3 裏込注入工</b></p> <p><b>1. 裏込注入</b>                      受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。                      なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 裏込め注入の施工</b>                      受注者は、裏込め注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。                      なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。</p> <p><b>3. 注入孔の充てん</b>                      受注者は、注入孔を硬練りモルタルにより充填し、丁寧に仕上げなければならない。</p> <p><b>4. グラウトパイプの配置</b>                      受注者は、グラウトパイプの配置については、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>5. 使用する塗料の塗装間隔</b> 受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>6. 注入量の終了確認</b> 受注者は、注入量について作業終了後、監督員の終了確認を受けるものとする。</p> <p><b>14-18-4 漏水対策工</b></p> <p><b>1. 漏水補修工の施工箇所</b> 受注者は、漏水補修工の施工箇所は<b>設計図書</b>によるが、<b>設計図書</b>と現地の漏水<b>個所</b>とに不整合がある場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 線導水の施工</b> 受注者は、線導水の施工については、ハツリ後、浮きコンクリートを除去しなければならない。</p> <p><b>3. 漏水補修工の施工</b> 受注者は、漏水補修工の施工については、導水材を設置する前に導水部を清掃しなければならない。</p> <p><b>第19節 道路付属物復旧工</b></p> <p><b>14-19-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、道路付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 道路付属物復旧工の施工</b> 受注者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>3. 発生材の処理</b> 道路付属物復旧工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-19-2 材 料</b> 受注者は、道路付属物復旧工に使用する材料について、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>と同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>14-19-3 付属物復旧工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p>	<p><b>5. 使用する塗料の塗装間隔</b> 受注者は、使用する塗料の塗装間隔については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>6. 注入量の終了確認</b> 受注者は、注入量について作業終了後、監督員の終了確認を受けるものとする。</p> <p><b>14-18-4 漏水対策工</b></p> <p><b>1. 漏水補修工の施工箇所</b> 受注者は、漏水補修工の施工箇所は<b>設計図書</b>によるが、<b>設計図書</b>と現地の漏水<b>箇所</b>とに不整合がある場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 線導水の施工</b> 受注者は、線導水の施工については、ハツリ後、浮きコンクリートを除去しなければならない。</p> <p><b>3. 漏水補修工の施工</b> 受注者は、漏水補修工の施工については、導水材を設置する前に導水部を清掃しなければならない。</p> <p><b>第19節 道路付属物復旧工</b></p> <p><b>14-19-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、道路付属物復旧工として付属物復旧工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 道路付属物復旧工の施工</b> 受注者は、道路付属物復旧工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>3. 発生材の処理</b> 道路付属物復旧工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-19-2 材 料</b> 受注者は、道路付属物復旧工に使用する材料について、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>と同一規格のものが入手できない場合は、製品及び規格について、施工前に監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>14-19-3 付属物復旧工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、付属物復旧工については、時期、箇所、材料、方法等について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに復旧数量等を監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2. ガードレール等復旧の施工</b>  ガードレール復旧、ガードケーブル復旧、ガードパイプ復旧の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>3. 転落(横断)防止柵復旧の施工</b>  転落(横断)防止柵復旧の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>4. 小型標識復旧の施工</b>  小型標識復旧の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p> <p><b>5. 標識板復旧の施工</b>  受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。</p> <p><b>6. 視線誘導標復旧 距離標復旧の施工</b>  視線誘導標復旧、距離標復旧の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p> <p><b>第20節 道路清掃工</b></p> <p><b>14-20-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b>  本節は、道路清掃工として路面清掃工、路肩整正工、排水施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 出来高確認方法</b>  受注者は、道路清掃工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 発生材の処理</b>  道路清掃工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-20-2 材 料</b>  受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督員に品質を証明する資料の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p><b>14-20-3 路面清掃工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b>  受注者は、路面清掃工の施工については、時期、箇所について<b>設計図書</b>によるほか監督員から<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 支障物の撤去及び散水</b>  受注者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を行なわな</p>	<p><b>2. ガードレール等復旧の施工</b>  ガードレール復旧、ガードケーブル復旧、ガードパイプ復旧の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>3. 転落(横断)防止柵復旧の施工</b>  転落(横断)防止柵復旧の施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>4. 小型標識復旧の施工</b>  小型標識復旧の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p> <p><b>5. 標識板復旧の施工</b>  受注者は、標識板復旧の施工については、付近の構造物、道路交通に特に注意し、支障にならないようにしなければならない。</p> <p><b>6. 視線誘導標復旧 距離標復旧の施工</b>  視線誘導標復旧、距離標復旧の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p> <p><b>第20節 道路清掃工</b></p> <p><b>14-20-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b>  本節は、道路清掃工として路面清掃工、路肩整正工、排水施設清掃工、橋梁清掃工、道路付属物清掃工、構造物清掃工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 出来高確認方法</b>  受注者は、道路清掃工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 発生材の処理</b>  道路清掃工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-20-2 材 料</b>  受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に監督員に品質を証明する資料の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p><b>14-20-3 路面清掃工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b>  受注者は、路面清掃工の施工については、時期、箇所について<b>設計図書</b>によるほか監督員から<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 支障物の撤去及び散水</b>  受注者は、路面清掃の施工を路面清掃車により行う場合は、施工前に締固まった土砂の撤去、粗大塵埃等の路面清掃車による作業の支障物の撤去及び散水を行なわな</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>ればならない。</p> <p>ただし、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は散水を行ってはならない。</p> <p>また、掃き残しがあった場合は、その処理を行わなければならない。</p> <p><b>3.塵埃収集</b></p> <p>受注者は、路面清掃にあたっては、塵埃が柵及び側溝等に入り込まないように収集しなければならない。</p> <p><b>4.横断歩道橋の清掃</b></p> <p>受注者は、横断歩道橋の、路面・階段上の塵、高欄手摺りの汚れ及び貼紙、落書き等の清掃にあたっては、歩道橋を傷つけないように施工しなければならない。</p> <p><b>14-20-4 路肩整正工</b></p> <p>受注者は、路肩整正の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、<b>設計図書</b>に示す形状に仕上げなければならない。</p> <p><b>14-20-5 排水施設清掃工</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、排水施設清掃工の施工については、時期、箇所について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2.土砂及び泥土等の飛散防止</b></p> <p>受注者は、排水施設清掃工の清掃により発生した土砂及び泥土等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。</p> <p><b>3.取り外した蓋等の復旧</b></p> <p>受注者は、排水施設清掃工の施工のために蓋等を取り外した場合は、作業終了後速やかに蓋をがたつきのないよう完全に据え付けなければならない。</p> <p><b>14-20-6 橋梁清掃工</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、橋梁清掃工の施工については、時期、箇所について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2.発生土砂の飛散防止</b></p> <p>受注者は、橋梁清掃工の施工により発生した土砂等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。</p> <p><b>14-20-7 道路付属物清掃工</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、道路付属物清掃工の施工については、時期、箇所について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p>	<p>ればならない。</p> <p>ただし、凍結等により交通に支障を与えるおそれのある場合は散水を行ってはならない。</p> <p>また、掃き残しがあった場合は、その処理を行わなければならない。</p> <p><b>3.塵埃収集</b></p> <p>受注者は、路面清掃にあたっては、塵埃が柵及び側溝等に入り込まないように収集しなければならない。</p> <p><b>4.横断歩道橋の清掃</b></p> <p>受注者は、横断歩道橋の、路面・階段上の塵、高欄手摺りの汚れ及び貼紙、落書き等の清掃にあたっては、歩道橋を傷つけないように施工しなければならない。</p> <p><b>14-20-4 路肩整正工</b></p> <p>受注者は、路肩整正の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、<b>設計図書</b>に示す形状に仕上げなければならない。</p> <p><b>14-20-5 排水施設清掃工</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、排水施設清掃工の施工については、時期、箇所について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2.土砂及び泥土等の飛散防止</b></p> <p>受注者は、排水施設清掃工の清掃により発生した土砂及び泥土等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。</p> <p><b>3.取り外した蓋等の復旧</b></p> <p>受注者は、排水施設清掃工の施工のために蓋等を取り外した場合は、作業終了後速やかに蓋をがたつきのないよう完全に据え付けなければならない。</p> <p><b>14-20-6 橋梁清掃工</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、橋梁清掃工の施工については、時期、箇所について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2.発生土砂の飛散防止</b></p> <p>受注者は、橋梁清掃工の施工により発生した土砂等は、車道や歩道上に飛散させてはならない。</p> <p><b>14-20-7 道路付属物清掃工</b></p> <p><b>1.一般事項</b></p> <p>受注者は、道路付属物清掃工の施工については、時期、箇所について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>2. 洗剤等の除去</b> 受注者は、道路付属物清掃工の施工については、洗剤等の付着物を残さないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 清掃時の注意</b> 受注者は、標識の表示板、照明器具の灯具のガラス及び反射体、視線誘導標の反射体の清掃については、材質を痛めないように丁寧に布等で拭きとらなければならない。 なお、標識の表示板の清掃については、洗剤を用いず水洗により行わなければならない。</p> <p><b>4. 標識 照明器具の清掃</b> 受注者は、標識、照明器具の清掃については、高圧線などにふれることのないように十分注意して行わなければならない。</p> <p><b>5. ガードレール機械清掃</b> (1) 機械清掃作業は、ガードレール面上に付着している汚水・泥土・塵埃及び車両の排気ガスの煤煙等による汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、受注者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。 (2) 受注者は、ガードレール清掃車の作業速度については、汚れ等の清掃に適した速度を保つようにしなければならない。 (3) 受注者は、ガードレール清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約30cmになった場合には、交換しなければならない。 (4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。 (5) 受注者は、ガードレール等の清掃中又は清掃後、支柱の支持状態及び各部材の固定状況等の異常を発見した場合には、すみやかに監督員に報告するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。</p> <p><b>6. 標識・照明・視線誘導標清掃</b> (1) 道路標識・道路照明灯人力清掃 ① 機械清掃作業は、リフト車を標識版、照明灯際に位置させ、標識板・照明ランプに付着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は、汚れ跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。 ② 受注者は、標識板・照明灯の清掃中又は清掃後、標識板・照明ランプ取り付け部のゆるみ及びピンの切損部の異常を発見した場合には、すみやかに監督員に報告するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。 (2) 視線誘導標人力清掃 ① 人力清掃作業は、視線誘導標に付着している塵埃・車両の排気ガスの煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。 ② 清掃は、設計図書に示す場合を除き、反射体及び支柱について行わなければならない。</p>	<p><b>2. 洗剤等の除去</b> 受注者は、道路付属物清掃工の施工については、洗剤等の付着物を残さないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 清掃時の注意</b> 受注者は、標識の表示板、照明器具の灯具のガラス及び反射体、視線誘導標の反射体の清掃については、材質を痛めないように丁寧に布等で拭きとらなければならない。 なお、標識の表示板の清掃については、洗剤を用いず水洗により行わなければならない。</p> <p><b>4. 標識 照明器具の清掃</b> 受注者は、標識、照明器具の清掃については、高圧線などにふれることのないように十分注意して行わなければならない。</p> <p><b>5. ガードレール機械清掃</b> (1) 機械清掃作業は、ガードレール面上に付着している汚水・泥土・塵埃及び車両の排気ガスの煤煙等による汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、受注者は汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。 (2) 受注者は、ガードレール清掃車の作業速度については、汚れ等の清掃に適した速度を保つようにしなければならない。 (3) 受注者は、ガードレール清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約30cmになった場合には、交換しなければならない。 (4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。 (5) 受注者は、ガードレール等の清掃中又は清掃後、支柱の支持状態及び各部材の固定状況等の異常を発見した場合には、速やかに監督員に連絡するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。</p> <p><b>6. 標識・照明・視線誘導標清掃</b> (1) 道路標識・道路照明灯機械清掃 ① 機械清掃作業は、リフト車を標識版、照明灯際に位置させ、標識板・照明ランプに付着している塵埃・車両の排気ガス煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。 ② 受注者は、標識板・照明灯の清掃中又は清掃後、標識板・照明ランプ取付部のゆるみ及びピンの切損部の異常を発見した場合には、速やかに監督員に報告するとともに、簡単なものについてはその場で補修しなければならない。 (2) 視線誘導標人力清掃 ① 人力清掃作業は、視線誘導標に付着している塵埃・車両の排気ガスの煤煙等による汚れを、洗剤混合水を使って雑巾等で拭き取るもので、受注者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。 ② 清掃は、設計図書に示す場合を除き、反射体及び支柱について行わなければならない。</p>

改正前 (27年版)					
<p><b>14-20-8 構造物清掃工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、構造物清掃工の施工については、時期、箇所、方法等について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 破損防止</b></p> <p>受注者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように行なわなければならない。</p> <p><b>3. 清掃による排水等流出防止</b></p> <p>受注者は、構造物清掃工の施工については、清掃による排水等が車道及び歩道に流出しないよう側溝や暗渠の排水状況を点検のうえ良好な状態に保たなければならない。</p> <p><b>4. トンネル機械清掃</b></p> <p>(1) 機械清掃パーティは、表15-4の構成を基本とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>表15-4 機械清掃構成パーティ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ブラシ式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">構成</td> <td>トンネル清掃車1台</td> </tr> <tr> <td>散水車1台</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(2) トンネル清掃作業はトンネル側壁部に付着している油埃・泥まつ等の汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、受注者は、<b>汚</b>れ跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。</p> <p>受注者は、機械清掃に先立ち、トンネル清掃車の清掃進路を妨げる障害物を除去し、清掃を容易にできるようにしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、トンネル清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約25cmになった場合には、ブラシを交換しなければならない。</p> <p>(4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、トンネル清掃車での清掃が適切でない非常用施設・照明灯等の付近を、人力(雑巾・洗車ブラシ等)にて清掃しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、トンネルの清掃中又は清掃後、側溝蓋の破損・覆工・坑門工・喚気装置・非常用施設・照明灯等の異常を発見した場合には、<b>すみやかに</b>監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>第21節 植栽維持工</b></p> <p><b>14-21-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。</p>	区分	ブラシ式	構成	トンネル清掃車1台	散水車1台
区分	ブラシ式				
構成	トンネル清掃車1台				
	散水車1台				

改正後 (29年版)					
<p><b>14-20-8 構造物清掃工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b></p> <p>受注者は、構造物清掃工の施工については、時期、箇所、方法等について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 破損防止</b></p> <p>受注者は、構造物清掃工の施工については、付随する非常用設備等を破損したり、浸水等により機能を低下させないように行なわなければならない。</p> <p><b>3. 清掃による排水等流出防止</b></p> <p>受注者は、構造物清掃工の施工については、清掃による排水等が車道及び歩道に流出しないよう側溝や暗渠の排水状況を点検のうえ良好な状態に保たなければならない。</p> <p><b>4. トンネル機械清掃</b></p> <p>(1) 機械清掃パーティは、表14-4の構成を基本とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p><b>表14-4 機械清掃構成パーティ</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>ブラシ式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">構成</td> <td>トンネル清掃車1台</td> </tr> <tr> <td>散水車1台</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>(2) トンネル清掃作業はトンネル側壁部に付着している油埃・泥等の汚れを洗剤を用いて洗浄するもので、受注者は、汚跡及び洗剤等の付着物を残さないように清掃を行わなければならない。</p> <p>受注者は、機械清掃に先立ち、トンネル清掃車の清掃進路を妨げる障害物を除去し、清掃を容易にできるようにしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、トンネル清掃車の清掃ブラシにファイバーを使用し、ブラシの消耗が残存部直径約25cmになった場合には、ブラシを交換しなければならない。</p> <p>(4) 洗剤は汚れの状態により使用量を調整しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、トンネル清掃車での清掃が適切でない非常用施設・照明灯等の付近を、人力(雑巾・洗車ブラシ等)にて清掃しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、トンネルの清掃中又は清掃後、側溝蓋の破損・覆工・坑門工・喚気装置・非常用施設・照明灯等の異常を発見した場合には、<b>速やかに</b>監督員に<b>報告</b>するものとする。</p> <p><b>第21節 植栽維持工</b></p> <p><b>14-21-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b></p> <p>本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。</p>	区分	ブラシ式	構成	トンネル清掃車1台	散水車1台
区分	ブラシ式				
構成	トンネル清掃車1台				
	散水車1台				

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2. 出来高確認の方法</b> 受注者は、植栽維持工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 樹木等の損傷</b> 受注者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>4. 発生材の処理</b> 植栽維持工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-21-2 材 料</b> 植栽維持の材料は、第3編2-17-2材料の規定による。</p> <p><b>14-21-3 樹木・芝生管理工</b> 樹木・芝生管理工の施工については、第3編2-17-3 樹木・芝生管理工の規定による。</p> <p><b>第22節 除草工</b></p> <p><b>14-22-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 対象工程</b> 本節は、除草工として道路除草工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 除草工の施工後の出来高確認の方法</b> 受注者は、除草工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 発生材の処理</b> 除草工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-22-2 道路除草工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない</p> <p><b>2. 飛散防止</b> 受注者は、道路除草工の施工にあたり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。</p> <p><b>3. 清掃</b> 受注者は、除草に先<b>立ち</b>、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空<b>缶</b>等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない</p> <p><b>4. 片付け</b> 受注者は、刈り取った草が路面に飛散する<b>恐れ</b>のある中央分離帯・路肩等ではその</p>	<p><b>2. 出来高確認の方法</b> 受注者は、植栽維持工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 樹木等の損傷</b> 受注者は、植栽維持工の施工については、施工箇所以外の樹木等に損傷を与えないように行わなければならない。また、植樹、掘取りにあたっては、樹木の根、枝、葉等に損傷を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>4. 発生材の処理</b> 植栽維持工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-21-2 材 料</b> 植栽維持の材料は、第3編2-17-2材料の規定による。</p> <p><b>14-21-3 樹木・芝生管理工</b> 樹木・芝生管理工の施工については、第3編2-17-3 樹木・芝生管理工の規定による。</p> <p><b>第22節 除草工</b></p> <p><b>14-22-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 対象工程</b> 本節は、除草工として道路除草工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 除草工の施工後の出来高確認の方法</b> 受注者は、除草工の施工後の出来高確認の方法について、施工前に監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>3. 発生材の処理</b> 除草工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-22-2 道路除草工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督員より<b>指示</b>を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない</p> <p><b>2. 飛散防止</b> 受注者は、道路除草工の施工にあたり、路面への草等の飛散防止に努めるものとし、刈り取った草等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。</p> <p><b>3. 清掃</b> 受注者は、除草に先<b>だ</b>ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空<b>缶</b>等の異物を除去する等の清掃を行わなければならない。</p> <p><b>4. 片付け</b> 受注者は、刈り取った草が路面に飛散する<b>おそれ</b>のある中央分離帯・路肩等ではそ</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>日のうちに、また法面ではすみやかに片付けなければならない。</p> <p><b>5. 陥没・亀裂等の異常の報告</b> 受注者は、除草中又は跡片付中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告しなければならない。</p> <p><b>第23節 冬期対策施設工</b> <b>14-23-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、冬期対策施設工として冬期安全施設工、その他これらに類する工種について定める。 <b>2. 損傷防止</b> 受注者は、冬期対策施設工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 <b>3. 発生材の処理</b> 冬期対策施設工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-23-2 冬期安全施設工</b> <b>1. 一般事項</b> 受注者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。 <b>2. スノーボールの設置</b> 受注者は、スノーボールの設置については、立て込み角度及び方向が交通に支障なく、十分な誘導効果が得られるようにしなければならない。 <b>3. 看板の設置</b> 受注者は、看板の設置については、設置位置及び方向が交通に支障なく、十分に確認できるようにしなければならない。 <b>4. 防雪柵の施工</b> 防雪柵の施工については、第10編1-11-6 防雪柵工の規定による。</p> <p><b>第24節 応急処理工</b> <b>14-24-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、応急処理工として応急処理作業工、その他これらに類する工種について定める。 <b>2. 損傷</b> 受注者は、応急処理工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p>	<p>日のうちに、また法面では速やかに片付けなければならない。</p> <p><b>5. 陥没・亀裂等の異常の報告</b> 受注者は、除草中又は跡片付中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告するものとする。</p> <p><b>第23節 冬期対策施設工</b> <b>14-23-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、冬期対策施設工として冬期安全施設工、その他これらに類する工種について定める。 <b>2. 損傷防止</b> 受注者は、冬期対策施設工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。 <b>3. 発生材の処理</b> 冬期対策施設工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-23-2 冬期安全施設工</b> <b>1. 一般事項</b> 受注者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督員に報告しなければならない。 <b>2. スノーボールの設置</b> 受注者は、スノーボールの設置については、立て込み角度及び方向が交通に支障なく、十分な誘導効果が得られるようにしなければならない。 <b>3. 看板の設置</b> 受注者は、看板の設置については、設置位置及び方向が交通に支障なく、十分に確認できるようにしなければならない。 <b>4. 防雪柵の施工</b> 防雪柵の施工については、第10編1-11-6 防雪柵工の規定による。</p> <p><b>第24節 応急処理工</b> <b>14-24-1 一般事項</b> <b>1. 適用工種</b> 本節は、応急処理工として応急処理作業工、その他これらに類する工種について定める。 <b>2. 損傷</b> 受注者は、応急処理工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3. 発生材の処理</b>                      応急処理工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-24-2 応急処理作業工</b>                      応急処理作業工の時期、箇所、作業内容は、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>によるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p>	<p><b>3. 発生材の処理</b>                      応急処理工の施工による発生材の処理は、第3編2-9-15 運搬処理工の規定による。</p> <p><b>14-24-2 応急処理作業工</b>                      応急処理作業工の時期、箇所、作業内容は、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>によるものとし、完了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）																												
<h2>第15章 雪 寒</h2>	<h2>第15章 雪 寒</h2>																												
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、道路工事における除雪工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b> 仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. 道路維持</b> 受注者は、雪寒の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。</p> <p><b>5. 臨機の措置</b> 受注者は、工事区間内での事故防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）</td> <td>（平成16年12月）</td> </tr> <tr> <td>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）</td> <td>（平成16年12月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路維持修繕要綱</td> <td>（昭和53年7月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路防雪便覧</td> <td>（平成2年5月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装設計施工指針</td> <td>（平成18年2月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>（平成13年9月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装施工便覧</td> <td>（平成18年2月）</td> </tr> </table> <p><b>第3節 除雪工</b></p> <p><b>15-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。</p>	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）	（平成16年12月）	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）	日本道路協会 道路維持修繕要綱	（昭和53年7月）	日本道路協会 道路防雪便覧	（平成2年5月）	日本道路協会 舗装設計施工指針	（平成18年2月）	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）	日本道路協会 舗装施工便覧	（平成18年2月）	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本章は、道路工事における除雪工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b> 仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b> 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。</p> <p><b>4. 道路維持</b> 受注者は、雪寒の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つよう維持しなければならない。</p> <p><b>5. 臨機の措置</b> 受注者は、工事区間内での事故防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督員に<b>通知</b>しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）</td> <td>（平成16年12月）</td> </tr> <tr> <td>日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）</td> <td>（平成16年12月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路維持修繕要綱</td> <td>（昭和53年7月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 道路防雪便覧</td> <td>（平成2年5月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装設計施工指針</td> <td>（平成18年2月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>（平成13年9月）</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会 舗装施工便覧</td> <td>（平成18年2月）</td> </tr> </table> <p><b>第3節 除雪工</b></p> <p><b>15-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機補償費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。</p>	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）	（平成16年12月）	日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）	日本道路協会 道路維持修繕要綱	（昭和53年7月）	日本道路協会 道路防雪便覧	（平成2年5月）	日本道路協会 舗装設計施工指針	（平成18年2月）	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）	日本道路協会 舗装施工便覧	（平成18年2月）
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）	（平成16年12月）																												
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）																												
日本道路協会 道路維持修繕要綱	（昭和53年7月）																												
日本道路協会 道路防雪便覧	（平成2年5月）																												
日本道路協会 舗装設計施工指針	（平成18年2月）																												
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）																												
日本道路協会 舗装施工便覧	（平成18年2月）																												
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）	（平成16年12月）																												
日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（防雪編）	（平成16年12月）																												
日本道路協会 道路維持修繕要綱	（昭和53年7月）																												
日本道路協会 道路防雪便覧	（平成2年5月）																												
日本道路協会 舗装設計施工指針	（平成18年2月）																												
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年9月）																												
日本道路協会 舗装施工便覧	（平成18年2月）																												



改正前（27年版）						
<p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。</p> <p>なお、第1編1-1-6施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。</p> <p>(1) 情報連絡体制（氏名、職名及び連絡方法）</p> <p>(2) 機械配置計画</p> <p><b>3. 通行規制</b></p> <p>受注者は、除雪工において、工事区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 作業区分</b></p> <p>除雪工における作業時間帯による作業区分は、表15-1のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>作業時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間作業</td> <td>7時00分～19時00分</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>19時00分～7時00分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>表15-1 作業区分</b></p> <p><b>5. 確保幅員</b></p> <p>受注者は、異常降雪時を除き常時2車線以上の幅員を確保することを目標とし、施工しなければならない。</p> <p>なお、異常降雪時における目標は、監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>6. 作業時期</b></p> <p>受注者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督員の<b>指示</b>によるものとし、作業終了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 報告書</b></p> <p>受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に伝達するものとし、翌日までに<b>設計図書</b>に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、各月の終了後、速やかに<b>設計図書</b>に示す様式により除雪月報を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>8. 作業条件の報告</b></p> <p>受注者は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>なお、観測及び報告時間、報告方法は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>9. 作業上支障となる箇所</b></p> <p>受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障と</p>	作業区分	作業時間帯	昼間作業	7時00分～19時00分	夜間作業	19時00分～7時00分
作業区分	作業時間帯					
昼間作業	7時00分～19時00分					
夜間作業	19時00分～7時00分					

改正後（29年版）						
<p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>除雪工においては、施工計画書へ以下に示す事項を記載しなければならない。</p> <p>なお、第1編1-1-6施工計画書第1項において規定している計画工程表については、記載しなくてよいものとする。</p> <p>(1) 情報連絡体制（氏名、職名及び連絡方法）</p> <p>(2) 機械配置計画</p> <p><b>3. 通行規制</b></p> <p>受注者は、除雪工において、工事区間の通行規制を行う必要がある場合は、通行規制を行う前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 作業区分</b></p> <p>除雪工における作業時間帯による作業区分は、表15-1のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>作業区分</th> <th>作業時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼間作業</td> <td>7時00分～19時00分</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>19時00分～7時00分</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>表15-1 作業区分</b></p> <p><b>5. 確保幅員</b></p> <p>受注者は、異常降雪時を除き常時2車線以上の幅員を確保することを目標とし、施工しなければならない。</p> <p>なお、異常降雪時における目標は、監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>6. 作業時期</b></p> <p>受注者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督員の<b>指示</b>によるものとし、作業終了後は速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、速やかに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 報告書</b></p> <p>受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督員に伝達するものとし、翌日までに<b>設計図書</b>に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>また、各月の終了後、速やかに<b>設計図書</b>に示す様式により除雪月報を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>8. 作業条件の報告</b></p> <p>受注者は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況について、監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p>なお、観測及び報告時間、報告方法は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>9. 作業上支障となる箇所</b></p> <p>受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障と</p>	作業区分	作業時間帯	昼間作業	7時00分～19時00分	夜間作業	19時00分～7時00分
作業区分	作業時間帯					
昼間作業	7時00分～19時00分					
夜間作業	19時00分～7時00分					

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>なる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。</p> <p><b>10. 異常時の処置</b> 受注者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>11. 交通安全</b> 受注者は、除雪工の施工については、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。</p> <p><b>15-3-2 材 料</b> 受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p><b>15-3-3 一般除雪工</b> 受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>15-3-4 運搬除雪工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 運搬除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>2. 雪捨場所及び雪捨場所の整理等</b> 受注者は、運搬除雪工における雪捨場所及び雪捨場所の整理等について、現地の状況により<b>設計図書</b>に定められた雪捨場所及び雪捨場所の整理等に支障がある場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>15-3-5 凍結防止工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、箇所、方法散布量について、監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>2. 飛散防止</b> 受注者は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 固形式凍結防止剤の散布</b> 受注者は、散布車両により固形式の凍結防止剤を散布した場合は、作業終了時にホップ内に固形剤を残さないようにするものとし、防錆のため水洗い乾燥をしなければならない。</p> <p><b>4. 凍結防止剤の保管等</b> 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「<b>除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8 貯蔵及び積み込み</b>」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>なる箇所の把握を行い、事故の防止につとめなければならない。</p> <p><b>10. 異常時の処置</b> 受注者は、除雪機械が故障、事故等により除雪作業が出来ない場合は、速やかに監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>11. 交通安全</b> 受注者は、除雪工の施工については、一般交通、歩行者等の安全に十分注意しなければならない。</p> <p><b>15-3-2 材 料</b> 受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料の<b>確認</b>を受けなければならない。</p> <p><b>15-3-3 一般除雪工</b> 受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>15-3-4 運搬除雪工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 運搬除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>2. 雪捨場所及び雪捨場所の整理等</b> 受注者は、運搬除雪工における雪捨場所及び雪捨場所の整理等について、現地の状況により<b>設計図書</b>に定められた雪捨場所及び雪捨場所の整理等に支障がある場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>15-3-5 凍結防止工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、凍結防止剤の散布については、実施する時期、箇所、方法散布量について、監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>2. 飛散防止</b> 受注者は、凍結防止剤の散布については、一般通行車両等へ凍結防止剤が飛び散らないようにしなければならない。</p> <p><b>3. 固形式凍結防止剤の散布</b> 受注者は、散布車両により固形式の凍結防止剤を散布した場合は、作業終了時にホップ内に固形剤を残さないようにするものとし、防錆のため水洗い乾燥をしなければならない。</p> <p><b>4. 凍結防止剤の保管等</b> 受注者は、凍結防止剤の保管等については、「<b>除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8 貯蔵及び積み込み</b>」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>5. 凍結防止剤の使用量の確認方法</b> 凍結防止剤の使用量の確認方法は、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>15-3-6 歩道除雪工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 受注者は、<b>ハンドガイド式除雪車</b>により施工を行う場合は、「<b>歩道除雪機安全対策指針(案)</b>」(建設経済局建設機械化建設専門官、道路局企画課道路防災対策室課長補佐 昭和 63 年 10 月 24 日)を参考とする。</p> <p><b>15-3-7 安全処理工</b></p> <p><b>1. 施工計画書</b> 受注者は、雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。また、実施時期、施工方法については、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 人工雪崩の施工については、「<b>除雪・防雪ハンドブック(防雪編) 6.2.5 雪崩の処理</b>」(日本建設機械化協会、平成 16 年 12 月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>15-3-8 雪道巡回工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 雪道通常巡回は、<b>設計図書</b>に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として以下の事項について情報収集を行うものとする。</p> <p>(1) 路面状況 (2) 降雪及び積雪状況 (3) 雪崩危険箇所等の状況 (4) 雪庇状況 (5) 交通状況 (6) その他、防雪施設等の状況</p> <p><b>2. 実施時期</b> 雪道通常巡回の実施時期は、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>による。</p> <p><b>3. 異常時の処置</b> 受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ<b>連絡</b>し、その処置について<b>指示</b>を受けなければならない。</p>	<p><b>5. 凍結防止剤の使用量の確認方法</b> 凍結防止剤の使用量の確認方法は、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>15-3-6 歩道除雪工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 受注者は、<b>クローラ・ハンドガイド型除雪機</b>により施工を行う場合は、「<b>歩道除雪機安全対策指針(案)</b>」(建設経済局建設機械化建設専門官、道路局企画課道路防災対策室課長補佐 昭和 63 年 10 月 24 日)を参考とする。</p> <p><b>15-3-7 安全処理工</b></p> <p><b>1. 施工計画書</b> 受注者は、雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、監督員の<b>指示</b>を受けなければならない。また、実施時期、施工方法については、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 人工雪崩の施工については、「<b>除雪・防雪ハンドブック(防雪編) 6.2.5 雪崩の処理</b>」(日本建設機械化協会、平成 16 年 12 月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>15-3-8 雪道巡回工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 雪道通常巡回は、<b>設計図書</b>に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として以下の事項について情報収集を行うものとする。</p> <p>(1) 路面状況 (2) 降雪及び積雪状況 (3) 雪崩危険箇所等の状況 (4) 雪庇状況 (5) 交通状況 (6) その他、防雪施設等の状況</p> <p><b>2. 実施時期</b> 雪道通常巡回の実施時期は、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>による。</p> <p><b>3. 異常時の処置</b> 受注者は、雪道通常巡回中に道路交通に異常が生じている場合または異常が生ずる恐れがある場合は、直ちに監督員へ<b>連絡</b>し、その処置について<b>指示</b>を受けなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>4. 巡回日誌</b> 受注者は、雪道通常巡回終了後速やかに、<b>設計図書</b>に定める様式により巡回日誌を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 雪道緊急巡回</b> 雪道緊急巡回は、監督員の<b>指示</b>する実施時期及び箇所について、監督員の<b>指示</b>する内容の情報収集及び<b>連絡</b>を行うものとする。</p> <p><b>6. 巡回員の資格</b> 雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。 なお、緊急の場合などで監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。</p> <p><b>15-3-9 待機補償費</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 待機費とは、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>により、除雪作業の出動のために待機させた、情報連絡・作業管理を行う世話役と運転要員に対する費用のうち、除雪作業がなかった時間帯に係る費用で、対象時間、待機人員は<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>2. 待機補償における待機の期間及び内容</b> 待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>3. 情報連絡員</b> 受注者は、待機期間中、世話役を除雪基地に待機させ、雪に関する情報、交通情報の収集整理をするとともに、除雪作業が必要となる場合に備え、監督員との連絡体制を確保しなければならない。</p> <p><b>4. 運転要員等</b> 受注者は、待機期間中、待機対象の除雪機械の運転要員等を除雪基地で常に出勤できる状態で待機させなければならない。</p> <p><b>15-3-10 保険費</b> 受注者は、除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督員から請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>15-3-11 除雪機械修理工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ないまたはそのおそれがある場合は、監督員に<b>報告</b>し、<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>2. 除雪機械の修理内容</b> 除雪機械の修理内容は、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p>	<p><b>4. 巡回日誌</b> 受注者は、雪道通常巡回終了後速やかに、<b>設計図書</b>に定める様式により巡回日誌を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 雪道緊急巡回</b> 雪道緊急巡回は、監督員の<b>指示</b>する実施時期及び箇所について、監督員の<b>指示</b>する内容の情報収集及び<b>連絡</b>を行うものとする。</p> <p><b>6. 巡回員の資格</b> 雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。 なお、緊急の場合などで監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。</p> <p><b>15-3-9 待機補償費</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 待機費とは、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>により、除雪作業の出動のために待機させた、情報連絡・作業管理を行う世話役と運転要員に対する費用のうち、除雪作業がなかった時間帯に係る費用で、対象時間、待機人員は<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>2. 待機補償における待機の期間及び内容</b> 待機の期間、待機時間、待機人員及び内容は、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p> <p><b>3. 情報連絡員</b> 受注者は、待機期間中、世話役を除雪基地に待機させ、雪に関する情報、交通情報の収集整理をするとともに、除雪作業が必要となる場合に備え、監督員との連絡体制を確保しなければならない。</p> <p><b>4. 運転要員等</b> 受注者は、待機期間中、待機対象の除雪機械の運転要員等を除雪基地で常に出勤できる状態で待機させなければならない。</p> <p><b>15-3-10 保険費</b> 受注者は、除雪機械について自動車損害保険に加入するものとし、関係書類を保管し、監督員から請求があった場合は、速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p><b>15-3-11 除雪機械修理工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、除雪機械及び付属品等が、故障、損耗等により正常な作業が出来ないまたはそのおそれがある場合は、監督員に<b>報告</b>し、<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p><b>2. 除雪機械の修理内容</b> 除雪機械の修理内容は、<b>設計図書</b>または監督員の<b>指示</b>によるものとする。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）																																																						
<h2>第16章 道路修繕</h2>	<h2>第16章 道路修繕</h2>																																																						
<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造土工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b></p> <p>道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b></p> <p>本章に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章～10章の規定による。</p> <p><b>4. 道路修繕の施工</b></p> <p>受注者は、道路修繕の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。</p> <p><b>5. 臨機の措置</b></p> <p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-44 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路維持修繕要綱</td> <td>(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋塗装・防食便覧</td> <td>(平成17年12月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装再生便覧</td> <td>(平成22年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋補修便覧</td> <td>(平成元年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装施工便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>(平成13年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装設計施工指針</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装設計便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)	日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)	<p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本章は、道路工事における工場製作工、工場製品輸送工、道路土工、舗装工、排水構造土工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路付属施設工、軽量盛土工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、法面工、落石雪害防止工、橋梁床版工、鋼桁工、橋梁支承工、橋梁付属物工、横断歩道橋工、橋脚巻立て工、現場塗装工、トンネル工、構造物撤去工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 適用規定（1）</b></p> <p>道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。</p> <p><b>3. 適用規定（2）</b></p> <p>本章に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編及び本編第1章～10章の規定による。</p> <p><b>4. 道路修繕の施工</b></p> <p>受注者は、道路修繕の施工にあたっては、安全かつ円滑な交通を確保するため道路を良好な状態に保つようにしなければならない。</p> <p><b>5. 臨機の措置</b></p> <p>受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-44 臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路維持修繕要綱</td> <td>(昭和53年7月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>鋼道路橋塗装・防食便覧</td> <td>(平成26年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td>(平成19年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装再生便覧</td> <td>(平成22年11月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路橋補修便覧</td> <td>(平成元年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装施工便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装の構造に関する技術基準・同解説</td> <td>(平成13年9月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装設計施工指針</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>舗装設計便覧</td> <td>(平成18年2月)</td> </tr> </table>	日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)	日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成26年3月)	日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)	日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)	日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)	日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)	日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)	日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)
日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																																																					
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成17年12月)																																																					
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)																																																					
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)																																																					
日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)																																																					
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)																																																					
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																																					
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)																																																					
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)																																																					
日本道路協会	道路維持修繕要綱	(昭和53年7月)																																																					
日本道路協会	鋼道路橋塗装・防食便覧	(平成26年3月)																																																					
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年6月)																																																					
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年11月)																																																					
日本道路協会	道路橋補修便覧	(平成元年8月)																																																					
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年2月)																																																					
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	(平成13年9月)																																																					
日本道路協会	舗装設計施工指針	(平成18年2月)																																																					
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年2月)																																																					

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>16-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、工場製作工として床版補強材製作工、桁補強材製作工、落橋防止装置製作工、RC橋脚巻立て鋼板製作工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p><b>3. 鋳鉄品及び鋳造品</b></p> <p>受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては、<b>設計図書</b>に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。</p> <p><b>16-3-2 材 料</b></p> <p>材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>16-3-3 床版補強材製作工</b></p> <p>床版補強材製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>16-3-4 桁補強材製作工</b></p> <p>桁補強材製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>16-3-5 落橋防止装置製作工</b></p> <p>落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。</p> <p><b>16-3-6 RC橋脚巻立て鋼板製作工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p>RC橋脚巻立て鋼板製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>2. 鋼板製作</b></p> <p>(1) 受注者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(2) 鋼板の加工は、工場で行うものとする。これにより難い場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、鋼板固定用等の孔あけは、正確な位置に直角に行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、先付け鋼板には裏当て材を点溶接し、吊金具を取り付けなければならない。</p>	<p><b>第3節 工場製作工</b></p> <p><b>16-3-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、工場製作工として床版補強材製作工、桁補強材製作工、落橋防止装置製作工、RC橋脚巻立て鋼板製作工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 施工計画書</b></p> <p>受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p><b>3. 鋳鉄品及び鋳造品</b></p> <p>受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては、<b>設計図書</b>に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。</p> <p><b>16-3-2 材 料</b></p> <p>材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>16-3-3 床版補強材製作工</b></p> <p>床版補強材製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>16-3-4 桁補強材製作工</b></p> <p>桁補強材製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>16-3-5 落橋防止装置製作工</b></p> <p>落橋防止装置製作工の施工については、第3編2-12-6落橋防止装置製作工の規定による。</p> <p><b>16-3-6 RC橋脚巻立て鋼板製作工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b></p> <p>RC橋脚巻立て鋼板製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。</p> <p><b>2. 鋼板製作</b></p> <p>(1) 受注者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(2) 鋼板の加工は、工場で行うものとする。これにより難い場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p>(4) 受注者は、鋼板固定用等の孔あけは、正確な位置に直角に行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、先付け鋼板には裏当て材を点溶接し、吊金具を取り付けなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3. 型鋼製作</b></p> <p>(1) 受注者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を受けなければならない。</p> <p>(2) 型鋼の加工は、工場で行うものとする。</p> <p>(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11 工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>16-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-4-2 輸送工</b></p> <p>輸送工の施工については、第3編2-8-2 輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 舗装工</b></p> <p><b>16-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 作業中に生じる段差の処理</b></p> <p>受注者は、舗設作業中に生じる段差を<b>下記</b>により処理しなければならない。</p> <p>なお、舗設段差の摺付に使用した合材を、次回の舗設に先だって取り除き、清掃してからでなければ次の舗装を行ってはならない。</p> <p>(2) 縦断段差</p> <p>縦断方向の段差は、一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により1:20以上の勾配で摺付けるものとする。</p> <p>また、縦断方向の摺付は、本線舗装と同時施工するものとし、締固めも同機種で行うものとする。</p> <p>(2) 横断段差</p> <p>横断方向の段差は、生じないように施工するものとし、やむを得ず横断方向に段差を付した状態で一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により、1:5程度で摺付けなければならない。</p> <p>(3) 支道摺付・路肩摺付</p> <p>支道摺付は、本線舗装と並行して行うものとし、本線舗装と支道の段差を<b>付</b>けないよう施工しなければならない。やむを得ず段差が生じる場合には、摺付勾配1:10程度とし、適切な保安施設を設置するものとする。</p> <p><b>3. 本線舗装の起終点摺付</b></p> <p>受注者は、本線舗装の起終点摺付については、アスファルト合材の飛散等のないように、密着させなければならない。</p>	<p><b>3. 型鋼製作</b></p> <p>(1) 受注者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を受けなければならない。</p> <p>(2) 型鋼の加工は、工場で行うものとする。</p> <p>(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11 工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第4節 工場製品輸送工</b></p> <p><b>16-4-1 一般事項</b></p> <p>本節は、工場製品輸送工として、輸送工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-4-2 輸送工</b></p> <p>輸送工の施工については、第3編2-8-2 輸送工の規定による。</p> <p><b>第5節 舗装工</b></p> <p><b>16-5-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、舗装工として、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、路上再生工、薄層カラー舗装工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 作業中に生じる段差の処理</b></p> <p>受注者は、舗設作業中に生じる段差を<b>以下</b>により処理しなければならない。</p> <p>なお、舗設段差の摺付に使用した合材を、次回の舗設に先だって取り除き、清掃してからでなければ次の舗装を行ってはならない。</p> <p>(2) 縦断段差</p> <p>縦断方向の段差は、一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により1:20以上の勾配で摺付けるものとする。</p> <p>また、縦断方向の摺付は、本線舗装と同時施工するものとし、締固めも同機種で行わなければならない。</p> <p>(2) 横断段差</p> <p>横断方向の段差は、生じないように施工するものとし、やむを得ず横断方向に段差を付した状態で一般交通の用に供さなければならない場合には、舗設中の合材により、1:5程度で摺付けなければならない。</p> <p>(3) 支道摺付・路肩摺付</p> <p>支道摺付は、本線舗装と並行して行うものとし、本線舗装と支道の段差を<b>つ</b>けないよう施工しなければならない。やむを得ず段差が生じる場合には、摺付勾配1:10程度とし、適切な保安施設を設置するものとする。</p> <p><b>3. 本線舗装の起終点摺付</b></p> <p>受注者は、本線舗装の起終点摺付については、アスファルト合材の飛散等のないように、密着させなければならない。</p>

改正前 (27年版)																		
<b>16-5-2 材料</b>																		
<b>1. アスファルト乳剤</b>																		
路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤(MN-1)とし、表17-1の規格に適合するものとする。																		
<b>表17-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格</b>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類及び記号</th> <th>ノニオン乳剤・MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラ一度(25℃)</td> <td>2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分(1.18mm)%</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性%</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分%</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度(25℃) 1/10mm</td> <td>60を超え300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯留安定度(24hr) %</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>		種類及び記号	ノニオン乳剤・MN-1	エングラ一度(25℃)	2~30	ふるい残留分(1.18mm)%	0.3以下	セメント混合性%	1.0以下	蒸発残留分%	57以上	蒸発残留物	針入度(25℃) 1/10mm	60を超え300以下	トルエン可溶分 %	97以上	貯留安定度(24hr) %	1以下
種類及び記号	ノニオン乳剤・MN-1																	
エングラ一度(25℃)	2~30																	
ふるい残留分(1.18mm)%	0.3以下																	
セメント混合性%	1.0以下																	
蒸発残留分%	57以上																	
蒸発残留物	針入度(25℃) 1/10mm	60を超え300以下																
	トルエン可溶分 %	97以上																
貯留安定度(24hr) %	1以下																	
<p>[注]エングラ一度が15以下の乳剤についてはJIS K 2208 6.3によって求め、15を超える乳剤についてはJIS K 2208 6.4によって粘度を求め、エングラ一度に換算する。</p>																		
<b>2. 適用規定</b>																		
路上表層再生工に使用する新規アスファルト混合物の規定は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料のうち該当する項目によるものとする。																		
<b>16-5-3 路面切削工</b>																		
路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定によるものとする。																		
<b>16-5-4 舗装打替え工</b>																		
舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定によるものとする。																		
<b>16-5-5 切削オーバーレイ工</b>																		
切削オーバーレイ工の施工については、第10編14-4-5路面切削工の規定によるものとする。																		

改正後 (29年版)																		
<b>16-5-2 材料</b>																		
<b>1. アスファルト乳剤</b>																		
路上再生セメント・アスファルト乳剤安定処理を行う場合に使用するアスファルト乳剤は、ノニオン系アスファルト乳剤(MN-1)とし、表16-1の規格に適合するものとする。																		
<b>表16-1 セメント混合用アスファルト乳剤の規格</b> ( (社) 日本道路協会規格 )																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類及び記号</th> <th>ノニオン乳剤・MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラ一度(25℃)</td> <td>2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分(1.18mm)%</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性%</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分%</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度(25℃)</td> <td>60を超え300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯留安定度(24時間) %</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table>		種類及び記号	ノニオン乳剤・MN-1	エングラ一度(25℃)	2~30	ふるい残留分(1.18mm)%	0.3以下	セメント混合性%	1.0以下	蒸発残留分%	57以上	蒸発残留物	針入度(25℃)	60を超え300以下	トルエン可溶分 %	97以上	貯留安定度(24時間) %	1以下
種類及び記号	ノニオン乳剤・MN-1																	
エングラ一度(25℃)	2~30																	
ふるい残留分(1.18mm)%	0.3以下																	
セメント混合性%	1.0以下																	
蒸発残留分%	57以上																	
蒸発残留物	針入度(25℃)	60を超え300以下																
	トルエン可溶分 %	97以上																
貯留安定度(24時間) %	1以下																	
<p>[注]試験方法は、舗装調査・試験法便覧1-3アスファルト乳剤の試験によるものとする。</p>																		
<b>2. 適用規定</b>																		
路上表層再生工に使用する新規アスファルト混合物の規定は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料のうち該当する項目による。																		
<b>16-5-3 路面切削工</b>																		
路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。																		
<b>16-5-4 舗装打替え工</b>																		
舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定による。																		
<b>16-5-5 切削オーバーレイ工</b>																		
切削オーバーレイ工の施工については、第10編14-4-5路面切削工の規定による。																		



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>16-5-6 オーバーレイ工</b>                      オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定によるものとする。</p> <p><b>16-5-7 路上再生工</b>                      路上再生工の施工については、第10編14-4-7路上再生工の規定によるものとする。</p> <p><b>16-5-8 薄層カラー舗装工</b>                      薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p> <p><b>16-5-9 グルーピング工</b>                      グルーピング工の施工については、第10編14-4-11グルーピング工の規定による。</p> <p><b>第6節 排水構造物工</b></p> <p><b>16-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b>                      本節は、排水構造物工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 構造物の撤去</b>                      受注者は、構造物の撤去については必要最低限で行い、かつ撤去しない部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>16-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-6-3 側溝工</b>                      側溝工の施工については、第10編1-10-3側溝工の規定による。</p> <p><b>16-6-4 管渠工</b>                      管渠工の施工については、第10編1-10-4管渠工の規定によるものとする。</p> <p><b>16-6-5 集水樹・マンホール工</b>                      集水樹・マンホール工の施工については、第10編1-10-5集水樹・マンホール工の規定による。</p>	<p><b>16-5-6 オーバーレイ工</b>                      オーバーレイ工の施工については、第3編2-6-17オーバーレイ工の規定による。</p> <p><b>16-5-7 路上再生工</b>                      路上再生工の施工については、第10編14-4-7路上再生工の規定による。</p> <p><b>16-5-8 薄層カラー舗装工</b>                      薄層カラー舗装工の施工については、第3編2-6-13薄層カラー舗装工の規定による。</p> <p><b>16-5-9 グルーピング工</b>                      グルーピング工の施工については、第10編14-4-11グルーピング工の規定による。</p> <p><b>第6節 排水構造物工</b></p> <p><b>16-6-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b>                      本節は、排水構造物工として、作業土工（床掘り、埋戻し）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p><b>2. 構造物の撤去</b>                      受注者は、構造物の撤去については必要最低限で行い、かつ撤去しない部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>16-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-6-3 側溝工</b>                      側溝工の施工については、第10編1-10-3側溝工の規定による。</p> <p><b>16-6-4 管渠工</b>                      管渠工の施工については、第10編1-10-4管渠工の規定によるものとする。</p> <p><b>16-6-5 集水樹・マンホール工</b>                      集水樹・マンホール工の施工については、第10編1-10-5集水樹・マンホール工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>16-6-6 地下排水工</b> 地下排水工の施工については、第10編 1-10-6 地下排水工の規定による。</p> <p><b>16-6-7 場所打水路工</b> 場所打水路工の施工については、第10編 1-10-7 場所打水路工の規定による。</p> <p><b>16-6-8 排水工</b> 排水工の施工については、第10編 1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）の規定による。</p> <p><b>第7節 縁石工</b></p> <p><b>16-7-1 一般事項</b> 本節は、縁石工として作業土工（床掘り、埋戻し）、縁石工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-7-3 縁石工</b> 縁石工の施工については、第3編 2-3-5 縁石工の規定による。</p> <p><b>第8節 防護柵工</b></p> <p><b>16-8-1 一般事項</b> 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り、埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-8-3 路側防護柵工</b> 路側防護柵工の施工については、第3編 2-3-8 路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>16-8-4 防止柵工</b> 防止柵工の施工については、第3編 2-3-7 防止柵工の規定による。</p>	<p><b>16-6-6 地下排水工</b> 地下排水工の施工については、第10編 1-10-6 地下排水工の規定による。</p> <p><b>16-6-7 場所打水路工</b> 場所打水路工の施工については、第10編 1-10-7 場所打水路工の規定による。</p> <p><b>16-6-8 排水工</b> 排水工の施工については、第10編 1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）の規定による。</p> <p><b>第7節 縁石工</b></p> <p><b>16-7-1 一般事項</b> 本節は、縁石工として作業土工（床掘り、埋戻し）、縁石工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-7-3 縁石工</b> 縁石工の施工については、第3編 2-3-5 縁石工の規定による。</p> <p><b>第8節 防護柵工</b></p> <p><b>16-8-1 一般事項</b> 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（床掘り、埋戻し）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-8-3 路側防護柵工</b> 路側防護柵工の施工については、第3編 2-3-8 路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>16-8-4 防止柵工</b> 防止柵工の施工については、第3編 2-3-7 防止柵工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>16-8-5 ボックスビーム工</b> ボックスビーム工の施工については、第10編2-8-5ボックスビーム工の規定による。</p> <p><b>16-8-6 車止めポスト工</b> 車止めポスト工の施工については、第10編2-8-6車止めポスト工の規定による。</p> <p><b>16-8-7 防護柵基礎工</b> 防護柵基礎工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>第9節 標識工</b></p> <p><b>16-9-1 一般事項</b> 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。なお、設置にあたっては、道路保全課と事前に<b>協議</b>することとする。</p> <p><b>16-9-2 材 料</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定による。</p> <p><b>2. 標識工錆止めペイント</b> 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。</p> <p><b>3. 標識工の基礎杭</b> 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。</p> <p><b>4. リブの取付</b> 受注者は、標識板には<b>設計図書</b>に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p> <p><b>5. 脱脂処理</b> 受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p><b>6. 標識板の文字・記号等</b> 受注者は、標識板の文字・記号等を「<b>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令</b>」（<b>標識令</b>）及び「<b>道路標識設置基準・同解説</b>」（<b>日本道路協会、昭和62年1月</b>）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>16-8-5 ボックスビーム工</b> ボックスビーム工の施工については、第10編2-8-5ボックスビーム工の規定による。</p> <p><b>16-8-6 車止めポスト工</b> 車止めポスト工の施工については、第10編2-8-6車止めポスト工の規定による。</p> <p><b>16-8-7 防護柵基礎工</b> 防護柵基礎工の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p><b>第9節 標識工</b></p> <p><b>16-9-1 一般事項</b> 本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これらに類する工種について定める。なお、設置にあたっては、道路保全課と事前に<b>協議</b>することとする。</p> <p><b>16-9-2 材 料</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-12-1道路標識の規定による。</p> <p><b>2. 標識工錆止めペイント</b> 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用さび止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するものを用いるものとする。</p> <p><b>3. 標識工の基礎杭</b> 標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）STK400、JIS A 5525（鋼管ぐい）SKK400及びJIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS400の規格に適合するものとする。</p> <p><b>4. リブの取付</b> 受注者は、標識板には<b>設計図書</b>に示す位置にリブを標識板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。</p> <p><b>5. 脱脂処理</b> 受注者は、標識板の下地処理にあたっては脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p> <p><b>6. 標識板の文字・記号等</b> 受注者は、標識板の文字・記号等を「<b>静岡県道路標識の寸法を定める条例</b>」（<b>静岡市条例第89号</b>）、「<b>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令</b>」（<b>標識令</b>）及び「<b>道路標識設置基準・同解説</b>」（<b>日本道路協会、昭和62年1月</b>）による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>16-9-3 小型標識工</b> 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p> <p><b>16-9-4 大型標識工</b> 大型標識工の施工については、第10編2-9-4大型標識工の規定による。</p> <p><b>第10節 区画線工</b></p> <p><b>16-10-1 一般事項</b> 本節は、区画線工として区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-10-2 区画線工</b> 区画線工の施工については、第10編2-10-2区画線工の規定による。</p> <p><b>第11節 道路植栽工</b></p> <p><b>16-11-1 一般事項</b> 本節は、道路植栽工として道路植栽工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-11-2 材料</b> 道路植栽工で使用する材料については、第10編2-11-2材料の規定による。</p> <p><b>16-11-3 道路植栽工</b> 道路植栽工の施工については、第10編2-11-3道路植栽工の規定による。</p> <p><b>第12節 道路付属施設工</b></p> <p><b>16-12-1 一般事項</b> 本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-12-2 材料</b></p> <p><b>1.適用規定（1）</b> 境界工で使用する材料については、第10編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>2.適用規定（2）</b> 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3セメントコンクリート製品の規定による。</p> <p><b>3.ラバーシューの品質規格</b> 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>4.適用規定（3）</b> 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第2編2-7-2</p>	<p><b>16-9-3 小型標識工</b> 小型標識工の施工については、第3編2-3-6小型標識工の規定による。</p> <p><b>16-9-4 大型標識工</b> 大型標識工の施工については、第10編2-9-4大型標識工の規定による。</p> <p><b>第10節 区画線工</b></p> <p><b>16-10-1 一般事項</b> 本節は、区画線工として区画線工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-10-2 区画線工</b> 区画線工の施工については、第10編2-10-2区画線工の規定による。</p> <p><b>第11節 道路植栽工</b></p> <p><b>16-11-1 一般事項</b> 本節は、道路植栽工として道路植栽工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-11-2 材料</b> 道路植栽工で使用する材料については、第10編2-11-2材料の規定による。</p> <p><b>16-11-3 道路植栽工</b> 道路植栽工の施工については、第10編2-11-3道路植栽工の規定による。</p> <p><b>第12節 道路付属施設工</b></p> <p><b>16-12-1 一般事項</b> 本節は、道路付属施設工として境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-12-2 材料</b></p> <p><b>1.適用規定（1）</b> 境界工で使用する材料については、第10編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>2.適用規定（2）</b> 踏掛版工で使用する乳剤等の品質規格については、第3編2-6-3セメントコンクリート製品の規定による。</p> <p><b>3.ラバーシューの品質規格</b> 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>4.適用規定（3）</b> 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合、床版の品質等は、第2編2-7-2</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>セメントコンクリート製品の規定もしくは、<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>5. 現場塗装</b> 組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>16-12-3 境界工</b> 境界工の施工については、第10編2-12-3境界工の規定による。</p> <p><b>16-12-4 道路付属物工</b> 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p> <p><b>16-12-5 ケーブル配管工</b> ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第10編2-5-3側溝工、2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定による。</p> <p><b>16-12-6 照明工</b> 照明工の施工については、第10編2-12-6照明工の規定による。</p> <p><b>第13節 軽量盛土工</b></p> <p><b>16-13-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-13-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第14節 擁壁工</b></p> <p><b>16-14-1 一般事項</b> 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-14-3 場所打擁壁工</b> 場所打擁壁工の施工については、第10編14-10-3場所打擁壁工の規定による。</p> <p><b>16-14-4 プレキャスト擁壁工</b> プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p>	<p>セメントコンクリート製品の規定もしくは、<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>5. 現場塗装</b> 組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>16-12-3 境界工</b> 境界工の施工については、第10編2-12-3境界工の規定による。</p> <p><b>16-12-4 道路付属物工</b> 道路付属物工の施工については、第3編2-3-10道路付属物工の規定による。</p> <p><b>16-12-5 ケーブル配管工</b> ケーブル配管及びハンドホールの設置については、第10編2-5-3側溝工、2-5-5集水柵（街渠柵）・マンホール工の規定による。</p> <p><b>16-12-6 照明工</b> 照明工の施工については、第10編2-12-6照明工の規定による。</p> <p><b>第13節 軽量盛土工</b></p> <p><b>16-13-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-13-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第14節 擁壁工</b></p> <p><b>16-14-1 一般事項</b> 本節は、擁壁工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-14-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-14-3 場所打擁壁工</b> 場所打擁壁工の施工については、第10編14-10-3場所打擁壁工の規定による。</p> <p><b>16-14-4 プレキャスト擁壁工</b> プレキャスト擁壁工の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第15節 石・ブロック積（張）工</b></p> <p><b>16-15-1 一般事項</b> 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-15-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-15-3 コンクリートブロック工</b> コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>16-15-4 石積（張）工</b> 石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。</p> <p><b>第16節 カルバート工</b></p> <p><b>16-16-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、カルバート工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「<b>道路土工—カルバート工指針7-1基本方針</b>」（日本道路協会、平成22年3月）及び「<b>道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. カルバート</b> 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</p> <p><b>16-16-2 材 料</b> 受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものとするが、記載なき場合、「<b>道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b>」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>16-16-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>	<p><b>第15節 石・ブロック積（張）工</b></p> <p><b>16-15-1 一般事項</b> 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-15-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-15-3 コンクリートブロック工</b> コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p><b>16-15-4 石積（張）工</b> 石積（張）工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。</p> <p><b>第16節 カルバート工</b></p> <p><b>16-16-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、カルバート工として作業土工（床掘り、埋戻し）、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 受注者は、カルバートの施工にあたっては、「<b>道路土工—カルバート工指針7-1基本方針</b>」（日本道路協会、平成22年3月）及び「<b>道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工</b>」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>3. カルバート</b> 本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びパイプカルバート（遠心力鉄筋コンクリート管（ヒューム管）、プレストレストコンクリート管（PC管））をいうものとする。</p> <p><b>16-16-2 材 料</b> 受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものとするが、記載なき場合、「<b>道路土工—カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度</b>」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>16-16-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>よる。</p> <p><b>16-16-4 場所打函渠工</b> 場所打函渠工の施工については、第10編1-9-6場所打函渠工の規定による。</p> <p><b>16-16-5 プレキャストカルバート工</b> プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>16-16-6 防水工</b> 防水工の施工については、第10編1-9-8防水工の規定による。</p> <p><b>第17節 法面工</b></p> <p><b>16-17-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 法面の施工にあたって、「<b>道路土工—切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編</b>」（日本道路協会、平成21年6月）、「<b>道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工</b>」（日本道路協会、平成22年4月）、「<b>のり枠工の設計・施工指針第7章吹付枠工、第8章プレキャスト枠工、第9章現場打ちコンクリート枠工</b>」（全国特定法面保護協会、平成18年11月）及び「<b>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工</b>」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>16-17-2 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>16-17-3 法面吹付工</b> 法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。</p> <p><b>16-17-4 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>16-17-5 法面施肥工</b> 法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。</p>	<p>よる。</p> <p><b>16-16-4 場所打函渠工</b> 場所打函渠工の施工については、第10編1-9-6場所打函渠工の規定による。</p> <p><b>16-16-5 プレキャストカルバート工</b> プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>16-16-6 防水工</b> 防水工の施工については、第10編1-9-8防水工の規定による。</p> <p><b>第17節 法面工</b></p> <p><b>16-17-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 法面の施工にあたって、「<b>道路土工—切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編</b>」（日本道路協会、平成21年6月）、「<b>道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工</b>」（日本道路協会、平成22年4月）、「<b>のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工</b>」（全国特定法面保護協会、平成25年10月）及び「<b>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工</b>」（地盤工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>16-17-2 植生工</b> 植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>16-17-3 法面吹付工</b> 法面吹付工の施工については、第3編2-14-3吹付工の規定による。</p> <p><b>16-17-4 法枠工</b> 法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>16-17-5 法面施肥工</b> 法面施肥工の施工については、第3編2-14-5法面施肥工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>16-17-6 アンカー工</b> アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。</p> <p><b>16-17-7 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>第18節 落石雪害防止工</b></p> <p><b>16-18-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、落石雪害防止工として作業土工（床掘り、埋戻し）、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 落石雪害防止工の施工</b> 受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 新たな落石箇所発見時の処置</b> 受注者は、工事着手前及び工事中に<b>設計図書</b>に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見した場合には、直ちに<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>16-18-2 材 料</b> 受注者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、<b>設計図書</b>に記載のないものについては、<b>設計図書</b>に関して監督員に<b>協議し承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>16-18-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-18-4 落石防止網工</b> 落石防止網工の施工については、第10編1-11-4落石防止網工の規定による。</p> <p><b>16-18-5 落石防護柵工</b> 落石防護柵工の施工については、第10編1-11-5落石防護柵工の規定による。</p> <p><b>16-18-6 防雪柵工</b> 防雪柵工の施工については、第10編1-11-6防雪柵工の規定による。</p>	<p><b>16-17-6 アンカー工</b> アンカー工の施工については、第3編2-14-6アンカー工の規定による。</p> <p><b>16-17-7 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>第18節 落石雪害防止工</b></p> <p><b>16-18-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、落石雪害防止工として作業土工（床掘り、埋戻し）、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 落石雪害防止工の施工</b> 受注者は、落石雪害防止工の施工に際して、斜面内の浮石、転石があり危険と予測された場合、工事を中止し、監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に<b>連絡</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 新たな落石箇所発見時の処置</b> 受注者は、工事着手前及び工事中に<b>設計図書</b>に示すほかに、当該斜面内において新たな落石箇所を発見した場合には、直ちに<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>16-18-2 材 料</b> 受注者は、落石雪害防止工の施工に使用する材料で、<b>設計図書</b>に記載のないものについては、<b>設計図書</b>に関して監督員に<b>協議し承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>16-18-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-18-4 落石防止網工</b> 落石防止網工の施工については、第10編1-11-4落石防止網工の規定による。</p> <p><b>16-18-5 落石防護柵工</b> 落石防護柵工の施工については、第10編1-11-5落石防護柵工の規定による。</p> <p><b>16-18-6 防雪柵工</b> 防雪柵工の施工については、第10編1-11-6防雪柵工の規定による。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>16-18-7 雪崩予防柵工</b> 雪崩予防柵工の施工については、第10編 1-11-7 雪崩予防柵工の規定による。</p> <p><b>第19節 橋梁床版工</b></p> <p><b>16-19-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）・（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常時の処置</b> 受注者は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 異物等落下の注意</b> 受注者は、橋下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。</p> <p><b>4. 関係資料の提示</b> 受注者は、工事完了後監督員から「橋梁台帳」又は「立体横断歩道橋台帳」の作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を<b>提示</b>又は<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5. マイクロフィルム等</b> 受注者は、<b>完成図面をマイクロフィルムに収め提出</b>するものとする。</p> <p><b>16-19-2 材 料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>16-19-3 床版補強工（鋼板接着工法）</b> 床版補強工（鋼板接着工法）の施工については、第10編14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）の規定による。</p> <p><b>16-19-4 床版補強工（増桁架設工法）</b> 床版補強工（増桁架設工法）の施工については、第10編14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定による。</p> <p><b>16-19-5 床版増厚補強工</b> 床版増厚補強工の施工については、第10編14-14-5 床版増厚補強工の規定による。</p> <p><b>16-19-6 床版取替工</b> 床版取替工の施工については、第10編14-14-6 床版取替工の規定による。</p>	<p><b>16-18-7 雪崩予防柵工</b> 雪崩予防柵工の施工については、第10編 1-11-7 雪崩予防柵工の規定による。</p> <p><b>第19節 橋梁床版工</b></p> <p><b>16-19-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工種</b> 本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）・（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 異常時の処置</b> 受注者は、橋梁修繕箇所に異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 異物等落下の注意</b> 受注者は、橋下に異物等を落とさないよう施工しなければならない。</p> <p><b>4. 関係資料の提示</b> 受注者は、工事完了後監督員から「橋梁台帳」又は「立体横断歩道橋台帳」の作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を<b>提示</b>又は<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 竣工図面等の提出</b> 受注者は、<b>完成図書および関連図書をデータ化し、提出</b>するものとする。 <b>竣工図面等の作成については、第 10 編 3-6-10 竣工図面等の提出の規定による。</b></p> <p><b>16-19-2 材 料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>16-19-3 床版補強工（鋼板接着工法）</b> 床版補強工（鋼板接着工法）の施工については、第10編14-14-3 床版補強工（鋼板接着工法）の規定による。</p> <p><b>16-19-4 床版補強工（増桁架設工法）</b> 床版補強工（増桁架設工法）の施工については、第10編14-14-4 床版補強工（増桁架設工法）の規定による。</p> <p><b>16-19-5 床版増厚補強工</b> 床版増厚補強工の施工については、第10編14-14-5 床版増厚補強工の規定による。</p> <p><b>16-19-6 床版取替工</b> 床版取替工の施工については、第10編14-14-6 床版取替工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>16-19-7 旧橋撤去工</b> 旧橋撤去工の施工については、第10編14-14-7旧橋撤去工の規定による。</p> <p><b>第20節 鋼桁工</b></p> <p><b>16-20-1 一般事項</b> 本節は、鋼桁工として鋼桁補強工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-20-2 材料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>16-20-3 鋼桁補強工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、作業にあたり周辺部材に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 現場溶接については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。</p> <p><b>第21節 橋梁支承工</b></p> <p><b>16-21-1 一般事項</b> 本節は、橋梁支承工として橋梁支承工、PC橋支承工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-21-2 材料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>16-21-3 鋼橋支承工</b></p> <p><b>1. 既設支承の撤去作業</b> 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。 なお、<b>設計図書</b>に示された条件と一致しない場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. ジャッキアップ工法採用時の注意</b> 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。</p> <p><b>4. 鋼橋支承工の施工</b> 鋼橋支承工の施工については、第10編4-5-10支承工の規定による。</p>	<p><b>16-19-7 旧橋撤去工</b> 旧橋撤去工の施工については、第10編14-14-7旧橋撤去工の規定による。</p> <p><b>第20節 鋼桁工</b></p> <p><b>16-20-1 一般事項</b> 本節は、鋼桁工として鋼桁補強工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-20-2 材料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>16-20-3 鋼桁補強工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、作業にあたり周辺部材に損傷を与えないよう施工しなければならない。</p> <p><b>2. 適用規定</b> 現場溶接については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。</p> <p><b>第21節 橋梁支承工</b></p> <p><b>16-21-1 一般事項</b> 本節は、橋梁支承工として橋梁支承工、PC橋支承工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-21-2 材料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>16-21-3 鋼橋支承工</b></p> <p><b>1. 既設支承の撤去作業</b> 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。 なお、<b>設計図書</b>に示された条件と一致しない場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. ジャッキアップ工法採用時の注意</b> 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。</p> <p><b>4. 鋼橋支承工の施工</b> 鋼橋支承工の施工については、第10編4-5-10支承工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>16-21-4 PC橋支承工</b></p> <p><b>1. 既設支承の撤去作業</b> 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。 なお、<b>設計図書</b>に示された条件と一致しない場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. ジャッキアップ工法採用時の注意</b> 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。</p> <p><b>4. PC橋支承工の施工</b> PC橋支承工の施工については、第10編4-5-10 支承工の規定による。</p> <p><b>第22節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>16-22-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、落橋防止装置工、排水施設工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、沓座拡幅工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 配筋状況の確認</b> 受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が<b>確認</b>されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の<b>確認</b>を実施しなければならない。</p> <p><b>3. アンカーの削孔</b> 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように充分注意して行うものとする。</p> <p><b>4. アンカーの挿入不可能時の措置</b> 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能になった場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>5. 確認資料及び実施状況の提出</b> 受注者は、アンカーボルトの材料納入時に<b>設計図書</b>に示す長さ、径、材質について全数<b>確認</b>し、確認資料及び実施状況については、写真、電子データ等を監督員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p><b>6. 落橋防止装置の施工</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>16-22-2 材 料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものと</p>	<p><b>16-21-4 PC橋支承工</b></p> <p><b>1. 既設支承の撤去作業</b> 受注者は、既設支承の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行なわなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、補修計画について施工計画書に記載しなければならない。 なお、<b>設計図書</b>に示された条件と一致しない場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. ジャッキアップ工法採用時の注意</b> 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。</p> <p><b>4. PC橋支承工の施工</b> PC橋支承工の施工については、第10編4-5-10 支承工の規定による。</p> <p><b>第22節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>16-22-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b> 本節は、橋梁付属物工として伸縮継手工、落橋防止装置工、排水施設工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、沓座拡幅工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 配筋状況の確認</b> 受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が<b>確認</b>されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の<b>確認</b>を実施しなければならない。</p> <p><b>3. アンカーの削孔</b> 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように充分注意して行うものとする。</p> <p><b>4. アンカーの挿入不可能時の措置</b> 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能になった場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>5. 確認資料及び実施状況の提出</b> 受注者は、アンカーボルトの材料納入時に<b>設計図書</b>に示す長さ、径、材質について全数<b>確認</b>し、確認資料及び実施状況については、写真、電子データ等を監督員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p><b>6. 落橋防止装置の施工</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>16-22-2 材 料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものと</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>する。</p> <p><b>16-22-3 伸縮継手工</b> 伸縮継手工の施工については、第10編14-15-2伸縮継手工の規定による。</p> <p><b>16-22-4 落橋防止装置工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b> 落橋防止装置工の施工については、第10編4-8-3落橋防止装置工の規定によるものとする。</p> <p><b>2. 配筋状況の確認</b> 受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が<b>確認</b>されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の<b>確認</b>を実施しなければならない。</p> <p><b>3. アンカーの削孔時の注意</b> 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行わなければならない。</p> <p><b>4. 異常時の処置</b> 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 確認資料及び実施状況の提出</b> 受注者は、アンカーボルトの材料納入時に<b>設計図書</b>に示す長さ、径、材質について全数<b>確認</b>し、確認資料及び実施状況については、写真、電子データ等を監督員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p><b>6. 落橋防止装置</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>16-22-5 排水施設工</b> 排水施設工の施工については、第10編14-15-3排水施設工の規定による。</p> <p><b>16-22-6 地覆工</b> 地覆工の施工については、第10編14-15-4地覆工の規定による。</p> <p><b>16-22-7 橋梁用防護柵工</b> 橋梁用防護柵工の施工については、第10編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。</p> <p><b>16-22-8 橋梁用高欄工</b> 橋梁用高欄工の施工については、第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。</p> <p><b>16-22-9 検査路工</b> 検査路工の施工については、第10編14-15-7検査路工の規定による。</p>	<p>する。</p> <p><b>16-22-3 伸縮継手工</b> 伸縮継手工の施工については、第10編14-15-2伸縮継手工の規定による。</p> <p><b>16-22-4 落橋防止装置工</b></p> <p><b>1. 配筋状況の確認</b> 受注者は、設計時に鉄筋探査器等により配筋状況が<b>確認</b>されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等により既設上下部構造の落橋防止装置取付部周辺の配筋状況の<b>確認</b>を実施しなければならない。</p> <p><b>2. アンカーの削孔時の注意</b> 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行わなければならない。</p> <p><b>3. 異常時の処置</b> 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 確認資料及び実施状況の提出</b> 受注者は、アンカーボルトの材料納入時に<b>設計図書</b>に示す長さ、径、材質について全数<b>確認</b>し、確認資料及び実施状況については、写真、電子データ等を監督員に<b>提出</b>するものとする。</p> <p><b>5. 落橋防止装置</b> 受注者は、<b>設計図書</b>に基づいて落橋防止装置を施工しなければならない。</p> <p><b>16-22-5 排水施設工</b> 排水施設工の施工については、第10編14-15-3排水施設工の規定による。</p> <p><b>16-22-6 地覆工</b> 地覆工の施工については、第10編14-15-4地覆工の規定による。</p> <p><b>16-22-7 橋梁用防護柵工</b> 橋梁用防護柵工の施工については、第10編4-8-6橋梁用防護柵工の規定による。</p> <p><b>16-22-8 橋梁用高欄工</b> 橋梁用高欄工の施工については、第10編4-8-7橋梁用高欄工の規定による。</p> <p><b>16-22-9 検査路工</b> 検査路工の施工については、第10編14-15-7検査路工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>16-22-10 沓座拡幅工</b></p> <p><b>1. チッピング</b> 受注者は、沓座拡幅部分を入念にチッピングしなければならない。</p> <p><b>2. マーキング</b> 沓座拡幅部にアンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングしなければならない。</p> <p><b>3. 鋼製沓座設置</b> 鋼製沓座設置については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第23節 横断歩道橋工</b></p> <p><b>16-23-1 一般事項</b> 本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-23-2 材料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>16-23-3 横断歩道橋工</b> 横断歩道橋工の施工については、第10編14-16-3横断歩道橋工の規定による。</p> <p><b>第24節 橋脚巻立て工</b></p> <p><b>16-24-1 一般事項</b> 本節は、橋脚巻立て工として作業土工（床掘り・埋戻し）、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-24-2 材料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>16-24-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の</p>	<p><b>16-22-10 沓座拡幅工</b></p> <p><b>1. チッピング</b> 受注者は、沓座拡幅部分を入念にチッピングしなければならない。</p> <p><b>2. マーキング</b> 沓座拡幅部にアンカーボルト取付け穴の位置が鋼板と一致するよう正確にマーキングしなければならない。</p> <p><b>3. 鋼製沓座設置</b> 鋼製沓座設置については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第23節 横断歩道橋工</b></p> <p><b>16-23-1 一般事項</b> 本節は、横断歩道橋工として横断歩道橋工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-23-2 材料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>16-23-3 横断歩道橋工</b> 横断歩道橋工の施工については、第10編14-16-3横断歩道橋工の規定による。</p> <p><b>第24節 橋脚巻立て工</b></p> <p><b>16-24-1 一般事項</b> 本節は、橋脚巻立て工として作業土工（床掘り・埋戻し）、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>16-24-2 材料</b> 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p><b>16-24-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。</p> <p><b>16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工</b></p> <p><b>1. 一般事項</b> 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 鉄筋位置の確認</b> 受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 既設橋脚のコンクリート面</b> 既設橋脚のコンクリート面は、ディスクサンダー等を用いて表面のレイトンスや付着している汚物等を除去しなければならない。</p> <p><b>4. 不良部分が著しい場合の処置</b> 受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 吸水防止剤の塗布</b> 受注者は、充填する無収縮モルタルの中の水分が既設のコンクリートに吸水されるのを防ぐため、柱の表面に吸水防止剤（エマルジョン系プライマー同等品）を塗布しなければならない。</p> <p><b>6. 定着アンカー孔</b> 受注者は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、孔内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 工場加工と現場加工</b> 受注者は、アンカー孔及び注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>8. 鋼板固定用アンカー</b> 鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置するものとする。</p> <p><b>9. 孔内のほこりの除去</b> 受注者は、鋼板固定用アンカー孔内のほこりを確実に除去しなければならない。</p> <p><b>10. アンカー孔穿孔時の注意（1）</b> 受注者は、鋼板固定用アンカー孔穿孔時に橋脚の鉄筋やコンクリートに支障のないよう十分注意し、橋脚面に直角になるよう打設しなければならない。</p> <p><b>11. アンカー孔穿孔時の注意（2）</b> フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋及びコンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。</p> <p><b>12. アンカーの定着</b> 受注者は、フーチング定着用アンカー孔穿孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してからエポキシ系樹脂を注入し、アンカーを定着させなければならない。</p> <p><b>13. 穿孔</b> フーチング定着用アンカー孔穿孔は、削岩機によるものとする。これにより難い場合は監督員と<b>協議</b>するものとする。</p>	<p>影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に<b>確認</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 鉄筋位置の確認</b> 受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 既設橋脚のコンクリート面</b> 既設橋脚のコンクリート面は、ディスクサンダー等を用いて表面のレイトンスや付着している汚物等を除去しなければならない。</p> <p><b>4. 不良部分が著しい場合の処置</b> 受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 吸水防止剤の塗布</b> 受注者は、充填する無収縮モルタルの中の水分が既設のコンクリートに吸水されるのを防ぐため、柱の表面に吸水防止剤（エマルジョン系プライマー同等品）を塗布しなければならない。</p> <p><b>6. 定着アンカー孔</b> 受注者は、フーチング定着アンカー孔の穿孔後、孔内の清掃を十分に行うとともに湧水が発生した場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>7. 工場加工と現場加工</b> 受注者は、アンカー孔及び注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>8. 鋼板固定用アンカー</b> 鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置するものとする。</p> <p><b>9. 孔内のほこりの除去</b> 受注者は、鋼板固定用アンカー孔内のほこりを確実に除去しなければならない。</p> <p><b>10. アンカー孔穿孔時の注意（1）</b> 受注者は、鋼板固定用アンカー孔穿孔時に橋脚の鉄筋やコンクリートに支障のないよう十分注意し、橋脚面に直角になるよう打設しなければならない。</p> <p><b>11. アンカー孔穿孔時の注意（2）</b> フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋及びコンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。</p> <p><b>12. アンカーの定着</b> 受注者は、フーチング定着用アンカー孔穿孔後の孔内は十分に乾燥し、ほこり等は確実に除去してからエポキシ系樹脂を注入し、アンカーを定着させなければならない。</p> <p><b>13. 穿孔</b> フーチング定着用アンカー孔穿孔は、削岩機によるものとする。これにより難い場合は監督員と<b>協議</b>するものとする。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>14. 鋼板の位置</b>                      鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均 30mm に保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定するものとする。</p> <p><b>15. 注入パイプ</b>                      鋼板の注入パイプ用孔の形状は、注入方法に適合したものとし、その設置間隔は、100cm を標準とする。</p> <p><b>16. ボルト周りのシール</b>                      鋼板下端及び鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないようにするものとする。また、美観にも留意してシールするものとする。</p> <p><b>17. 配合用水</b>                      無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。</p> <p><b>18. 練り混ぜ</b>                      無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。</p> <p><b>19. 練り上がり温度</b>                      モルタルの練り上がり温度は、10～30℃を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。</p> <p><b>20. 連続注入高さ</b>                      無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力及びモルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。</p> <p><b>21. 無収縮モルタルの注入</b>                      無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を<b>確認</b>後、補強鋼板の変形等の異常がないことを<b>確認</b>しながら注入ポンプにて低い箇所から注入パイプより丁寧に圧入するものとする。各々の注入パイプから流出するモルタルを<b>確認</b>後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が<b>確認</b>されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均 2 cm の高さまで圧入するものとする。                      注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保するものとする。                      注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、及び鋼板上端のシール仕上げを行うものとする。</p> <p><b>22. 注入後の確認書の提出</b>                      受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の<b>確認</b>を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。                      なお、注入後の確認書（チェックリスト）を監督員に工事完成時に<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p><b>14. 鋼板の位置</b>                      鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均 30mm に保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定するものとする。</p> <p><b>15. 注入パイプ</b>                      鋼板の注入パイプ用孔の形状は、注入方法に適合したものとし、その設置間隔は、100cm を標準とする。</p> <p><b>16. ボルト周りのシール</b>                      鋼板下端及び鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないようにするものとする。また、美観にも留意してシールするものとする。</p> <p><b>17. 配合用水</b>                      無収縮モルタルの配合において使用する水は、コンクリート用水を使用するものとし、所定のコンシステンシーが得られるように水量を調整するものとする。</p> <p><b>18. 練り混ぜ</b>                      無収縮モルタルの練り混ぜは、グラウトミキサーまたはハンドミキサーにて行うのを原則とする。</p> <p><b>19. 練り上がり温度</b>                      モルタルの練り上がり温度は、10～30℃を標準とするが、この範囲外での練り混ぜ温度となる場合は、温水や冷水を用いる等の処置を講ずるものとする。</p> <p><b>20. 連続注入高さ</b>                      無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力及びモルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。</p> <p><b>21. 無収縮モルタルの注入</b>                      無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を<b>確認</b>後、補強鋼板の変形等の異常がないことを<b>確認</b>しながら注入ポンプにて低い箇所から注入パイプより丁寧に圧入するものとする。各々の注入パイプから流出するモルタルを<b>確認</b>後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が<b>確認</b>されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均 2 cm の高さまで圧入するものとする。                      注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保するものとする。                      注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、及び鋼板上端のシール仕上げを行うものとする。</p> <p><b>22. 注入後の確認書の提出</b>                      受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の<b>確認</b>を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。                      なお、注入後の確認書（チェックリスト）を監督員に工事完成時に<b>提出</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）			
<b>23. 鋼材の防食処理</b>			
受注者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。			
<b>24. コンクリート面用プライマーの塗布</b>			
根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後 10 日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を <b>確認</b> した後、コンクリート面用プライマーを塗布するものとする。			
<b>25. 鋼板両面用のプライマーの塗布</b>			
受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を <b>確認</b> した後、鋼板両面用のプライマーを塗布しなければならない。			
<b>26. マスキングテープを貼って養生</b>			
受注者は、プライマー塗布に先立ち、シーリング部分の両脇にマスキングテープを貼って養生を行い、周囲を汚さないように注意して施工しなければならない。			
<b>27. 騒音と粉じん</b>			
受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第 1 編 1-1-33 環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> するものとする。			
<b>28. 現場溶接部の試験及び検査</b>			
受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表 17-2 により実施し、その結果を工事完成時に監督員に <b>提出</b> しなければならない。			
<b>表17-2 現場溶接部の試験・検査基準</b>			
試験	試験方	規格値（評	検査基準
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその	検査は全溶接箇所を対象とする。
超音波探傷試験	JIS Z 3060-2002	JIS Z 3060 に規定する M 検出レベル 3 類以上	重要部位は当該溶接延長の 10% 以上、一般部位は同じく 5% 以上の抜取りによる検査を行う。
浸透探傷試験	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象
[注1] 重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径 D の範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。			

改正後（29年版）			
<b>23. 鋼材の防食処理</b>			
受注者は、海水や腐食を促進させる工場排水等の影響や常時乾湿を繰り返す環境にある土中部の鋼材の防食処理については、事前に <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。			
<b>24. コンクリート面用プライマーの塗布</b>			
根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後 10 日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を <b>確認</b> した後、コンクリート面用プライマーを塗布するものとする。			
<b>25. 鋼板両面用のプライマーの塗布</b>			
受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を <b>確認</b> した後、鋼板両面用のプライマーを塗布しなければならない。			
<b>26. マスキングテープを貼って養生</b>			
受注者は、プライマー塗布に先立ち、シーリング部分の両脇にマスキングテープを貼って養生を行い、周囲を汚さないように注意して施工しなければならない。			
<b>27. 騒音と粉じん</b>			
受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第 1 編 1-1-33 環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> するものとする。			
<b>28. 現場溶接部の試験及び検査</b>			
受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表 16-2 により実施し、その結果を工事完成時に監督員に <b>提出</b> しなければならない。			
<b>表16-2 現場溶接部の試験・検査基準</b>			
試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。
超音波探傷試験	JIS Z 3060-2002	JIS Z 3060 に規定する M 検出レベル 3 類以上	重要部位は当該溶接延長の 10% 以上、一般部位は同じく 5% 以上の抜取りによる検査を行う。 1 箇所当たりの検査長は 30cm 以上とする。
浸透探傷試験	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。
[注 1] 重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径 D の範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。			



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>[注2] 超音波探傷試験の検査箇所は、監督員の<b>指示</b>による。</p> <p><b>29. 超音波探傷試験の検査技術者</b>                      超音波探傷試験の検査技術者は、（一社）日本非破壊検査協会「NDIS0601 非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。</p> <p><b>30. 不合格箇所が出た場合</b>                      表17-2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施する。                      なお、不合格箇所の処置については、<b>設計図書</b>に関して監督員に<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>31. 補修溶接した箇所</b>                      受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査及び超音波探傷試験を実施しなければならない。</p> <p><b>32. 充填材</b>                      補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b>                      橋脚コンクリート巻立て工の施工については、第1編3章の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 一般事項</b>                      受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や添架物、近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、影響を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>3. 鉄筋定着の削孔位置</b>                      受注者は、鉄筋を既設橋脚に定着させるための削孔を行う場合には、鉄筋位置を<b>確認</b>し、損傷を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>4. チッピング</b>                      受注者は、既設橋脚の巻立て部分を、入念にチッピングしなければならない。</p> <p><b>5. 不良部分が著しい場合の処置</b>                      受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 騒音と粉じん対策</b>                      施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定による。                      なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p>	<p>[注2] 超音波探傷試験の検査箇所は、監督員の<b>指示</b>による。</p> <p><b>29. 超音波探傷試験の検査技術者</b>                      超音波探傷試験の検査技術者は、（一社）日本非破壊検査協会「NDIS0601 非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。</p> <p><b>30. 不合格箇所が出た場合</b>                      表16-2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施する。                      なお、不合格箇所の処置については、<b>設計図書</b>に関して監督員に<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p><b>31. 補修溶接した箇所</b>                      受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査及び超音波探傷試験を実施しなければならない。</p> <p><b>32. 充填材</b>                      補強鋼板と橋脚コンクリートの隙間の充填材にエポキシ系樹脂を用いる場合には、事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p> <p><b>16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工</b></p> <p><b>1. 適用規定</b>                      橋脚コンクリート巻立て工の施工については、第1編第3章の無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>2. 一般事項</b>                      受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚及び基礎について、形状や添架物、近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、影響を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>3. 鉄筋定着の削孔位置</b>                      受注者は、鉄筋を既設橋脚に定着させるための削孔を行う場合には、鉄筋位置を<b>確認</b>し、損傷を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>4. チッピング</b>                      受注者は、既設橋脚の巻立て部分を、入念にチッピングしなければならない。</p> <p><b>5. 不良部分が著しい場合の処置</b>                      受注者は、既設コンクリート表面の劣化等の不良部分が著しい場合は、事前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>6. 騒音と粉じん対策</b>                      施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-30環境対策の規定による。                      なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第25節 現場塗装工</b></p> <p><b>16-25-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 塗装業者</b></p> <p>受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p><b>16-25-2 材 料</b></p> <p>現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>16-25-3 橋梁塗装工</b></p> <p>橋梁塗装工の施工については、第10編14-17-3橋梁塗装工の規定による。</p> <p><b>16-25-4 道路付属構造物塗装工</b></p> <p>付属物塗装工の施工については、第10編14-17-3橋梁塗装工の規定による。</p> <p><b>16-25-5 張紙防止塗装工</b></p> <p>張紙防止塗装工の施工については、第10編14-17-5張紙防止塗装工の規定による。</p> <p><b>16-25-6 コンクリート面塗装工</b></p> <p>コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3-11コンクリート面塗装工の規定による。</p> <p><b>第26節 トンネル工</b></p> <p><b>16-26-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. トンネル内の作業</b></p> <p>受注者は、トンネル内の作業については、一酸化炭素濃度等作業環境に注意し施工しなければならない。</p> <p><b>3. 作業の照明設備</b></p> <p>受注者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。</p> <p><b>4. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、トンネル修繕箇所異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p><b>第25節 現場塗装工</b></p> <p><b>16-25-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、現場塗装工として橋梁塗装工、道路付属構造物塗装工、張紙防止塗装工、コンクリート面塗装工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. 塗装業者</b></p> <p>受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</p> <p><b>16-25-2 材 料</b></p> <p>現場塗装の材料については、第3編2-12-2材料の規定による。</p> <p><b>16-25-3 橋梁塗装工</b></p> <p>橋梁塗装工の施工については、第10編14-17-3橋梁塗装工の規定による。</p> <p><b>16-25-4 道路付属構造物塗装工</b></p> <p>付属物塗装工の施工については、第10編14-17-3橋梁塗装工の規定による。</p> <p><b>16-25-5 張紙防止塗装工</b></p> <p>張紙防止塗装工の施工については、第10編14-17-5張紙防止塗装工の規定による。</p> <p><b>16-25-6 コンクリート面塗装工</b></p> <p>コンクリート面塗装工の施工については、第3編2-3-11コンクリート面塗装工の規定による。</p> <p><b>第26節 トンネル工</b></p> <p><b>16-26-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用工程</b></p> <p>本節は、トンネル工として内装板工、裏込注入工、漏水対策工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>2. トンネル内の作業</b></p> <p>受注者は、トンネル内の作業については、一酸化炭素濃度等作業環境に注意し施工しなければならない。</p> <p><b>3. 作業の照明設備</b></p> <p>受注者は、作業中の照明設備を適切に配置し一般交通の支障とならないよう施工しなければならない。</p> <p><b>4. 異常時の処置</b></p> <p>受注者は、トンネル修繕箇所異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>5. 関係資料の提示等</b>            受注者は、工事完了後監督員から「トンネル台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を<b>提示</b>又は<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>16-26-2 材 料</b>            内装板に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものと、その他の材料については、第2編材料編の規定による。</p> <p><b>16-26-3 内装板工</b>            内装板工の施工については、第10編14-18-2内装板工の規定による。</p> <p><b>16-26-4 裏込注入工</b>            裏込注入工の施工については、第10編14-18-3裏込注入工の規定による。</p> <p><b>16-26-5 漏水対策工</b>            漏水対策工の施工については、第10編14-18-4漏水対策工の規定による。</p>	<p><b>5. 竣工図面等の提出</b>            (1) 受注者は、工事完了時に竣工図面一式をCADデータ及びPDFデータ（CADデータが発注者より提供されない場合はPDFデータのみ）で監督員に<b>提出</b>するものとする。また、工事完了後監督員から「トンネル台帳」作成に伴う資料の請求があった場合には、すみやかに関係資料を<b>提出</b>しなければならない。            (2) 図面の作成等に要する費用は、共通仮設費率に含むものとする。            (3) 図面の提出は完成届書類の提出時とし、検査の対象とする。</p> <p><b>16-26-2 材 料</b>            内装板に使用する材料は、<b>設計図書</b>によるものと、その他の材料については、第2編材料編の規定による。</p> <p><b>16-26-3 内装板工</b>            内装板工の施工については、第10編14-18-2内装板工の規定による。</p> <p><b>16-26-4 裏込注入工</b>            裏込注入工の施工については、第10編14-18-3裏込注入工の規定による。</p> <p><b>16-26-5 漏水対策工</b>            漏水対策工の施工については、第10編14-18-4漏水対策工の規定による。</p>

改正前（27年版）

改正後（29年版）

## 第11編 公園編

## 第11編 公園編

### 第1章 基盤整備

### 第1章 基盤整備

#### 第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編2-9 構造物撤去工の規定による。
3. 仮設工は、第3編2-10 仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

#### 第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編2-9 構造物撤去工の規定による。
3. 仮設工は、第3編2-10 仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

#### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

#### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書（平成25年度版）	（平成25年6月）
日本道路協会	道路土工一施工指針	（平成21年11月）
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工一軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）
日本道路協会	道路土工一盛土工指針	（平成22年4月）
日本道路協会	道路土工一切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	（平成24年3月）
日本道路協会	道路土工一カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工一土質調査指針	（昭和61年11月）
日本緑化センター	植栽基盤整備技術マニュアル	（平成21年4月）

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書（平成28年度版）	（平成28年6月）
日本道路協会	道路土工一施工指針	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工要綱	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工一軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）
日本道路協会	道路土工一盛土工指針	（平成22年4月）
日本道路協会	道路土工一切土工・斜面安定工指針	（平成21年6月）
日本道路協会	道路土工一擁壁工指針	（平成24年3月）
日本道路協会	道路土工一カルバート工指針	（平成22年3月）
日本道路協会	道路土工一仮設構造物工指針	（平成11年3月）
日本道路協会	道路土工一土質調査指針	（昭和61年11月）
日本緑化センター	植栽基盤整備技術マニュアル	（平成25年12月）

土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル  
（平成11年12月）

土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル  
（平成25年12月）

土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル  
（平成26年8月）

国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	（平成14年5月）
-------	---------------	-----------

国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱	（平成14年5月）
-------	---------------	-----------

改正前（27年版）			改正後（29年版）		
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	（平成7年9月）	建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針	（平成7年9月）
国土開発技術研究センター	河川土工マニュアル	（平成5年6月）	国土開発技術研究センター	河川土工マニュアル	（平成5年6月）
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル（第4版）	（平成25年11月）	土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル（第4版）	（平成25年12月）
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	（平成12年9月）	全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	（平成12年9月）
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成25年5月）	地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成25年5月）
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	（平成18年11月）	全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針	（平成18年11月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土木構造物・橋梁編〕	（平成11年11月）	建設省	土木構造物設計マニュアル（案）〔土木構造物・橋梁編〕	（平成11年11月）
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕	（平成11年11月）	建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔ボックスカルバート・擁壁編〕	（平成11年11月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕	（平成14年1月）	国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）〔樋門編〕	（平成13年12月）
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔樋門編〕	（平成14年1月）	国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）〔樋門編〕	（平成13年12月）
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	（平成18年6月）	国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準	（平成18年6月）
国土交通省	発生土利用基準	（平成18年6月）	国土交通省	発生土利用基準	（平成18年6月）
国土交通省	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針	（平成24年3月）	国土交通省	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針	（平成24年3月）
<b>第3節 敷地造成工</b> <b>1-3-1 一般事項</b> 本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。			<b>第3節 敷地造成工</b> <b>1-3-1 一般事項</b> 本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路床盛土工、法面整形工、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、パーチカルドレーン工、残土処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。		
<b>1-3-2 表土保全工</b> 1. 表土保全工は、植栽に適した肥沃な表土を植栽用土壌として確保するために実施するものである。 2. 受注者は、表土掘削の施工については、 <b>設計図書</b> によるものとするが、これにより難しい場合は、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。 3. 受注者は、表土運搬の施工については、 <b>設計図書</b> に示された場所に運搬するものとするが、これにより難しい場合は、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。 4. 受注者は、表土の仮置きが必要な場合は、乾燥防止、雨水による養分流出防止、風による飛散防止の処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。 5. 受注者は、表土を堆積して保管する場合は、堆積高さ、表面の養生について監督員の <b>指示</b> によらなければならない。			<b>1-3-2 表土保全工</b> 1. 表土保全工は、植栽に適した肥沃な表土を植栽用土壌として確保するために実施するものである。 2. 受注者は、表土掘削の施工については、 <b>設計図書</b> によるものとするが、これにより難しい場合は、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。 3. 受注者は、表土運搬の施工については、 <b>設計図書</b> に示された場所に運搬するものとするが、これにより難しい場合は、 <b>設計図書</b> に関して監督員と <b>協議</b> しなければならない。 4. 受注者は、表土の仮置きが必要な場合は、乾燥防止、雨水による養分流出防止、風による飛散防止の処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。 5. 受注者は、表土を堆積して保管する場合は、堆積高さ、表面の養生について監督員の <b>指示</b> によらなければならない。		
<b>1-3-3 整地工</b> 1. 受注者は、整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、地均しを行わなければならない。 2. 受注者は、整地の施工については、滯水しないように排水勾配をとらなければならない。			<b>1-3-3 整地工</b> 1. 受注者は、整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、地均しを行わなければならない。 2. 受注者は、整地の施工については、滯水しないように排水勾配をとらなければならない。		

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>3. 受注者は、整地の施工については、敷地内の汚水桝に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。</p> <p>4. 受注者は、整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。</p> <p><b>1-3-4 掘削工</b> 掘削工の施工については、第1編2-3-2掘削工の規定による。</p> <p><b>1-3-5 盛土工</b> 盛土工の施工については、第1編2-3-3盛土工の規定による。</p> <p><b>1-3-6 路床盛土工</b> 路床盛土工の施工については、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。</p> <p><b>1-3-7 法面整形工</b> 法面整形工の施工については、第1編2-4-5法面整形工の規定による。</p> <p><b>1-3-8 路床安定処理工</b> 路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。</p> <p><b>1-3-9 置換工</b> 置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</p> <p><b>1-3-10 サンドマット工</b> サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。</p> <p><b>1-3-11 パーチカドレーン工</b> パーチカドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカドレーン工の規定による。</p> <p><b>1-3-12 残土処理工</b> 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p> <p><b>第4節 公園土工</b> <b>1-4-1 一般事項</b> 本節は、公園土工として小規模造成工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>3. 受注者は、整地の施工については、敷地内の汚水桝に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。</p> <p>4. 受注者は、整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。</p> <p><b>1-3-4 掘削工</b> 掘削工の施工については、第1編2-3-2掘削工の規定による。</p> <p><b>1-3-5 盛土工</b> 盛土工の施工については、第1編2-3-3盛土工の規定による。</p> <p><b>1-3-6 路体盛土工</b> 路体盛土工の施工については、第1編2-4-3路体盛土工の規定による。</p> <p><b>1-3-7 路床盛土工</b> 路床盛土工の施工については、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。</p> <p><b>1-3-8 法面整形工</b> 法面整形工の施工については、第1編2-4-5法面整形工の規定による。</p> <p><b>1-3-9 路床安定処理工</b> 路床安定処理工の施工については、第3編2-7-2路床安定処理工の規定による。</p> <p><b>1-3-10 置換工</b> 置換工の施工については、第3編2-7-3置換工の規定による。</p> <p><b>1-3-11 サンドマット工</b> サンドマット工の施工については、第3編2-7-6サンドマット工の規定による。</p> <p><b>1-3-12 パーチカドレーン工</b> パーチカドレーン工の施工については、第3編2-7-7パーチカドレーン工の規定による。</p> <p><b>1-3-13 残土処理工</b> 残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p> <p><b>第4節 公園土工</b> <b>1-4-1 一般事項</b> 本節は、公園土工として小規模造成工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>1-4-2 小規模造成工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、小規模掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、小規模掘削により崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>3. 受注者は、小規模造成の仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。</li> <li>4. 受注者は、小規模敷均・締固にあたり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cm以下を基本とし、各層ごとに締固めなければならない。</li> <li>5. 受注者は、盛土箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。</li> </ol> <p><b>1-4-3 残土処理工</b></p> <p>残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p> <p><b>第5節 植栽基盤工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本節は、植栽基盤工として透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工種について定める。</li> <li>2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。 なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤のこととする。</li> <li>3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は<b>設計図書</b>によるものとする。なお、これにより難い場合は、工事着手前に、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。</li> </ol> <p><b>1-5-2 材料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 表土盛土工及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壌で、植物の生育に有害なゴミ、きょう雑物、がれきを含まないものとする。</li> <li>2. 土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。 (1) 土壌改良材については、それぞれ本来の粒状・紛状・液状の形状を有し、異物及びき</li> </ol>	<p><b>1-4-2 小規模造成工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、小規模掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督員に<b>報告</b>しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、小規模掘削により崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>3. 受注者は、小規模造成の仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。</li> <li>4. 受注者は、小規模敷均・締固にあたり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cm以下を基本とし、各層ごとに締固めなければならない。</li> <li>5. 受注者は、盛土箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。</li> </ol> <p><b>1-4-3 残土処理工</b></p> <p>残土処理工の施工については、第1編2-3-7残土処理工の規定による。</p> <p><b>第5節 植栽基盤工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本節は、植栽基盤工として透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工種について定める。</li> <li>2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。 なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害をおよぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤のこととする。</li> <li>3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は<b>設計図書</b>によるものとする。なお、これにより難い場合は、工事着手前に、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>のうえ、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。</li> </ol> <p><b>1-5-2 材料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 表土盛土工及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壌で、植物の生育に有害なゴミ、きょう雑物、がれきを含まないものとする。</li> <li>2. 土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。 (1) 土壌改良材については、それぞれ本来の粒状・紛状・液状の形状を有し、異物及びき</li> </ol>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>よう雑物の混入がなく、変質していないものとする。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。</p> <p>(2) 無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。</p> <p>(3) 有機質土壌改良材（パーク堆肥）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。</p> <p>(4) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるビートモス、ビートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。</p> <p>(5) 有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。</p> <p>(6) パーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。</p> <p>(7) 受注者は、<b>設計図書</b>に示された支給品を用いるものとするが、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3. 土性改良工で使用する肥料については、以下の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(1) 有機肥料については、それぞれの素材を、肥料成分の損失がないよう加工したもので、有害物が混入していない乾燥したものとする。</p> <p>(2) 化学肥料については、それぞれ本来の粒状・固形・結晶の形状を有し、きょう雑物の混入していないものとし、指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。</p> <p>(3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または、商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。</p> <p><b>1-5-3 透水層工</b></p> <p>1. 開渠排水は、植栽基盤の周辺に溝を設置し、地表水の排水を図るとともに、外部からの地表水の流入を防ぐ方法とする。</p> <p>暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。</p> <p>縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管を挿入し、透水性及び通気性の改善をはかる方法のこととする。</p> <p>2. 受注者は、開渠排水の施工については、滞水が生じないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、暗渠排水及び縦穴排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれが見込まれる場合には、監督員に<b>報告</b>し、<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>5. 受注者は、開渠排水、暗渠排水、縦穴排水の施工については、地下埋設物の<b>確認</b>を行い、地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。</p>	<p>よう雑物の混入がなく、変質していないものとする。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。</p> <p>(2) 無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。</p> <p>(3) 有機質土壌改良材（パーク堆肥）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。</p> <p>(4) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるビートモス、ビートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。</p> <p>(5) 有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。</p> <p>(6) パーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。</p> <p>(7) 受注者は、<b>設計図書</b>に示された支給品を用いるものとするが、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3. 土性改良工で使用する肥料については、以下の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(1) 有機肥料については、それぞれの素材を、肥料成分の損失がないよう加工したもので、有害物が混入していない乾燥したものとする。</p> <p>(2) 化学肥料については、それぞれ本来の粒状・固形・結晶の形状を有し、きょう雑物の混入していないものとし、指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。</p> <p>(3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標または、商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。</p> <p><b>1-5-3 透水層工</b></p> <p>1. 開渠排水は、植栽基盤の周辺に溝を設置し、地表水の排水を図るとともに、外部からの地表水の流入を防ぐ方法とする。</p> <p>暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。</p> <p>縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管を挿入し、透水性及び通気性の改善をはかる方法のこととする。</p> <p>2. 受注者は、開渠排水の施工については、滞水が生じないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、暗渠排水及び縦穴排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれが見込まれる場合には、監督員に<b>報告</b>し、<b>指示</b>を受けなければならない。</p> <p>5. 受注者は、開渠排水、暗渠排水、縦穴排水の施工については、地下埋設物の<b>確認</b>を行い、地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>1-5-4 土層改良工</b></p> <p>1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常 20 cm程度、耕起することにより、土壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。</p> <p>深耕は、深い有効土層（通常 40～60 cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。</p> <p>混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。</p> <p>心土破碎は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破碎し、土質を改善することとする。</p> <p>2. 受注者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破碎の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、過度の締固めを行わないようにしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。</p> <p>4. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>のうえ、回数設定を行わなければならない。</p> <p><b>1-5-5 土性改良工</b></p> <p>1. 土性改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。</p> <p>中和剤施用は、植栽基盤の化学性の改良を図ることとする。</p> <p>除塩は、塩類濃度の高い土壌を植栽基盤として使用可能な状態にすることとする。</p> <p>2. 受注者は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、中和剤施用については、中和効果が十分に発揮されるよう中和剤を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。</p> <p>4. 除塩の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、土壌の種類に対応した工法を選定しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕耘を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果をあげるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、施肥については、<b>設計図書</b>に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。</p> <p><b>1-5-6 表土盛土工</b></p> <p>1. 表土盛土工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、表土盛土材を仮置きする場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿っ</p>	<p><b>1-5-4 土層改良工</b></p> <p>1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常 20 cm程度、耕起することにより、土壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。</p> <p>深耕は、深い有効土層（通常 40～60 cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。</p> <p>混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合耕耘により有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。</p> <p>心土破碎は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破碎し、土質を改善することとする。</p> <p>2. 受注者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破碎の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、過度の締固めを行わないようにしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。</p> <p>4. 受注者は、耕起回数の設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>のうえ、回数設定を行わなければならない。</p> <p><b>1-5-5 土性改良工</b></p> <p>1. 土性改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。</p> <p>中和剤施用は、植栽基盤の化学性の改良を図ることとする。</p> <p>除塩は、塩類濃度の高い土壌を植栽基盤として使用可能な状態にすることとする。</p> <p>2. 受注者は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、中和剤施用については、中和効果が十分に発揮されるよう中和剤を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。</p> <p>4. 除塩の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、土壌の種類に対応した工法を選定しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕耘を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果をあげるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、施肥については、<b>設計図書</b>に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。</p> <p><b>1-5-6 表土盛土工</b></p> <p>1. 表土盛土工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、表土盛土材を仮置きする場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿っ</p>

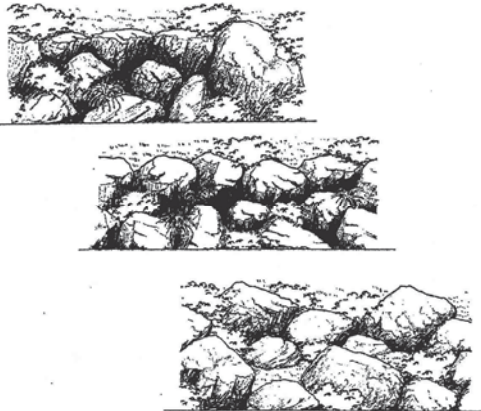
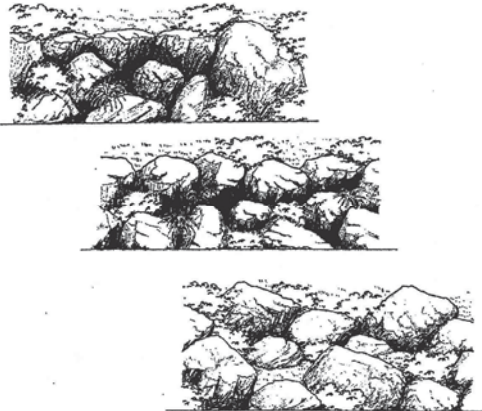
改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>て3～5%の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は1：1.8未満としなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、敷均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いたうえで、<b>設計図書</b>に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。</p> <p>2. 受注者は、表土盛土堆積地の崩壊防止、飛砂防止のため、<b>設計図書</b>に示された表面保護を行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、流用表土及び発生表土、採取表土、購入表土の搬入時に、表土の品質の<b>確認</b>を行わなければならない。なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-5-7 人工地盤工</b></p> <p>1. 受注者は、防水の施工については、「<b>公共建築 改修工事標準仕様書（建築工事編）</b>」第<b>3章防水 改修工事</b>の規定による。</p> <p>2. 受注者は、押さえコンクリートの施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、目地板の施工については、<b>設計図書</b>に示す種類、規格のものを、所定の位置、高さに設置し、押さえコンクリートに打込まなければならない。</p> <p>4. 受注者は、人工地盤排水層の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを<b>確認</b>し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを<b>確認</b>し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、人工地盤客土の施工については、<b>設計図書</b>に示された種類の客土材、仕上がり厚となるように施工しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、立排水浸透樹の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>9. 受注者は、立排水浸透樹の施工については、人工地盤客土面と高さの調整が必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-5-8 造形工</b></p> <p>1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な起伏を与える景姿作業のこととする。</p> <p>2. 表面仕上げは、締め固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸をとること、または、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。</p> <p>3. 受注者は、表面仕上げの施工については、残材、転石を除去し、平面部と起伏部がなじむよう、修景的配慮をしなければならない。</p> <p>4. 築山の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、<b>設計図書</b>に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。</p>	<p>て3～5%の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は1：1.8未満としなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、敷均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いたうえで、<b>設計図書</b>に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。</p> <p>2. 受注者は、表土盛土堆積地の崩壊防止、飛砂防止のため、<b>設計図書</b>に示された表面保護を行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、流用表土及び発生表土、採取表土、購入表土の搬入時に、表土の品質の<b>確認</b>を行わなければならない。なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-5-7 人工地盤工</b></p> <p>1. 受注者は、防水の施工については、「<b>公共建築 改修工事標準仕様書（建築工事編）</b>」第<b>3章防水 改修工事</b>の規定による。</p> <p>2. 受注者は、押さえコンクリートの施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、目地板の施工については、<b>設計図書</b>に示す種類、規格のものを、所定の位置、高さに設置し、押さえコンクリートに打込まなければならない。</p> <p>4. 受注者は、人工地盤排水層の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを<b>確認</b>し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを<b>確認</b>し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、人工地盤客土の施工については、<b>設計図書</b>に示された種類の客土材、仕上がり厚となるように施工しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、立排水浸透樹の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>9. 受注者は、立排水浸透樹の施工については、人工地盤客土面と高さの調整が必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-5-8 造形工</b></p> <p>1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な起伏を与える景姿作業のこととする。</p> <p>2. 表面仕上げは、締め固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸をとること、または、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。</p> <p>3. 受注者は、表面仕上げの施工については、残材、転石を除去し、平面部と起伏部がなじむよう、修景的配慮をしなければならない。</p> <p>4. 築山の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、<b>設計図書</b>に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>(2) 受注者は、築山の表面仕上げについては、締固めすぎないように施工し、各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を考慮して仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、監督員の<b>指示</b>する主要な部分の施工図を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>第6節 法面工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、法面工として法面ネット工、植生工、法枠工、編柵工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は法面の施工にあたって、「<b>道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編</b>」（日本道路協会、平成21年6月）、「<b>道路土工—盛土工指針5-6盛土のり面の施工</b>」（日本道路協会、平成22年4月）、「<b>のり枠工の設計・施工指針第5章施工</b>」（<b>全国特定法面保護協会、平成15年3月</b>）及び「<b>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工</b>」（地盤震工学会、平成12年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-6-2 材料</b></p> <p>受注者は、法面ネット工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-6-3 法面ネット工</b></p> <p>1. 受注者は、法面ネット工の施工については、ネットの境界にすき間が生じないようにし、ネットの荷重によってネットに破損が生じないようにネットを取付けなければならない。</p> <p>2. 法面ネットの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、ネットの金網を法面の凹凸に合わせてなじみ良く張り、金網の継目は編み込みとして、金網の連続性が失われないように施工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、法面に凹凸が多い場合は、アンカーピンを割増しするとともに、座金付コンクリート釘を使用して確実に留めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、法肩部では巻込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壌で固定できない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-6-4 植生工</b></p> <p>植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>1-6-5 法枠工</b></p> <p>法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>1-6-6 編柵工</b></p> <p>1. 編柵は、不安定な土砂の流失を防止することを目的とし、斜面上に等高線状または階段</p>	<p>(2) 受注者は、築山の表面仕上げについては、締固めすぎないように施工し、各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を考慮して仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、監督員の<b>指示</b>する主要な部分の施工図を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>第6節 法面工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、法面工として法面ネット工、植生工、法枠工、編柵工、かご工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は法面の施工にあたって、「<b>道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編</b>」（日本道路協会、平成21年6月）、「<b>道路土工—盛土工指針5-6盛土のり面の施工</b>」（日本道路協会、平成22年4月）、「<b>のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工</b>」（<b>全国特定法面保護協会 平成25年10月</b>）及び「<b>グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工</b>」（地盤震工学会、平成24年5月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-6-2 材料</b></p> <p>受注者は、法面ネット工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-6-3 法面ネット工</b></p> <p>1. 受注者は、法面ネット工の施工については、ネットの境界にすき間が生じないようにし、ネットの荷重によってネットに破損が生じないようにネットを取付けなければならない。</p> <p>2. 法面ネットの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、ネットの金網を法面の凹凸に合わせてなじみ良く張り、金網の継目は編み込みとして、金網の連続性が失われないように施工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、法面に凹凸が多い場合は、アンカーピンを割増しするとともに、座金付コンクリート釘を使用して確実に留めなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、法肩部では巻込みを十分に行わなければならない。なお、軟質な土壌で固定できない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-6-4 植生工</b></p> <p>植生工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p><b>1-6-5 法枠工</b></p> <p>法枠工の施工については、第3編2-14-4法枠工の規定による。</p> <p><b>1-6-6 編柵工</b></p> <p>1. 編柵は、不安定な土砂の流失を防止することを目的とし、斜面上に等高線状または階段</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>状に設置することとする。</p> <p>2. 受注者は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前に編柵を施工してはならない。</p> <p>3. 受注者は編柵の材料については、<b>設計図書</b>に示された材料で全部まかなえない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得てほかの材料を混用することができる。</p> <p>4. 受注者は、編柵の施工については、粗朶の編み上げは緩みのないように上から締付けながら行い、最上端の2本は十分ねじりながら、もしくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。</p> <p>5. 受注者は、樹脂製の編柵の色については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-6-7 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>第7節 軽量盛土工</b> <b>1-7-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-7-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第8節 擁壁工</b> <b>1-8-1 一般事項</b> 1. 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「<b>道路土工-擁壁工指針2-5・3-4施工一般</b>」(日本道路協会、平成11年3月)及び「<b>土木構造物標準設計第2巻解説書4.3施工上の注意事項</b>」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-8-2 材料</b> 1. 受注者は、石積工の石材については、<b>設計図書</b>に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。 2. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入前に写真または見本品を監督員に<b>提出</b>しなければならない。 3. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入後、施工前に品質、数量または重量を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p>	<p>状に設置することとする。</p> <p>2. 受注者は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前に編柵を施工してはならない。</p> <p>3. 受注者は編柵の材料については、<b>設計図書</b>に示された材料で全部まかなえない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得てほかの材料を混用することができる。</p> <p>4. 受注者は、編柵の施工については、粗朶の編み上げは緩みのないように上から締付けながら行い、最上端の2本は十分ねじりながら、もしくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。</p> <p>5. 受注者は、樹脂製の編柵の色については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-6-7 かご工</b> かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>第7節 軽量盛土工</b> <b>1-7-1 一般事項</b> 本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-7-2 軽量盛土工</b> 軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。</p> <p><b>第8節 擁壁工</b> <b>1-8-1 一般事項</b> 1. 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留め工その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「<b>道路土工-擁壁工指針5-11・6-10施工一般</b>」(日本道路協会、平成24年7月)及び「<b>土木構造物標準設計第2巻解説書4.3施工上の注意事項</b>」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-8-2 材料</b> 1. 受注者は、石積工の石材については、<b>設計図書</b>に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。 2. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入前に写真または見本品を監督員に<b>提出</b>しなければならない。 3. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入後、施工前に品質、数量または重量を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>1-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>1-8-4 場所打擁壁工</b></p> <p>1. 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>2. 受注者は、擁壁高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p> <p><b>1-8-5 プレキャスト擁壁工</b></p> <p>プレキャスト擁壁の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p><b>1-8-6 補強土壁工</b></p> <p>補強土壁の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。</p> <p><b>1-8-7 コンクリートブロック工</b></p> <p>1. コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工、2-5-4緑化ブロック工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、止杭の施工にあたり、止杭の材質が<b>設計図書</b>に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。</p> <p><b>1-8-8 石積工</b></p> <p>1. 石積工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、石積工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。</p> <p>(2) 受注者は、石積工の施工については、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、材種、形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮し、積み模様、張り模様 に修景的配慮をしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、根石、天端石、笠石の形状、大きさ、向きに考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。</p> <p>なお、根石は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のこととする。</p> <p>天端石は、石積頂部に据えられる2面あるいは3面の見え掛かり面を持つ石のこととする。</p> <p>笠石は、石積頂部に据えられる平らな加工された石で、稜線の通るものとする。</p> <p>(5) 受注者は、石積工の施工については、強度や安定性、美観上好ましくない四ツ巻、</p>	<p><b>1-8-4 場所打擁壁工</b></p> <p>1. 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>2. 受注者は、擁壁高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p> <p><b>1-8-5 プレキャスト擁壁工</b></p> <p>プレキャスト擁壁の施工については、第3編2-15-2プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p><b>1-8-6 補強土壁工</b></p> <p>補強土壁の施工については、第3編2-15-3補強土壁工の規定による。</p> <p><b>1-8-7 コンクリートブロック工</b></p> <p>1. コンクリートブロック工の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工、2-5-4緑化ブロック工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、止杭の施工にあたり、止杭の材質が<b>設計図書</b>に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。</p> <p><b>1-8-8 石積工</b></p> <p>1. 石積工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、石積工の施工については、第3編2-5-5石積（張）工の規定による。</p> <p>(2) 受注者は、石積工の施工については、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、材種、形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮し、積み模様、張り模様 に修景的配慮をしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、根石、天端石、笠石の形状、大きさ、向きに考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。</p> <p>なお、根石は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のこととする。</p> <p>天端石は、石積頂部に据えられる2面あるいは3面の見え掛かり面を持つ石のこととする。</p> <p>笠石は、石積頂部に据えられる平らな加工された石で、稜線の通るものとする。</p> <p>(5) 受注者は、石積工の施工については、強度や安定性、美観上好ましくない四ツ巻、</p>

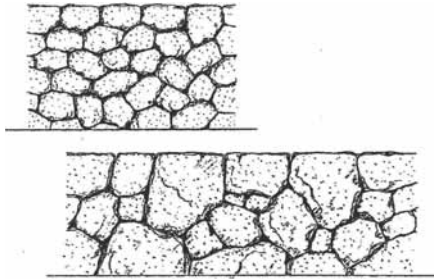
改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>やつまき あご さかさいし 八ッ巻、重箱、腮、棚、逆石、裏石（あぶり出し）、毛抜き合端、笑い合端は避けなければならない。</p> <p>なお、よつまき 四ッ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、1個の石を4個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。</p> <p>やつまき 八ッ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、1個の石を8個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。</p> <p>重箱は、石積において、同じ大きさの石を2つ以上上下に重ねたものこととする。</p> <p>あご 腮は、石積において、上段の石が下段の石の法線より前に出る目違いの一種のこととする。目違いは、石を積むとき、石積の断面から見て、合端の線は一定の線上になるように積むが、この線が一定の線上になく、不規則な扇形をすることとする。</p> <p>棚は、石積において、上段の石が下段の石の法線より、後ろに下がる目違いの一種のこととする。</p> <p>さかさいし 逆石は、石が安定するように石の控え側を下向きになるように積むのが通常であるが、石の控え側を上向き状態で積まれた石や、控えの大きいものを上石に、小さいものを下石に使用することとする。</p> <p>裏石（あぶり出し）は、石の控えの寸法より、面の寸法を大きくしたものこととする。</p> <p>毛抜き合端は、毛抜きの合端のように、石が互いに薄く接している合端のこととする。</p> <p>なお、あいぼ 合端は、石材と石材が接触する部分のこととする。</p> <p>笑い合端は、石積において、合端の凸部同士が接触しているため、合端の接触面が小さく、石積の全面から見ると隙間の多い状態で積まれているものこととする。</p> <p>(6) 受注者は、目地及びあいぼ 合端に植物を植栽する場合には、植栽スペースを確保しておかななければならない。</p> <p>2. 受注者は、石積工の石材の運搬については、石材の表面を損傷しないように保護材で保護し十分 留意しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、石積工の土極めの施工については、土が十分締固まるように、丁寧に突固めて施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工については、石の表面を汚さないように施工しなければならない。</p> <p>5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、伸縮目地の施工については、<b>設計図書</b>に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長20m以内に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所または、石積の構造が異なる箇所</p>	<p>やつまき あご さかさいし 八ッ巻、重箱、腮、棚、逆石、裏石（あぶり出し）、毛抜き合端、笑い合端は避けなければならない。</p> <p>なお、よつまき 四ッ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、1個の石を4個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。</p> <p>やつまき 八ッ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、1個の石を8個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。</p> <p>重箱は、石積において、同じ大きさの石を2つ以上上下に重ねたものこととする。</p> <p>あご 腮は、石積において、上段の石が下段の石の法線より前に出る目違いの一種のこととする。目違いは、石を積むとき、石積の断面から見て、合端の線は一定の線上になるように積むが、この線が一定の線上になく、不規則な扇形をすることとする。</p> <p>棚は、石積において、上段の石が下段の石の法線より、後ろに下がる目違いの一種のこととする。</p> <p>さかさいし 逆石は、石が安定するように石の控え側を下向きになるように積むのが通常であるが、石の控え側を上向き状態で積まれた石や、控えの大きいものを上石に、小さいものを下石に使用することとする。</p> <p>裏石（あぶり出し）は、石の控えの寸法より、面の寸法を大きくしたものこととする。</p> <p>毛抜き合端は、毛抜きの合端のように、石が互いに薄く接している合端のこととする。</p> <p>なお、あいぼ 合端は、石材と石材が接触する部分のこととする。</p> <p>笑い合端は、石積において、合端の凸部同士が接触しているため、合端の接触面が小さく、石積の全面から見ると隙間の多い状態で積まれているものこととする。</p> <p>(6) 受注者は、目地及びあいぼ 合端に植物を植栽する場合には、植栽スペースを確保しておかななければならない。</p> <p>2. 受注者は、石積工の石材の運搬については、石材の表面を損傷しないように保護材で保護し十分 留意しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、石積工の土極めの施工については、土が十分締固まるように、丁寧に突固めて施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工については、石の表面を汚さないように施工しなければならない。</p> <p>5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、伸縮目地の施工については、<b>設計図書</b>に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長20m以内に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所または、石積の構造が異なる箇所</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、水抜管の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、3㎡以内に1箇所割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所処理方法については、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、石積工の目地の施工については、目地が石積の強度的な弱点となる芋目地または通り目地、四ツ目にならないようにしなければならない。</p> <p>なお、芋目地または通り目地は、石積の上から下まで目地が通っているものとする。</p> <p>四ツ目は、石積の正面から見て、2方向の目地が十字あるいはX字状に交差するようなものとする。</p> <p>7. 崩れ積の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 崩れ積は、野面石<small>のづらいし</small>を用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むようにして積み上げるものことで、積み上げた石の表面が不揃いで変化に富むものこととする。</p> <p>(崩れ積)</p>  <p>(2) 受注者は、崩れ積の施工については、石と石が2点以上かみ合うように施工しなければならない。</p> <p>8. 面積<small>めんぷ</small>の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 面積<small>めんぷ</small>は、野面石<small>のづらいし</small>を用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らになるように、面を合わせて積み上げるものことで、表面の加工は加えないものとする。</p>	<p>所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、水抜管の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、3㎡以内に1箇所割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所処理方法については、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、石積工の目地の施工については、目地が石積の強度的な弱点となる芋目地または通り目地、四ツ目にならないようにしなければならない。</p> <p>なお、芋目地または通り目地は、石積の上から下まで目地が通っているものとする。</p> <p>四ツ目は、石積の正面から見て、2方向の目地が十字あるいはX字状に交差するようなものとする。</p> <p>7. 崩れ積の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 崩れ積は、野面石<small>のづらいし</small>を用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むようにして積み上げるものことで、積み上げた石の表面が不揃いで変化に富むものこととする。</p> <p>(崩れ積)</p>  <p>(2) 受注者は、崩れ積の施工については、石と石が2点以上かみ合うように施工しなければならない。</p> <p>8. 面積<small>めんぷ</small>の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 面積<small>めんぷ</small>は、野面石<small>のづらいし</small>を用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らになるように、面を合わせて積み上げるものことで、表面の加工は加えないものとする。</p>

改正前 (27年版)

改正後 (29年版)

(面積)



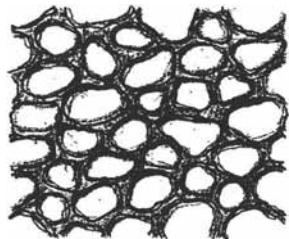
(2) 受注者は、面積の天端石の施工については、天端石には稜線の出るような石を採用しなければならない。

(3) 受注者は、飼石、詰石が多くならないように配慮して施工しなければならない。

9. 玉石積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 玉石積は、大きさの揃った玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるものこととする。

(玉石積)

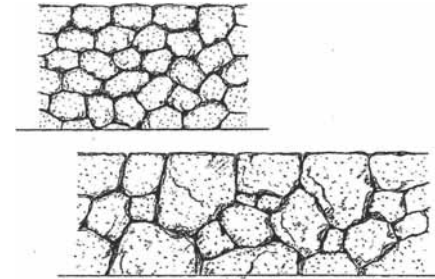


(2) 受注者は、玉石積の施工については、石同士がかみ合うように施工しなければならない。

10. 小端積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 小端積は、小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の小端石材を、小口が見えるように組合せて積むものこととし、受注者は、小端積の施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。

(面積)



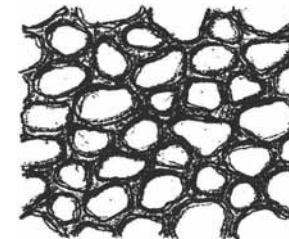
(2) 受注者は、面積の天端石の施工については、天端石には稜線の出るような石を採用しなければならない。

(3) 受注者は、飼石、詰石が多くならないように配慮して施工しなければならない。

9. 玉石積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 玉石積は、大きさの揃った玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるものこととする。

(玉石積)



(2) 受注者は、玉石積の施工については、石同士がかみ合うように施工しなければならない。

10. 小端積の施工については、以下の各号の規定による。

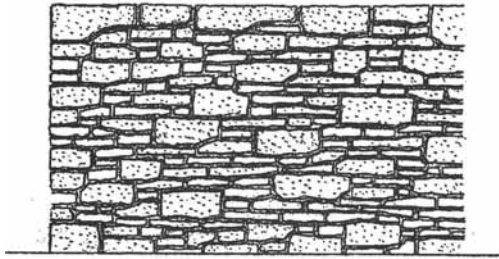
(1) 小端積は、小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の小端石材を、小口が見えるように組合せて積むものこととし、受注者は、小端積の施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。



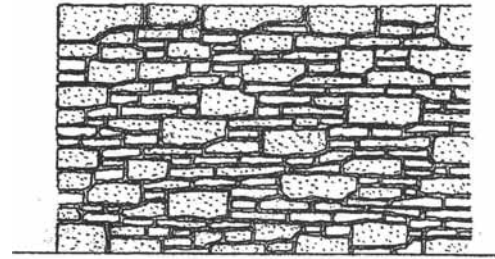
改正前（27年版）

改正後（29年版）

（野面小端積）



（野面小端積）



（2）受注者は、天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

（2）受注者は、天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

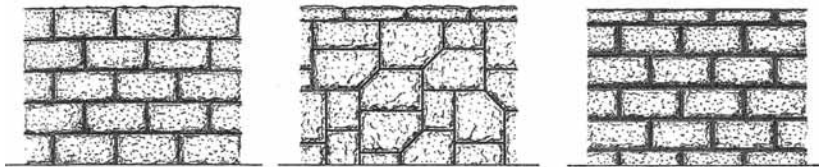
11. こぶだし石積の施工については、以下の各号の規定による。

11. こぶだし石積の施工については、以下の各号の規定による。

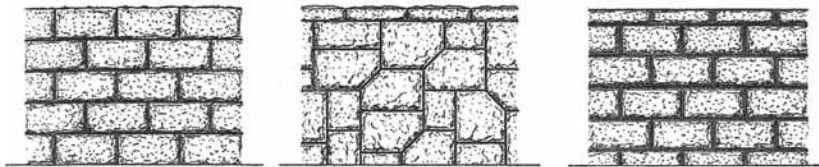
（1）こぶだし石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の<sup>あいぽ</sup>合端をすりあわせることにより、面がこぶ状になるものこととする。

（1）こぶだし石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の<sup>あいぽ</sup>合端をすりあわせることにより、面がこぶ状になるものこととする。

（こぶだし石積）



（こぶだし石積）



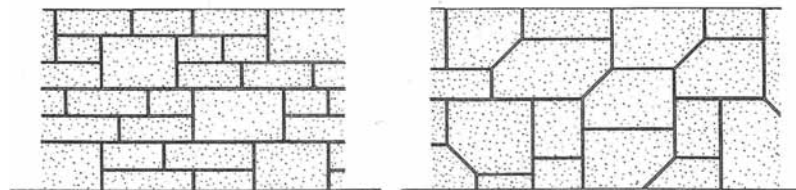
（2）受注者は、こぶだし石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。

（2）受注者は、こぶだし石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。

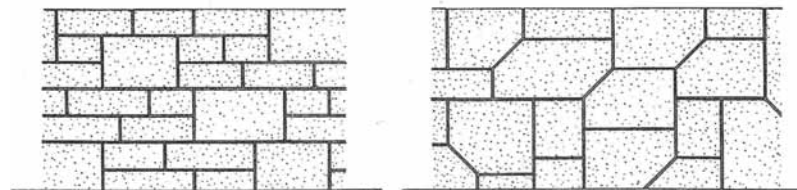
12. <sup>きりいしづみ</sup>切石積は、切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を組合せ、面をそろえて積み上げたものこととする。

12. <sup>きりいしづみ</sup>切石積は、切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を組合せ、面をそろえて積み上げたものこととする。

（切石積）



（切石積）



改正前（27年版）

改正後（29年版）

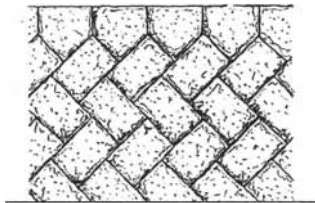
13. <sup>けんちいしづみ</sup>間知石積、<sup>ぎつわりいしづみ</sup>雑割石積、<sup>ぎついいしづみ</sup>雑石積の施工については、以下の各号の規定による。

13. <sup>けんちいしづみ</sup>間知石積、<sup>ぎつわりいしづみ</sup>雑割石積、<sup>ぎついいしづみ</sup>雑石積の施工については、以下の各号の規定による。

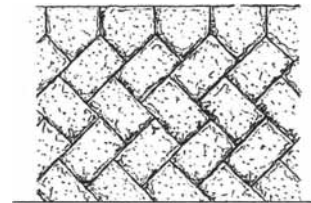
- (1) 間知石積は、間知石を用いた石積のこととする。
- 雑割石積は、雑割石を用いた石積のこととする。
- 雑石積は、雑石を用いた石積のこととする。

- (1) 間知石積は、間知石を用いた石積のこととする。
- 雑割石積は、雑割石を用いた石積のこととする。
- 雑石積は、雑石を用いた石積のこととする。

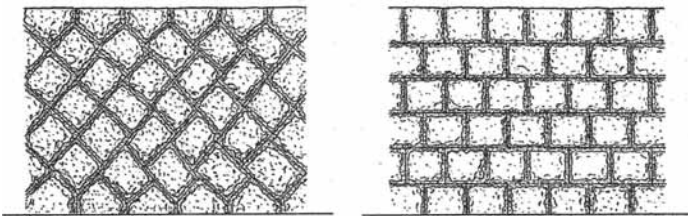
(間知石積)



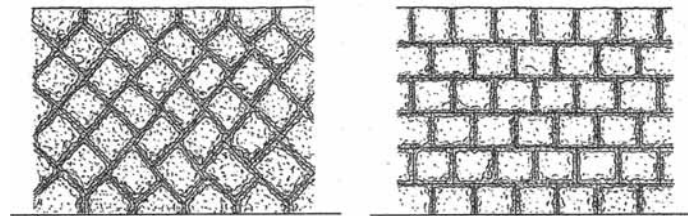
(間知石積)



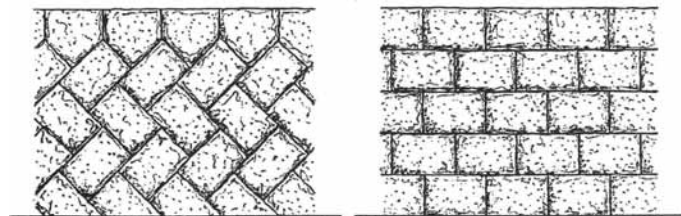
(雑割石積)



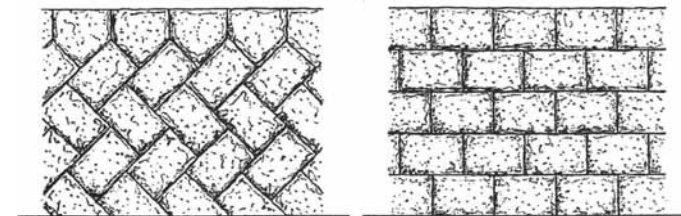
(雑割石積)



(雑石積)



(雑石積)



- (2) 受注者は、<sup>あいはば</sup>谷端については現場加工を行わなければならない。

- (2) 受注者は、<sup>あいはば</sup>谷端については現場加工を行わなければならない。

14. <sup>わりいしづみ</sup>割石積の施工については、以下の各号の規定による。

14. <sup>わりいしづみ</sup>割石積の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) <sup>わりいしづみ</sup>割石積は、割石や割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を組合せ、面をそろえて積み上げるものこととする。
- (2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

- (1) <sup>わりいしづみ</sup>割石積は、割石や割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を組合せ、面をそろえて積み上げるものこととする。
- (2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

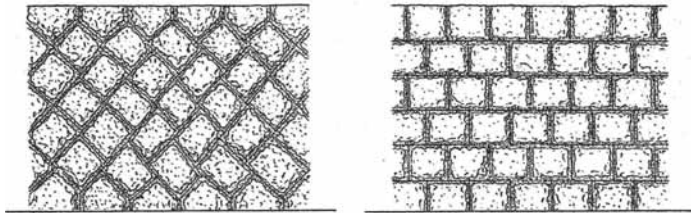
改正前（27年版）

改正後（29年版）

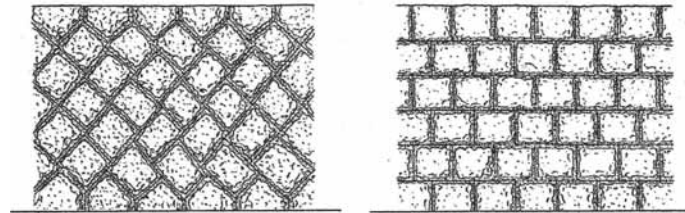
15. 雑割石張は雑割石を用いた石張で、雑石張は雑石を用いた石張のこととする。

15. 雑割石張は雑割石を用いた石張で、雑石張は雑石を用いた石張のこととする。

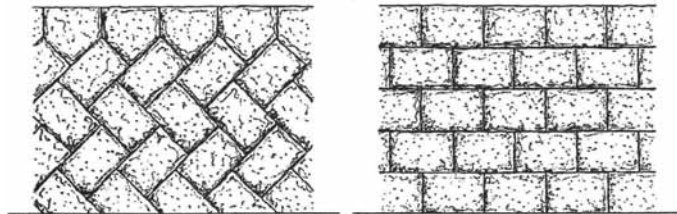
（雑割石張）



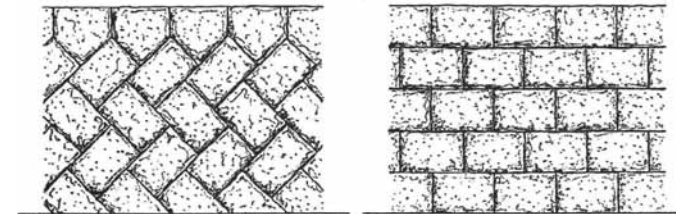
（雑割石張）



（雑石張）



（雑石張）



16. 受注者は、石積高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

16. 受注者は、石積高さ調整の施工については、**設計図書**に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

**1-8-9 土留め工**

**1-8-9 土留め工**

1. 受注者は、現地の状況により、**設計図書**に示された位置に施工し難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとする。
2. 受注者は、土留め工の施工については、くい、板、笠呼びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。

1. 受注者は、現地の状況により、**設計図書**に示された位置に施工し難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**するものとする。
2. 受注者は、土留め工の施工については、くい、板、笠呼びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。

**第9節 公園カルバート工**

**第9節 公園カルバート工**

**1-9-1 一般事項**

**1-9-1 一般事項**

1. 本節は、公園カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。
2. 公園プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。

1. 本節は、公園カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工その他これらに類する工種について定める。
2. 公園プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。

**1-9-2 材料**

**1-9-2 材料**

受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、**設計図書**によるものとするが記載なき場合、「**道路土工-カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度**」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得な

受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、**設計図書**によるものとするが記載なき場合、「**道路土工-カルバート工指針4-4 使用材料、4-5 許容応力度**」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得な

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>なければならない。</p> <p><b>1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>1-9-4 場所打囲渠工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</li> <li>2. 受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。</li> <li>3. 受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項塩分の浸透防止により施工しなければならない。</li> <li>4. 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</li> </ol> <p><b>1-9-5 プレキャストカルバート工</b> プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>第10節 公園施設等撤去・移設工</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b> 本節は、公園施設等撤去・移設工として、公園施設撤去工、移設工、伐採工、発生材再利用工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-10-2 公園施設撤去工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、公園施設の撤去については、既存の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に表示のない工作物、地下埋設物及び<b>設計図書</b>に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と協議しなければならない。</li> </ol> <p><b>1-10-3 移設工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移設工の施工については、以下の各号の規定による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後に、土砂で埋戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>指示</b>に従い、速やかに原形復旧しなければならない。</li> <li>(2) 受注者は、移設物の設置については、設置箇所及びその周辺を、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。</li> <li>(3) 受注者は移設物の設置については、地盤高に注意し、水平でねじれないように施工</li> </ol> </li> </ol>	<p>なければならない。</p> <p><b>1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>1-9-4 場所打囲渠工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</li> <li>2. 受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。</li> <li>3. 受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項塩分の浸透防止により施工しなければならない。</li> <li>4. 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。</li> </ol> <p><b>1-9-5 プレキャストカルバート工</b> プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p><b>第10節 公園施設等撤去・移設工</b></p> <p><b>1-10-1 一般事項</b> 本節は、公園施設等撤去・移設工として、公園施設撤去工、移設工、伐採工、発生材再利用工その他これらに類する工種について定める。</p> <p><b>1-10-2 公園施設撤去工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、公園施設の撤去については、既存の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に表示のない工作物、地下埋設物及び<b>設計図書</b>に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と協議しなければならない。</li> </ol> <p><b>1-10-3 移設工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移設工の施工については、以下の各号の規定による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後に、土砂で埋戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>指示</b>に従い、速やかに原形復旧しなければならない。</li> <li>(2) 受注者は、移設物の設置については、設置箇所及びその周辺を、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。</li> <li>(3) 受注者は移設物の設置については、地盤高に注意し、水平でねじれないように施工</li> </ol> </li> </ol>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、移設する施設については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、安全措置をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、景石移設の施工については、石材の運搬にあたり、表面を損傷しないようにしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、景石の据付けについては、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>のうえ、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりを考慮したうえで、本据えを行わなければならない。</p> <p><b>1-10-4 伐採工</b></p> <p>1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。</p> <p><b>1-10-5 発生材再利用工</b></p> <p>受注者は、発生材再利用工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、移設する施設については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、安全措置をとらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、景石移設の施工については、石材の運搬にあたり、表面を損傷しないようにしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、景石の据付けについては、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>のうえ、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりを考慮したうえで、本据えを行わなければならない。</p> <p><b>1-10-4 伐採工</b></p> <p>1. 受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘取りのうえ撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。</p> <p><b>1-10-5 発生材再利用工</b></p> <p>受注者は、発生材再利用工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<h2>第2章 植栽</h2>	<h2>第2章 植栽</h2>
<p><b>第1節 適用</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本章は、公園緑地工事における植栽工、移植工、樹木整姿工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</li> <li>2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。</li> <li>3. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。</li> <li>4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。</li> </ol>	<p><b>第1節 適用</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本章は、公園緑地工事における植栽工、移植工、樹木整姿工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</li> <li>2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。</li> <li>3. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。</li> <li>4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。</li> </ol>
<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成25年度版） （平成25年6月）</p> <p>日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説 （平成21年2月）</p> <p>建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針（平成7年9月）</p> <p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（平成28年度版） （平成28年6月）</p> <p>日本緑化センター 公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説 （平成21年2月）</p> <p>建設省 都市緑化における下水汚泥の施用指針（平成7年9月）</p> <p>日本道路協会 道路緑化技術基準・同解説（昭和63年12月）</p>
<p><b>第3節 植栽工</b></p> <p><b>2-3-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、草花種子散布工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工、芝生保護工、壁面緑化施設工その他これらに類する工種について定める。</li> <li>2. 受注者は、新植樹木または新植地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物）が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植替えなければならない。枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督員と受注者が<b>立会</b>うものとし、植替えの時期については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。                      なお、枯死または形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。                      なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り、落雷・火災・騒乱・暴動により、流失・</li> </ol>	<p><b>第3節 植栽工</b></p> <p><b>2-3-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、草花種子散布工、播種工、花壇植栽工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工、芝生保護工、壁面緑化施設工その他これらに類する工種について定める。</li> <li>2. 受注者は、新植樹木または新植地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類の永年性植物）が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死または形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木または地被植物と同等またはそれ以上の規格のものに植替えなければならない。枯死または形姿不良の判定にあたっては、監督員と受注者が<b>立会</b>うものとし、植替えの時期については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。                      なお、枯死または形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、または通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。                      なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り、落雷・火災・騒乱・暴動により、流失・</li> </ol>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>折損・倒木した場合はこの限りではない。</p> <p>3. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。</p> <p>また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。</p> <p>なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えるかまたは、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。</p> <p>4. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。</p> <p>5. 受注者は、植樹施工にあたり、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督員に速やかに<b>連絡</b>し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p> <p>また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>7. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固めないように施工しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。</p> <p>9. 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。</p> <p>(1) 受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。</p> <p>(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。</p> <p>(3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたいう植穴の中心に植付けなければならない。</p> <p>(4) 寄植及び株物植付けは既存樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙が生じないよう土を流入させなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。</p>	<p>折損・倒木した場合はこの限りではない。</p> <p>3. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。</p> <p>また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。</p> <p>なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えるかまたは、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。</p> <p>4. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。</p> <p>5. 受注者は、植樹施工にあたり、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督員に速やかに<b>連絡</b>し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p> <p>また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>7. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固めないように施工しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。</p> <p>9. 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。</p> <p>(1) 受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。</p> <p>(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。</p> <p>(3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたいう植穴の中心に植付けなければならない。</p> <p>(4) 寄植及び株物植付けは既存樹木の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙が生じないよう土を流入させなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。</p>

改正前（27年版）									
<p>(8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>(10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</p> <p>(11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するとともに、<b>設計図書</b>に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。</p>									
<p><b>2-3-2 材料</b></p> <p>1. 樹木は、「<b>国土交通省公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）</b>」の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 樹木の品質寸法規格に関する用語の定義は、表2-1によるものとする。                      なお、<b>設計図書</b>に示す寸法は、最低値を示すものとする。</p> <p>(2) 寸法は<b>設計図書</b>によるものとし、品質は表2-2品質規格表(案)[樹姿]、表2-3品質規格(案)[樹勢]によるものとする。</p>									
<p><b>表2-1 公共用緑化樹木等品質寸法基準（案）における用語の定義</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共用緑化樹木等</td> <td>主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。</td> </tr> <tr> <td>樹形</td> <td>樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。</td> </tr> <tr> <td>樹高（略称：H）</td> <td>樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。</td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	公共用緑化樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。	樹形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。	樹高（略称：H）	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
用語	定義								
公共用緑化樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。								
樹形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。								
樹高（略称：H）	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。								

改正後（29年版）									
<p>(8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>(10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</p> <p>(11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、幹巻きする場合は、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するとともに、<b>設計図書</b>に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。</p>									
<p><b>2-3-2 材料</b></p> <p>1. 樹木は、「<b>国土交通省公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）</b>」の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 樹木の品質寸法規格に関する用語の定義は、表2-1によるものとする。                      なお、<b>設計図書</b>に示す寸法は、最低値を示すものとする。</p> <p>(2) 寸法は<b>設計図書</b>によるものとし、品質は表2-2品質規格表(案)[樹姿]、表2-3品質規格(案)[樹勢]によるものとする。</p>									
<p><b>表2-1 公共用緑化樹木等品質寸法基準（案）における用語の定義</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共用緑化樹木等</td> <td>主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。</td> </tr> <tr> <td>樹形</td> <td>樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。</td> </tr> <tr> <td>樹高（略称：H）</td> <td>樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。</td> </tr> </tbody> </table>		用語	定義	公共用緑化樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。	樹形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。	樹高（略称：H）	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
用語	定義								
公共用緑化樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。								
樹形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。								
樹高（略称：H）	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。なお、ヤシ類など特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。								



改正前（27年版）	
幹周 （略称：C）	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2m上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝張（葉張） （略称：W）	樹木の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
株立（物）	樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
株立数 （略称：BN）	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2本立－1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。 3本立以上－指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
単幹	幹が根元近くから分岐せず1本であるもの。
根鉢	樹木の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げる。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。
コンテナ	樹木等を植付ける栽培容器をいう。
仕立物	樹木の自然な育成にまかせるものではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
寄せ株育成物	数本の樹木を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。
接ぎ木物	樹木の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。

表2-2 品質規格表（案）【樹姿】

項目	規格
樹形（全形）	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹（高木にのみ適用）	幹が、樹種の特性に応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特性に応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

改正後（29年版）	
幹周 （略称：C）	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より、1.2m上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が2本以上の樹木においては、おのおのの周長の総和の70%をもって幹周とする。なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝張（葉張） （略称：W）	樹木の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
株立（物）	樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。なお株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
株立数 （略称：BN）	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2本立－1本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。 3本立以上－指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達していること。
単幹	幹が根元近くから分岐せず1本であるもの。
根鉢	樹木の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げる。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。
コンテナ	樹木等を植付ける栽培容器をいう。
仕立物	樹木の自然な育成にまかせるものではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
寄せ株育成物	数本の樹木を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。
接ぎ木物	樹木の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。

表2-2 品質規格表（案）【樹姿】

項目	規格
樹形（全形）	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹（高木にのみ適用）	幹が、樹種の特性に応じ、単幹もしくは株立状であること。但し、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特性に応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

改正前（27年版）

表2-3 品質規格表（案）【樹勢】

項目	規格
生育	健全な成長を呈し、樹木全体で活力ある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色・変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮（肌）	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

参考資料

鉢容量及び植穴容量

形状	幹周(cm)	鉢容量及び植穴容量					
		鉢径(cm)	鉢の深さ(cm)	植穴径(cm)	植穴深さ(cm)	鉢容量(m <sup>3</sup> )	鉢穴容量(m <sup>3</sup> )
高木	10未満	33	25	69	37	0.017	0.09
	10以上15〃	38	28	75	40	0.028	0.14
	15〃20〃	47	33	87	46	0.061	0.27
	20〃25〃	57	39	99	53	0.11	0.44
	25〃30〃	66	45	111	59	0.17	0.65
	30〃35〃	71	48	117	62	0.21	0.76
	35〃45〃	90	59	141	75	0.4	1.34
	45〃60〃	113	74	171	90	0.74	2.28
	60〃75〃	141	91	207	109	1.32	3.7
75〃90〃	170	108	243	128	2.08	5.45	

形状	幹高(cm)	鉢容量及び植穴容量					
		鉢径(cm)	鉢の深さ(cm)	植穴径(cm)	植穴深さ(cm)	鉢容量(m <sup>3</sup> )	鉢穴容量(m <sup>3</sup> )
中	30未満	15	8	29	23	0.001	0.015

改正後（29年版）

表2-3 品質規格表（案）【樹勢】

項目	規格
生育	健全な成長を呈し、樹木全体で活力ある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色・変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮（肌）	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことがあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

参考資料

鉢容量及び植穴容量

形状	幹周(cm)	鉢容量及び植穴容量					
		鉢径(cm)	鉢の深さ(cm)	植穴径(cm)	植穴深さ(cm)	鉢容量(m <sup>3</sup> )	鉢穴容量(m <sup>3</sup> )
高木	10未満	33	25	69	37	0.017	0.09
	10以上15〃	38	28	75	40	0.028	0.14
	15〃20〃	47	33	87	46	0.061	0.27
	20〃25〃	57	39	99	53	0.11	0.44
	25〃30〃	66	45	111	59	0.17	0.65
	30〃35〃	71	48	117	62	0.21	0.76
	35〃45〃	90	59	141	75	0.4	1.34
	45〃60〃	113	74	171	90	0.74	2.28
	60〃75〃	141	91	207	109	1.32	3.7
75〃90〃	170	108	243	128	2.08	5.45	

形状	幹高(cm)	鉢容量及び植穴容量					
		鉢径(cm)	鉢の深さ(cm)	植穴径(cm)	植穴深さ(cm)	鉢容量(m <sup>3</sup> )	鉢穴容量(m <sup>3</sup> )
中	30未満	15	8	29	23	0.001	0.015

改正前（27年版）

低木	30以上50 "	17	10	33	26	0.002	0.022
	50 " 80 "	20	12	37	28	0.004	0.030
	80 " 100 "	22	13	41	31	0.005	0.040
	100 " 150 "	26	16	46	35	0.008	0.057
	150 " 200 "	30	19	54	40	0.013	0.090
	200 " 250 "	35	23	61	46	0.022	0.133
	250 " 300 "	40	26	69	51	0.032	0.188

2. 地被類の材料については、下記の事項に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。使用する材料の寸法は、**設計図書**によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。

- (1) シバ類、草本類、つる性類及びササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、茎葉及び根系が充実したコンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。着花類については花及びつぼみの良好なものとする。
- (2) 肥よく地に栽培され、生育がよく、緊密な根系を有し、茎葉のしおれ・病虫害・雑草の根系のないもので、刈込みのうえ土付けして切り取ったものとし、切り取った後長時間を経過して乾燥したり、土くずれ・むれのないとする。
- (3) シバ類、その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表(案)及び表2-5その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。

表2-4 シバ類の品質規格表(案)

項目	規格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
ほふく茎 (日本芝に適用)	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病虫害	病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

表2-5 その他地被類の品質規格表(案)

項目	規格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。

改正後（29年版）

低木	30以上50 "	17	10	33	26	0.002	0.022
	50 " 80 "	20	12	37	28	0.004	0.030
	80 " 100 "	22	13	41	31	0.005	0.040
	100 " 150 "	26	16	46	35	0.008	0.057
	150 " 200 "	30	19	54	40	0.013	0.090
	200 " 250 "	35	23	61	46	0.022	0.133
	250 " 300 "	40	26	69	51	0.032	0.188

2. 地被類の材料については、下記の事項に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。使用する材料の寸法は、**設計図書**によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。

- (1) シバ類、草本類、つる性類及びササ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、茎葉及び根系が充実したコンテナ品または同等以上の品質を有するものとする。着花類については花及びつぼみの良好なものとする。
- (2) 肥よく地に栽培され、生育がよく、緊密な根系を有し、茎葉のしおれ・病虫害・雑草の根系のないもので、刈込みのうえ土付けして切り取ったものとし、切り取った後長時間を経過して乾燥したり、土くずれ・むれのないとする。
- (3) シバ類、その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表(案)及び表2-5その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。

表2-4 シバ類の品質規格表(案)

項目	規格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
ほふく茎 (日本芝に適用)	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病虫害	病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

表2-5 その他地被類の品質規格表(案)

項目	規格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。

改正前（27年版）		改正後（29年版）	
根	根系の発達がよく、細根が多く、乾燥していないこと。	根	根系の発達がよく、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。	病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。
<p>3. 種子は、腐れ、病虫害がなく、雑草の種子、きょう雑物を含まない良好な発芽率をもつものとし、品種、花の色・形態が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。</p> <p>4. 支柱の材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 丸太支柱材は、杉、檜または唐松の皮はぎもので、<b>設計図書</b>に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食いのない良質材とし、その防腐処理は<b>設計図書</b>によるものとする。なお、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭及び鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げしたものとする。</p> <p>(2) 唐竹支柱材は、二年生以上の真竹で曲がりがなく粘り強く、割れ・腐れ・虫食いのない生育良好なものとし、節止めとする。</p> <p>(3) パイプ支柱材は、<b>設計図書</b>によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452（配管用炭素鋼管）の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。</p> <p>(4) ワイヤロープ支柱材は、<b>設計図書</b>によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3525（ワイヤロープ）の規格品を使用するものとする。</p> <p>(5) 地下埋設型支柱材は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(6) 杉皮または檜皮は、大節・割れ・腐れのないものとする。</p> <p>(7) シュロ縄は、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがなく、変質のないものとする。</p> <p>5. 根巻き及び幹巻きの材料のわら製品については、新鮮なもので虫食い、変色のないものとする。</p> <p>6. 植込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適した土で、その材料は下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 客土は植物の生育に適合した土壌で、小石、ごみ、雑草、きょう雑物を含まないものとする。</p> <p>(2) 客土の種類は<b>設計図書</b>によるが、その定義は次による。</p> <p>畑 土：畑において耕作のおよんでいる深さの範囲の土壌</p> <p>黒 土：黒色でほぐれた火山灰土壌</p> <p>赤 土：赤色の火山灰土壌</p> <p>真砂 土：花こう岩質岩石の風化土</p> <p>山砂 土：山地から採集した粒状の岩石</p> <p>腐葉 土：広葉樹の落葉を堆積させ腐らせたもの</p> <p>(3) 客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は<b>設計図書</b>によるものとする。また、これにより難い場合は、工事着手前に、<b>設計図書</b>に関して監督員と協議のうえ、</p>		<p>3. 種子は、腐れ、病虫害がなく、雑草の種子、きょう雑物を含まない良好な発芽率をもつものとし、品種、花の色・形態が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。</p> <p>4. 支柱の材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 丸太支柱材は、杉、檜または唐松の皮はぎもので、<b>設計図書</b>に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食いのない良質材とし、その防腐処理は<b>設計図書</b>によるものとする。なお、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭及び鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げしたものとする。</p> <p>(2) 唐竹支柱材は、二年生以上の真竹で曲がりがなく粘り強く、割れ・腐れ・虫食いのない生育良好なものとし、節止めとする。</p> <p>(3) パイプ支柱材は、<b>設計図書</b>によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452（配管用炭素鋼管）の規格品に防錆処理を施したうえ、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。</p> <p>(4) ワイヤロープ支柱材は、<b>設計図書</b>によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3525（ワイヤロープ）の規格品を使用するものとする。</p> <p>(5) 地下埋設型支柱材は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(6) 杉皮または檜皮は、大節・割れ・腐れのないものとする。</p> <p>(7) シュロ縄は、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがなく、変質のないものとする。</p> <p>5. 根巻き及び幹巻きの材料のわら製品については、新鮮なもので虫食い、変色のないものとする。</p> <p>6. 植込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適した土で、その材料は下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 客土は植物の生育に適合した土壌で、小石、ごみ、雑草、きょう雑物を含まないものとする。</p> <p>(2) 客土の種類は<b>設計図書</b>によるが、その定義は次による。</p> <p>畑 土：畑において耕作のおよんでいる深さの範囲の土壌</p> <p>黒 土：黒色でほぐれた火山灰土壌</p> <p>赤 土：赤色の火山灰土壌</p> <p>真砂 土：花こう岩質岩石の風化土</p> <p>山砂 土：山地から採集した粒状の岩石</p> <p>腐葉 土：広葉樹の落葉を堆積させ腐らせたもの</p> <p>(3) 客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は<b>設計図書</b>によるものとする。また、これにより難い場合は、工事着手前に、<b>設計図書</b>に関して監督員と協議のうえ、</p>	

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>pH、有害物質についての試験を必要に応じて行うものとする。</p> <p>7. 肥料の材料については、第11編1-5-2材料の規定による。</p> <p>8. 薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。</p> <p>(1) 薬剤は、農薬取締法（昭和23年、法律第82号）に基づくものでなければならない。</p> <p>(2) 薬剤は、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく、商標または商品名・種類（成分表）・製造業者名・容量が明示された有効期限内のものとする。</p> <p>(3) 薬剤は、管理責任者を定めて保管しなければならない。</p> <p>9. 土壌改良の材料については、第11編1-5-2材料の規定による。</p> <p>10. 樹木養生工で使用する材料の種類及び規格については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>11. 樹名板工に使用する材料の種類及び規格については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>12. 根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p>	<p>pH、有害物質についての試験を必要に応じて行うものとする。</p> <p>7. 肥料の材料については、第11編1-5-2材料の規定による。</p> <p>8. 薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進または抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。</p> <p>(1) 薬剤は、農薬取締法（昭和23年、法律第82号）に基づくものでなければならない。</p> <p>(2) 薬剤は、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく、商標または商品名・種類（成分表）・製造業者名・容量が明示された有効期限内のものとする。</p> <p>(3) 薬剤は、管理責任者を定めて保管しなければならない。</p> <p>9. 土壌改良の材料については、第11編1-5-2材料の規定による。</p> <p>10. 樹木養生工で使用する材料の種類及び規格については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>11. 樹名板工に使用する材料の種類及び規格については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>12. 根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p>
<p><b>2-3-3 高木植栽工</b></p>	<p><b>2-3-3 高木植栽工</b></p>
<p>1. 受注者は、樹木の搬入については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。</p> <p>2. 樹木の植付けについては、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、樹木の植栽は、設計意図及び付近の風致を考慮して、まず景趣の骨格を造り、配植の位置出しを行い、全体の配植を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、植栽に先立ち、水分の蒸散を抑制するため、適度に枝葉を切詰め、または枝透かしをするとともに、根部は、割れ、傷の部分を取り除き、活着を助ける処置をしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、樹木の植付けが迅速に行えるようあらかじめ、その根に応じた余裕のある植穴を掘り、植付けに必要な材料を準備しておかななければならない。</p> <p>(4) 受注者は、植穴については、生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕した後、中highに敷均さなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、植付けについては、樹木の目標とする成長時の形姿、景観及び付近の風致を考慮し、樹木の表裏を確かめうえて修景的配慮を加えて植込まなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、水<b>極め</b>をする樹種については、根鉢の周囲に土が密着するように水を注ぎながら植付け、根部に隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。仕上げについては、水が引くのを待って土を入れ、軽く押さえて地均ししなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、植付けに際して土<b>極め</b>をする樹種については、根廻りに土を入れ、根鉢に密着するよう突固めなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、樹木植付け後、直ちに支柱を取付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、植栽後整姿・剪定を行う場合は、付近の景趣に合うように、修景的配慮を</p>	<p>1. 受注者は、樹木の搬入については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。</p> <p>2. 樹木の植付けについては、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、樹木の植栽は、設計意図及び付近の風致を考慮して、まず景趣の骨格を造り、配植の位置出しを行い、全体の配植を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、植栽に先立ち、水分の蒸散を抑制するため、適度に枝葉を切詰め、または枝透かしをするとともに、根部は、割れ、傷の部分を取り除き、活着を助ける処置をしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、樹木の植付けが迅速に行えるようあらかじめ、その根に応じた余裕のある植穴を掘り、植付けに必要な材料を準備しておかななければならない。</p> <p>(4) 受注者は、植穴については、生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕した後、中highに敷均さなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、植付けについては、樹木の目標とする成長時の形姿、景観及び付近の風致を考慮し、樹木の表裏を確かめうえて修景的配慮を加えて植込まなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、水<b>ぎめ</b>をする樹種については、根鉢の周囲に土が密着するように水を注ぎながら植付け、根部に隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。仕上げについては、水が引くのを待って土を入れ、軽く押さえて地均ししなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、植付けに際して土<b>ぎめ</b>をする樹種については、根廻りに土を入れ、根鉢に密着するよう突固めなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、樹木植付け後、直ちに支柱を取付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、植栽後整姿・剪定を行う場合は、付近の景趣に合うように、修景的配慮を</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>加えて行い、必要な手入れをしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、土壌改良材を使用する場合は、客土または埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。</p> <p>4. 樹木の支柱の設置については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、支柱の丸太・唐竹と樹幹（枝）との交差部分は、すべて保護材を巻き、シュロ縄は緩みのないように割り縄がけに結束し、支柱の丸太と接合する部分は、釘打ちのうえ、鉄線がけとしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、ハッ掛、布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件（風向、土質、樹形）を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう堅固に取付け、その支柱の基礎は地中に埋込んで根止めに杭を打込み、丸太は釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止めしたうえ、釘打ちまたはのこぎり目を入れて鉄線で結束しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ハッ掛の場合は、控えとなる丸太（竹）を幹（主枝）または丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束しなければならない。なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切詰めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には<b>設計図書</b>に示す保護材を取付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止め杭に結束しなければならない。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップで止め、ロープ交差部も動揺しないように止めておき、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かに関わらず、ロープは緩みのないように張らなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設に支障のないよう施工しなければならない。</p>	<p>加えて行い、必要な手入れをしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、土壌改良材を使用する場合は、客土または埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。</p> <p>4. 樹木の支柱の設置については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、支柱の丸太・唐竹と樹幹（枝）との交差部分は、すべて保護材を巻き、シュロ縄は緩みのないように割り縄がけに結束し、支柱の丸太と接合する部分は、釘打ちのうえ、鉄線がけとしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、ハッ掛、布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件（風向、土質、樹形）を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう堅固に取付け、その支柱の基礎は地中に埋込んで根止めに杭を打込み、丸太は釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止めしたうえ、釘打ちまたはのこぎり目を入れて鉄線で結束しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ハッ掛の場合は、控えとなる丸太（竹）を幹（主枝）または丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束しなければならない。なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切詰めなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には<b>設計図書</b>に示す保護材を取付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止め杭に結束しなければならない。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップで止め、ロープ交差部も動揺しないように止めておき、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かに関わらず、ロープは緩みのないように張らなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設に支障のないよう施工しなければならない。</p>
<p><b>2-3-4 中低木植栽工</b></p> <p>中低木植栽工の施工については、第11編2-3-3高木植栽工の規定による。</p>	<p><b>2-3-4 中低木植栽工</b></p> <p>中低木植栽工の施工については、第11編2-3-3高木植栽工の規定による。</p>
<p><b>2-3-5 特殊樹木植栽工</b></p> <p>特殊樹木植栽工の施工については、第11編2-3-3高木植栽工の規定による。</p>	<p><b>2-3-5 特殊樹木植栽工</b></p> <p>特殊樹木植栽工の施工については、第11編2-3-3高木植栽工の規定による。</p>
<p><b>2-3-6 地被類植栽工</b></p> <p>1. 受注者は、地被類の植付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。</p> <p>2. 芝の植付けについては、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、芝を現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、芝の張り付けに先立って、<b>設計図書</b>に示す深さに耕し、表土をかき均し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、良質土を<b>設計図書</b>に示す厚さに敷均し、不陸整正を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、平坦地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、目土を入れ</p>	<p><b>2-3-6 地被類植栽工</b></p> <p>1. 受注者は、地被類の植付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。</p> <p>2. 芝の植付けについては、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、芝を現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、芝の張り付けに先立って、<b>設計図書</b>に示す深さに耕し、表土をかき均し、生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、良質土を<b>設計図書</b>に示す厚さに敷均し、不陸整正を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、平坦地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、目土を入れ</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>た後、周囲に張り付けた芝が動かないように転圧しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、傾斜地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、周囲に張り付けた芝が動かないように目串を2～3本/枚ずつ打込んで止めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、目土を施す場合については、均し板で目地のくぼんだところに目土をかき入れ、かけ終えた後締固めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、芝張り付け完了後から引渡しまでの間、適切な管理を行わなければならない。</p> <p>4. 受注者は、芝及び地被類の補植については、芝付け及び植付け箇所に良質土を投入し、不陸整正を行い、植付け面が隣接する植付け面と同一平面をなすよう、施工しなければならない。</p> <p><b>2-3-7 草花種子散布工</b></p> <p>1. 草花種子散布工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については<b>設計図書</b>に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>2-3-8 播種工</b></p> <p>1. 受注者は、播種工の施工については、地盤の表面をわずかにかき起こし整地した後に、<b>設計図書</b>に示す量を厚薄のないように播き付け、表土と混ざり合うようかき均し、施工後は、発芽を良好にするための適切な養生をしなければならない。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については<b>設計図書</b>に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>2-3-9 花壇植栽工</b></p> <p>花壇植物の植付けについては、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、花壇植物の現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、花壇植物の植付けに先立って<b>設計図書</b>に示す深さに耕し、植物の生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、不陸整正を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、<b>設計図書</b>の<b>指示</b>による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。</p> <p><b>2-3-10 樹木養生工</b></p> <p>1. 受注者は、防風ネットの施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、堅固に設置しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、寒冷紗巻き施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、植穴透水層の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>4. 受注者は、空気管の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>た後、周囲に張り付けた芝が動かないように転圧しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、傾斜地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、周囲に張り付けた芝が動かないように目串を2～3本/枚ずつ打込んで止めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、目土を施す場合については、均し板で目地のくぼんだところに目土をかき入れ、かけ終えた後締固めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、芝張り付け完了後から引渡しまでの間、適切な管理を行わなければならない。</p> <p>4. 受注者は、芝及び地被類の補植については、芝付け及び植付け箇所に良質土を投入し、不陸整正を行い、植付け面が隣接する植付け面と同一平面をなすよう、施工しなければならない。</p> <p><b>2-3-7 草花種子散布工</b></p> <p>1. 草花種子散布工の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については<b>設計図書</b>に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>2-3-8 播種工</b></p> <p>1. 受注者は、播種工の施工については、地盤の表面をわずかにかき起こし整地した後に、<b>設計図書</b>に示す量を厚薄のないように播き付け、表土と混ざり合うようかき均し、施工後は、発芽を良好にするための適切な養生をしなければならない。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。なお、施工時期及び発芽期間については<b>設計図書</b>に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p><b>2-3-9 花壇植栽工</b></p> <p>花壇植物の植付けについては、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、花壇植物の現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、花壇植物の植付けに先立って<b>設計図書</b>に示す深さに耕し、植物の生育に支障となるごみ、がれき、雑草を除去した後、不陸整正を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、花壇植物の植付けについては、開花時に花が均等になるように、<b>設計図書</b>の<b>指示</b>による高さにそろえて模様が現れるようにし、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。</p> <p><b>2-3-10 樹木養生工</b></p> <p>1. 受注者は、防風ネットの施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、堅固に設置しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、寒冷紗巻き施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、植穴透水層の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>4. 受注者は、空気管の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>5. 受注者は、マルチングの施工については、<b>設計図書</b>に示す厚みに均一に敷均さなければならない。</p> <p>6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを<b>確認</b>し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、養生柵の施工については、<b>設計図書</b>によるほか、第11編3-11-8柵工の規定による。</p> <p>8. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p><b>2-3-11 樹名板工</b> 樹名板工の施工については、第11編2-3-1一般事項の規定による。</p> <p><b>2-3-12 根囲い保護工</b> 受注者は、根囲い保護の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2-3-13 芝生保護工</b> 1. 芝生保護工で称する芝生プロテクターの種類及び規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 受注者は、芝生プロテクターの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2-3-14 壁面緑化施設工</b> 1. 壁面緑化フェンス、壁面緑化パネル、登はん補助資材で使用する材料及び規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 受注者は、壁面緑化フェンスの施工については、<b>設計図書</b>によるものとするほか、第11編3-11-8柵工の規定による。 3. 受注者は、壁面緑化パネルの施工については、<b>設計図書</b>による。 4. 受注者は、登はん補助資材の施工については、<b>設計図書</b>による。 5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、<b>設計図書</b>による。なお、特に定めのない事項については<b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省発行）</b>の規定による。</p> <p><b>第4節 移植工</b> <b>2-4-1 一般事項</b> 1. 本節は、移植工として根回し工、高木移植工、根株移植工、中低木移植工、地被類移植工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固めないように施工しなければならない。 3. 受注者は、掘取り終了後ただちに埋戻し、旧地形に復旧しなければならない。 4. 受注者は、樹木の仮植えを行う場合については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、マルチングの施工については、<b>設計図書</b>に示す厚みに均一に敷均さなければならない。</p> <p>6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを<b>確認</b>し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、養生柵の施工については、<b>設計図書</b>によるほか、第11編3-11-8柵工の規定による。</p> <p>8. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p><b>2-3-11 樹名板工</b> 樹名板工の施工については、第11編2-3-1一般事項の規定による。</p> <p><b>2-3-12 根囲い保護工</b> 受注者は、根囲い保護の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2-3-13 芝生保護工</b> 1. 芝生保護工で称する芝生プロテクターの種類及び規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 受注者は、芝生プロテクターの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>2-3-14 壁面緑化施設工</b> 1. 壁面緑化フェンス、壁面緑化パネル、登はん補助資材で使用する材料及び規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 受注者は、壁面緑化フェンスの施工については、<b>設計図書</b>によるものとするほか、第11編3-11-8柵工の規定による。 3. 受注者は、壁面緑化パネルの施工については、<b>設計図書</b>による。 4. 受注者は、登はん補助資材の施工については、<b>設計図書</b>による。 5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、<b>設計図書</b>による。なお、特に定めのない事項については<b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省発行）</b>の規定による。</p> <p><b>第4節 移植工</b> <b>2-4-1 一般事項</b> 1. 本節は、移植工として根回し工、高木移植工、根株移植工、中低木移植工、地被類移植工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固めないように施工しなければならない。 3. 受注者は、掘取り終了後ただちに埋戻し、旧地形に復旧しなければならない。 4. 受注者は、樹木の仮植えを行う場合については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>5. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。</p> <p>また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。</p> <p>なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えるかまたは、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。</p> <p>6. 受注者は、樹木の吊り上げについては、保護材で幹を保護するだけでなく、根鉢も保護しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。</p> <p>8. 受注者は、植樹施工にあたり、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。</p> <p>9. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督員に速やかに<b>連絡</b>し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p> <p>また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>10. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。</p> <p>11. 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。</p> <p>(1) 受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。</p> <p>(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。</p> <p>(3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたい植穴の中心に植付けなければならない。</p> <p>(4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等をつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。</p> <p>(8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、樹木の運搬にあたり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。</p> <p>また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、じん速かつ入念に行わなければならない。</p> <p>なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えるかまたは、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。</p> <p>6. 受注者は、樹木の吊り上げについては、保護材で幹を保護するだけでなく、根鉢も保護しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。</p> <p>8. 受注者は、植樹施工にあたり、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。</p> <p>9. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督員に速やかに<b>連絡</b>し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。</p> <p>また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>10. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。</p> <p>11. 受注者は植え付けにあたっては、以下の各規定による。</p> <p>(1) 受注者は、植付については、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督員に<b>連絡し指示</b>を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。</p> <p>(2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。</p> <p>(3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたい植穴の中心に植付けなければならない。</p> <p>(4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等をつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分灌水して仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。</p> <p>(8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ない。</p> <p>(9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>(10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</p> <p>(11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、幹巻きに、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するとともに、<b>設計図書</b>に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p><b>2-4-2 材料</b> 移植工の材料については、<b>設計図書</b>によるものとし、それ以外については、第11編2-3-2材料の規定による。</p> <p><b>2-4-3 根回し工</b> 1. 受注者は、根回しの施工については、樹種及び移植予定時期を充分考慮して行うとともに、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状はく皮を行わなければならない。 2. 受注者は、根鉢の周りを埋戻し、十分な灌水を行わなければならない。 3. 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取付けを行わなければならない。</p> <p><b>2-4-4 高木移植工</b> 1. 高木移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第11編2-3-3高木植栽工の規定による。 2. 受注者は、樹木の移植については、樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取付け、時期及び土質、樹種、樹木の生育の状態を考慮して枝葉を適度に切詰め、または枝透かし、摘葉を行わなければならない。 3. 受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなければならない。なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p>	<p>ない。</p> <p>(9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と添木との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。</p> <p>(10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</p> <p>(11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(12) 受注者は、幹巻きに、こもまたは、わらを使用する場合、わら縄または、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、施肥、灌水の施工にあたり、施工前に施工箇所状況を調査するとともに、<b>設計図書</b>に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督員に<b>連絡</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。</p> <p>(15) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p><b>2-4-2 材料</b> 移植工の材料については、<b>設計図書</b>によるものとし、それ以外については、第11編2-3-2材料の規定による。</p> <p><b>2-4-3 根回し工</b> 1. 受注者は、根回しの施工については、樹種及び移植予定時期を充分考慮して行うとともに、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状はく皮を行わなければならない。 2. 受注者は、根鉢の周りを埋戻し、十分な灌水を行わなければならない。 3. 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取付けを行わなければならない。</p> <p><b>2-4-4 高木移植工</b> 1. 高木移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第11編2-3-3高木植栽工の規定による。 2. 受注者は、樹木の移植については、樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取付け、時期及び土質、樹種、樹木の生育の状態を考慮して枝葉を適度に切詰め、または枝透かし、摘葉を行わなければならない。 3. 受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなければならない。なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>4. 受注者は、鉢を付ける必要のある樹種については、樹木に応じた根鉢径の大きさに垂直に掘り下げ、底部は丸味をつけて掘取らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、樹木の根巻きを行う前に、あらかじめ根の切り返しを行い、わら縄で根を堅固に巻付け、土質または根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻付けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種及び工法については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>4. 受注者は、鉢を付ける必要のある樹種については、樹木に応じた根鉢径の大きさに垂直に掘り下げ、底部は丸味をつけて掘取らなければならない。</p> <p>5. 受注者は、樹木の根巻きを行う前に、あらかじめ根の切り返しを行い、わら縄で根を堅固に巻付け、土質または根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻付けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種及び工法については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>
<p><b>2-4-5 根株移植工</b></p> <p>1. 受注者は、根株移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第11編2-4-4高木移植工の規定による。</p> <p>(1) 根株移植工は、森づくりの視点で早期に自然的で安定した樹林構成をはかるため、成木のみならず森を構成する林床の灌木、草本類をはじめ、表土、土壌微生物、小動物及び埋土種子といった多様な生物生体的可能性を根株とともにセットで移植しようとする、自然植生の生態復元の工法であり、受注者は、本工法の趣旨を踏まえて施工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、根株の移植先については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、根株の掘取りについては、表土の乾燥した時期は避けるものとする。また根の損失を最小限にするため、丁寧に掘取るとともに掘取り後の太根は、鋭利な刃物で切断しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>4. 受注者は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、根株の材料については、<b>設計図書</b>に示す樹林地から、病虫害がなく良好に生育している樹木を採取しなければならない。また、搬出路の条件である勾配、搬出距離にも配慮し選定しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、根株の規格については、根元径の寸法とし、株立ちのものは、おのおのの根元径の総和の70%の根元径としなければならない。</p>	<p><b>2-4-5 根株移植工</b></p> <p>1. 受注者は、根株移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第11編2-4-4高木移植工の規定による。</p> <p>(1) 根株移植工は、森づくりの視点で早期に自然的で安定した樹林構成をはかるため、成木のみならず森を構成する林床の灌木、草本類をはじめ、表土、土壌微生物、小動物及び埋土種子といった多様な生物生体的可能性を根株とともにセットで移植しようとする、自然植生の生態復元の工法であり、受注者は、本工法の趣旨を踏まえて施工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、根株の移植先については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、根株の掘取りについては、表土の乾燥した時期は避けるものとする。また根の損失を最小限にするため、丁寧に掘取るとともに掘取り後の太根は、鋭利な刃物で切断しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>4. 受注者は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、根株の材料については、<b>設計図書</b>に示す樹林地から、病虫害がなく良好に生育している樹木を採取しなければならない。また、搬出路の条件である勾配、搬出距離にも配慮し選定しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、根株の規格については、根元径の寸法とし、株立ちのものは、おのおのの根元径の総和の70%の根元径としなければならない。</p>
<p><b>2-4-6 中低木移植工</b></p> <p>中低木移植工の施工については、第11編2-4-4高木移植工の規定による。</p>	<p><b>2-4-6 中低木移植工</b></p> <p>中低木移植工の施工については、第11編2-4-4高木移植工の規定による。</p>
<p><b>2-4-7 地被類移植工</b></p> <p>地被類移植工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、第11編2-3-6地被類植栽工の規定による。</p>	<p><b>2-4-7 地被類移植工</b></p> <p>地被類移植工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、第11編2-3-6地被類植栽工の規定による。</p>
<p><b>2-4-8 樹木養生工</b></p> <p>樹木養生工の施工については、第11編2-3-10樹木養生工の規定による。</p>	<p><b>2-4-8 樹木養生工</b></p> <p>樹木養生工の施工については、第11編2-3-10樹木養生工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2-4-9 樹名板工</b> 樹名板工の施工については、第11編2-3-2材料の規定による。</p> <p><b>2-4-10 根囲い保護工</b> 根囲い保護工の施工については、第11編2-3-2材料の規定による。</p> <p><b>第5節 樹木整姿工</b></p> <p><b>2-5-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、低木整姿工、樹勢回復工、その他これらに類する工種について定める。</li> <li>受注者は、対象となる植物の特性、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物におよぼす影響の度合いを十分理解したうえで施工しなければならない。</li> <li>受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</li> </ol> <p><b>2-5-2 材料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>樹木整姿工に使用する材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>充てん材の種類及び材質は、<b>設計図書</b>によるものとする。ただし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>防腐剤の種類及び材質は、<b>設計図書</b>によるものとする。ただし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>2-5-3 高中木整姿工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業をもって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。</li> <li>受注者は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とした人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜きを行わなければならない。</li> <li>受注者は、機械剪定の施工については、機械を用いた刈込み作業で、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法によって行わなければならない。</li> </ol> </li> <li>剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、以下の各号の規定による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>枯枝</li> <li>成長のとまった弱小な枝（弱小枝）</li> <li>著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）</li> <li>通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝（障害枝）</li> <li>折損によって危険をきたすおそれのある枝（危険枝）</li> <li>樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カ</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>2-4-9 樹名板工</b> 樹名板工の施工については、第11編2-3-2材料の規定による。</p> <p><b>2-4-10 根囲い保護工</b> 根囲い保護工の施工については、第11編2-3-2材料の規定による。</p> <p><b>第5節 樹木整姿工</b></p> <p><b>2-5-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、低木整姿工、樹勢回復工、その他これらに類する工種について定める。</li> <li>受注者は、対象となる植物の特性、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物におよぼす影響の度合いを十分理解したうえで施工しなければならない。</li> <li>受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとする。</li> </ol> <p><b>2-5-2 材料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>樹木整姿工に使用する材料については、下記の事項に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>充てん材の種類及び材質は、<b>設計図書</b>によるものとする。ただし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>防腐剤の種類及び材質は、<b>設計図書</b>によるものとする。ただし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>2-5-3 高中木整姿工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業をもって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。</li> <li>受注者は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とした人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜きを行わなければならない。</li> <li>受注者は、機械剪定の施工については、機械を用いた刈込み作業で、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法によって行わなければならない。</li> </ol> </li> <li>剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、以下の各号の規定による。 <ol style="list-style-type: none"> <li>枯枝</li> <li>成長のとまった弱小な枝（弱小枝）</li> <li>著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）</li> <li>通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝（障害枝）</li> <li>折損によって危険をきたすおそれのある枝（危険枝）</li> <li>樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カ</li> </ol> </li> </ol>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ラミ枝、フトコロ枝、立枝)</p> <p>3. 剪定の方法については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、公園樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形仕立てとしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、太枝の剪定は切断箇所表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除しなければならない。また、太枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。</p> <p>(4) 受注者は、樹枝については、外芽のすぐ上で切除しなければならない。ただし、しだれ物については内芽で切るものとする。</p> <p>(5) 受注者は、樹冠外に飛び出した枝切りや、樹勢回復するために行う切り返し剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取らなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、枝が混み過ぎた部分の中すかしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜き剪定については、不必要な枝（冗枝）をその枝のつけ根から切取らなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。</p>	<p>ラミ枝、フトコロ枝、立枝)</p> <p>3. 剪定の方法については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、公園樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形仕立てとしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、太枝の剪定は切断箇所表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえ、切り返しを行い切除しなければならない。また、太枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。</p> <p>(4) 受注者は、樹枝については、外芽のすぐ上で切除しなければならない。ただし、しだれ物については内芽で切るものとする。</p> <p>(5) 受注者は、樹冠外に飛び出した枝切りや、樹勢回復のために行う切り返し剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取らなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、枝が混み過ぎた部分の中すかしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜き剪定については、不必要な枝（冗枝）をその枝のつけ根から切取らなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。</p>
<p><b>2-5-4 低木整姿工</b></p> <p>1. 受注者は、低木整姿工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第11編2-5-3高木整姿工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。</p> <p>3. 受注者は、裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つみを行わなければならない。</p> <p>4. 受注者は、大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。</p>	<p><b>2-5-4 低木整姿工</b></p> <p>1. 受注者は、低木整姿工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第11編2-5-3高木整姿工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。</p> <p>3. 受注者は、裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つみを行わなければならない。</p> <p>4. 受注者は、大刈込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標とする刈り高にそろよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。</p>
<p><b>2-5-5 樹勢回復工</b></p> <p>1. 受注者は、樹勢回復の施工については<b>設計図書</b>によるものとするが、特に<b>施工時期</b>、<b>施工方法</b>については<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>2. 樹木修復の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、樹木修復については、修復の時期、種類及び方法については<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分は必要に応じて削つ</p>	<p><b>2-5-5 樹勢回復工</b></p> <p>1. 受注者は、樹勢回復の施工については<b>設計図書</b>によるものとするが、特に<b>施工時期</b>、<b>施工方法</b>については<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>2. 樹木修復の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、樹木修復については、修復の時期、種類及び方法については<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分は必要に応じて削つ</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>て除かなければならない。また、害虫が侵入してきている部分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、樹木の腐朽部を除去した場合は、腐朽菌や害虫を駆除するために必要に応じて殺菌剤や燻蒸剤を塗布または燻蒸して消毒しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、除去した腐朽部には、充てん後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充てん材の間から雨水が浸透しないよう充てんし、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないように補強材で補強しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、患部の治療を終えるとき、充てん剤の仕上げ面は周囲の形成層より内部に仕上げ、術後形成層の発育を阻害しないようにしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に控え木やロープで補強対策を行わなければならない。</p>	<p>て除かなければならない。また、害虫が侵入してきている部分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、樹木の腐朽部を除去した場合は、腐朽菌や害虫を駆除するために必要に応じて殺菌剤や燻蒸剤を塗布または燻蒸して消毒しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、除去した腐朽部には、充てん後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充てん材の間から雨水が浸透しないよう充てんし、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないように補強材で補強しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、患部の治療を終えるとき、充てん剤の仕上げ面は周囲の形成層より内部に仕上げ、術後形成層の発育を阻害しないようにしなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に控え木やロープで補強対策を行わなければならない。</p>
<p><b>第6節 公園施設等撤去・移設工</b></p> <p><b>2-6-1 公園施設撤去工</b></p> <p>公園施設撤去工については、第11編1-10-2公園施設撤去工の規定による。</p> <p><b>2-6-2 移設工</b></p> <p>移設工の施工については、第11編1-10-3移設工の規定による。</p> <p><b>2-6-3 伐採工</b></p> <p>伐採工の施工については、第11編1-10-4伐採工の規定による。</p> <p><b>2-6-4 発生材再利用工</b></p> <p>発生材再利用工の施工については、第11編1-10-5発生材再利用工の規定による。</p>	<p><b>第6節 公園施設等撤去・移設工</b></p> <p><b>2-6-1 公園施設撤去工</b></p> <p>公園施設撤去工については、第11編1-10-2公園施設撤去工の規定による。</p> <p><b>2-6-2 移設工</b></p> <p>移設工の施工については、第11編1-10-3移設工の規定による。</p> <p><b>2-6-3 伐採工</b></p> <p>伐採工の施工については、第11編1-10-4伐採工の規定による。</p> <p><b>2-6-4 発生材再利用工</b></p> <p>発生材再利用工の施工については、第11編1-10-5発生材再利用工の規定による。</p>

改正前 (27年版)

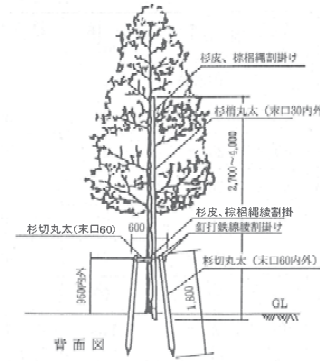
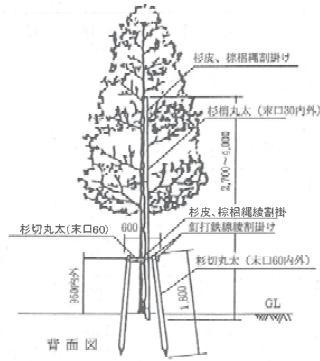
改正後 (29年版)

[附 図]

[附 図]

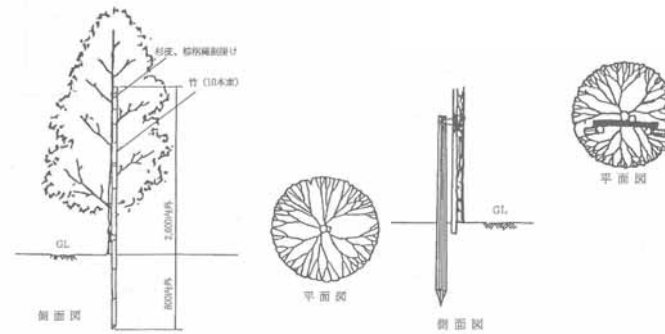
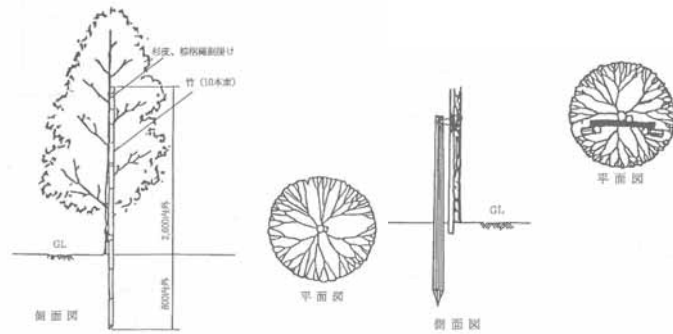
二脚鳥居支柱 (添木付)

二脚鳥居支柱 (添木付)



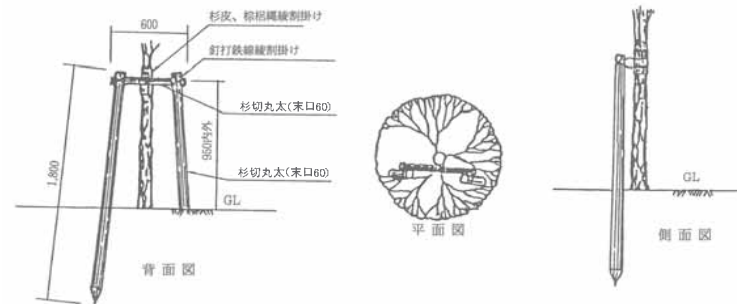
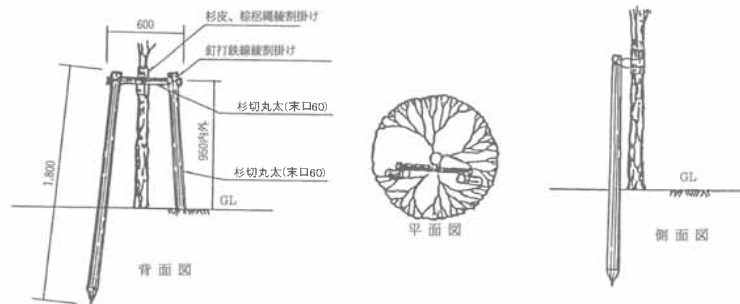
添柱形 (竹)

添柱形 (竹)



二脚鳥居支柱 (添木なし)

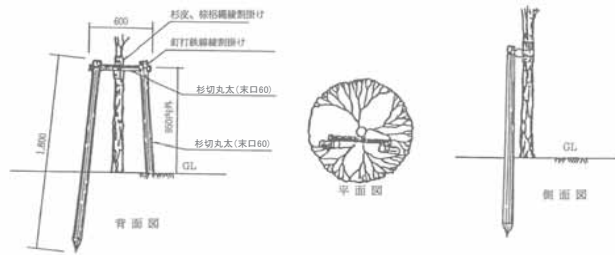
二脚鳥居支柱 (添木なし)



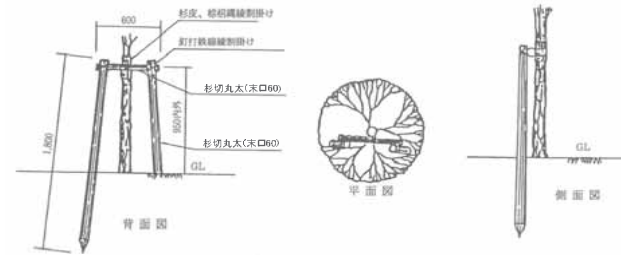
改正前 (27年版)

改正後 (29年版)

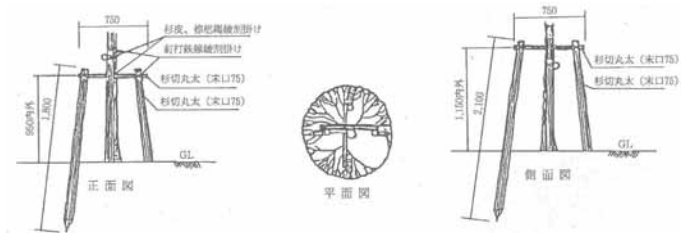
三脚鳥居支柱



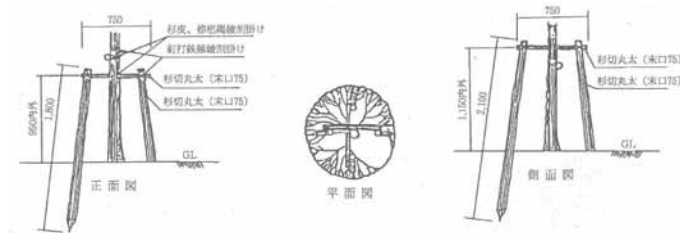
三脚鳥居支柱



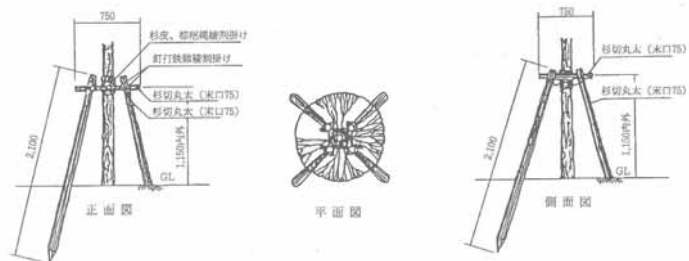
十字鳥居支柱



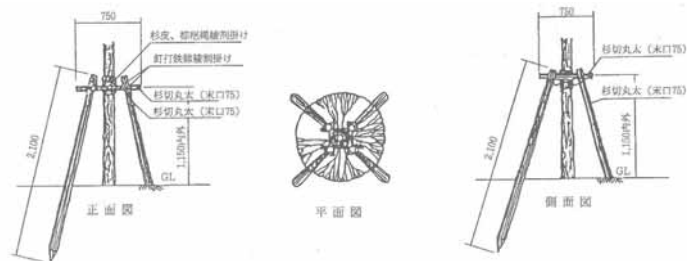
十字鳥居支柱



二脚鳥居組合せ



二脚鳥居組合せ



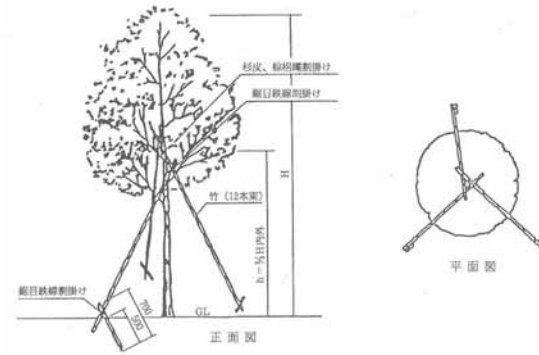
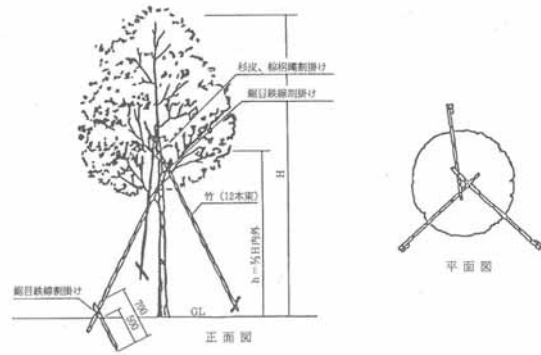


改正前 (27年版)

改正後 (29年版)

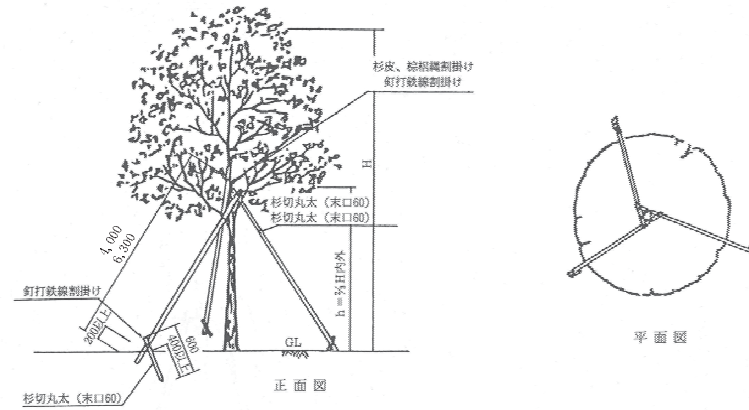
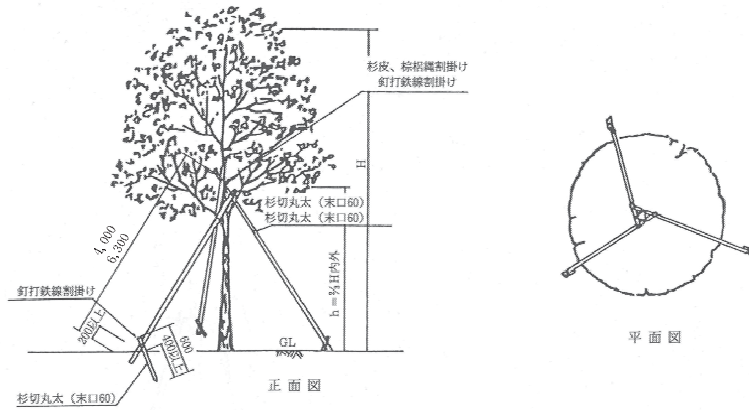
八ツ掛 (竹)

八ツ掛 (竹)



八ツ掛 (丸太) L=4m  
八ツ掛 (丸太) L=6m~7m

八ツ掛 (丸太) L=4m  
八ツ掛 (丸太) L=6m~7m

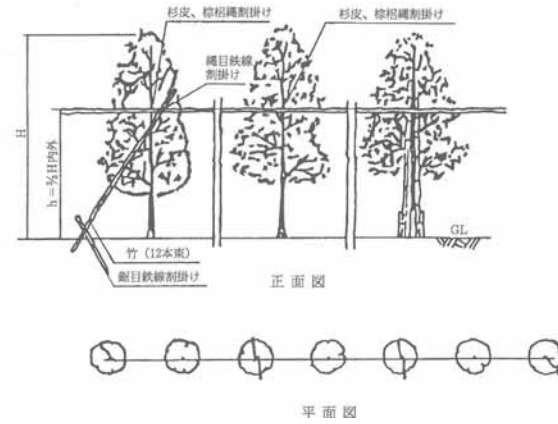
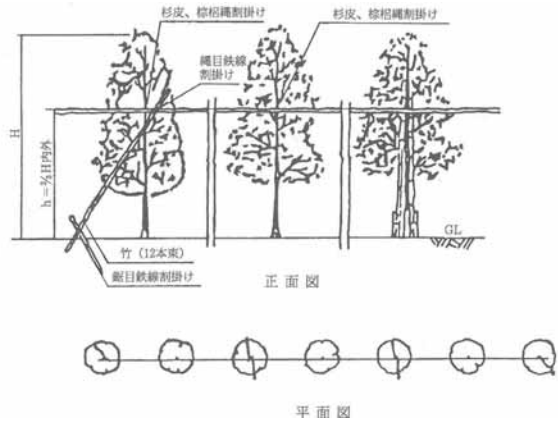


改正前 (27年版)

改正後 (29年版)

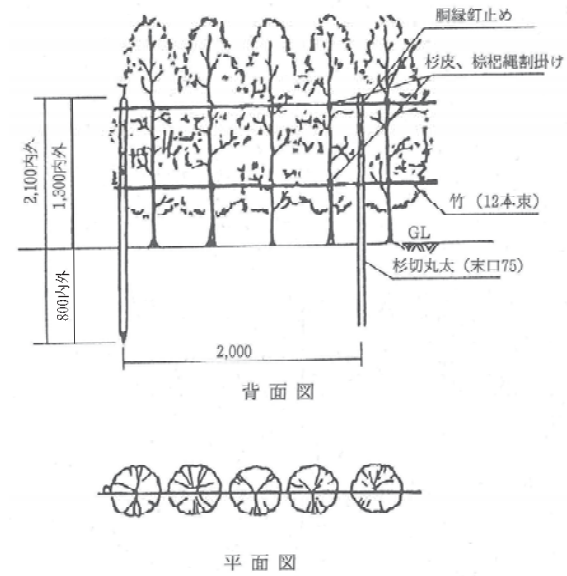
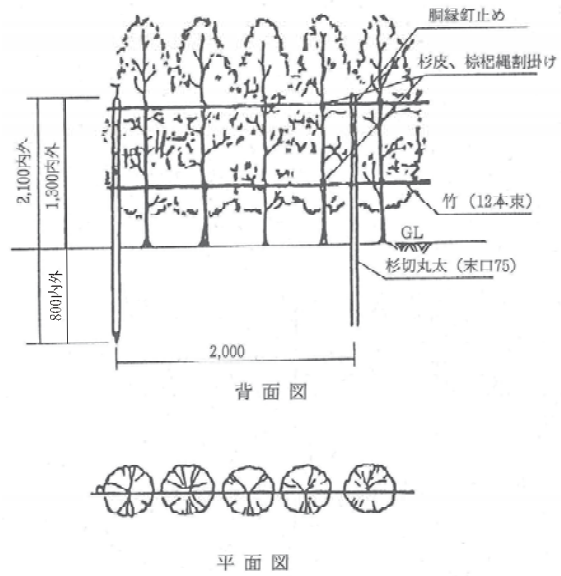
布掛 (竹)

布掛 (竹)



生垣形

生垣形



改正前（27年版）	改正後（29年版）																																																																											
<h2>第3章 施設整備</h2>	<h2>第3章 施設整備</h2>																																																																											
<p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。</p> <p>3. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。</p> <p>4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。</p>	<p><b>第1節 適用</b></p> <p>1. 本章は、公園緑地工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。</p> <p>2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。</p> <p>3. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。</p> <p>4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。</p>																																																																											
<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>																																																																											
<table border="0"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>都市公園移動等円滑化基準</td> <td>(平成18年12月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】</td> <td>(平成25年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本公園緑地協会</td> <td>都市公園技術標準解説書(平成25年度版)</td> <td>(平成25年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本公園緑地協会</td> <td>ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説</td> <td>(平成20年2月)</td> </tr> <tr> <td>都市緑化技術開発機構</td> <td>防災公園計画・設計ガイドライン</td> <td>(平成11年8月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)</td> <td>(平成20年8月)</td> </tr> <tr> <td>日本公園施設業協会</td> <td>遊具の安全に関する基準</td> <td>(平成20年8月)</td> </tr> <tr> <td>文部科学省 国土交通省</td> <td>プールの安全標準指針</td> <td>(平成19年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本下水道協会</td> <td>下水道施設計画・設計指針と解説2009版</td> <td>(平成21年)</td> </tr> <tr> <td>日本電気協会</td> <td>内線規程</td> <td>(平成24年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工一施工指針</td> <td>(平成21年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工一排水指針</td> <td>(昭和62年6月)</td> </tr> </table>	国土交通省	都市公園移動等円滑化基準	(平成18年12月)	国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	(平成25年3月)	日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書(平成25年度版)	(平成25年6月)	日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説	(平成20年2月)	都市緑化技術開発機構	防災公園計画・設計ガイドライン	(平成11年8月)	国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)	(平成20年8月)	日本公園施設業協会	遊具の安全に関する基準	(平成20年8月)	文部科学省 国土交通省	プールの安全標準指針	(平成19年3月)	日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説2009版	(平成21年)	日本電気協会	内線規程	(平成24年2月)	日本道路協会	道路土工一施工指針	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工一排水指針	(昭和62年6月)	<table border="0"> <tr> <td>国土交通省</td> <td>都市公園移動等円滑化基準</td> <td>(平成18年12月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】</td> <td>(平成25年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本公園緑地協会</td> <td>都市公園技術標準解説書(平成28年度版)</td> <td>(平成28年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本公園緑地協会</td> <td>ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説</td> <td>(平成20年2月)</td> </tr> <tr> <td>都市緑化技術開発機構</td> <td>防災公園計画・設計ガイドライン</td> <td>(平成11年8月)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)</td> <td>(平成26年6月)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)</td> <td>(平成26年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本公園施設業協会</td> <td>遊具の安全に関する基準</td> <td>(平成20年8月)</td> </tr> <tr> <td>文部科学省 国土交通省</td> <td>プールの安全標準指針</td> <td>(平成19年3月)</td> </tr> <tr> <td>日本下水道協会</td> <td>下水道施設計画・設計指針と解説2009版</td> <td>(平成21年)</td> </tr> <tr> <td>日本電気協会</td> <td>内線規程</td> <td>(平成24年2月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工一施工指針</td> <td>(平成21年6月)</td> </tr> <tr> <td>日本道路協会</td> <td>道路土工一排水指針</td> <td>(昭和62年6月)</td> </tr> </table>	国土交通省	都市公園移動等円滑化基準	(平成18年12月)	国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	(平成25年3月)	日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書(平成28年度版)	(平成28年6月)	日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説	(平成20年2月)	都市緑化技術開発機構	防災公園計画・設計ガイドライン	(平成11年8月)	国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)	(平成26年6月)		都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)	(平成26年6月)	日本公園施設業協会	遊具の安全に関する基準	(平成20年8月)	文部科学省 国土交通省	プールの安全標準指針	(平成19年3月)	日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説2009版	(平成21年)	日本電気協会	内線規程	(平成24年2月)	日本道路協会	道路土工一施工指針	(平成21年6月)	日本道路協会	道路土工一排水指針	(昭和62年6月)
国土交通省	都市公園移動等円滑化基準	(平成18年12月)																																																																										
国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	(平成25年3月)																																																																										
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書(平成25年度版)	(平成25年6月)																																																																										
日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説	(平成20年2月)																																																																										
都市緑化技術開発機構	防災公園計画・設計ガイドライン	(平成11年8月)																																																																										
国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)	(平成20年8月)																																																																										
日本公園施設業協会	遊具の安全に関する基準	(平成20年8月)																																																																										
文部科学省 国土交通省	プールの安全標準指針	(平成19年3月)																																																																										
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説2009版	(平成21年)																																																																										
日本電気協会	内線規程	(平成24年2月)																																																																										
日本道路協会	道路土工一施工指針	(平成21年6月)																																																																										
日本道路協会	道路土工一排水指針	(昭和62年6月)																																																																										
国土交通省	都市公園移動等円滑化基準	(平成18年12月)																																																																										
国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	(平成25年3月)																																																																										
日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書(平成28年度版)	(平成28年6月)																																																																										
日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説	(平成20年2月)																																																																										
都市緑化技術開発機構	防災公園計画・設計ガイドライン	(平成11年8月)																																																																										
国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)	(平成26年6月)																																																																										
	都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設)	(平成26年6月)																																																																										
日本公園施設業協会	遊具の安全に関する基準	(平成20年8月)																																																																										
文部科学省 国土交通省	プールの安全標準指針	(平成19年3月)																																																																										
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説2009版	(平成21年)																																																																										
日本電気協会	内線規程	(平成24年2月)																																																																										
日本道路協会	道路土工一施工指針	(平成21年6月)																																																																										
日本道路協会	道路土工一排水指針	(昭和62年6月)																																																																										

改正前（27年版）	改正後（29年版）
全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻 (平成12年9月)	全日本建設技術協会 土木構造物標準設計第2巻 (平成12年9月)
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成22年1月)	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成22年1月)
インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成19年3月)	インターロッキングブロック協会 インターロッキングブロック舗装設計施工要領 (平成19年3月)
日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月)	日本道路協会 視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説 (昭和60年9月)
日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)	日本道路協会 舗装再生便覧 (平成25年12月)
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)	日本道路協会 舗装調査・試験法便覧 (平成19年6月)
日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)	日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説 (平成19年10月)
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)	日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説 (昭和59年10月)
日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)	日本道路協会 道路反射鏡設置指針 (昭和55年12月)
国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)	国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)	日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成20年1月)
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (昭和62年1月)
建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月)	建設省 道路附属物の基礎について (昭和50年7月)
日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月)	日本道路協会 駐車場設計・施工指針・同解説 (平成4年11月)
全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年4月)	全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年4月)
日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)	日本道路協会 立体横断施設技術基準・同解説 (昭和54年1月)
日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版） (平成19年10月)	日本道路協会 アスファルト混合所便覧（平成8年度版） (平成19年1月)
日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装施工便覧 (平成18年2月)
日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)
日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)
日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月)	日本道路協会 自転車道等の設計基準解説 (昭和49年10月)
土木学会 舗装標準示方書 (平成19年3月)	土木学会 舗装標準示方書 (平成19年3月)
土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） (平成25年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書（設計編） (平成25年3月)
土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） (平成25年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編） (平成25年3月)
土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)
国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日)
建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月)	建設省 コンクリート中の塩化物総量規制について (昭和61年6月)
<b>第3節 給水設備工</b>	<b>第3節 給水設備工</b>
<b>3-3-1 一般事項</b>	<b>3-3-1 一般事項</b>
1. 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、消火栓工、給水設備修繕工、作業土工、給水管路工その他これらに類する工種について定める。	1. 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、消火栓工、給水設備修繕工、作業土工、給水管路工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、給水設備工の施工については、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については <b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省発行）第2編第2章配管工事</b> 及び <b>第5編第2章第2節給排水衛生機器</b> の規定による。	2. 受注者は、給水設備工の施工については、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については <b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省発行）第2編第2章配管工事</b> 及び <b>第5編第2章第2節給排水衛生機器</b> の規定による。

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-3-2 材料</b></p> <p>1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)</p> <p>JIS B 2011 (青銅弁)</p> <p>JIS B 2051 (可鍛鋳鉄10Kねじ込み形弁)</p> <p>JIS B 2061 (給水栓)</p> <p>JIS B 2062 (水道用仕切弁)</p> <p>JIS B 2220 (鋼製管フランジ)</p> <p>JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手)</p> <p>JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手)</p> <p>JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手)</p> <p>JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)</p> <p>JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)</p> <p>JIS B 2316 (配管用鋼製差込み溶接式管継手)</p> <p>JIS B 2352 (ベローズ形伸縮管継手)</p> <p>JIS B 8302 (ポンプ吐出し量測定方法)</p> <p>JIS B 8313 (小形渦巻ポンプ)</p> <p>JIS B 8319 (小形多段遠心ポンプ)</p> <p>JIS B 8322 (両吸込渦巻ポンプ)</p> <p>JIS B 8323 (水封式真空ポンプ)</p> <p>JIS B 8331 (多翼送風機)</p> <p>JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁-第1部:供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項)</p> <p>JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管)</p> <p>JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)</p> <p>JIS G 3451 (水輸送用塗覆装鋼管の異形管)</p> <p>JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法)</p> <p>JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)</p> <p>JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)</p> <p>JIS K 1450 (水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど))</p> <p>JIS K 6353 (水道用ゴム)</p> <p>JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)</p> <p>JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)</p> <p>JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)</p> <p>2. 給水設備工の材料は、JWWA (日本水道協会) の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JWWA B 108 (水道用止水栓)</p> <p>JWWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁)</p>	<p><b>3-3-2 材料</b></p> <p>1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)</p> <p>JIS B 2011 (青銅弁)</p> <p>JIS B 2051 (可鍛鋳鉄10Kねじ込み形弁)</p> <p>JIS B 2061 (給水栓)</p> <p>JIS B 2062 (水道用仕切弁)</p> <p>JIS B 2220 (鋼製管フランジ)</p> <p>JIS B 2301 (ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手)</p> <p>JIS B 2302 (ねじ込み式鋼管製管継手)</p> <p>JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手)</p> <p>JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手)</p> <p>JIS B 2313 (配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)</p> <p>JIS B 2316 (配管用鋼製差込み溶接式管継手)</p> <p>JIS B 2352 (ベローズ形伸縮管継手)</p> <p>JIS B 8302 (ポンプ吐出し量測定方法)</p> <p>JIS B 8313 (小形渦巻ポンプ)</p> <p>JIS B 8319 (小形多段遠心ポンプ)</p> <p>JIS B 8322 (両吸込渦巻ポンプ)</p> <p>JIS B 8323 (水封式真空ポンプ)</p> <p>JIS B 8331 (多翼送風機)</p> <p>JIS B 8372-1 (空気圧-空気圧用減圧弁-第1部:供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項)</p> <p>JIS G 3443 (水輸送用塗覆装鋼管)</p> <p>JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)</p> <p>JIS G 3451 (水輸送用塗覆装鋼管の異形管)</p> <p>JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法)</p> <p>JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)</p> <p>JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)</p> <p>JIS K 1450 (水道用硫酸アルミニウム (水道用硫酸ばんど))</p> <p>JIS K 6353 (水道用ゴム)</p> <p>JIS K 6742 (水道用硬質塩化ビニル管)</p> <p>JIS K 6743 (水道用硬質塩化ビニル管継手)</p> <p>JIS K 6762 (水道用ポリエチレン二層管)</p> <p>2. 給水設備工の材料は、JWWA (日本水道協会) の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JWWA B 108 (水道用止水栓)</p> <p>JWWA B 120 (水道用ソフトシール仕切弁)</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>JWWA G 112（水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装）                      JWWA G 113（水道用ダクタイル鋳鉄管）                      JWWA G 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）                      JWWA G 115（水道用ステンレス鋼管）                      JWWA G 116（水道用ステンレス鋼管継手）                      JWWA G 117（水道用塗覆装鋼管）                      JWWA H 101（水道用銅管）                      JWWA K 116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）                      JWWA K 127（水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管）                      JWWA K 128（水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手）                      JWWA K 129（水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管）                      JWWA K 130（水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手）                      JWWA K 131（水道用硬質塩化ビニル管のダクタイ鋳鉄異形管）                      JWWA K 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）                      JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）</p> <p>3. 量水器は、計量法(平成4年法律 51号)に定める検定合格品とし、方式は下記事項による。なお、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとす。</p> <p>(1) 口径13のものは、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。                      (2) 口径20以上40以下のものは、複箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。                      (3) 口径50以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)又はたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。</p> <p>4. 受注者は、給水設備の施工に使用する材料については、施工前に品質、機能を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>3-3-3 水栓類取付工</b></p> <p>1. 受注者は、メーターボックスの施工については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。</p> <p>2. 止水栓の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、止水栓の取付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取付けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないように十分基礎を締固めておかなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、止水栓の取付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかなければならない。</p> <p>3. 止水栓ボックスの設置については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう</p>	<p>JWWA G 112（水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装）                      JWWA G 113（水道用ダクタイル鋳鉄管）                      JWWA G 114（水道用ダクタイル鋳鉄異形管）                      JWWA G 115（水道用ステンレス鋼管）                      JWWA G 116（水道用ステンレス鋼管継手）                      JWWA G 117（水道用塗覆装鋼管）                      JWWA H 101（水道用銅管）                      JWWA K 116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）                      JWWA K 127（水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管）                      JWWA K 128（水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手）                      JWWA K 129（水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管）                      JWWA K 130（水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手）                      JWWA K 131（水道用硬質塩化ビニル管のダクタイ鋳鉄異形管）                      JWWA K 132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）                      JWWA K 140（水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管）</p> <p>3. 量水器は、計量法(平成4年法律 51号)に定める検定合格品とし、方式は下記事項による。なお、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとす。</p> <p>(1) 口径13のものは、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。                      (2) 口径20以上40以下のものは、複箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。                      (3) 口径50以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読)又はたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。</p> <p>4. 受注者は、給水設備の施工に使用する材料については、施工前に品質、機能を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>3-3-3 水栓類取付工</b></p> <p>1. 受注者は、メーターボックスの施工については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。</p> <p>2. 止水栓の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、止水栓の取付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取付けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないように十分基礎を締固めておかなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、止水栓の取付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかなければならない。</p> <p>3. 止水栓ボックスの設置については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>施工しなければならない。また、建込みボルトの締付けも<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、スピンドルが折れないように、堅固に取付けなければならない。</p> <p>4. 受注者は、ボックス類高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>	<p>施工しなければならない。また、建込みボルトの締付けも<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、スピンドルが折れないように、堅固に取付けなければならない。</p> <p>4. 受注者は、ボックス類高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>
<p><b>3-3-4 貯水施設工</b></p>	<p><b>3-3-4 貯水施設工</b></p>
<p>1. 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、<b>建築基準法第 36 条、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5</b>ならびに同条に基づく告示の定める規定による。</p> <p>2. 貯水施設にマンホールを使用する場合は、第 11 編 3-4-8 集水樹・マンホール工の規定による。</p> <p>3. 貯水施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第 3 編 2-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p>4. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第 3 編 2-3-3 作業土工の規定による。</p> <p>5. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び砕石といった間隙充てん材を加え、締固めながら仕上げなければならない。</p> <p>6. 受注者は、基礎材の敷均し及び締固めについては、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。</p> <p>7. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>8. 受注者は、貯水施設の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。</p> <p>9. 受注者は、貯水施設の設置については、<b>設計図書</b>に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直になるように施工しなければならない。</p> <p>10. 受注者は、防水モルタルの施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、貯水施設に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、貯水施設の埋戻しについては、流入管管底と流出管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを<b>確認</b>した後、<b>設計図書</b>に示す埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しについては、貯水施設がコンクリート構造物以外の場合は、貯水施設内に半分程度注水した後行い、30 cm の層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。なお、貯水施設がコンクリート構造物の場合は、水締めの必要はないものとする。</p> <p>12. 受注者は、通気孔の設置については、通気孔には耐食性のある防虫網を取付けなければならない。</p> <p>13. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。</p> <p>14. 受注者は、貯水施設の養生後、貯留水が清水になるまで洗浄しなければならない。</p> <p>15. 受注者は、貯水施設の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして 24 時間放置し、漏水の有無を<b>確認</b>しなければならない。また、工事完了後は、貯水施設を満水状態に</p>	<p>1. 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、<b>建築基準法第 36 条、建築基準法施行令第 129 条の 2 の 5</b>ならびに同条に基づく告示の定める規定による。</p> <p>2. 貯水施設にマンホールを使用する場合は、第 11 編 3-4-8 集水樹・マンホール工の規定による。</p> <p>3. 貯水施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第 3 編 2-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p>4. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第 3 編 2-3-3 作業土工の規定による。</p> <p>5. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び砕石といった間隙充てん材を加え、締固めながら仕上げなければならない。</p> <p>6. 受注者は、基礎材の敷均し及び締固めについては、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。</p> <p>7. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については第 1 編第 3 章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>8. 受注者は、貯水施設の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。</p> <p>9. 受注者は、貯水施設の設置については、<b>設計図書</b>に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直になるように施工しなければならない。</p> <p>10. 受注者は、防水モルタルの施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、貯水施設に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、貯水施設の埋戻しについては、流入管管底と流出管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを<b>確認</b>した後、<b>設計図書</b>に示す埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しについては、貯水施設がコンクリート構造物以外の場合は、貯水施設内に半分程度注水した後行い、30 cm の層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。なお、貯水施設がコンクリート構造物の場合は、水締めの必要はないものとする。</p> <p>12. 受注者は、通気孔の設置については、通気孔には耐食性のある防虫網を取付けなければならない。</p> <p>13. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。</p> <p>14. 受注者は、貯水施設の養生後、貯留水が清水になるまで洗浄しなければならない。</p> <p>15. 受注者は、貯水施設の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして 24 時間放置し、漏水の有無を<b>確認</b>しなければならない。また、工事完了後は、貯水施設を満水状態に</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>しておかなければならない。</p> <p>16. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p> <p><b>3-3-5 循環設備工</b></p> <p>1. 受注者は、循環設備工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省発行）</b>の規定による。</p> <p>2. 受注者は、機械室の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。</p> <p>3. 貯水槽の施工については、第11編3-3-4貯水施設工の規定による。</p> <p>4. 噴水装置、濾過装置、滅菌装置、循環設備の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、施工図を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、制作する機器類、実管スリーブ、オーバーフロー金物、ポンプピットストレーナーは、施工図を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置も動作させ異常の有無を試験し、次いで各機器の自動または連動運転を行い、異常の有無を試験しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、噴水装置、滅菌装置、循環設備の各部を満水にし、各機器の能力を使用しに適合するように調整した後、総合的な運転を行い全体及び各部の状態について異常の有無を試験しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、滅菌装置、循環設備が定常の使用状態に入った後、速やかに監督員の<b>指示</b>により、必要な試験を実施し、試験成績表を作成し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>5. ポンプの設置については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、ポンプの設置については、水準器により十分に芯出し調整を行わなければならない。また、動力ケーブル、制御ケーブルはポンプの吊り上げ、分解時に必要な長さを確保しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、水中モートルポンプのケーブル接続については、ポンプピット内で行わなければならない。</p> <p>6. 受注者は、機器搬入時に既設構造物を損傷することのないようにしなければならない。</p> <p>7. 受注者は、バルブの設置については、<b>設計図書</b>に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、バルブボックスの施工については、<b>設計図書</b>に示す位置、高さに設置しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して、その位置を正確に決定しなければならない。</p> <p>10. 配管材の接合については、以下の各号の規程による。</p>	<p>しておかなければならない。</p> <p>16. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p> <p><b>3-3-5 循環設備工</b></p> <p>1. 受注者は、循環設備工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省発行）</b>の規定による。</p> <p>2. 受注者は、機械室の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。</p> <p>3. 貯水槽の施工については、第11編3-3-4貯水施設工の規定による。</p> <p>4. 噴水装置、濾過装置、滅菌装置、循環設備の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、施工図を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、制作する機器類、実管スリーブ、オーバーフロー金物、ポンプピットストレーナーは、施工図を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置も動作させ異常の有無を試験し、次いで各機器の自動または連動運転を行い、異常の有無を試験しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、噴水装置、滅菌装置、循環設備の各部を満水にし、各機器の能力を使用しに適合するように調整した後、総合的な運転を行い全体及び各部の状態について異常の有無を試験しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、滅菌装置、循環設備が定常の使用状態に入った後、速やかに監督員の<b>指示</b>により、必要な試験を実施し、試験成績表を作成し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>5. ポンプの設置については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、ポンプの設置については、水準器により十分に芯出し調整を行わなければならない。また、動力ケーブル、制御ケーブルはポンプの吊り上げ、分解時に必要な長さを確保しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、水中モートルポンプのケーブル接続については、ポンプピット内で行わなければならない。</p> <p>6. 受注者は、機器搬入時に既設構造物を損傷することのないようにしなければならない。</p> <p>7. 受注者は、バルブの設置については、<b>設計図書</b>に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、バルブボックスの施工については、<b>設計図書</b>に示す位置、高さに設置しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して、その位置を正確に決定しなければならない。</p> <p>10. 配管材の接合については、以下の各号の規程による。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>(1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ねじ加工機については、自動定寸装置付きとしなければならない。また、ねじ加工に際しては、ねじゲージを使用して、JIS B 0203（管用テーパねじ）に規定するねじが適正に加工されているか<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ねじ山、管内部及び端面に付着している切削油、水分、ほこり等を十分に除去した後、おねじ部のみにねじ接合材を塗布し、ねじ込まなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、フランジの接合については、適正材質、厚さのガスケットを使用し、ボルト及びナットを均等に片寄りなく締付けなければならない。</p> <p>11. 受注者は、建物導入部配管で不同沈下のおそれがある場合は、フレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気配管を除く。</p> <p>12. 受注者は、鋼管、鋳鉄管及び鉛管に対するコーキング修理を行ってはならない。</p> <p>13. 受注者は、制御盤の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、盤内の器具及び材料は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得たものとしなければならない。</p> <p>14. 受注者は、循環設備工の接地工事については、第D種接地工事を施さなければならない。</p>	<p>(1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ねじ加工機については、自動定寸装置付きとしなければならない。また、ねじ加工に際しては、ねじゲージを使用して、JIS B 0203（管用テーパねじ）に規定するねじが適正に加工されているか<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ねじ山、管内部及び端面に付着している切削油、水分、ほこり等を十分に除去した後、おねじ部のみにねじ接合材を塗布し、ねじ込まなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、フランジの接合については、適正材質、厚さのガスケットを使用し、ボルト及びナットを均等に片寄りなく締付けなければならない。</p> <p>11. 受注者は、建物導入部配管で不同沈下のおそれがある場合は、フレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気配管を除く。</p> <p>12. 受注者は、鋼管、鋳鉄管及び鉛管に対するコーキング修理を行ってはならない。</p> <p>13. 受注者は、制御盤の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、盤内の器具及び材料は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得たものとしなければならない。</p> <p>14. 受注者は、循環設備工の接地工事については、第D種接地工事を施さなければならない。</p>
<p><b>3-3-6 散水施設工</b></p>	<p><b>3-3-6 散水施設工</b></p>
<p>1. スプリンクラーの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取付けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、スプリンクラーボックスの蓋については、地面より高めになるよう施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、スプリンクラーの設置については、付近の土が混入しないようにしなければならない。</p> <p>2. 受注者は、ミストの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、ドリップパイプの施工については、折れ曲がり注意到布設しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に取付けなければならない。</p> <p>5. 受注者は、散水栓高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>	<p>1. スプリンクラーの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取付けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、スプリンクラーボックスの蓋については、地面より高めになるよう施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、スプリンクラーの設置については、付近の土が混入しないようにしなければならない。</p> <p>2. 受注者は、ミストの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、ドリップパイプの施工については、折れ曲がり注意到布設しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に取付けなければならない。</p> <p>5. 受注者は、散水栓高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>
<p><b>3-3-7 消火栓工</b></p>	<p><b>3-3-7 消火栓工</b></p>
<p>1. 消火栓の施工については、<b>設計図書</b>によるものとする。なお、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)（国土交通省発行）第5編給排水衛生設備工事</b>の規定による。</p> <p>2. 受注者は、消火栓高さの調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>	<p>1. 消火栓の施工については、<b>設計図書</b>によるものとする。なお、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)（国土交通省発行）第5編給排水衛生設備工事</b>の規定による。</p> <p>2. 受注者は、消火栓高さの調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-3-8 給水設備修繕工</b> 給水設備修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-3-9 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>3-3-10 給水管路工</b> 1. 受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>のうえ施工しなければならない。                      (1) 受注者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。                      (2) 受注者は、地下埋設物との交差や構造物を横断する箇所は、必要に応じてさや管やコンクリートで防護しなくてはならない。                      (3) 受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行または交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープにより防護しなくてはならない。                      (4) 受注者は、給水管が電食または酸・アルカリによって腐食するおそれのある場所での布設については、耐食性の給水管を使用しなければならない。                      (5) 受注者は、給水管の曲管部または管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、コンクリートで保護しなければならない。                      (6) 受注者は、不等沈下が生じるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を用いなければならない。                      (7) 受注者は、漏水のないように施工しなければならない。                      (8) 受注者は、布設する給水管の周囲を埋戻し、十分転圧しなければならない。なお、給水管、給水設備、ボックス類に損傷、沈下、移動を与えないように布設しなければならない。                      2. 受注者は、給水管の布設については、境界杭、道路標識、ベンチマーク、水が汚染されるおそれのある箇所に近接して布設しないようにしなければならない。                      3. 受注者は、ポリエチレン管の布設については、温度差による膨張、収縮を考慮して蛇行配管としなければならない。また、コイル巻きによるねじれ、わん曲、くせがあるため器具の傾斜が生じやすいので、器具前後の管は、徐々にねじれを解いて布設しなければならない。                      4. 鋳鉄管類の布設については、以下の各号の規定による。                      (1) 受注者は、勾配のある場所に施工する場合は、受口を上り勾配に向けて布設しなければならない。なお、将来の維持管理の備えて、管及び異形管の表示記号は上部にして布設しなければならない。                      (2) 受注者は、切断または変形した材料を使用してはならない。また、異形管の切断、</p>	<p><b>3-3-8 給水設備修繕工</b> 給水設備修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-3-9 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>3-3-10 給水管路工</b> 1. 受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>のうえ施工しなければならない。                      (1) 受注者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。                      (2) 受注者は、地下埋設物との交差や構造物を横断する箇所は、必要に応じてさや管やコンクリートで防護しなくてはならない。                      (3) 受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行または交差する場合は、30cm以上の間隔をおき、布テープにより防護しなくてはならない。                      (4) 受注者は、給水管が電食または酸・アルカリによって腐食するおそれのある場所での布設については、耐食性の給水管を使用しなければならない。                      (5) 受注者は、給水管の曲管部または管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、コンクリートで保護しなければならない。                      (6) 受注者は、不等沈下が生じるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を用いなければならない。                      (7) 受注者は、漏水のないように施工しなければならない。                      (8) 受注者は、布設する給水管の周囲を埋戻し、十分転圧しなければならない。なお、給水管、給水設備、ボックス類に損傷、沈下、移動を与えないように布設しなければならない。                      2. 受注者は、給水管の布設については、境界杭、道路標識、ベンチマーク、水が汚染されるおそれのある箇所に近接して布設しないようにしなければならない。                      3. 受注者は、ポリエチレン管の布設については、温度差による膨張、収縮を考慮して蛇行配管としなければならない。また、コイル巻きによるねじれ、わん曲、くせがあるため器具の傾斜が生じやすいので、器具前後の管は、徐々にねじれを解いて布設しなければならない。                      4. 鋳鉄管類の布設については、以下の各号の規定による。                      (1) 受注者は、勾配のある場所に施工する場合は、受口を上り勾配に向けて布設しなければならない。なお、将来の維持管理の備えて、管及び異形管の表示記号は上部にして布設しなければならない。                      (2) 受注者は、切断または変形した材料を使用してはならない。また、異形管の切断、</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>変形は行ってはならない。</p> <p>5. 硬質塩化ビニル管の布設については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボまたはベンドを用いて配管しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。</p> <p>6. 給水管の接合については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、配管の施工を一時休止する場合は、管内に異物が入らないように養生しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、鉛管相互の接合は、原則として行ってはならない。</p> <p>8. 受注者は、鉛管と鋳鉄管を接合する場合は、LY継手と鋳鉄管をメカニカル接合し、鉛管を拡張してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。また、鉛管と鋼管を接合する場合は、黄銅製はんだ付用ニップルを使用しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、ビニルライニング鋼管の接合については、樹脂コーティング管防食管継手を用いて接合しなければならない。</p> <p>10. 受注者は、硬質塩化ビニル管類の接合については、硬質塩化ビニル管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の接合については、メカニカル継手、タイトン継手、またはフランジ継手を用いて接合しなければならない。</p> <p>12. 受注者は、給水管埋設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。</p> <p>13. 受注者は、給水管の布設後、必要に応じて水圧試験、通水試験、ポンプの試験を、監督員の<b>立会</b>のもとで行わなければならない。なお、それぞれの試験の内容については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>変形は行ってはならない。</p> <p>5. 硬質塩化ビニル管の布設については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボまたはベンドを用いて配管しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。</p> <p>6. 給水管の接合については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、配管の施工を一時休止する場合は、管内に異物が入らないように養生しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、鉛管相互の接合は、原則として行ってはならない。</p> <p>8. 受注者は、鉛管と鋳鉄管を接合する場合は、LY継手と鋳鉄管をメカニカル接合し、鉛管を拡張してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。また、鉛管と鋼管を接合する場合は、黄銅製はんだ付用ニップルを使用しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、ビニルライニング鋼管の接合については、樹脂コーティング管防食管継手を用いて接合しなければならない。</p> <p>10. 受注者は、硬質塩化ビニル管類の接合については、硬質塩化ビニル管用接着剤及び継手類を用いて接合しなければならない。</p> <p>11. 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の接合については、メカニカル継手、タイトン継手、またはフランジ継手を用いて接合しなければならない。</p> <p>12. 受注者は、給水管埋設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。</p> <p>13. 受注者は、給水管の布設後、必要に応じて水圧試験、通水試験、ポンプの試験を、監督員の<b>立会</b>のもとで行わなければならない。なお、それぞれの試験の内容については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>第4節 雨水排水設備工</b></p> <p><b>3-4-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、雨水排水設備工として調整池工、貯留施設工、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、公園水路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、「<b>道路土工要綱 2-7 排水施設の施工</b>」（<b>日本道路協会、平成 21 年 6 月</b>）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>3. 受注者は、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、公園水路工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。</p>	<p><b>第4節 雨水排水設備工</b></p> <p><b>3-4-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、雨水排水設備工として調整池工、貯留施設工、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、公園水路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、雨水排水設備工の施工にあたっては、「<b>道路土工要綱 2-7 排水施設の施工</b>」（<b>日本道路協会、平成 21 年 6 月</b>）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>3. 受注者は、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、公園水路工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-4-2 材料</b></p> <p>1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則)</p> <p>JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-<b>材料及び製造方法の通則</b>)</p> <p>JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)</p> <p>JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)</p> <p>JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)</p> <p>JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)</p> <p>JIS G 3471 (コルゲートパイプ<b>及びコルゲートセクション</b>)</p> <p>JIS K 6739 (排水用硬質塩化ビニル管継手)</p> <p>JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)</p> <p><b>JIS R 1201 (陶管)</b></p> <p>2. 管類及びフィルター材の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、雨水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3-4-3 調整池工</b></p> <p>1. 周囲小堤の法面整形作業については、第11編1-3-7法面整形工の規定による。</p> <p>2. 周囲小堤の法面作業については、第11編1-6-5法枠工の規定による。</p> <p>3. 周囲小堤に擁壁を使用する場合は、第11編1-8-4場所打擁壁工、1-8-5プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p>4. 周囲小堤に石積を使用する場合は、第11編1-8-8石積工の規定による。</p> <p>5. 受注者は、余水吐及び放流施設の施工については、余水吐及び放流施設の高さ及び水抜き孔と周囲小堤との通水性、並びに排水管との接合に支障のないよう、<b>設計図書</b>に示す位置、高さに施工し、水平、鉛直となるように据付けなければならない。</p> <p><b>3-4-4 貯留施設工</b></p> <p>1. 貯留施設の施工については、第11編3-3-4貯水施設工、3-4-3調整池工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、<b>設計図書</b>による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p>3. 受注者は、貯留施設の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、貯留施設のフィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。</p> <p>5. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>	<p><b>3-4-2 材料</b></p> <p>1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5361 (プレキャストコンクリート製品-種類、製品の呼び方及び表示の通則)</p> <p>JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品-<b>性能試験方法通則</b>)</p> <p><b>JIS A 5365 (プレキャストコンクリート製品-検査方法通則)</b></p> <p>JIS A 5371 (プレキャスト無筋コンクリート製品)</p> <p>JIS A 5372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品)</p> <p>JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品)</p> <p>JIS A 5506 (下水道用マンホールふた)</p> <p><b>JIS G 3470 (コルゲートセクション)</b></p> <p><b>JIS G 3471 (コルゲートパイプ)</b></p> <p>JIS K 6739 (排水用硬質<b>ポリ</b>塩化ビニル管継手)</p> <p>JIS K 6741 (硬質<b>ポリ</b>塩化ビニル管)</p> <p>2. 管類及びフィルター材の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、雨水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>3-4-3 調整池工</b></p> <p>1. 周囲小堤の法面整形作業については、第11編1-3-7法面整形工の規定による。</p> <p>2. 周囲小堤の法面作業については、第11編1-6-5法枠工の規定による。</p> <p>3. 周囲小堤に擁壁を使用する場合は、第11編1-8-4場所打擁壁工、1-8-5プレキャスト擁壁工の規定による。</p> <p>4. 周囲小堤に石積を使用する場合は、第11編1-8-8石積工の規定による。</p> <p>5. 受注者は、余水吐及び放流施設の施工については、余水吐及び放流施設の高さ及び水抜き孔と周囲小堤との通水性、並びに排水管との接合に支障のないよう、<b>設計図書</b>に示す位置、高さに施工し、水平、鉛直となるように据付けなければならない。</p> <p><b>3-4-4 貯留施設工</b></p> <p>1. 貯留施設の施工については、第11編3-3-4貯水施設工、3-4-3調整池工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、<b>設計図書</b>による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p>3. 受注者は、貯留施設の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、貯留施設のフィルター材の施工については、付近の土が混入しないようにしなければならない。</p> <p>5. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-4-5 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>3-4-6 側溝工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。</li> <li>受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。</li> <li>受注者は、L型側溝、現場打L型側溝、プレキャストU型側溝、現場打側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。</li> <li>受注者は、現場打L型側溝の施工については、側溝の表面の締固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。</li> <li>受注者は、現場打側溝については、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。</li> <li>管 (函) 渠型側溝の施工については、第11編1-9-5プレキャストカルバート工の規定による。</li> <li>コルゲートフリュームの施工については、以下の各号の規定による。             <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。 また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</li> </ol> </li> <li>受注者は、コルゲートフリュームの布設条件 (地盤条件・出来形等) については<b>設計図書</b>によるものとし、上げ越しが必要な場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、<b>設計図書</b>に示すコンクリート厚さとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>公園素掘側溝の施工については、以下の各号の規定による。             <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、公園素掘側溝の施工にあたり、掘削 (切土) 面のゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。また、底面は滑らかで一般的な</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>3-4-5 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>3-4-6 側溝工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>側溝工の施工については、第3編2-3-29側溝工の規定による。</li> <li>受注者は、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。</li> <li>受注者は、L型側溝、現場打L型側溝、プレキャストU型側溝、現場打側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリューム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。</li> <li>受注者は、現場打L型側溝の施工については、側溝の表面の締固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。</li> <li>受注者は、現場打側溝については、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一般的な勾配になるように施工しなければならない。</li> <li>管 (函) 渠型側溝の施工については、第11編1-9-5プレキャストカルバート工の規定による。</li> <li>コルゲートフリュームの施工については、以下の各号の規定による。             <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、コルゲートフリュームの布設にあたって、予期できなかった砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。 また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</li> </ol> </li> <li>受注者は、コルゲートフリュームの布設条件 (地盤条件・出来形等) については<b>設計図書</b>によるものとし、上げ越しが必要な場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、<b>設計図書</b>に示すコンクリート厚さとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>公園素掘側溝の施工については、以下の各号の規定による。             <ol style="list-style-type: none"> <li>受注者は、公園素掘側溝の施工にあたり、掘削 (切土) 面のゆるんだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。また、底面は滑らかで一般的な</li> </ol> </li> </ol>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>勾配となるよう施工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、公園素掘側溝に張芝を施す場合、第11編2-3-6 地被類植栽工2. 芝の植付けの規定による。</p> <p>10. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。</p> <p>11. U形側溝小口止めの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>12. 受注者は、側溝高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>	<p>勾配となるよう施工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、公園素掘側溝に張芝を施す場合、第11編2-3-6 地被類植栽工2. 芝の植付けの規定による。</p> <p>10. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。</p> <p>11. U形側溝小口止めの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>12. 受注者は、側溝高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>
<p><b>3-4-7 管渠工</b></p>	<p><b>3-4-7 管渠工</b></p>
<p>1. 受注者は、現地の状況により<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p>2. 管渠工の施工については、第3編2-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p>3. 受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。</p> <p>5. 受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、管布設工の施工については、基礎の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。</p> <p>8. コルゲートパイプの布設については、以下の各号の規程によるものとする。</p> <p>(1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。</p> <p>(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「<b>道路土工—カルバート工指針7-2(2)2 敷設工</b>」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>9. 副管及び接続ソケットの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、接合部の仕上げについては、管の損傷、漏水のないよう特に入念に仕</p>	<p>1. 受注者は、現地の状況により<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p>2. 管渠工の施工については、第3編2-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。</p> <p>3. 受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。</p> <p>5. 受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、管布設工の施工については、基礎の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリートまたは、固練りモルタルを充てんし、空隙が生じないように施工しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。</p> <p>8. コルゲートパイプの布設については、以下の各号の規程によるものとする。</p> <p>(1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。</p> <p>(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「<b>道路土工—カルバート工指針7-2(2)2 敷設工</b>」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>9. 副管及び接続ソケットの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、接合部の仕上げについては、管の損傷、漏水のないよう特に入念に仕</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>上げ、管の通りについて<b>確認</b>し、埋戻さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、布設勾配については、中だるみのないように施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、接合材が管の内面にはみ出していないか<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋戻しは十分硬化していることを<b>確認</b>し、丁寧に行うとともに入念に締固めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な遣方を設け、一直線に下流側から施工しなければならない</p> <p>10. 受注者は、立体網状管の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>11. 受注者は、管閉塞の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>12. 受注者は、管口フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを<b>確認</b>し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p>	<p>上げ、管の通りについて<b>確認</b>し、埋戻さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、布設勾配については、中だるみのないように施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、接合材が管の内面にはみ出していないか<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋戻しは十分硬化していることを<b>確認</b>し、丁寧に行うとともに入念に締固めなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な遣方を設け、一直線に下流側から施工しなければならない</p> <p>10. 受注者は、立体網状管の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>11. 受注者は、管閉塞の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>12. 受注者は、管口フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを<b>確認</b>し、すき間や折れのないように施工しなければならない。</p>
<p><b>3-4-8 集水樹・マンホール工</b></p> <p>1. 集水樹の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。</p> <p>2. 集水樹・マンホール工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、集水樹及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、側溝工及び管渠工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、集水樹及びマンホール工の施工について、路面との高さの調整が必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>3. 受注者は、樹に接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか<b>確認</b>した後、塊類を設置しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、樹高さ調整及びマンホール高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>	<p><b>3-4-8 集水樹・マンホール工</b></p> <p>1. 集水樹の施工については、第3編2-3-30集水樹工の規定による。</p> <p>2. 集水樹・マンホール工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、集水樹及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、側溝工及び管渠工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、集水樹及びマンホール工の施工について、路面との高さの調整が必要な場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>3. 受注者は、樹に接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか<b>確認</b>した後、塊類を設置しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、樹高さ調整及びマンホール高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>
<p><b>3-4-9 地下排水工</b></p> <p>1. 受注者は、地下排水工の施工については、<b>設計図書</b>で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、その対策について監督員の<b>指示</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、<b>設計図書</b>による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p>3. 受注者は、有孔ヒューム管、有孔塩化ビニル管、透水コンクリート管、化学繊維系管の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。</p>	<p><b>3-4-9 地下排水工</b></p> <p>1. 受注者は、地下排水工の施工については、<b>設計図書</b>で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督員に<b>連絡</b>し、その対策について監督員の<b>指示</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、<b>設計図書</b>による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。</p> <p>3. 受注者は、有孔ヒューム管、有孔塩化ビニル管、透水コンクリート管、化学繊維系管の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。</p>
<p><b>3-4-10 公園水路工</b></p> <p>1. 受注者は、公園水路工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。なお、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難い場合は、<b>設計図書</b>に関し</p>	<p><b>3-4-10 公園水路工</b></p> <p>1. 受注者は、公園水路工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。なお、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された水路勾配により難い場合は、<b>設計図書</b>に関し</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>て監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、水路蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないように施工しなければならない。</p>	<p>て監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、水路蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないように施工しなければならない。</p>
<p><b>第5節 汚水排水設備工</b></p>	<p><b>第5節 汚水排水設備工</b></p>
<p><b>3-5-1 一般事項</b></p>	<p><b>3-5-1 一般事項</b></p>
<p>本節は、汚水排水設備工として作業土工、管渠工、汚水樹・マンホール工、浄化槽工その他これらに類する工種について定める。</p>	<p>本節は、汚水排水設備工として作業土工、管渠工、汚水樹・マンホール工、浄化槽工その他これらに類する工種について定める。</p>
<p><b>3-5-2 材料</b></p>	<p><b>3-5-2 材料</b></p>
<p>1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものとまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）</p> <p>JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－材料及び製造方法の通則）</p> <p>JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）</p> <p><b>JIS A 5506（下水道用マンホールふた）</b></p> <p>JIS G 3471（コルゲートパイプ及びコルゲートセクション）</p> <p>JIS K 6739（排水用硬質塩化ビニル管継手）</p> <p>JIS K 6743（水道用硬質塩化ビニル管継手）</p> <p>JIS K 6777（耐熱性硬質塩化ビニル管継手）</p> <p>JIS K 6741（硬質塩化ビニル管）</p> <p>JIS K 6776（耐熱性硬質塩化ビニル管）</p> <p>JIS R 1201（陶管）</p> <p>JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）</p> <p>JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）</p> <p>JIS G 3452（配管用炭素鋼管）</p> <p>JIS B 2312（配管用鋼製突合せ溶接式管継手）</p> <p>JIS B 2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手）</p> <p>JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鉄製管継手）</p> <p>JIS B 2302（ねじ込み式鋼管製管継手）</p> <p>JIS B 2011（青銅弁）</p> <p>JIS B 2031（ねずみ鉄弁）</p> <p>JIS A 4101（ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品）</p> <p>2. 受注者は、汚水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したものとまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）</p> <p>JIS A 5364（プレキャストコンクリート製品－性能試験方法通則）</p> <p>JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）</p> <p><b>JIS G 3470（コルゲートセクション）</b></p> <p>JIS G 3471（コルゲートパイプ）</p> <p>JIS K 6739（排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手）</p> <p><b>JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）</b></p> <p>JIS K 6743（水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手）</p> <p>JIS K 6777（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手）</p> <p>JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）</p> <p>JIS K 6776（耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管）</p> <p>JIS R 1201（陶管）</p> <p>JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）</p> <p>JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）</p> <p>JIS G 3452（配管用炭素鋼管）</p> <p>JIS B 2312（配管用鋼製突合せ溶接式管継手）</p> <p>JIS B 2313（配管用鋼板製突合せ溶接式管継手）</p> <p>JIS B 2301（ねじ込み式可鍛鉄製管継手）</p> <p>JIS B 2302（ねじ込み式鋼管製管継手）</p> <p>JIS B 2011（青銅弁）</p> <p>JIS B 2031（ねずみ鉄弁）</p> <p>JIS A 4101（ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品）</p> <p>2. 受注者は、汚水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-5-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>3-5-4 管渠工</b> 管渠工の施工については、第11編3-4-7管渠工の規定による。</p> <p><b>3-5-5 汚水樹・マンホール工</b> 1. 汚水樹・マンホール工の施工については、第11編3-4-8集水樹・マンホール工の規定による。 2. 汚水樹及びマンホールのインパートの施工については、以下の各号の規定による。 (1) 受注者は、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。 (2) 受注者は、樹及びマンホールの底部の施工については、コンクリートで半円形にし、水が溜まらないように勾配を付け、表面がなめらかになるように仕上げなければならない。</p> <p><b>3-5-6 浄化槽工</b> 1. 浄化槽の施工については、建築基準法及び水質汚濁防止法、浄化槽法に基づく法令による。 2. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び砕石といった間隙充てん材を加え、締固めながら仕上げなければならない。 3. 基礎材の施工については、第11編3-3-4貯水施設工の規定による。 4. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 5. 受注者は、浄化槽の水密性の保持を勘案し、コンクリート打設後は、特に十分な養生を行わなければならない。 6. 受注者は、ユニット形浄化槽の設置については、<b>設計図書</b>の示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。 7. 受注者は、浄化槽の埋戻しについては、流入管管底と放流管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを<b>確認</b>した後、埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しは、槽内に半分程度注水した後行い、30 cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。 8. 受注者は、ユニット形浄化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な砕石が当たらないよう特に注意して施工しなければならない。 9. 受注者は、防水モルタルの施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、浄化槽に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。 10. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトがコンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。</p>	<p><b>3-5-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>3-5-4 管渠工</b> 管渠工の施工については、第11編3-4-7管渠工の規定による。</p> <p><b>3-5-5 汚水樹・マンホール工</b> 1. 汚水樹・マンホール工の施工については、第11編3-4-8集水樹・マンホール工の規定による。 2. 汚水樹及びマンホールのインパートの施工については、以下の各号の規定による。 (1) 受注者は、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。 (2) 受注者は、樹及びマンホールの底部の施工については、コンクリートで半円形にし、水が溜まらないように勾配を付け、表面がなめらかになるように仕上げなければならない。</p> <p><b>3-5-6 浄化槽工</b> 1. 浄化槽の施工については、建築基準法及び水質汚濁防止法、浄化槽法に基づく法令による。 2. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び砕石といった間隙充てん材を加え、締固めながら仕上げなければならない。 3. 基礎材の施工については、第11編3-3-4貯水施設工の規定による。 4. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。 5. 受注者は、浄化槽の水密性の保持を勘案し、コンクリート打設後は、特に十分な養生を行わなければならない。 6. 受注者は、ユニット形浄化槽の設置については、<b>設計図書</b>の示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。 7. 受注者は、浄化槽の埋戻しについては、流入管管底と放流管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを<b>確認</b>した後、埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しは、槽内に半分程度注水した後行い、30 cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。 8. 受注者は、ユニット形浄化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な砕石が当たらないよう特に注意して施工しなければならない。 9. 受注者は、防水モルタルの施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、浄化槽に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。 10. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトがコンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>11. 浄化槽の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、浄化槽が定常の使用状態に入った後、速やかに流入水、処理水の水質分析、騒音測定等の必要な試験を実施し、試験成績表を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、浄化槽の各槽を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は浄化槽の施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置を動作させ異常の有無を<b>確認</b>し、次に各機器の自動または連動運転を行い異常の有無を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を<b>確認</b>しなければならない。また、工事完了後は、ポンプ槽を除くすべての槽を満水状態としておかなければならない。</p> <p><b>第6節 電気設備工</b></p> <p><b>3-6-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、監視カメラ設置工、電気設備修繕工、作業土工、電線管路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省発行）</b>、<b>電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課発行）</b>の規定による。</p> <p><b>3-6-2 材料</b></p> <p>1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）</p> <p>JIS C 3401（制御用ケーブル）</p> <p>JIS C 3605（600Vポリエチレンケーブル）</p> <p>JIS C 3606（高圧架橋ポリエチレンケーブル）</p> <p>JIS C 3653（電力用ケーブルの地中埋設の施工方法－波付硬質合成樹脂管付属書1管）</p> <p>JIS C 4620（キュービクル式高圧受電設備）</p> <p>JIS C 8105（照明器具－安全性要求事項<b>通達</b>～性能要求事項<b>通達</b>） -1～3</p> <p>JIS C 8305（鋼製電線管）</p> <p>JIS C 8380（ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管）</p> <p>JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）</p> <p>JIS C 8411（合成樹脂製可とう電線管）</p> <p>2. 受注者は、電気設備工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>11. 浄化槽の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、浄化槽が定常の使用状態に入った後、速やかに流入水、処理水の水質分析、騒音測定等の必要な試験を実施し、試験成績表を監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、浄化槽の各槽を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は浄化槽の施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置を動作させ異常の有無を<b>確認</b>し、次に各機器の自動または連動運転を行い異常の有無を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を<b>確認</b>しなければならない。また、工事完了後は、ポンプ槽を除くすべての槽を満水状態としておかなければならない。</p> <p><b>第6節 電気設備工</b></p> <p><b>3-6-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、監視カメラ設置工、電気設備修繕工、作業土工、電線管路工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省発行）</b>、<b>電気通信設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房技術調査課発行）</b>の規定による。</p> <p><b>3-6-2 材料</b></p> <p>1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS A 5361（プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則）</p> <p>JIS C 3401（制御用ケーブル）</p> <p>JIS C 3605（600Vポリエチレンケーブル）</p> <p>JIS C 3606（高圧架橋ポリエチレンケーブル）</p> <p>JIS C 3653（電力用ケーブルの地中埋設の施工方法－波付硬質合成樹脂管付属書1）</p> <p>JIS C 4620（キュービクル式高圧受電設備）</p> <p>JIS C 8105（照明器具－安全性要求事項～性能要求事項） -1～3</p> <p>JIS C 8305（鋼製電線管）</p> <p>JIS C 8380（ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管）</p> <p>JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）</p> <p>JIS C 8411（合成樹脂製可とう電線管）</p> <p>2. 受注者は、電気設備工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3-6-3 照明設備工</b></p> <p>1. ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21 ハンドホール工の規定による。</p> <p>2. 引込柱及び照明灯の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、建込み位置については、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、建込みについては、垂直に建込み、地際部には材質により必要に応じて防食テープを巻付けなければならない。</p> <p>3. 受注者は、分電盤の施工については、ケーブル引込み部分にはシール材を十分詰めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならない。</p> <p>4. 受注者は、照明灯及び分電盤の器具、鉄箱といった金属部分の施工については、第D種接地工事により接地しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、照明灯の施工については、照明灯の内部で、ケーブル相互またはケーブルと電線とを接続する場合は、切り離しが可能な接続金物を使用しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、遮光板の施工については、十分に効果が得られるように設置しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、ハンドホール及び分電盤高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p> <p><b>3-6-4 放送設備工</b></p> <p>放送設備工の施工については、第11編3-6-3 照明設備工の規定による。</p> <p><b>3-6-5 監視カメラ設置工</b></p> <p>監視カメラ設置工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとする。なお、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省発行）第6編通信・情報設備工事、3-6-3 照明設備工</b>の規定による。</p> <p><b>3-6-6 電気設備修繕工</b></p> <p>電気設備修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-6-7 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工の規定による。</p> <p><b>3-6-8 電線管路工</b></p> <p>1. 電線の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、引き入れに先立ち、電線管内を十分清掃し、電線は丁寧に引き入れ、管端口は電線を損傷しないように保護しなければならない。また、通線を行わない</p>	<p><b>3-6-3 照明設備工</b></p> <p>1. ハンドホール工の施工については、第3編2-3-21 ハンドホール工の規定による。</p> <p>2. 引込柱及び照明灯の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、建込み位置については、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、建込みについては、垂直に建込み、地際部には材質により必要に応じて防食テープを巻付けなければならない。</p> <p>3. 受注者は、分電盤の施工については、ケーブル引込み部分にはシール材を十分詰めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならない。</p> <p>4. 受注者は、照明灯及び分電盤の器具、鉄箱といった金属部分の施工については、第D種接地工事により接地しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、照明灯の施工については、照明灯の内部で、ケーブル相互またはケーブルと電線とを接続する場合は、切り離しが可能な接続金物を使用しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、遮光板の施工については、十分に効果が得られるように設置しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、ハンドホール及び分電盤高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p> <p><b>3-6-4 放送設備工</b></p> <p>放送設備工の施工については、第11編3-6-3 照明設備工の規定による。</p> <p><b>3-6-5 監視カメラ設置工</b></p> <p>監視カメラ設置工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとする。なお、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通省発行）第6編通信・情報設備工事、3-6-3 照明設備工</b>の規定による。</p> <p><b>3-6-6 電気設備修繕工</b></p> <p>電気設備修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-6-7 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3 作業土工の規定による。</p> <p><b>3-6-8 電線管路工</b></p> <p>1. 電線の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、引き入れに先立ち、電線管内を十分清掃し、電線は丁寧に引き入れ、管端口は電線を損傷しないように保護しなければならない。また、通線を行わない</p>

改正前（27年版）										
<p>場合は、管端口には防水栓を差し込んでおかなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、要所、ハンドホール内及びその引込口、引出口近くでは電線に余裕を持たせなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルにあたっては、単心以外の場合は、仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。</p> <p>2. 受注者は、電線及び電線管の施工については、ハンドホール内でのケーブル接続部分は、ケーブルハンガーに掛けて、ハンドホール底部に直接触れないよう取付けなければならない。</p> <p>3. 受注者は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径（内側内径とする）は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を超えてはならない。</p> <p>4. 受注者は、電線管理設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。</p>										
<p><b>第7節 園路広場整備工</b></p> <p><b>3-7-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、園路広場整備工として舗装撤去工、舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工、コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工、舗装仮復旧工、園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工、作業土工、植樹ブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、園路広場整備工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、<b>設計図書</b>で示されていない場合は、表3-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部については、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>										
<p align="center"><b>表3-1 表面排水勾配</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>勾配</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園路、歩行者道路、自転車道</td> <td>~1.0%</td> <td>コンクリート、アスファルト、平板舗装類</td> </tr> <tr> <td>広場</td> <td>0.5~1.0%</td> <td>平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類</td> </tr> </tbody> </table>		種別	勾配	摘要	園路、歩行者道路、自転車道	~1.0%	コンクリート、アスファルト、平板舗装類	広場	0.5~1.0%	平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類
種別	勾配	摘要								
園路、歩行者道路、自転車道	~1.0%	コンクリート、アスファルト、平板舗装類								
広場	0.5~1.0%	平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類								

改正後（29年版）										
<p>場合は、管端口には防水栓を差し込んでおかなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、要所、ハンドホール内及びその引込口、引出口近くでは電線に余裕を持たせなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルにあたっては、単心以外の場合は、仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。</p> <p>2. 受注者は、電線及び電線管の施工については、ハンドホール内でのケーブル接続部分は、ケーブルハンガーに掛けて、ハンドホール底部に直接触れないよう取付けなければならない。</p> <p>3. 受注者は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径（内側内径とする）は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を超えてはならない。</p> <p>4. 受注者は、電線管理設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。</p>										
<p><b>第7節 園路広場整備工</b></p> <p><b>3-7-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、園路広場整備工として舗装撤去工、舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工、コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工、舗装仮復旧工、園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工、作業土工、植樹ブロック工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、園路広場整備工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、路盤の施工において、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、<b>設計図書</b>で示されていない場合は、表3-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部については、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>										
<p align="center"><b>表3-1 表面排水勾配</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>勾配</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園路、歩行者道路、自転車道</td> <td>~1.0%</td> <td>コンクリート、アスファルト、平板舗装類</td> </tr> <tr> <td>広場</td> <td>0.5~1.0%</td> <td>平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類</td> </tr> </tbody> </table>		種別	勾配	摘要	園路、歩行者道路、自転車道	~1.0%	コンクリート、アスファルト、平板舗装類	広場	0.5~1.0%	平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類
種別	勾配	摘要								
園路、歩行者道路、自転車道	~1.0%	コンクリート、アスファルト、平板舗装類								
広場	0.5~1.0%	平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類								

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>6. 受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。</p> <p>7. 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。</p> <p>8. 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし泥水を使用してはならない。</p> <p>9. 施設の仕上げについては、第11編3-13施設仕上げ工の規定による。</p>	<p>6. 受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。</p> <p>7. 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。</p> <p>8. 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし泥水を使用してはならない。</p> <p>9. 施設の仕上げについては、第11編3-13施設仕上げ工の規定による。</p>
<p><b>3-7-2 材料</b></p> <p>1. 受注者は、園路広場整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「<b>舗装調査・試験法便覧</b>」（日本道路協会、平成19年6月）の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>3. 路床盛土材は、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。</p> <p>4. アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工で使用する材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。</p> <p>5. コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工で使用する材料については、<b>設計図書</b>によるものとし、指定のない場合は第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、第11編2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。</p> <p>6. 園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>7. 受注者は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率が同一のものを使用しなければならない。</p> <p>8. 施設仕上げ工の材料については、<b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事</b>の規定による。</p>	<p><b>3-7-2 材料</b></p> <p>1. 受注者は、園路広場整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「<b>舗装調査・試験法便覧</b>」（日本道路協会、平成19年6月）の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>3. 路床盛土材は、第1編2-4-4路床盛土工の規定による。</p> <p>4. アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工で使用する材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。</p> <p>5. コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工で使用する材料については、<b>設計図書</b>によるものとし、指定のない場合は第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、第11編2-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。</p> <p>6. 園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>7. 受注者は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率が同一のものを使用しなければならない。</p> <p>8. 施設仕上げ工の材料については、<b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事</b>の規定による。</p>
<p><b>3-7-3 舗装撤去工</b></p> <p>1. 受注者は、舗装版切断の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、舗装版粉碎の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、路面切削の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。</p> <p>4. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	<p><b>3-7-3 舗装撤去工</b></p> <p>1. 受注者は、舗装版切断の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、舗装版粉碎の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、路面切削の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。</p> <p>4. 受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>
<p><b>3-7-4 舗装準備工</b></p> <p>舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。</p>	<p><b>3-7-4 舗装準備工</b></p> <p>舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-7-5 アスファルト舗装工</b>                      アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>3-7-6 排水性舗装工</b>                      排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。</p> <p><b>3-7-7 透水性舗装工</b>                      透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。</p> <p><b>3-7-8 アスファルト系舗装工</b>                      アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-9排水性舗装工、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。</p> <p><b>3-7-9 コンクリート系舗装工</b>                      1. コンクリート系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。                      2. インターロッキング舗装の施工については、以下の各号の規定による。                      (1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に<b>設計図書</b>に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。                      (2) 受注者は、ブロックの据付けについては、<b>設計図書</b>に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。                      (3) 受注者は、ブロック相互のかみ合わせが良くなるように据付けなければならない。                      (4) 目地の幅は、2～3mmを標準とする。                      (5) 受注者は、目地ラインの修正をする場合は、角材、木槌を用い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。                      (6) 受注者は、ブロック舗装面の仕上げについては、振動締固め機により行わなければならない。                      (7) 受注者は、締固めについては、ブロックの長手方向に対して行い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。                      (8) 受注者は、歩行に支障がないように、また降雨後に滞水がないように平坦に仕上げなければならない。                      (9) 受注者は、目地詰めについては、乾燥した砂を舗装表面に散布した後、ほうき類で十分に詰めなければならない。なお、目地詰めの不十分な箇所は、締固め機を併用して行うか、散水により施工しなければならない。                      (10) 受注者は、舗装表面に残った目地砂については、清掃し取り除かなければならない。                      3. 受注者は、透水性コンクリート舗装の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p><b>3-7-5 アスファルト舗装工</b>                      アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。</p> <p><b>3-7-6 排水性舗装工</b>                      排水性舗装工の施工については、第3編2-6-9排水性舗装工の規定による。</p> <p><b>3-7-7 透水性舗装工</b>                      透水性舗装工の施工については、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。</p> <p><b>3-7-8 アスファルト系舗装工</b>                      アスファルト舗装工の施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-9排水性舗装工、第3編2-6-10透水性舗装工の規定による。</p> <p><b>3-7-9 コンクリート系舗装工</b>                      1. コンクリート系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。                      2. インターロッキング舗装の施工については、以下の各号の規定による。                      (1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に<b>設計図書</b>に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。                      (2) 受注者は、ブロックの据付けについては、<b>設計図書</b>に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。                      (3) 受注者は、ブロック相互のかみ合わせが良くなるように据付けなければならない。                      (4) 目地の幅は、2～3mmを標準とする。                      (5) 受注者は、目地ラインの修正をする場合は、角材、木槌を用い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。                      (6) 受注者は、ブロック舗装面の仕上げについては、振動締固め機により行わなければならない。                      (7) 受注者は、締固めについては、ブロックの長手方向に対して行い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。                      (8) 受注者は、歩行に支障がないように、また降雨後に滞水がないように平坦に仕上げなければならない。                      (9) 受注者は、目地詰めについては、乾燥した砂を舗装表面に散布した後、ほうき類で十分に詰めなければならない。なお、目地詰めの不十分な箇所は、締固め機を併用して行うか、散水により施工しなければならない。                      (10) 受注者は、舗装表面に残った目地砂については、清掃し取り除かなければならない。                      3. 受注者は、透水性コンクリート舗装の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>4. 平板舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、<b>設計図書</b>に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。なお、施工図は、舗装パターン、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、割り付けによって端数が生じた場合は、現場加工によって納まりよく仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、目地については、指定されたパターン及び目地幅によってゆがみなく仕上げなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、砂目地については、目地の幅は<b>設計図書</b>によるものとし、目違いのないように張り立て後、直ちに砂（細目）を散布し、ほうき類で目地に充てんしなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、据付けについては、<b>設計図書</b>に示す表面勾配が得られるように水糸を張って正確に行わなければならない。</p> <p><b>3-7-10 土系舗装工</b></p> <p>1. 土系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p>2. 土舗装工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、表層土については、均一に敷均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、仕上がり面については、塊が残らないようにレーキでかき均さなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、表層土の表層仕上り厚が30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくしたうえで、敷均し、転圧しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、化粧砂をまく場合、その厚さについては、<b>設計図書</b>によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、表層安定剤を散布する場合、散布量は<b>設計図書</b>によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。</p> <p>3. 芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、下層路盤のある場合は、下層面が損なわれないように客土を運搬、敷均し、<b>設計図書</b>に示す高さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、芝を張った後は、<b>設計図書</b>に示す目土を敷均し転圧のうえ、かん水しなければならない。</p> <p>4. 耐踏圧性芝生舗装の施工については、芝舗装の規定によるものとするほか、以下の規定による。</p> <p>(1) 耐踏圧性芝生舗装で使用する材料の種類及び規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>5. 砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、砂舗装の砂と土砂については、よく混合した後、均一に敷均し、散水、</p>	<p>4. 平板舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、<b>設計図書</b>に定めのない場合は、施工図を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。なお、施工図は、舗装パターン、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、割り付けによって端数が生じた場合は、現場加工によって納まりよく仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、目地については、指定されたパターン及び目地幅によってゆがみなく仕上げなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、砂目地については、目地の幅は<b>設計図書</b>によるものとし、目違いのないように張り立て後、直ちに砂（細目）を散布し、ほうき類で目地に充てんしなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、据付けについては、<b>設計図書</b>に示す表面勾配が得られるように水糸を張って正確に行わなければならない。</p> <p><b>3-7-10 土系舗装工</b></p> <p>1. 土系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p>2. 土舗装工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、表層土については、均一に敷均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、仕上がり面については、塊が残らないようにレーキでかき均さなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、表層土の表層仕上り厚が30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくしたうえで、敷均し、転圧しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、化粧砂をまく場合、その厚さについては、<b>設計図書</b>によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、表層安定剤を散布する場合、散布量は<b>設計図書</b>によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。</p> <p>3. 芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、下層路盤のある場合は、下層面が損なわれないように客土を運搬、敷均し、<b>設計図書</b>に示す高さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、芝を張った後は、<b>設計図書</b>に示す目土を敷均し転圧のうえ、かん水しなければならない。</p> <p>4. 耐踏圧性芝生舗装の施工については、芝舗装の規定によるものとするほか、以下の規定による。</p> <p>(1) 耐踏圧性芝生舗装で使用する材料の種類及び規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>5. 砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、砂舗装の砂と土砂については、よく混合した後、均一に敷均し、散水、</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>転圧及び不陸整正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、石灰岩ダスト舗装については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、表層安定剤については、転圧後<b>設計図書</b>に示す量を散布し、必要に応じ適度の散水を行わなければならない。</p>	<p>転圧及び不陸整正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、石灰岩ダスト舗装については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、表層安定剤については、転圧後<b>設計図書</b>に示す量を散布し、必要に応じ適度の散水を行わなければならない。</p>
<p><b>3-7-11 レンガ・タイル系舗装工</b></p> <p>1. レンガ・タイル系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p>2. レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、敷きモルタルの施工については、<b>設計図書</b>に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、レンガ、タイルの据付けについては、<b>設計図書</b>に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。</p> <p>(3) レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p><b>3-7-11 レンガ・タイル系舗装工</b></p> <p>1. レンガ・タイル系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p>2. レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、敷きモルタルの施工については、<b>設計図書</b>に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、レンガ、タイルの据付けについては、<b>設計図書</b>に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。</p> <p>(3) レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-7-12 木系舗装工</b></p> <p>1. 木系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、チップ舗装の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 木レンガ舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に<b>設計図書</b>に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、木レンガの据付けについては、<b>設計図書</b>に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、木道のクッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に<b>設計図書</b>に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。</p> <p>5. 受注者は、枕木舗装の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p><b>3-7-12 木系舗装工</b></p> <p>1. 木系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、チップ舗装の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 木レンガ舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に<b>設計図書</b>に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、木レンガの据付けについては、<b>設計図書</b>に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、木道のクッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に<b>設計図書</b>に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。</p> <p>5. 受注者は、枕木舗装の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-7-13 樹脂系舗装工</b></p> <p>1. 樹脂系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p>2. 樹脂系舗装の表層の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、ゴムチップ舗装の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p><b>3-7-13 樹脂系舗装工</b></p> <p>1. 樹脂系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p> <p>2. 樹脂系舗装の表層の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>3. 受注者は、ゴムチップ舗装の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-7-14 石材系舗装工</b></p> <p>1. 石材系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p>	<p><b>3-7-14 石材系舗装工</b></p> <p>1. 石材系舗装工の路盤施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工及び第3編2-6-12コンクリート舗装工の規定による。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>2. 受注者は、砕石舗装の施工については、砕石を均一に敷均し、散水、転圧及び不陸                      修正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>3. 平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石                      張舗装、延段、飛石の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、張りパターンについて<b>設計図書</b>に定めのない場合は、施工図を作成し、                      監督員に<b>提出</b>しなければならない。なお、施工図は、張り模様、縁石、工作物との                      取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、各舗装の施工については、設計意図を十分理解したうえで、施工しな                      なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、張り模様については、修景的配慮をしなければならない。なお、乱形                      平石張工において4方向以上の目地の集合点が生じてはならない。</p> <p>(4) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せ、小さい石                      が多くならないように配慮しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、石材系舗装のクッション砂及び敷きモルタルについては、<b>設計図書</b>                      に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合につい                      ては、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、舗装の表面が平滑になるように配慮し、<b>設計図書</b>に示す表面勾配が得                      られるよう施工しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後                      の養生を行わなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、各端<sup>あいち</sup>については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮                      しなければならない。</p>	<p>2. 受注者は、砕石舗装の施工については、砕石を均一に敷均し、散水、転圧及び不陸                      修正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>3. 平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石                      張舗装、延段、飛石の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、張りパターンについて<b>設計図書</b>に定めのない場合は、施工図を作成し、                      監督員に<b>提出</b>しなければならない。なお、施工図は、張り模様、縁石、工作物との                      取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、各舗装の施工については、設計意図を十分理解したうえで、施工しな                      なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、張り模様については、修景的配慮をしなければならない。なお、乱形                      平石張工において4方向以上の目地の集合点が生じてはならない。</p> <p>(4) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せ、小さい石                      が多くならないように配慮しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、石材系舗装のクッション砂及び敷きモルタルについては、<b>設計図書</b>                      に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合につい                      ては、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、舗装の表面が平滑になるように配慮し、<b>設計図書</b>に示す表面勾配が得                      られるよう施工しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後                      の養生を行わなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、各端<sup>あいち</sup>については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮                      しなければならない。</p>
<p><b>3-7-15 舗装仮復旧工</b></p> <p>舗装仮復旧工の施工については、第11編3-7-4舗装準備工、3-7-5アスフ                      アルト舗装工、3-7-8アスファルト系舗装工、3-7-9コンクリート系舗装工の                      規定による。</p>	<p><b>3-7-15 舗装仮復旧工</b></p> <p>舗装仮復旧工の施工については、第11編3-7-4舗装準備工、3-7-5アスフ                      アルト舗装工、3-7-8アスファルト系舗装工、3-7-9コンクリート系舗装工の                      規定による。</p>
<p><b>3-7-16 園路縁石工</b></p> <p>1. 園路縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定によるもののほか、                      以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、                      目地モルタルを充てんしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、縁石ブロックの目地幅及び目地モルタルの配合については、<b>設計図書</b>                      によらなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、現場打縁石については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートによるほ                      か、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）、石材縁石の施工については、設計意図を十                      分理解したうえ、以下の各号の規定による。</p>	<p><b>3-7-16 園路縁石工</b></p> <p>1. 園路縁石工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定によるもののほか、                      以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、                      目地モルタルを充てんしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、縁石ブロックの目地幅及び目地モルタルの配合については、<b>設計図書</b>                      によらなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、現場打縁石については、第1編3章無筋・鉄筋コンクリートによるほ                      か、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）、石材縁石の施工については、設計意図を十                      分理解したうえ、以下の各号の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>(1) 受注者は、石材については、指定寸法でできる限りすわりのよいものを選び、天端及び見切線はその見通線上に凹凸のないように注意して据付けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、土極めの場合は、縁石の周囲を充分突固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように注意して据付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、雑割石縁石の施工については、合端<sup>あいはば</sup>を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、縁石高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>	<p>(1) 受注者は、石材については、指定寸法でできる限りすわりのよいものを選び、天端及び見切線はその見通線上に凹凸のないように注意して据付けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、土極めの場合は、縁石の周囲を充分突固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように注意して据付けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、雑割石縁石の施工については、合端<sup>あいはば</sup>を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、縁石高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p>
<p><b>3-7-17 区画線工</b></p> <p>1. 区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。</p> <p>2. ロープ区画線及びロープ止めの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p><b>3-7-17 区画線工</b></p> <p>1. 区画線工の施工については、第3編2-3-9区画線工の規定による。</p> <p>2. ロープ区画線及びロープ止めの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-7-18 階段工</b></p> <p>1. 階段工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第3編2-3-22階段工の規定、第11編3-13施設仕上げ工によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、階段高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、手すりの施工については、第11編3-11-8柵工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p><b>3-7-18 階段工</b></p> <p>1. 階段工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第3編2-3-22階段工の規定、第11編3-13施設仕上げ工によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、階段工の施工については、踏面に水が溜まらないよう施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、階段高さ調整の施工については、<b>設計図書</b>に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、手すりの施工については、第11編3-11-8柵工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-7-19 公園橋工</b></p> <p>1. 受注者は、公園橋工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、現地の状況により<b>設計図書</b>に示された構造によりがたい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 橋台の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第11編3-3-4貯水施設工、3-13施設仕上げ工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(3) 橋設置の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、橋の設置に当たっては、設置時の部材の応力と変形等を十分検討し、その結果橋上部に対する悪影響がないことを<b>確認</b>しておかななければならない。</p> <p>(5) 受注者は、地覆については、橋の横方向最短部に設置しなければならない。</p>	<p><b>3-7-19 公園橋工</b></p> <p>1. 受注者は、公園橋工の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、現地の状況により<b>設計図書</b>に示された構造によりがたい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 橋台の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第11編3-3-4貯水施設工、3-13施設仕上げ工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(3) 橋設置の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、橋の設置に当たっては、設置時の部材の応力と変形等を十分検討し、その結果橋上部に対する悪影響がないことを<b>確認</b>しておかななければならない。</p> <p>(5) 受注者は、地覆については、橋の横方向最短部に設置しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>(6) 受注者は、高欄、手すりの施工については、<b>設計図書</b>に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p><b>3-7-20 デッキ工</b> デッキ工の施工については、第11編3-7-19公園橋工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-7-21 視覚障害者誘導用ブロック工</b> 1. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。 2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、<b>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工</b>の規定による。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。 3. 視覚障害者誘導点字シートの施工については、<b>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工</b>の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>3-7-22 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>3-7-23 植樹ブロック工</b> 植樹ブロック工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。</p> <p><b>第8節 修景施設整備工</b></p> <p><b>3-8-1 一般事項</b> 1. 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工、小規模水景施設工、修景施設修繕工、作業土工、水景施設工その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、修景施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。 3. 受注者は、修景施設整備工の施工については、設計意図を十分把握したうえで、施工しなければならない。 4. 修景施設の仕上げについては、第11編3-13施設仕上げ工の規定による。</p> <p><b>3-8-2 材料</b> 1. 受注者は、修景施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。 2. 石材は、使用目的に合致した形状を有し、外観の良好なものとする。</p>	<p>(6) 受注者は、高欄、手すりの施工については、<b>設計図書</b>に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p><b>3-7-20 デッキ工</b> デッキ工の施工については、第11編3-7-19公園橋工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-7-21 視覚障害者誘導用ブロック工</b> 1. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。 2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、<b>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工（日本道路協会、昭和60年9月）</b>の規定による。 なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と<b>協議</b>しなければならない。 3. 視覚障害者誘導点字シートの施工については、<b>視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工（日本道路協会、昭和60年9月）</b>の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>による。</p> <p><b>3-7-22 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>3-7-23 植樹ブロック工</b> 植樹ブロック工の施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。</p> <p><b>第8節 修景施設整備工</b></p> <p><b>3-8-1 一般事項</b> 1. 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、袖垣・垣根工、花壇工、トレリス工、モニュメント工、小規模水景施設工、修景施設修繕工、作業土工、水景施設工その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、修景施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。 3. 受注者は、修景施設整備工の施工については、設計意図を十分把握したうえで、施工しなければならない。 4. 修景施設の仕上げについては、第11編3-13施設仕上げ工の規定による。</p> <p><b>3-8-2 材料</b> 1. 受注者は、修景施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。 2. 石材は、使用目的に合致した形状を有し、外観の良好なものとする。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>3. 砂、砂利は粒のそろったもので、異種材及びきょう雑物を含まないものとする。</p> <p>4. 受注者は、修景施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の地下用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に<b>提出</b>しなければならない。なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>5. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された寸法については、製材にあたっては仕上がり寸法とし、素材にあたっては特に明示する場合を除き末口寸法とする。</p> <p>6. 工場製品については、ひび割れ、損傷がないものとする。</p>	<p>3. 砂、砂利は粒のそろったもので、異種材及びきょう雑物を含まないものとする。</p> <p>4. 受注者は、修景施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の地下用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に<b>提出</b>しなければならない。なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>5. 受注者は、<b>設計図書</b>に示された寸法については、製材にあたっては仕上がり寸法とし、素材にあたっては特に明示する場合を除き末口寸法とする。</p> <p>6. 工場製品については、ひび割れ、損傷がないものとする。</p>
<p><b>3-8-3 石組工</b></p>	<p><b>3-8-3 石組工</b></p>
<p>1. 受注者は、自然石の配分及び配置については、材種形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、石組工の施工については、現地の状況により、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、石の据付けにおける石の位置、向き、深さについては、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、自然石の配分及び配置については、材種形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、石組工の施工については、現地の状況により、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、石の据付けにおける石の位置、向き、深さについては、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>
<p><b>3-8-4 添景物工</b></p>	<p><b>3-8-4 添景物工</b></p>
<p>添景物工の施工については、第11編3-8-3石組工、3-13施設仕上げ工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>添景物工の施工については、第11編3-8-3石組工、3-13施設仕上げ工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-8-5 袖垣・垣根工</b></p>	<p><b>3-8-5 袖垣・垣根工</b></p>
<p>袖垣・垣根工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>袖垣・垣根工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-8-6 花壇工</b></p>	<p><b>3-8-6 花壇工</b></p>
<p>花壇工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>花壇工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-8-7 トレリス工</b></p>	<p><b>3-8-7 トレリス工</b></p>
<p>トレリス工の施工については、第11編3-11-8柵工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>トレリス工の施工については、第11編3-11-8柵工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-8-8 モニュメント工</b></p>	<p><b>3-8-8 モニュメント工</b></p>
<p>モニュメント工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>モニュメント工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-8-9 小規模水景施設工</b></p>	<p><b>3-8-9 小規模水景施設工</b></p>
<p>1. 流れ、滝、池、州浜、壁泉、カスケード、カナルの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所における、シーリング材の充てんにより水漏れ防止を行わなければならない。</p>	<p>1. 流れ、滝、池、州浜、壁泉、カスケード、カナルの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、コンクリートの施工については、打継ぎ箇所における、シーリング材の充てんにより水漏れ防止を行わなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>(2) 受注者は、防水の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、防水の施工については、防水シートを使用する場合は、接合部の<b>設計図書</b>に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。</p> <p>(4) 石積の護岸の施工については、第11編 1-8-8 石積工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(5) 石張の施工については、第11編 3-7-14 石材系舗装工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(6) 流れ工の仕上げの施工については、第11編 3-13 施設仕上げ工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、小規模水景施設工については、<b>設計図書</b>に示す高さに施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、小規模水景施設工については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-8-10 修景施設修繕工</b> 修景施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-8-11 作業土工(床堀り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工の規定による。</p> <p><b>3-8-12 水景施設工</b> 水景施設工の施工については、第11編 3-8-9 小規模水景施設工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第9節 遊戯施設整備工</b></p> <p><b>3-9-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、遊戯施設整備工として、遊具組立設置工、小規模現場打遊具工、遊具施設修繕工、作業土工、現場打遊具工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、遊戯施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、遊戯施設整備工については、<b>設計図書</b>に示す高さに施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、遊戯施設整備工については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>5. 遊戯施設の仕上げについては、第11編 3-13 施設仕上げ工の規定による。</p> <p><b>3-9-2 材料</b></p> <p>1. 受注者は、遊戯施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>(2) 受注者は、防水の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、防水の施工については、防水シートを使用する場合は、接合部の<b>設計図書</b>に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。</p> <p>(4) 石積の護岸の施工については、第11編 1-8-8 石積工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(5) 石張の施工については、第11編 3-7-14 石材系舗装工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(6) 流れ工の仕上げの施工については、第11編 3-13 施設仕上げ工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、小規模水景施設工については、<b>設計図書</b>に示す高さに施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、小規模水景施設工については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-8-10 修景施設修繕工</b> 修景施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-8-11 作業土工(床堀り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編 2-3-3 作業土工の規定による。</p> <p><b>3-8-12 水景施設工</b> 水景施設工の施工については、第11編 3-8-9 小規模水景施設工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>第9節 遊戯施設整備工</b></p> <p><b>3-9-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、遊戯施設整備工として、遊具組立設置工、小規模現場打遊具工、遊具施設修繕工、作業土工、現場打遊具工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、遊戯施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、遊戯施設整備工については、<b>設計図書</b>に示す高さに施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、遊戯施設整備工については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>5. 遊戯施設の仕上げについては、第11編 3-13 施設仕上げ工の規定による。</p> <p><b>3-9-2 材料</b></p> <p>1. 受注者は、遊戯施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、<b>設計図書</b>によるものとし、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 鉄鋼系</p> <p>JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）                  JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）                  JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）                  JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）                  JIS G 5501（ねずみ鉄品）                  JIS G 5502（球状黒鉛鉄品）                  JIS規格品その他鋼材</p> <p>(2) ステンレス系</p> <p>JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）                  JIS G 4303（ステンレス鋼棒）                  JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）                  JIS規格品その他ステンレス鋼材</p> <p>(3) 非鉄金属系</p> <p>JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）                  JIS H 4080（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）                  JIS規格品その他非鉄金属系</p> <p>(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本工業規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。</p> <p>(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS G 5502（球状黒鉛鉄品）                  JIS G 5705（可鍛鉄品）</p> <p>(6) 金属材は、じんあい、油類の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕を行うものとする。</p> <p>3. 遊戯施設整備工に使用する木材については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、遊具施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に<b>提出</b>しなければならない。なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>(2) 木材の仕上げ、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>4. 石材については、種類、品質、規格、仕上げは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>2. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、<b>設計図書</b>によるものとし、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 鉄鋼系</p> <p>JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）                  JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）                  JIS G 3452（配管用炭素鋼鋼管）                  JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）                  JIS G 5501（ねずみ鉄品）                  JIS G 5502（球状黒鉛鉄品）                  JIS規格品その他鋼材</p> <p>(2) ステンレス系</p> <p>JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）                  JIS G 4303（ステンレス鋼棒）                  JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）                  JIS規格品その他ステンレス鋼材</p> <p>(3) 非鉄金属系</p> <p>JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）                  JIS H 4080（アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管）                  JIS規格品その他非鉄金属系</p> <p>(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本工業規格または、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。</p> <p>(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS G 5502（球状黒鉛鉄品）                  JIS G 5705（可鍛鉄品）</p> <p>(6) 金属材は、じんあい、油類の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕を行うものとする。</p> <p>3. 遊戯施設整備工に使用する木材については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、遊具施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督員に<b>提出</b>しなければならない。なお、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p> <p>(2) 木材の仕上げ、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>4. 石材については、種類、品質、規格、仕上げは、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>5. 樹脂材については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用不飽和ポリエステル樹脂）の規格品または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>6. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。</p> <p>7. 工場製品については、ひび割れ、損傷のないものとする。</p> <p>8. 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月を表示したものとする。</p> <p>9. 砂場工に用いる砂は、粘土、ごみ、有機物が混入していないものとする。</p>	<p>5. 樹脂材については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用不飽和ポリエステル樹脂）の規格品または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>6. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。</p> <p>7. 工場製品については、ひび割れ、損傷のないものとする。</p> <p>8. 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月を表示したものとする。</p> <p>9. 砂場工に用いる砂は、粘土、ごみ、有機物が混入していないものとする。</p>
<p><b>3-9-3 遊具組立設置工</b></p>	<p><b>3-9-3 遊具組立設置工</b></p>
<p>1. 受注者は、遊具の製作、組立て、建込みについては、安全性を重視して施工しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、遊具の建込みについては、設置高に注意し、ひずみ、ゆがみ、振れのないように支保工、仮溶接により固定し建込んだ後、監督員の<b>確認</b>を受け、基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートの硬化までは、十分な養生をしておかななければならない。</p> <p>3. 受注者は、遊具のコンクリート基礎の施工については、金属製遊具の支柱地際を除き、地表面に露出させてはならない。</p> <p>4. 受注者は、遊具のボルト、ナットまたは軸による接合の場合は、座金を入れ、緩みのないよう締付け、止めねじ、ワリピンを用いて固定しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、遊具の施工に際し、安全上必要な箇所については、ダブルナット、Uナットまたは袋ナットを使用しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、ロープ、ネットの結び目、結合部は、見ばえ良く、堅固に取付けなければならない。</p> <p>7. 遊具の木工事については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、見え掛り部分のかんな削り仕上げとし、とげ、ばりがないように平滑に仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、継手の施工については、特に定めない限り、構造的に応力が低下しないよう配置に留意しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、木材のボルトを通す穴の施工については、使用するボルト径+3mmを越えてはならない。</p> <p>(4) 受注者は、継手及び仕口の明示のない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木の施工については、接着剤で取れないように施工しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、材質、含水量、防腐処理について安全な材料の選択を行い、危険がないように材料の選択を行い、接合部については、特に堅固に施工しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、遊具の設置箇所及びその周囲において、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。</p> <p>9. 安全柵の施工については、<b>設計図書</b>によるもののほか、第11編3-11-8柵工の</p>	<p>1. 受注者は、遊具の製作、組立て、建込みについては、安全性を重視して施工しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、遊具の建込みについては、設置高に注意し、ひずみ、ゆがみ、振れのないように支保工、仮溶接により固定し建込んだ後、監督員の<b>確認</b>を受け、基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートの硬化までは、十分な養生をしておかななければならない。</p> <p>3. 受注者は、遊具のコンクリート基礎の施工については、金属製遊具の支柱地際を除き、地表面に露出させてはならない。</p> <p>4. 受注者は、遊具のボルト、ナットまたは軸による接合の場合は、座金を入れ、緩みのないよう締付け、止めねじ、ワリピンを用いて固定しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、遊具の施工に際し、安全上必要な箇所については、ダブルナット、Uナットまたは袋ナットを使用しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、ロープ、ネットの結び目、結合部は、見ばえ良く、堅固に取付けなければならない。</p> <p>7. 遊具の木工事については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、見え掛り部分のかんな削り仕上げとし、とげ、ばりがないように平滑に仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、継手の施工については、特に定めない限り、構造的に応力が低下しないよう配置に留意しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、木材のボルトを通す穴の施工については、使用するボルト径+3mmを越えてはならない。</p> <p>(4) 受注者は、継手及び仕口の明示のない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木の施工については、接着剤で取れないように施工しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、材質、含水量、防腐処理について安全な材料の選択を行い、危険がないように材料の選択を行い、接合部については、特に堅固に施工しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、遊具の設置箇所及びその周囲において、危険防止のため地表面下とも、障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。</p> <p>9. 安全柵の施工については、<b>設計図書</b>によるもののほか、第11編3-11-8柵工の</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>規定による。</p> <p>10. 受注者は、安全マットの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>11. 受注者は、遊具の施工については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、適切な対策を講じなければならない。</p> <p>12. 受注者は、遊具の地際部には、遊具の材質によっては、必要に応じて防蝕対策の措置を行わなければならない。</p> <p><b>3-9-4 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>3-9-5 現場打遊具工</b> 現場打遊具工の施工については第11編3-9-6小規模現場打遊具工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-9-6 小規模現場打遊具工</b> 1. 小規模現場打遊具工の施工については、第11編3-9-3遊具組立設置工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 受注者は、小規模現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。</p> <p><b>3-9-7 遊具施設修繕工</b> 遊具施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>規定による。</p> <p>10. 受注者は、安全マットの施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>11. 受注者は、遊具の施工については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、適切な対策を講じなければならない。</p> <p>12. 受注者は、遊具の地際部には、遊具の材質によっては、必要に応じて防蝕対策の措置を行わなければならない。</p> <p><b>3-9-4 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>3-9-5 現場打遊具工</b> 現場打遊具工の施工については第11編3-9-6小規模現場打遊具工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-9-6 小規模現場打遊具工</b> 1. 小規模現場打遊具工の施工については、第11編3-9-3遊具組立設置工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 受注者は、小規模現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。</p> <p><b>3-9-7 遊具施設修繕工</b> 遊具施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>
<p><b>第10節 サービス施設整備工</b></p> <p><b>3-10-1 一般事項</b> 1. 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、野外炉工、炊事場工、サイン施設工、サービス施設修繕工その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、サービス施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。</p> <p><b>3-10-2 材料</b> サービス施設整備工で使用する材料は、第11編3-9-2材料の規定による。</p> <p><b>3-10-3 時計台工</b> 1. 時計台工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 受注者は、時計台の施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。</p>	<p><b>第10節 サービス施設整備工</b></p> <p><b>3-10-1 一般事項</b> 1. 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、野外炉工、炊事場工、サイン施設工、サービス施設修繕工その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、サービス施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。</p> <p><b>3-10-2 材料</b> サービス施設整備工で使用する材料は、第11編3-9-2材料の規定による。</p> <p><b>3-10-3 時計台工</b> 1. 時計台工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 受注者は、時計台の施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>3-10-4 水飲み場工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、水飲み場工については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、水飲み場工については、<b>設計図書</b>に示す高さに施工しなければならない。</li> <li>3. 水飲みの仕上げについては<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、第11編3-13施設仕上げ工の規定による。</li> </ol> <p><b>3-10-5 洗い場工</b></p> <p>洗い場工の施工については、第11編3-10-4水飲み場工の規定による。</p> <p><b>3-10-6 ベンチ・テーブル工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、ベンチ・スツール及び縁台の施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地均しして、十分転圧しなければならない。</li> <li>3. 受注者は、野外卓及びテーブルの施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付けは、丸釘またはボルトで堅固に取付け、表面を平滑に仕上げなければならない。</li> <li>4. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、<b>設計図書</b>に示す高さに施工しなければならない。</li> <li>5. 受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</li> </ol> <p><b>3-10-7 野外炉工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、野外炉工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、野外炉工の仕上げについては、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、第11編3-13施設仕上げ工の規定による。</li> </ol> <p><b>3-10-8 炊事場工</b></p> <p>炊事場工の施工については、第11編3-10-4水飲み場工、3-10-7野外炉工の規定によるものとするほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-10-9 サイン施設工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. サイン施設工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、サイン施設の施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</li> </ol>	<p><b>3-10-4 水飲み場工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、水飲み場工については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、水飲み場工については、<b>設計図書</b>に示す高さに施工しなければならない。</li> <li>3. 水飲みの仕上げについては<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、第11編3-13施設仕上げ工の規定による。</li> </ol> <p><b>3-10-5 洗い場工</b></p> <p>洗い場工の施工については、第11編3-10-4水飲み場工の規定による。</p> <p><b>3-10-6 ベンチ・テーブル工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、<b>設計図書</b>によるものとするが、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、ベンチ・スツール及び縁台の施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地均しして、十分転圧しなければならない。</li> <li>3. 受注者は、野外卓及びテーブルの施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付けは、丸釘またはボルトで堅固に取付け、表面を平滑に仕上げなければならない。</li> <li>4. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、<b>設計図書</b>に示す高さに施工しなければならない。</li> <li>5. 受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</li> </ol> <p><b>3-10-7 野外炉工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、野外炉工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、野外炉工の仕上げについては、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、第11編3-13施設仕上げ工の規定による。</li> </ol> <p><b>3-10-8 炊事場工</b></p> <p>炊事場工の施工については、第11編3-10-4水飲み場工、3-10-7野外炉工の規定によるものとするほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-10-9 サイン施設工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. サイン施設工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、サイン施設の施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</li> </ol>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>3-10-10 サービス施設修繕工</b>                      サービス施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第11節 管理施設整備工</b></p> <p><b>3-11-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本節は、管理施設整備工として、リサイクル施設工、ごみ焼却施設工、ごみ施設工、井戸工、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲場ポール工、反射鏡工、境界工、管理施設修繕工その他これらに類する工種について定める。</li> <li>2. 受注者は、管理施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。</li> </ol> <p><b>3-11-2 材料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理施設整備工で使用する材料については、第 11 編 3-9-2 材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、種類、規格、防錆処理については<b>設計図書</b>によらなければならない。                      JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材)                      JIS G 3552 (ひし形金網)</li> <li>2. 焼丸太については、杉または桧とし、側面及び天端を焼きワイヤブラシで表面を磨いたものとする。</li> <li>3. ロープ及びチェーンの製品については、損傷のないものとする。</li> </ol> <p><b>3-11-3 リサイクル施設工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. リサイクル施設の施工については、<b>設計図書</b>によるものとする。これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>2. リサイクル施設基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパで十分突固めなければならない。</li> <li>3. リサイクル施設設備の施工については、第 11 編 3-3 給水設備工、3-4 雨水排水設備工、3-5 汚水排水設備工、3-6 電気設備工の規定による。</li> </ol> <p><b>3-11-4 ごみ焼却施設工</b>                      ごみ焼却施設工の施工については、第 11 編 3-11-3 リサイクル施設工の規定による。</p> <p><b>3-11-5 ごみ施設工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ごみ施設の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、くず入れ、吸殻入れの施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</li> </ol>	<p><b>3-10-10 サービス施設修繕工</b>                      サービス施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第11節 管理施設整備工</b></p> <p><b>3-11-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本節は、管理施設整備工として、リサイクル施設工、ごみ焼却施設工、ごみ施設工、井戸工、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲場ポール工、反射鏡工、境界工、管理施設修繕工その他これらに類する工種について定める。</li> <li>2. 受注者は、管理施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。</li> </ol> <p><b>3-11-2 材料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 管理施設整備工で使用する材料については、第 11 編 3-9-2 材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、種類、規格、防錆処理については<b>設計図書</b>によらなければならない。                      JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材)                      JIS G 3552 (ひし形金網)</li> <li>2. 焼丸太については、杉または桧とし、側面及び天端を焼きワイヤブラシで表面を磨いたものとする。</li> <li>3. ロープ及びチェーンの製品については、損傷のないものとする。</li> </ol> <p><b>3-11-3 リサイクル施設工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. リサイクル施設の施工については、<b>設計図書</b>によるものとする。これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</li> <li>2. リサイクル施設基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、タンパで十分突固めなければならない。</li> <li>3. リサイクル施設設備の施工については、第 11 編 3-3 給水設備工、3-4 雨水排水設備工、3-5 汚水排水設備工、3-6 電気設備工の規定による。</li> </ol> <p><b>3-11-4 ごみ焼却施設工</b>                      ごみ焼却施設工の施工については、第 11 編 3-11-3 リサイクル施設工の規定による。</p> <p><b>3-11-5 ごみ施設工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ごみ施設の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、くず入れ、吸殻入れの施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</li> </ol>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>3. 受注者は、ごみ置場の仕上げについては、第11編3-13施設仕上げ工の規定による。</p> <p><b>3-11-6 井戸工</b></p> <p>1. さく井の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省発行）第7編さく井設備工事</b>の規定による。</p> <p>2. 受注者は、手押ポンプの施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、井戸設備の施工については、<b>設計図書</b>によるものとする。なお、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省発行）</b>の規定による。</p> <p><b>3-11-7 門扉工</b></p> <p>1. 門壁、門柱の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第11編3-3-4貯水施設工、3-13施設仕上げ工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、門扉の施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施設するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</p> <p><b>3-11-8 柵工</b></p> <p>1. フェンス及び柵の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、基礎の施工については、地盤高と天端仕上げ高に合わせ突固め、曲がり及びねじれないように取付けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、コンクリートブロック基礎の施工については、コンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタルまたはコンクリートにより充てんし、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、現場打コンクリート基礎の施工については、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。なお、現場打コンクリート基礎にあらかじめ箱抜きをする場合は、コンクリートブロック基礎の規定による。</p> <p>(4) 受注者は、フェンスの建込みについては、溶接箇所における曲がり、ねじれが起きないように施工しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、フェンス固定部分の施工については、緩みのないように堅固に締付け、金網及びパネルは、たるみ及びゆがみのないよう取付けなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、フェンスの笠木及び支柱のねじ部の施工については、袋ナットを用いない場合、余ったねじ胴部の切断処理を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、ロープ柵の施工については、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、杭の曲がり及び端部は、控えを入れて補強しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、チェーン柵の施工については、チェーンの固定部分は、堅固に取付けな</p>	<p>3. 受注者は、ごみ置場の仕上げについては、第11編3-13施設仕上げ工の規定による。</p> <p><b>3-11-6 井戸工</b></p> <p>1. さく井の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通省発行）第7編さく井設備工事</b>の規定による。</p> <p>2. 受注者は、手押ポンプの施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、井戸設備の施工については、<b>設計図書</b>によるものとする。なお、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省発行）</b>の規定による。</p> <p><b>3-11-7 門扉工</b></p> <p>1. 門壁、門柱の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第11編3-3-4貯水施設工、3-13施設仕上げ工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、門扉の施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施設するとともに、ねじれないように施工しなければならない。</p> <p><b>3-11-8 柵工</b></p> <p>1. フェンス及び柵の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、基礎の施工については、地盤高と天端仕上げ高に合わせ突固め、曲がり及びねじれないように取付けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、コンクリートブロック基礎の施工については、コンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタルまたはコンクリートにより充てんし、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、現場打コンクリート基礎の施工については、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。なお、現場打コンクリート基礎にあらかじめ箱抜きをする場合は、コンクリートブロック基礎の規定による。</p> <p>(4) 受注者は、フェンスの建込みについては、溶接箇所における曲がり、ねじれが起きないように施工しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、フェンス固定部分の施工については、緩みのないように堅固に締付け、金網及びパネルは、たるみ及びゆがみのないよう取付けなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、フェンスの笠木及び支柱のねじ部の施工については、袋ナットを用いない場合、余ったねじ胴部の切断処理を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、ロープ柵の施工については、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、杭の曲がり及び端部は、控えを入れて補強しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、チェーン柵の施工については、チェーンの固定部分は、堅固に取付けな</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>ければならない。</p> <p>4. 転落(横断)防止柵の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p>5. ガードレール・ガードケーブル及びガードパイプの施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>3-11-9 車止め工</b></p> <p>1. 車止め工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、車止めの設置位置については、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されない場合または、現地の状況により位置に支障がある場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、車止めの施工については、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。</p> <p><b>3-11-10 園名板工</b></p> <p>園名板の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-11-11 掲揚ポール工</b></p> <p>1. 掲揚ポール工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、掲揚ポールの施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直に施工するとともに、ねじれの無いように施工しなければならない。</p> <p><b>3-11-12 反射鏡工</b></p> <p>反射鏡工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとするほか、「<b>道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工</b>」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定による。</p> <p><b>3-11-13 境界工</b></p> <p>境界工の施工については、第10編2-12-3境界工の規定による。</p> <p><b>3-11-14 管理施設修繕工</b></p> <p>管理施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第12節 建築施設組立設置工</b></p> <p><b>3-12-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン(ロッジ)工、温室工、観察施設工、売店工、荷物預かり所工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置場工、建築施設修繕工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 建築施設組立設置工の組立設置については、<b>設計図書</b>によらなければならない。な</p>	<p>ければならない。</p> <p>4. 転落(横断)防止柵の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。</p> <p>5. ガードレール・ガードケーブル及びガードパイプの施工については、第3編2-3-7防止柵工の規定による。</p> <p><b>3-11-9 車止め工</b></p> <p>1. 車止め工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、車止めの設置位置については、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されない場合または、現地の状況により位置に支障がある場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、車止めの施工については、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。</p> <p><b>3-11-10 園名板工</b></p> <p>園名板の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-11-11 掲揚ポール工</b></p> <p>1. 掲揚ポール工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、掲揚ポールの施工については、<b>設計図書</b>に示す高さに設置し、水平、垂直に施工するとともに、ねじれの無いように施工しなければならない。</p> <p><b>3-11-12 反射鏡工</b></p> <p>反射鏡工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとするほか、「<b>道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工</b>」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定による。</p> <p><b>3-11-13 境界工</b></p> <p>境界工の施工については、第10編2-12-3境界工の規定による。</p> <p><b>3-11-14 管理施設修繕工</b></p> <p>管理施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第12節 建築施設組立設置工</b></p> <p><b>3-12-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工、キャビン(ロッジ)工、温室工、観察施設工、売店工、荷物預かり所工、更衣室工、便所工、倉庫工、自転車置場工、建築施設修繕工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 建築施設組立設置工の組立設置については、<b>設計図書</b>によらなければならない。な</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>お、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省発行）</b>の規定による。</p>	<p>お、特に定めのない事項については、<b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）（国土交通省発行）</b>の規定による。</p>
<p>3. 建築施設組立設置工の設備については、第 11 編 3－3 給水設備工、3－4 雨水排水設備工、3－5 汚水排水設備工、3－6 電気設備工の規定による。</p>	<p>3. 建築施設組立設置工の設備については、第 11 編 3－3 給水設備工、3－4 雨水排水設備工、3－5 汚水排水設備工、3－6 電気設備工の規定による。</p>
<p><b>3-12-2 材 料</b></p>	<p><b>3-12-2 材 料</b></p>
<p>1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	<p>1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>
<p>JIS A 5001（道路用砕石）</p>	<p>JIS A 5001（道路用砕石）</p>
<p>JIS A 5006（割ぐり石）</p>	<p>JIS A 5006（割ぐり石）</p>
<p>JIS A 5508（くぎ）</p>	<p>JIS A 5508（くぎ）</p>
<p>JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）</p>	<p>JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）</p>
<p><b>JIS K 6807（ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法）</b></p>	
<p>JIS K 6804（酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤）</p>	<p>JIS K 6804（酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤）</p>
<p>JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）</p>	<p>JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）</p>
<p>JIS R 3412（ガラスロービング）</p>	<p>JIS R 3412（ガラスロービング）</p>
<p>2. 工場製品については、製作所の商品記号を刻印したものとする。</p>	<p>2. 工場製品については、製作所の商品記号を刻印したものとする。</p>
<p>3. 木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p>	<p>3. 木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p>
<p>4. 木材については、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性が安全と認められているものを使用するものとする。</p>	<p>4. 木材については、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性が安全と認められているものを使用するものとする。</p>
<p>5. ボルト、ナットについては、JIS 製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。</p>	<p>5. ボルト、ナットについては、JIS 製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。</p>
<p>6. 樹脂については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）の規格品または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	<p>6. 樹脂については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）の規格品または、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>
<p>7. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。</p>	<p>7. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。</p>
<p>8. 屋根材、屋根下地用ルーフィング、付属材料については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p>8. 屋根材、屋根下地用ルーフィング、付属材料については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>3-12-3 四阿工</b></p>	<p><b>3-12-3 四阿工</b></p>
<p>1. 受注者は、四阿基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。</p>	<p>1. 受注者は、四阿基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。</p>
<p>2. 四阿設置の施工については、以下の各号の規定による。</p>	<p>2. 四阿設置の施工については、以下の各号の規定による。</p>
<p>（1）受注者は、設置位置については、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>（1）受注者は、設置位置については、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>
<p>（2）受注者は、床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならない。</p>	<p>（2）受注者は、床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならない。</p>
<p>（3）受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>（3）受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>3. 四阿の木材使用については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、見え掛り部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削りまたは、かんな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、継手については、特に定めのない限り、乱に配置しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、造作材の化粧面の釘打ちについては、隠し釘を標準としなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、継手及び仕口については、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木については、欠け、割れ、ひびがない部材と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、すき間なく打込み、表面を平滑に仕上げなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、表面の仕上げについては、特に平滑に仕上げ、とげが出ないように注意しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、木材の端部及び角部の面取りについて、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、上部構造部の金具類については、堅固に取付け、ボルト締めは、緩み及びずれのないように締付けなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、コンクリート柱の上部と木部の桁、梁との取合い部について、雨水が溜まらないようにモルタルで勾配をつけなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、竹材を使用する場合は、節止めとしなければならない。</p> <p>4. 四阿の鋼材使用については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、端部の処理については、面取りなど必要な加工をしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、部材の組立てに先立ち、修正し、仕上がり材に曲がり、ねじれ、反りが生じないように注意しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ボルトの締付けについては、ナットの回転量について部材を損傷しないよう注意し、締め過ぎないようにしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、組立てに際して行う現場溶接については、できる限り少なくするよう工夫し、やむを得ず現場で溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上がり寸法及び形状を正確に保つようしなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、部材を受け台に置き、曲げ、ねじれを与えないように留意し、支障が生じた場合は、組立てに先立ち、修正しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、組立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いといった必要な支保を行い、補強しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、仕上がり箇所の見え掛り部分について、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、サンダー仕上げをしなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントで養生を行い、現場に搬入しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、取付け終わった金物で、出隅等の損傷のおそれがある部分は、当て板等の適切な養生を行わなければならない。また、工事完成時には、養生材を取り除</p>	<p>3. 四阿の木材使用については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、見え掛り部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削りまたは、かんな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、継手については、特に定めのない限り、乱に配置しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、造作材の化粧面の釘打ちについては、隠し釘を標準としなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、継手及び仕口については、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(5) 受注者は、ボルトを隠すための埋木については、欠け、割れ、ひびがない部材と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、すき間なく打込み、表面を平滑に仕上げなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、表面の仕上げについては、特に平滑に仕上げ、とげが出ないように注意しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、木材の端部及び角部の面取りについて、<b>設計図書</b>により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、上部構造部の金具類については、堅固に取付け、ボルト締めは、緩み及びずれのないように締付けなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、コンクリート柱の上部と木部の桁、梁との取合い部について、雨水が溜まらないようにモルタルで勾配をつけなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、竹材を使用する場合は、節止めとしなければならない。</p> <p>4. 四阿の鋼材使用については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、端部の処理については、面取りなど必要な加工をしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、部材の組立てに先立ち、修正し、仕上がり材に曲がり、ねじれ、反りが生じないように注意しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ボルトの締付けについては、ナットの回転量について部材を損傷しないよう注意し、締め過ぎないようにしなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、組立てに際して行う現場溶接については、できる限り少なくするよう工夫し、やむを得ず現場で溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上がり寸法及び形状を正確に保つようしなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、部材を受け台に置き、曲げ、ねじれを与えないように留意し、支障が生じた場合は、組立てに先立ち、修正しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、組立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いといった必要な支保を行い、補強しなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、仕上がり箇所の見え掛り部分について、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、サンダー仕上げをしなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントで養生を行い、現場に搬入しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、取付け終わった金物で、出隅等の損傷のおそれがある部分は、当て板等の適切な養生を行わなければならない。また、工事完成時には、養生材を取り除</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>き清掃を行わなければならない。なお、必要に応じて、ワックス掛け等を行わなければならない。</p> <p><b>3-12-4 パーゴラ工</b>                      パーゴラ基礎、パーゴラ設置、パーゴラ設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-5 シェルター工</b>                      シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-6 キャビン（ロッジ）工</b>                      キャビン（ロッジ）基礎、キャビン（ロッジ）設置、キャビン（ロッジ）設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-7 温室工</b>                      温室基礎、温室設置、温室設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-8 観察施設工</b>                      観察施設基礎、観察施設設置、観察施設設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-9 売店工</b>                      売店基礎、売店設置、売店設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-10 荷物預り所工</b>                      荷物預り所基礎、荷物預り所設置、荷物預り所設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-11 更衣室工</b>                      更衣室基礎、更衣室設置、更衣室設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-12 便所工</b>                      1. 便所基礎、便所設置、便所設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。                      2. 受注者は、便所のサインについては、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場</p>	<p>き清掃を行わなければならない。なお、必要に応じて、ワックス掛け等を行わなければならない。</p> <p><b>3-12-4 パーゴラ工</b>                      パーゴラ基礎、パーゴラ設置、パーゴラ設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-5 シェルター工</b>                      シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-6 キャビン（ロッジ）工</b>                      キャビン（ロッジ）基礎、キャビン（ロッジ）設置、キャビン（ロッジ）設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-7 温室工</b>                      温室基礎、温室設置、温室設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-8 観察施設工</b>                      観察施設基礎、観察施設設置、観察施設設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-9 売店工</b>                      売店基礎、売店設置、売店設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-10 荷物預り所工</b>                      荷物預り所基礎、荷物預り所設置、荷物預り所設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-11 更衣室工</b>                      更衣室基礎、更衣室設置、更衣室設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-12 便所工</b>                      1. 便所基礎、便所設置、便所設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。                      2. 受注者は、便所のサインについては、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-12-13 倉庫工</b> 倉庫基礎、倉庫設置、倉庫設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-14 自転車置場工</b> 自転車置場基礎、自転車置場設置、自転車置場設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-15 建築施設修繕工</b> 建築施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-12-13 倉庫工</b> 倉庫基礎、倉庫設置、倉庫設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-14 自転車置場工</b> 自転車置場基礎、自転車置場設置、自転車置場設備の施工については、第 11 編 3-12-3 四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>3-12-15 建築施設修繕工</b> 建築施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>
<p><b>第13節 施設仕上げ工</b></p> <p><b>3-13-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本節は施設仕上げ工として、塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工種について定める。</li> <li>受注者は、現場塗装の施工管理区分については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>受注者は、塗装仕様については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</li> </ol> <p><b>3-13-2 材料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>施設仕上げ工の材料については、<b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事</b>の規定による。</li> <li>材料については、第3編 2-12-2 材料の規定による。</li> <li>木部防腐剤塗りの材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。 JIS1 K 1570（木材保存剤）</li> <li>受注者は、仕上げに使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</li> <li>塗装仕上げについては、各塗装工程の塗料は同種で、原則として同一製造所の製品としなければならない。</li> <li>受注者は塗装仕上げに使用する材料の色については、製造所の工場調色としなければならない。ただし、使用量が少ない場合または、塗装工程上の色変えの場合には、同一製造所の塗料を使用し、現場調色とするものとする。</li> <li>受注者は、塗装仕上げに使用する材料の搬入については、開封しないまま現場に搬入しなければならない。</li> <li>受注者は、仕上げ塗材の材料については、製造後、6ヶ月以上経過したものを使用</li> </ol>	<p><b>第13節 施設仕上げ工</b></p> <p><b>3-13-1 一般事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本節は施設仕上げ工として、塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工種について定める。</li> <li>受注者は、現場塗装の施工管理区分については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>受注者は、塗装仕様については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。</li> </ol> <p><b>3-13-2 材料</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>施設仕上げ工の材料については、<b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事</b>の規定による。</li> <li>材料については、第3編 2-12-2 材料の規定による。</li> <li>木部防腐剤塗りの材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。 JIS1 K 1570（木材保存剤）</li> <li>受注者は、仕上げに使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</li> <li>塗装仕上げについては、各塗装工程の塗料は同種で、原則として同一製造所の製品としなければならない。</li> <li>受注者は塗装仕上げに使用する材料の色については、製造所の工場調色としなければならない。ただし、使用量が少ない場合または、塗装工程上の色変えの場合には、同一製造所の塗料を使用し、現場調色とするものとする。</li> <li>受注者は、塗装仕上げに使用する材料の搬入については、開封しないまま現場に搬入しなければならない。</li> <li>受注者は、仕上げ塗材の材料については、製造後、6ヶ月以上経過したものを使用</li> </ol>



改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>してはならない。</p> <p>9. 受注者は、塗装仕上げに使用する材料については、施工前に見本帳及び見本塗り板を作成し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、使用量が少ない場合は、監督員の<b>承諾</b>を得て、同一製造所の塗料を使用し、現場調合とするものとする。</p> <p>10. 受注者は、塗装仕上げの下塗りの材料については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>11. 受注者は、吹付け仕上げの材料については、JIS規格品とし、種類、塗り厚及び塗りつけ量は<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>12. 受注者は、マステック塗材については、製造所において調合されたものを使用しなければならない。</p> <p>13. 受注者は、シーラー、セメント系下地調整塗材、仕上げ材については、主製造所の指定するものとしなければならない。</p> <p>14. タイル仕上げに使用するタイルについては、JIS A 5209 (陶磁器質タイル) の規格品とし、形状が正確で、色調、硬度が一様であり、欠点がないものとする。</p> <p>15. タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いは<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p>	<p>してはならない。</p> <p>9. 受注者は、塗装仕上げに使用する材料については、施工前に見本帳及び見本塗り板を作成し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、使用量が少ない場合は、監督員の<b>承諾</b>を得て、同一製造所の塗料を使用し、現場調合とするものとする。</p> <p>10. 受注者は、塗装仕上げの下塗りの材料については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>11. 受注者は、吹付け仕上げの材料については、JIS規格品とし、種類、塗り厚及び塗りつけ量は<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>12. 受注者は、マステック塗材については、製造所において調合されたものを使用しなければならない。</p> <p>13. 受注者は、シーラー、セメント系下地調整塗材、仕上げ材については、主製造所の指定するものとしなければならない。</p> <p>14. タイル仕上げに使用するタイルについては、JIS A 5209 (陶磁器質タイル) の規格品とし、形状が正確で、色調、硬度が一様であり、欠点がないものとする。</p> <p>15. タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いは<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得るものとする。</p>
<p><b>3-13-3 塗装仕上げ工</b></p>	<p><b>3-13-3 塗装仕上げ工</b></p>
<p>1. 素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては<b>公共建築工事標準仕様書(建築工事編)第18章塗装工事</b>の規定による。</p> <p>2. 現場での塗装仕上げの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床にあらかじめ養生をしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、原則として下塗りは白色、中塗りは白色または、上塗り色に類似した色調としなければならない。また、不透明塗料について、監督員の<b>指示</b>がある場合は、下塗り、中塗りの工程は、上塗りとは異なった色によって塗り分けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。</p> <p>(6) 受注者は、塗布量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。なお、塗料の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、うすめ液塗布材については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、塗装面の保護については、必要に応じて、完全に乾燥するまで、縄張</p>	<p>1. 素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては<b>公共建築工事標準仕様書(建築工事編)第18章塗装工事</b>の規定による。</p> <p>2. 現場での塗装仕上げの施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床にあらかじめ養生をしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、原則として下塗りは白色、中塗りは白色または、上塗り色に類似した色調としなければならない。また、不透明塗料について、監督員の<b>指示</b>がある場合は、下塗り、中塗りの工程は、上塗りとは異なった色によって塗り分けなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得た後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。</p> <p>(6) 受注者は、塗布量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。なお、塗料の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、うすめ液塗布材については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(8) 受注者は、塗装面の保護については、必要に応じて、完全に乾燥するまで、縄張</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>り、柵を設置し、ペンキ塗りたての表示をしなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて小分けして塗装しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、火気に注意し、爆発、火災といった事故を起こさないようにしなければならない。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは作業終了後速やかに処置しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅、ちり回り等は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。</p> <p>① 受注者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。</p> <p>② 受注者は、吹付け塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径、空気圧等は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。</p> <p>③ 受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小ばけ又は、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。</p> <p>3. 受注者は、研磨紙ずり及び水研ぎについては、下層塗膜及びパテが硬化乾燥したのち、各層毎に研磨紙又は、耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないうように注意して研がなければならない。</p> <p>4. 受注者は、穴埋めについては、深い穴、大きな隙間等に穴埋め用パテをへら又はこてで押し込み埋まなければならない。</p> <p>5. 受注者は、パテかいについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違い等の部分にパテをへら又はこてで薄く付けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテかいの工程を行ったのち、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。</p> <p>7. 受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテかい、研磨紙ずりののち、表面が平らになるまで全面にパテを塗り付け、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。</p> <p>8. 受注者は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(1) 気温が5℃以下、湿度が85%以上の時又は換気が適当でなく結露するなど塗料の乾燥に不適当な場合。やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。</p> <p>(2) 降雪雨の場合または、塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。</p> <p>(3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。</p> <p>(4) 塗被物が湿ったりまたは、結露している場合。</p> <p>(5) 炎天下で塗被表面の温度が高く、表面に泡を生じるおそれのある場合。</p>	<p>り、柵を設置し、ペンキ塗りたての表示をしなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、塗料を使用直前に良くかき混ぜ、必要に応じて小分けして塗装しなければならない。</p> <p>(10) 受注者は、火気に注意し、爆発、火災といった事故を起こさないようにしなければならない。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは作業終了後速やかに処置しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅、ちり回り等は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。</p> <p>① 受注者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。</p> <p>② 受注者は、吹付け塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径、空気圧等は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。</p> <p>③ 受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小ばけ又は、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。</p> <p>3. 受注者は、研磨紙ずり及び水研ぎについては、下層塗膜及びパテが硬化乾燥したのち、各層毎に研磨紙又は、耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないうように注意して研がなければならない。</p> <p>4. 受注者は、穴埋めについては、深い穴、大きな隙間等に穴埋め用パテをへら又はこてで押し込み埋まなければならない。</p> <p>5. 受注者は、パテかいについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違い等の部分にパテをへら又はこてで薄く付けなければならない。</p> <p>6. 受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテかいの工程を行ったのち、研磨紙ずりを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。</p> <p>7. 受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテかい、研磨紙ずりののち、表面が平らになるまで全面にパテを塗り付け、乾燥後、研磨紙ずりを行う工程を繰り返さなければならない。</p> <p>8. 受注者は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(1) 気温が5℃以下、湿度が85%以上の時又は換気が適当でなく結露するなど塗料の乾燥に不適当な場合。やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。</p> <p>(2) 降雪雨の場合または、塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。</p> <p>(3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。</p> <p>(4) 塗被物が湿ったりまたは、結露している場合。</p> <p>(5) 炎天下で塗被表面の温度が高く、表面に泡を生じるおそれのある場合。</p>

改正前 (27年版)							
(6) コンクリートの亀裂などにより、漏水している場合。 9. オイルステインワニス塗りについては、 <b>設計図書</b> によるものとし、これに定めのない場合は、以下の各号の規定によるものとする。							
<b>表3-2 オイルステインワニス塗り</b>							
工程	塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m <sup>2</sup> )	放置時間
	規格番号	規格名称	規格種別				
1	素地ごしらえ	3-13-3 素地ごしらえ木部による。					
2	着色 (1回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。
3	ふき取り	全面布片でふき取る。					
4	着色 (2回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。
5	ふき取り	全面布片でふき取る。					
6	色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による。
7	仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下	-
(1) 受注者は、ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程1の次に吸い込み止め（白ラックニスまたはウッドシーラー）を行わなければならない。 (2) 受注者は、堅木の場合は、工程1の次に目止め1回（油性の目止め剤）を行わなければならない。 10. 受注者は、木部防腐剤塗りについては、 <b>設計図書</b> による材料、または、(社)日本木材保存協会もしくは(社)日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤（表面処理用）を使用しなければならない。							
<b>3-13-4 加工仕上げ工</b>							
1. 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては <b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、15章左官工事</b> の規定による。 2. のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山をはつり取っていく加工のこととする。 荒こぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、または石の目の間隔で、割肌に着しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒ならしする程度の加工のこととする。 びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具で叩いて小山をつ							

改正後 (29年版)							
(6) コンクリートの亀裂などにより、漏水している場合。 9. オイルステインワニス塗りについては、 <b>設計図書</b> によるものとし、これに定めのない場合は、以下の各号の規定によるものとする。							
<b>表3-2 オイルステインワニス塗り</b>							
工程	塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m <sup>2</sup> )	放置時間
	規格番号	規格名称	規格種別				
1	素地ごしらえ	3-13-3 素地ごしらえ木部による。					
2	着色 (1回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。
3	ふき取り	全面布片でふき取る。					
4	着色 (2回目)	-	油性ステイン	-	塗料用シンナー	20以下	各発注機関の仕様による。
5	ふき取り	全面布片でふき取る。					
6	色押さえ	JIS K 5431	セラックニス	1種	変性アルコール	10以下	各発注機関の仕様による。
7	仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸樹脂ワニス	-	塗料用シンナー	10以下	-
(1) 受注者は、ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程1の次に吸い込み止め（白ラックニスまたはウッドシーラー）を行わなければならない。 (2) 受注者は、堅木の場合は、工程1の次に目止め1回（油性の目止め剤）を行わなければならない。 10. 受注者は、木部防腐剤塗りについては、 <b>設計図書</b> による材料、または、(社)日本木材保存協会もしくは(社)日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤（表面処理用）を使用しなければならない。							
<b>3-13-4 加工仕上げ工</b>							
1. 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては <b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）10章石工事、15章左官工事</b> の規定による。 2. のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山をはつり取っていく加工のこととする。 荒こぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、または石の目の間隔で、割肌に着しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒ならしする程度の加工のこととする。 びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具で叩いて小山をつ							

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ぶし、さらに平滑に仕上げること、また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンで叩くことで、粗面にする加工のこととする。</p> <p>小たたき仕上げは、ビシャンたたきをした石の表面を両刃という工具で1～2mmの平行線の筋がつくように均等に叩いて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。</p> <p>あらみがきは、ビシャン仕上げまたは機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。</p> <p>水みがきは、小たたきまたはビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石またはグラインダーで磨く仕上げのことで、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。</p> <p>本みがきは、つや出し粉を散布し、光沢を発揮している状態の仕上げのこと本みがきのつや出し仕上げとし、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。</p> <p>3. コンクリート加工仕上げの施工については、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>がない場合は、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の1つで、プレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げることで、この場合深さは5～10mm程度とする。</p> <p>つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの工法の1つで、トンボまたは、これに類する工具により、コンクリート面に対し直角に切削して仕上げることで、この場合深さは3～5mm程度とする。</p> <p>(2) 受注者は、コンクリートつつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法としなければならない。</p> <p><b>3-13-5 左官仕上げ工</b></p> <p>1. 化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、<b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）15章左官工事</b>の規定による。</p> <p>2. 受注者は、人造石仕上げの種石の種類、顔料については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、人造石研ぎ出しの施工については、原則として機械研ぎとし、最終研ぎ出しは砥石を用い、目つぶし、のろがけを繰り返して、仕上げ面のピンホールがないよう、滑らかに仕上げなければならない。</p> <p>4. 受注者は、人造石洗い出しの施工については、上塗りの後、ブラシで種石面ののろをふき取り、石並びを調整した後、水引き具合を見はからいながら水を吹付けて洗い出し、仕上げなければならない。</p> <p>5. 受注者は、擬岩仕上げのコンクリート・モルタルの規格、顔料については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-13-6 タイル仕上げ工</b></p> <p>1. タイル張り仕上げについては、<b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）11章タイル</b></p>	<p>ぶし、さらに平滑に仕上げること、また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンで叩くことで、粗面にする加工のこととする。</p> <p>小たたき仕上げは、ビシャンたたきをした石の表面を両刃という工具で1～2mmの平行線の筋がつくように均等に叩いて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。</p> <p>あらみがきは、ビシャン仕上げまたは機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。</p> <p>水みがきは、小たたきまたはビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石またはグラインダーで磨く仕上げのことで、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。</p> <p>本みがきは、つや出し粉を散布し、光沢を発揮している状態の仕上げのこと本みがきのつや出し仕上げとし、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。</p> <p>3. コンクリート加工仕上げの施工については、<b>設計図書</b>及び監督員の<b>指示</b>がない場合は、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の1つで、プレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げることで、この場合深さは5～10mm程度とする。</p> <p>つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの工法の1つで、トンボまたは、これに類する工具により、コンクリート面に対し直角に切削して仕上げることで、この場合深さは3～5mm程度とする。</p> <p>(2) 受注者は、コンクリートつつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法としなければならない。</p> <p><b>3-13-5 左官仕上げ工</b></p> <p>1. 化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、<b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）15章左官工事</b>の規定による。</p> <p>2. 受注者は、人造石仕上げの種石の種類、顔料については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、人造石研ぎ出しの施工については、原則として機械研ぎとし、最終研ぎ出しは砥石を用い、目つぶし、のろがけを繰り返して、仕上げ面のピンホールがないよう、滑らかに仕上げなければならない。</p> <p>4. 受注者は、人造石洗い出しの施工については、上塗りの後、ブラシで種石面ののろをふき取り、石並びを調整した後、水引き具合を見はからいながら水を吹付けて洗い出し、仕上げなければならない。</p> <p>5. 受注者は、擬岩仕上げのコンクリート・モルタルの規格、顔料については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>3-13-6 タイル仕上げ工</b></p> <p>1. タイル張り仕上げについては、<b>公共建築工事標準仕様書（建築工事編）11章タイル</b></p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>工事</b>の規定による。</p> <p>2. タイル張り仕上げの養生と清掃については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、強い直射日光、風、雨等により損傷を受けるおそれのある場合は、シートを張り、養生を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、タイル張り終了後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除かなければならない。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをし、酸洗後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにしなければならない。なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行わなければならない。</p> <p><b>3-13-7 石仕上げ工</b></p> <p>1. 石仕上げ工については、第11編3-7-14石材系舗装工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、乱形平石張の施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえて目地入れ作業を行い、仕上げなければならない。</p> <p>3. 受注者は、方形平石張の施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえ、目地幅は整形とし、目地入れ作業を行い仕上げなければならない。</p> <p><b>第14節 公園施設等撤去・移設工</b></p> <p><b>3-14-1 公園施設撤去工</b></p> <p>公園施設撤去工については、第11編1-10-2公園施設撤去工の規定による。</p> <p><b>3-14-2 移設工</b></p> <p>移植工の施工については、第11編1-10-3移設工の規定による。</p> <p><b>3-14-3 伐採工</b></p> <p>伐採工の施工については、第11編1-10-4伐採工の規定による。</p> <p><b>3-14-4 発生材再利用工</b></p> <p>発生材再利用工の施工については、第11編1-10-5発生材再利用工の規定による。</p>	<p><b>工事</b>の規定による。</p> <p>2. タイル張り仕上げの養生と清掃については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、強い直射日光、風、雨等により損傷を受けるおそれのある場合は、シートを張り、養生を行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、タイル張り終了後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除かなければならない。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをし、酸洗後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにしなければならない。なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行わなければならない。</p> <p><b>3-13-7 石仕上げ工</b></p> <p>1. 石仕上げ工については、第11編3-7-14石材系舗装工の規定による。</p> <p>2. 受注者は、乱形平石張の施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえて目地入れ作業を行い、仕上げなければならない。</p> <p>3. 受注者は、方形平石張の施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえ、目地幅は整形とし、目地入れ作業を行い仕上げなければならない。</p> <p><b>第14節 公園施設等撤去・移設工</b></p> <p><b>3-14-1 公園施設撤去工</b></p> <p>公園施設撤去工については、第11編1-10-2公園施設撤去工の規定による。</p> <p><b>3-14-2 移設工</b></p> <p>移植工の施工については、第11編1-10-3移設工の規定による。</p> <p><b>3-14-3 伐採工</b></p> <p>伐採工の施工については、第11編1-10-4伐採工の規定による。</p> <p><b>3-14-4 発生材再利用工</b></p> <p>発生材再利用工の施工については、第11編1-10-5発生材再利用工の規定による。</p>

改正前 (27年版)

改正後 (29年版)

## 第4章 グラウンド・コート整備

## 第4章 グラウンド・コート整備

### 第1節 適用

### 第1節 適用

1. 本章は、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場などの運動施設における、グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンド・コート施設整備工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 各競技連盟の公認を必要とする施設については、その団体が定める競技規則による。
3. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。
4. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。
5. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

1. 本章は、野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場などの運動施設における、グラウンド・コート舗装工、スタンド整備工、グラウンド・コート施設整備工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 各競技連盟の公認を必要とする施設については、その団体が定める競技規則による。
3. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。
4. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。
5. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と**協議**しなければならない。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書 (平成25年度版)	(平成25年 6月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年 6月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書同解説	(平成22年 1月)
日本道路協会	道路土工-施工指針	(平成21年 6月)
日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	(平成11年 3月)
日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	(平成22年 3月)
日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針	(平成11年 3月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成22年12月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年 6月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年 2月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧 (平成8年度版)	(平成19年 1月)
土木学会	コンクリート標準示方書 (設計編)	(平成25年 3月)
土木学会	コンクリート標準示方書 (施工編)	(平成25年 3月)
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(平成12年 2月)
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年 7月31日)
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和 61年 6月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	(平成12年 9月)
日本体育施設協会	屋外体育施設の建設指針 平成24年改訂版	(平成24年)

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書 (平成28年度版)	(平成28年 6月)
日本道路協会	道路土工要綱	(平成21年 6月)
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書同解説	(平成 4年12月)
日本道路協会	道路土工-施工指針	(平成21年 6月)
日本道路協会	道路土工-擁壁工指針	(平成24年 7月)
日本道路協会	道路土工-カルバート工指針	(平成22年 3月)
日本道路協会	道路土工-仮設構造物工指針	(平成11年 3月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成25年12月)
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧	(平成19年 6月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年 2月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧 (平成8年度版)	(平成 8年10月)
土木学会	コンクリート標準示方書 (設計編)	(平成25年 3月)
土木学会	コンクリート標準示方書 (施工編)	(平成25年 3月)
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(平成24年 6月)
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について	(平成14年 7月31日)
建設省	コンクリート中の塩化物総量規制について	(昭和 61年 6月)
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	(平成12年 9月)
日本体育施設協会	屋外体育施設の建設指針 平成24年改訂版	(平成24年)

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル (平成 7年11月)	日本テニス協会 テニスコートの建設マニュアル (平成 7年11月)
<p><b>第3節 グラウンド・コート舗装工</b></p> <p><b>4-3-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、グラウンド・コート舗装工として舗装準備工、グラウンド・コート用舗装工、グラウンド・コート縁石工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、グラウンド・コート舗装工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、表面排水勾配の設定については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>4. グラウンド・コート舗装工の路盤、基層及び表層の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行き、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし、泥水を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、工作物の取付け部及び路側付近で、大型機械による転圧が困難な箇所については、小型転圧機で施工しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、路盤の施工については、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、路盤の施工前に、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。</p> <p><b>4-3-2 材料</b></p> <p>1. グラウンド・コート舗装工で使用する以下の材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 上層・下層路盤の骨材</p> <p>(2) アスファルト乳剤、基層に使用するアスファルト混合物</p> <p>(3) 基層に使用するコンクリートの強度</p> <p>2. グラウンド・コート舗装工に使用する以下の材料については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類</p> <p>(2) 基層に用いるコンクリートの種類</p> <p>(3) 表層安定剤の種類</p> <p>(4) クレー舗装に使用する土の種類と品質</p> <p>(5) アンツーカー舗装に使用するアンツーカー（焼成土）の品質</p> <p>(6) 天然芝舗装に使用する芝の種類と基盤となる土の種類、土壌改良材及び肥料の種類と品質</p> <p>(7) 人工芝舗装に使用する人工芝の種類と品質</p>	<p><b>第3節 グラウンド・コート舗装工</b></p> <p><b>4-3-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、グラウンド・コート舗装工として舗装準備工、グラウンド・コート用舗装工、グラウンド・コート縁石工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、グラウンド・コート舗装工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。</p> <p>3. 受注者は、表面排水勾配の設定については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>4. グラウンド・コート舗装工の路盤、基層及び表層の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、転圧については、周辺の低い方から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行き、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし、泥水を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、工作物の取付け部及び路側付近で、大型機械による転圧が困難な箇所については、小型転圧機で施工しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、路盤の施工については、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、路盤の施工前に、路床面の浮石、有害物を除去しなければならない。</p> <p><b>4-3-2 材料</b></p> <p>1. グラウンド・コート舗装工で使用する以下の材料については、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料、2-6-4コンクリート舗装の材料の規格に適合するものとする。</p> <p>(1) 上層・下層路盤の骨材</p> <p>(2) アスファルト乳剤、基層に使用するアスファルト混合物</p> <p>(3) 基層に使用するコンクリートの強度</p> <p>2. グラウンド・コート舗装工に使用する以下の材料については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>(1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類</p> <p>(2) 基層に用いるコンクリートの種類</p> <p>(3) 表層安定剤の種類</p> <p>(4) クレー舗装に使用する土の種類と品質</p> <p>(5) アンツーカー舗装に使用するアンツーカー（焼成土）の品質</p> <p>(6) 天然芝舗装に使用する芝の種類と基盤となる土の種類、土壌改良材及び肥料の種類と品質</p> <p>(7) 人工芝舗装に使用する人工芝の種類と品質</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）																		
<p>(8) 全天候型舗装に使用する表層材の種類と品質</p> <p>(9) グラウンド・コート縁石工に使用するコンクリート縁石、舗装止め、見切材（仕切材）、内圏縁石の種類と品質</p> <p>3. 路盤材に使用する火山砂利（軽石）については、粒径40mm以下で、多孔性物質で透水性に富み、極端に扁平及び細長い形状のもの、有害物を含まないものとする。</p> <p>4. 砂については、きょう雑物を含まない天然砂とする。</p> <p>5. 石灰岩ダストについては、粒径2.5mm以下で、きょう雑物を含まないものとする。</p> <p>6. 良質土については、<b>設計図書</b>によるものとする。また、黒土（黒色でほぐれた火山灰土壌）、赤土（赤色の火山灰土壌）または、真砂土（花崗岩の風化土）とし、不純物を含まない均質なものとする。</p> <p>7. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、実績がある場合で、<b>設計図書</b>に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が<b>承諾</b>した場合は、受注者は、試料及び試験結果の<b>提出</b>を省略することができるものとする。</p> <p>(1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材</p> <p>(2) 基層に使用する骨材</p> <p>8. 受注者は、施工前に使用する以下の材料について、品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(1) 火山砂利</p> <p>(2) 基層に使用するアスファルト</p> <p>(3) 再生用添加剤</p> <p>(4) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料</p> <p>(5) 人工芝舗装の表層に使用する人工芝</p> <p>(6) 全天候舗装の表層に使用する表層材</p> <p>なお、<b>承諾</b>を得た瀝青材料であっても、製造後60日を経過した材料を使用してはならない。</p> <p>9. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、<b>舗装試験法便覧</b>の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を<b>提出</b>し、監督員が<b>承諾</b>した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。</p> <p>10. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。</p>	<p>(8) 全天候型舗装に使用する表層材の種類と品質</p> <p>(9) グラウンド・コート縁石工に使用するコンクリート縁石、舗装止め、見切材（仕切材）、内圏縁石の種類と品質</p> <p>3. 路盤材に使用する火山砂利（軽石）については、粒径40mm以下で、多孔性物質で透水性に富み、極端に扁平及び細長い形状のもの、有害物を含まないものとする。</p> <p>4. 砂については、きょう雑物を含まない天然砂とする。</p> <p>5. 石灰岩ダストについては、粒径2.5mm以下で、きょう雑物を含まないものとする。</p> <p>6. 良質土については、<b>設計図書</b>によるものとする。また、黒土（黒色でほぐれた火山灰土壌）、赤土（赤色の火山灰土壌）または、真砂土（花崗岩の風化土）とし、不純物を含まない均質なものとする。</p> <p>7. 受注者は、以下の材料の試料及び試験結果について、施工前に監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、実績がある場合で、<b>設計図書</b>に示す基準を満足することが明らかであり、監督員が<b>承諾</b>した場合は、受注者は、試料及び試験結果の<b>提出</b>を省略することができるものとする。</p> <p>(1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材</p> <p>(2) 基層に使用する骨材</p> <p>8. 受注者は、施工前に使用する以下の材料について、品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(1) 火山砂利</p> <p>(2) 基層に使用するアスファルト</p> <p>(3) 再生用添加剤</p> <p>(4) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料</p> <p>(5) 人工芝舗装の表層に使用する人工芝</p> <p>(6) 全天候舗装の表層に使用する表層材</p> <p>なお、<b>承諾</b>を得た瀝青材料であっても、製造後60日を経過した材料を使用してはならない。</p> <p>9. 受注者は、グラウンド・コート舗装工に使用する材料のうち、試験が伴う材料については、<b>舗装試験法便覧</b>の規定によるものとし、試験を実施しなければならない。ただし、小規模工事については、実績や定期試験で得られている基準密度の試験結果を<b>提出</b>し、監督員が<b>承諾</b>した場合には基準密度の試験を省略することができるものとする。</p> <p>10. グラウンド・コート舗装工において、使用する全天候型表層材の物性値については、以下の表によるものとする。</p>																		
<p><b>表4-1 アスファルト乳剤系表層材</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対摩耗性</td> <td>800mg以下</td> <td>JIS K 7204</td> </tr> <tr> <td>すべり抵抗</td> <td>乾燥時70～100 湿潤時40～70</td> <td>ASTME303-66T</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準値	試験方法	対摩耗性	800mg以下	JIS K 7204	すべり抵抗	乾燥時70～100 湿潤時40～70	ASTME303-66T	<p><b>表4-1 アスファルト乳剤系表層材</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対摩耗性</td> <td>800mg以下</td> <td>JIS K 7204 テーパ<sup>®</sup>-摩擦試験機 (CS-17、9.8N、1,000回)</td> </tr> <tr> <td>すべり抵抗</td> <td>湿潤時40以上</td> <td>ASTME303-66T (ホークアップ<sup>®</sup>ルスキット<sup>®</sup>レジスタンススター)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準値	試験方法	対摩耗性	800mg以下	JIS K 7204 テーパ <sup>®</sup> -摩擦試験機 (CS-17、9.8N、1,000回)	すべり抵抗	湿潤時40以上	ASTME303-66T (ホークアップ <sup>®</sup> ルスキット <sup>®</sup> レジスタンススター)
項目	標準値	試験方法																	
対摩耗性	800mg以下	JIS K 7204																	
すべり抵抗	乾燥時70～100 湿潤時40～70	ASTME303-66T																	
項目	標準値	試験方法																	
対摩耗性	800mg以下	JIS K 7204 テーパ <sup>®</sup> -摩擦試験機 (CS-17、9.8N、1,000回)																	
すべり抵抗	湿潤時40以上	ASTME303-66T (ホークアップ <sup>®</sup> ルスキット <sup>®</sup> レジスタンススター)																	



改正前 (27年版)

反発弾性	0.65～0.80	TB反発係数 - JH/254
促進耐候性	500時間暴露後も剥離・亀裂を生じない	JIS A 1415 WS型試験機

表4-2 アスファルト弾性混合物

項目	標準値	試験方法
衝撃吸収性	10～45%	GB反発試験
弾性反発性	3～12%	SB反発試験
安定性	15～35%	プロクテリット試験
		φ4.5mm 20℃
復元性	65%	20℃ 1時間
密度	3～19kN/m <sup>3</sup> (1.3～1.9g/cm <sup>3</sup> )	

表4-3 アクリル樹脂系表層材

項目	標準値	試験方法
すべり抵抗	乾燥時 70～100	ASTME303-66T
	湿潤時 40～75	
テニスボールバウンド性	0.65～0.80	TB反発試験
	55～65	TB摩擦試験 (注)
反発弾性	20%以下	SB反発試験
衝撃吸収性	50～70%	GB反発試験 (クッションあり)
	20～60%	
耐摩耗性	800mg以下	JIS K 7204
接着性	0.29N/mm <sup>2</sup> 以上 (3kgf/cm <sup>2</sup> )	JIS A 6909

改正後 (29年版)

テニスボールバウンド性	0.65～0.80	TB反発試験
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 JIS A 1415 WS-A型ウェザーマーター 1,000時間
耐候性：促進暴露		

表4-2 アスファルト弾性混合物

項目	標準値	試験方法
衝撃吸収性	10～45%	GB反発試験
弾性反発性	3～12%	SB反発試験
安定性	15～35%	プロクテリット試験 φ4.5mm 20℃
復元性	65%	20℃、1時間 (グーアスファルト貫入試験)
密度	3～19kN/m <sup>3</sup> (1.3～1.9g/cm <sup>3</sup> )	
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 JIS A 1415 WS-A型ウェザーマーター 1,000時間
耐候性：促進暴露		

表4-3 アクリル樹脂系表層材

項目	標準値	試験方法
すべり抵抗	湿潤時 40以上	ASTME303-66T (ボータブルスケッチレススタンプスター)
反発弾性	20%以下	SB反発試験
衝撃吸収性	クッション無 50～70%	GB反発試験
	クッション有 20～60%	
耐摩耗性	800mg以下	JIS K 7204 テーハ摩擦試験機 (CS-17、9.8N、1,000回)
接着性	0.3N/mm <sup>2</sup>	JIS K 6854 (20℃)
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。 JIS A 1415 WS-A型ウェザーマーター 1,000時間
耐候性：促進暴露		

改正前 (27年版)			
	促進耐候性	500時間暴露後も剥離・亀裂を生じない	JIS A 1415 WS型試験機

[注] テニスボールの上に10kgの荷重をかけたときの動摩擦係数

表4-4 ポリウレタン系表層材層材

項目	標準値	試験方法
硬度	20℃ 40～75 70℃ 20℃の時の -10%以内	JIS K 6253
引張強度	2.0N/mm <sup>2</sup> 以上 (20kgf/cm <sup>2</sup> )	JIS K 6251
伸び率	500%以上	JIS K 6251
引裂強度	120N/cm以上 (12kgf/cm)	JIS K 6252
耐摩擦性	600mg以下	JIS K 7204
耐候性	ひびわれ、チョーキング退色などの劣化を生じないこと	(屋外暴露) 1年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による (促進暴露) JIS K 1415、 WS型ウェサ <sup>テ</sup> -メーター、 1000時間
下地との接着性	20℃ 50N/25mm以上 (5.0kg/25mm) 50℃ 15N/25mm以上	JIS K 6854-1～4

表4-5 透水型現場施工品表層材

項目	標準値	試験方法
引張強度	0.5N/mm <sup>2</sup> (5.0kgf/cm <sup>2</sup> 以上)	JISK6251

改正後 (29年版)		
項目	標準値	試験方法
硬さ	20℃ 40～75 70℃ 20℃の-10%以内	JIS K 6523 デュロメーターA
引張強さ	2.0Mpa以上	JIS K 6521
伸び	500%以上	JIS K 6521
引裂強度	12N/mm以上	JIS K 6521
耐摩耗性	600mg以下	JIS K 7204 テーパ <sup>テ</sup> -摩擦試験機 (CS-17、9.8N、1,000回)
耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。
耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A型ウェサ <sup>テ</sup> -メーター 1,000時間
下地との接着性	20℃ 50N/25mm以上 50℃ 15N/25mm以上 またはアスコン凝集試験	JIS K 6854、90度剥離 下地—アスコン

表4-5 透水型現場施工品表層材

項目	標準値	試験方法
引張強度	0.5N/mm以上	JIS K 6521
伸び率	50%以上	JIS K 6521
耐摩耗性	200mg以下	JIS K 7204 テーパ <sup>テ</sup> -摩擦試験機

改正前 (27年版)				改正後 (29年版)			
	伸び率	50%以上	JISK6251			(CS-17、9.8N、1,000回)	
	比重	0.65以上	JIS K 6767		反発弾性	25%以下	JIS K 6255
	耐摩耗性	200mg以下	JIS K 7204		耐候性：屋外暴露	ひび割れ、チョーキング、退色など著しい劣化が生じないこと。	一年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による。
	反発弾性	25%以下	JIS K 6255		耐候性：促進暴露		JIS A 1415 WS-A型ウェザーマーター 1,000時間
	滑り抵抗	乾燥時70以上 湿潤時40以上	ASTME303-66T				
	耐候性	ひびわれ、チョーキング退色などの劣化を生じないこと	(屋外暴露) 1年間以上屋外南面に暴露または過去に施工された競技場やコートなどの劣化状況判断による (促進暴露) JIS K 1415 WS型ウェザーマーター 1000時間				
<p>11. 受注者はグラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。また、コンクリートブロック以外の材料については<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>12. 見切材 (仕切材) については、第11編3-7-16 園路縁石工の規定による。</p> <p>13. 公認陸上競技場で使用する内圏縁石については、財団法人日本陸上競技連盟の認定を受けたものとする。</p> <p>14. コンクリート二次製品については、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。</p> <p>15. 受注者は、使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び品質を証明する資料を作成し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-3-3 舗装準備工</b> 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。</p> <p><b>4-3-4 グラウンド・コート用舗装工</b> 1. 下層路盤、上層路盤及び基層の施工については、第3編2-6一般舗装工の規定による。</p>				<p>11. 受注者はグラウンド・コート縁石工に使用するコンクリートブロックについては、JIS A 5373 (プレキャストプレストレストコンクリート製品) の歩車道境界ブロック、地先境界ブロックまたは、同等品以上の品質を有するものとする。また、コンクリートブロック以外の材料については<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>12. 見切材 (仕切材) については、第11編3-7-16 園路縁石工の規定による。</p> <p>13. 公認陸上競技場で使用する内圏縁石については、財団法人日本陸上競技連盟の認定を受けたものとする。</p> <p>14. コンクリート二次製品については、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。</p> <p>15. 受注者は、使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び品質を証明する資料を作成し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>4-3-3 舗装準備工</b> 舗装準備工の施工については、第3編2-6-5舗装準備工の規定による。</p> <p><b>4-3-4 グラウンド・コート用舗装工</b> 1. 下層路盤、上層路盤及び基層の施工については、第3編2-6一般舗装工の規定による。</p>			

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>2. 中層の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>なお、中層は、クッション効果と、透水・保水効果をもち、表層が受ける衝撃を受け止め、表層から浸透してきた水を速やかに排水する一方、水分を保って表層が乾燥した場合に毛細管現象で水分を補給する層のこととする。</p> <p>(1) 受注者は、火山砂利の敷均しについては、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がりが厚さで15cmを越えないように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、火山砂利の締固めについては、修正C B R試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、中層の打継ぎを行う場合は、前日に施工した締固め路盤面の終端部をかき起こしてから当日の作業を行わなければならない。</p> <p>3. 舗装材料の各材料の混合については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 混合機種については、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、混合面積及び<b>現場</b>との取合いを考慮して機種を選定しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、舗装材料の混合を行う場合、1層の仕上がり厚さが20cmを越えないように混合しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、混合については、混合土砂のバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、混合については、開始から仕上げまで連続して施工し、混合幅の1/3以上重ねなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、混合については、路床、路盤の先行層面に損傷を与えないように注意して施工しなければならない。</p> <p>4. クレー舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、表層については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、仕上がり面に土塊が残らないように、十分かきならさなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかきならし、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、化粧砂は厚さが3mm程度に均一に敷均し、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、表層安定剤については、塩化マグネシウムまたは塩化カルシウムとし、表層安定剤の所定量（100㎡当たり120kg）を均一に散布し、転圧しなければならない。</p> <p>5. アンツーカー舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、アンツーカーについては、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、表層安定剤の所定量（100㎡当たり120kg）を均一に散布し、転圧しなければ</p>	<p>2. 中層の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>なお、中層は、クッション効果と、透水・保水効果をもち、表層が受ける衝撃を受け止め、表層から浸透してきた水を速やかに排水する一方、水分を保って表層が乾燥した場合に毛細管現象で水分を補給する層のこととする。</p> <p>(1) 受注者は、火山砂利の敷均しについては、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がりが厚さで15cmを越えないように均一に敷均さなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、火山砂利の締固めについては、修正C B R試験によって求めた最適含水比で、合格判定値を満足するように締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、中層の打継ぎを行う場合は、前日に施工した締固め路盤面の終端部をかき起こしてから当日の作業を行わなければならない。</p> <p>3. 舗装材料の各材料の混合については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 混合機種については、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、混合面積及び<b>現場</b>との取合いを考慮して機種を選定しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、舗装材料の混合を行う場合、1層の仕上がり厚さが20cmを越えないように混合しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、混合については、混合土砂のバランスをとりながら、縦方向、横方向交互に耕耘し、均質に仕上げなければならない。また、耕耘回数は1層につき3回以上行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、混合については、開始から仕上げまで連続して施工し、混合幅の1/3以上重ねなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、混合については、路床、路盤の先行層面に損傷を与えないように注意して施工しなければならない。</p> <p>4. クレー舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、表層については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、仕上がり面に土塊が残らないように、十分かきならさなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかきならし、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、化粧砂は厚さが3mm程度に均一に敷均し、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、表層安定剤については、塩化マグネシウムまたは塩化カルシウムとし、表層安定剤の所定量（100㎡当たり120kg）を均一に散布し、転圧しなければならない。</p> <p>5. アンツーカー舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、アンツーカーについては、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくしたうえで敷均し、転圧を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、表層安定剤の所定量（100㎡当たり120kg）を均一に散布し、転圧しなければ</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ばならない。</p> <p>6. 天然芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、下層がある場合は、先行層面に損傷を与えないよう基盤となる客土層を運搬、敷均し転圧し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 基盤となる客土層の土壌改良の施工については、第11編1-5-4土層改良工、第11編1-5-5土性改良工の規定によるものとする。</p> <p>(3) 天然芝の芝張り施工については、第11編2-3-6地被類植栽工の規定によるものとする。</p> <p>7. 人工芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、基層を十分養生し、その仕上がりを<b>確認</b>してから表層の施工にはいなければならない。表層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、平坦になるように修正しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、基層表面の土砂、塵埃は完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸または中性洗剤を用いてブラシ、ケレンで除去し、清掃後水洗いしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ラインの施工については、施工前にコート面に作図を行い、競技規則との適合を<b>確認</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ラインの施工については、型定規を用いてアクリル樹脂系塗料をむらなく吹付けるか、または、ライン幅に人工芝をカットし、白色人工芝のライン用成形品を埋込み、継目は接着テープまたは、接着剤で全面接合しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋込み後、専用砂散布機（サンド・スプレッダー）を用い均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに充てんしなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、施工中、施工後とも火気及び油脂類を持ち込んで서는ならない。</p> <p>8. 全天候型舗装のアスファルト乳剤系表層材の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水たまり部分のマークをし、マスチックを用いて塗布乾燥後縦方向及び横方向の転圧を繰り返し、不陸を修正しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、マスチック層の施工については、混合物が均一になるよう通常横型のプラスターミキサーを用いて攪拌しなければならない。攪拌した混合物は、ゴムレーキを使用して均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。また、塗り重ねる場合は、前施工のレーキ塗り方向に直角方向でなければならない。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とする。</p> <p>(3) 受注者は、トップ層の施工については、均一に攪拌した混合物を、ゴムレーキを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ライン塗りの施工については、ライン用塗料は完全に乾燥硬化したトップ層の上に毛質ハケを使用して塗布しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、<b>設計図書</b>に関して監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、気温7℃以下の場合、あるいは、シーリングした材料の乾燥硬化前降雨雪凍結のおそれのある場合は施工してはならない。</p>	<p>ばならない。</p> <p>6. 天然芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、下層がある場合は、先行層面に損傷を与えないよう基盤となる客土層を運搬、敷均し転圧し、<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。</p> <p>(2) 基盤となる客土層の土壌改良の施工については、第11編1-5-4土層改良工、第11編1-5-5土性改良工の規定によるものとする。</p> <p>(3) 天然芝の芝張り施工については、第11編2-3-6地被類植栽工の規定によるものとする。</p> <p>7. 人工芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、基層を十分養生し、その仕上がりを<b>確認</b>してから表層の施工にはいなければならない。表層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、平坦になるように修正しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、基層表面の土砂、塵埃は完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸または中性洗剤を用いてブラシ、ケレンで除去し、清掃後水洗いしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ラインの施工については、施工前にコート面に作図を行い、競技規則との適合を<b>確認</b>し、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ラインの施工については、型定規を用いてアクリル樹脂系塗料をむらなく吹付けるか、または、ライン幅に人工芝をカットし、白色人工芝のライン用成形品を埋込み、継目は接着テープまたは、接着剤で全面接合しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、砂入り人工芝の施工については、ライン芝埋込み後、専用砂散布機（サンド・スプレッダー）を用い均一に散布し、ブラッシングを繰り返しながら<b>設計図書</b>に示す高さ及び厚さに充てんしなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、施工中、施工後とも火気及び油脂類を持ち込んで서는ならない。</p> <p>8. 全天候型舗装のアスファルト乳剤系表層材の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水たまり部分のマークをし、マスチックを用いて塗布乾燥後縦方向及び横方向の転圧を繰り返し、不陸を修正しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、マスチック層の施工については、混合物が均一になるよう通常横型のプラスターミキサーを用いて攪拌しなければならない。攪拌した混合物は、ゴムレーキを使用して均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。また、塗り重ねる場合は、前施工のレーキ塗り方向に直角方向でなければならない。なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とする。</p> <p>(3) 受注者は、トップ層の施工については、均一に攪拌した混合物を、ゴムレーキを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ライン塗りの施工については、ライン用塗料は完全に乾燥硬化したトップ層の上に毛質ハケを使用して塗布しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、<b>設計図書</b>に関して監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、気温7℃以下の場合、あるいは、シーリングした材料の乾燥硬化前降雨雪凍結のおそれのある場合は施工してはならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>9. 全天候型舗装のアスファルト弾性混合物系表層材の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、アスファルト弾性混合物系表層材のアスファルト量及び弾性粒材量の決定については、配合設計を行い、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、小規模工事においては、これまでの実績または定期試験による試験結果を<b>提出</b>し、監督員が<b>承諾</b>した場合には、配合設計を省略できるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、アスファルト弾性混合物の混合作業については、バッチ式のプラントを用いる場合は、弾性粒材はアスファルト混合物に比して比重が小さいため、1バッチの混合量（質量）はプラントの公称能力の60～70%としなければならない。なお、ミキサでの混合時間は、比重の異なる材料が分離しないよう設定し、均一な混合物を得るのに必要な時間とする。</p> <p>(3) 受注者は、アスファルト弾性混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、アスファルト弾性混合物の舗設作業を<b>設計図書</b>に関して監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、気温5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、アスファルト弾性混合物の敷均しについては、敷均し機械は施工条件に合った機種を選定するものとし、平坦になるように施工しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、機械仕上げが不可能な箇所の施工については、人力施工としなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、アスファルト弾性混合物の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種を選定し、平坦になるように施工しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、アスファルト弾性混合物の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、アスファルト弾性混合物について大型機械による締固めが不可能な箇所は、小型機械及び人力で締固めなければならない。</p>	<p>9. 全天候型舗装のアスファルト弾性混合物系表層材の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、アスファルト弾性混合物系表層材のアスファルト量及び弾性粒材量の決定については、配合設計を行い、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、小規模工事においては、これまでの実績または定期試験による試験結果を<b>提出</b>し、監督員が<b>承諾</b>した場合には、配合設計を省略できるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、アスファルト弾性混合物の混合作業については、バッチ式のプラントを用いる場合は、弾性粒材はアスファルト混合物に比して比重が小さいため、1バッチの混合量（質量）はプラントの公称能力の60～70%としなければならない。なお、ミキサでの混合時間は、比重の異なる材料が分離しないよう設定し、均一な混合物を得るのに必要な時間とする。</p> <p>(3) 受注者は、アスファルト弾性混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、アスファルト弾性混合物の舗設作業を<b>設計図書</b>に関して監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、気温5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、アスファルト弾性混合物の敷均しについては、敷均し機械は施工条件に合った機種を選定するものとし、平坦になるように施工しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、機械仕上げが不可能な箇所の施工については、人力施工としなければならない。</p> <p>(7) 受注者は、アスファルト弾性混合物の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種を選定し、平坦になるように施工しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、アスファルト弾性混合物の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、アスファルト弾性混合物について大型機械による締固めが不可能な箇所は、小型機械及び人力で締固めなければならない。</p>
<p>10. 全天候型舗装のアクリル樹脂系表層材の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水溜まり部分のマークを行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、基層面の不陸部分をアスファルト乳剤系の修正材を用い、事前に不陸を修正しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、アクリル樹脂系表層材の仕様に従って、塗布材を適当な粘度になるまで水を加えて十分に攪拌しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、塗布材の施工については、ゴムレーキを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。塗りむらの凸部は塗布層毎に研磨修正を行い、各層毎十分乾燥させたうえで次層の塗布を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、アクリル樹脂系表層の塗布作業を<b>設計図書</b>に関して監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、気温5℃以下、または基層表面の温度が60℃以上の場合に施工してはならない。</p>	<p>10. 全天候型舗装のアクリル樹脂系表層材の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、レベリング層の施工については、施工前に基層面の不陸検査のために水をまき、水溜まり部分のマークを行わなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、基層面の不陸部分をアスファルト乳剤系の修正材を用い、事前に不陸を修正しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、アクリル樹脂系表層材の仕様に従って、塗布材を適当な粘度になるまで水を加えて十分に攪拌しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、塗布材の施工については、ゴムレーキを使用し均一な層となるよう薄く塗りつけなければならない。塗りむらの凸部は塗布層毎に研磨修正を行い、各層毎十分乾燥させたうえで次層の塗布を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、アクリル樹脂系表層の塗布作業を<b>設計図書</b>に関して監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、気温5℃以下、または基層表面の温度が60℃以上の場合に施工してはならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>11. 全天候型舗装のポリウレタン系表層材の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、基層を充分養生し、その仕上がりを<b>確認</b>してから表層の施工にはいなければならない。基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、ポリマーセメントペースト、樹脂モルタルを充てんした後、プライマー処理を行い、平坦になるよう施工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、ウレタンベース層の施工については、施工前に基層とベース層を密着、一体化させるとともに、基層からの湿気上昇を防ぐため、プライマーをゴムレーキを使用し全面均一に塗布しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ウレタンベース層の施工については、必要時間混合・攪拌されたウレタン混合材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平滑に敷均さなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ウレタンベース層硬化後にベース層と上塗り層を密着一体化させるため、特殊プライマー材を均一に散布しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、特殊プライマー施工後、ウレタンベース層に順次ウレタン上塗り材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平滑に塗布し、トッピング仕上げの場合は、塗布後直ちにトッピング材（上塗り材と同色同質材の弾性チップ材）を過剰に散布し、1～2日後に過剰のトッピング材を除去しなければならない。また、トップコート仕上げの場合は、特殊トップコート材を均一に散布し敷均さなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、ポリウレタン系表層の舗設作業を<b>設計図書</b>に関して監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、気温10℃以下、または各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。</p> <p>(7) 受注者は、地下水や雨水により、表層のふくれが生じやすい場所に舗設する場合は、暗渠など集水効果のあるものを設置し、エア抜きアンダードレンパイプ、脱気盤を設置しなければならない。</p> <p>12. 全天候型舗装の透水型表層材の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、基層（透水性アスファルト舗装）表面の土砂、塵埃は完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸または中性洗剤を用いてブラシ、ケレンで除去し、清掃後水洗いしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、透水性のレベリング材を用い、平坦になるように施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ゴムチップ弾性層の施工については、施工前に基層とゴムチップ弾性層を密着させるために、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、ゴムチップ弾性層材の敷均しについては、厚さが均一でかつ平坦になるよう施工しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、機械仕上げが不可能な場所の施工については、人力施工としなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、ゴムチップ弾性層の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種を選択しなければならない。</p>	<p>11. 全天候型舗装のポリウレタン系表層材の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、基層を充分養生し、その仕上がりを<b>確認</b>してから表層の施工にはいなければならない。基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、ポリマーセメントペースト、樹脂モルタルを充てんした後、プライマー処理を行い、平坦になるよう施工しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、ウレタンベース層の施工については、施工前に基層とベース層を密着、一体化させるとともに、基層からの湿気上昇を防ぐため、プライマーをゴムレーキを使用し全面均一に塗布しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ウレタンベース層の施工については、必要時間混合・攪拌されたウレタン混合材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平滑に敷均さなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、ウレタンベース層硬化後にベース層と上塗り層を密着一体化させるため、特殊プライマー材を均一に散布しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、特殊プライマー施工後、ウレタンベース層に順次ウレタン上塗り材を切れ目なく均一な厚さとなるよう、ゴムレーキを使用し平滑に塗布し、トッピング仕上げの場合は、塗布後直ちにトッピング材（上塗り材と同色同質材の弾性チップ材）を過剰に散布し、1～2日後に過剰のトッピング材を除去しなければならない。また、トップコート仕上げの場合は、特殊トップコート材を均一に散布し敷均さなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、ポリウレタン系表層の舗設作業を<b>設計図書</b>に関して監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、気温10℃以下、または各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。</p> <p>(7) 受注者は、地下水や雨水により、表層のふくれが生じやすい場所に舗設する場合は、暗渠など集水効果のあるものを設置し、エア抜きアンダードレンパイプ、脱気盤を設置しなければならない。</p> <p>12. 全天候型舗装の透水型表層材の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 受注者は、基層（透水性アスファルト舗装）表面の土砂、塵埃は完全に除去し、油分が認められる場合は、希塩酸または中性洗剤を用いてブラシ、ケレンで除去し、清掃後水洗いしなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、基層表面にローラーマークや不陸、または欠陥部分が認められる場合は、透水性のレベリング材を用い、平坦になるように施工しなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、ゴムチップ弾性層の施工については、施工前に基層とゴムチップ弾性層を密着させるために、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、ゴムチップ弾性層材の敷均しについては、厚さが均一でかつ平坦になるよう施工しなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、機械仕上げが不可能な場所の施工については、人力施工としなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、ゴムチップ弾性層の締固めについては、締固め機械は施工条件に合った機種を選択しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>(7) 受注者は、ゴムチップ弾性層の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、ゴムチップ弾性層の大型機械による締固めが不可能な箇所については、小型機械及び人力で締固めなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、ゴムチップ弾性層の舗設後トップコート塗布作業まで、1週間の養生期間をおかななければならない。</p> <p>(10) 受注者は、トップコート塗布については、施工前にゴムチップ弾性層表面の土砂、塵埃は完全に除去しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、ゴムチップ弾性層とトップコート層を密着させるため、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。</p> <p>(12) 受注者は、プライマー施工後、トップコート材を切れ目なく均一な厚さとなるようにゴムレーキを使用し、平滑に塗布しなければならない。また、トップコート塗布の1回目と2回目の塗布間隔については、4時間以上の間隔をとり、24時間以内に2回目の塗布を行わなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、透水型表層の舗設作業を<b>設計図書</b>に関して監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、気温5℃以下、または、各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。</p> <p>13. グラウンド・コート砂舗装については、第11編3-7-10土系舗装工の砂舗装の規定による。</p> <p>14. グラウンド・コートダスト舗装については、第11編3-7-10土系舗装工の石灰岩ダスト舗装の規定による。</p> <p><b>4-3-5 グラウンド・コート縁石工</b></p> <p>1. コンクリート縁石、舗装止めの施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。</p> <p>2. 見切材（仕切材）の施工については、第11編3-7-16園路縁石工の規定による。</p> <p>3. 内圏縁石の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 基礎材及び均しコンクリートの施工については、第11編3-7-16園路縁石工の規定による。</p> <p>(2) 基礎コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>(3) 受注者は、構造物の完成後の埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p>(4) 受注者は、内圏縁石の据付けについては、公認種別毎に定められた位置に、距離の公差以内となるように施工しなければならない。</p> <p><b>第4節 スタンド整備工</b></p> <p><b>4-4-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、スタンド整備工としてスタンド擁壁工、ベンチ工、スタンド施設修繕工その他</p>	<p>(7) 受注者は、ゴムチップ弾性層の敷均した後、合格判定値を満足するように締固めなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、ゴムチップ弾性層の大型機械による締固めが不可能な箇所については、小型機械及び人力で締固めなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、ゴムチップ弾性層の舗設後トップコート塗布作業まで、1週間の養生期間をおかななければならない。</p> <p>(10) 受注者は、トップコート塗布については、施工前にゴムチップ弾性層表面の土砂、塵埃は完全に除去しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、ゴムチップ弾性層とトップコート層を密着させるため、プライマーを全面均一に塗布しなければならない。なお、プライマーは透水性を損なわないものを使用するものとする。</p> <p>(12) 受注者は、プライマー施工後、トップコート材を切れ目なく均一な厚さとなるようにゴムレーキを使用し、平滑に塗布しなければならない。また、トップコート塗布の1回目と2回目の塗布間隔については、4時間以上の間隔をとり、24時間以内に2回目の塗布を行わなければならない。</p> <p>(13) 受注者は、透水型表層の舗設作業を<b>設計図書</b>に関して監督員が<b>承諾</b>した場合を除き、気温5℃以下、または、各工程毎に完全硬化が得られないうちに降雨が予測される場合に施工してはならない。</p> <p>13. グラウンド・コート砂舗装については、第11編3-7-10土系舗装工の砂舗装の規定による。</p> <p>14. グラウンド・コートダスト舗装については、第11編3-7-10土系舗装工の石灰岩ダスト舗装の規定による。</p> <p><b>4-3-5 グラウンド・コート縁石工</b></p> <p>1. コンクリート縁石、舗装止めの施工については、第3編2-3-5縁石工の規定による。</p> <p>2. 見切材（仕切材）の施工については、第11編3-7-16園路縁石工の規定による。</p> <p>3. 内圏縁石の施工については、以下の各号の規定による。</p> <p>(1) 基礎材及び均しコンクリートの施工については、第11編3-7-16園路縁石工の規定による。</p> <p>(2) 基礎コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>(3) 受注者は、構造物の完成後の埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p>(4) 受注者は、内圏縁石の据付けについては、公認種別毎に定められた位置に、距離の公差以内となるように施工しなければならない。</p> <p><b>第4節 スタンド整備工</b></p> <p><b>4-4-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、スタンド整備工としてスタンド擁壁工、ベンチ工、スタンド施設修繕工その他</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p>3. 基礎材及び均しコンクリートの施工については、第11編3-3-4貯水施設工の規定による。</p> <p>4. コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>5. 受注者は、<b>設計図書</b>に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については<b>設計図書</b>に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。</p> <p>6. 受注者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。</p> <p><b>4-4-2 材料</b></p> <p>1. 鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS B 1180（六角ボルト）</p> <p>JIS B 1181（六角ナット）</p> <p>JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）</p> <p>JIS B 1256（平座金）</p> <p>JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）</p> <p>JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）</p> <p>JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）</p> <p>JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）</p> <p>JIS G 3452（配管用炭素鋼管）</p> <p>JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）</p> <p>JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板<b>SUS304</b>）</p> <p>JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板<b>SUS304</b>）</p> <p>JIS G 5101（炭素鋼鋳鋼品）</p> <p>JIS G 5501（ねずみ鉄品）</p> <p>JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）</p> <p>JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）</p> <p>JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）</p> <p>2. 木材については、第2編2-4-1一般事項、第11編3-9-2材料の規定による。</p> <p>3. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS K 6741（硬質塩化ビニル管）</p> <p>JIS K 6745（プラスチック-硬質ポリ塩化ビニルシート-タイプ、寸法及び特性-<b>第1部：厚さ1mm以上の板</b>）</p> <p>JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）</p> <p>JIS R 3412（ガラスローピング）</p> <p>4. 塗料はJISの規格に適合するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。</p> <p>5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>	<p>これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p>3. 基礎材及び均しコンクリートの施工については、第11編3-3-4貯水施設工の規定による。</p> <p>4. コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>5. 受注者は、<b>設計図書</b>に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については<b>設計図書</b>に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。</p> <p>6. 受注者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。</p> <p><b>4-4-2 材料</b></p> <p>1. 鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）</p> <p>JIS B 1256（平座金）</p> <p>JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）</p> <p>JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）</p> <p>JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）</p> <p>JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）</p> <p>JIS G 3452（配管用炭素鋼管）</p> <p>JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）</p> <p>JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板<b>及び鋼帯</b>）</p> <p>JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板<b>及び鋼帯</b>）</p> <p>JIS G 5101（炭素鋼鋳鋼品）</p> <p>JIS G 5501（ねずみ鉄品）</p> <p>JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）</p> <p>JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）</p> <p>JIS H 4100（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）</p> <p>2. 木材については、第2編2-4-1一般事項、第11編3-9-2材料の規定による。</p> <p>3. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS K 6741（硬質<b>ポリ</b>塩化ビニル管）</p> <p>JIS K 6745（プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板）</p> <p>JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）</p> <p>JIS R 3412（ガラスローピング）</p> <p>4. 塗料はJISの規格に適合するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。</p> <p>5. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>のとする。</p> <p>JIS K 5621（一般用さび止めペイント）  <b>JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）</b>                      JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント）  <b>JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント）</b>                      JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）  <b>JIS K 5627（ジンクロメートさび止めペイント）</b>  <b>JIS K 5628（鉛丹ジンクロメートさび止めペイント）</b>                      JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）                      JIS H 8610（電気亜鉛めっき）</p> <p>6. プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。</p> <p>7. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したものの使用するものとする</p> <p><b>4-4-3 スタンド擁壁工</b></p> <p>1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、「<b>道路土工—擁壁工指針2-5・3-4施工一般</b>」（日本道路協会、平成11年3月）及び「<b>土木構造物標準設計第2巻解説書4.3施工上の注意事項</b>」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、目地板の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>4. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、付着・水密性を保つように施工しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、水抜管の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、コンクリート打設後、水抜管の有効性を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、吸い出し防止材の施工については、水抜管からスタンド擁壁背面の土が流出しないように施工しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された構造により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>8. コンクリート面の塗装については、第3編2-3-11 コンクリート面塗装工及び第11編3-13-3 塗装仕上げ工の規定による。</p> <p><b>4-4-4 ベンチ工</b></p> <p>1. 受注者は、ベンチの施工については、ベンチ本体をコンクリート基礎または、ベンチ脚部にボルトで取付けるものについては、<b>設計図書</b>によるものとし、アンカーボルト及びその付属品金物を設置しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、ベンチ腰板については、水平に取付け、ベンチ前面の足元地盤に停滞水が生じないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、ベンチの据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなけれ</p>	<p>のとする。</p> <p>JIS K 5621（一般用さび止めペイント）  <b>JIS K 5551（構造用さび止めペイント）</b>  <b>JIS K 5672（鉛・クロムフリーさび止めペイント）</b>                      JIS K 5623（亜鉛化鉛さび止めペイント）                      JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）                      JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）                      JIS H 8610（電気亜鉛めっき）  <b>JIS B 1180（六角ボルト）</b>  <b>JIS B 1181（六角ナット）</b></p> <p>6. プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁は、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。</p> <p>7. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したものの使用するものとする</p> <p><b>4-4-3 スタンド擁壁工</b></p> <p>1. 受注者は、スタンド擁壁工の施工にあたっては、「<b>道路土工—擁壁工指針5-11、施工一般</b>」（日本道路協会、平成24年7月）及び「<b>土木構造物標準設計第2巻解説書4.3施工上の注意事項</b>」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>2. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、目地板の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>4. 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、付着・水密性を保つように施工しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、水抜管の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、コンクリート打設後、水抜管の有効性を<b>確認</b>しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、吸い出し防止材の施工については、水抜管からスタンド擁壁背面の土が流出しないように施工しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、現地の状況により、<b>設計図書</b>に示された構造により難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>8. コンクリート面の塗装については、第3編2-3-11 コンクリート面塗装工及び第11編3-13-3 塗装仕上げ工の規定による。</p> <p><b>4-4-4 ベンチ工</b></p> <p>1. 受注者は、ベンチの施工については、ベンチ本体をコンクリート基礎または、ベンチ脚部にボルトで取付けるものについては、<b>設計図書</b>によるものとし、アンカーボルト及びその付属品金物を設置しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、ベンチ腰板については、水平に取付け、ベンチ前面の足元地盤に停滞水が生じないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、ベンチの据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなけれ</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ばならない。</p> <p>4. 受注者は、木製腰板のボルト埋木については、割れ、ひびがない腰板と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、隙間のないように打込み、表面は平滑に仕上げなければならない。</p> <p>5. 塗装については、第11編3-13-3塗装仕上げ工の規定による。</p> <p><b>4-4-5 スタンド施設修繕工</b></p> <p>スタンド施設修繕の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第5節 グラウンド・コート施設整備工</b></p> <p><b>4-5-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、グラウンド・コート施設整備工として、ダッグアウト工、スコアーボード工、バックネット工、競技施設工、スポーツポイント工、審判台工、掲揚ポール工、衝撃吸収材工、グラウンド・コート柵工、グラウンド・コート施設修繕工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、基礎材及び均しコンクリートの施工については、第11編3-3-4貯水施設工の規定による。</p> <p>3. コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>4. 受注者は、<b>設計図書</b>に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については<b>設計図書</b>に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。</p> <p>5. 受注者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、また、公認施設については競技規則等に示される寸法ならびに距離の公差に従い、正確に位置出しをしなければならない。</p> <p><b>4-5-2 材料</b></p> <p>1. 鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS B 1180（六角ボルト）</p> <p>JIS B 1181（六角ナット）</p> <p>JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）</p> <p>JIS B 1256（平座金）</p> <p>JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）</p> <p>JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）</p> <p>JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）</p> <p>JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）</p> <p>JIS G 3125（高耐候性圧延鋼材）</p> <p>JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）</p> <p>JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）</p> <p>JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）</p> <p>JIS G 3452（配管用炭素鋼管）</p>	<p>ばならない。</p> <p>4. 受注者は、木製腰板のボルト埋木については、割れ、ひびがない腰板と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、隙間のないように打込み、表面は平滑に仕上げなければならない。</p> <p>5. 塗装については、第11編3-13-3塗装仕上げ工の規定による。</p> <p><b>4-4-5 スタンド施設修繕工</b></p> <p>スタンド施設修繕の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第5節 グラウンド・コート施設整備工</b></p> <p><b>4-5-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、グラウンド・コート施設整備工として、ダッグアウト工、スコアーボード工、バックネット工、競技施設工、スポーツポイント工、審判台工、掲揚ポール工、衝撃吸収材工、グラウンド・コート柵工、グラウンド・コート施設修繕工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>2. 受注者は、基礎材及び均しコンクリートの施工については、第11編3-3-4貯水施設工の規定による。</p> <p>3. コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p>4. 受注者は、<b>設計図書</b>に示す木材の寸法については、製材においては仕上がり寸法とし、素材については<b>設計図書</b>に明示する場合を除き末口寸法としなければならない。</p> <p>5. 受注者は、スタンド整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、また、公認施設については競技規則等に示される寸法ならびに距離の公差に従い、正確に位置出しをしなければならない。</p> <p><b>4-5-2 材料</b></p> <p>1. 鋼材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS B 1180（六角ボルト）</p> <p>JIS B 1181（六角ナット）</p> <p>JIS B 1186（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）</p> <p>JIS B 1256（平座金）</p> <p>JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）</p> <p>JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）</p> <p>JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）</p> <p>JIS G 3114（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）</p> <p>JIS G 3125（高耐候性圧延鋼材）</p> <p>JIS G 3201（炭素鋼鍛鋼品）</p> <p>JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）</p> <p>JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）</p> <p>JIS G 3452（配管用炭素鋼管）</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p>JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)</p> <p>JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板SUS304)</p> <p>JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板SUS304)</p> <p>JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)</p> <p>JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)</p> <p>JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)</p> <p>JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)</p> <p>JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)</p> <p>2. 鉄線、ワイヤーロープ、鉄網材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS G 3525 (ワイヤーロープ)</p> <p>JIS G 3532 (鉄線)</p> <p>JIS G 3542 (着色塗装亜鉛めっき鉄線)</p> <p>JIS G 3543 (合成樹脂被覆鉄線)</p> <p>JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)</p> <p>JIS G 3552 (ひし形金網)</p> <p>JIS G 3553 (クリンプ金網)</p> <p>JIS G 3554 (きつ甲金網)</p> <p>JIS G 3555 (織金網)</p> <p>3. 木材は、有害な腐れ、割れの欠陥のないものとし、第11編3-9-2材料によるものとする。</p> <p>4. 木材の防腐処理は、JIS K 1571 (木材保存剤の性能試験及び性能基準) 及び加圧処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法及び性能基準 (JWPS-TW) の合格基準に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>5. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管)</p> <p>JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニルシート-タイプ、寸法及び特性-第1部:厚さ1mm以上の板)</p> <p>JIS K 6919 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)</p> <p>JIS R 3412 (ガラスロービング)</p> <p>6. 塗料は JIS の規格に適合するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。</p> <p>7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5622 (鉛丹さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5624 (塩基性クロコ酸鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)</p>	<p>JIS G 3466 (一般構造用角形鋼管)</p> <p>JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)</p> <p>JIS G 5101 (炭素鋼鋳鋼品)</p> <p>JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)</p> <p>JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)</p> <p>JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)</p> <p>JIS H 4100 (アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材)</p> <p>2. 鉄線、ワイヤーロープ、鉄網材は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS G 3525 (ワイヤーロープ)</p> <p>JIS G 3532 (鉄線)</p> <p>JIS G 3542 (着色塗装亜鉛めっき鉄線)</p> <p>JIS G 3543 (合成樹脂被覆鉄線)</p> <p>JIS G 3551 (溶接金網及び鉄筋格子)</p> <p>JIS G 3552 (ひし形金網)</p> <p>JIS G 3553 (クリンプ金網)</p> <p>JIS G 3554 (きつ甲金網)</p> <p>JIS G 3555 (織金網)</p> <p>3. 木材は、有害な腐れ、割れの欠陥のないものとし、第11編3-9-2材料によるものとする。</p> <p>4. 木材の防腐処理は、JIS K 1571 (木材保存剤の性能試験及び性能基準) 及び加圧処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法及び性能基準 (JWPS-TW) の合格基準に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>5. 合成樹脂製品は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS K 6741 (硬質ポリ塩化ビニル管)</p> <p>JIS K 6745 (プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板)</p> <p>JIS K 6919 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)</p> <p>JIS R 3412 (ガラスロービング)</p> <p>6. 塗料は JIS の規格に適合するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造所の製品を使用するものとする。</p> <p>7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>JIS K 5621 (一般用さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5551 (構造用さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5672 (鉛・クロムフリーさび止めペイント)</p> <p>JIS K 5623 (亜鉛化鉛さび止めペイント)</p> <p>JIS K 5625 (シアナミド鉛さび止めペイント)</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>JIS K 5627（ジंकロメートさび止めペイント）                      JIS K 5628（鉛丹ジंकロメートさび止めペイント）                      JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）                      JIS H 8610（電気亜鉛めっき）</p> <p>8. バックネットの構成部材については、JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）によるものとし、材質、寸法は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>9. 砂場縁石の材質、規格及び砂の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>10. ラインマーク、ポイント杭で使用する材質、色、マークについては、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>11. 衝撃吸収材の材質、規格寸法については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>12. グラウンド・コート柵工の構成部材については、JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）によるものとし、材質、寸法は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>13. グラウンド・コート柵工の支柱に用いるコンクリート柱については、プレキャストコンクリート製とし、表面は平滑で傷のないものとする。</p> <p>14. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したものの使用するものとする。</p>	<p>JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）                      JIS H 8610（電気亜鉛めっき）</p> <p>8. バックネットの構成部材については、JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）によるものとし、材質、寸法は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>9. 砂場縁石の材質、規格及び砂の種類、規格については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>10. ラインマーク、ポイント杭で使用する材質、色、マークについては、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>11. 衝撃吸収材の材質、規格寸法については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>12. グラウンド・コート柵工の構成部材については、JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）によるものとし、材質、寸法は<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>13. グラウンド・コート柵工の支柱に用いるコンクリート柱については、プレキャストコンクリート製とし、表面は平滑で傷のないものとする。</p> <p>14. 製品は、原則として製作所の商標記号、製造年月を刻印したものの使用するものとする。</p>
<p><b>4-5-3 ダッグアウト工</b></p> <p>ダッグアウト基礎、ダッグアウト設置、ダッグアウト設備の施工については、第11編3-12-3四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p><b>4-5-3 ダッグアウト工</b></p> <p>ダッグアウト基礎、ダッグアウト設置、ダッグアウト設備の施工については、第11編3-12-3四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>4-5-4 スコアボード工</b></p> <p>スコアボード基礎、スコアボード設置、スコアボード設備の施工については、第11編3-12-3四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>	<p><b>4-5-4 スコアボード工</b></p> <p>スコアボード基礎、スコアボード設置、スコアボード設備の施工については、第11編3-12-3四阿工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p>
<p><b>4-5-5 バックネット工</b></p> <p>1. 受注者は、バックネット基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が偏心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、バックネット支柱の建込みについては、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を<b>確認</b>後、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、金網の施工については、たるみのないように取付けなければならない。</p> <p>5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、バックネット支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタルやシーリング材で仕上げなければならない。</p>	<p><b>4-5-5 バックネット工</b></p> <p>1. 受注者は、バックネット基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が偏心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、バックネット支柱の建込みについては、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を<b>確認</b>後、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、金網の施工については、たるみのないように取付けなければならない。</p> <p>5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。</p> <p>6. 受注者は、バックネット支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタルやシーリング材で仕上げなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>4-5-6 競技施設工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 競技施設工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、ファールポールの設置については、ファールポールはファールライン上に直立させ、仕上げ地盤面から高さ、水平、ポール上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。</li> <li>3. 受注者は、ネットポストの設置については、ネットポストはサイドライン中央部の外側に、サイドラインから同一の距離に直立させ、計画地盤面から高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。</li> <li>4. 受注者は、ポストのボルト、ナットまたは軸による接合部については、緩み、抜け落ちがないように止めネジ、座金、割ピンを用いて十分締付けなければならない。</li> <li>5. 受注者は、ゴールポストの設置については、ゴールポストはゴールライン上に直立させ、計画地盤面からの高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。</li> <li>6. 受注者は、支柱台の施工については、支柱台の頂部が助走路計画地盤面と同一面となるように仕上げなければならない。</li> <li>7. 受注者は、使用するファールポール、ポスト、ゴールポスト、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板が JIS 製品以外の場合は、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</li> <li>8. 受注者は、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、製造所の仕様によるものとする。</li> <li>9. 受注者は、センターガイドの施工については、<b>設計図書</b>に示す位置に施工しなければならない。</li> <li>10. 受注者は、ピッチャープレートの施工については、ピッチャープレートは規格品を使用し、<b>設計図書</b>に示す位置に水平に設置しなければならない。</li> <li>11. 受注者は、ホームベース及び塁ベースの施工については、ホームベース及び塁ベースは規格品を使用し、<b>設計図書</b>に示す位置に水平に設置しなければならない。</li> <li>12. 受注者は、塁ベース基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分に突固めなければならない。</li> </ol> <p><b>4-5-7 スポーツポイント工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツポイント工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、ラインマーク、ポイント杭、角石及び標示タイトルの施工については、<b>設計図書</b>に示す位置に計画地盤面と同一面となるよう据付け、設置後動かないように施工しなければならない。</li> </ol> <p><b>4-5-8 審判台工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審判台工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、審判台の設置については、計画地盤面から高さ、水平に注意し、ねじれないように施工しなければならない。</li> </ol>	<p><b>4-5-6 競技施設工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 競技施設工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、ファールポールの設置については、ファールポールはファールライン上に直立させ、仕上げ地盤面から高さ、水平、ポール上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。</li> <li>3. 受注者は、ネットポストの設置については、ネットポストはサイドライン中央部の外側に、サイドラインから同一の距離に直立させ、計画地盤面から高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。</li> <li>4. 受注者は、ポストのボルト、ナットまたは軸による接合部については、緩み、抜け落ちがないように止めネジ、座金、割ピンを用いて十分締付けなければならない。</li> <li>5. 受注者は、ゴールポストの設置については、ゴールポストはゴールライン上に直立させ、計画地盤面からの高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。</li> <li>6. 受注者は、支柱台の施工については、支柱台の頂部が助走路計画地盤面と同一面となるように仕上げなければならない。</li> <li>7. 受注者は、使用するファールポール、ポスト、ゴールポスト、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板が JIS 製品以外の場合は、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</li> <li>8. 受注者は、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これに示されていない場合は、製造所の仕様によるものとする。</li> <li>9. 受注者は、センターガイドの施工については、<b>設計図書</b>に示す位置に施工しなければならない。</li> <li>10. 受注者は、ピッチャープレートの施工については、ピッチャープレートは規格品を使用し、<b>設計図書</b>に示す位置に水平に設置しなければならない。</li> <li>11. 受注者は、ホームベース及び塁ベースの施工については、ホームベース及び塁ベースは規格品を使用し、<b>設計図書</b>に示す位置に水平に設置しなければならない。</li> <li>12. 受注者は、塁ベース基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分に突固めなければならない。</li> </ol> <p><b>4-5-7 スポーツポイント工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. スポーツポイント工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、ラインマーク、ポイント杭、角石及び標示タイトルの施工については、<b>設計図書</b>に示す位置に計画地盤面と同一面となるよう据付け、設置後動かないように施工しなければならない。</li> </ol> <p><b>4-5-8 審判台工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 審判台工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、審判台の設置については、計画地盤面から高さ、水平に注意し、ねじれないように施工しなければならない。</li> </ol>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>4-5-9 掲揚ポール工</b> 掲揚ポールの施工については、第 11 編 3-11-11 掲揚ポール工の規定によるものほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4-5-10 衝撃吸収材工</b> 1. 衝撃吸収材工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 受注者は、既設構造物表面に付着した塵埃、粉化物を除去しなければならない。 3. 受注者は、既設構造物表面に小穴、き裂または、突起物がある場合、穴埋めやサンダー処理を行い、表面を平滑にしなければならない。 4. 受注者は、衝撃吸収材の設置については、既存構造物と一体になるよう施工しなければならない。</p> <p><b>4-5-11 グラウンド・コート柵工</b> 1. 受注者は、グラウンド・コート柵工の基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が扁心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。 2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。 3. グラウンド・コート柵工の支柱の建込みについては、以下の各号の規定による。 (1) 受注者は、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を<b>確認</b>し、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。 (2) 受注者は、付近の構造物に支障にならないようつとめなければならない。 4. 受注者は、金網、防球ネットの施工については、たるみのないように取付けなければならない。 5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。 6. 受注者は、グラウンド・コート柵工の支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタル仕上げをしなければならない。</p> <p><b>4-5-12 グラウンド・コート施設修繕工</b> グラウンド・コート施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第6節 公園施設等撤去・移設工</b> <b>4-6-1 公園施設撤去工</b> 公園施設撤去工については、第 11 編 1-10-2 公園施設撤去工の規定による。</p> <p><b>4-6-2 移設工</b> 移植工の施工については、第 11 編 1-10-3 移設工の規定による。</p>	<p><b>4-5-9 掲揚ポール工</b> 掲揚ポールの施工については、第 11 編 3-11-11 掲揚ポール工の規定によるものほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>4-5-10 衝撃吸収材工</b> 1. 衝撃吸収材工の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。 2. 受注者は、既設構造物表面に付着した塵埃、粉化物を除去しなければならない。 3. 受注者は、既設構造物表面に小穴、き裂または、突起物がある場合、穴埋めやサンダー処理を行い、表面を平滑にしなければならない。 4. 受注者は、衝撃吸収材の設置については、既存構造物と一体になるよう施工しなければならない。</p> <p><b>4-5-11 グラウンド・コート柵工</b> 1. 受注者は、グラウンド・コート柵工の基礎の施工については、杭打ち機により掘削する場合は、掘削穴が扁心及び傾斜しないように注意して掘削を行わなければならない。 2. 受注者は、掘削を行う場合については、地下埋設物に破損や障害を発生させないように施工しなければならない。 3. グラウンド・コート柵工の支柱の建込みについては、以下の各号の規定による。 (1) 受注者は、支柱の通り、支柱上端のキャップの有無を<b>確認</b>し、支柱が傾斜しないように施工しなければならない。 (2) 受注者は、付近の構造物に支障にならないようつとめなければならない。 4. 受注者は、金網、防球ネットの施工については、たるみのないように取付けなければならない。 5. 受注者は、アンカーボルトの設置については、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。 6. 受注者は、グラウンド・コート柵工の支柱の基礎コンクリートを箱抜きした状態で工事を完了する場合は、箱抜き部分に中詰砂を入れてモルタル仕上げをしなければならない。</p> <p><b>4-5-12 グラウンド・コート施設修繕工</b> グラウンド・コート施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>第6節 公園施設等撤去・移設工</b> <b>4-6-1 公園施設撤去工</b> 公園施設撤去工については、第 11 編 1-10-2 公園施設撤去工の規定による。</p> <p><b>4-6-2 移設工</b> 移植工の施工については、第 11 編 1-10-3 移設工の規定による。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>4-6-3 伐採工</b> 伐採工の施工については、第11編1-10-4伐採工の規定による。</p> <p><b>4-6-4 発生材再利用工</b> 発生材再利用工の施工については、第11編1-10-5発生材再利用工の規定による。</p>	<p><b>4-6-3 伐採工</b> 伐採工の施工については、第11編1-10-4伐採工の規定による。</p> <p><b>4-6-4 発生材再利用工</b> 発生材再利用工の施工については、第11編1-10-5発生材再利用工の規定による。</p>



改正前（27年版）

改正後（29年版）

## 第5章 自然育成

## 第5章 自然育成

### 第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における自然育成施設工、自然育成植栽工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。
3. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

### 第1節 適用

1. 本章は、公園緑地工事における自然育成施設工、自然育成植栽工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編2-9構造物撤去工の規定による。
3. 仮設工は、第3編2-10仮設工の規定による。
4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編土木工事共通編の規定による。

### 第2節 自然育成施設工

### 第2節 適用すべき諸基準類

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、関係基準等によらなければならない。

#### 5-2-1 一般事項

1. 本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、動植物の生育・生息空間を創出・復元するために行う自然育成工法の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
3. 受注者は、自然育成の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 5-2-1 一般事項

1. 本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、水田工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、解説板工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、動植物の生育・生息空間を創出・復元するために行う自然育成工法の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
3. 受注者は、自然育成の施工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。

#### 5-2-2 材料

1. 受注者は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によるものとする。ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、現地で材料を採取する場合については、材料について監督員の**確認**を受けなければならない。

#### 5-2-2 材料

1. 受注者は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、**設計図書**によるものとする。ただし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、現地で材料を採取する場合については、材料について監督員の**確認**を受けなければならない。

#### 5-2-3 自然育成盛土工

1. 受注者は、自然育成盛土工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、自然育成盛土の施工について、締固めは、必要最小限にとどめ、目標とする生物の生育環境を理解して仕上げなければならない。

#### 5-2-3 自然育成盛土工

1. 受注者は、自然育成盛土工については、**設計図書**によるものとし、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、自然育成盛土の施工について、締固めは、必要最小限にとどめ、目標とする生物の生育環境を理解して仕上げなければならない。

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>5-2-4 自然水路工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、自然水路工については、自然に存在する水路の状態を再現するために行う趣旨を踏まえて、施工しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。</li> <li>3. ごろた石積及び崩れ積の施工については、第11編1-8-8石積工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>4. 受注者は、砂、礫敷の施工については、自然型水路床の洗掘防止機能と、生物の生育環境に配慮して施工しなければならない。</li> </ol> <p><b>5-2-5 水田工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、たたき粘土の施工については、第11編5-2-4自然水路工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、水田土壌盛土の施工については、第11編5-2-3自然育成盛土の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>3. 受注者は、流入口及び排出口の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>4. 受注者は、角落し及び角落し受枠の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> </ol> <p><b>5-2-6 ガレ山工</b></p> <p>受注者は、ガレ（自然石、コンクリート塊、管）を用いて動物や昆虫の生息空間を創出するガレ山の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。</p> <p><b>5-2-7 粗朶山工</b></p> <p>受注者は、粗朶を用いて動物や昆虫の生息空間を創出する粗朶山の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。</p> <p><b>5-2-8 カントリーヘッジ工</b></p> <p>受注者は、木の太枝を編んだ垣根につる性植物をからませて、動物や昆虫の生育空間を創出するカントリーヘッジの施工については、つる性植物が絡めるよう堅固に組立てるとともに、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。</p> <p><b>5-2-9 石積土堰堤工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、土堰堤を石積で行い、動物や昆虫の生育の場を創出する石積土堰堤の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。</li> </ol>	<p><b>5-2-4 自然水路工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、自然水路工については、自然に存在する水路の状態を再現するために行う趣旨を踏まえて、施工しなければならない。</li> <li>2. 受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密に叩いて仕上げなければならない。</li> <li>3. ごろた石積及び崩れ積の施工については、第11編1-8-8石積工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>4. 受注者は、砂、礫敷の施工については、自然型水路床の洗掘防止機能と、生物の生育環境に配慮して施工しなければならない。</li> </ol> <p><b>5-2-5 水田工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、たたき粘土の施工については、第11編5-2-4自然水路工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>2. 受注者は、水田土壌盛土の施工については、第11編5-2-3自然育成盛土の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>3. 受注者は、流入口及び排出口の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> <li>4. 受注者は、角落し及び角落し受枠の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</li> </ol> <p><b>5-2-6 ガレ山工</b></p> <p>受注者は、ガレ（自然石、コンクリート塊、管）を用いて動物や昆虫の生息空間を創出するガレ山の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。</p> <p><b>5-2-7 粗朶山工</b></p> <p>受注者は、粗朶を用いて動物や昆虫の生息空間を創出する粗朶山の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。</p> <p><b>5-2-8 カントリーヘッジ工</b></p> <p>受注者は、木の太枝を編んだ垣根につる性植物をからませて、動物や昆虫の生育空間を創出するカントリーヘッジの施工については、つる性植物が絡めるよう堅固に組立てるとともに、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。</p> <p><b>5-2-9 石積土堰堤工</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は、土堰堤を石積で行い、動物や昆虫の生育の場を創出する石積土堰堤の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。</li> </ol>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>2. 石積の施工については、第11編1-8-8石積工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>5-2-10 しがらみ柵工</b></p> <p>受注者は、竹や木の枝を組んで法面の保護を行うしがらみ柵の施工については、生物の生息環境に配慮し、法面が保全できるように堅固に仕上げなければならない。</p> <p><b>5-2-11 自然育成型護岸工</b></p> <p>1. 受注者は、護岸を自然環境に近い状態に整備する自然育成型護岸工の施工については、工法及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。</p> <p>2. 自然育成型護岸工の施工については、第3編2-3-26多自然型護岸工の規定による。</p> <p>3. 階段ブロック積及び魚巢ブロック積の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p>4. 種子散布、公園筋芝、公園市松芝の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p>5. 覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p> <p>6. かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>5-2-12 保護柵工</b></p> <p>保護柵工の施工については、第11編3-11-8柵工の規定による。</p> <p><b>5-2-13 解説板工</b></p> <p>1. 解説板の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、解説板工の施工については、地盤高からの高さ、水平性に留意し、ねじれないように十分注意しなければならない。</p> <p><b>5-2-14 自然育成施設修繕工</b></p> <p>自然育成施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5-2-15 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>5-2-16 自然育成型護岸基礎工</b></p> <p>1. 現場打基礎、プレキャスト基礎の施工については、第3編2-4-3基礎工（護岸）の規定による。</p> <p>2. 一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、第3編2-4-2土台基礎工の規定による。</p>	<p>2. 石積の施工については、第11編1-8-8石積工の規定によるもののほか、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p><b>5-2-10 しがらみ柵工</b></p> <p>受注者は、竹や木の枝を組んで法面の保護を行うしがらみ柵の施工については、生物の生息環境に配慮し、法面が保全できるように堅固に仕上げなければならない。</p> <p><b>5-2-11 自然育成型護岸工</b></p> <p>1. 受注者は、護岸を自然環境に近い状態に整備する自然育成型護岸工の施工については、工法及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。</p> <p>2. 自然育成型護岸工の施工については、第3編2-3-26多自然型護岸工の規定による。</p> <p>3. 階段ブロック積及び魚巢ブロック積の施工については、第3編2-5-3コンクリートブロック工の規定による。</p> <p>4. 種子散布、公園筋芝、公園市松芝の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。</p> <p>5. 覆土工の施工については、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。</p> <p>6. かご工の施工については、第3編2-14-7かご工の規定による。</p> <p><b>5-2-12 保護柵工</b></p> <p>保護柵工の施工については、第11編3-11-8柵工の規定による。</p> <p><b>5-2-13 解説板工</b></p> <p>1. 解説板の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、解説板工の施工については、地盤高からの高さ、水平性に留意し、ねじれないように十分注意しなければならない。</p> <p><b>5-2-14 自然育成施設修繕工</b></p> <p>自然育成施設修繕工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難い場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5-2-15 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。</p> <p><b>5-2-16 自然育成型護岸基礎工</b></p> <p>1. 現場打基礎、プレキャスト基礎の施工については、第3編2-4-3基礎工（護岸）の規定による。</p> <p>2. 一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、第3編2-4-2土台基礎工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>5-2-17 沈床工</b> 沈床工の施工については、第3編2-3-18 沈床工の規定による。</p> <p><b>5-2-18 捨石工</b> 1. 捨石工の施工については、第3編2-3-19 捨石工の規定による。 2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。</p> <p><b>5-2-19 かご工</b> 1. じゃかご及びふとんかごの施工については、第3編2-14-7 かご工の規定による。 2. 植生かごマットで使用する材料の種類及び規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。 3. 植生かごマットの施工については、第3編2-14-7 かご工の規定による。</p> <p><b>5-2-20 元付工</b> 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>5-2-21 牛・枠工</b> 1. 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>し、これを処理しなければならない。 2. 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。なお、<b>設計図書</b>において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。 3. 牛・枠工の施工については、第6編1-10-7 牛・枠工の規定による。</p> <p><b>5-2-22 杭出し水制工</b> 杭出し水制工の施工については、第6編1-10-8 杭出し水制工の規定による。</p>	<p><b>5-2-17 沈床工</b> 沈床工の施工については、第3編2-3-18 沈床工の規定による。</p> <p><b>5-2-18 捨石工</b> 1. 捨石工の施工については、第3編2-3-19 捨石工の規定による。 2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。</p> <p><b>5-2-19 かご工</b> 1. じゃかご及びふとんかごの施工については、第3編2-14-7 かご工の規定による。 2. 植生かごマットで使用する材料の種類及び規格は、<b>設計図書</b>によらなければならない。 3. 植生かごマットの施工については、第3編2-14-7 かご工の規定による。</p> <p><b>5-2-20 元付工</b> 元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。</p> <p><b>5-2-21 牛・枠工</b> 1. 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>し、これを処理しなければならない。 2. 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。なお、<b>設計図書</b>において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。 3. 牛・枠工の施工については、第6編1-10-7 牛・枠工の規定による。</p> <p><b>5-2-22 杭出し水制工</b> 杭出し水制工の施工については、第6編1-10-8 杭出し水制工の規定による。</p>
<p><b>第3節 自然育成植栽工</b></p> <p><b>5-3-1 一般事項</b> 1. 本節は、自然育成植栽工として、湿地移設工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。</p> <p><b>5-3-2 材料</b> 1. 受注者は、使用する材料については、<b>設計図書</b>によるものとする。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。 2. 受注者は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、</p>	<p><b>第4節 自然育成植栽工</b></p> <p><b>5-3-1 一般事項</b> 1. 本節は、自然育成植栽工として、湿地移設工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工種について定める。 2. 受注者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。</p> <p><b>5-3-2 材料</b> 1. 受注者は、使用する材料については、<b>設計図書</b>によるものとする。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。 2. 受注者は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>3. 水生植物の材料は、下記の事項に適合したもの、または同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 水生植物の材料の形状は<b>設計図書</b>によるものとし、傷、腐れ、病害虫のないもので、生育良好なものとする。</p> <p>(2) 茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。</p> <p><b>5-3-3 湿地移設工</b></p> <p>受注者は、湿地移設工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、時期、工法については、施工前に十分調査のうえ、<b>施工計画書</b>を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5-3-4 水生植物植栽工</b></p> <p>受注者は、水性植物植栽工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5-3-5 林地育成工</b></p> <p>1. 受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、間伐（択伐）及び皆伐の施工については、伐採の時期が<b>設計図書</b>により難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、除伐の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。</p> <p>5. 受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。</p> <p>6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。</p> <p>7. 受注者は、下刈りの施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>9. 受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、<b>設計図書</b>に関して監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p>3. 水生植物の材料は、下記の事項に適合したもの、または同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) 水生植物の材料の形状は<b>設計図書</b>によるものとし、傷、腐れ、病害虫のないもので、生育良好なものとする。</p> <p>(2) 茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。</p> <p><b>5-3-3 湿地移設工</b></p> <p>受注者は、湿地移設工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、時期、工法については、施工前に十分調査のうえ、<b>施工計画書</b>を作成し、監督員に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>5-3-4 水生植物植栽工</b></p> <p>受注者は、水性植物植栽工の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>5-3-5 林地育成工</b></p> <p>1. 受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、間伐（択伐）及び皆伐の施工については、伐採の時期が<b>設計図書</b>により難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、除伐の施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。</p> <p>5. 受注者は、株立整理の施工については、一株あたり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。</p> <p>6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。</p> <p>7. 受注者は、下刈りの施工については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>8. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、<b>設計図書</b>によらなければならない。</p> <p>9. 受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断のうえ、運搬可能な形状に揃え、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、<b>設計図書</b>によるものとし、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>に関して監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>第4節 公園施設等撤去・移設工</b></p> <p><b>5-4-1 公園施設撤去工</b> 公園施設撤去工については、第11編1-10-2公園施設撤去工の規定による。</p> <p><b>5-4-2 移設工</b> 移植工の施工については、第11編1-10-3移設工の規定による。</p> <p><b>5-4-3 伐採工</b> 伐採工の施工については、第11編1-10-4伐採工の規定による。</p> <p><b>5-4-4 発生材再利用工</b> 発生材再利用工の施工については、第11編1-10-5発生材再利用工の規定による。</p>	<p><b>第5節 公園施設等撤去・移設工</b></p> <p><b>5-4-1 公園施設撤去工</b> 公園施設撤去工については、第11編1-10-2公園施設撤去工の規定による。</p> <p><b>5-4-2 移設工</b> 移植工の施工については、第11編1-10-3移設工の規定による。</p> <p><b>5-4-3 伐採工</b> 伐採工の施工については、第11編1-10-4伐採工の規定による。</p> <p><b>5-4-4 発生材再利用工</b> 発生材再利用工の施工については、第11編1-10-5発生材再利用工の規定による。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)																										
<h2>第12編 下水道編</h2> <h3>第1章 下水道工事</h3> <h4>第1節 適用</h4> <p><b>1. 一般事項</b>                      本章は、下水道工事における開削工、排水工、立坑・人孔築造工、推進工、シールド工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p><b>2. 保安措置</b>                      受注者は、工事に先立ち、地下埋設物、地上工作物、近接構造物、地下水位及び地質状態等について、事前に調査し監督員に<b>報告</b>しなければならない。なお、支障物件がある場合は、監督員に<b>報告</b>し、当該管理者と<b>協議</b>のうえ保安上必要な措置を講じて事故防止を図らねばならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b>                      本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。</p> <h4>第2節 適用すべき諸基準</h4> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説」</td> <td>(2009年)</td> </tr> <tr> <td>日本下水道協会「<b>下水道工事施工管理指針と解説</b>」</td> <td>(1989年)</td> </tr> <tr> <td>日本下水道協会「下水道推進工法の指針と解説」</td> <td>(2010年)</td> </tr> <tr> <td>日本下水道協会「下水道施設の耐震対策指針の解説」</td> <td>(2014年)</td> </tr> <tr> <td>土木学会「トンネル標準示方書(<b>シールド編</b>)同解説」</td> <td>(2006年)</td> </tr> <tr> <td><b>土木学会</b>・日本下水道協会 「シールド工工事用標準セグメント」</td> <td>(2001年)</td> </tr> <tr> <td>日本下水道協会「下水道土木工事必携(案)」</td> <td>(2014年)</td> </tr> </table> <p>※ただし「下水道土木工事<b>共通仕様書</b>(案)」文中の『監督職員』は『監督員』と読み替えるものとする。</p> <h4>第3節 開削工</h4> <p><b>1-3-1 一般事項</b>                      本節は、開削工として管(函)渠工その他これに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-3-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説」	(2009年)	日本下水道協会「 <b>下水道工事施工管理指針と解説</b> 」	(1989年)	日本下水道協会「下水道推進工法の指針と解説」	(2010年)	日本下水道協会「下水道施設の耐震対策指針の解説」	(2014年)	土木学会「トンネル標準示方書( <b>シールド編</b> )同解説」	(2006年)	<b>土木学会</b> ・日本下水道協会 「シールド工工事用標準セグメント」	(2001年)	日本下水道協会「下水道土木工事必携(案)」	(2014年)	<h2>第12編 下水道編</h2> <h3>第1章 下水道工事</h3> <h4>第1節 適用</h4> <p><b>1. 一般事項</b>                      本章は、下水道工事における開削工、排水工、立坑・人孔築造工、推進工、シールド工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p> <p><b>2. 保安措置</b>                      受注者は、工事に先立ち、地下埋設物、地上工作物、近接構造物、地下水位及び地質状態等について、事前に調査し監督員に<b>報告</b>しなければならない。なお、支障物件がある場合は、監督員に<b>報告</b>し、当該管理者と<b>協議</b>のうえ保安上必要な措置を講じて事故防止を図らねばならない。</p> <p><b>3. 適用規定</b>                      本章に特に定めのない事項については、第1編共通編の規定によるものとする。</p> <h4>第2節 適用すべき諸基準</h4> <p>受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。</p> <table border="0"> <tr> <td>日本下水道協会<b>編</b>「下水道施設計画・設計指針と解説」</td> <td>(2009年)</td> </tr> <tr> <td>日本下水道協会「<b>下水道施設の耐震対策指針の解説</b>」</td> <td>(2014年)</td> </tr> <tr> <td>日本下水道協会<b>編</b>「下水道推進工法の指針と解説」</td> <td>(2010年)</td> </tr> <tr> <td>土木学会<b>編</b>「トンネル標準示方書<b>シールド工法</b>・同解説」</td> <td>(2006年)</td> </tr> <tr> <td>日本下水道協会 <b>規格</b> 「(J S W A S) シールド工工事用標準セグメント」</td> <td>(2001年)</td> </tr> <tr> <td>日本下水道協会<b>編</b>「下水道土木工事必携(案)」</td> <td>(2014年)</td> </tr> </table> <p>※ただし「下水道土木工事<b>必携</b>(案)」文中の『監督職員』は『監督員』と読み替えるものとする。</p> <h4>第3節 開削工</h4> <p><b>1-3-1 一般事項</b>                      本節は、開削工として管(函)渠工その他これに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-3-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b>                      作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(<b>床掘り・埋戻し</b>)の規定によるものとする。</p>	日本下水道協会 <b>編</b> 「下水道施設計画・設計指針と解説」	(2009年)	日本下水道協会「 <b>下水道施設の耐震対策指針の解説</b> 」	(2014年)	日本下水道協会 <b>編</b> 「下水道推進工法の指針と解説」	(2010年)	土木学会 <b>編</b> 「トンネル標準示方書 <b>シールド工法</b> ・同解説」	(2006年)	日本下水道協会 <b>規格</b> 「(J S W A S) シールド工工事用標準セグメント」	(2001年)	日本下水道協会 <b>編</b> 「下水道土木工事必携(案)」	(2014年)
日本下水道協会「下水道施設計画・設計指針と解説」	(2009年)																										
日本下水道協会「 <b>下水道工事施工管理指針と解説</b> 」	(1989年)																										
日本下水道協会「下水道推進工法の指針と解説」	(2010年)																										
日本下水道協会「下水道施設の耐震対策指針の解説」	(2014年)																										
土木学会「トンネル標準示方書( <b>シールド編</b> )同解説」	(2006年)																										
<b>土木学会</b> ・日本下水道協会 「シールド工工事用標準セグメント」	(2001年)																										
日本下水道協会「下水道土木工事必携(案)」	(2014年)																										
日本下水道協会 <b>編</b> 「下水道施設計画・設計指針と解説」	(2009年)																										
日本下水道協会「 <b>下水道施設の耐震対策指針の解説</b> 」	(2014年)																										
日本下水道協会 <b>編</b> 「下水道推進工法の指針と解説」	(2010年)																										
土木学会 <b>編</b> 「トンネル標準示方書 <b>シールド工法</b> ・同解説」	(2006年)																										
日本下水道協会 <b>規格</b> 「(J S W A S) シールド工工事用標準セグメント」	(2001年)																										
日本下水道協会 <b>編</b> 「下水道土木工事必携(案)」	(2014年)																										

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ただし、埋戻し箇所の締固めについて、良質土で締固め（締固め度90%程度以上）ながら埋戻すこと。</p> <p><b>1-3-3 矢板工</b> 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-4 管(函)渠工</b></p> <p><b>1. 管(函)渠の施工</b> 受注者は、管(函)渠の施工については、管(函)渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工</b> 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。</p> <p><b>3. 管(函)渠周辺の埋戻し及び盛土の施工</b> 受注者は、管(函)渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管(函)渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。</p> <p><b>4. ソケット付の管の布設</b> 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。</p> <p><b>5. 管の切断</b> 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、受注者の負担で取換えなければならない。</p> <p><b>6. 埋設表示シート</b> 埋設表示シートを設置する場合は、管頂から30cmの位置に埋設しなければならない。</p> <p><b>1-3-5 現場打カルバート工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリートの施工</b> 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>3. 海岸部での施工</b> 受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害に対して注意して施工しなければならない。</p>	<p>るものとする。</p> <p>ただし、埋戻し箇所の締固めについて、良質土で締固め（締固め度90%程度以上）ながら埋戻すこと。</p> <p><b>1-3-3 矢板工</b> 矢板工の施工については、第3編2-3-4矢板工の規定によるものとする。</p> <p><b>1-3-4 管(函)渠工</b></p> <p><b>1. 管(函)渠の施工</b> 受注者は、管(函)渠の施工については、管(函)渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工</b> 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。</p> <p><b>3. 管(函)渠周辺の埋戻し及び盛土の施工</b> 受注者は、管(函)渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管(函)渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。</p> <p><b>4. ソケット付の管の布設</b> 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。</p> <p><b>5. 管の切断</b> 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、受注者の負担で取換えなければならない。</p> <p><b>6. 埋設表示シート</b> 埋設表示シートを設置する場合は、管頂から30cmの位置に埋設しなければならない。</p> <p><b>1-3-5 現場打カルバート工</b></p> <p><b>1. 均しコンクリートの施工</b> 受注者は、均しコンクリートの施工にあたって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。</p> <p><b>2. 施工計画書</b> 受注者は、1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を監督員に提出しなければならない。</p> <p><b>3. 海岸部での施工</b> 受注者は、海岸部での施工にあたって、塩害に対して注意して施工しなければならない。</p>



改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>ない。</p> <p><b>4. 足場の施工</b> 足場工の施工については、第3編2-10-23足場工の規定によるものとする。</p> <p><b>5. 目地材及び止水板の施工</b> 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、コンクリートとよく付着させ、水密性を保つよう施工しなければならない。</p> <p><b>1-3-6 プレキャストカルバート工</b> プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 排水工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用範囲</b> 本節は、排水工としてウェルポイント排水及びディープウェル排水その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>2. 排水設備の設置</b> 受注者は、湧水量を十分排水できる能力を有する排水設備を設置するとともに、不測の出水などに対して、予備機を準備しておかなければならない。</p> <p><b>3. 湧水及び雨水</b> 受注者は、湧水及び雨水を掘削面に滞留しないよう水替を行わなければならない。</p> <p><b>4. 排水（1）</b> 受注者は、排水を沈砂槽に貯留させてから、最寄の水路、河川、海又は下水道函渠等へ当該管理者の許可を得て放流しなければならない。</p> <p><b>5. 排水（2）</b> 受注者は、排水に際して近くに適当な放流場所がない場合には監督員の<b>承諾</b>を得て、仮排水路等その他安全な方法により、排水を行わなければならない。</p> <p><b>1-4-2 ウェルポイント排水及びディープウェル排水</b></p> <p><b>1. ウェルポイント工事及びディープウェル工事の施工</b> 受注者は、ウェルポイント工事及びディープウェル工事の施工にあたって布設位置、ポンプ設備、排水設備等について、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 排水による効果の調査</b> 受注者は、排水による効果を調査する必要がある場合、監督員の<b>指示</b>により観測井を設け、その記録を監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 施工管理、防護措置</b> 受注者は、排水に伴う近接構造物等への影響を防止するため、施工管理、防護措置を十分に行わなければならない。</p>	<p>ない。</p> <p><b>4. 足場の施工</b> 足場工の施工については、第3編2-10-23足場工の規定によるものとする。</p> <p><b>5. 目地材及び止水板の施工</b> 受注者は、目地材及び止水板の施工にあたって、コンクリートとよく付着させ、水密性を保つよう施工しなければならない。</p> <p><b>1-3-6 プレキャストカルバート工</b> プレキャストカルバート工の施工については、第3編2-3-28プレキャストカルバート工の規定によるものとする。</p> <p><b>第4節 排水工</b></p> <p><b>1-4-1 一般事項</b></p> <p><b>1. 適用範囲</b> 本節は、排水工としてウェルポイント排水及びディープウェル排水その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>2. 排水設備の設置</b> 受注者は、湧水量を十分排水できる能力を有する排水設備を設置するとともに、不測の出水などに対して、予備機を準備しておかなければならない。</p> <p><b>3. 湧水及び雨水</b> 受注者は、湧水及び雨水を掘削面に滞留しないよう水替を行わなければならない。</p> <p><b>4. 排水（1）</b> 受注者は、排水を沈砂槽に貯留させてから、最寄の水路、河川、海又は下水道函渠等へ当該管理者の許可を得て放流しなければならない。</p> <p><b>5. 排水（2）</b> 受注者は、排水に際して近くに適当な放流場所がない場合には監督員の<b>承諾</b>を得て、仮排水路等その他安全な方法により、排水を行わなければならない。</p> <p><b>1-4-2 ウェルポイント排水及びディープウェル排水</b></p> <p><b>1. ウェルポイント工事及びディープウェル工事の施工</b> 受注者は、ウェルポイント工事及びディープウェル工事の施工にあたって布設位置、ポンプ設備、排水設備等について、<b>施工計画書を提出し</b>、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 排水による効果の調査</b> 受注者は、排水による効果を調査する必要がある場合、監督員の<b>指示</b>により観測井を設け、その記録を監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>3. 施工管理、防護措置</b> 受注者は、排水に伴う近接構造物等への影響を防止するため、施工管理、防護措置を十分に行わなければならない。</p>

改正前 (27年版)	改正後 (29年版)
<p><b>第5節 立坑・人孔築造工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、立坑・人孔築造工として立坑工及び人孔築造工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-5-2 立坑工</b></p> <p><b>1.立坑の構造</b></p> <p>受注者は、立坑の構造について、土質、土圧及び荷重条件等に基づく強度計算、施工法を検討のうえ、施工計画書を<b>提出</b>し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-5-3 人孔築造工</b></p> <p><b>1.人孔、ます等の据付接合</b></p> <p>受注者は、人孔、ます等を据付接合する場合、モルタルを敷均して据え付け、漏水しないよう目地仕上げをしなければならない。</p> <p><b>2.口環、縁塊等</b></p> <p>受注者は、口環、縁塊等を路面に合わせて据えなければならない。</p> <p><b>3.インパートの施工</b></p> <p>受注者は、インパートの施工にあたり、管取付部、底部、及び側壁からの漏水がないことを<b>監督員が確認後</b>、汚物が付着停滞しないよう滑らかに仕上げなければならない。</p> <p><b>4.人孔周りの埋戻しの施工</b></p> <p>受注者は、人孔周りの埋戻しの施工にあたり、人孔を損傷しないように、均等、層状に締めなければならない。</p> <p><b>第6節 推進工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、推進工として掘削、推進及び裏込工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-6-2 掘削及び推進</b></p> <p><b>1.推進の施工計画</b></p> <p>受注者は、推進の施工計画にあたり、土質、外圧、及び掘削能力を検討し、安全確実かつ能率的な構造及び設備とし、その製作図、諸機能、構造計算等を監督員に<b>提出</b>し、<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2.管の押込み</b></p> <p>受注者は、管の押込みに先立ち、排水設備を講ずるとともに、押込みに耐えうる支圧壁並びに山留を施さなければならない。</p> <p><b>3.確認</b></p> <p>受注者は、発進方向が定まったら、方向に変動がなく個々に異常がないことを<b>確認</b>して圧入を開始しなければならない。</p>	<p><b>第5節 立坑・人孔築造工</b></p> <p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p>本節は、立坑・人孔築造工として立坑工及び人孔築造工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-5-2 立坑工</b></p> <p><b>1.立坑の構造</b></p> <p>受注者は、立坑の構造について、土質、土圧及び荷重条件等に基づく強度計算、施工法を検討のうえ、<b>施工計画書を提出</b>し、監督員の<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>1-5-3 人孔築造工</b></p> <p><b>1.人孔、ます等の据付接合</b></p> <p>受注者は、人孔、ます等を据付接合する場合、モルタルを敷均して据え付け、漏水しないよう目地仕上げをしなければならない。</p> <p><b>2.口環、縁塊等</b></p> <p>受注者は、口環、縁塊等を路面に合わせて据えなければならない。</p> <p><b>3.インパートの施工</b></p> <p>受注者は、インパートの施工にあたり、管取付部、底部、及び側壁からの漏水がないことを<b>確認し</b>、汚物が付着停滞しないよう滑らかに仕上げなければならない。</p> <p><b>4.人孔周りの埋戻しの施工</b></p> <p>受注者は、人孔周りの埋戻しの施工にあたり、人孔を損傷しないように、均等、層状に締めなければならない。</p> <p><b>第6節 推進工</b></p> <p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p>本節は、推進工として掘削、推進及び裏込工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-6-2 掘削及び推進</b></p> <p><b>1.推進の施工計画</b></p> <p>受注者は、推進の<b>施工計画</b>にあたり、土質、外圧、及び掘削能力を検討し、安全確実かつ能率的な構造及び設備とし、その製作図、諸機能、構造計算等を監督員に<b>提出</b>し、<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2.管の押込み</b></p> <p>受注者は、管の押込みに先立ち、排水設備を講ずるとともに、押込みに耐えうる支圧壁並びに山留を施さなければならない。</p> <p><b>3.確認</b></p> <p>受注者は、発進方向が定まったら、方向に変動がなく個々に異常がないことを<b>確認</b>して圧入を開始しなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>4. 貫入掘削</b> 受注者は、掘削を必ず貫入掘削とし、いかなる場合でも先掘りによる地盤の緩み、沈下あるいは陥没を<b>おこして</b>はならない。</p> <p><b>5. 技術者</b> 受注者は、切羽の状況、排土量等を常に把握して、熟練した技術者によって掘削機の操作を行わなければならない。</p> <p><b>6. 機械の停止</b> 受注者は、掘削中長時間機械を停止させてはならない。やむなく停止させる場合は、必ず切羽面保持のため、安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>7. 地上工作物、地下埋設物等への注意</b> 受注者は、掘進中、地上工作物、地下埋設物及び道路舗装に支障を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>8. 管の接合部</b> 受注者は、管の接合部において止水に注意し、施工しなければならない。</p> <p><b>1-6-3 裏込工</b></p> <p><b>1. 裏込注入</b> 受注者は、裏込注入にあたり、注入圧力、注入パイプ、注入材料の配合、注入順序等について監督員に施工計画書を<b>提出し、承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 作業終了後の注意</b> 受注者は、裏込注入を推進作業終了後、直ちに施工しなければならない。その場合、管体に偏圧を生じさせてはならない。</p> <p><b>1-6-4 調査および測定</b></p> <p><b>1. 管の据付埋込</b> 受注者は、管の据付埋込にあたり、<b>設計図書</b>のとおり常に中心線及び勾配に注意し、誤差を生じないように推進用管を一本推進するごとに中心線及び水準測量を実施しなければならない。</p> <p><b>2. 調査</b> 受注者は、工事により地上、地下構造物に損傷を与えないよう常に構造物の変形に対処できるように詳細な調査を行い、その処置方法の検討をしなければならない。</p> <p><b>3. 沈下量の測定</b> 受注者は、掘進にあたって地上に沈下測点を設け、掘進前後及び掘進中の一定期間について、定期的に沈下量を測定し監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 沈下、陥没等の防止</b> 受注者は、道路面の沈下、陥没等を未然に防止するため、推進工の完了後、空洞調査(電磁波又は同等以上の調査方法)を実施し、監督員に<b>報告</b>しなければならない。空洞調査により、空洞の可能性がある場合は、ボーリング調査を行ない、異常が発見されれば、直ちに復旧工事を実施しなければならない。なお、工事完成後発注者は、<b>静岡市建設工事執行規則</b>により、かし担保期間内に異常が発見されれば、直ちに受注者</p>	<p><b>4. 貫入掘削</b> 受注者は、掘削を必ず貫入掘削とし、いかなる場合でも先掘りによる地盤の緩み、沈下あるいは陥没を<b>起こして</b>はならない。</p> <p><b>5. 技術者</b> 受注者は、切羽の状況、排土量等を常に把握して、熟練した技術者によって掘削機の操作を行わなければならない。</p> <p><b>6. 機械の停止</b> 受注者は、掘削中長時間機械を停止させてはならない。やむなく停止させる場合は、必ず切羽面保持のため、安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>7. 地上工作物、地下埋設物等への注意</b> 受注者は、掘進中地上工作物、地下埋設物及び道路舗装に支障を与えないように施工しなければならない。</p> <p><b>8. 管の接合部</b> 受注者は、管の接合部において止水に注意し、施工しなければならない。</p> <p><b>1-6-3 裏込工</b></p> <p><b>1. 裏込注入</b> 受注者は、裏込注入にあたり、注入圧力、注入パイプ、注入材料の配合、注入順序等について監督員に<b>施工計画書を提出し、承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 作業終了後の注意</b> 受注者は、裏込注入を推進作業終了後、直ちに施工しなければならない。その場合、管体に偏圧を生じさせてはならない。</p> <p><b>1-6-4 調査および測定</b></p> <p><b>1. 管の据付埋込</b> 受注者は、管の据付埋込にあたり、<b>設計図書</b>のとおり常に中心線及び勾配に注意し、誤差を生じないように推進用管を一本推進するごとに中心線及び水準測量を実施しなければならない。</p> <p><b>2. 調査</b> 受注者は、工事により地上、地下構造物に損傷を与えないよう常に構造物の変形に対処できるように詳細な調査を行い、その処置方法の検討をしなければならない。</p> <p><b>3. 沈下量の測定</b> 受注者は、掘進にあたって地上に沈下測点を設け、<b>掘進前後及び掘進中の一定期間について、定期的に沈下量を測定し監督員に報告</b>しなければならない。</p> <p><b>4. 沈下、陥没等の防止</b> 受注者は、道路面の沈下、陥没等を未然に防止するため、推進工の<b>施工前及び完了</b>後、空洞調査(電磁波又は同等以上の調査方法)を実施し、監督員に<b>報告</b>しなければならない。空洞調査により、空洞の可能性がある場合は、ボーリング調査を行ない、異常が発見されれば、直ちに復旧工事を実施しなければならない。なお、工事完成後発注者は、<b>静岡市建設工事執行規則</b>により、かし担保期間内に異常が発見されれば、直</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>に復旧工事を命ずるものとする。</p> <p><b>第7節 シールド工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、シールド工として掘削、推進、一次覆工、裏込工及び二次覆工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-7-2 掘削及び推進</b></p> <p><b>1. シールドの施工計画</b></p> <p>受注者は、シールドの施工計画にあたり、土質、外圧、及び掘削能力を検討し、安全確実かつ能率的な構造を有した設備とし、その製作図、諸機能、構造計算書等を監督員に<b>提出</b>し、<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. シールド機の据付</b></p> <p>受注者は、シールド機を定位置に正確に据付け、監督員の<b>承諾</b>を得た後、掘削作業に着手しなければならない。</p> <p><b>3. 安全確認</b></p> <p>受注者は、掘進について地質に応じてその方法順序等を検討し、安全を<b>確認</b>したうえで施工しなければならない。</p> <p><b>4. 排水、換気、漏電、照明等への注意</b></p> <p>受注者は、掘進中、常に坑内の排水、換気、漏電、照明等に注意し、現場の状況に応じてこれら必要な設備を施さなければならない。</p> <p><b>5. 掘進中の注意</b></p> <p>受注者は、掘進中、管の先端部周辺地山を緩めないよう注意して進めなければならない。</p> <p><b>6. 機械の停止</b></p> <p>受注者は、掘進中、長時間機械を停止させてはならない。やむなく停止させる場合は、切羽面保持のため安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>7. シールド機の運転操作</b></p> <p>受注者は、シールド機の運転操作にあたり、専任技術者を定め、監督員に<b>報告</b>するものとする。専任技術者以外に運転操作をさせてはならない。</p> <p><b>8. 密閉式シールド</b></p> <p>受注者は、密閉式シールドの場合、土質、地下水圧等の変化を常に監視し、その変化に応じて送泥量、泥水圧等の調整を行い、地表面の沈下、噴発等の防止を計らなければならない。</p> <p><b>1-7-3 一次覆工</b></p> <p><b>1. セグメントの組立て</b></p> <p>受注者は、セグメントを1ストローク掘進するごとに直ちに組立てなければならない。</p>	<p>ちに受注者に復旧工事を命ずるものとする。</p> <p><b>第7節 シールド工</b></p> <p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>本節は、シールド工として掘削、推進、一次覆工、裏込工及び二次覆工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p><b>1-7-2 掘削及び推進</b></p> <p><b>1. シールドの施工計画</b></p> <p>受注者は、シールドの<b>施工計画</b>にあたり、土質、外圧、及び掘削能力を検討し、安全確実かつ能率的な構造を有した設備とし、その製作図、諸機能、構造計算書等を監督員に<b>提出</b>し、<b>承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. シールド機の据付</b></p> <p>受注者は、シールド機を定位置に正確に据付け、監督員の<b>承諾</b>を得た後、掘削作業に着手しなければならない。</p> <p><b>3. 安全確認</b></p> <p>受注者は、掘進について地質に応じてその方法順序等を検討し、安全を<b>確認</b>したうえで施工しなければならない。</p> <p><b>4. 排水、換気、漏電、照明等への注意</b></p> <p>受注者は、掘進中、常に坑内の排水、換気、漏電、照明等に注意し、現場の状況に応じてこれら必要な設備を施さなければならない。</p> <p><b>5. 掘進中の注意</b></p> <p>受注者は、掘進中、管の先端部周辺地山を緩めないよう注意して進めなければならない。</p> <p><b>6. 機械の停止</b></p> <p>受注者は、掘進中、長時間機械を停止させてはならない。やむなく停止させる場合は、切羽面保持のため安全対策を講じなければならない。</p> <p><b>7. シールド機の運転操作</b></p> <p>受注者は、シールド機の運転操作にあたり、専任技術者を定め、監督員に<b>報告</b>するものとする。専任技術者以外に運転操作をさせてはならない。</p> <p><b>8. 密閉式シールド</b></p> <p>受注者は、密閉式シールドの場合、土質、地下水圧等の変化を常に監視し、その変化に応じて送泥量、泥水圧等の調整を行い、地表面の沈下、噴発等の防止を計らなければならない。</p> <p><b>1-7-3 一次覆工</b></p> <p><b>1. セグメントの組立て</b></p> <p>受注者は、セグメントを1ストローク掘進するごとに直ちに組立てなければならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>2. セグメントの清浄及び止水</b> 受注者は、セグメントを組立前に清浄するとともに、組立に際しては、特にセグメント継手面に密着するようシール材を施し、止水をしなければならない。</p> <p><b>3. セグメントの取扱い</b> 受注者は、セグメントを变形及び破損しないように取扱い、運搬中及び組立中に变形及び破損が認められたものを使用してはならない。</p> <p><b>4. ボルト孔</b> 受注者は、ボルト孔について目違いのないように調整し、ボルト全数を締め付けなければならない。また、シールド掘進により生ずるボルトのゆるみは、必ず締め直さなければならない。</p> <p><b>5. セグメントの継手位置</b> 受注者は、セグメントの掘進方向における継手位置は、必ず交互に組立てなければならない。</p> <p><b>1-7-4 裏込工</b></p> <p><b>1. 裏込注入（1）</b> 受注者は、裏込注入にあたり、注入圧力、注入パイプ、注入材料の配合、注入順序等について監督員に施工計画書を<b>提出し、承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 裏込注入（2）</b> 受注者は、裏込注入を1ストローク推進するごとに行い、管体に偏圧が生じないように、下方より上方に向かって左右対称に行うとともに、低圧により一次覆工背面の隅々までゆきわたるようにしなければならない。</p> <p><b>1-7-5 二次覆工</b></p> <p><b>1. 覆工コンクリート打設</b> 受注者は、覆工コンクリート打設に使用する型枠、支保工について、製作図を作成して監督員に<b>提出し、承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. セグメントの継手位置</b> 受注者は、セグメントの継手位置と覆工コンクリートの打継目を重ねてはならない。</p> <p><b>3. 事前処置</b> 受注者は、覆工コンクリート打設に先立ってセグメントのボルトの締め具合を点検し、漏水を完全に止め、水洗清掃を行って付着物を除去しなければならない。</p> <p><b>4. 覆工コンクリート打設</b> 受注者は、覆工コンクリート打設にあたり、一区画連続して行い、区画内に打継目を作ってはならない。</p> <p><b>5. 型枠の取り外し</b> 受注者は、打設コンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取り外してはならない。</p>	<p><b>2. セグメントの清浄及び止水</b> 受注者は、セグメントを組立前に清浄するとともに、組立に際しては、特にセグメント継手面に密着するようシール材を施し、止水をしなければならない。</p> <p><b>3. セグメントの取扱い</b> 受注者は、セグメントを变形及び破損しないように取扱い、運搬中及び組立中に变形及び破損が認められたものを使用してはならない。</p> <p><b>4. ボルト孔</b> 受注者は、ボルト孔について目違いのないように調整し、ボルト全数を締め付けなければならない。また、シールド掘進により生ずるボルトのゆるみは、必ず締め直さなければならない。</p> <p><b>5. セグメントの継手位置</b> 受注者は、セグメントの掘進方向における継手位置は、必ず交互に組立てなければならない。</p> <p><b>1-7-4 裏込工</b></p> <p><b>1. 裏込注入（1）</b> 受注者は、裏込注入にあたり、注入圧力、注入パイプ、注入材料の配合、注入順序等について監督員に<b>施工計画書を提出し、承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. 裏込注入（2）</b> 受注者は、裏込注入を1ストローク推進するごとに行い、管体に偏圧が生じないように、下方より上方に向かって左右対称に行うとともに、低圧により一次覆工背面の隅々までゆきわたるようにしなければならない。</p> <p><b>1-7-5 二次覆工</b></p> <p><b>1. 覆工コンクリート打設</b> 受注者は、覆工コンクリート打設に使用する型枠、支保工について、製作図を作成して監督員に<b>提出し、承諾</b>を得なければならない。</p> <p><b>2. セグメントの継手位置</b> 受注者は、セグメントの継手位置と覆工コンクリートの打継目を重ねてはならない。</p> <p><b>3. 事前処置</b> 受注者は、覆工コンクリート打設に先立ってセグメントのボルトの締め具合を点検し、漏水を完全に止め、水洗清掃を行って付着物を除去しなければならない。</p> <p><b>4. 覆工コンクリート打設</b> 受注者は、覆工コンクリート打設にあたり、一区画連続して行い、区画内に打継目を作ってはならない。</p> <p><b>5. 型枠の取り外し</b> 受注者は、打設コンクリートが必要な強度に達するまで型枠を取り外してはならない。</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p><b>6. 二次覆工の施工</b> 受注者は、二次覆工の施工に関し、<b>設計図書</b>によりがたい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-7-6 調査及び測定</b></p> <p><b>1. 外圧の測定</b> 受注者は、セグメント及びシールドにかかる外圧の測定を監督員が<b>指示</b>した場合、その結果を<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 調査</b> 受注者は、工事により地上、地下構造物に損傷を与えないよう常に構造物の変形に対処できるように詳細な調査を行い、その処置方法の検討をしなければならない。</p> <p><b>3. 監視人</b> 受注者は、掘進中に各種ジャッキ、山留等に<b>監視人</b>をつけ、シールドの掘進推力等の記録を保管し、監督員が<b>提示</b>を求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p><b>4. 沈下量の測定</b> 受注者は、掘進にあたって地上に沈下測点を設け、掘進前後及び掘進中の一定期間について、定期的に沈下量を測定し監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 坑内測量</b> 受注者は、掘進中のシールドの蛇行及び回転の傾向をなるべく早期に把握するため、少なくとも1日1回、必ず坑内測量を行わなければならない。</p> <p><b>6. 中心線の偏位チェック</b> 受注者は、監督員が必要と認めた場合、坑内測量の外に地表のシールド基線から計測管を降ろし中心線の偏位チェックを行わなければならない。</p> <p><b>7. 沈下、陥没等の防止</b> 受注者は、道路面の沈下、陥没等を未然に防止するため、掘進工の完了後、空洞調査(電磁波又は同等以上の調査方法)を実施し、監督員に<b>報告</b>しなければならない。空洞調査により、空洞の可能性がある場合は、ボーリング調査を行ない、異常が発見されれば、直ちに復旧工事を実施しなければならない。なお、工事完成後発注者は、<b>静岡県建設工事執行規則</b>により、かし担保期間内に異常が発見されれば、直ちに受注者に復旧工事を命ずるものとする。</p> <p><b>第8節 その他</b></p> <p><b>1. 腕章の着用</b> 現場代理人、主任技術者又は監理技術者等現場に従事する責任者は、発注者の貸与する腕章を着用しなければならない。</p> <p><b>2. 安全管理パトロールの実施</b> 受注者は、工事期間中、毎日安全管理パトロールを実施し、その要領は監督員が<b>指示</b>するものとする。</p> <p><b>3. 工事完成検査終了後の異常処置</b> 受注者は、工事完成検査終了後においても道路陥没等の異常に対応するよう常に</p>	<p><b>6. 二次覆工の施工</b> 受注者は、二次覆工の施工に関し、<b>設計図書</b>によりがたい場合は、監督員と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><b>1-7-6 調査及び測定</b></p> <p><b>1. 外圧の測定</b> 受注者は、セグメント及びシールドにかかる外圧の測定を監督員が<b>指示</b>した場合、その結果を<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>2. 調査</b> 受注者は、工事により地上、地下構造物に損傷を与えないよう常に構造物の変形に対処できるように詳細な調査を行い、その処置方法の検討をしなければならない。</p> <p><b>3. 監視人</b> 受注者は、掘進中に各種ジャッキ、山留等を<b>監視</b>し、シールドの掘進推力等の記録を保管し、監督員が<b>提示</b>を求めた場合、これに応じなければならない。</p> <p><b>4. 沈下量の測定</b> 受注者は、掘進にあたって地上に沈下測点を設け、<b>掘進前後及び掘進中の一定期間</b>について、定期的に沈下量を測定し監督員に<b>報告</b>しなければならない。</p> <p><b>5. 坑内測量</b> 受注者は、掘進中のシールドの蛇行及び回転の傾向をなるべく早期に把握するため、少なくとも1日1回、必ず坑内測量を行わなければならない。</p> <p><b>6. 中心線の偏位チェック</b> 受注者は、監督員が必要と認めた場合、坑内測量の外に地表のシールド基線から計測管を降ろし中心線の偏位チェックを行わなければならない。</p> <p><b>7. 沈下、陥没等の防止</b> 受注者は、道路面の沈下、陥没等を未然に防止するため、掘進工の<b>施工前及び完了</b>後、空洞調査(電磁波又は同等以上の調査方法)を実施し、監督員に<b>報告</b>しなければならない。空洞調査により、空洞の可能性がある場合は、ボーリング調査を行ない、異常が発見されれば、直ちに復旧工事を実施しなければならない。なお、工事完成後発注者は、<b>静岡県建設工事執行規則</b>により、かし担保期間内に異常が発見されれば、直ちに受注者に復旧工事を命ずるものとする。</p> <p><b>第8節 その他</b></p> <p><b>1. 腕章の着用</b> 現場代理人、主任技術者又は監理技術者等現場に従事する責任者は、発注者の貸与する腕章を着用しなければならない。</p> <p><b>2. 安全管理パトロールの実施</b> 受注者は、工事期間中、毎日安全管理パトロールを実施し、その要領は監督員が<b>指示</b>するものとする。</p> <p><b>3. 工事完成検査終了後の異常処置</b> 受注者は、工事完成検査終了後においても道路陥没等の異常に対応するよう常に</p>

改正前（27年版）	改正後（29年版）
<p>現状を把握し、異常があった場合は、発注者と<b>協議</b>し、速やかに措置をするものとする。</p> <p><b>4.パトロールの実施</b></p> <p>推進又はシールド路線においては、完成後2年間、月1回工事施工路線のパトロールを実施し、発注者の指定する報告書を<b>提出</b>しなければならない。報告書の<b>提出</b>は毎月第2月曜日とする。</p> <p><b>5.私設排水管・農業用水管等の撤去・取り壊し</b></p> <p>受注者は、掘削時に露出した私設排水管（下水・雨水）又は農業用水管等を、一時撤去若しくは取り壊した場合、現状に復旧するとともにその箇所所有者の住所、氏名、現況構造物の形状寸法を図式化し、写真に表して完成後10年間保存するものとし、苦情等に対応できるようにすること。</p> <p><b>6.取付管位置決定の調査</b></p> <p>受注者は、本工事により供用開始となる受益者の取付管位置決定の調査に協力し、「公共下水道取付管等設置承諾書」に必要事項を記入したものを<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>7.書類の提出</b></p> <p>受注者は、<b>精算図面4部</b>及びその他資料等を作成し、完成検査後、<b>速やかに提出</b>すること。</p> <p><b>8. 警報等発令時の現場管理の実施</b></p> <p>受注者は、大雨、洪水警報や特別警報発令時及び解除時に、それぞれ現場パトロールを実施し、発注者の指定する様式で速やかに報告しなければならない。</p> <p><b>9. 下水道建設工事標準図について</b></p> <p>受注者は、下水道建設工事標準図を静岡市のホームページからダウンロードするものとする。</p>	<p>現状を把握し、異常があった場合は、発注者と<b>協議</b>し、速やかに措置をするものとする。</p> <p><b>4.パトロールの実施</b></p> <p>推進又はシールド路線においては、完成後2年間、月1回工事施工路線のパトロールを実施し、発注者の指定する報告書を<b>提出</b>しなければならない。報告書の<b>提出</b>は毎月第2月曜日とする。</p> <p><b>5.私設排水管・農業用水管等の撤去・取り壊し</b></p> <p>受注者は、掘削時に露出した私設排水管（下水・雨水）又は農業用水管等を、一時撤去若しくは取り壊した場合、現状に復旧するとともにその箇所所有者の住所、氏名、現況構造物の形状寸法を図式化し、写真に表して完成後10年間保存するものとし、苦情等に対応できるようにすること。</p> <p><b>6.取付管位置決定の調査</b></p> <p>受注者は、本工事により供用開始となる受益者の取付管位置決定の調査に協力し、「公共下水道取付管等設置承諾書」に必要事項を記入したものを<b>提出</b>しなければならない。</p> <p><b>7.書類の提出</b></p> <p>受注者は、<b>精算図データ、精算図面</b>及びその他資料等を作成し、完成検査後、<b>1ヶ月以内に提出</b>すること。</p> <p><b>8. 警報等発令時の現場管理の実施</b></p> <p>受注者は、大雨、洪水警報や特別警報発令時及び解除時に、それぞれ現場パトロールを実施し、発注者の指定する様式で速やかに報告しなければならない。</p> <p><b>9. 下水道建設工事標準図について</b></p> <p>受注者は、下水道建設工事標準図を静岡市のホームページからダウンロードするものとする。</p>